昭和九年十月十五日印刷
昭和九年十月二十日發行

國譯一切經 律部 六

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者 渡邊通夫
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所 大東出版社
東京市芝區芝公園地七號地十番
振替東京一九四七一番
電話芝 二一一六番 / 三〇四〇番

製本所 兩角製本所

索　　引

（頁數は通頁を表はす）

— 律部六索引終 —

くせば盡く佐け作すべし、閑住するを得ず。若し和上弟子の病むを見る時は應に若しは活き若しは死するを看るべし、應に隨病食、隨病藥を覓むべし、應に弟子の物を取りて作るべし、弟子に無ければ和上物を與へよ、若し自らに物無ければ他に從ひて求め與へよ、知識無く求めて得ること能はざれば若し乞食の時好食を得れば與へよ。若し僧弟子に憶念羯磨を與へ、不癡羯磨を與ふれば是の言を作せ、如法に我が弟子に憶念羯磨、不癡羯磨を與へよと、若し僧弟子に苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨を與ふれば和上應に如法に佐けて言ふべし、我が弟子に苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨を與ふること莫れと。若し僧已でに苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨を作し竟れば應に言ふべし、輕く作し重く作すこと莫れと、若し僧弟子に覓罪羯磨を與へんと欲すれば應に如法に佐けて言ふべし、輕く作し重く作すこと莫れと。

欝提若し僧弟子に不見擯羯磨、不作擯羯磨、惡邪不除擯羯磨を與ふれば和上は應に言ふべし、不見は見を敎へ不作は作を敎へ不除は除を敎ゆと。欝提若し弟子僧殘罪を犯じ應に與に別住、摩那埵、本日治、出罪羯磨を作すべくんば和上是の言を作せ、僧我が弟子に別住、摩那埵、本日治、出罪羯磨を與へたりと。欝提、應に日日時に弟子を敎ゆべし、早起、食後、日沒時なり、早起に敎へて言へ、惡知識、惡伴、弊惡人に近づくこと莫れと、食後に敎へて言へ惡知識、惡伴、弊惡人に近づくこと莫れと、日沒時に敎へて言へ惡知識、惡伴、弊惡人に近づくこと莫れと。若し非法を作せば應に呵して止むべし、欝提三種の呵止有り、一には喚びて作さず、二には共語せず、三には所作有らんと欲するも作すを聽さゞるなり。

〔昭和九年九月十一日了〕

僧如法に我が和上に別住、摩那埵、本日治、出罪羯磨を與へよと。

欝提、是の弟子和上に白さずして他に讀經を教ふるを得ず、誦經し他をして憶念せしむるを得ず、並誦するを得ず、和上に白さずして他に從ひて法を受くるを得ず、他に法を授くるを得ず、他に從ひて憶念を受くるを得ず、並誦するを得ず、他に衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形壽藥を與ふるを得ず、他の與に衣を作るを得ず、他をして衣を作らしむるを得ず、他の與に剃髮するを得ず、他をして剃髮せしむるを得ず、和上に白さずして一切の所作大小便を除き、楊枝を嚼み佛を禮すること有るを得ず。欝提、若し和上聚落に入らんと欲すれば弟子應に入聚落衣を授くべし、應に臥衣を揲して擧すべし、弟子若し和上に隨ひ聚落に入れば應に鉢杖僧伽梨を取るべし、前に在りて行くべからず、大だ逼りて近づくべからず、並行するを得ず。若し師非法を說けば應に諫止すべし、若し法を說けば應に隨喜すべし、若し說法の時施を得れば弟子應に取るべし、若し聚落に到れば應に鉢杖僧伽梨を授くべし、弟子若し前に在りて聚落を出づれば應に遠く住すべからず、應に和上の鉢杖僧伽梨を取るべし、若し和上と共に道を行けば弟子應に杖を取り、盛油囊、革屣、鍼綖囊を取るべし。欝提弟子は應に日日三時和上の邊に到るべし、早起、食後、日沒時なり、早起時には應に大小便器、唾器を除くべし、食後には應に塗地を掃灑すべし、日沒時には應に大小便器、唾器を邊に著け。

(4)欝提佛に白して言さく、世尊弟子は和上に於いて是の如き法を行ず、和上は弟子に於いて當に云何すべきと、佛欝に語りたまへり、弟子是の行を作せば和上は應に修多羅、毘尼、阿毘曇を誦するを教へ衣鉢、戸鉤を與へ時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべし。若し弟子衣を作る時は和上應に佐けて作るべし、若し衣を浣ひ衣を染め、割截、簪刺、舒展する時は皆應に佐けて作すべし、若し自ら能はざれば他を倩へ、若自ら盡作すること能はざれば亦他を使ふべし、若し隨つて能

し、應に唾器を安んずべし、若し弟子更に洗はんと欲すれば應に和上に白し已りて洗ふべし。若し最後に浴室中に洗ふ者は應に繩床を擧して一處に著き水瓶水瓨を擧すべし、應に灰を以つて火を覆ひ浴室を出で、閉を閉じ樗を下し已りて去れ。

若し誦せんと欲する時は三問に至りて能く得る者は應に力に隨ひて和上に從つて受くべし、受け已りて一處に在りて憶念思惟せよ、若し得れば誦し若し得ざれば更に問へ。明日應に大小便器、唾器を掃すべし、棄て已りて應に和上に問ふべし、粥を須ひ食を須ふるや不やと、若し粥を須ふと言はゞ應に釜器を安んじ均を辦じ匕を辦ずべし、若し食を須ふと言はゞ應に食を辦ずべく食器を辦ずべし。若し和上病めば弟子應に若しは活き若しは死するを看るべし、應に隨病食、隨病藥を覓むべし、應に和上の物を取りて供養を作すべし、若し和上に無ければ自ら辦ぜよ、若し自らに無ければ他に從ひて求めよ、若知識無く得ること能はざれば乞食の時好を得れば應に和上に與ふべし。

(2)欝提、若し僧和上に憶念羯磨を與へ若しは不癡羯磨を與ふる時は應に和上に代り去きて是の言を作せ、僧我が和上に憶念羯磨若しは不癡羯磨を與ふと、僧和上に苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨を與ふる時弟子は法を以つて和上を佐けて言へ、僧我が和上に苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨を與ふること莫れと。若し僧已でに和上の與に是の苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨を作し竟れば弟子應に言ふべし、僧我が和上の與に輕く羯磨を作し重く作すこと莫れと。欝提、若し僧和上に覓罪相羯磨を與ふれば弟子は應に往いて言ふべし、僧如法に我が和上に覓罪羯磨を與ふること莫れと、若し僧和上に覓罪羯磨を與へ竟れば弟子應に僧に從ひて乞ふべし、輕く作し重く作すこと莫れと。若し僧和上に不見擯羯磨、不作擯羯磨、惡邪不除擯羯磨を與ふれば弟子は應に往いて僧に白して言へ、不見は見るを教へ不作は作すを教へ不除は除を教へんと。欝提若し和上僧殘罪を犯じ應に別住、摩那埵、本日治、出罪羯磨を與ふべくんば弟子應に往いて言ふべし、

(2)佛舍衞國に在しき、長老欝提共行の弟子有り、恭敬心無し、僧坊中に入りて亦恭敬心無し、時に長老欝提往いて佛所に到り頭面禮足し一面に在りて坐し已りて佛に白して言さく、世尊我が共行弟子恭敬心無く、僧坊中に入りて亦恭敬心無し、世尊云何んが弟子をして和上に恭敬心有らしめんと、佛言はく、小らく住せ欝提、我れ汝に問ふ時當に說くべしと。佛是の事を以つて比丘僧を集め已り欝提に語りて言はく、汝說かんと欲すれば說けと、欝提言はく、世尊我が共行の弟子恭敬心無く僧坊中に入りて亦恭敬心無し、云何んが弟子をして和上に恭敬心有らしめんと。佛欝提に語りたまへり、共行の弟子は和上に敬心を生ずべし、僧坊に入りて亦應に敬心を生ずべし、應に和上に鉢、衣、戶鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべし、若し和上衣を作る時は應に代りて作るべし、衣を浣ふ時。衣を染むる時、衣を割截する時、衣を簪する時、衣を刺す時、舒展する時は皆應に代りて作すべし、若し自ら能はざれば應に他に賃して作すべし、若し自ら盡作すること能はざれば亦應に他を借るべし、若し能く盡作すれば應に作すべし、閑住するを得ずと。佛欝提に語りたまへり、若し和上浴室中にて洗はんと欲する時は弟子先きに應に浴具を辨じ薪を落き油、澡豆を著くべし、若し和上浴室に入る時は弟子應に浴衣を持して與へ所著の衣を攝取して床を與ふべし、應に水瓶を與へ杖を授くべし。若し和上力少なければ弟子應に手にて扶くべし、若し大いに羸劣なれば應に負ひて浴室に入るべし、應に衣を攝して一面に著き坐して床上に著き瓮を以つて前に著くべし、若し弟子洗はんと欲する時は應に和上に白し壁に向ひて洗ふべし、應に病想を生じ藥想を生ずべしと。佛言はく、和上汗出づる時は弟子先きに應に脚を揩るべし、次に髆、髀、腰、脊、胸脊を揩るべし、若し和上洗ひ竟れば應に衣を授け與へ床を取り水器を取り杖を取るべし、應に薪を以つて竈中に著くべし。若し和上少力なれば應に手にて扶くべし、若し大いに羸劣なれば應に負ひて房に還り床上に坐せしむべし、應に浴衣を取りて擧すべし、臥衣を授くべし、應に大小便器安んずべ

【一九】　欝提（Udāyi?）。

須陀洹、斯陀含、阿那含、阿羅漢果を知るべし、若し未だ得ざる者は誦讀するを知るべし、日珠月珠を畜ふべからず、是の如き法を應に廣く知るべし、應に禪杖を畜ふべし、[一八]瞿尼沙修多羅中に廣く說くが如く應に之れを修行すべし。

(5)佛舍衞國に在しき、阿耆達婆羅門釋俱梨餅を擔ひ往いて佛所に到り佛に與へたり、佛言はく、僧に分與せよと、卽ち僧に分與し已り佛前に在りて呪願を聽けり、佛種種の說法を爲し諸比丘餅を噛みて聲を作せり。阿耆達叉手して佛に白して言さく、世尊沙門瞿曇一切の弟子を敎化したまひ皆能く受くるやと、佛言はく、受くる者有り受けざる者有りと、婆羅門言はく、實に爾り瞿曇法の爲の者有り食の爲の者有りと。佛阿耆達の爲に種種說法し示敎利喜し已りて默然したまへり、時に阿耆達佛の說法し示敎利喜したまふを聞き已りて坐より起ち佛足を禮して右遶して去れり、去ること久しからずして佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より說法の時、呪願の時、讃法の時食するを得ず、食する者は突吉羅なりと。

五、(1)佛波羅㮈國に在しき、佛中前に衣を著し鉢を持し波羅㮈城に入りて乞食せんと欲したまひき、一新比丘有り、中前に衣を著け鉢を持し先きに城に入りて乞食せり、佛遙かに是の比丘の他の門前に在るを見たまひ是の比丘も亦佛を見たり、佛を見已りて慚愧低頭せり。佛乞食より還り衣鉢を攝し竟り是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、我れ今は中前に衣を著け鉢を持して城に入りて乞食し一新比丘も亦衣を著け鉢を持して先きに城に入りて乞食するを見たり、我れ是の比丘を見、比丘我れを見る故に慚愧低頭せり、諸比丘に語る、誰れか中前に衣を著け鉢を持して城に入り乞食せしやと、是の比丘慚愧し長跪合掌して佛に白して言さく、我れ是れなりと、佛言はく、善哉善哉、我れを見る故に慚愧し情を攝す、若し比丘比丘尼、優婆塞優婆夷及び諸外道沙門婆羅門を見て亦攝情低頭すべし、長夜に安樂を得んと。

【一八】瞿尼沙修多羅。中阿含二十六瞿尼師經(正藏第一卷)なり、巴利は中部六十九 Gulissāni Suttaなり、阿練若比丘(Araññaka)瞿尼師に對する敎誡を說く經なり。

を信敬し是の言を作せり、當に看るべし、火有りや不や、言はく無しと、食有りや不や、言はく無し、水有りや不や。言はく無しと、共に相謂つて言はく、是の沙門釋子清淨なりと、洗脚處を看よ水有りや不や、言はく無し、淨水瓶常用水瓶を看よ水有りや不や、言はく無しと、是の言を作せり、是の比丘を將ひ來れと、卽ち將ひて來下せり。問うて言はく大德火有りや不やと、答へて言はく無し、鑽火具有りや不や、火を鑽せんと欲すと、答へて言はく無し、大德我等飢ゆ食有りや不やと、答へて言はく無し、問ふ食器有りや不や、我れ食を作らんと欲すと、答へて言はく無し、大德我等渴す水有りや不やと、答へて言はく無し、取水器有りや不や、淨水瓶常用水瓶有りや不やと、答へて言はく、無しと。又問ふ大德我れ彼の聚落に至らんと欲す、我れに道處を示敎せよと、答へて言はく知らず、又問ふ時節早きや晩きやと、答へて言はく知らず、又問ふ今是れ何日なるや答へて言はく知らず、又言はく唄を作せ答へて言はく能はず、又言はく呪願せよ答へて言はく能はず、又言はく法を讃ぜよ答へて言はく能はずと。是の賊共に相謂つて言はく此の阿練若比丘一の阿練若法無し、是の比丘當に自ら活すること能はざる故に出家せるべし、當に之れを熟打すべしと、卽ち手脚を以つて是の比丘を打ち已りて捨て去れり。是の比丘大いに苦惱を受け是の事を以つて諸比丘に語り諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め、諸比丘に語りたまへり。今より當に[一七]阿練若比丘の儀法を敎ゆべし、應に是の法を學すべしと。

今より阿練若比丘人有りて來れば先きに應に共語し好正に憶念し顏色を和悅すべし、頭を垂るべからず、善來と言ふべし、應に火及び火鑽を畜ふべし、食と食器を畜ふべし、應に水、水器を畜ふべし、應に洗脚水、水器、淨水瓶、常用水瓶を畜へ水を盛滿すべし、應に道を知り、日を知り、時を知り、夜を知り、夜分を知るべし、應に星宿を知るべし、應に星宿法を學すべし、應に修多羅、毘尼、阿毘曇を誦すべし、應に修多羅、毘尼、阿毘曇を學解すべし、應に初禪、二禪、三禪、四禪、

【一七】阿練若比丘の儀法。

し[一四]五種の能色の衣を著するを得ず、納衣を除く。若し比丘貧にして衣少なく割截衣を得ること能はざれば衣上に[一五]牒を安んぜよ、若しは五、若しは七、若しは九、若は十一、若しは十三、若しは十五、若しは十五を過ぐ、若し能く得れば應に割截して僧伽梨、欝多羅僧、安陀衛を作るべし、是れを衣法と爲す。

(3)佛王舍城に在しき、大僧坊有り初夜中夜後夜に多く客比丘有り、一切時に來宿し晨朝に便ち去れり、上座下座に問うて言はく、何を以つて客比丘無きやと、答へて言はく有りと、何を以つて來りて上座に見えざると、我等我の人の來去を知らずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若し客比丘來れば應に先きに上座を禮拜すべしと、時に彼の僧坊に千二百五十の比丘有り、客比丘一一禮拜して初夜を過ぎ道行に疲極して遍ずるを得ること能はず、諸比丘云何すべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、應に四上座を問訊すべしと。客比丘有り暮れに來りて問へり、第一上座何處に在りやと。答へて言はく、耆闍崛坊に在りと、又問ふ、第二上座は復何處に在りやと、答へて言はく[一六]毘伽羅坊に在りと。又問ふ、第三上座は何處に在りやと、答へて言はく、貴守陀羅坊に在りと、又問ふ第四上座は何處に在りやと、答へて言はく薩多訶求坊に在りと。往いて問訊する時道中に師子、虎、狼の畏、豹、熊、羆、多羅刹等の畏有り、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、坊舍中に入る所に隨ひ卽彼の四上座を禮せよと。禮する時大坊舍の門外に在りて住し立つこと久しく迷悶吐逆して樂しまず、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若し時に上座を見ることを得れば應に禮すべし、時に見ることを得ざれば則ち止めよと。

(4)佛舍衞國に在しき、憍薩羅國の阿練若處に一比丘有り中に在りて住せり、時に賊來り僧坊に入り、是の比丘の閣上に在るを見て卽ち人を遣はして是の比丘を將ひて來下せり。時に彼の賊主佛法

【一四】五種純色衣。青黃赤白黑の衣にして比丘の衣はこのいづれにも非ざる色なるべし、染めてこの五色ならざる樣にすることを壞色と云ふ、これ世人の貪著を離れしめんが爲なり。

【一五】牒を安んず。衣材不足にて割截すること能はざる時は衣の上に小布（葉）を縫ひつけて割截の形を現はす、これを牒と云ふ。

【一六】毘伽羅（Vebhāru）。王舍城周圍の五山の一なり。

覆地物を出すべし、出し已りて應に掃灑し地を塗るべし、床席、被褥、枕、覆地物を抖擻し虫を覓め已りて還た敷きて本の如くすべし。洗脚瓮、常用水瓶に皆水を著け革屣を捉りて先きに前頭を拭ひ次に後中を拭ひ帯を拭へ、若し右邊に在れば右手にて水を取り左手にて足を洗へ、足を洗ひ已りて革屣を著して房に入り門を閉ぢて樿を下し却つて繩床に座せ、先きに一脚を擧し次に一脚を擧し擧し已りて大座し諸法を正觀せよ。地了時に應に舊比丘に問ふべし、此の僧坊中前食有りや前食無きや、時食有りや時食無きや、何處に惡狗惡牛大童女寡婦家有りや、何處か是れ僧羯磨學家、覆鉢羯磨家なりや、何處に行く可く何處に行く可らざるやと、是の事を問ひ已りて應に乞食を行ずべし。若し客比丘去らんと欲する時は灌、繩、掃箒を以つて本主に還付し臥具を摒擋[一三]し門を閉じ樿を下し已りて去れ。

(2)佛阿羅毘國に在しき、時に僧伽藍を新作せり、比丘有り匠と作り僧伽梨を著して石を輦び墼を輦び草を輦び泥を輦び手を以つて壁に泥し、黒泥糠泥汚灑もて壁を泥し、赤色泥白色泥もて壁を泥し、僧坊を灑掃し地を塗る故に衣を汚し、是の汚衣を著して聚落に入りて乞食せり。諸居士呵責せり、餘の沙門婆羅門有り淨衣を著して聚落に入りて乞食す、是の沙門釋子は自ら善好有德と言ひ是の汚衣を著して聚落に入りて乞食し壓油人の如しと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より僧伽梨を著して石を輦び泥を輦び草を輦び泥もて壁を泥り、手を以つて壁を塗り、糠泥汚灑もて壁を塗り、黒色赤白色に壁を塗り、僧坊を掃灑し地を塗るを得ず、脚もて僧伽梨を蹋むを得ず、僧伽梨を敷きて坐するを得ず、僧伽梨の上に臥するを得ず。身に襯して僧伽梨を著するを得ず。僧伽梨を著するには僧伽梨を著する法の如くし、欝多羅僧を著するには欝多羅僧を著する法の如くし、安陀衛を著するには安陀衛を著する法の如くすべし、三種の壞色を以つて淨を作

【一三】摒擋。おほひかくすなり。

時禮するを得ず、食する者に禮するを得ず、自ら衣を縫ふ時禮するを得ず、衣を縫ふ者に向ひて禮を作すを得ず、自ら剃髪する時禮を作すを得ず、亦剃髪する者を禮するを得ず、自ら高處に在りて下處を禮するを得ず、下處も亦高處を禮するを得ず、佛前にて人に禮するを得ず、佛塔聲聞塔前にても亦人に禮するを得ず、大小便處、聚處、浴室乃至不安隱處にて皆禮するを得ず、道に在りて行く時禮するを得ず、若し至心に禮せんと欲すれば上座に語れ、住したまへ我れ禮せんと欲すと、若し住すれば應に禮すべく住せざれば禮すべからず。

四、(1)佛舍衞國に在しき、客比丘有りて暮に來り次にて空房舍を得たり、時に床上に盤蛇(はんだ)有りて睡れり、比丘看ずして便ち蛇上に坐し蛇の爲に螫(き)され蛇と倶に死せり。五六日を經て青蠅有りて出づ、諸比丘蠅の出入するを見共に相謂つて言はく、此の房中青蠅有りて出づ當に入りて看來らんと、入り已つて便ち見是の言を作せり、是の比丘必ず是の蛇上に坐し蛇の爲に螫され二倶に死せるのみと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より[三]客比丘の儀法を教へん、若し客比丘僧坊中に到れば應に偏袒著衣し泥洹僧(ないをんぞう)を著し高ければ應に下に著すべし、衣嚢の右肩上に在るを應に轉じて左肩上に著け若し杖、油嚢、革屣、針筒右手中に在れば應に左手中に移すべし。若し大小便せんと欲すれば應に先きに外にて却し已りて僧坊に入れ、若し水を得れば足を洗ひ已りて入り、若し水を得ざれば草樹葉を以つて足を拭ひ已りて入れ、若し門閉づれば應に門を開くを求むべし、若し開けば應に入るべし、若し開かざれば僧坊外に牆塹刺棘(しきよく)有れば應に現處に在りて立ち一心淨に威儀を持し大人の相を作し他の善心を起せ。若し舊比丘を見れば應に問ふべし、此の僧坊中に若干歲比丘の房有りや不やと、答へて空なりと言はゞ應に問ふべし、何れを用ふるやと、若し井水と言はゞ應に盥(くわん)及び繩掃箒(さうする)を索むべし。應に房戶を開きて彈指すべし、若し毒蛇有れば彈指して去らしめよ、當に徐ろに往いて枕、被褥、床榻、

【三】客比丘の儀法。

りて諸比丘に語りたまへり、今より佛前にて揚枝を嚼むを得ず、和上阿闍梨の前一切上座の前佛塔前聲聞塔前漑室講堂厨下大門前厠邊の水を安く處、小便處浴室中多人行處にて揚枝を嚼むを得ず、嚼む者は突吉羅なり、不犯とは同歳比丘の前は不犯なり。

(5)佛王舍城に在しき、裸形外道有り疥瘙を病み往いて耆婆に語れり、我が此の病を治せと、答へて言はく、浴室中にて洗へば乃ち差ゆるを得べしと、外道是の言を作せり、我れは是れ外道裸形にて著する所無し、何に由つて浴室に洗ふを得んやと、耆婆言はく頗し親里相識の比丘有りや不やと、答へて言はく無しと、耆婆言はく唯浴室に洗ふを得て差ゆべしと。是の外道即ち往いて竹園に到り新學比丘及び沙彌に問うて言はく、汝等何時浴室にて洗ふやと、答へて言はく、某日なりと、時に外道屈指して日を數へ或は右を擲げて日を數へ或は籌を作して日を數ふ、若干日已でに過ぎ若干日在りと。浴日に到り來至して竹園に入り一面に在りて立ち諸比丘云何んが浴室に入りて洗ふやを看たり。或は比丘の衣を著けて入り有り或は泥を以つて身に塗りて入る有り、是の外道即ち泥を以つて身に塗りて入り、老上座の如似し、諸比丘是の念を作せり、是の上座比丘何處より來ると、共に相謂つて言はく、上座來る上座の床を與へんと、卽便ち床を與へ器に水を盛滿して前に著き汗出で已り諸比丘亦與に脚、髀、膊、胸、背を揩せり、擧身を揩し已り疥瘙卽ち除き身淸淨を得たり。淸淨し已り喚んで衣を擔ひ來り上座に與ふ、是の外道言はく、汝等不好なり衣を著するを用ふるを爲さんやと、諸比丘言はく不善なり、將た外道の與に洗はずやと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、今日より露身を揩するを得ず、他も亦露身なるを揩するを得ず、兩露身なるも亦相揩するを得ず、比丘闇中にて禮を作すを得ず、覆面する者を禮するを得ず、睡る者を禮するを得ず、三昧に入る者を禮するを得ず、揚枝を嚼む者を禮するを得ず、自ら揚枝を嚼むも亦禮を作すを得ず、自ら洗面もて禮を作すを得ず、亦洗面する者に向ひて禮するを得ず、自ら食する

【二】揩。すり、ぬぐふなり。

きを知らず、佛言はく、上座作すべしと、爾の時偷羅難陀少興寡聞にして時に上座と爲れり、佛言はく、若し上座能はざれば次の第二作すべし、第二能はずれば第三作すべし、是の如く次第に能くする者應に作すべしと。

佛舍衞國に在しき、時に諸女人次第に佛及び僧を請じ種種の飲食を辦ぜり、諸比丘食し已りて唄せず呪願せずして去れり、諸女人是の言を作せり、我れ等女人薄福誰れか當に我れ等の爲に唄呪願讃歎すべきと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今より亦應に女人の爲めに唄呪願讃歎すべし、若し淨人無ければ上座四人を留めて住せと。住する時諸上座吐悶し佛に問へり佛言はく、應に諸女人に語り已りて去れと。

(4)佛舍衞國に在しき、一比丘有り曼頭羅と名づく、是れ婆羅門の種にて出家して比丘と作り、下を患ひ是の念を作せり、云何んが數數水を以つて洗はんと。佛言はく、應に物を以つて拭くべしと。拭く時一葉を用つて拭き拭き已りて不淨なり、佛言はく、應に兩重して用ふべしと、兩重を用つて拭く時一重舒して手を汚せり。佛言はく、應に屈處を截るべしと、時に截處大便道を傷けり、佛言はく截るべからず應に一枚を用つて淨拭すべしと、拭く時擲棄し厠中に著けり、著き已りて厠に滿てり、滿ち已りて佛言はく、應に一處に著くべしと、時に淨用不淨用共に一處に著き取る時手を汚せり、佛言はく、右邊に淨用を安き左邊に不淨用を捨てよと。一處に著く時大聚す、佛言はく、除却せよと、除却する時吐逆せり。佛言はく、應に器を安き若し滿つれば遠く餘處に棄つべしと。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘洗脚處にて楊枝を嚼み後比丘來りて不淨を見て吐逆せり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと。答へて言さく、實に作せり世尊と。佛種種の因緣を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ僧の洗脚處にて楊枝を嚼むやと、呵し已

に請じ佛默然として受けたまへり、佛の受けたまりを知り已りて家に還り竟夜種種多美の飲食を辦じ晨朝座を敷き往いて白せり、時到れり佛自ら時を知りたまへと。佛比丘僧と往いて其の舍に入り坐し已り長者自手に水を行じ自ら薑蔔根を行ぜり、諸比丘薑蔔根を嚼みて聲を作す、一比丘有り先きに是れ伎兒たり、食して聲を作すと見卽便ち起ちて舞へり、時に比丘有り笑ひ薑蔔根口鼻中より出づ。諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ云何んが他をして笑はしめ伎兒の如きやと。佛是の比丘の是の如き事を作し諸居士呵責するを見たまひ食已りて還去し、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝何の心を以つて作すやと。答へて言さく、二事を以つての故に、一には他を看二には笑はしめんと欲すと。佛言はく、他を看る爲めの故は無罪なり、笑ひの爲めの故は突吉羅なりと。佛諸比丘に語りたまへり、今より已(去)未だ熟食を噉はざるに先きだち菜果を噉ふを得ず、若し先きに噉へば突吉羅なりと。

(3)佛舍衛國に在しき、祇洹を新造し已り諸居士供具を辦じ、多く諸比丘來り千二百五十人の諸比丘亂入、亂坐、亂食、亂起、亂去せり、諸居士呵責して言はく、餘の沙門婆羅門有り次第に入り、次第に坐し次第に食し次第に起ち次第に去る、是の沙門釋子は自ら善好有德と言ひ、亂入亂坐し亂食し亂起亂去し誰か得誰れが得ず誰れか重得するやを知らずと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今日より應に次第に入り次第に坐し次第に食し次第に起ち次第に去るべしと。時に諸比丘次第に入り次第に坐し次第に食し次第に起ち次第に去る時、默然として入り默然として坐し默然として食し默然として起ち默然として去れり。諸居士呵責して言はく、餘の沙門波羅門有り讃唄呪願讃歎、沙門釋子は自ら善好有德と言ひ默然として入り默然として坐し默然として食し默然として起ち默然として去り、我れ等食の好不好を知らずと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今より食事に應に讃唄呪願讃歎すべしと。諸比丘誰れか應に作すべ

水を瀉して鉢中に著き瓶鉢をして相觸れしむること莫れ、應に安徐として鉢を洗ひ聲有らしむること莫れ、水を挑ひて鉢底に澆ぐことを得ず。若し僧房の門閉づれば應に徐に㯓を却し門を開きて安徐として門を出で門を出づる時衣を以つて兩邊に觸れしむること莫れ、應に徐ろに鉢杖を以つて一處に著き已り徐ろに一重革屣を著すべし、應に徐ろに鉢杖を取るべし、應に安徐として道に在りて行くべし、行く時革屣を拕曳すること莫れ。聚落に近づき已りて徐ろに鉢杖を以つて一處に著き應に徐ろに僧伽梨を取つて著し著し已りて看るべし、齊正なりや不やと。若し齊正ならざれば更らに著すべし、若し齊正なれば止め應に徐ろに鉢杖を取るべし。巷に入る時上下を看ることを得ず、應に直前なるべし、若し遙かに狂象、狂馬、狂牛、狂狗、狂裸形人を見れば應に道を避くべし。若し乞食家に至れば好く外門中門內門の相を知るべし、庭中に入りて住し彈指して若し所得無くば應に第二彈指すべし、若し復得ざれば應に更らに三彈指すべし、三彈指し已り若し得れば應に兩指にて鉢を捉り身を曲めて食を受くべし。若し更らに餘處に乞食する時は應に日の時節を看るべし、若し日故のごとく早ければ更らに乞へ若し日時至れば便ち止めよ、上下を看るべからず、直に前を視て行け、若し遙かに狂象、狂馬、狂牛、狂狗、狂裸形人を見れば應に避くべし。聚落を出づる時徐ろに鉢杖を取り一處に著き徐ろに僧伽梨を取り中を揲し抖擻して右肩上に著し徐ろに鉢杖を取り若し先きに食處に到れば應に座床を敷き揩脚物を取り脚物を拭ひ水項水瓶を安んずべし、應に食處を掃灑し地を塗るべし、若し和上阿闍梨食處に在れば若し好食を得れば先きに和上阿闍梨に與ふべし、飲を與ふる時指を器中に入れしむる莫れ。若し後に在れば應に床座を擧し揩脚物を擧して脚物を拭き水項水瓶を安んじ掃灑除糞し還た房中に入るべし、房中に入る時應に㯓を牽き戶を閉ぢ床座に就くべし、徐徐に一脚を擧し次に一脚を擧し結跏趺坐して法行を思惟せよ。

(2)佛舍衛國に在しき、爾の時一長者〔一〇〕好蘆葍有り、是の長者蘆葍の爲めの故に佛及び僧を怛鉢那

〔一〇〕蘆葍。大根なり。

を以つて諸比丘に向ひて說き諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め已り諸比丘に語りたまへり、乞食に二種有り一には請を受く、二には請を受けず。若し請を受け已りて僧物を受けんと欲すれば應に乞食法を捨し已り僧物分を受くべし、若し乞食法を捨せずして僧物分を受くれば突吉羅を得、若し僧物〔僧物〕分を受け已りて故らに我れ乞食すと言へば妄語波夜提を犯ず。請を受けざる人若し請を受けんと欲し若しは僧物分を受けんと欲すれば應に乞食法を捨し已り請を受け僧物分を受くべし、若し乞食法を捨せずして請を受け僧物分を受くれば突吉羅を得、若し請を受け僧物分を受け已りて故らに我れ乞食すと言はば妄語波夜提を犯ずと。佛言はく、今より汝等に[九]乞食法を敎へん、若し比丘乞食の時應に是の法を學行すべし、若し床を下らんと欲する時は應に徐ろに一脚を下し次ぎに第二脚を下し安徐として起ち徐ろに架上に就いて安陀衞を取れ牽くこと莫れ、安徐として著し著し已りて應に左右を看るべし、齊正なりや不やと、若し齊正ならざれば更らに應に著すべし、若し齊正なれば止み徐ろに架上に就いて泥洹僧を取り牽くこと莫れ、安徐として著し著し已りて左右を看よ、齊正なりや不やと、若し齊正ならざれば更らに著すべし、若し齊正なれば止み徐ろに架上に就いて欝多羅僧を取り牽くこと莫れ、安徐として著し著し已りて左右を看よ、齊正なりや不やと、若し齊正ならざれば更らに應に著すべし、若し齊正なれば止み徐ろに架上に就いて僧伽梨を取り牽くこと莫れ、安徐として左肩上に著し徐徐に鉢を取り地に放つ莫れ、徐ろに錫杖を取り地に曳くべからず。戸に向ふ時安徐として橝を推し戸を開いて徐ろに出でよ、戸を出づる時衣を以つて兩邊に觸るること莫れ、出で已りて應に左手に戸扇を牽き右手に橝を牽くべし、若し戸扇右に在り橝左に在れば右手を以つて扇を牽き左手にて橝を下せ、橝を下し已りて應に排して堅牢なりや不やを看るべし、若し堅牢ならざれば更らに閉ぢ堅牢なれば止めよ。若し佛と共に行けば應に佛の後に在るべし、應に和上に白すべし、應に佛塔聲聞塔を右遶し已り徐徐に

【九】乞食法。

くやと、答へて言く觸樂を受けんと欲するなりと。是の事を佛に白し。佛言はく、今より比丘尼水中に逆行するを聽さず、若し水を逆へて行けば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼雜色莊嚴の鉢支を畜へたり。諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ雜色の鉢支を畜へ王夫人大臣の婦の如しと、是の事を佛に白し。佛言はく、今より比丘尼雜色の鉢支を畜ふるを聽さず、若し畜ふれば突吉羅なりと。佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼僧水精器の布施を得たり、諸比丘尼受けず、我れ何を是れを用ひて爲さんと、是の事を佛に白し。佛言はく、今より比丘尼水精器を受くるを聽す、僧の水器の用に爲せと。

後二十法

三、(1)佛舍衞國に在しき、乞食比丘有り、中前に衣を著し鉢を持して舍衞城に入りて乞食せり、乞食家に到りて外門を入り中門を記識せず內門も亦記識せず、還る時餘門に錯入し是れを門を出づと謂へり、入り已りて一女人の仰臥するを見る、此の女人夢中に不淨を失せり、比丘見已つて慚愧して還り出づ、出で已りて此の女人の夫來り婦の露身に臥し不淨出づるを見て卽ち是の念を作せり、是の比丘必ず我が婦と共に非梵行を作せりと。便ち往き比丘を捉へて言はく、比丘汝好きや、我が婦と共に不淨行を作すと。比丘答へて言はく、作さずと、夫言はく、何を以つて我が舍に入るやと。答へて言はく、我れ是れを門を出づべしと謂へりと。卽ち比丘を罵れり、云何んが我が房戶に入りて是れ門を出づべしと謂ふと。是の人卽ち手脚を以つて是の比丘を極打し便ち放てり。比丘を打する聲の故に女人卽ち覺め夫に語りて言はく、何物を作すやと。答へて言はく比丘を打すと、何を以つての故に打す、汝を以つての故に打す、婦夫に語りて言はく、是の比丘我れに於て過無し、我れ自ら夢中に不淨を失すと。夫卽ち婦を罵れり、汝共に不淨事を作す、云何んが伏せざるやと、手脚を以つて是の比丘を打ち勞熟し已りて捨て去れり。是の比丘大いに苦痛を受け已りて還り去り、是の事

佛舍衞國に在しき、比丘尼有り酒を作れり、居士言はく、汝等は出家の人何を以つて酒を作ると、少欲知足の比丘尼有り、是の事を聽きて心に喜ばず是の事を以つて佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め僧を集め已りて諸比丘に語りたまへり、今より比丘尼酒を作るを得ず酒を作れば突吉羅なり。

佛舍衞國に在しき、爾の時諸婦人新らしく來り久しからず、其の夫出行して死せり、是の諸婦人舍、市肆を捨て出家して比丘尼と作れり、比丘尼と作り已りて舍を賃して他に與へ住し、復價を索むる時諸苦惱を受く、諸居士呵責して言はく、汝等は出家なり、何んぞ舍を賃するを用ひんと。是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘尼舍、市肆を賃するを聽さず、若し賃して他に與ふれば突吉羅なりと。

(4)佛舍衞國に在しき、爾の時偸羅難陀比丘尼新踈衣を著し市巷の多人中を行き內身露現せり、諸居士言はく、善女是れ何衣と名づくと。答へて言はく、是れ新踈衣と名づくと。諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ云何んが新踈衣を著し王夫人の如く大臣の婦の如きと、是の事を佛に白し。佛言はく、今より比丘尼薄踈衣を著するを聽さず、著すれば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼有り、女人の洗處に在りて浴せり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と自ひ女人の洗處に在りて浴す、王夫人大臣の婦の如しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より諸比丘尼女人の洗處に浴するを聽さず、若し浴すれば突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、爾の時偸羅難陀比丘尼澡豆を用ひて身を浴し女根中に入れり、是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘尼澡豆を用ひて浴するを聽さず、用ふれば突吉羅なりと。佛舍衞國に在しき、爾の時偸羅難陀比丘尼水中に逆行せり、諸比丘尼問うて言はく。汝何を以つて水を逆へて行

ず、是の事を以つて佛に白し佛言へり、隨ひて教誡を受けし比丘に應に還りて是の人に報ずべしと。時に是の比丘尼門下に立ちて問うて言はく、此の中是の人有りや不やと。答へて言はく、誰れぞやと。比丘尼言はく、此の如き者と、是の事爾かすべからずと。諸比丘尼云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、比丘尼應に教誡せる所の比丘の名字種姓を問ひ善好に憶持すべし、應に問うて言ふべし、某比丘和上、某比丘阿闍梨、某比丘弟子と。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼僧帽の布施を得たり、諸比丘尼受けず是の言を作せり、佛未だ我れ等に帽を畜ふるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘尼僧に帽の施を受くるを聽す、私も亦受けよと。

佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼有り乞食の時手に鉢食を持して巷中を行けり、屋上に毒蛇有り屎を食中に墮せり、比丘尼是の食を噉ひ毒發して死に垂せり、是の事を佛に白し佛言はく、應に蓋を作りて食器の上を覆ふべしと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼背上に物を負ひ畜生の駄を負へるに似たり、是の事を佛に白し。佛言はく、今より諸比丘尼背上に物を負ふべからず、若し物を負へば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼華鬘を客作し價を責むる時苦惱を受く、諸居士呵責して言はく、汝等出家何んぞ華鬘を客作するを用ひんと、是の事を佛に白し。佛言はく、今より比丘尼華鬘を客作するを聽さず、客作すれば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼盛大便器、銅盤、澡盤、銅杓を畜へたり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ是の如き器を畜ふ、王の夫人大臣の婦の如しと、是の事を佛に白し。佛言はく、今より比丘尼銅盔、盛大便器、銅盤、澡盤、銅杓を畜ふるを聽さず、若し畜ふれば突吉羅なり、不犯は銅水瓶、銅澡罐、銅蓋を畜ふるなりと。

【七】客作。被傭人なりて作るなり。

【八】銅盔。盔は鉢なり。

じ早起して座を敷し使を遣はして佛に白せり。時到り食具已でに辦ず唯聖時を知りたまへと。佛及び二部の僧其の舍に入れり、比丘尼有り一比丘尼に問へり、汝幾歳なりやと。答へて言はく、小らく住せ當に和上尼阿闍梨尼共活尼に問うべしと。卽ち往いて和上尼阿闍梨尼共活尼に問うて言はく、我れ幾歳なりやと、和上尼等答へて言はく、我等疑忘せりと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、上座兩三人に次第を問うて坐すべし、餘の憶念せざる者は但だ坐せと。

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼有り山に上りて阿練若處に至れり、敎誡を受けんと欲するが故に、賊に遇ひ剝衣裸形されたり、諸比丘尼云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、諸比丘尼は應に聚落中に住して比丘を待てと。比丘尼聚落中にて待ちしに比丘有り聚落に入りて乞食し餘道より山の阿練若處に還り日已でに中に向ひ諸比丘尼當に食を斷ずるに垂せり、是の事を佛に白し。佛言はく、應に二人共行すべしと。卽ち二人共行せり、二人法を知らず至る可き所の處に彩畫舍を看たり、比丘問うて言はく、汝等敎誡を受けんと欲するやと。答へて言はく、是の如しと。是の事を佛に白せり。佛言はく、應に二知法了々の比丘尼を遣して敎誡を受くべしと。卽ち二知法了々の比丘尼を遣せり、是の二比丘尼一切比丘僧して和合せしめ我等當に敎誡を受けんと欲せり、是の事を佛に白し。佛言はく、一切僧を和合せしむるを須ひず、所見の比丘に隨ひ應に敎誡を受くべしと。餘時に比丘の所に到るに敎誡せんと欲する者有り欲せざる者有り、欲せざる者は便ち捨てゝ起ち去る、諸比丘尼卽便ち隨ひ去れり。諸居士の僧坊に在る者是の言を作せり、比丘尼婬欲を行ぜんことを欲し比丘欲せざるが故に捨てゝ起ち去ると、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、比丘起ち去るべからず、若し欲せされば應に言ふべし、我れ比丘尼を敎誡すること能はずと。

佛舍衞國に在しき、諸比丘尼敎誡法を受けて還り說戒竟る、明日僧坊に詣り誰れに報ずるを知ら

ふべし、大德僧憶念したまへ、和合比丘尼僧稽首し大德僧の足を禮し問訊したてまつる、少病少惱にして起居安らかなりや不やと。問訊し已りて是の言を作せ、我等三月安居し竟り、今僧に自恣に見聞疑の罪を說きたまはんことを求む、僧憐愍の故に、大德僧我等の爲に罪を說きたまへば善法を增長せんと。第三に亦應に言ふべし。大德僧憶念したまへ、和合比丘尼僧稽首し大德僧の足を禮し問訊したてまつる、少病少惱にして起居安らかなりや不やと。問訊し已りて是の言を作せ、我等三月安居し竟り今僧に自恣に見聞疑の罪を說かんことを求む、僧憐愍の故に、大德僧我等の爲に罪を說きたまへば善法を增長せんと。

二、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時一居士有り、佛及び二部の僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、居士佛の受けたまふを知り已りて頭面禮足し右遶して去り、自舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ早起して座を敷き使を遣して佛に白せり、時到り食具已でに辦ぜり唯聖時を知りたまへと。佛及び二部の僧其の舍に入り諸比丘尼智慧多なる者に隨ひ先きに坐せり、是の居士佛及び二部僧の坐し已れるを見て自手に行水し飲食を下さんと欲せり。助提婆達多比丘尼居士に語りて言はく、此の比丘尼は是れ第一上座なり、此れは是れ第二上座なり、此れは是れ持律なり、此れは是れ持阿毘曇なりと。居士言はく、我等知らず識せず、誰れか是れ第一上座第二上座、持律持阿毘曇なるを、多く飯食有り一切を足飽す、散亂語すること莫れ、汝若し止めざれば汝等起ちて食を行ぜよ我等當に坐すべしと、佛遙かに比丘尼の是の語を作すを見居士を呵責するを聞きたまひ、食後に是の事を以つての故に比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より諸比丘尼に上座の次第に隨ひて坐するを聽すと。

佛舍衞國に在しき、爾の時居士有り佛及び二部僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、居士佛の受けたまふを知り已りて頭面禮足し右遶して去り、自舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼房舍を賃し後價を責むる時苦惱を得たり、諸居士呵責して言はく、汝等は出家なり何を以つて舍を賃するやと、是の事を佛に白し。佛言はく、今より諸比丘尼舍を賃するを得ず、若し賃すれば突吉羅を得と。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼治身具を以つて身を治せり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ、治身具を以つて身を治し王の夫人大臣の婦しと、是の事を以つて佛に白し。佛言はく、諸比丘尼治身具を以つて身を治すべからず若し治すれば突吉羅なりと。比丘尼有り便ち瓦石手拳を以つて自ら身を治せり、是の事を佛に白し。佛言はく、瓦石手拳を以つて身を治すべからず、若し是の物を以つて自ら身を治すれば突吉羅を得と。佛言はく、略說すれば比丘尼一切の物を以つて身を治すべからず若し治すれば突吉羅なりと。

(5)佛舍衞國に在しき、爾の時自恣の時兩部の和合せり、爾の時式叉摩尼沙彌沙彌尼を驅し出せり。自ら相謂つて言はく、汝等知るや不や、何んが故に我等を驅して出すやと、今夜是等共に一處に集まり各喜ぶ所に隨ひ共に和合する故なりと、諸比丘是の事聞き心に喜ばず、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘尼夜來りて自恣すべからず、諸比丘尼應に早起し來りて比丘に從ひて自恣を作すべしと。

爾の時諸比丘尼多く五百餘人一一自恣し食時已でに過ぎたり、是の事を佛に白し。佛言はく、今より諸比丘尼一一比丘僧に從ひて自恣すべからず、應に一比丘尼一切比丘尼僧に代りて比丘僧に從ひて自恣すべし、代りて自恣する法は代自恣人坐より起ち革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、比丘尼僧和合し大德僧の足を禮し問訊(もんじん)したてまつる、少病少惱にして起居安らかなりや不やと。問訊し已りて是の言を作せ、大德僧憶念したまへ我等三月安居し竟り、我等今大德に見聞疑の罪を說かんことを求む、僧憐愍の故に大德僧我等の爲に罪を說きたまへば善法增長せんと。第二に亦應に言

佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘尼比丘の所に於いて過失を作し諸比丘心に喜ばず是の事を佛に白せり。佛言はく、若し比丘尼比丘の所に於いて過失を作せば是の比丘應に是の比丘尼を說戒、自恣、受教誡法に遮すべしと。佛是の如く約勅し已りて是の比丘比丘尼を說戒自恣、受教誡法に遮し餘比丘は便ち聽せり、是の事を以つての故に鬪諍起これり、諸比丘云何んするべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、是の遮比丘聽すべく餘人聽すべからずと。

佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘比丘尼の所に於いて過失有り諸比丘尼心に喜ばず是の言を作せり、我等比丘尼の所に過失を作し比丘尼の所に過失を作せば比丘我等を說戒自恣受教誡法に遮す、比丘我等の所に過失を作せり誰れか能く共語せんと。是の事を佛に白せり。佛言はく、若し比丘比丘尼の所に於いて過失を作せば比丘應に還りて是の比丘尼に向ひて悔過すべしと。佛是の如く約勅し已りて比丘比丘尼に向ひて悔過せり、比丘尼受けず是の事を佛に白せり。佛言はく、比丘比丘尼に向ひて悔過すれば比丘尼應に受くべしと。

佛舍衛國に在しき、爾の時比丘尼有り、迦留陀夷の所に於つて過失を作し迦留陀夷受教誡法を遮し竟りて界を出で去れり。諸比丘尼言はく、汝何んぞ迦留陀夷に向ひて悔過せざると。是の比丘尼言はく、我れを敎誡法に遮し已りて界を出で去る誰れに向ひて悔過せんと。諸比丘尼云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘比丘尼を遮し界を出で去るべからず、君し界を出づれば突吉羅なりと。

(4)佛舍衛國に在しき、爾の時王園比丘尼精舍に剃髮師有り、比丘尼の與に剃髮し一式叉摩尼を誘誑して出家心を壞せり、是の如く第二第三人を誘誑し、是の事を以つての故に尼僧減少せり、諸比丘尼云何んすべきを知らず是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、剃髮の時應に一善比丘尼をして邊りに在りて立ち看さしむべしと。

初羯磨竟ると名づく。第二に更に應に說くべし、「大德僧聽きたまへ、半迦尸尼某甲和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼使を遣はして僧に從ひて受具戒を乞ふ、使說く半迦尸尼先來淸淨なり、二歲六法を學す、諸比丘尼已でに本事を作す、一心和合比丘尼僧屬和上尼羯磨を作し五衣鉢を具すと、半迦尸尼某甲和上尼は某甲なり、僧半迦尸尼に受具戒を與へん、和上尼は某甲なり、誰れか諸長老僧半迦尸尼某甲に受具戒を與へ、和上尼は某甲なるを忍ずる者は默然したまへ、誰れか忍ぜざる者は說きたまへ」と、是れを第二羯磨竟ると名づく。第三に更に應に說くべし、「大德僧聽きたまへ、半迦尸尼某甲和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼使を遣して僧に從ひ受具戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、使說く、半迦尸尼先來淸淨なり、二歲六法を學す、諸比丘尼已でに本事を作す、一心和合比丘尼僧屬和上尼羯磨を作し五衣鉢を具すと、半迦尸尼某甲和上尼は某甲なり、僧半迦尸尼に受具戒を與へん、和上尼は某甲なり、誰れか諸長老半迦尸尼某甲に受具戒を與へ和上尼某甲なるを忍ずる者は默然したまへ、誰れか忍ぜざる者は說きたまへ」と、是れを第三羯磨竟ると名づく。「僧は半迦尸尼某甲に受具戒を與へ和上尼は某甲なること竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。是の使卽ち應に比丘尼僧坊中に還り半迦尸尼に向ひて羯磨を說くべし、多なるべからず少なるべからず、亦應に爲に三依止(さんえじ)[五]八墮法(はちだほふ)[六]を說くべし。餘殘の戒法を和上阿闍梨當に漸漸に汝の爲に廣說すべしと。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時一比丘尼有り、迦留陀夷の所に於いて過失事を作し迦留陀夷是の比丘尼を遮して寺に入るを聽さず、諸比丘尼是の比丘尼に語れり、汝何んぞ迦留陀夷に向ひて悔過せざると、答へて言はく、我れを遮して寺に入るを聽さず云何んが悔過せんと、諸比丘尼云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、比丘比丘尼の寺に入るを遮すべからず、應に自坊舍を遮して入るべからずと。

【五】三依止。四依法より樹下坐を除ける他の三依なり、比丘は四依なるも比丘尼は三依なり。
【六】八墮法。比丘尼の八波羅夷法なり。

和上尼は某甲なり、僧憐愍の故に」、第三に亦言へ、「大德僧聽きたまへ、某甲半迦尸尼我れを遣はし僧に從ひて受具戒を乞ふ、僧當に濟度して受具戒を與へたまへ、和上尼は某甲なり、僧憐愍の故に」と。

爾の時一比丘應に僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、某半迦尸尼和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼使を遣はし僧に從ひて受具戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、我れ當に僧中に半迦尸尼の使に[二]六法事を問ふべし、是れを白と名づく」と。應に是の言を作すべし、「汝半迦尸尼の使聽け、今是れ實語の時なり、今僧中に汝に問はん、實なれば當に實なりと言ふべし、實ならざれば當に實ならずと言ふべし、使に問うて言ふ、半迦尸尼先より來た清淨なりや不や、二歲六法を學するや不や、比丘尼爲に本事[三]を作すや不や、比丘尼僧一心和合して屬和上尼羯磨を作すや不や、[四]五衣鉢を具するや不や、半迦尸尼の字は何ん等なる、和上尼の字は何ん等なる」と。「和上尼字は某甲なり、半迦尸尼の字は某甲なり」、若し未だ問はざる事は當に問ふべし、問ひ竟りて語りて言へ、汝默然せよと。「大德僧聽きたまへ半迦尸尼某甲和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼使を遣はして僧に從ひて受具戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、使說く半迦尸尼先來淸淨なり、二歲六法を學ぶ、諸比丘尼已でに本事を作す、一心和合比丘尼僧屬 和上尼羯磨を作す、五衣鉢を具す、半迦尸尼の字は某甲なり、和上尼の字は某甲なりと、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧使を用つて半迦尸尼に受具戒を與ふるを、和上尼は某甲なり、是れを白と名づく」。「大德僧聽きたまへ、半迦尸尼某甲和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼使を遣して僧に從ひ受具戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、使說く半迦尸尼先來淸淨なり、二歲六法を學す、諸比丘尼已でに本事を作す、一心和合比丘尼僧屬和上尼羯磨を作す、五衣鉢を具すと、僧半迦尸尼某甲に受具戒を與へん、和上尼は某甲なり、誰れか長老半迦尸尼に受具戒を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、忍ぜざる者は說きたまへ」と。是れを

【二】大法事。女人は出家する前に二ケ年六法（不婬不盜不殺不妄語不飮酒不非時食）を授けられこれを修すべし、これ出家受具戒に堪ゆるや不やを驗するなり、この六法を學せるもの卽ち式叉摩尼（學法女）なり。

【三】本事。比丘僧にて出家を乞ふ前に比丘尼僧中にて作すべき種種の作法なり。

【四】五衣。比丘の三衣に對して比丘尼は五衣を具すべし、卽ち三衣に覆肩衣と厥修羅（裙）なり、但し五衣については各律說を異にす、四分には三衣に僧祇支と覆肩衣を加ふと云ふ。

卷の第四十一　（六誦之六）

雜法を明すの六

一、(1)[一]佛舍衞國に在しき、爾の時比丘有り男根を失せずして女根を得たり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、應に滅擯すべしと。佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼有り女根を失せずして男根を得たり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、應に滅擯すべしと。

雜　法　六　（二九五b）

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時迦尸國に婆羅門有り一女を生む、端正姝好にして價直迦尸國に半す、此の女婆羅門家に嫁し久しからずして婿死せり、多く人有り來りて此の女を求む、所謂大臣大官居士薩薄主なり。是の女人心に出家を樂ひ是の言を作せり、我れ出家して比丘尼と作らんと欲し俗に處るを樂はずと、卽ち王園に往いて比丘尼と作れり。諸弊惡人半迦尸の女出家すと聞き我等今當に劫して之れを奪取せんと、復是の念を作せり、諸比丘尼は王の守護する所若し强奪すれば或は官罪を得ん、若し出家受具戒の時我等當に道路に劫取すべしと。諸比丘尼是の事を聞き云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、今より半迦尸尼には使を遣はして具戒を受くるを聽す、若し是の如き端正の者有れば亦遣使して受具戒するを聽すと。（遣）使受戒法は一心和合僧に是の使坐より起ち偏袒右肩し革屣を脱し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧聽きたまへ、某半迦尸尼和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼我れを遣はし僧に從ひて受具戒を乞ふ、僧當に濟度して受具戒を與へたまへ、和上尼は某甲なり、僧憐愍の故に」第二に亦言へ、「大德僧聽きたまへ、某半迦尸尼和上尼は某甲なり、是の半迦尸尼我れを遣はし僧に從ひ受具戒を乞ふ、僧當に濟度して受具戒を與へたまへ、

【一】この一節は前卷の終りに附すべきものの如し。

舍衞國に在しき、爾の時比丘尼有り女根を失して男根を得、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、卽ち先きの出家受具戒の歲數を以つて比丘衆中に遣入せよと。

十誦律卷第四十

責して言はく、汝は出家の人何を以つて酒店に立つと、諸比丘尼云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘尼酒店に立つべからず、若し作せば突吉羅なり。

(4)佛舍衛國に在しき、爾の時偸蘭難陀比丘尼婢を畜へて眷屬と作せり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ婢を畜へて眷屬と爲す、王の夫人の如く大臣の婦の如しと。諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より婢を畜へて眷屬と爲すを聽さず、若し畜へて眷屬と爲せば突吉羅なりと。佛舍衛國に在しき、偸蘭難陀比丘尼婬女を度して弟子と爲し晨朝時到り衣を著し鉢を持して舍衛城に入りて乞食せり、先きに共に不淨行を作せる諸居士諸居士に語れり、我れ先きに此の比丘尼と共に不淨を作すと、彼の比丘尼愁惱し是の事を佛に白せり、佛言はく、今より婬女を度するを聽さず、若し度すれば突吉羅なりと。

佛舍衛國に在しき、爾の時長老迦留陀夷中前に衣を著け鉢を持し城に入りて乞食せり、偸蘭難陀比丘尼後に隨ひて來至し手を以つて迦留陀夷を摩觸せり、迦留陀夷卽ち手脚を以つて蹴打し地に臥し語りて言はく、弊女、汝摩訶迦葉に唾せり、我れも亦爾かせんと謂ふやと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘尼比丘の身を摩觸するを得ず、摩觸すれば罪を犯ずと。佛倶舍彌國に在しき、爾の時迦留羅提舍比丘命過し是の人に姉妹比丘尼七人有り、偸蘭難陀、周那難陀、提舍、優婆提舍、域多提舍、和梨提舍、勒叉多なり大力勢有り、燒かれたる死屍を祭祀せり。諸居士呵責して言はく、汝等は出家入道なり、何を以つて死人の與ふる飲食するやと。諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘尼死人を禁祀するを得ず、若し禁祀すれば突吉羅なりと。

佛舍衛國に在しき、爾の時比丘有り、男根を失して女根と成る、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、卽ち先きの出家受具戒の歲數を以つて比丘尼衆中に遣入せよと。佛

諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘尼月忌未だ止まざるに外に出で行けば突吉羅なりと。諸比丘尼有り、貧窮にして月忌未だ止まず、他に從ひ飯、羹、菜、薪、草、燈燭を乞ひ諸苦惱を受く、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に衣を以つて裹み外に出で行乞すべしと。

佛王舍城に在しき、爾の時長老大迦葉中前に衣を著し鉢を持し、耆闍崛山より王舍城に向ひて乞食せり、時に偸蘭難陀比丘尼早起し城門中に起ち出入の男子を看たり、誰れか好誰れか醜なりと、是の大迦葉入る、即ち唾して言はく、不吉なり、我れ早起して本の外道を見ると。大迦葉言はく、我れ汝を責めず我れ阿難を責むと。諸比丘尼是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、諸比丘尼比丘に唾すべからず、若し唾すれば突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼比丘の前に在りて麁罪を懺悔發露せり、諸比丘尼羞愧し云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘尼麁罪を比丘の前に發露すべからず比丘尼の前に向ひて發露すべしと。諸比丘尼發露の時是れ何の罪何處に攝在なるやを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に比丘に問ひ是の言を作せ、大德是の事を作すは何の罪を犯ず是の罪は何の名なりやと、比丘應に答ふべし、是の事を作せば是の如き罪を得某處に攝在し是の罪の名は某なりと。

佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼月忌未だ止まずして祇洹に至り法を聽き比丘の敷具上に坐し血有り之れを汚せり、陀驃力士子衆僧の臥具を知す、餘日浣ふ時嫌して言はく、諸比丘尼是の如き病有り、何んが故に僧の敷具上に坐すやと、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より若し比丘尼月忌未だ止まずして僧の敷具上に坐するを得ず、坐する者は突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼沽酒店に立ち價を索むる時諸苦惱を受く、諸居士呵

尼法を生ぜざるが故にと。佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼式叉摩尼に受具戒を與へ問うて言はく、汝は是れ女人なりやと、答へて言はく、我れ小便時に大便出で大便時に小便出づと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、二道合するは女なる能はず、出家受具戒を與ふべからず、若し已でに出家受具戒すれば應に滅擯を作すべし、何を以つての故に、二道合する人は女なる能はず、我が法中に於て善法比尼を生ぜざるが故にと。佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼式叉摩尼に受具戒を與へ問うて言はく、汝月忌有りや不やと、答へて言はく、常に有りと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、常に月忌有るは女なる能はず、出家受具戒を受ふるべからず、若し已でに出家受具戒すれば應に滅擯を作すべし、何を以つての故に、常に月忌あるは女なる能はず、我が法中に於て善法比丘尼を生ぜざるが故にと。佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼式叉摩尼に受具戒を與へ問うて言はく・汝月忌有り止るやと、答へて言はく、我れ常に月忌無しと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、常に月忌無きは女なる能はず、出家受具戒を聽さず、若し已でに出家受具戒すれば應に滅擯を作すべし、何を以つての故に、常に月忌無きは女なる能はず、我が法中に於て善法比尼を生ぜざるが故にと。佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼式叉摩尼に受具戒を與へ問うて言はく、汝は是れ女人なりやと、答へて言はく、我れ少しく女相有りと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、少しく女相あるは女なる能はず、出家受具戒を聽さず、若し已でに出家受具戒すれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、少しく女相あるは女なる能はず、我が法中に於て善法比尼を生ぜざるが故にと。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時偸蘭難陀比丘尼有り、月忌未だ止まずして巷中に行き血墮ちて地を汚せり、諸居士呵責して言はく、不吉弊女、若し此の月忌病有れば何を以つて巷中に出で行くやと、

我れ等放牧人に近く住し象聲、馬聲、男女聲、童男童女聲の故に我れ等の坐禪誦經行道を妨ぐと、諸居士言はく、我れ汝等の爲めに房舍を作らんと、比丘尼言はく、佛未だ我れ等に房舍に住するを聽したまはずと、是の事を佛に白し佛言はく、今より諸比丘尼に僧坊を起すを聽すと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼諸善比丘尼と共に住し諸善比丘尼を惱せり、諸善比丘尼中前に衣を著し鉢を持し、親里知識檀越家に到れり、諸居士問うて言はく、汝等安隱なりや不やと、答へて言はく安隱ならずと、何を以つての故に、答へて言はく、助提婆達多比丘尼と共に住し我れ等を惱亂すと、居士語りて言はく、我れ汝等の爲めに別に房舍を作らんと、比丘尼言はく、佛未だ我れ等に別に房舍に住するを聽したまはずと、是の事を佛に白し佛言はく、今より諸比丘尼に別に房舍を作るを聽すと。佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼喜(この)んで門外の高處に在り立ちて看る、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ門外の高處に立ちて看淫女の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘尼門外の高處に立ちて看るを聽さず若し立ちて看れば波夜提(はやだい)なりと。佛已でに門外の高處に立ちて看るを聽したまはざる故に便ち窓欞(〔二五〕そうれい)中に於て看たり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ窓欞中に在りて看王の夫人の如く大臣の姉の如しと。比丘尼有り少欲知足にして是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛種種の因緣もて呵責したまへり、云何んが比丘尼と名づけ窓欞中に看るやと、今より窓欞中に看るを得ず、看れば突吉羅なりと。

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼式叉摩尼(しきしやまに)に受具戒を與へ問うて言はく、汝は是れ女なりやと、答へて言はく、我れ二根有りと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、是の二根人は女なる能はず、女なる能はざるが故に出家受具戒を聽さず、若し已でに出家受具戒をすれば當に滅擯(めつぴん)すべし、何を以つての故に、二根人は女なる能はず、我が法中に於て善比丘

【二五】窓欞。欞は窓に設けたる格子、てすりなり。

(4)佛舍衞國に在しき、爾の時摩訶波闍波提瞿曇彌深く佛法を護し折伏語を以つて諸比丘尼の爲めに羯磨を作せり、謂く苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨なり、諸比丘尼輕慢して言はく、某は是れ我が和上尼、某は是れ我が阿闍梨尼なり、我某僧中に從ひて具足戒を受く、是の老弊比丘尼誰れか是れ其の阿闍梨尼にして何僧中に從ひて具戒を受くるやを知らずと、瞿曇彌是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集め比丘尼に語りたまへり、汝等摩訶波闍波提瞿曇彌を惱すこと莫れ、瞿曇彌八重法を隨受する時卽ち出家し具足戒を得比丘尼を成ずと。

佛舍衞國に在しき、爾の時[二三]華色比丘尼中前に衣を著し鉢を持し城に入りて乞食し食後に尼師檀を以つて肩上に著し安陀林中に入り尼師檀を敷きて一樹の下に半跏趺坐せり、爾の時婆羅門の兒有り、比丘尼に貪著心を生じ比丘尼の所に到りて言はく、共に不淨事を行ぜん來れと。華色比丘尼念言せり、我れ若し逆へば或は强ひて我れを捉へんと、語りて言はく、小らく住せと、問うて言はく、何んが故にと、但當に小らく住すべしと、是の比丘尼卽ち神力を以つて內身を變じて外身と爲せり、婆羅門兒瞋りて言はく、我れ厭惡を爲すと、卽ち拳を以つて頭を打ち兩目脫出せり、餘比丘尼卽ち水器を以つて眼を承け往いて佛所に詣れり。佛諸比丘尼に語りたまへり、當に[二四]誠實語を作すべしと、華色比丘尼は佛法中に於て深心信樂し佛法僧に於て淨物有る無ければ佛法僧に於て施さざる者なり、此の實を以つての故に、其の兩眼をして還た復して故の如からしめんと、諸比丘尼是の實語を復作し已り眼復故の如し、佛諸比丘に語りたまへり、今より比丘尼阿練兒處に住するを得ず、若し住すれば突吉羅を得と。

四、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼放牧人に依りて住せり、象聲、馬聲、男女聲、童男童女聲を以つての故に坐禪誦經を妨ぐ、是の諸比丘尼早起し衣を著し鉢を持して親里知識檀越家に到れり、諸居士問うて言はく、汝安隱なりや不やと、答へて言はく安隱ならずと、何を以つての故に、

【二三】華色比丘尼(Uppalavaṇṇā)。蓮華色比丘尼なり。

【二四】誠實語。巴利に Sacca-kiriyā と云ふものにして語義は眞實作の意なるが神聖なる誓言のことにして呪文の如き神祕力を有するものとさる。

に應に度して優婆夷と作らしめよと。佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼他家に出入し共に知識と作れり、諸居士言はく、我が兒を度して優婆塞と作せと、比丘尼言はく、我れ等手にて男兒に觸れず、云何んが度するを得んと、是の事を佛に白せり、佛言はく、慈愍心を以つての故に應に度して優婆塞と作せと。

佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼他家に出入して共に知識と作れり、諸居士の婦比丘尼に語りて言はく、汝等我れに少許の弊壞衣を與へよ、小兒を守護する故にと、比丘尼言はく、汝等倒語す、汝は白衣なり、應に我れ等を供養すべし、云何んが反つて索むるやと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、慈愍心の故に應に與ふべしと。

佛舍衞國に在しき、爾の時多く諸貴釋種の女有り、出家して比丘尼と作り胸を露して乞食を行ぜり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ胸を露して行乞し王の夫人、大臣の婦の如しと、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘尼[三三]覆脇衣を用ひ胸を覆ひて乞食を行ずるを聽すと。佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼有り、獨り樂善園中に入り賊に値ひ剝脫裸形されたり、諸比丘尼云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘尼に樂善園中に入るを聽さず、餘の一切園中にも亦入るを得ず、犯ずれば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、助提婆達多比丘尼男子の前に池に入りて浴せり、諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ男子の前に在りて浴し婬女の如く異る無しと、比丘尼有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を以つて佛に白せり。佛是の事を以つて僧を集め僧を集め已りて種種の因緣もて呵責して言はく、云何んが比丘尼と名づけ男子の前に浴するや、今より比丘尼男子の前にて浴すべからず、浴する者に波逸提なりと。

【三三】覆脇衣 (Paṭisānīkacchikā)。

まはず、我れ男子を生み云何んすべきを知らずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より母は自ら小兒の乃至未だ能く母を離れざるに觸るるを聽す、餘比丘尼は觸るるべからず、若し觸るれば罪を犯ず、若し能く母を離るるに母觸るれば突吉羅なりと。佛舍衞國に在しき、爾の時蜎多男子を生み是の念を作せり、佛結戒したまへり、乃至一夜男子と共に宿すべからずと、我れ此の兒を生ず、今當に云何んすべきと、是の事を佛に白し佛言はく、今より乃至未だ能く乳を離れざるものと共に宿するを得るを聽す、若し能く乳を離るるものと共に宿すれば母突吉羅を得、餘比丘尼共宿すれば波逸提なり。

佛舍衞國に在しき、爾の時蜎多男兒を生み是の念を作せり、佛比丘尼に獨房に乃至一夜を宿するを得ずと說きたまふ、一比丘尼と共房に宿するを須ふ、我れ今云何すべきと、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集め諸比丘尼に語りたまへり、汝等蜎多比丘尼の與に獨房羯磨を作せ、若し更らに是の如き比丘尼有れば亦應に與に獨房羯磨を作すべし。獨房羯磨法は一心和合僧に蜎多比丘尼坐より起ち革屣を般し偏袒右肩し右膝を地に著け是の言を作せ、「大德比丘尼僧憶念したまへ、我れ蜎多男子を生み僧に從ひて獨房羯磨を乞ふ、僧我が與に獨房羯磨を作したまへ、憐愍の故に」と。第二第三も亦是の如く乞へ。是の中一比丘尼應に僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、是の蜎多男兒を生み僧に從ひて獨房羯磨を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧蜎多比丘尼の與に獨房羯磨を作すを是れを白と名づく」。白二羯磨し「僧は蜎多比丘尼の與めに獨房羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘他家に出入し共に知識と作る、諸居士の婦比丘に語りて言はく、汝我が女を度して優婆夷と作らしめよと、比丘答へて言はく、我れ等手にて女人に觸れず、云何んが度するを得んと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、慈愍心の故

言ふべし、大德僧聽きたまへ、是の某甲式叉摩尼語不正にして僧に從ひて受具足戒を乞ふ、和上は某甲なり、僧當に濟度して某甲式叉摩尼に受具足戒を與へたまへ、憐愍の故にと。

佛王舍城に在しき、爾の時長老摩訶迦葉雨時中前に衣を著し鉢を持し王舍城に入りて乞食せり、偷蘭難陀比丘尼後に隨ひて來至し大迦葉を嗅(か)げり、大迦葉言はく、妹、若しは前に在りて行け、我れを嗅ぐこと莫れと、比丘尼言はく、大德先きに去(ゆ)きたまへと、復嗅ぎて已まず、大迦葉言はく、惡女、我れ汝を責めず、我れ阿難を責むと、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘尼比丘を嗅ぐことを聽さず、若し嗅げば突吉羅なりと。

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時城中に一估客婦(こかくふ)有り、夫行きて不在に他の男子と私通し腹漸漸に大となれり、是の婦夫を怖畏するが故に卽ち自ら墮胎し是の念を作せり、同心人の死兒を持ち去る者無しと、愁ひて是の兒を守れり。一比丘尼有り常に是の家に出入す、中前に衣を著し鉢を持し是の家に到り婦の愁憂するを見て問うて言はく、何んが故にと、答へて言はく、我れ夫の不在に他と私通し娠有り、夫の瞋りを畏るるが故に卽ち自ら墮胎せり同心人の我が與に棄つる者無し、汝能く我が與めに持し去るや不(いな)やと、答へて言はく、我れ能くす、若し我れ持し去れば誰れか知る者有らんと、卽ち死兒を以つて一瓮(をう)中に著き〔一瓮に〕上に蓋して持ち去りて屏處に棄つ。時に年少の戲笑人有り、比丘尼の瓮を棄つるを見て共に相謂つて言はく、是の棄つる所の瓮中に何物か有ると、卽便(すなはち)往いて死小兒を看見し是の言を作せり、諸沙門釋子婬慾を作し比丘尼をして生兒を殺棄せしむと、一人二人に語り二人三人に語り是の如く展轉して惡名流布し舍衞城に滿てり。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘尼他の爲めに死胎を棄つべからず、若し棄つれば罪を犯ずと。

佛舍衞國に在しき、爾の時[三]崛多(くつた)男兒を生み是の念を作せり、佛結戒して男子に觸るるを聽した

【三】 崛多 (Guttā)。

佛未だ我れ等に諸比丘尼に殘食を與ふるを聽したまはずと、是の事を佛に白し佛言はく、是の如き飢儉時には比丘尼に殘食を與ふるを聽すと。飢儉世過ぎて豐樂時に至り諸比丘飢餓時の如く比丘尼に殘食を與へたり、諸比丘尼受けず、是の言を作せり、汝等に殘宿[20]にて我れにも亦殘宿なり、汝等に不淨にして我れにも亦不淨なりと、諸比丘云何すべきを知らず、是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘の殘宿は比丘尼に淨なり、比丘尼の殘宿は比丘に淨なりと。

佛舍衞國に在しき、諸比丘比丘尼に遮道法を問へり、諸比丘尼羞じて喜ばず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘、比丘尼に遮道法を聽さず、比丘尼は應に比丘尼に遮道法を問ふべしと。

佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼比丘に遮道法を問へり、比丘羞じて喜ばず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より比丘尼比丘に遮道法を問ふを聽さず、比丘は應に比丘に遮道法を問ふべしと。

三、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼正語する能はざる式叉摩尼に受具戒を與へたり、是の式叉摩尼佛に白して言さく、我れを度したまへと、語不正の故に、便ち我れを塗したまへと言ひ、諸年少比丘尼之れを笑へり、是の式叉摩尼羞の故に起ち去り是の事を以つての故に遂に復具戒を受けず、是の事を佛に白し佛言はく、今より語不正の式叉摩尼有れば餘比丘尼應に代りて乞ふべし。代つて乞ふ法は一心和合比丘尼僧に代りて乞ふ比丘尼應に坐より起ち偏袒右肩し胡跪合掌して是の言を作せ、大德僧聽きたまへ、是の某甲式叉摩尼語不正にして僧に從ひて受具戒を乞ふ、和上は某甲なり、僧當に濟度して某甲式叉摩尼に受具足戒を與へたまへ、憐愍の故にと。第二に亦應に言ふべし、大德僧聽きたまへ、是の某甲式叉摩尼語不正にして僧に從ひ受具足戒を乞ふ、和上は某甲なり、僧當に濟度して某甲式摩尼に受具足戒を與へたまへ、和上は某甲なり、憐愍の故にと。第三に亦應に

【二〇】殘宿。貯藏し殘して自房に一夜を越さしめたる食は殘宿食にて食ふべからず、波逸提三十八食殘宿戒（第十三卷）參照。

羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼細褶衣を著し[一九]毦衣を著し生起衣を著し細疎衣を著せり、是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘尼四種衣を著するを聽さず、若し著すれば突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、爾の時偸蘭難陀比丘尼故らに嚬呻せり、諸比丘尼問ふて言はく、汝何等を作すと、答へて言はく、觸樂を受くと、是の事を佛に白し佛言はく、比丘尼嚬呻すべからず、若し故らに嚬呻すれば突吉羅なりと。

(5) 佛舍衞國に在しき、異比丘有りて乞食し一時に兩分を乞へり、先きに乞ふ者は自ら食し後に乞ふ者は房に還り比丘尼に與ふ、此の比丘二分食を乞ひ時に天雨る故に比丘尼來らず、人の此の分を食する無く、棄てて僧坊内に著き衆鳥來集し大音聲を作せり、佛食後に阿難を將いて往いて其の所に至りて佛見已つて知つて故らに阿難に問ひたまへり、此の中何を以つて衆鳥來集し大音聲を作すやと、阿難佛に白して言さく、世尊、異比丘有り、二分食を乞ふ、前に乞ふ者は自ら食し後の分は比丘尼に與ふ、兩分食を乞ふ時天雨る故に比丘尼來らず人の此の分を食する無く棄てて僧坊中に著けり、是の因緣を以つての故に衆鳥大いに集り大音聲を作すと。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘非親里比丘尼に食を與ふるやと、阿難答へて言さく、世尊與ふと。佛是の因緣を以つて比丘僧を集め僧を集め已りて種種の因緣もて諸比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ非親里比丘尼に食を與ふるやと、佛諸比丘に告げたまへり、今より非親里比丘尼に食を與ふるべからず、與ふれば突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、時に世飢儉にして乞食得難し、諸比丘節日に食を得多く餘殘有り、諸比丘尼食を求めて得ず、苦惱を生じ諸比丘に語りて言はく、汝等我れに殘食を與へよと、諸比丘言はく、

【一九】毦衣。羽毛にて飾れる衣なり。

皆突吉羅なり。若し比丘惡語もて餘比丘に向へば罪を犯す若し惡語もて比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼に向へば突吉羅なり、若し比丘尼惡語もて比丘尼に向へば罪を犯す若し惡語もて式叉摩尼沙彌沙彌尼比丘に向へば突吉羅なり、若し式叉摩尼惡語もて式叉摩尼に向へば突吉羅若し沙彌沙彌尼比丘比丘尼に向へば皆突吉羅なり、若し沙彌惡語もて沙彌に向へば突吉羅若し沙彌尼比丘比丘尼式叉摩尼に向ひ惡語すれば突吉羅なり、若し沙彌尼沙彌尼に向へば突吉羅若し比丘比丘尼式叉摩尼沙彌に向へば突吉羅なり。

(4)佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘尼祇洹に到りて法を聽き諸比丘敷具を敷き竟り多く殘在る有り、諸比丘尼敷具を求むる故に苦惱し比丘に語りて言はく、大德已でに敷具を敷く餘は借りて我等坐せんと、諸比丘言はく佛未だ我等に敷具を敷き竟りて殘りを比丘尼に與ふるを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘敷具を敷き竟りて殘りを比丘尼の坐に與ふる聽すと。

佛王舍城に在しき、爾の時長老大迦葉中前に衣を著し鉢を持し耆闍崛山より王舍城に入りて乞食せり、偸蘭難陀比丘尼後に隨ひて來至し肘を以つて大迦葉の背を隱せり、大迦葉言はく、惡女我れ汝を責めず、我れ阿難を責むと、是の事を佛に白せり、佛言はく、比丘尼比丘の背を隱すを聽さず若し隱せば突吉羅なりと。

佛舍衛國に在しき、爾の時助提婆達多比丘尼雜綵の[一八]裲襠を著せり。諸居士呵責して言はく、諸比丘尼自ら善好有德と言ひ雜綵服を著すること王の夫人、大臣の婦の如しと、是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘尼雜綵服を著すべからず、若し著すれば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘尼雜色繩、猪腸帶、雜綵縱を以つて身に繫げり、是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘尼雜色繩、猪腸帶、雜綵縱を以つて身に繫ぐを聽さず、若し繫げば突吉

【一八】裲襠。胸と背とを蔽ふ衣服、うちかけなり。

摩尼式叉摩尼に戒を反すを教ふれば突吉羅なり、若し沙彌沙彌尼、比丘比丘尼に戒を反すを教ふれば突吉羅なり、若し沙彌沙彌に戒を反すを教ふれば突吉羅なり、若し沙彌尼、比丘比丘尼、式沙摩尼に戒を反すを教ふれば突吉羅なり、若し沙彌尼沙彌尼に戒を反すを教ふれば突吉羅なり、若し比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌に戒を反すを教ふれば突吉羅なり。若し比丘種種の物を以つて餘比丘を誘へば罪を得、若し比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼を誘へば突吉羅なり、若し比丘尼種種の物を以つて比丘尼を誘へば罪を犯す、若し式叉摩尼、沙彌沙彌尼比丘を誘へば突吉羅なり、若し式叉摩尼種種の物を以つて式叉摩尼を誘へば突吉羅、若し沙彌沙彌尼比丘比丘尼を誘へば突吉羅なり、若し沙彌種種の物を以つて沙彌を誘へば突吉羅、若し沙彌尼比丘比丘尼式叉摩尼を誘へば突吉羅なり、若し沙彌尼種種の物を以つて沙彌尼を誘へば突吉羅、若し比丘比丘尼式叉摩尼沙彌を誘へば突吉羅なり。

若し比丘餘比丘に向ひて暗嗌[一七]すれば突吉羅なり、若し比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し比丘尼比丘尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅、若し式叉摩尼沙彌沙彌尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し比丘尼比丘に向ひて暗嗌すれば波逸提なり、若し式叉摩尼式叉摩尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し比丘比丘尼、沙彌沙彌尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し沙彌沙彌に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し比丘比丘尼式叉摩尼沙彌尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し沙彌尼沙彌尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり、若し比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼に向ひて暗嗌すれば突吉羅なり。若し比丘比丘を輕すれば突吉羅なり、若し比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼を輕すれば突吉羅なり、若し比丘尼比丘尼を輕すれば突吉羅なり、若し比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼を輕すれば突吉羅なり、若し式叉摩尼式叉摩尼を輕すれば突吉羅若し沙彌沙彌尼比丘比丘尼を輕すれば突吉羅なり、若し沙彌沙彌を輕すれば突吉羅若し沙彌尼比丘比丘尼式叉摩尼を輕すれば皆突吉羅なり、若し沙彌尼沙彌尼を輕すれば突吉羅若し比丘比丘尼式叉摩尼沙彌を輕すれば

【一七】暗嗌。もせぶことか。

佛王舍城に在しき、爾の時諸婦人夫、舅、姑の爲に苦惱される故に出家して比丘尼と作れり。爾の時和上尼、阿闍梨尼、共住比丘尼の爲に苦惱さるる故に還た白衣と作れり、諸居士呵責して言はく是の諸不吉弊女の輩我れ先きには是れ其の主なり、中間に比丘尼と作り我が尊重を受け今我れ等還た其の尊重を受く決定有ること無しと、是の事を佛に白せり、佛白はく、若し比丘尼一たび戒を反せば復出家受具足戒するを聽さずと。

(2)佛王舍城に在しき、爾の時長老摩訶迦葉中前に衣を著け鉢を持し耆闍崛山より出で王舍城に入りて乞食せり、爾の時[一四]偸蘭難陀比丘尼大迦葉の前に在りて趨行せり。大迦葉言はく、妹汝若しは疾く行き若しは我が道を避けよと。卽ち罵りて言はく、汝本是れ外道何んの急事有りて徐徐に行かざると。大迦葉言はく、惡女我れ汝を毒めず我れ[一五]阿難を責むと、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘尼比丘の前に在りて行くことを聽さず、若し前に在りて行けば突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、爾の時偸蘭難陀比丘尼中前に衣を著け鉢を持して乞食を行じ食後に尼師檀を以つて左肩上に著け安陀林中に入り一樹下に[一六]大座せり、時に蛇有りて來り女根中に入り是の事を佛に白せり。佛言はく、今より比丘尼の大座するを聽さず、若し大坐すれば突吉羅なり、若し一脚を展げて坐するは不犯なりと。

佛舍衞國に在しき、爾の時優波離佛に問うて言さく、世尊比丘尼比丘の見聞疑の罪を出すを聽さず、頗し因緣有りて比丘尼比丘の見聞疑の罪を出せば罪を犯せずやと、佛言はく無し、惡知識惡伴黨に近づくこと莫れと語るを除くと。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時比丘有り、一比丘に戒を反すを敎へ隨ひて罪を得たり、若し比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼に敎へて戒を反さしむれば突吉羅なり、若し比丘尼比丘尼に戒を反すを敎ふれば突吉羅なり、若し比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼比丘に戒を反すを敎ふれば突吉羅なり、若し式叉

【一四】偸蘭難陀（Thullananda）。

【一五】阿難を責む。阿難佛に強いて請ひ女人の出家を聽されたる故なり。

【一六】大座。兩脚をひろげて坐するなり。

突吉羅なり、草木を斬伐するを得ず犯ずれば波逸提なり、[一〇]倀行を作すを得ず犯ずる者は突吉羅なり、哭するを得ず、大喚するを得ず、嘯くを得ず、犯ずる者は皆突吉羅なり。倒立することを得ず擲絶するを得ず、魚の如く婉轉するを得ず、犯ずる者は皆突吉羅なり、鈴を弄ぶを得ず犯ずれば隨つて罪を得、女人と共に船上にて歌ひ樂を作すを得ず犯ずれば皆突吉羅なり、象馬車に乘るを得ず人に乘るを得ず、鹵薄を作して園觀中に入るを得ず犯ずれば皆突吉羅なり、火を祠るを得ず謬語するを得ず、犯ずる者は隨つて罪を得。

佛舍衛國に在しき、迦羅梨比丘往いて象を鬪はせ、馬を鬪はせ、車を鬪はせ相撲し、羊を鬪はせ、水牛を鬪はせ、雞を鬪はせ、狗を鬪はせ、男女を鬪はせ小男小女を鬪はすを看自ら往いて觀看せり、諸比丘是の事を以つて佛に白し。佛言はく、今より往いて象馬乃至小男小女を鬪はすを看ることを得ず、犯ずれば皆突吉羅なりと。中二十法竟る。

[一一]比丘尼法

次に比丘尼法を明す。

二、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時長老優波離佛に問ひて言さく、世尊[一二]摩訶波闍波提瞿曇彌は[一三]八重法を受くる故に卽ち是れ出家受具足戒し比丘尼法を成ず、餘比丘尼は常に云何んすべきと、佛言はく、應に現前白四羯磨すべしと。

佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘比丘尼の與に羯磨を作せり、諸比丘尼心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘比丘尼の與に羯磨を作すべからず、比丘尼還び比丘尼の(與)に羯磨を作せ、受具足戒羯磨、摩那埵羯磨、出罪羯磨を除くと。佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘尼比丘の與に羯磨を作せり、諸比丘心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛言はく、諸比丘尼比丘の與に羯磨を作すべからず、比丘還び比丘の與に羯磨を作せ、不禮拜不共語不供養羯磨を除くと。

【一〇】 倀行。倀はくるふ(狂)、ふみまよふ(失道)なり、三本及び宮本には帳行とす。

【一一】 比丘尼法。(Bhikkhunī-kkhandhaka)。本律には雜法中に含まるるも他律には比丘尼犍度として獨立す。

【一二】 摩訶波闍波提瞿曇彌。註七の三五參照。

【一三】 八重法。註十一の五一參照。

種種の因緣を以つて馬宿滿宿を呵責せり、云何んが比丘と名づけ女人と共に一床に坐し乃至謬語するやと、種種の因緣もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今より女人と共に一床に坐することを得ず、共坐すれば突吉羅なり、女人と共に食することを得ず共食すれば突吉羅なり、女人と共に一器に飮酒するを〔得〕ず、飮むものは突吉羅なり、非時に食するを得す食する者は波逸提なり、殘宿食を噉ふことを得ず食ふ者は波逸提なり、惡捉食するを食ず食する者は突吉羅なり、不受にして食するを得ず食する者は波逸提なり、殘食法を受けずして食する者は波逸提なり、內宿食を噉ふ者は突吉羅なり、琴、鼓、簧を彈ずるを得ず、齒を齚みて節を作すを得ず、物を吹きて節を作すを得ず、銅杆を彈じて節を作すを得ず、多羅樹葉を擊ちて節を作すを得ず、歌ふを得ず、節を拍つを得ず、舞ふを得ず、犯ずれば皆突吉羅なり。華瓔珞を著くるを得ず、香瓔珞を著くるを得ず、香油を身に塗るを得ず、香熏衣を著くるを得ず、犯ずる者は皆突吉羅なり、水を以つて相灑ぐを得ず犯ずる者は隨つて罪を得、自ら華を採り及び人をして採らしむるを得ず、若し自ら取り若しは他を教ふれば波逸提なり。華鬘を貫き及び人をして華瓔を貫かしむるを得ず若し自ら貫き人をして貫かしむれば突吉羅なり、自ら華鬘を作るを得ず他に教へて作らしむるを得ず若し自ら作り他に教へて作らしむれば突吉羅なり、自ら雜華を貫くを得ず他に教へて貫かしむるを得ず若し自ら貫き他人をして貫かしむれば突吉羅なり、自ら使と作りて童男童女家に到るを得ず、他を教へて使と作し童男童女家に到らしむるを得ず、若し自ら到り他を教へて到らしむれば隨つて突吉羅を得、象を鬪はせ馬を鬪はせ車を鬪はすことを得ず、人を合して戲するを得ず、羊を鬪はすを得ず、水牛を鬪はすを得ず、雞を鬪はすを得ず、狗を鬪はすを得ず、女人を鬪はすを得ず、男子を鬪はすを得ず、小男小女を鬪はすを得ず、自ら鬪ふを得ず、他を教へて鬪はしむるを得ず、犯ずれば突吉羅なり。臂を振るを得ず、節を蹈むを得ず、空中に物を擲つを得ず、面を裝ふを得ず、走るを得ず、跳ぶを得ず、犯ずれば皆

男闘、大女闘、小男闘、小女闘せしめ亦自ら共に闘し、[九]手を拍ち節を蹈み四向に馳走し服飾を變異し馳行し跳蹢し水中に浮沒し樹木を斫截し臂を振り髀を拍き啼哭大喚し、謬語、諸異國語を嘯き蹢絕を返行して魚の婉轉するが如く物を空中に擲ちて還るを自ら接取し女人と共に船上に載り、伎樂を作さしめ或は象馬に騎り車輦輿に乘り多人衆の與に唄を吹きて導道して園林中に入る、是の如き等の種種の惡不淨事を作せり。

爾の時長老阿難伽尸國より來りて舍衞城に向ひ黑山邑に到りて宿し晨朝時到り衣を著け鉢を持して城に入りて乞食せり、阿難空鉢を持して城に入り還た空鉢にて城を出でたり。城を出でて遠からず多人衆集まる、阿難彼に到りて衆人に問うて言はく、汝此の土地豐樂にして多く諸人衆まる、今我れ乞食し空鉢を持して入り還た空鉢を持して出づ、沙門釋子此れに在り多少惡事を作す無きやと。爾の時賢者有り憂樓伽と名づく、彼の衆中に在り坐より起ち偏袒右肩し合掌して阿難に語りて言はく、大德知らずや此れに馬宿滿宿比丘有り諸惡行を作す、上に廣く說くが如し、大德阿難是の二比丘此の諸惡を作し悉く諸家を汚し皆見聞知すと。時に憂樓伽賢者卽ち阿難を請じ將ひて自舍に入り座を敷きて坐せしめ自手に水を與へ多美の飲食を自恣に飽滿せしめたり、飽滿せしめ已りて手を洗ひ鉢を攝め賢者は小床を取りて座せり、法を聽かんと欲するが故に。阿難種種の因緣を以つて說法し示敎利喜し已りて坐より起ちて去り自房舍に向ひ受くる所に隨ひ臥具を舊比丘に還付し衣鉢を持して遊行し舍衞國に向へり。漸く佛所に到り頭面禮足し一面に在りて立てり、諸佛の常法客比丘有りて來れば是の如き語を以つて勞問したまふ、忍ずるや不や、足するや不や安樂住するや不や、乞食乏しからず道路疲れざるやと。佛是の如き語を以つて勞問したまへり、忍ずるや不や足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路疲れずやと、阿難答へて言さく、世尊忍足し安樂住し乞食乏しからず道路疲れずと、是の因緣を以つて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め

【九】拍手蹈節。第四卷には手拍脚蹈となる、節は或は脚の誤寫か。

斯陀含、阿那含、阿羅漢を證得せり、佛諸比丘已でに證を得るを知りたまひ是の因緣を以つて僧を集め諸比丘に語りたまへり、彼の處に光明有りと。諸佛在世の法歳に二時の大會あり春の末月と夏の末月なり、春の末月とは諸方國土處處の諸比丘來り是の念を作す、佛の所說の法を我等當に安居する時修習し安樂住を得んと、是れを初大會と名づく。夏末月とは諸比丘夏三月安居竟り作衣畢り衣鉢を持して佛所に詣り是の念を作す、我等久しく佛に見えず久しく世尊に見えずと、是れ第二の大會なり。是の時婆求摩河邊の諸比丘夏安居三月過ぎ作衣竟り衣鉢を持して佛所に到れり、佛遙かに婆求摩河の比丘來るを見已り佛初禪に入りたまひ婆求摩河の比丘も亦初禪に入れり、佛初禪より起き第二禪第三禪第四禪[七]空無想無作に入りたまひ婆求摩の比丘も亦初禪より起き、第二禪第三禪第四禪空無想無作に入れり。爾の時長老阿難遙かに婆求摩比丘の來るを見卽ち合掌して佛に白して言さく、世尊願はくば世尊婆求摩比丘と共に語り婆求摩比丘をして長夜に安樂ならしめたまへと。佛阿難に語りたまへり、是の語を作すこと莫れ、阿難我れの知る所の如く汝能く知るや、阿難我れ遙かに婆求摩比丘の來るを見る時我れ初禪に入り婆求摩比丘も亦初禪に入る、我れ初禪を起ち第二第三第四禪空無想無作に入れば婆求摩比丘も亦初禪を起ち第二第三第四禪空無想無作に入ると。

(4)佛舍衞國に在しき、[八]爾の時黑山土地に比丘有り馬宿滿宿と名づく、此の處に在りて他家を汚し皆見皆聞き皆知れり、是の比丘女人と共に一床に坐し共に一盤に食し器を共にして飲酒し、中後に食し、食宿を共にし、殘宿食を噉ひ、不受にして食し、殘食法を受けずして食し、琴、鼓、簧を彈じ、脣を捻じて音樂の聲を作し齒を齘みて伎樂を作し鬘、瓔珞を著し香を以つて身に塗り香熏衣を著け水を以つて相灑ぎ自手に華を採り亦人をして採らしめ自ら華鬘を貫き亦人をして貫かしめ頭上に華を著け亦人をして著けしめ、自ら耳環を著け亦人をして著けしめ、自ら他の婦女を將ひて去り若しは人をして將ひて去らしめ若しは象鬪、車鬪、歩鬪、羊鬪、水牛鬪、狗鬪、雞鬪、男女鬪、大

【七】空無想無作。三三昧（三定）なり。

【八】この一節。十三僧殘第十二汚家擯謗違諫戒（第四卷）の下參照。（CV. I. 13）。

佛に白せり。佛言はく、禪鎭一墮すれば一舒脚し、二墮すれば二舒脚するを聽す、三墮すれば應に起行すべしと。行く時來往の故に相亂る是の事を佛に白す。佛言はく、應に鵝法の如く次第に行くべしと、行く時下座上座の肩に觸れ是の事を佛に白せり、佛言はく下座行く時上座の肩に觸ることを得ず、下座は應に上座の後に在りて行くべし、上座に近づくを得ずと。諸比丘故のごとく睡れり、共に相謂つて言はく、佛我等に時節を作すを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、[五]時節を作すを聽すと。諸比丘共に相謂つて言はく、佛兩時を作すを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、兩時を作すを聽すと。復相謂つて言はく、夜時節を作せば善しと。是の事を佛に白せり。佛言はく、夜時節を作すを聽すと。復相謂つて言はく、我に晝日時節を作すを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、晝日時節を作すを聽すと。復相謂つて言はく、佛我等に七日坐を聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、七日坐を聽すと。復相謂つて言はく、佛我等に常坐禪を聽したまへば善しと、是の事を佛に白し。佛言はく、常坐禪を聽すと。

(3)爾の時時節、兩時、夜時、晝時、七日時、常坐時を作すを聽したまひ楊枝を嚼まず口中の氣臭し、共に相謂つて言はく、佛我等に楊枝を嚼むを聽したまへば善しと、是の事を佛に白し、佛言はく、楊枝嚼むことを聽す、[六]五利益有り、一には口苦からず、二には口臭からず、三には風を除く、四には熱病を除く、五には痰癊を除く、復五利益有り、一には風を除く二には熱を除く、三には口滋味なり、四には能く食す、五には眼明なりと。

爾の時便ち時節兩時夜時晝時七日時常坐禪時を作し洗浴せず垢臭なり、諸比丘共に相謂つて言はく、佛洗ふを聽したまへば善しと、是の事を佛に白し佛言はく、洗ふを聽すと。爾の時渠水流駛し入る者水の爲に漂はさる、是の事を佛に白し、佛言はく、水中に應に杜を施し障礙を作して捉へて洗ふべしと。爾の時時節兩時夜時晝時七日時常坐禪時を作すを聽したまひ、諸比丘無量の知見を得須陀洹、

【五】時節を作す。坐禪をなすに一定の時間を定めることなるべし。

【六】楊枝の五利益。

言はく、佛我れに禪杖を用ふるを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、禪杖を用ふるを聽すと。時に禪杖の頭尖り築く時[三]安陀會を壞せり。共に相謂つて言はく、佛我等に物を以つて杖頭を裹むを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、應に物を以つて杖頭を裹むべしと。時に禪杖を地に著くに聲を作せり。佛言はく、下頭も亦裹むべしと、諸比丘云何んが禪杖を取るべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、禪杖を取る時は應に敬心を生ずべしと。諸比丘云何んが敬心を生ずべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、應に兩手を以つて杖を捉り頂の上に戴くべしと。比丘有り坐して睡れり、一比丘禪杖を捉りて睡者を築けり、睡者驚き起立して看るに諸比丘默然として聲無し、卽の時迷悶躄地せり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、若し比丘坐睡すれば應に起つべし、餘の睡者を看れば應に禪杖を以つて築き築き已りて坐に還るべし、若し睡者無ければ應に戶を出で彷徉して來り入り更に看るべし、若し睡者を見れば禪杖を以つて築け、築き已りて坐に還り若し睡者無ければ還た杖を以つて本處に著き已りて坐せ。比丘有り坐睡せり餘比丘禪杖を以つて築けり、便ち言はく、睡らず何を以つて我れを築くやと、是の事を以つて佛に白し佛言はく、睡者は信ず可らず築者は信ずべし。五法有り禪杖を以つて他を築くべし、一には憐愍、二には他を惱まさず、三には睡、四には頭壁に倚る、五には脚を舒すなりと。

諸比丘故のごとく睡り共に相謂つて言はく、佛我れに[四]禪鎭を著するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、禪鎭を著するを聽すと。時に禪鎭に孔無し、著くる時地に墮つ、共に相謂つて言はく、佛我れに孔を作るを聽したまへば善しと、是の事を佛に白し佛言はく、孔を作るを聽すと。孔を作り已りて繩を以つて孔中を貫き繩頭に紐を施し耳上に串し額を去り前に四指に禪鎭を著すべしと、諸比丘繩を以つて絡り頭の後に著し是の事を佛に白せり。佛言はく、今より繩を以つて絡り頭の後に禪鎭を著することを得ず、絡る者は突吉羅なりと。時に禪鎭墮ちて故のごとく睡り是の事を

【三】安陀會。註五の八參照。

【四】禪鎭。註十三の三七參照。

と。衆住して亦睡れり復相謂つて言はく、佛我等に水にて頭を洗ふを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、水にて頭を洗ふを聽すと。時に諸比丘手を以つて水を取り洗ふ時不便なり。佛言はく、應に器を作るべしと、器大にして水を澆ぎ衣濕し卽便ち小に作れり、小に作りて水を得ず是の事を佛に白せり。佛言はく、大なるを得ず小なるを得ず、一鉢羅若しは一鉢羅半を受くべしと。時に器を作りて柄無く澆ぐ時他の頭上に墮ち痛惱して死に垂せり、是の事を佛に白し佛言はく、應に柄を施すべしと。比丘有り坐して睡れり。餘比丘水を以つて澆ぐ、便ち言はく、我れ睡らず何を以つて水を我に澆ぐやと、是の事を佛に白し。佛言はく、睡者は信ずべからず澆者は信ず可し、五法有りて水を以つて他に澆ぐ、一には憐愍、二には他を惱まさず、三には睡、四には頭を壁に倚す、五には脚を舒すなりと。諸比丘故のごとく睡り共に相謂つて言はく、手にて敲くを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、手を以つて敲くを聽すと。比丘有り坐睡せり、餘比丘手を以つて敲く、便ち言はく、我れ睡らず何を以つての故に我れを推すやと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、睡者は信ず可からず敲者は信ずべし、五法有り手を以つて他を敲く、一には憐愍、二には他を惱まさず、三には睡、四には頭壁に倚る、五には脚を舒すなりと。諸比丘故のごとく睡り共に相謂つて言はく、佛我等に毱を以つて擲つを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、毱を以つて擲つを聽すと、擲げ已りて後日還歸せり、後日諸比丘誰れに與ふべきを知らず。佛言はく、本擲せる主に歸せ若し擲主在らざれば然燈者に與へよ、然燈者在らざれば執作有に與へよ、執作者在らざれば應に堂中央の地覆上に著くべしと。堂の中央の地覆上に著き已りて坐に還り坐し已りて餘比丘の睡れる者を見是の毱を取りて擲てり、彼れ言はく、睡らず何を以つて我れに擲するやと。佛言はく、睡者は信ず可らず、擲者は信ずべし、五法有りて毱を以つて他に擲す、一には憐愍、二には他を惱まさず、三には睡、四には頭壁に倚る、五には脚を舒すなりと。諸比丘故のごとく睡り共に相謂つて

乞ふ、長老優波離和上と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧陀薩、波羅に受具戒を與へん、長老優波離和上と作るを、是の如く白す」、白四羯磨し「僧已でに陀薩、波羅に受具戒を與へ、長老優波離和上と作り竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。

佛舍衞國に在しき、長老優波離佛に問へり、世尊我等佛何處に在して修多羅、毘尼、阿毘曇を說きたまへりやを知らず、我等云何んすべきを知らずと。佛言はく、[一]六大城、瞻波國、舍衞國、毘舍離國、王舍城、波羅㮈、迦維羅衞城なり、何を以つての故に、我れ多く彼に在りて住し種種變化して皆是の處に在りと。

二、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時長老耶舍五百の比丘と憍薩羅より來りて舍衞國に至り安居せんと欲せり、時に舊比丘客比丘と共に相問訊し客比丘に代りて衣鉢を擔ひ衣鉢を擔ふ時大高聲多人聲有り、佛是の大聲多人聲を聞き知つて故らに阿難に問ひたまへり、此の僧坊內に何んが故に是の大聲多人聲有りやと。佛に白して言さく、世尊是の長老耶舍五百比丘と憍薩羅國より舍衞國に來至し安居せんと欲せり、時に舊比丘客比丘と共に相問訊し客比丘に代りて衣鉢を擔ふ、是の故に是の大聲多人聲ありと。佛阿難に語りたまへり、汝往いて耶舍等五百人に語りて言へ、汝等は大聲を作す故に驅す、汝等舍衞國にて安居することを得ずと、阿難敎へを受け往いて耶舍に語りて言はく、汝等大聲を作す故に世尊驅したまふ、汝等舍衞國に安居することを得ずと。爾の時耶舍等五百人卽ち婆求摩河邊の聚落中に到りて安居せり、爾の時諸比丘是の念を作せり、佛我等を遣ひたまへり、大聲を以つての故に、我等默然すれば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、默然するを聽すと。

(2)時に諸比丘[二]睡れり、睡り已りて共に相謂つて言はく、佛我等に獨り房に住するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、獨り房中に住するを聽すと。獨り房中に住して亦睡れり、復相謂つて言はく、佛我等に衆住を聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり。佛言はく、衆住を聽す

【一】六大城。

【二】睡を防ぐ法。

六群比丘弊惡の故に好沙彌弟子邊に在して住せず、二事を以つての故に、一には犯戒し二には我れ等を犯戒せしむるを畏る、時に六群比丘是の如き人を見已りて是の念を作せり、我等若し餘人を度せば必ず我れを捨て去る、今當に此の去るを敎ふる者無きを度すべしと、六群比丘往いて彼の人に語れり汝等何んぞ出家せざると。答へて言はく、我等是の如し誰れか當に我れを度すべき、能く度する者有れば我等便ち出家せんと。時に六群比丘言はく、汝能く我が爲に舍を守り、我が與に食を迎へ、能く鉢を擔へば我れ當に汝を度せんと。六群比丘卽ち此の人を度し、若し佛及び僧を請ずる處有れば先きに遣して鉢を持ち去かしむ、二事を以つての故に、一には行に遲る二には共行を羞ず、諸外道見已りて諸檀越を呵して言はく、汝等の供養する所の者は是れ汝等の塔者なり、汝等の第一者なり、汝等の先食者なり、汝等の前に在りて行く者なり、汝等の供養する所の者は正に是の如きやと。諸優婆塞聞き已りて心に喜ばず、是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め已り知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと。答へて言さく、實に作せり世尊と。佛種種の因緣を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ凹胸人、凸胸人、象脚、馬脚、象耳、馬耳、箕耳人を度すやと、種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、今より凹胸凸胸人、象脚、馬脚、象耳、馬耳、如箕耳人を度するを得ず、若し度すれば突吉羅なりと。

(4)佛舍衛國に在しき、長老優波離に二沙彌有り一を陀薩と名づけ二を波羅と名づく。受戒の時に當り沙彌陀薩波羅に語りて言はく、汝先きに受戒せよ我れ汝の所須を供せんと、波羅陀薩に語りて言はく、汝先きに受戒せよ、我れ汝の所須を供せんと。時に長老優波離佛に問ひたてまつれり。二沙彌一時に羯磨受具戒を得るや不やと。佛言はく、應に是の如く作すべし、一心和合僧にて是の中一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の陀薩、波羅に優波離受具戒を與へん、僧に從ひて受具戒を

べからず、何を以つての故に、此の舍必ず非梵行の過有るが故にと。此の女後病を得夜に於いて命終せり、其の家人莊嚴具を以つて合して死人處に棄てたり、時に五百の賊有り此の處を行き是の死女を見て卽ち欲心を生じ便ち就いて欲を行ぜり、欲を行じ已りて五百人去れり、是の女先きに沙門婆羅門に我れと共に行欲せんと語れる因緣を以つての故に惡道に墮し彼の國の北方に在りて生れ姪龍と作り毘達多と名づけたり。

(2)佛王舍城に在しき、比丘有り癰を病み往いて耆婆に語れり、我が此の病を治せと、耆婆答へて言はく、漚して熟せしめよと。比丘言はく、佛未だ漚熟するを聽したまはずと、諸比丘是の事を佛に白せり。佛言はく、漚して熟せしむるを聽すと。耆婆又言はく、應に破すべしと。答へて言はく、佛未だ癰を破するを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、破するを聽すと。耆婆又言はく、應に捺して膿を去れと、比丘言はく、佛未だ捺すを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、捺すを聽すと。耆婆又言はく、應に食を膿物に著くべしと、比丘言はく、佛未だ著くるを聽したまはずと。是の事を佛に白せり。佛言はく、種種の治膿藥を著くるを聽すと。

(3)佛王舍城に在しき、爾の時王舍城に一月耆梨龍を大祠せり、爾の時諸人王の倉庫中に於いて物を出し種種の飲食を辦具し一切の人に與へたり、時に處處に多く人有り來集せり、或は人の胸凹する有り、或は人の胸凸する有り、或は人の脚象脚に似たる有り、或は馬脚の如き有り、又は象耳馬耳に似或は耳箕の如し。是の如く象馬に似る人衆多男女大小皆其の中に滿ち甚大だ歡樂せり。時に客觀中多く四方諸估客の來る有り、王の祠を作す時稅を取らざる故に、亦限度を禁ずる者無く稅を行ぜず送るを須ひず。此の祠少日在る有り諸估客各是の念を作せり、此の王一時に我等に稅せずやと、祠未だ竟らざるに卽ち去り後に於いて祠竟り、諸人各本處に還れり。時に凹胸、凸胸、象脚、馬脚、象耳、馬耳、如箕耳者悉く住し後日諸多人處天祠處沙門婆羅門處に往いて遊行せり。爾の時

卷の第四十（六誦之五）

雜法を明すの五

雜　法　五（二八七c）

一、(1)佛舍衞國に在しき、一婆羅門有り女を生めり、面貌端正にして顏色淸淨なり、顏色淸淨なる故に名づけて妙光と曰ふ、此の女の生れし時相師占して曰はく、是の女後に當に五百の男子と共に通ずべしと、諸人聞き已りて女年十二なるも求むる者有る無し、時に婆羅門の隣比に估客有り常に海に入りて寶を採れり、是の估客樓上に於いて遙かに是の女を見卽ち欲心を生じて餘人に問うて言はく、是れは誰れの女なる。答へて言はく、是れ某甲婆羅門の女なり、娶れる者有りや。答へて曰く、無しと。求むる者有りや、答へて曰はく、未しと、又問うて曰はく、何んが故に人の求むる無きやと。答へて曰はく、此の女一過有り、何んの過有りや。答へて曰はく、此の女生れし時相師有り占して曰はく、是の女後に當に五百の男子と共に通ずべしと、諸人聞き已りて女年十二にして求むる者有る無しと。時に估客是の念を作せり、沙門釋子を除き能く我が舍に强ひて入る者無し、沙門釋子も亦是の過無し我れ當に之れを娶るべしと、卽ち往いて求め女を娶れり。舍に到りて未だ久しからず諸估客伴を結びて海中に入らんと欲せり、彼の國の海に入る法會て海に入る者を得るを要す、若し自ら去くを肯かざれば要ず强ひて將ひ去る、時に估客守門の者を喚びて是の言を作せり、我れ海に入らんと欲す、男子の强ひて我が舍に入るを聽すこと莫れ。沙門釋子を除く、沙門釋子は亦此の過無しと。答へて言はく、爾せんと。是の語を作し已りて便ち去けり。後に沙門婆羅門其の舍に於いて乞食せり、是の女見已りて語りて言はく、我れと共に行欲せんと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今日より是の如き舍に未だ曾て往かざる者は往くべからず、若し往くものは坐す

し鉢を收め已りて小床を持して佛前に座し法を聽かんと欲せり、佛種種の說法を爲し示教利喜し竟り座より起ち去りたまへり。

佛衞舍國に在しき、爾の時給孤獨居士赤朱を以つて五百の繩床の脚を塗り祇園の僧に施せり、諸比丘受けずして言はく、佛未だ我れに朱にて繩床の脚を塗ることを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、是の床清淨なり應に受くべしと。

佛王舍城に在しき、爾の時跋提長者種種莊嚴の僧坊を僧に施せり、諸比丘受けず、佛未だ我れに種種莊嚴の僧坊を受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、是の坊清淨にして應に受くべしと。

(4)佛舍衞國に在しき、[三四]郁伽蘇跋那長者往いて佛所に到り頭面作禮し一面に在りて坐し已り佛種種の說法を以つて示教利喜し已りて默然したまへり。爾の時郁伽長者佛の種種說法し默然したまへるを見已りて佛に白して言さく、世尊佛及び僧を明日の食に請ぜんと、佛默然として受けたまへり、佛の默然として受け已れるを知りて家に還りて竟夜種種多美の飮食を辦じ、又五百の金床、銀床、琉璃床、頗梨床を莊嚴し是の念を作せり[三五]一を受けざれば當に一を受くべしと。又五百の金槃、銀槃、琉璃槃、頗梨槃を辦じ是の念を作せり、一を受けざれば當に一を受くべしと。又五百の金鉢、銀鉢、琉璃鉢、頗梨鉢を辦じ是の念を作せり、一を受けざれば當に一を受くべしと。明朝往いて佛に時到れるを白せり。佛衣を著し鉢を持し比丘僧と俱に其の舍に入りたまへり、五百の金床を以つて佛に奉ぜり、時に佛受けたまはず、又銀床、琉璃床、頗梨床を奉ずるに佛亦受けたまはず、爾の時長者是の寶床を除いて更に餘床を敷き褥を以つて重ねて上を覆せるに佛卽ち坐に就きたまへり。爾の時長者五百の金槃を以つて佛に奉ずるに佛亦受けたまはず、又銀槃、琉璃槃、頗梨槃を奉じて佛に施すに佛亦受けたまはず、爾の時長者五百の金鉢を以つて佛に奉るに佛亦受けたまはず、又銀鉢、琉璃鉢、頗梨鉢を奉ずるに佛亦受けたまはず。佛言はく、我れ先きに二種の鉢を聽す、鐵鉢瓦鉢なり、八種の鉢を畜ふべからずと。長者卽ち水を行じ食を下せり、種種豐美なり、佛及び僧滿足

【三四】郁伽蘇跋那（Uggusubhadda?）。

【三五】不受一當受一。一方を受けねば一方を受くべし金床を受けざれば銀床を受くべしの意なり。

虎、狼、熊、羆、[三一]多羅叉を畏る、畏れて道に依らずして行けり、行く時棘刺、[三二]皂莢刺脚を刺せり、是の比丘龍鬚草を以つて履を作り道中多く泥水を受け脚を壞せり。佛言はく、應に鞋を作り泥水を通し出すべしと。

(3)佛舍衛國祇梨園に在しき、佛の親里有り同姓中出家して佛を得たるもの有るを聞き卽ち父母に白せり。我れ往いて佛を見んと欲すと、父母是の念を作せり、若し佛所に往けば或は當に出家すべしと。爾の時父母爲に諸難を說いて言はく道中に師子の怖、虎、狼、熊、狼、羆等の怖有りと、又父母に白せり、我れ必ず當に去くべしと、父母必ず去かんと欲するを知り是の言を作せり。我れ今汝と別れん、若し出家すれば當に此れに來至すべしと。答へて言はく、爾せんと。卽ち佛所に往けり、到り已りて頭面作禮し一面に在りて立てり、佛出家受戒を與へたまひ後辭して佛に白して言さく、世尊我れ還りて父母親里を見んと欲すと。佛言はく、去きて久しく住すること莫れと、卽便ち家に還れり。諸親里多く人人一日を留め是の如く久しきを經たり。時に[三三]新しく雨雪墮れり、爾の時是の比丘親里と分れて佛所に還らんと欲せり。答へて言はく、新しく雨雪す云何んが去るを得ん、汝能く白衣の鞾を著するや不やと。答へて言はく、佛未だ我れに白衣の鞾を著するを聽したまはずと、卽の時還り道中に手冷え脚疼み眼痛めり、來りて佛所に到り頭面作禮し一面に在りて立てり。諸佛の常法客比丘來れば是の如き語を以つて勞問したまふ、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからずや道路疲れずやと、佛卽ち是の語を以つて是の比丘を勞問したまへり、忍ずるや不や、足するや不や安樂住するや不や、乞食乏しからず道路疲れずやと。比丘言はく、忍足し安樂住し乞食乏しからず道路疲れずと、卽ち是の如き事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛知つて故らに問ひたまへり、彼の土何如と。答へて言さく雪多しと、佛言はく、「今より多雪の國土にては白衣の鞾を著すことを聽す、雪を遮する爲の故に」と。

【三一】 多羅叉。梵 Taraksu の音寫なるべく鬣狗(hyena)なり。

【三二】 皂莢。さいかち、落葉喬木にして花後刀狀の莢實を結ぶ。

【三三】 新雨雪墮。三本、宮本、聖本は新を龍とす。

の與に不淸淨羯磨を捨し噉食する所偸盜の如きこと莫らしめん、是の如く白す」。白四羯磨し、「僧那羅比丘施羅比丘尼の與に不淸淨羯磨を捨し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。

(2)爾の時比丘佛に問へり、何ん等の皮を用つて革屣を作らんと。佛言はく、五種の皮、師子皮、虎皮、豹皮、獺皮、猫皮を除く、更に五種の皮を除く、象皮、馬皮、狗皮、野干皮、黑鹿皮なり、餘は作るを聽すと。佛舍衞國に在しき、爾の時人有り僧に[二九]鱣魚皮の革屣を施せり、諸比丘受けず佛未だ我れに鱣魚皮の革屣を著するを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、應に鱣魚皮の革屣を受くべし、麁の爲の故に牛皮を以つて上を覆せと。佛舍衞國に在しき、爾の時人有り僧に[三〇]錯魚皮の革屣を施せり、諸比丘受けず、佛未だ我れに錯魚皮の革屣を受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、錯魚皮の革屣を受くるを聽す、眼痛を以つての故に牛皮を以つて上を覆せと。

佛舍衞國に在しき、人有り僧に筋を施せり、諸比丘受けず何んの用ふる所なるを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、受用するを聽す、閉戶紐、閉戶繩を作れと。佛舍衞國に在しき、人有り僧に熊皮を施せり、諸比丘受けず何んの所用なるを知らず、是の事を佛に白し佛言はく、應に受くべし應に僧房の戶內に著き脚を拭ひて房に入るべしと。

佛自恣の後遊行敎化したまへり、一比丘有り、手に革屣を捉へて行けり、佛見已りて知つて故らに問ひたまへり、何を以つての故に手に革屣を捉りて行くやと。佛に白して言さく、世尊革屣我が脚を壞する故にと。佛言はく、應に軟皮を以つて遮すべしと、遮し已りて行く時地を撥へり。佛言はく、應に後に網を施すべしと。

佛阿羅毘國に在しき、營理の比丘日日材木の爲に竹の爲に山に入れり、山に入る時道中に師子、

【二九】鱣魚。ふかに似たる大魚、うみへび。

【三〇】錯魚。三本には鯌とす、鯌はさめなり。

佛言はく今より長老某甲と喚べ、長老舍利弗、長老目犍連、長老阿難、長老金毘羅と喚ぶが如しと。

佛舍衛國に在しき、[27]那羅比丘有り[28]施羅比丘尼有り、二人共に戲笑言語して諸比丘を惱亂せり、是の事を佛に白し佛言はく、是の那羅比丘施羅比丘尼の作す所不善なり、噉食する所は偸盜の如しと、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり。應に是の二人の與に不淸淨羯磨を作すべし、一心和合僧に一比丘唱言せよ「大德僧聽きたまへ、是の那羅比丘施羅比丘尼共に戲笑言語し諸比丘を惱亂せり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の那羅比丘施羅比丘尼共に戲笑言語し諸比丘を惱亂し、是の噉食する所偸盜の如し、是の如く白す」白二羯磨し「僧那羅比丘施羅比丘尼の與に不淸淨羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。僧二人の與に不淸淨羯磨を作し竟り、是の二人心に悔を生じ自ら過罪を見四布懺悔し是の言を作せり、「我れ先きに衆僧を惱亂し今淸淨心を生じ、不淸淨羯磨を捨せんことを乞ふ」と。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、是の那羅比丘施羅比丘尼悔過し淸淨心を生ずれば、應に與に不淸淨羯磨を捨すべし。是の如く作せり、一心和合僧に是の那羅比丘施羅比丘尼座より起ち偏袒右肩し革屣を脫し右膝を地に著し合掌して是の言を作せ、「大德僧聽きたまへ、我れ那羅比丘施羅比丘尼共に戲笑言語し僧を惱亂する故に僧我等の與に不淸淨羯磨を作し、噉食する所偸盜の如し、我等今悔過し淸淨心を生ず、不淸淨羯磨を捨せんことを乞ふ、我れ那羅比丘施羅比丘尼食を受くる所偸盜の如きこと莫れ、憐愍の故に」と、第二第三も亦是の如く乞ふ。僧中に一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の那羅比丘施羅比丘尼共に戲笑言語し僧を惱亂する故に不淸淨羯磨を與へ噉食する所偸盜の如し、是の二人自ら悔過し淸淨心を生じ僧に從ひ、不淸淨羯磨を捨し噉食する所偸盜の如きこと莫らんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の那羅比丘施羅比丘尼

【二七】那羅 (Nalaka)。
【二八】施羅 (Sālā)。

く今より比丘自ら投竄することを得ず、亦他をして投竄せしむるを得ず、若し自ら作し他をして作さしむれば突吉羅なり、何を以つての故に呪と投竄を一種なる故にと。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘白衣に物を貸せ取物者に語りて言はく、時至りて得ざれば當に倍して汝を責めんと、取物者怖畏せり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく「今より他を要して倍を索むることを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時虎、狼、鹿を殺し好肉を選擇して噉へり、比丘有り中を過ぎて此の道に從ひて行き是の死鹿を見て各相謂つて言はく、當に持し歸り明日食せんと、卽ち殘鹿を持して歸れり、時に虎飢起り殘鹿を求覓して祇洹を遶りて吼聲せり。佛虎の吼ゆるを見たまひ佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、是の虎何んが故に吼ゆるやと、答へて言さく、世尊比丘虎の殘せる肉を持し來る故なりと、佛言はく「今より虎殘を取ることを得ず、犯ずれば突吉羅なり」何を以つての故に、虎は望を斷ぜざるが故に、若し師子の殘は取るも無犯なり、何を以つての故に、師子は望を斷ずるが故にと。

佛舍衞國に在しき、比丘有り、先きに比丘に從ひて罪[二六]を出すを求聽せずして便ち他の罪を出せり、是の比丘是の事を聞きて心に喜はず是の事を佛に白せり、佛言はく今より他聽さざるに他の罪を說くことを得ず、他をして罪を憶せしむるを得ず、他の說戒自恣を遮するを得ず、他の比丘尼を敎誡するを遮するを得ず、遮すれば突吉羅なりと。

六、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時下座比丘有り上座を恭敬せず喚べり、上座聞き已りて心に喜ばず諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく「今より上座を恭敬せず喚ぶことを得ず、上座を恭敬せず喚へば突吉羅なり」と。爾の時諸比丘云何んが上座を喚ぶを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく今より下座比丘上座を喚んで長老と言へと。爾の時但だ長老と喚び不便なり、

【二六】求聽。註四の一一六參照。

(2)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘白衣と共に一床に坐せり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく「今より白衣と共に一床に坐するを得ず、犯ずる者は突吉羅なり」と。

爾の時六群比丘沙彌と共に一床に坐せり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく「今より沙彌と共床に坐するを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衞國に在しき、爾の時比丘沙彌と共に二夜宿し第三夜に遣出せり、出ずる時沙彌先きに油を以つて脚に塗り地敷上を蹈み油地敷を汚せり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく「今より油を脚に塗りて地敷上を行くを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衞城に在しき、爾の時六群比丘互に弟子を相誘へり、時に上座呵責して言はく、諸比丘云何んが弟子を畜ふるを得教化すること如法なるを知らず、是の如く六群比丘我が弟子を誘ふと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく「今より他の弟子を誘ふを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

爾の時六群比丘各呪誓して言はく、我れ若し汝の弟子を誘へば佛呪法呪僧呪を作せと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より比丘自ら呪するを得ず、他を呪するを得ず、若し自呪し若しは他を呪すれば突吉羅なり」と。爾の時六群比丘物を以つて誓を作せり、我れ若し汝の弟子を誘へば便ち是の物を沒せよと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく「今より物を以つて自ら誓ひ他に誓ふべからず、若し物を以つて自誓し他に誓へば突吉羅なり」と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘衣鉢を失し諸比丘に語りて言はく、我れ衣鉢を失せり當に共に[二五]投竄を作さんと、時に諸比丘各各思惟し云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言は

【二五】投竄。明らかならず、下に呪の一種なりとする故に竄に物を投じてうらなふことか。

丘當に來るべしと。爾の時兩相就かず布薩するを得ざりき、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく應に羯磨して一處に布薩すべし、應に是の如く作すべし。作法は一心和合僧に一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の某堂舍を應に布薩處と作すべし、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某堂舍を布薩處を作すを、是の如く白す」、白二羯磨し「僧某堂舍を布薩處と作し竟んぬ。僧は忍じたまへり。默然するが故に。是の事是の如く事す」と。

五、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時末利夫人法を聽く爲の故に祇洹中に到り諸比丘に問うて白はく、此の處に幾僧有りやと、答へて白はく、知らずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、應に數ふべしと。爾の時諸比丘名字を喚びて數へたり、名字を喚びて數ふる時參錯し數を失せり、佛言はく應に籌を行ずべしと。夫人又問へり、幾沙彌有りやと、答へて白はく、知らずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛白はく沙彌も亦應に籌を行ずべしと。

佛舍衞國に在しき、僧布薩の時末利夫人僧に錢を施せり、諸比丘受けず、佛未だ[二四]布薩錢を受くるを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、受くるを聽すと。時に諸比丘未だ布薩に到らざる二日三日に便ち說戒布薩せり、比丘布薩の爲の故に來り布薩施を得ず、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく先前二日三日に說戒することを得ず、犯すれば突吉羅なりと、佛言はく、布薩時に布薩すべし、布薩の爲に比丘來り布施を得しむる故にと。爾の時諸沙彌分を索めたり、答へて言はく、汝布薩せず、羯磨せず、說戒せず、布薩入らざる故に分を與へずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、沙彌は籌を受くる故に分を與ふべしと。佛與ふるを聽したまふと雖も幾許を與ふるを知らず、佛言はく、若し沙彌行次に在り檀越自ら手にて與ふれば應に等しく與すべし、若し但だ僧に施せば大比丘三分を得沙彌一分を得と。

【二四】布薩錢を受く。

佛舍衛國に在しき、爾の時比丘貴價火浣衣及び深摩根衣を床上に敷きて坐し起つ時破壞せんと欲せり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、敷くべき者を敷き著すべき者を著し宜しき所に隨ひて作せと。

(5)佛舍衛國に在しき、諸比丘布薩の爲の故に揵稚を打てり。說戒者言はく、若し來らざるは囑授者說けと、一比丘有りて是の言を作せり、某比丘清淨にして〔三〕欲を與ふと、問うて言はく、彼の比丘那こに去るやと、答へて言はく、界を出で去れりと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく「今より欲を與へし者界を出づるを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衛國に在しき、諸比丘布薩の爲の故に揵稚を打てり、說戒者言はく與欲者は說けと、一比丘有り唱言せり、某甲比丘清淨にして與欲すと、問うて言はく、是の比丘何處にと、答へて言はく、界外に在りと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく「今より界外の人の欲を受くるを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衛國に在しき、布薩の爲の故に揵稚を打ち僧を集め說戒者言はく、誰れか敎誡比丘尼を受くと、答へて言はく迦留陀夷なりと、問うて言はく何處に在ると、答へて言はく、界を出で行けりと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛白はく「今より敎誡比丘尼を受けし者は界を出でて行くことを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘展轉して〔三〕清淨を與へ、欲を與へ、自恣を與へ、除罪を與へたり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛白はく「今より展轉して清淨を與へ、欲を與へ、自恣を與へ、除罪を與ふるを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衛國に在しき、憍薩羅國に僧坊を去ること遠からずして阿練若處有り、布薩の時天雨り坊中の僧心に念ぜり、阿練若の比丘當に來るべしと、阿練若處の僧も復た是の念を作せり、僧坊中の比

【三】與欲。註十五の一〇參照。

【三】與清淨。註十五の一〇參照。

丘是の處に安居し自恣已りて界を出で行き還り來りて界に入り、僧今日功徳衣を受くと聞き聞き已りて隨喜すれば受を爲すと名くるを得と。長老優波利佛に問へり、頗し比丘有り功徳衣を捨する時捨せざる者有りやと。佛言はく、有り、若し比丘餘處に功徳衣を受け此處の僧衣を捨す、彼の比丘中に在りと雖も名づけて捨と爲さずと。長老優波離佛に問へり、頗し比丘僧功徳衣を捨し彼の比丘在らずして捨と名づくるを得ること有りやと。答へて言はく、有り、若し比丘功徳衣を受け界を出で行き功徳衣を捨すと聞きて隨喜すれば是れを捨を得と名づくと。

(4)佛舍衞國に在しき、憍薩羅國の住處に人有り僧物を施せり、揵稚を打ちて僧を集め和合して物を分ち已りて起てり。爾の時六群比丘界外より來りて諸比丘に語れり、此の衆僧所有の物我れ當に共分すべしと、諸比丘還た更に共分せよと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若し揵稚を打ちて僧和合して物を分ち已り起ちて界外に比丘有り來れば與へんと欲すれば與へよ、强いて分を得るを得ずと。

佛舍衞國に在しき、憍薩羅國に人有り僧に衣を施せり、爾の時六群比丘有り僧坊中に到りて兩兩共語せり、諸比丘衣を分たんと欲する時を看屏處に在りて住し、彼れ物を分ち已りて我れ等當に出でて邊に到り更に共分せしめんと、爾の時六群比丘彼の比丘を看已りて屏處に在りて住せり。爾の時揵稚を打ちて僧を集め諸比丘共に相謂つて言はく、是の六群比丘を喚び來れと、所住の處を求覓して得ず、人有りて言はく、是の六群比丘緣事多し必ず當に出行せるべしと、卽ち和合し分物し已りて起てり。六群比丘便ち界内に來りて言はく、此れ應に我等と共に分つべしと、時に六群比丘是の言を作せり、若し我れの界内に在りしを信ぜざれば此の中比丘有り諸比丘を見る、更に爲に共分せよと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若し揵稚を打ちて僧分物し已りて起ち若し界内に比丘有りて來れば與へんと欲すれば與へよ、强いて分つを得ずと。

と、答へて言はく我れ先きに死比丘に淨施せりと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛白はく、若し彼の淨施を受けし人死すれば更に餘人に淨施すべしと。

佛舍衛國に在しき、比丘有り、一比丘に淨施せり、施を受けし者戒を反せり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若し反戒すれば更に餘人に淨施すべしと。

佛舍衛國に在しき、比丘有り共行弟子に淨施せり、弟子不如法の事有り、師責め語りて言はく、我が邊に住すること莫れと。是の弟子往いて六群比丘の邊に到りて住せり」。弟子先きには悔過せんと欲す、六群比丘に近づくを以つての故に悔心有ること無し、師往つて弟子に語りて言はく、汝何んぞ我れに悔過せざると。答へて言はく、能はずと、師言はく我れ先きに汝に衣を淨施すと。弟子言はく、今當に佛に與ふべしと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若し弟子師の責を被り敎作を聽かざれば應に更に餘人に淨施すべしと。

(3)佛毘舍離國に在しき、爾の時地濕し諸比丘衣帳[一七]を作して住せり、諸比丘是の念を作せり、此の中將た過十夜長衣[一八]を犯さざるやと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、此の衣を舍に作りて用ふるは不犯なりと。

佛阿羅毘國に在しき、時に井水に虫有り、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく[一九]應に漉すべしと。漉す時二三人共に捉り捉る時不正なり。佛言はく、應に[二〇]棬を作り、水を漉し已り虫を瀉し井中に著けと。井中に虫轉た多し、佛言はく、一器に水を盛り水を漉し已りて虫を以つて中に瀉し、中に瀉し已りて持して流水中に瀉せと。

長老優波利佛に問へり、頗し比丘有り僧中に在りて[二一]功德衣を受くる時得ざる者有りやと、答へて言はく有り、若し比丘餘處に安居し此處にて功德衣を受けんに是れを得ずと名づくと。長老優波利佛に問へり、頗し比丘功德衣を受けず、受と名け得ること有りやと、答へて言はく有り、若し比

[一七] 衣帳。蚊帳の如く衣にて舍を作るなり。
[一八] 過十夜長衣。三十捨墮第一長衣戒參照。(第五卷)。
[一九] 漉水法。
[二〇] 棬。まげもの、わげもの、木を曲げ圓めて作れる器なり。
[二一] 功德衣。迦絺那衣なり。

の身を燒くを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、阿羅漢の身を燒くことを聽すと。諸比丘心に念ぜり佛我等に阿羅漢の與に塔を起こすを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、阿羅漢塔を起こすことを聽すと。諸比丘心に念ぜり、佛我等に阿羅漢塔を供養するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく「阿羅漢塔を供養するを聽す」と。

(2)佛舍衞國に在しき、長老迦旃延に一估客の弟子有り海中より還り貝を以つて[二五]飽身物を作り迦旃延に施せり、迦旃延受けず、佛未だ我れに貝の飽身具を受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、受くるを得と。

佛舍衞國に在しき、一病比丘有り看病人に語れり、汝能く我れを好看し我れを愛念す、我れ若し命終すれば所有の物盡く當に汝に與ふべしと、語り已りて便ち終れり。犍稚を打ちて僧を集めたり、僧看病人に語れり、死比丘所有の物を盡く持ち來れ現前僧應に分つべしと、看病人言はく僧の物に非ず何を以つての故に我れ看病人なり、病人我れに語りて言はく、汝能く我れを好看し我れを愛念す、我れ若し命終せば所有の諸物盡く當に汝に與ふべしと、是の事の故に僧物に非らずと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、是の如く死して當に汝に與ふべきこと無し、若し比丘命終すれば物は現前僧應に分つべしと。

佛舍衞國に在しき、比丘有り一比丘に[二六]淨施し已りて物主命終せり、卽ち犍稚を打ちて僧を集め僧人を遣して死比丘の衣物を取り來る時淨施を受けし比丘答へて言はく、僧物に非ず何を以つての故に、死比丘先きに我れに淨施せりと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、此れ淨の爲の故に施す、彼命終し已れば現前僧應に分つべしと。

佛舍衞國に在しき、比丘有り一比丘に淨施せり、受施の者死せり、時に犍稚を打ち僧を集め彼の比丘自ら衣を持し來りて僧に與へて是の言を作せり、此れは是れ僧物なりと。僧問へり何んか故に

【二五】飽身物。三本には飽身物とす、飽はかんなてけづる具、身を搔く道具ならん。

【二六】淨施。註十六の三九、四〇參照。

を作せり。世尊閻浮樹を去ること遠からず訶梨勒林有り、我れ色好の訶梨勒を取り來れり、願はくは佛受食したまへ、風病を除き遊歩進止を得べしと、佛默然として受けたまへり。爾の時釋提桓因佛の受けたまふを見已りて頭面もて作禮し右遶して去れり、釋去りて久しからず佛即ち此の訶梨勒を服したまひ風病即ち除けり、子を以つて地に擲ち即ち訶梨勒樹を生じ、長大して訶梨勒を生じ黃色に熟して地に墮ち遍滿せり。佛見已りて知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何んか故に此の訶梨勒を噉はざると、阿難言はく、世尊制したまひて宿受食を噉ふことを得ざるが故にと、佛阿難に語りたまへり、先きに訶梨勒を受け已り此れに滅し今噉ふは無罪なりと。

佛舍衞國に在しき、諸比丘盛衣物無し、佛言はく應に箱を作るべしと、彼の土熱き故に蟲を生ぜり、佛言はく應に青木香、那毘羅草の根を以つて衣箱中に著け、香を以つての故に蟲生ぜずと。

佛舍衞國に在しき、給孤獨居士衆僧に被を施せり、諸比丘受けず、佛未だ我れに被を受くるを聽したまはず、是の事を佛に白せり、佛言はく、僧受くるを得、一人も亦受くるを得と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘[一四]留縷頭衣、結縷頭衣、交結縷頭衣、刷縷頭衣を著し淨衣と作さず、是の事を佛に白せり、佛言はく「留縷頭衣、結縷頭衣、交結縷頭衣、刷縷頭衣を著すべからず、著する者は突吉羅なり、若し著して淨衣と作さざれば波逸提なり」。

佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘僧及び居士の留縷頭衣、結縷頭衣、交結縷頭衣、刷縷頭衣の淨衣を作さざるを著せず、是の事を佛に白せり、佛言はく、若し僧及び居士に留縷頭衣、結縷頭衣、交結縷頭衣、刷縷頭衣の淨衣と作さざる有れば著することを得と。

佛舍衞國に在しき、阿羅漢の般涅槃するもの有り、諸比丘心に念ぜり佛の說きたまふ所の如し、身中に八萬戶の蟲有り、若し身を燒けば當に是の蟲を殺すべしと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、人死する時諸蟲も亦死すと。諸比丘心に念ぜり、佛我れに阿羅漢

【一四】留縷頭衣等。明らかならず、留縷頭衣とは糸の端を殘したる布のこと、結縷頭衣はそれを結べるものか。

へて言はく、我が法も樹下に住す、更に何んの難有りやと。答へて言はく、塵棄藥に依りて前家受具足戒を得と。答へて言はく、我れ是の藥を服すること能はずと、是の事を聞きて出家受具足戒を肯かず、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、先きに四依を說くべからず、先きに受具足戒を與へ竟りて乃ち四依を說けと。

佛舍衞國に在しき、比丘有り衣鉢を失せり、一知識比丘有り、餘處にて是の衣鉢を見卽ち是の衣を捉りて言はく、此れは是れ某の衣鉢なり、今汝の手中より得と。彼れ言はく、我れ買得すと、問うて言はく、買ふ時誰れか見ると。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、買得すれば賊に非ず、若し偸取すれば是れ賊なりと。佛諸比丘に語りたまへり、此の衣を買ふに幾許を用ふ、實に買得すれば應に本に還して直を取るべしと。

佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘二月遊行せり、時に六群比丘に知識比丘有り衣を以つて六群比丘に寄せて去れり、亦先きに說くが如し。

佛王舍城に在しき、爾の時五比丘有り佛に問へり、何物を以つて衣を染めんと、佛言はく應に根染、莖染、葉染、花染、果染、新生犢屎染を以つてすべしと。

佛阿羅毘國に在しき、新しく僧伽藍を作り諸比丘に經行處無し、是の事を佛に白し佛言はく、應に經行處を作るべしと、彼の土熱く經行の時汗流る、佛言はく、應に經行處に樹を種ゆべしと。

二十法上竟る。

中二十法下

四、(1)佛初めて阿耨多羅三藐三菩提を成じたまへる時估客酥乳の糜を施せり、佛食し已りて腹内に風發せり、時に釋提桓因佛の風を患ひたまふを見たり、閻浮樹に因つての故に閻浮提と名づく、是の樹を去ること遠からず訶梨勒林有り、爾の時釋提桓因好訶梨勒を取り來りて佛に奉上し是の言

不やと。答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因緣を以つて呵責したまへり。云何んが比丘と名づけ輒く王所識の將を度すやと、佛言はく「今より王所識の將を度するを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衞國に在しき、跋難陀釋子一估客兒と共に諍し估客兒瞋りて拳を以つて跋難陀を打てり、時に跋難陀往いて斷事所に到り言はく、此の估客兒我れを打てりと、問ふ、何を以つて諍ふやと、即ち答ふるに上事を以つてせり。時に斷事人卽ち估客兒を喚ぶ、來り已り問うて言はく、比丘を打つや不やと、答へて言はく實に打つと、時に斷事人便ち法制に問へり、比丘を打つは何んの罪を得ると、答へて言はく、制に依り何んの身分を以つて打つに隨ひ應に此の分を斷つべしと、卽ち估客に問うて言はく、何んの身分を以つて打つやと、答へて言はく、手なりと、時に斷事人其の右手を截れり。時に城中の人沙門釋子人を言へて手を截れりと聞けり、一人二人に語り二人三人に語り是の如き惡名流布して舍衞城に滿てり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣く說けり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて跋難陀釋子を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ人を言へて手を截るやと、佛言はく「今より人を言へて手を截ることを得ず、犯ずれば偸蘭遮なり」と。

(5)佛舍衞國に在しき、一外道有り信樂心有りて出家を得んと欲し往いて諸比丘に語れり、我れ出家せんと欲す出家法中何んの難事有りやと。比丘答へて言はく、[三]四依法有り、一には糞掃衣を著するに依り出家受具足戒を得と、答へて言はく、我れ死人の弊衣を著すること能はず。問うて言はく、是を除いて更に何んの難有りやと、比丘言はく、常に乞食に依りて出家受具足戒を得と、答へて言はく我が法も乞食す、更に何んの難ありやと。答へて言はく、樹下住に依りて出家受具足戒を得と、答

【三】 四依法。(Cattāro nissayā)。比丘生活の四原則なり。
(1) 糞掃衣 (paṃsukūla-cīvara)。遺棄されたる衣を著す。
(2) 乞食 (piṇḍiyālopabhojana)。
(3) 樹下住 (rukkhamūlasenāsana)。
(4) 塵棄藥(pūtimuttabhesajja)。牛尿より製せる藥を用ふ。但し餘得 (atirekalābha) として施衣、精舍等を受用し得、これ原則なり。(Mv. I. 304)。本律受具足戒法の下參照。

れ得可からず何を以つての故に、比丘捨て去りて已でに十歳を經外道住して來た亦十歳を經、遣去することを得ずと、諸比丘默然として是の事を以つて王に白せり、王言はく、誰れか十歳捨て去り十歳中に住すれば遣去することを得ずと言ふと、時に王卽ち人を遣はして往いて拳を以つて外道を打ち齒を折りて遣去せり。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、今より一兩寺相近づけば應に昔に羯磨を作し一處に施を受け兩處に布薩すべし」是の如く作すべし。作法は一心和合僧に一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の某處某處應に一處に施を受け兩處に布薩すべし、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某處某處一處に施を受け兩處に布薩せん、是の如く白す」、「大德僧聽きたまへ、是の某處某處一處に施を受け兩處に布薩す、誰れか諸長老某處某處一處に施を受け兩處に布薩するを忍ずる者は默然したまへ、忍ぜざる者は說きたまへ、僧は某處某處を一處に施を受け兩處に布薩するに作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。是の二處中或は一處空なれば是の中所有の衣被臥具諸物を應に一處に幷著し後に僧有りて來れば則ち還た分取せよ。

(4)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘或は頭上に物を載せ或は腰間に物を帶びたり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、「今より頭上に物を載せ腰間に物を帶びて行くことを得ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛王舍城に在しき、爾の時跋難陀釋子王軍の將を度せり、爾の時邊國人叛せり、時に王此の將を撿挍せり、人有り答へて言はく、出家せりと。何處に出家するや、答へて言はく、沙門なり、何ん等の沙門なる、答へて言はく、釋子沙門なりと。王瞋りて言はく、是の比丘は必ず當に我が一切の將を度すべしと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや

し、往いて親里家に到り四五日住し已りて辭別して去らんと欲せり、親里問うて言はく、何を以つての故に去ると、答へて言はく、我れ依止を須ふる故にと、親里言はく、大德今飢餓の世なり、或は當に餓死すべし、何んぞ依止を用ひんと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より飢餓時には日々和上を見得可き處に住するを聽す、日々來る可し、若し日々來るを得ざれば五日に至る可し、若し五日に來るを得ざれば布薩の時應に來るべし、若し布薩の時乃至二由旬半に來ることを得ざれば自恣の時に至り應に來りて和上を見るべしと。

佛舍衞國に在しき、憍薩羅國に邊聚落有り、爾の時波斯匿王是の邊聚落に税し邊聚落の人卽ち皆捨て去れり、彼處に比丘有りて住し衣食を得ざる故に房舍を捨て去れり、王後敎有りて復税奪せず、諸人聞き已りて卽ち本處に還り諸比丘は未だ還らず。爾の時諸外道憍薩羅國より來りて舍衞國に向ひ僧坊に經入し是の僧坊の淸淨莊嚴にして釜鑊、甕器、盆物、坐具、臥具僧坊中に滿つるを見て諸居士に語れり、汝此の僧坊は空なり我等の住するを聽せば善しと、答へて言はく意に隨へと、諸外道便ち住せり。諸比丘有り憍薩羅國より遊行し舍衞國に向ひ是の僧坊に到り乃ち是の房中の淸淨莊嚴にして釜鑊、甕器、盆物、坐具、臥具是の坊中に滿つるを見て諸比丘共に相謂つて言はく、此の裸形外道田宅民戶無し何に由つて能く是の如き供養を辦ぜん、必ず是れ先に比丘の住處なりと。諸比丘語りて言はく、汝去れと、答へて言はく、何を以つて去る、語つて言はく、此れは先きに是れ我等の住處なりと、外道答へて言はく、大德此れは汝等より得ず、汝亦我を安んじて此れに在らしめず、我れ居士の邊より得、居士遣れば我れ等當に去るべしと。諸比丘往いて居士に語れり、此れは本是れ我等沙門の住處なり、還び我等をして此の中に住せしむれば善しと、諸居士比丘に問うて言はく、是の僧坊を捨て去りて幾歲なると、答へて言はく、十歲なりと、諸居士外道に問へり、汝等此の中に住して來た幾歲なるやと、答へて言はく、十歲なりと。諸居士是の言を作せり、是

く、今より脚を以つて鉢を扶へ食を受くることを得ず、犯ずれば突吉羅なりと。

爾の時六群比丘革屣の頭を以つて鉢を扶へ食を受けたり、是の事を佛に白し佛言はく、今より革屣の頭を以つて鉢を扶へて食を受くることを得ず、犯ずれば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、六群比丘無鉢の人に受具戒を與へたり、爾の時六群比丘十七群比丘と喜んで共に諍へり、時に六群比丘は次にて僧坊を守り十七群比丘は次にて與に食を迎へたり、時に十七群比丘守僧坊比丘に從ひ鉢を索め來れり、問ふ、何等を作すと、答へて言はく、汝の與に食を請はんと、彼の比丘言はく鉢無しと、問うて言はく、汝は無鉢にて出家せしやと。答へて言はく、是の如しと。時に十七群比丘是の言を作せり、汝は是れ大智德人、無鉢にして便ち受具戒を得と、是の比丘是の語を聞きて心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛言はく、今より無鉢の人に出家受具戒を與ふるを得ず、若し受を與ふれば突吉羅なり。

佛王舍城に在しき、爾の時跋難陀釋子一賊主を度せり、出家して比丘と作り後王舍城に入りて乞食せり、到る可き所の家の諸婦女是の比丘の來るを見て便ち衣物を藏して是の言を作せり、是の人詐りて乞食を作す、我が衣物を見れば必ず來りて取らんと欲すと、是の比丘是の語を聞きて心に喜ばず、諸比丘に向ひて說き諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め已り知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因緣を以つて跋難陀を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ賊主を度して出家せしむやと、種種の因緣もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今より賊主を度して出家するを得ず、若し度すれば突吉羅なり、若し因緣もて度せんと欲すれば度し已りて本處を離れしめ去ること五六由旬なるべし、若し善好有德なるを知れば還び將來すべし。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時飢餓にして食乏し、一比丘有り未だ五臘に滿ちず應に依止を受くべ

佛舍衞國に在しき、諸比丘祇洹中に於いて處處に然火し[一]鍛作處の如似し、諸金剛神皆瞋り呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ此の地を汚すと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より「處處に然火することを得ず、犯ずれば突吉羅なり、應に一處にて然すべし」と。

佛舍衞國に在しき、諸比丘祇洹中に於いて處處に洗浴せり、或は澡豆を用ひ或は土を用ひ濕熱を以つての故に蟲を生ぜり、諸金剛神皆瞋り呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ此の地を汚すと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく「今より處處に洗浴することを得ず、應に一處に水竇に就いて洗ふべし」と。

(2)佛釋迦國に在しき、釋摩訶男佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、佛の受けたまふを知り已りて頭面もて禮を作し右繞して去り、舍に到りて通夜種種多美の飲食を辦じ、晨朝坐處を敷き已りて往いて佛所に到り白して言さく。時到れり、佛自ら時を知りたまへと。佛諸比丘僧と其の舍に入りたまへり、是の會に肉有り、佛及び僧次第に坐し竟り釋摩訶男自手に飯を行じ肉を下せり。爾の時六群比丘狗を畜ふ、疾く食し竟りて鉢に骨を拾ひ滿して前に置き眼高に擧して視たり、時に釋摩訶男循行して僧食を看たり、誰れか得誰れか得ざる。誰れか重得すと、是の鉢中に物を盛滿せるを見て諸比丘に語れり、大德此の鉢は是れ[二]恒沙の諸佛の幖幟なり、何を以つて此の鉢を輕賤するや、汝自ら鉢を賤しむ、我れ亦憂ひず、但だ汝後に此の不淨鉢を持して我が食を受くるを恐ると。爾の時佛釋摩訶男の呵責し已れるを見たまひ時に佛六群比丘を呵責したまへり、云何んが鉢を以つて不淨物を盛るや、今より「鉢を以つて不淨物を盛るを得ず、盛れば突吉羅なり」と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘脚を以つて鉢を扶へ食を受けたり、是の事を佛に白し佛言は

【一】鍛作處。鍛冶屋なり。

【二】恒沙。恒河の砂、多數を表はす。

去し、鬼後に墮ひて啼きて逐へり、黑阿難此の白氈を持して祇洹中に入れり。爾の時祇洹の門を守る大力善神此の鬼の入るを聽さず、卽ち塹中に墮ちたり。時に黑阿難氈を以つて諸比丘に示して言はく、我れ彼の死人の邊より是の氈を取り來ると。諸比丘問うて言はく、死人何處に在りやと、答へて言はく、今祇洹の塹中に墮つと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より「死屍の未だ壞せざるより物を取るを得ず、取る者は偸蘭遮なり」と。

爾の時六群比丘鍼を以つて死屍の身を破し壞せしめて衣を取れり、人有り見て呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有德を言ひ云何んが旃陀羅の如く鍼を以つて死屍を破して衣を取るやと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より「鍼を以つて死屍を破するを得ず、破すれば突吉羅なり」と。爾の時佛黑阿難に語りたまへり、死屍を還送して本處に著き還び白氈を以つて上を覆へ、當に餓鬼の後に在りて行くべく前に在りて行くこと莫れ、當に左邊に在るべく右邊に在ること莫れ、當に頭に近づくべく脚に近づくこと莫れ、鬼の爲に打たるゝこと莫れと。

三、(1)佛舍衞國に在しき、人有りて比丘尼僧に木桶を施せり、諸比丘尼受けず、何人の所用なるを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に取りて澡豆を盛るに用ひよと。

佛舍衞國に在しき、比丘尼有り、周那難陀と名づく、面貌端正顏色淸淨なり、麁繫腰繩を以つて兩邊を幷攝して泥洹僧を著し胯を麁大にし腰を細からしめたり。估客有り見已りて諸伴に言へり、是の比丘尼の胯を看よと、比丘尼聞き已りて心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり。今より「比丘尼兩胯上に幷攝して泥洹僧を著することを得ず、犯ずる者は突吉羅なり」と。

佛舍衞國に在しき、一比丘有り襯身衣を著せず、新畫の壁に倚りて立ち、綵畫剝落せり、是の事を佛に白し佛言はく、今より比丘襯身衣を著せず畫壁に倚れば突吉羅なりと。

り、是の二比丘試みに他衣を著せり、善誦中に說くが如し。

佛舍衞國に在しき、一放猪人有りて猪を失ひ弊惡人有りて祇洹の塹邊に猪を殺し肉を割きて各分ち持し去れり。爾の時諸比丘中前に衣を著け鉢を持して舍衞城に入り乞食し、地に猪の腸を見て各相謂つて言はく、汝是れを取りて煮よ、我れ城に入りて乞食せんと、煮る者有り乞食する者有り、時に猪を失へる人祇洹に入りて猪を求め烟の起るを見て比丘の邊に至り問うて言はく、大德此の中何んの作す所と、答へて言はく、猪腸を煮るなりと、是の人言はく、我れ今猪を失ふ、汝等腸を煮るは必ず我が猪を殺せるなりと、答へて言はく、殺さずと、問うて言はく、何處に得と、答へて言はく塹邊の地に得と。共に相謂つて言はく、是の比丘直首するを肯かず、將ひて官に詣り斷ぜんと、卽ち將ひて官に詣れり。時に斷事の人言はく、大德猪を殺すや不やと、答へて言はく、殺さず我等祇洹の塹邊の地にて是の腸を得たりと、時に斷事人多く佛法を信じ能く正しく事を斷ず、是の言を作せり、比丘必ず猪を殺さず、諸比丘去れ、今より復露地にて猪腸を取ること莫れと。是の比丘諸比丘に向ひて說き諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣說せり、佛言はく、「今より露地にて猪腸を取ることを得ず、取る者は突吉羅なり、及び園中にて甘蔗、〔一〇〕多羅果も亦是の如し」と。

(5)爾の時一人有り親里死せり、是の人卽ち白氎を以つて死人を纒ひ棄てたり、阿難道に從ひて行き是の死人上に氎有るを見て往いて取らんと欲せり、時に死人肩を動かして言はく、我が氎を取ること莫れと、阿難卽ち氎を捨てゝ去り祇洹中に至りて諸比丘に向ひて說けり、我れ道中を行き死人の上に白氎有るを見たりと。時に比丘有り黑阿難と名づく、身體强壯なり、死人何處に在りやと問へり、阿難言はく、某處に在りと、是の比丘卽ち到り死人上の白氎を取れり、死人肩を動かして語れり、長老黑阿難我が白氎を取ること莫れと。爾の時黑阿難是の死人に唾して是の言を作せり、餓鬼、汝何處より來りて此の衣を貪著す、汝前世に慳貪の故に餓鬼中に墮すと、黑阿難卽ち衣を擔ひて前

【一〇】多羅果。石榴の如き果なりと云ふ。

きたまひ修目佉比丘尼即時に受持せり。爾の時世尊更に瞿曇彌修目佉比丘尼の爲に種種說法し示教利喜したまへり、時に佛瞿曇彌修目佉比丘尼の爲に說法し示教利喜し已りて默然したまへり、卽ち座より起ち頭面作禮し右繞して去れり。時に佛瞿曇彌修目佉比丘尼の右遶して去れるを見たまひ久しからずして是の事を以つて比丘僧を集め、僧を集め已りて諸比丘に語りたまへり、今より比丘應に比丘尼戒を誦すべし、忘失せしむること莫れ、何を以つての故に、諸女人喜んで忘れ智慧散亂す、我が[八]般泥洹の後は諸比丘當に大僧に從ひて戒法を問ふべしと。

佛舍衞國に在しき、爾の時長老阿難大衆の與に圍繞され說法せり、時に上座比丘有り後より來り第二下座を起たしめ、第二下座復第三を起たしめたり、是の如く上座來る時次第に起つ故に衆亂れ說法を聽くを妨げたり、諸長者是の念言を作せり、此の中亦前食後食有る無し、何んぞ次第の坐を用ふるを爲し說法を聽くを妨ぐると。爾の時世尊諸長者の比丘を呵責するを見たまへり、佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より「法を聽く時上座來れば下座を起たしむるべからず、起たしむれば突吉羅なり、若し和上阿闍梨來れば恭敬の故に自ら起ち他を起たしむるを得ず、若し他を起たしむれば突吉羅なり」と。佛言はく、今より三比丘中間三歲を隔てて大床座を共にするを得、二人一繩床坐を共にするを得、三人を得ず、獨坐床上には應に一人坐すべく二人なるべからず。

(4)佛舍衞國に在しき、一長者有り佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、佛の受けたまふを知り已りて座より起ち頭面作禮し右繞して去り家に還りて竟夜種種多美の飲食を辦ぜり。爾の時六群比丘十七群比丘と先に共に諍へり、時に十七群は次にて僧坊を守るべく六群比丘は次にて與に食を迎へ[九]不時に來還せり、上の樹の因緣說の如し。

佛舍衞國に在しき、二比丘有り一を旃陀と名づけ一を蘇陀と名づく、是の二比丘共に知識と作れ

【八】般泥洹(Parinibbāna)。入滅なり。

【九】不時。日中を過ぎてなり、日中を過ぎて後は比丘は食し得ず。

佛自恣の後人間に遊行し敎化したまへり、一比丘有り手に革屣を執りて行けり、佛是の比丘を見て知つて故らに問ひたまへり、何を以つての故に手に革屣を執りて行くやと。答へて言さく、革屣敗斷せりと、爾の時革師慵がしく治することを得ず、佛言はく、今より錐刀を畜へ皮を畜へ若し能く縫へば隨意に縫治するを聽すと。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼僧戒を誦すること不利なり、瞿曇彌比丘尼往いて佛所に到り頭面もて禮を作し一面に在りて立ち已りて佛に白して言さく、比丘尼僧誦戒不利なり、願はくば世尊敎へて誦に利せしめたまへと、佛言はく得ず、何を以つての故に、若し比丘尼を能く一たび我が語を聞きて能く受持する者を將ひ來れと。瞿曇彌所住處に還り諸比丘尼瞿曇彌に問へり、誦戒を敎ふるを得たりや不やと、答へて言はく得ず、何を以つての故に、佛言はく、若し比丘尼の能く一たび我が語を聞きて能く受持する者を將來せよと。時に修目佉比丘尼あり、是れ婆羅門種の出家にして大念力有り瞿曇彌に白して言さく、我れ能く受持すと、時に瞿曇彌修目佉比丘尼を將ひ往いて佛所に到れり。爾の時世尊二月遊行し敎化せんと欲したまふ、是の時多く諸天、龍。夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽有り、人と非人と皆佛所に詣れり、時に二比丘尼戒を聞くを得ず卽ち住處に還れり、諸比丘尼問うて言はく、誦戒を敎ふるを得たりや不やと、答へて言はく得ず、何を以つての故に得ざる、答へて言はく佛二月遊行を欲したまひ、多く天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽有り、人と非人と皆佛所に詣り戒を聞くことを得ずと。爾の時世尊二月遊行竟り舍衞國に還りたまへり、卽の時瞿曇彌修目佉比丘尼を將ひ往いて佛所に到り頭面作禮し一面に立ち已りて佛に白して言さく、世尊諸比丘尼誦戒に不利なり、願はくば世尊諸比丘尼に敎へたまへと。佛言はく得ず、何を以つての故に若し比丘尼有り一たび我が語を聞きて能く受持する者を將來せよと、瞿曇彌言さく、願はくば世尊說きたまへ、是の修目佉比丘尼能く受持すと、佛卽ち爲に說

へば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、剪刀を畜へ比丘尼僧の與に爪を剪るを聽すと。佛舍衞國に在しき、時に諸比丘尼僧鼻毛長く剃髮人慊がし、一比丘尼有り提舍と名づく先きに是れ剃髮人なり、是の念を作せり、若し佛我れに鑷を畜へて比丘尼の與に鼻中の毛を拔くを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、鑷を畜へて諸比丘尼の鼻中の毛を拔くを聽すと。

(2)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘貝珠を以つて衣に　褆して著せり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ貝珠を以つて衣に褆して著すること王の如く大臣の如しと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず佛に向ひて廣說せり、佛是の因緣を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と。佛種種の因緣を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ貝珠を以つて衣に褆して著すやと、種種の因緣を以つて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今より貝珠を衣に褆して著するを得ず、著する者は突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、阿耆達婆羅門衣を持して佛に施せり、佛阿耆達に語りたまへり、是の衣を分ちて僧に與へよと、時に分ちて僧に與ふるに諸比丘受けずして是の語を作せり、我れ三衣具足す、何んぞ是の衣を用ふるを爲さんと。是の婆羅門還び佛所に到りて是の言を作せり、世尊諸比丘我が衣を受けずと、時に佛刀を持して阿耆達に與へ敎へて言はく、刀を以つて割き一張の氎を衣緣と作し一人に一段を與へよと。

佛舍衞國に在しき、時に長老跋提衲衣を著し段段に裂壞せり、佛是の跋提を見て知つて故らに跋提に問ひたまへり、汝の衲衣何を以つて破壞するやと、答へて言さく、我が糞掃衣故し、世尊是れを以つて破壞すと。佛跋提に語りたまへり、若しは糞掃衣若しは居士衣を好く割截し治縫し周正ならしめ別に緣を施せと。

【七】褆。襯に同じ、したおびするなり。

人有り處處を忘れ忘れる時默然として住せり、佛言はく、應に授くべしと、諸比丘便ち次第に授けた佛言はく、次第に授くべからず、但だ忘處を授けよと。

二、(1)佛舍衞國に在しき、長老優波離佛に問ひたてまつれり、阿耆達婆羅門佛に八種の漿を施せり、[五]周羅漿、牟羅漿、俱羅漿、樓伽漿、說盤提漿、頗梨沙梨漿、桃漿、蒲萄漿等なり、今日受けて明日飮むことを得るや不やと、佛言はく、滓無ければ病者は飮むことを得、滓有れば飮むことを得ずと。

佛王舍城に在し大僧坊有り、是の中客比丘有り初夜中夜後夜一一の時に來りて見下座比丘の衣を脫して坐せるを起きしめたり、下座答へて言はく〔住せ〕上座時を知らずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今より若しは唱ふる時若しは揵稚を打つ時臥具を分取し然る後私臥具を敷き然燈し星宿出づる時禪鎭を頭上に著き是より已後下座を起きしむべからず、遣むれば突吉羅なりと。

佛阿羅毘國に在しき、阿羅毘の上座初夜坐禪も中夜房に還れり、房に還る時道中師子、虎、狼、熊、羆を畏れ是の事を佛に白せり、佛言はく、房舍の四邊に應に牆を作り、若しは籬を作り四邊を遶りて棚を竪つべしと。

佛阿羅毘國に在しき、新房舍有り、天旱し久しく雨らず後卒かに雨り大水牆壁を潰し爛壞せり、是の事を佛に白し佛言はく、應に水竇[六]を作り四邊を遶りて應に塹を作るべしと。

佛舍衞國に在しき、爾の時比丘尼僧の髮長し、時に剃髮人慊がしく剃ることを得ず、一比丘尼有り提舍と名づく、先きに是れ剃髮人なり、是の念を作せり、若し佛我れに剃刀を畜へ比丘尼の與に剃髮するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、剃刀を畜へ比丘尼の髮を剃ることを聽すと。佛舍衞國に在しき、時に比丘僧の爪長く剃髮人慊がし、比丘尼有り提舍と名づく先きに是れ剃髮人なり、是の念を作せり、若し佛我れに剪爪刀を畜へ諸比丘尼の與に爪を剪るを聽したま

【五】八種漿。註二十六の七七以下參照。

【六】水竇。水の出る穴なり、溝なり。

佛舍衞國に在しき、時に衆僧髮長く時に剃髮人大に慷し、時に一剃髮人の比丘と作れる有り、是の比丘是の念を作せり、若し佛我れに剃髮刀を畜へ僧の髮を剃るを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、剃刀を畜へ僧の與に剃髮するを聽すと。佛舍衞國に在しき、時に僧指爪長く剃髮人慷し、時に剃髮人の比丘と作れる有り、是の比丘是の念を作せり、若し佛我れに截爪刀を畜へ僧の與に爪を截るを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、刀を畜へ僧の與に爪を截るを聽すと。佛舍衞國に在しき、爾の時僧鼻毛長し、時に剃髮人慷かし、時に剃髮人の比丘と作れる有り、是の比丘是の念を作せり、若し佛我れに[三]鑷を畜へ僧の鼻中の毛を拔くを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく鑷を畜へ僧の鼻中の毛を拔くを聽すと。

佛舍衞國に在しき。諸比丘露地に繩床を敷し結跏趺し坐禪せり、天熱く睡時に頭動けり、一毒蛇有り繩床の前を行き比丘の頭の動くを見て蛇、是の念を作せり、或は我れを惱さんと欲するなりと、即ち跳びて比丘の額を螫せり。是の比丘故のごとく睡りて覺めず、第二に額を螫し亦復覺めず、第三に額を螫し比丘即ち死せり。諸比丘食後に彼の處に經行し是の比丘の死せるを見て云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集めたまへり、比丘僧を集め已りて諸比丘に語りたまへり、今より繩床の脚下に支を施し八指ならしめよと。

佛舍衞國に在しき、爾の時長老畢陵伽婆蹉眼を痛み浴室に入りて洗ふ時汗眼中に入り便ち痛を增せり、佛言はく、應に泥を以つて額上に塗るべしと。時に泥氣眼に入り眼復た痛を增せり、是の事を佛に白し佛言はく、應に香を以つて泥に和し額上に塗るべしと。

(5)佛舍衞國に在しき、長老優波離佛に問ひたてまつれり、佛說きたまふが如し、[四]汝目連今より僧自ら戒を說け我れ僧中に入らずと、諸比丘誰れか應に說戒すべきを知らずと、佛言はく、應に上座說くべし、若し上座不利なれば次の第二上座なり、是の如く次第して能くする者說けと。時に說戒

【三】鑷。毛ぬきなり。

【四】遮法。（卷三十三）の下參照。

べしと。佛阿羅毘國に在しき、是の國中新成僧坊有り、比丘地を掃ひ糞物を棄つる無し、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に糞箕を畜ふべしと。

佛舍衛國に在しき、比丘有り下を患ひ數數起きる故に大疲極せり、是の事を佛に白し佛言はく、應に床上に孔を穿ち床下に器を安くべしと。

佛舍衛國に在しき、長老優波離佛に問へり、世尊弗迦羅沙王婆羅門佛に從ひて三種の禮敬を乞ふが如く、若し沙門瞿曇我れの象に乘れるを見る時若し手に轡を持し若しは革屣を著し若しは脚を斂める時若しは頭上の幞を却かんに是れを見已りて當に知るべし、我れ已でに沙門瞿曇を禮敬せりと。我れ道に在りて行く時堅脚と成り或は天冠を却き或は蓋を却かんに是れを見已りて當に知るべし、我れ已でに世尊を禮敬せりと。若し沙門瞿曇我の大衆中に在るを見、大聲に語る時、喜笑する時、或は衣角を掉る時是れを見已りて當に知るべし、我れ已でに世尊を禮敬せりと。比丘應に是の三種の禮を作すべきや不やと、佛言はく、得ずと、佛優波離に語りたまへり、和南と稱するは是れ口語、若し身を曲ぐるは是れを心淨と名づく、優波離若し比丘禮する時は座より起ち偏袒右肩し革屣を脫し右膝を地に著し兩手を以つて上座の足を接せよ。

佛舍衛國に在しき、諸比丘祇桓中の處處に於いて剃髮せり、時に諸天神金剛神皆瞋りて訶責せり、此の處に是れを作すべからずと、時に比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より處處に剃髮すべからずと。時に多く髮を積めり、佛言はく應に除棄すべしと、除棄の時比丘吐逆せり、佛言はく、應に一處に坑を作るべしと。

(4)佛舍衛國に在しき、人有り僧に華鬘を施せり、諸比丘受けず、華鬘を用つて何物を作るを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、受くを聽す、應に鍼釘を以つて壁上に著くべし、房舍は香を得、施者は福を得と。

【三】和南。Vandana の寫、婆南、伴題、畔睇等とも寫す、敬禮の意、稽首又は度我と譯す。

ず、犯ずれば突吉羅なり」と。

佛自恣の後に遊行し教化したまへり、比丘有り手に革屣を執りて行けり、佛見已りて知つて故らに問ひたまへり、何を以つて手に革屣を執りて行くやと、答へて言さく、我れ脚指の間破れ物の塗る可き無しと、佛言はく、今より盛蘇油嚢の一升若しは半升を受くるを畜ふるを聽す、又更に應に覆嚢物を畜ふべしと。

(2)佛迦羅衞國より諸比丘と行き舍衞國に向ひたまへり、諸天神比丘に隨ひて行き是の念を作せり、若し諸比丘或は能く說法せば、我等當に聽くべく大利益を得んと。諸比丘行く時戲調の言語を作せり、諸天神皆瞋り比丘を呵責して言はく、沙門釋子道路に遊行し何んぞ說法呪願し諸天神歡喜利益を得ざるやと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より諸比丘道路を行く時應に說法呪願し天神を歡喜利益すべし」と。若し比丘園中に在りて住し樹下に住し或は水邊に住し或は泉邊に住し或は多人處に住する時諸天神多く來集し皆是の念を作せり、諸比丘或は能く說法し我等聽きて大利益を受得せんと、諸比丘園中に在りて住し、樹下に住し、水邊に住し、泉邊に住し、多人處に住する時說法呪願し諸天神歡喜利益を得たり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より園中に住し、樹下に住し、水邊に住し、泉邊に住し、多人處に住する時當に說法呪願し天神を歡喜利益すべしと。

(3)佛舍衞國に在しき、比丘向暮に賊有る處を行き賊を見已りて是の比丘賊を畏るるが故に衣を失せり、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より比丘向暮に賊處を行くことを得ず、若し事緣有りて向暮に行く時は衣を以つて分ちて兩肩上に著け繩を以つて腰に繋ぎ疾く賊道を過ぐべし」と。

佛阿羅毘國に在しき、時に阿羅毘に水無し、諸比丘是の事を佛に白せり、佛言はく、應に井を作る

卷の第三十九　（六誦之四）

雜法を明すの四

雜法　四　（二七九b）

一、(1)佛婁摩國に在し五百の大衆と共會したまひき、爾の時世尊五百の比丘の與に　五陰法所謂色受想行識を說きたまへり、時に諸比丘鉢を持して露地に著き天魔變じて大手身と作り來りて鉢に向へり。一比丘有り遙かに手の來りて鉢に向へるを見比座の比丘に語りて言はく、此の大手來りて我が鉢に向ふを看よ、我が鉢を破らずやと、佛諸比丘に語りたまへり、此れ手に非らず是れ魔の所作なり、汝等の心を壞せんと欲するなりと、佛言はく、今より房舍中に應に安鉢處を作るべしと。

佛舍衞國に在しき、比丘有り憍薩羅國より估客と共に遊行し來りて舍衞國に向へり、時に估客滿車に油を載せ道に在りて險難處を行けり、一估客有り車破し手脚跛せり、是の人諸伴に語りて言はく、力の多少に隨ひ我が爲に油を取り此に棄つること莫れと。諸伴言はく、我等の車各自に滿重す、若し取れば汝と俱に失すと、諸伴捨て去れり。是の一估客獨り此の油を守り心愁ひて樂しまず、諸比丘後より來れり、諸比丘は二事を以つての故に後に在り、一には塵の坌るを恐る、二には車の聲を惡む。守油人比丘の來るを見大いに歡喜して是の念を作せり、此の油は是れ我が有に非らず今當に僧に施すべしと、諸比丘來至し便ち諸比丘に語れり、集まりて一處に在れ我れ僧に油を施さんと。時に諸比丘各分ちて油を取り鉢中半鉢中鍵鎡中に盛り盛り已りて持し去れり、道に市中の前を經て去き估客諸比丘の油を持して來るを見て卽ち妬心を生じ諸比丘に語りて言はく、汝此の油を何處にて買ひ來りしや、何處にて賣り去るや、何處にて下駄するや、何處にて利を取るやと。諸比丘是の語を聞き心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より道中に油を擔ひて行くことを得

【一】五陰法。註二十の一參照。

に語りたまへり、今瞿伽長者牛頭栴檀器の直十萬兩金なると及び閻浮敷具を施せり、今より若し是の如き病比丘有り求めずして自ら與ふれば應に受用すべしと。

佛舍衛國に在しき、人有り僧に種種の和香を施せり、諸比丘受けず、何んの所用なるを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に受けて房舍を塗るに用ふべしと。時に諸比丘舍外に塗り多く衆人有り來りて塔寺を看たり、衆人此の香を舍外に塗れる見て是れ佛塔聲聞塔なりと謂へり、時に多く人衆象馬牛車男女の音聲有り諸比丘の坐禪讀經を妨げ諸比丘心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛言はく、今より若し和香を得れば應に舍內に塗り床、床髀、床脚、床板、床橕、衣橛、衣架に塗り地、四壁に塗るべし、是の如く塗れば坊舍は香を得施者は福を得と。

り、我が子信心の故に來りて祇桓に入り法を聽かんとするに諸比丘繩を以つて咽を羂ぎ遠く無人處に著けり、龍子彼れに在りて繩に羂がるれば是れ大いに好からず、擯棄さるるが如しと。爾の時佛種種の因縁もて龍母の爲に說法し示教利喜し已りて默然したまへり、時に龍母法を聞き已りて佛を禮し右遶して去れり。龍母去りて久しからず佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より蛇を羂ぎて棄つることを得ず、犯ずる者は突吉羅なり、器を以つて盛り頭を覆し遠く無人處に著くを聽す、押蛇羂を畜ふるを得ず、犯ずれば突吉羅なりと。

(5)佛舍衞國に在しき、時に放馬人緣事有りて來りて舍衞城に至り僧の爲に種種の麨を作り器に盛滿して僧に施せり、諸比丘言はく、佛未だ我れに呾鉢那を受くるを聽さずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、是れ淨食にして受くべしと。

佛舍衞國に在しき、諸比丘物の衣を浸す無し、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に槽、杅、盆を畜へ衣を浸すべしと。佛舍衞國に在しき、諸比丘物の衣を浣する無し、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に槽、杅、盆を畜へて衣を浣ふべしと。

佛舍衞國に在しき、時に跋提長者大僧坊を作り青赤白黑種種に莊嚴して僧に施せり、是の念を作せり、若し佛我れに青赤白黑色莊嚴の房を以つて僧に施すを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、汝青赤白黑色莊嚴の房を以つて僧に施すを聽すと。

佛舍衞國に在しき、[四四]憂伽長者牛[四五]頭栴檀器の直十萬兩金なると及び閻浮敷具を持して佛所に到り佛に白して言さく、世尊此れ牛頭栴檀器の直十萬兩金なると及び閻浮敷具なり、願はくは佛之れを受けたまへ、若し佛風病を得れば此の栴檀器を以つて油を盛り身に塗りたまへと、佛默然として受けたまへり。時に長者佛の默然として受けたまふを見已りて卽ち牛頭栴檀器を持して佛に與へ已りて頭面作禮し右遶して去れり。是の長者去りて久からずして佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘

【四四】憂伽(Ugga)。
【四五】牛頭栴檀。牛頭山より出づる栴檀樹(香木)なり、梵 Gośīrṣaka-Candana.

ら褥覆を畜へ僧の褥上に著くべし、若し自ら敷かざれば突吉羅なりと。

佛阿羅毘國に在しき、比丘露地にて一脚を翹げて洗ひ便ち地に倒れ死に垂せり、是の事を佛に白し佛言はく、應に洗脚物を畜ふべしと。長老優波離佛に問へり、何物を用つて洗脚物を作らんと、佛言はく木、石、塼を用つて作れと。

佛阿羅毘國に在しき、新僧伽藍を作れり、時に天久しく旱し地乾焦せり、後便ち大いに雨ふり地皆發壞せり、諸比丘出入を行ずる時脚蹈みて地壞せり、佛言はく、應に脚蹈處を施すべしと。長老優波離佛に問へり、何物を用つて蹈處を作らんと。佛言はく應に木、石、塼を用つて作るべしと。彼の僧伽藍に房舍多く時に諸比丘各自房の前に脚蹈處を作れり、佛言はく、應に周匝して行行に蹈處を作れば善しと。

佛舍衞國に在しき、諸比丘憍薩羅國より舍衞國に向ひ中道に流水渠有り、諸比丘渠岸の邊に到りて住し革屣を脫し已りて兩屣を相拍てり、相拍つ時塵出で諸天神皆瞋り呵責せり、比丘此の中に是の如く作すべからずと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり。佛言はく、今より道中にて革屣を拍つを得ず、犯ずる者は突吉羅なり、若し道中を行き革屣に土有る時は應に軟羊皮を用つて拭ふべしと。

(4)佛舍衞國に在しき，爾の時龍の子佛法を信樂し來りて祇桓に入れり、法を聽かんが爲の故に、比丘有り繩を以つて咽を繫ぎ無人處に棄てたり、時に龍子母に向ひて啼泣せり、母言はく、汝何んが故に啼泣するやと、答へて言はく、我れ法を聽かんが爲に祇桓中に入り一比丘有りて繩を以つて我が項を羂ぎ無人處に棄てたりと。龍母大いに瞋り往いて佛所に詣り佛に向ひて言へり、諸比丘は時に佛大衆の爲に圍遶せられ說法したまへり、佛遙かに龍の來るを見たまひ佛慈心三昧の力を以つて彼の毒心を滅したまへり。龍母佛の所在に到り一面に立ちて佛に白し言さく、是の諸比丘弊惡不善な

是の事を佛に白せり、佛言はく、此の堂清淨なり受けて中に在り出入すべしと。時に鵝、鴛鴦、孔雀、〔四三〕倶舍羅鳥、鳥、耆羅、命命、飛鳶諸鳥有り入出して聲を作し諸比丘の坐禪誦經を妨げたり、是の事を佛に白す、佛言はく、應に欄楯を施すべしと、施し已りて故のごとく來入す、佛言はく、應に網を施すべしと。時に優波離佛に問へり、何物を以つて網を作らんと、佛言はく毳を以つて、芻摩、劫貝、文闍草、麻、龍鬚、皮等を以つて作れと、作り已りて喜んで爛壞せり、佛言はく、應に雀目を施すべしと、諸鳥故のごとく來るを得、佛言はく、應に簾を懸くべしと、簾を懸くる時闇し、佛言はく、應に繩を施して上に牽くべしと。佛阿羅毘國に在しき、新しく僧伽藍を作りて地を掃ふ物無し、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に掃箒を作るべしと。

(3)佛舍衞國に在しき、時に長老畢陵伽婆蹉眼を痛み心に念ぜり、若し我れに高處に坐するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、高處に坐するを聽すと。高處に在る時地に墮ちるを畏れ是の念を作せり、若し佛我れに高處に欄楯を作るを聽したまへば善しと。是の事を佛に白せり、佛言はく、高處に欄楯を作るを聽すと。

佛舍衞國に在しき、時に僧坊に門無く牛馬、獼猴、狗等來り入れり、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に門を作るべしと。佛舍衞國に在しき、時に諸比丘何處に鍼を著くを知らず、佛言はく、應に鍼筒を作るべしと。

佛舍衞國に在しき、諸比丘何處に藥草を著くを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に盛藥物を畜ふべしと。諸比丘曬藥物無く是の事を佛に白せり、佛言はく、應に曬藥物を作るべしと。

佛舍衞國に在しき、給孤獨居士僧に褥を施せり、諸比丘言はく、佛未だ褥を受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、僧に畜ふるを聽す、私も亦畜ふるを得と。時に諸比丘自ら褥覆を畜へず僧の臥具を壞し露身にて坐上に起す時毛身に著けり、是の事を佛に白し佛言はく、應に白

【四三】倶舍羅鳥、鳥、耆羅。倶字は耆羅の上に入るべきならん、卽ち舍羅鳥、鳥、倶耆羅なり、註十九の三五以下及び本文參照。命命鳥は一鳥兩頭の鳥なり。

り、煖水を槽中に著き持し來れと、阿難敎を受け槽に煖水を盛り來れり、時に佛酥油を身に塗り中に入りて臥したまへり、臥し已りて病除愈を得たり。佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、「今より若し風病有れば酥油を以つて身に塗り煖水中に臥するを聽す」と。

佛阿羅毘國に在しき、諸比丘臥具を辦ずる時暮に多く客比丘有りて來り僧の敷具少なし、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より上座の次第に與ふべし、敷具を得ざる者には草を與へ葉を與へ各自ら臥具を敷きて臥せしむべしと。

佛舍衞國に在しき、憍薩羅國の阿練兒處に一比丘有りて住せり、是の比丘頗梨珠を以つて火を出せり、時に賊彼の處に住し比丘の珠中に火を以すを見是の念を作せり、必ず是れ[四二]毘琉璃珠なりと。賊卽ち比丘に語れり、我れに此の琉璃珠を與へよと、比丘答へて言はく、善人我れに琉璃珠無しと、時に賊心に念ぜり、是の比丘正爾に我れに與ふるを肯かず、我れ當に此の比丘を殺すべしと、卽ち比丘を殺し已りて珠を覓め鍼綖嚢中に乃ち頗梨珠を得たり、是の賊相語つて言はく、乃ち此の頗梨珠を以つての故に此の比丘を殺せりと、時に賊死比丘を仰臥し還すに頗梨珠を以つてし其の腨中に著きて便ち去れり。時に諸比丘食後に經行し是の死比丘を見各相謂つて言はく此の珠を以つての故に人の爲に害さると、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め已り諸比丘に語りたまへり、「今より月珠日珠を畜ふるを得ず、若し畜ふれば突吉羅なり」と。

(2)佛王舍城に在しき、時に諸比丘大價火浣衣を以つて石上に浣し浣し已りて破壞せり、佛言はく、應に板上に著き手にて挼みて浣すべしと。

佛舍衞國に在しき、時に末利夫人一講堂を作り種種に莊嚴して僧に施せり、諸比丘言はく、佛未だ我等に種種莊嚴の講堂を受け中に在りて出入するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、

【四二】原本毘琉瑠は毘琉璃の誤植。

れば應に驅去すべしと。

佛舍衞國に在しき、爾の時沙彌羅睺羅師迦留陀夷に違逆せり、時に迦留陀夷寺を驅出せり、時に沙彌羅睺羅祇桓の門外に在りて啼泣せり、佛外より來りて祇桓に入りたまふ時羅睺羅の啼泣せるを見佛知つて故らに問ひたまへり、何を以つて啼くやと、羅睺羅佛に向ひて廣く是の事を說けり、佛諸比丘に語りたまへり、「今より沙彌を驅して僧伽藍を出すを得ず、應に房舍を驅出すべし」と。

八、(1)佛舍衞國に在しき、時に諸比丘淨地に唾し地發壞せり、是の事を佛に白し佛言はく、今より淨地に唾することを得ず、犯ずる者は突吉羅なりと。時に諸比丘何處に唾すを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に手を以つて唾を承くべしと、唾を承くる時心中吐悶せり、佛言はく、應に唾器を畜ふべしと、時に唾器滿てり、佛言はく、應に棄つべしと、棄つる時復吐せんと欲せり、佛言はく唾器中に灰を著き沙を著き焦物を著きて唾を消さしめよと。

佛王舍城に在しき、時に長老迦葉耆闍崛山より出で上下する時日面を炙り汗眼に入りて眼痛めり是の事を佛に白し佛言はく、手巾を畜へて拭くことを聽すと。

佛舍衞國に在しき、長老跋提頭陀を行じ浴室に入りて洗ふ時他人の揩摩するを聽さず是の念を作せり、若し佛我れに編繩もて自ら身を揩するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく編繩を用ふるを聽すと。長老優波離佛に問へり、何物を以つて作らんと、佛言はく毳、芻摩、劫貝、文闍草、麻、婆婆草を以つてなりと。舍利弗脊痛を患ひ是の念を作せり、佛我れに禪帶を著して坐するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、禪帶を著して坐することを聽すと。優波離佛に問へり、何物を以つて禪帶を作らんと、佛言はく、毳、芻摩、劫貝、文闍草、及婆婆草、皮を用つて作れと。佛舍衞國に在しき、時に世尊風脊痛を患ひたまへり、時に藥師敎へて言さく、酥油を身に塗り身に塗り已りて槽に煖水を盛り中に入りて臥したまへと。佛阿難に語りたまへ

りて洗へり、毒蛇、蛆、蠍、百足有り衣中に入り比丘衣を著する時虫の爲に螫されたり、佛言はく、衣架を施し衣を安んじ已りて浴室に入りて洗へと。

佛舍衞國に在しき、爾の時末利夫人祇桓に入り法を聽き諸比丘闇中に說法せり、末利夫人諸比丘に語れり、何んぞ然燈せざると、答へて言はく燈無しと、夫人言はく、我れ燈を與へんと、答へて言はく、佛未だ我等に然燈するを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく聽すと。

佛舍衞國に在しき、時に末利夫人僧に高座を施せり、諸比丘言はく佛未だ我等に受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、受くるを聽すと、末利夫人心に念ぜり、佛我れに此の高座に畫くを聽したまへば善しと、佛言はく、男女交會の像を除き餘は畫くを聽すと。

(5)佛舍衞城に在しき、爾の時六群比丘長き楊枝[四一]を嚼めり、時に諸居士見已りて呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德を言ひ云何んが長き楊枝を嚼むやと。比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と。佛種種に六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ長き楊枝を嚼むやと、佛言はく、「今より長き楊枝を嚼むことを得ず、犯ずる者は突吉羅なり」と。時に諸比丘短楊枝を嚼み佛是の處に經行したまへり、諸比丘遙かに佛の來りたまふを見恭敬の故に卽ち是の楊枝を咽めり、咽を塞ぎて下らず死に垂せり、是の事を佛に白し佛是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、今より三種の楊枝を用ふるを聽す、上中下なり、上は長さ十二指、下は長さ六指にて此の二の中間を中と名づくと。

佛舍衞國に在しき、時に比丘有り兒を度して共行弟子と作し弟子如法ならず、餘比丘言はく、此の弟子如法ならず、何んぞ驅去せざると、答へて言はく、此れは是れ我が子にして弟子なり云何んが驅去せんと、比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、若しは兒若しは弟子不如法な

【四一】楊枝 (dantakaṭṭha)。香木より作り食後に齒にてかみ口中を清潔にするものなり。

寺門の楣何を以つて破るやと、答へて言はく、木師忙遽にして作るを得ずと、佛阿難に語りたまへり木作具を求め來れと。阿難佛の敎を受け木を求め作具を取り來り佛に與へたり、佛取り自手を以つて塔門の楣を治したまひ、治し已りて諸比丘に語りたまへり、今より一切の木作具を應に畜へ比丘の能く治する者に隨ひ治すべきを聽すと。佛阿羅毘國に在しき、時に僧坊を覆すに比丘地に在り立ちて草を授け及ばず、佛言はく、應に梯を施すべしと、梯を施し已りて遍かず、佛言はく、應に棚を施すべしと、棚を施し已りて云何んが施すを知らず、佛言はく[39]栿上に應に橛を釘ち繩を以つて橛に繫ぎ隨意に棚を移すべしと。

佛舍衞國に在しき、比丘有り男根に腫を患ひ膿血衣を汚せり、是の事を佛に白し佛言はく應に物を以つて纒裹すべしと。佛舍衞國に在しき、比丘有り病み看病人歳少く病比丘を立抱し久しく立ちて迷悶し地に躄れて死に垂せり、是の事を佛に白し佛言はく年少看病比丘は病人と共に坐することを得、病人憐愍の故にと。

(4)佛舍衞國に在しき、諸比丘新染色の衣を著し舍衞城に入りて乞食し雨に値へり、時に比丘衣を襞みて一處に著き濕の故に色異なり是の事を佛に白せり、佛言はく、應に曬すべしと、曬す時地に敷きて曬し曬し已りて土著けり、佛言はく、應に牛屎を以つて地に塗りて曬すべしと[40]、曬し已りて衣時に乾かず、佛言はく、繩上に曬せと、故のごとく時に乾かず、佛言はく、應に曲橛を施すべしと、曲橛を施し已りて故のごとく時に乾かず、佛言はく、應に床上に曬すべしと、曬し已りて故のごとく時に乾かず、佛言はく、應に架を施すべしと、架を施す時行處を妨げり、佛言はく、應に一處に幷ぶべしと、一處に幷べ已りて壁土に近く汚る、佛言はく、應に壁を離るべしと、壁を離れ已りて故のごとく時に乾かず、佛言はく、應に高く懸けて曬すべしと。

佛阿羅毘國に在しき、時に諸比丘浴具を辦ぜり、比丘有り浴時に衣を脫して空地に著き浴室に入

【三九】栿。うつばり(梁)なり。

【四〇】原本應は曬の誤植。

驃摩羅子僧の臥具を知し後日處處に床褥を持し來る時極苦し是の念を作せり、佛鍼を以つて床褥を綴するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく綴するを聽すと。綴する時床褥の中央を綴せず、床を持して東西する時氈一處に幷聚し卽ち是の念を作せり、佛我れに中央を綴するを聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、鍼を以つて綴するを聽すと、長老優波離佛に問へり、何物を用つて鍼を作らんと、佛言はく鐵を以つて作り銅にて作り木にて作れと。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時長老舍利弗熱血病せり、藥師敎へて言はく燒石を乳中に著き飮めと答へて言はく、佛未だ燒石を乳中に著き飮むことを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、燒石を乳中に著き飮むことを聽すと。石を燒く時諸比丘或は草木葉若しは破瓦を以つて乳中に捻著し灰土乳を汚せり、是の事を佛に白せり、佛言はく今より銅鐵を以つて支を作り鎖を安き石を以つて中に著き燒き鎖を擧して抖擻し灰を去りて乳中に著くを聽すと。

佛舍衞國に在しき、人有り火爐を持して長老須菩提に施せり、須菩提言はく、佛未だ受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、受くるを得と、時に薪を然し火焦げて地に墮ち比丘手を以つて擧し手を燒けり、佛言はく[三七]抄火物を作るを聽すと。

佛舍衞國に在しき、爾の時長老舍利弗風病せり、藥師敎へて言はく、煖水を以つて洗へと、答へて言はく、佛未だ煖水にて洗ふを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、煖水もて洗ふを聽すと。洗ふ時或は鉢揵鎡を用ひ煖水の水少く足らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、釜中にて煖むるを聽すと、諸比丘釜に水を盛滿し露地に著き四邊に薪を著き然す時釜破れたり、是の事を佛に白す、佛言はく、應に[三八]三碣を施すべしと、時に碣上に釜を安き下に火薪を然し然え難し、是の事を佛に白し佛言はく、應に斧を以つて薪を破して然せと。

佛阿羅毘國に在しき、時に寺門の楣破れたり、佛見已り知つて故らに阿難に問ひたまへり、是の

【三七】抄火物。火をすくふもの卽ち火箸の如きものなり。

【三八】三碣。碣はとがれる石なり。

佛舍衛國に在しき、爾の時比丘[三四]貴價火浣衣を畜へたり、時に諸比丘二三人共に抖擻せり、抖擻の時衣褰縮し不正なり、佛言はく應に細杖もて塵土を打つべしと、打つ時土長條中に入れり、佛言はく更に小杖に以つて打てと、打つ時土短條中に入れり、佛言はく更に小杖を以つて打てと。

佛舍衞國に在しき、爾の時比丘新成の染衣を掃箒を以つて染滓を掃却せり、是の衣色壞し衣上に道を成ぜり、是の事を佛に白す、佛言はく應に新巾を以つて滓を却くべしと。

佛王舍城に在しき、爾の時跋提長者僧坊を作り極廣大にして種種莊嚴し多人來看せり、地覆無き故に多く塵土出で僧坊內に坌れり、諸比丘心に念ず、若し佛地覆を聽したまへば善しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に地覆を安くべしと。佛舍衛國に在しき、諸比丘[三五]搗藥物無し、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に石上にて磨すべしと。

(2)佛王舍城に在しき、爾の時甁沙王竹園中に於いて五百の僧坊を起し、成ずる者有り未だ成ぜざる者有り、時に王命終せり、王阿闍世竹園中に到りて看是の房舍を見て卽ち問へり、此れ誰れの作爲るやと。比丘答へて言はく、大王、是れ父王の作る所、成ずる者有り未だ成ぜざる者有りて王便ち命終すと。王比丘に問へり、何んぞ成じ竟らざると、答へて言はく、直無きなりと、王言はく、我れ當に直を與ふべしと。時に房舍成り竟り[三六]隥道無き故に人の上に在りて住する無し、王諸比丘に問へり、是の房中に人有りや不やと、答へて言はく、無しと。何を以つての故に、答へて言はく、隥道無きを以つての故にと、王言はく我れ當に作るべしと。比丘答へて言はく佛未だ作るを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく作るを聽すと。時に長老優波離佛に問へり、何物を用つて隥道を作らんと、佛言はく木、石、塼を以つて作れと。佛王舍城に住したまひき、時に僧坊極大にして一切時に多く客比丘の來る有り、初夜中夜後夜に來る者大床を持して去る有り、繩床を持して去る者有り、大褥を持して去る者有り、座褥を持して去る者有り、夜卽ち彼の間に宿し明日棄て去る。爾の時陀

【三四】貴價火浣衣。明らかならず。

【三五】搗藥物。搗は擣(つく)の俗字なり。

【三六】隥道。隥は梯なり。

を開き臭氣を出さしむべしと、時に瓮の四邊に小便流れ脚を汚せり、佛言はく應に安脚處を安くべしと。優波離佛に問へり、何物を用つて作らんと、佛言はく、應に木、石、塼に用つて作るべしと、諸比丘十便の時露現せり、佛言はく應に障を施すべしと、小便時に兩相見ゆ、佛言はく應に扂を施すべしと、扂を施し已りて出入の時故のごとく相見ゆ、佛言はく應に戸を施すべしと。

(3)佛舍衛國に在しき、爾の時人有り僧に[三〇]瓦瓨を施り、諸比丘受けず、何んの用ふる所なるを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に受用し水を盛り水を取り浴室中に用ふべしと。

佛鴦摩國に在し大比丘僧の與に[三一]五陰法所謂色受想行識を說きたまへり、爾の時佛啑遍したまひ五百比丘一時に同聲に老壽と言へり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等老壽と言ふ故を以つて便ち老壽を得るやと、不なり世尊と、佛言はく、今より老壽と稱することを得ず、老壽と稱する者は突吉羅を得と。

佛舍衛國に在し諸比丘舍衛城に入りて乞食せり、時に檀越種種の好食を施せり、乳、酪、生酥、熟酥、油、密、魚、肉、脯なり、諸比丘取らず將た是れ美食を乞ふこと無けんやと、是の事を佛に白せり、佛言はく乞はずして得るは應に受くべしと。初の二十法竟る。

七、(1)中二十法の上。佛王舍城に在しき、爾の時[三二]跋提長者大僧坊を作り種種莊嚴し上を覆はず房舍漏れり、是の事を佛に言す、佛言はく應に覆ふべしと、覆ひ已りて脊上漏る、佛言はく更に厚く覆せと、厚く覆し已りて風發す、佛言はく應に[三三]釘橛すべしと、釘橛し已りて橛孔頭より漏る、佛言はく應に瓫を施して覆すべしと、覆し已りて瓫喜んで地に墮つ、佛言はく應に應に底を穿ち孔を作り釘つべし、釘ち已りて水入る、佛言はく應に釘の上に覆釜を安くべしと、覆釜を安き已りて風吹き搬動搖して聲を作す、佛言はく、應に草葉樹皮を以つて頭を纏ひ頭を纏ひ已りて覆釜を安くべしと。

【三〇】瓦瓨。瓨はかめなり。

【三一】五陰法。註二十の一參照。

【三二】跋提長者(Bhaddiya)。

【三三】釘橛。釘をうつなり。

らず、當に一處に在りて作すべしと。一處に作し已りて大いに聚糞せり、佛言はく、除却せよと、除却の時諸比丘吐悶せり、佛言はく、地を掘りて坑を作れと、坑を作り已りて坑邊に大便有り比丘の脚を汚ごせり、佛言はく應に安脚處を施すべしと。優波離佛に問へり、何ん等の物を用つて安脚處を作らんと、佛言はく、木、石、塼を以つて作れと。大便の時露地にて障無く人見る、佛言はく、應に障を作るべしと、時に兩相見る、佛言はく、鬲を施すべしと、鬲を施し已りて出入の時故のごとく相見る、佛言はく、應に別に戶を施すべしと。時に老比丘有り上厠の時憙倒し起きんと欲する時便ち却つて僵れたり、佛言はく應に格を施し、企つことを得しむべしと。起つ時水にて大便處を洗ふ須し、佛言はく、應に水器を畜ふべしと、又土無く手を洗ふ、佛言はく、應に土を安くべしと、土或は少なし、佛言はく、大器に盛るべしと。是の時平地に器を著き或は畜生牛馬麞鹿獼猴狗來りて蹈みて壞せり、佛言はく、應に地を鑿ちて器を安くべしと、又上を覆はず、有毒蛇、蛆、[二九]蝲、蜈蚣、百足中に入りて比丘を齧めり。佛言はく、應に上を覆ふべしと。又手を洗ふ時地を大に作り泥脚を汚かせり、佛言はく、應に安脚處を安くべしと、長老優波離佛に問へり、何物を用つて安脚處を作らんと、佛言はく、木、石、塼を用つて作れと、諸比丘洗ふ時露現せり、佛言はく、應に障を施すべしと或は二三人倶に洗ひ相見ゆ、佛言はく應に鬲を施すべしと、又出入の時相見ゆ、佛言はく應に別に戶を施せと。

(2)佛舍衞國祇桓中に在しき、諸比丘處處に小便し金剛神諸非人皆瞋りて呵責せり、此の中に應に不淨を作すべきやと、是の事を佛に白せり、佛言はく、處處に小便することを得ず、應に一處に在りて作すべしと。一處に(作し)已りて渠流の如し。佛言はく、應に瓮を安くべしと、瓮滿てり。佛言はく、應に棄つべしと、棄つる時比丘吐悶せり、佛言はく瓮下に孔を作りて出さしむべしと、瓮久しくして便ち臭し、佛言はく應に上に蓋すべしと、比丘蓋を卻く時小便臭劇し、佛言はく蓋上に小孔

【二九】蝲。蝎のこと。

に澡豆を用つて洗ふべしと。優波離佛に問へり、何物を用つて[26]澡豆と作さんと、佛言はく、大豆、小豆、摩沙豆、豌豆、迦提婆羅草、梨頻陀子を以つて作れと。

佛舍衞國に在しき、長老舍利弗熱血病を患へり、時に藥師教へて言はく、娑摩尼水を以つて洗へと、優波離佛に問へり、何物を用つて娑摩尼を作らんと、佛言はく、毒樹を除き餘の一切樹の華葉を取つて作れと。

佛舍衞國に在しき、長老畢陵伽婆蹉眼痛を患へり、時に藥師教へて言はく、應に〔脂もて〕鼻を灌すべしと、時に比丘脂を以つて鼻中を灌し或は毳を以つて取りて滴る、滴る時便く流入せず眼更に痛劇を增せり、是の事を佛に白す、佛言はく、筒を作りて灌せと、筒を作るに大いにして鼻受けず復小に作りて溢失して中らず、是の事を用つて佛に白せり、佛言はく、大なる莫れ少に作る莫れ、一[27]波羅若しは一波羅半を受くるを得、唾せんと欲すれば手を以つて承取せよ、手を以つて承取し故のごとく便ち吐かんと欲す、佛言はく弊衲を用つて承取するを聽すと。

(6)佛舍衞國に在しき、爾の時長老畢陵伽婆蹉眼痛を患へり、時に親里乘を遣はして來喚せり、答へて言はく佛未だ乘に乘るを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、病者には車輿に乘るを聽すと。爾の時佛輦に乘るを聽したまはず、是の事を佛に白せり、佛言はく輦に乘るを聽すと、是の比丘輦に乘る時脚を垂れたり、佛言はく應に脚を攝して板上に在るべしと、脚を攝し已りて身不安なり、佛言はく、木格を捉ふるを聽すと。爾の時少樂比丘有り木格を捉へ手痛めり、佛言はく物を以つて木を纏へと、坐する時日面を照せり、佛言はく、應に軒を施せ、若しは一切の乘上に所須の莊嚴物を皆作すを聽すと。

六、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘祇桓中の處處に大便せり、[28]密迹執金剛神、諸非人皆瞋り呵責して言はく、此の中に應に不淨を作すべきやと、佛諸比丘に語りたまへり、處處に大便すべか

【二六】澡豆。豆より製し垢を去るもの、石鹼の用をなすものなり。

【二七】波羅。註七の一五參照。

【二八】密迹執金剛神（梵 Guhyapāda）。密迹力士、密迹金剛等とも言ふ、手に金剛の武器を持し佛を警固する夜叉神の總名なり、密迹とは彼れ常に佛に親近し佛の祕密の事迹を聞かんと誓ふが故なり。

乳もて蒜を煮て啖ふを聽す、蒜を啖ふ法に隨ひて行ぜよと。云何んが隨法行なる、蒜を食ふ者は佛乃至和上阿闍梨一切の上座、佛塔聲聞塔、溫室、講堂、僧の食厨下に近づくべからず、僧坊の外門に近づきて立つことを得ず、僧厠に入りて大小便するを得ず、僧の浴室に入ることを得ず、衆人の坐處に入ることを得ず、當に屏房に住すべし、若し急に大小便する者は應に人をして地を堀り處を作らしむべし、若し淨人無くんば應に遠屏處に就いて大小便すべし、若し病差え已れば應に所住の處塗地を掃灑し臥具床席を更に應に抖擻すべし、故のごとく臭有れば應に洗浣すべし、是の比丘房より出で戸を閉ぢ橝を下し橝を下し已りて去れ。

(4)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘自ら訶梨勒果を取り淨人に與へ已りて從ひて受け啖へり、是の事を佛に白す、佛諸比丘に語りたまへり、白手に訶梨勒果を取り淨人に與へ更に從ひて受け啖ふべからず、犯ずる者は突吉羅なり、餘の一切の果も亦是の如しと。佛舍衛國に在しき、比丘有り難提と名づく、是の比丘學沙彌に與ふるを作す、先きに說く所の如し。

(5)佛舍衛國に在しき、爾の時長老畢陵伽婆蹉眼痛せり。時に藥師敎へて言はく、藥を和し丸を作し火上に著き燒きて烟を服すべしと。優波離佛に問へり、何物を用つて藥を作らんと、佛言はく、但だ靑木香藥を除き餘の一切の香を和合し火中に著き手を接して烟を取りて咽めと。時に手を以つて接して烟を得ず、佛言はく、筒を作れと、時に筒太だ長く烟を得ず、佛言はく長く作ること莫れと、又復短かく作りて便ち手を燒けり、佛言はく太だ短かくする莫れと。又時に丸藥一處に在り筒一處に在り取る時得難し、佛言はく應に囊を畜へて盛るべしと、盛る時筒藥丸を破れり、佛言はく、中に應に隔を施せと、隔を施し已りて頭に繫がず筒地に墮ちたり、佛言はく、應に頭に繫ぐべしと。

佛舍衛國に在しき、病比丘有り、蘇油を身に塗り洗はず痒悶し是の事を佛に白せり。佛言はく、應

某甲老病比丘僧に從ひて杖を捉り絡囊に鉢を盛りて行くを乞ふ、僧憐愍の故に我れ老病比丘杖を捉り絡囊に鉢を盛りて行くを聽したまへ」と、是の如く三たび乞ひ僧應に聽すべし。〔實に〕是の比丘若し老病と言ひ實に老病ならざれは聽すべからず、若し老病と言ひ實に老病ならば應に聽すべし、一比丘僧中に唱言せよ「大德僧聽きたまへ、某甲比丘老病にして僧に從ひ杖を捉り絡囊に鉢を盛りて行くを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の老病比丘に杖を捉り絡囊に鉢を盛りて行くを與へん、是の如く白す」と、白二羯磨し「僧は是の老病比丘に杖を捉り絡囊に鉢を盛りて行くを與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。

(2)佛舍衛國に在しき、佛大衆の爲に前後に圍遶され說法したまへり、爾の時憍薩羅王波斯匿會中に在りて坐せり、比丘有り[二五]蒜を噉ひて大衆に遠ざかりて行く、是の比丘是の念を作せり、佛及び王をして臭を聞かしむること莫れと。佛遙かに是の比丘を見たまひ佛王の爲に種種の法を說き示敎利喜したまへり、王法を聞き已りて心に大いに歡喜せり、佛說法し已りて默然したまひ王は佛を右遶して去れり。爾の時長老阿難佛の後にて扇を以つて佛を扇げり、王の去ること久しからずして佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、此の比丘何を以つて大衆に遠ざかり行くやと。答へて言さく、此の比丘蒜を噉ひ佛及び王の臭を聞くを恐れて敢へて佛に近かざるなりと。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、比丘是の如き比相の食を噉ふやと、答へて言さく噉ふと、若し是の如き比相の食を噉へば法利を失ふ、佛言はく、此の比丘若し衆中に入り我が法を聞けば應に正見を得べし、諸比丘に語る是の事を作すべからず、佛諸比丘に告げたまへり、「比丘蒜を噉ふを得ず、若し噉へば突吉羅なり」と。

(3)佛舍衛國に在しき、爾の時長老舍利弗風病を得たり、藥師敎へて言はく、乳中に蒜を煮て食へと、舍利弗言はく、佛未だ乳中に蒜を煮て噉ふを聽したまはずと。是の事を佛に白せり、佛言はく、

【二五】蒜の禁。

者は突吉羅なりと、各自に別に敷具有るは不犯なり。爾の時六群比丘二人共に一覆衣中に臥せり、佛言はく、今より共に一覆衣中に臥することを得ず犯ずる者は突吉羅なりと、不犯とは各別に襯身衣有るなり。佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘俗人衣を著せり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有德と言ひ俗衣を著け白衣を何んぞ異なると、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より俗衣を著することを得ず、犯ずる者は突吉羅なりと。佛王舍城に在しき、爾の時、六群比丘泥洹僧を[三三]抄襞し相撲人又は[三四]似作人の如し、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より衣を抄襞して著することを得ず、犯ずる者は突吉羅なりと、不犯は梯を登り屋を覆し、屋を泥するなり。佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘負擔して行き驢手の䭾を負へるが如し、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より負擔して行くを聽さず、犯ずる者は突吉羅なりと。

五、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時憍薩羅に邊聚落有り、是の中常に賊を畏る、聚落の人民賊を畏るゝ故に此處を捨て去れり、爾の時比丘有り、憍薩羅國より舍衞國に向へり、是の比丘瓦鉢を捉り杖を捉れり、經る所の聚落中の人遙かに來るを見て是の念を作せり、此れは是賊來るなり、䂎を捉り楯を捉ると、見已りて怖畏し還りて樓閣に入れり。比丘漸漸に近づき是れ沙門なりと知り、問うて言はく、汝は是れ何んの沙門なりやと。答へて言はく、釋子沙門なりと。言はく、汝沙門法を失し沙門法を壞す、我れ等をして怖畏せしむと、是の比丘云何んすべきを知らず。是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より行く時杖を捉り絡囊を捉るを聽さず、犯ずる者は突吉羅なりと。佛自恣の後人間に遊行したまへり、一羸瘦比丘有り、手に鉢を捉りて行けり、佛知つて故らに問ひたまへり、汝何を以つて手に鉢を捉りて行くやと、答へて言さく物の盛る可き無しと、佛言はく、今より羸瘦の老病比丘に僧羯磨して杖を(捉り)絡囊に鉢を盛りて行くを聽す。應に是の如く作すべし、一心和合僧に是の老病比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧聽きたまへ、我れ

【三三】抄襞。ひき上げひだをつけることなり。
【三四】似作人。手品師の如き藝人なるべし。

しき、五比丘有り長さ五肘廣さ三肘の衣を得、是の衣を著けて聚落に入り乞食せり、衣長く地に曳き土に汚され、脚にて頭を蹋み地に墮ち著すること不周正なり、是の事を佛に白せり、佛言はく長衣に[二〇]鞖紐を施し沂緣を施すを聽すと。故のごとく衣地に曳き土汚し脚蹋みて地に墮ち著すること不周正なり、佛言はく、今より反攝して上に著するを聽すと。爾の時佛自ら鞖紐を施し前に緣を去る四指に鞖を施し後八指に紐を施し諸比丘に語りたまへり、應に是の如く作れ。

(2)佛舍衞國に在しき、比丘有り[二一]泥洹僧を繫がずして聚落に入り聚落中に於いて地に墮ち是の比丘大いに慚愧し是の事を佛に白せり、佛言はく「今より泥洹僧を繫がずして聚落に入る者は突吉羅なり」と。比丘有り一匝に泥洹僧を繫ぎ聚落に入る時[二二]唼の故に帶斷れて地に墮ち是の事を佛に白せり、佛言はく、今より一匝に泥洹僧を繫いで聚落に入るを聽さず、犯ずる者は突吉羅なりと。爾の時人有り、長老須菩提に細縷を繫げる腰帶を施せり、須菩提受けずして是の言を作せり、佛未だ我れに細縷を繫げる腰帶を聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく三種の帶を畜ふるを聽す、一には細縷帶二には索繩三には編帶なりと。帶する時泥洹僧喜んで破る、佛言はく、應に環を施すべしと。六群比丘兩耳の如く泥洹僧を著し細攝して泥洹僧を著し釿頭に泥洹僧を著し參差して泥洹僧を著し細生疎の泥洹僧を著せり。佛言はく、兩耳の如く泥洹僧を著し細攝して泥洹僧を著し釿頭に泥洹僧を著し參差して泥洹僧を著し細生疎の泥洹僧を著すを得ず、著せば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘手もて鬚髮を摩し牛の如く舌もて舐めたり、是の事を佛に白し、佛言はく、今より手もて鬚髮を摩するを聽さす、犯ずる者は突吉羅なりと。

(3)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘二人共床に臥せり、是の事を佛に白し佛言はく、今より二人共に一床に臥するを聽さず犯ずる者は突吉羅なりと、若し一人坐し一人臥するは不犯なり。爾の時六群比丘二人地敷を共にして臥せり。佛言はく、今より二人共に一敷に臥することを聽さず、犯ずる

【二〇】鞖紐。鞖は鞘なり、鉤と同じく紐を結びつける所のことなるべし、三本に下の鞖を鉤に作る所あり。

【二一】泥洹僧。以下衆學法の下(第十九卷)註十九の二四以下參照。

【二二】唼。くしやみなり。

外道を破する爲の故に外道書を誦讀するを聽すと。

佛舍衞國に在しき、爾の時長老迦留陀夷火を放ちて諸草木を燒けり、放燒を以つての故に多く種種の虫を殺せり。佛言はく、「今より比丘火を放ちて燒くことを得ず、若し火を放ちて燒けば所殺に隨ひて罪を得」と。

(5)佛舍衞國に在しき、看病人有り、未だ[一六]五臘に滿たず、病人の爲に出行し依止を離れて聚落に入り藥を求めて得ず、爾の時心に念ぜり、佛制戒して依止を離れて一夜別宿するを得ずと、卽ち彼處に於いて便ち依止を求め依止師復病めり、是の人心に念ぜり、彼の依止師病み此の依止師も亦病む、我れ今當に何ん等を作すべきと、是の事を佛に白せり、佛白はく、「今より若しは五夜若しは六夜依止無きも不犯なり」と。此の戒を結し已りて六群比丘佛の聽したまふを聞くが故に便ち五夜依止を求めず、何を以つての故に、若し依止を得れば我が供給を須つ、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、今より好依止師有れば乃至一夜依止せざるも突吉羅なり、若し比丘依止無くば乃至僧の洗脚水を取つて用ゐるを得ずと。

四、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時長老迦留陀夷[一七]俱執を反着せり、諸比丘見已りて怖畏し是の事を佛に白せり、佛言はく「今より俱執を反著することを得ず、犯ずる者は突吉羅なり、自舍內にて身を覆ふは不犯なり」と。佛舍衞國に在して、爾の時人有り[一八]表裏氍の俱執を持して長老[一九]須菩提に施せり「須菩提言はく、佛未だ表裏氍の俱執を受くることを聽したまはずと、是の是を佛に白せり。佛言はく、今より表裏氍の俱執を畜ふるを聽す、衆畜ふるを得一人も亦畜ふるを得と。復人有り長老須菩提に俱執を施せり、半ば色を成じ半ば色を成ぜず、時の須菩提受けずして是の言を作せり、佛未だ我等に半成色半不成色の俱執を受くるを聽したまはずと。是の事を佛に白せり、佛言はく、今より半成色半不成色の俱執を畜ふるを聽す、衆僧受くるを得一人も亦受くるを得と。佛舍衞國に在

【一六】五臘。出家以後五歳を經ること。

【一七】俱執(Koccha ?)。敷具なり、註六の三九參照。

【一八】表裏氍。氍は毛飾なり。

【一九】須菩提(Subhūti)。

爾の時檀越有り僧に多羅樹葉を施せり、諸比丘言はく佛未だ我等に多羅樹葉を畜ふるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、僧受くることを得一人も亦受くるを得と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群の比丘自ら蓋を持して他舍に入れり、諸居士訶責して言はく、云何んが比丘と名づけて蓋を持して他舍に入ること王の如く大臣の如きやと、是の事を佛に白せり、佛言はく「蓋を持して他舍に入ることを聽さず、犯ずる者は突吉羅なり」と、不犯とは若し病し若しは門外に置くなり。

(4)佛舍衞國に在しき、二婆羅門有り、一を瞿婆と名づけ二を夜婆と名づく、佛法中に於いて篤信出家せり、本外道の[一五]四圍陀書を誦し出家し已りて是の音聲を以つて佛經を誦せり、時に一人死し一人獨り在り所誦の佛經忘れて通利せず、更に伴を求めて得ず、心愁ひて樂しまず、是の事を佛に白せり、佛言はく「今より外書の音聲を以つて佛經を誦ずれば突吉羅なり」と。

佛舍衞國に在しき、比丘有り修多羅、阿毘曇を捨て毘尼を捨て外書の文章兵法を誦し佛經を遠離せり。佛言はく、「今より諸比丘若し外書の文章兵法を誦するを學べば突吉羅なり」と。佛未だ是の戒を制せざる時長老舍利弗目連高座の上に處り諸新比丘沙彌の爲に說法し外書を學誦するを教へたり、外道の論を破する爲の故に、是の戒を制し已りて長老舍利弗目連便ち高座に處りて新比丘沙彌の爲に說法して外書を學するを教へず。爾の時諸外道沙門瞿曇弟子に外書を學誦するを聽さずと聞き是の婆羅門便ち往いて諸信佛優婆塞に語りて言はく、共に往いて諸比丘の所に到る可しと、答へて言はく、意に隨はんと、外道到り已りて新比丘沙彌と共に論議し諸新比丘沙彌皆答ふること能はず、二事を以つての故に、一には新入道なり、二には佛制して學ぶを聽したまはざる故に。時に諸外道諸優婆塞を輕弄して言はく、汝の大師汝の供養する所、汝の尊重する所の上座先食者は正に是の如きやと、諸優婆塞是の事を聞き心に愁ひ樂しまず、是の事を以つて佛に白せり。佛言はく今より

【一五】四圍陀書。四吠陀(Vedas)なり。

婆羅門或は邊地人にして食を行ずること如法ならず半を鉢中に著け半は棄てて地に在り、是の諸比丘云何んが食を得べきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、食受くる所に隨ひ草葉上の者は應に食すべし、若し土有り著けば土を吹き却きて食せ、或は多く土有りて著けば水にて洗ひ食するを得と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘銅杅中にて食せり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ銅杅中にて食すること婆羅門の[二]如しと。佛言はく銅杅中に食するを聽さず、犯ずる者は突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘洗脚處にて洗脚し、洗脚の時並に人と共に語り餘比丘見て吐悶せり、佛言はく、今より洗脚の時他と共に語ることを得ず、犯ずる者は突吉羅なりと。

佛自恣の後遊行教化したまへり、比丘有り手に革屣を捉りて行けり、佛是の比丘を見知つて故らに問ひたまへり、汝何を以つて手に革屣を捉りて行くと、答へて言さく、革屣脚を嚙み脚中痒悶し脚を揩する物無しと、佛言はく、楷脚木を畜へ用ふることを聽す、脚痒を除く故にと。

(3)佛王舍城に在しき、爾の時檀越有りて僧に[三]扇を施せり、諸比丘受けず、佛未だ我等に扇を畜ふるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、畜ふるを聽す、僧畜ふるを得一人も亦畜ふるを得と。復人有り僧に[四]拂を施せり、諸比丘受けず、佛未だ我等に佛を畜ふるを聽したまはずとて、是の事を佛に白せり、佛言はく、畜ふるを聽すと、僧畜ふることを得一人も亦畜ふることを得。時に人有り僧に犛牛尾の拂を施せり、諸比丘受けず、何んの用ふる所なるを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、受用するを聽す、佛塔及び諸阿羅漢塔を拂へと。爾の時人有り摩尼珠を以つて拂の柄を作り比丘に施せり、諸比丘受けず、云何んが用ふるを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、受用するを聽す、佛塔及び阿羅漢塔を拂へと。

【二】原本「加」は「如」の誤植。

【三】扇(vidhūpana)。

【四】拂子(vijaniya)。

羅なりと。二比丘有り倶に露形にて相揩せり、佛言はく、若し露形にて相揩すれば倶に突吉羅なりと。

三、(1)佛舍衛國に在しき、比丘有り疑離越と名づく、少豆羹中に生小豆を得、便ち出して地に著けり、此の豆芽葉華實を生ず可し、是の比丘諸比丘に語れり、此の羹不淨にして食すべからずと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり。佛知つて故らに疑離越に問ひたまへり、汝實に羹中に生小豆を得出して地に著き芽葉華實を出す可く諸比丘に此の羹不淨にして食すべからずと語れりやと、答へて言さく、實に爾り世尊と。佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じ戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、此の羹若し未熟なれば應に更に煮るべし、若し先きに生ずれば應に[九]淨を作し已りて煮るべしと。

佛舍衛國に在しき、諸比丘[一〇]淨地羯磨を作せり、佛言はく、今より淨地を作すを聽さず若し作せば突吉羅なりと。

佛舍衛國に在しき、比丘有り牛呞と名づく、食し已りて更に[一一]呞せり、諸比丘非時に嚼食せるを見て各相謂つて言はく、是の比丘は過中に食すと、聞き已りて心に愁ひ樂しまず、是の事を佛に白せり、佛是の因緣を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり。是の比丘を過中食すと謂ふこと莫れ、何を以つての故に、是の比丘先五百世の時常に牛中に生ぜり、是の比丘人身を得と雖も餘習故のごとく在るなりと、佛言はく、若し更に是の如き呞食者有れば應に屏覆處に在るべく衆人前にて呞すべからずと。

(2)佛波伽國に在しき、爾の時菩伽王子佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり。王子佛の受けたまへるを知り已りて坐より起ちて去り家に還りて竟夜種種多美の飲食を辦じ晨朝坐處を敷き往いて佛に白せり、時到り食具已でに辦ぜり、唯聖時を知りたまへと。爾の時佛諸比丘の與に前後に圍遶され菩伽王子の家に至り座に就いて坐せり、其の家の大小多く佛を信ぜず、或は是れ

【九】作淨。註三十七の一九參照。

【一〇】淨地(Kappiyabhūmi)。食物を置くべき一定の限られたる地、食物と同宿せざらしめ以つて僧體を清淨ならしむる地なる故に淨地と云ふ。

【一一】呞。牛の如く吐出してかむなり。

見汝に非ず

佛是の偈を說き已りて諸比丘に告げたまへり、「今より漉水囊を持せずして行くを聽さず、若し持せずして行けば突吉羅なり」と、不犯は清流水或は大河或は泉水有り、此の寺より彼の寺に至るに二十里內なれば不犯なり。

爾の時比丘聚落中に緣事有り漉水囊なき故に去かず、若し去かざれば此の事成ぜず是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、若し一比丘漉水囊有れば便ち共に去くことを得と。爾の時六群比丘聚落中に緣事有り、往いて知識比丘に語れり、我れ緣事有り共に聚落に至る可しと、是の比丘言はく、我れ漉水囊無しと、六群比丘言はく我れ有り共俱に往く可しと、答へて言はく、爾す可しと。行く時道中にて共に諍ひ有虫水に値へり、六群比丘漉水囊を以つて自ら漉水して飮む、彼の比丘索むるも與へず、是の比丘極渴急にして死に垂せり、是の因緣を以つて佛に白せり、佛言はく、若し比丘先きに共に諍せず嫌心無き者と應に共行すべし、嫌心有る者は共に去くべからずと。

(3)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘木上にて食せり、佛言はく「今より木上にて食するを聽さず、若し用ひて食すれば突吉羅なり」と。爾の時六群比丘自ら[七]木橙を畜へて食し或は床子を畜へて食し或は盤を畜へて食せり、佛言はく、木橙、木床、木盤を畜へて食するを聽さず、若し用ひて食すれば突吉羅なりと。佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘二人共に一鉢にて食せり、佛言はく、共鉢にて食することを得ず、若し共鉢にて食すれば突吉羅なりと。不犯は食休已でに過ぎて與ふるは不犯なり。佛王舍城に在しき、六群比丘袈裟を著せずして食せり、佛言はく、袈裟を著せずして食するを聽さず、著せずして食すれば突吉羅なりと。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘露形にて[八]揩せり、佛言はく、露形にて揩するを得ず、犯ずる者は突吉羅なりと。又六群比丘露形者を揩せり、佛言はく、露形者を揩するを聽さず、犯ずる者は突吉

【七】木橙。橙は几の一種、つくゑなり。

【八】揩。する、ぬぐふ（摩拭）なり。

二、(1)佛自恣の後遊行教化したまへり、一比丘有り手に鉢、藥草、革屣を捉りて行けり、佛此の比丘を見知つて故らに問ひたまへり、汝何を以つて鉢、藥草、革屣を捉りて遊行するやと、答へて言はく、我れ更に著く處無しと、佛言へり、「今より三種の嚢を畜ふるを聽す、鉢嚢、藥草嚢、革屣嚢なり」と。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘受持する所の坐具を一處に置き已りて餘處に宿せり、佛言はく、「今日より所受の坐具を離して宿すべからず、犯ずる者は突吉羅なり」と。

(2)佛舍衞國に在しき、憍薩羅國に阿練兒處有り、二比丘有り彼れに在りて住し一人は戒を犯じ一人は戒を淨持せり、此の二比丘未だ曾て佛を見ず共に往いて佛を見んと欲せり。道中に有蟲水に値ひ持戒者言はく水中に虫有り云何んが飲む可きと、犯戒者言はく、我れ若し飲まざれば便ち死し佛を見法及び僧を聞くを得ずと、持戒者言はく、死に至るも飲まずと。時に犯戒者は便ち飲み持戒者は飲まずして便ち死し、卽ち三十三天上に生じ天身具足を得て先きに佛所に到り頭面禮足し一面に在りて立てり、一面に在りて立ち已り佛爲に種種說法したまひ法眼淨を得たり、卽の時佛足を禮して言はく、佛に歸依し法に歸依し僧に歸依し我れ盡形壽優婆塞とならんと、佛更に爲に說法し已りて默然したまへり、時に天佛を禮し已りて忽然として現せず。時に水を飲める者後より佛所に到る、佛無量衆の爲に圍遶され說法したまへり、佛此の比丘の來りて佛所に到るを見たまへり、佛時に優多羅僧を披きて金色身を示したまへり、汝癡人我が肉身を見んと欲して、爲に持戒者の先きに我が[六]法身を見るに如かずと、佛偈を說いて言はく、

心不善にして觀察すれば　見るも則ち審諦せず　愚なること蛾の火に投ずるが如く　而も我が身を觀んと貪ず　色身は但だ不淨なり　汝何を見んと欲して爲す　肉は脂血有り　肉外は薄皮の爲に覆はる　彼は渴の爲に燒かれ　猶戒を行じ恭敬し　死に至るも我が教を護る　彼我れを

【六】法身。三本及び宮本には單に身とす。

ふ、飮食多美にして僧飽滿するや不やと、佛卽ち是の語を以つて諸比丘を勞門したまへり、飮食多美にして僧飽滿するや不やと、諸比丘言はく、飮食多美にして衆僧飽滿せりと、上の因緣を以つて佛に向ひて廣く說けり。佛是の事を以つて比丘僧を集め僧を集め已りて種種の因緣もて戒を讃じたまひ、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたへり「今より衆生を憐愍するが故に汝等に地敷上を行くを聽す」と。

(3)時に諸比丘尼聞けり、佛地敷上を行くを聽したまへり、婆羅門の因緣を以つての故にと、先きの婆羅門家に比丘尼便ち往き婆羅門の婦に語りて言はく佛先きに結戒して比丘に地敷上を行くを聽したまはず、是の因緣を以つての故に聽したまふ、汝更に請ふて上を蹈みて過さしむべしと。時に婆羅門の婦方便を以つて夫に語れり、佛先きに結戒して比丘の地敷上を行くを聽したまはず、是の因緣を以つての故に聽したまふ、今更に請ふべしと、婆羅門心に亦喜ばず、兒の爲を以つての故に答へて言はく、意に隨へと。婦夫に語りて言はく、往いて佛を請ふべしと。婆羅門往いて世尊の所に到り一面に坐して世尊に問訊せり、佛婆羅門の爲に種種の法を說き示敎利喜したまひ、示敎利喜し已りて默然したまへり。婆羅門佛に白して言さく、願はくば我が明日の請を受けたまへと、佛默然として受けたまへり。婆羅門佛の受けたまふを知り已りて坐より起ち去りて竟夜種種多美の飮食を辦じ晨朝種種の物を以つて地乃至外門に布き往いて佛に白せり、時到り食具已でに辦ぜりと。爾の時世尊衣を著け鉢を持し諸比丘僧前後圍遶して舍に到り座に就きて坐し已り自ら澡水を行じて食を下せり、食し已りて鉢を攝し澡水を行じ婆羅門佛前に在りて說法を聽けり。說法を聽き已り佛に白して言せり、世尊我が家に當に兒を生ずべきや不やと、佛言はく、生ず生じ已りて當に出家すべし、第二に生ずる者も亦當に出家すべし、第三に生ずる者も亦當に出家すべし、次後に生ずる者は當に家に在るべしと。

(2)佛舍衞國に在しき、一婆羅門有り、大いに富み財寶田宅牛羊多饒にして唯だ一事のみ少らず、兒息有る無し、一切の天神所謂水神樹神に求めたり、兒を求むる爲の故に、窮極して得ること能はず。一比丘尼有り常に其の舍に出入せり、後日來る時婆羅門の婦不淨を現ずる有り、時に比丘尼婦人に語りて言はく、汝不清淨なり、我れ曾て聞けり、阿羅漢行跡處の物を取りて浣ひ汁を取りて洗浴すれば便ち兒有るを得と、此の中佛及び弟子衆を除いて餘處に更に無し、世尊若し來りて汝の舍に入りたまはば兒を生ずるを得可しと。時に婆羅門の婦聞き已りて云何んが方便して佛をして舍に入らしめんと、便ち方便を以つて婆羅門に語れり、我れ曾て聞けり、阿羅漢行跡處の物を取りて浣ひ汁を取りて洗浴すれば便ち兒有るを得と、佛及び弟子衆を除き餘處に更に無し、若し佛舍に入りたまへば兒を生ずるを得可しと。時に婆羅門是の語を信ぜざるも、兒を求むるを以つての故に答へて言はく意に隨へと。婦言はく、汝往いて佛に請へと、時に婆羅門世尊の所に往き一面に坐して世尊に問訊せり。佛爲に種種說法し示敎利喜し已りて默然したまへり、婆羅門言はく、願はくば佛及び僧明日我が請を受けたまへと、佛默然として受けたまへり。佛の受けたまへるを知り已りて坐より起ち右遶して去り自舍に到りて通夜種種多美の飮食を辦じ辦じ已りて晨朝坐處を敷き種種の物を以つて地乃至外門に布き佛に白して言せり、時到り食具已でに辦ず佛自ら時を知りたまへと、諸比丘は婆羅門の舍に往き佛は自ら房に住して食分を迎へたまへり。爾の時諸比丘自ら地敷を却き前みて其の舍に入れり、時に婆羅門心に念ぜり、入る時地敷上を行かず出ずる時當に上に在りて行くべしと、諸比丘坐し已りて自ら澡水を行じ食を下せり、僧食を飽滿し已りて鉢を攝し手を洗ひ呪願せり、呪願し已りて上座より次弟に地敷を却きて出でたり。時に婆羅門心意に樂しまず、是の沙門種種の人我が婆羅門の行を破す、我れに所爲有りて是の供養を作す、而も常に果さずと。諸比丘食後に佛所に到り頭面禮足し一面に坐せり、諸佛の常法食後に比丘來れば是の語を以つて諸比丘を勞問したま

阿修羅、迦留羅、緊那羅、摩睺羅伽及び餘の衆生も亦皆樂を求むと。佛說き已りて默然したまへり、時に薩若瞿姤路摩牢佛の默然したまふを見右遶して去り菩伽王子の所に到り是の如き言を作せり、瞿曇沙門已でに王子の請を受け王子の意に隨ふと。

爾の時菩伽王子竟夜種種多美の飲食を辦具し辦じ已りて晨朝坐處を敷き衣を以つて地に布き鳩摩羅堂及び階陛を莊嚴せり、莊嚴し竟り卽ち薩若瞿姤路摩牢に語れり、世尊の所に往いて時到れりと白言せよ。薩若瞿姤路摩牢語を受け已りて卽ち世尊の所に往いて時到れりと白言せり、爾の時世尊中前に衣を著け鉢を持して大衆に圍遶され菩伽王子の舍に到りたまへり、爾の時王子家內を約勅し一切大小皆門外に出でたり。時に王子遙かに世尊の來りたまふを見卽ち坐より起ち叉手して一面に在りて立ち是の如き言を作せり、善來世尊と、王子前みて佛所に詣り頭面禮足して迎ふ、世尊鳩摩羅堂に到りたまひ王子は階道の邊に在りて立ち佛及び僧往いて階頭に至りて立ちて住せり。爾の時菩伽王子叉手して佛に白して言せり、世尊願はくば堂上に前み敷氈處より上り我等をして長夜に安隱ならしめたまへと。時に長老阿難佛に在りて扇を以つて佛を扇げり、佛阿難に語りたまへり、法に隨ひて王子を約勅せよと、爾の時阿難菩伽王子に語れり、地に敷く所の衣被を却き床上に置けと、王子肯かず、阿難王子に語れり、佛後來の衆生を憐愍したまふが故に且く却けと、時に菩伽王子卽ち地に敷く所の衣被を却けり。爾の時王子叉手して佛に白して言せり、已でに地敷を却けり、願はくば佛堂に上り我れ等をして常に安樂を得しめたまへと、佛卽ち堂に上り坐具を敷き諸比丘の前に坐したまへり。爾の時王子自ら行水し已り種種の飲食を下し僧飽滿を得食し已りて鉢を攝めて行水せり、行水の時王子澡盤を執り水を承け竟り佛の說法を聽けり、佛爲に種種の法を說き示敎利喜し、示敎利喜し已りて坐より起ち去りたまへり。時に佛食後に比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、「若し地に衣を敷けば上に在りて行くべからず、上に在りて行けば突吉羅なり」と。

卷の第三十八（六誦之三）

雜法を明すの三

雜法三（二七一〇）

一、(1)佛波伽國に遊び人間に敎化したまへり、一處有り失守羅毘師藍密伽藍と名づく、菩伽王子の家に新堂の成る有り、鳩摩羅と名づく、未だ沙門婆羅門の中に入りて坐する者有らず。爾の時王子佛の波伽國に遊び人間に敎化し失守羅處毘師藍密伽藍に在りて敎化したまふと聞けり、我れ今新堂有り鳩摩羅と名づく、成して來り未だ久しからず、修飾畫治し訖りて亦未だ久しからず未だ沙門婆羅門の中に入りて坐する者有らず、若し世尊衆僧と與に先きに我が舍に入りたまへば我れ大いに利を得、何を以っての故に佛入りたまふが故に、佛入り已りて我當に後に入るべしと、(思惟せり)。菩伽王子卽ち薩若瞿妬路摩牢を喚び向ひて是の語を作せり、我れ聞く世尊波伽國に遊び人間を敎化し失守羅處毘師藍密伽藍に在りて遊行したまふと、我れ今新堂有り、鳩摩羅と名づく、新成して未だ沙門婆羅門の中に入りて坐する者有らず、若し佛先きに入りたまへば我れ大利を得ん、佛入り已りて我れ當に後に入るべし、薩若瞿妬路摩牢汝世尊の所に往いて我が語を以つて佛に白して言せ。世尊菩伽王子頭面もて佛足を禮し世尊を問訊し是の言を作せり、菩伽王子に新成堂有り、鳩摩羅と名づく、未だ沙門婆羅門の入る者有らず、菩伽王子佛及び僧を請ぜりと。時に薩若瞿妬路摩牢王子の語を受け已りて世尊の所に往いて是の如き言を作せり、世尊菩伽王子頭面禮足し世尊に問訊せり、病少なく惱少なく亦樂住したまふや不や、我れに新成堂有り、鳩摩羅と名づく、成じて來り未だ久しからず、修飾畫治し訖りて亦未だ久しからず、佛及び僧を明日の食に請ずと。佛言はく、是の王子をして常に安樂を得しめんと、佛薩若瞿如路摩牢に語りたまへり、天人常に樂を求む、諸龍、夜叉、乾闥婆、

【一】波伽國(Bhaggā)。
【二】失守羅。失牧摩羅山(Suṃsumāragiri)なるべし。
【三】毘師藍(Bhesakalā)恐怖林なり。
【四】菩伽王子(Bodhi)。
【五】鳩摩羅(Kumāra)。M. 85 Bodhirājakumāra s. には宮殿の名を Kokananda と云ふ。

然として受け諸比丘阿難の受け已るを見て坐より起ち禮を作し右遶して去れり。

爾の時阿難夜を過ごし已りて中前に衣を著け鉢を持して大名梨昌家に至れり、大名梨昌遙かに阿難の來るを見卽ち坐より起ち衣を著けて一處に在りて立ち叉手して言はく、善來阿難、此の處に就いて坐せと、阿難答へて言はく、我れ坐することを得ずと、大名梨昌問うて言はく、何んが故に得ざるやと、阿難言はく、僧已でに大名梨昌の爲に覆鉢を作し一切五衆汝の家に至りて手づから食を受くることを得ずと。大名梨昌阿難に語りて言はく、我れ今便ち自の爲に功德を損し生ぜずと。阿難答へて言はく、汝實に自ら功德を損して生ぜずと。阿難に問うて言はく、我れ今佛所に往いて仰鉢を得べきや不と、阿難言はく、得ずと、大名梨昌是の語を聞き已りて心愁ひ迷悶躄地せり、大名梨昌の婦扶けて頭を起こし水を以つて面に灑ぎ久しくして乃ち醒むるを得たり。婦大名梨昌に語れり。正に是の苦有り、更に是に過ぎるの苦有りや、自ら言へり、我れに過罪無くして而も佛に面向して我が過を說き、淸淨比丘衆中に於いて我れを非梵行を作すと謗ぜりと。爾の時大名梨昌往いて佛所に詣り佛に白して言さく、世尊願はくば我が爲に仰鉢したまへと、佛諸比丘に語りたまへり、是の大名梨昌の爲に仰鉢せよと。仰鉢法は一心和合僧に是の大名梨昌偏袒右肩合掌し胡跪して言へ、「衆僧憶念したまへ、我れ大名梨昌比丘陀驃力士子淸淨梵行人を罵詈道說せり、我れ無根の非梵行を以つて謗ずる故に僧覆鉢を作し一切五衆我が家に至りて手づから食を受くることを得ず、我れ今願はくば衆僧還び仰鉢したひ一切五衆本の如く我が舍に往來し手づから食を受けたまはんことを、憐愍の故に」と、是の如く三たび乞ひ一比丘應に僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、是の大名梨昌比比陀驃力士子の淸淨梵行人を罵詈道說し、無根波羅夷を以つて謗ずる故に僧爲に覆鉢を作し一切五衆往いて大丘梨昌の家に至り手づから食を受くることを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ。大名梨昌の爲に仰鉢し本の如く往來し自手に食を受けん、是の如く白す」白四羯磨し「僧已でに仰鉢し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

せり、是の陀驃力士子は清淨梵行なるに無根波羅夷もて謗ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧和合して是の大名梨昌の與に覆鉢を作さん、諸比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼是の家に至り手づから食を受くることを得ず、是の如く白す」と、白二羯磨し「僧覆鉢を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。爾の時諸比丘是の如き念を作せり、僧已でに是の大名梨昌の爲に覆鉢せり、諸比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼大名梨昌の家に至り手づから食を受くることを得ずと。諸比丘復是の念を作せり、誰れか能く長者の家に往いて是の如き言を作す、僧已でに覆鉢す、一切の比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼汝の家に至りて手づから食を受くることを得ずと。復是の念を作せり、長老阿難は是れ佛の侍者諸比丘中に於いて清淨梵行を讃歎す、阿難能く是の大名梨昌家に至りて是の如き言を作す、僧已でに覆鉢を作せり、一切の比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼復汝の家に至り手づから食を受くることを得ずと。諸比丘共に相謂つて言はく、我等往いて阿難の所に至り是の言を作さん、僧已でに大名梨昌の爲に覆鉢を作せり、一切の比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌沙彌尼大名梨昌の家に往いて手づから食を受くることを得ずと。諸比丘是の語を作し已りて往いて阿難の所に至り頭面禮足し一面に在りて坐し已り阿難に白して言さく、長老阿難僧已でに大名梨昌の爲に覆鉢を作せり、一切五衆大名梨昌の家に往いて手づから食を受くることを得ずと、我れ等心に念ぜり、誰れか能く長者の家に往いて是の語を作さん、衆僧汝の爲に覆鉢を作せり、一切五衆汝の家に至りて手づから食を受くることを得ずと。諸比丘復是の念を作せり、唯長老阿難は是れ佛の侍者なり、佛常に比丘衆中に於いて梵行清淨を讃歎したまふ、能く往いて是の言を作すに堪任す、僧今已でに長者の爲に覆鉢を作し一切五衆汝の家に至りて手づから食を受くることを得ずと、長老阿難今大名梨昌の家に往いて是の言を作す可し、僧已でに汝の爲に覆鉢し一切五衆復汝の家に至りて手づから食を受くることを得ずと。爾の時阿難默

虫生ぜり。佛言はく、應に蕩除して淨ならしめよ、爾の時浴室中に大いに水有り、佛言はく、應に水を出すべしと。水を出す時諸比丘吐悶し或は病を得たり。佛言はく、應に伏竇を安くべしと。竇中に蛇蝎蜈蚣有り、來入して諸比丘を螫せり、佛言はく、應に織物もて水竇の口を遮すべしと、爾の時浴竟り浴室を棄て去りし後火にて浴室を燒けり。佛言はく、最後の比丘應に諸物事を收むべし、瓫を却け項を却け火を滅し戸を閉ぢ扃を下りて乃ち去れと。

(2)佛維耶離に在しき、一長者有り、大名梨昌と名づく大いに富み財寶多饒大いに田宅力勢有り、一比丘有り迦留羅提舍と名づく。是の長者と相識知し舊くより出入往反せり。時に迦留羅提舍食時に衣を著け鉢を持し坐具を持して大名梨昌の所に往けり。是の梨昌遙かに比丘の來るを見讃じて言はく、善來此の處に在りて坐せと、即ち坐具を敷けり。時に大名梨昌頭面禮足し已りて一面に坐せり、比丘大名梨昌に語れり、今世尊の所に往き世尊に向ひて是の如き說を作す可し、云何んが比丘非梵行を作すや、是の[三七]陀驃力士子我が婦と共に非梵行を作せりと。大名梨昌迦留羅提舍に語れり。云何んが無根を以つて清淨比丘を謗ぜんと、迦留羅提舍比丘大名梨昌に語りて言はく、若し佛に向ひて此の語を說かざれば復汝と言語來往せず、汝の舍に入らずと。大名梨昌此の比丘と深く相愛敬するが故に卽ち是の念を作せり、若し我れ是の語を作さざれば迦留羅提舍比丘必ず我れと共に語らず我が舍に入らざらんと、便ち比丘に語れり、我れ當に佛に向ひて是の語を作すべしと。是の時大名梨昌往いて佛所に詣り佛に白して言さく、世尊云何んが比丘非梵行を作すや、是の陀驃力士子我が婦と共に非梵行を作せりと。佛爾の時諸比丘に語りたまへり、汝等皆鉢を覆せ是の大名梨昌の家に至ること莫れ、諸比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼大名梨昌の家に到り自手に食を受くることを得ず、更に是の如き人有らば亦應に與に覆鉢を作すべし。

[三八]覆鉢を作す法は一心和合僧にて一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の大名梨昌は比丘を誹謗

【三七】陀驃力士子。以下十三僧殘第八無根謗戒の下（第四卷）參照。

【三八】覆鉢法(Pattaṃ nikkujjati)。巴利律、小品五の二〇四分律第二十雜揵度に出づ、巴利に覆鉢を與ふる八條件を說く。

婆言はく、浴室に入り洗へば差ゆべしと、比丘言はく、佛未だ浴室に入りて洗ふを聽したまはずと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり。佛言はく、浴室に入りて洗ふを聽す。[三四]洗に五の功德あり、一には垢を除く、二には身清淨なり、三には身中の寒冷病を除去す、四には風を除く、五には安隱を得。爾の時浴室中に坐物有る無し、諸比丘坐して洗ふべき處無し。佛言はく、浴室中に坐物を安くを聽すと。長老優波離佛に問へり、何物を用つて作らんと、佛言はく、木、石、塼[三五]を以つて作れと、爾の時浴室の地に泥出で諸比丘泥水を以つて洗へり、佛言はく、浴室に[三六]甃を安くを聽すと。優波離佛に問へり、何物を用つて甃を作らんと、佛言はく、木石塼を以つて作れ、爾の時當に浴室中に火爐を著くべしと。諸比丘の浴時に安隱ならず、佛言はく、應に壁に著けて安くべしと、爾の時竈を作らず、火炎直上して屋に至れり。佛言はく、竈を安くを聽す、竈中に一時に薪を著けり、後比丘來りて洗ふ時火勢已でに盡きたり、佛言はく、籌量して著けと。爾の時長薪を著き喜んで墮落し若し手を以つて擧すれば便ち手を燒く、佛言はく、叉を以つて擧せと、叉を擧する時に當り比丘の頭上に髮無く熱痛なり、佛言はく、濕物を以つて頭を覆へと。爾の時土を須ひて身に塗る、佛言はく、應に土を盛る物を畜ふべしと。爾の時水を須ゆ、佛言はく、應に盛水器を畜ふべしと。爾の時水器小なり、佛言はく、瓮を畜ふるを聽すと、瓮中に水を盛滿せり、爾の時瓮水を竈埵上に著き木薪有り上に墮ちて瓮を破れり、佛言はく、壁を鑿ち木を安き水瓮を著けと。爾の時瓮高く比丘有り水を取るに及ばず、佛言はく、高く安くべからずと。爾の時下處に安著す、比丘有り榤觸る。佛言はく、太だ下く太だ高きを得ず、肩を齊り頭を齊り安けと。時に浴室に戶無く風入る。佛言はく、應に戶扇を安んずべしと。時に比丘浴室に入る時戶を閉づることを得ず。佛言はく、一比丘をして戶を看せしめよと。時に浴室に窓無き故に闇し。佛言はく、窓を安けと、時に浴室に出烟處無き故に熏黑なり。佛言はく、出烟處を施せと、時に比丘或は澡豆を用ふる有り、或は土を用ふる有り、濕勢を以つての故に浴室に

【三四】洗の五功德。
【三五】塼。かはらなり。
【三六】甃。こしかけなり。

る有り、佛言はく、處處に[三一]絣絣せよと。時に或は均せざる有り、佛言はく、木を刻して準を爲せと、縫ふ時針前むを得難く指頭傷破せり、佛言はく、[三二]指揩を著くを聽すと。爾の時鍼刀、指揩、木準各異處に著き求覓して得難し、佛言はく、物を以つて盛り一處に著くを聽すと。衣を綴り縫ふ時喜んで衣緣を壞す。佛言はく、僞緣を著するを聽すと、此の衣舒して外邊に在り喜んで失ふ。佛言へり、卷疊することを聽すと、卷時喜んで舒す、佛言はく、繩を以つて繫げと。或る時風雨衣を汚せり、佛言はく、覆處に著くを聽すと、覆處に在りて地に著き虫有りて噉へり、佛言はく、橛を打ちて壁上に著くを聽すと、時に橛頭より滑りて衣地に墮ちたり、佛言はく、曲頭の橛を作るを聽すと。諸比丘の身に長短有り、短比丘有りて衣床を截縫して身に就く、長比丘有り更に處處に長床を覓求せり、佛言はく、鑿もて孔を作し兩頭を盈し出し共用するを得しめよと。

佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘鏡を以つて面を照せり、佛言はく、面を照すを聽さず、面を照す者は突吉羅なりと。爾の時六群比丘或は鉢中を以つて面を照し或は水中に面を照せり、佛言はく、若し鉢中水中に面を照す者は突吉羅なり、若し照して面瘡を看るは不犯なりと。佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘梳を以つて頭を梳づれり、佛言はく、比丘梳を以つて頭を梳づることを得ず、若し頭を梳れば突吉羅なりと。爾の時六群比丘又刷を以つて頭を刷へり。佛言はく若し刷ふ者は突吉羅なりと。佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘頂上に少髮を留めたり。佛言はく、留むるを聽さず、若し留むれば突吉羅なりと。爾の時六群比丘髮を留めて捲かしめたり。佛言はく、髮を留めて捲かしむべからず、若し留むれば突吉羅なりと。爾の時六群比丘髮を留めて長からしむ。佛言はく、髮を留めて長からしむべからず、若し留むれば突吉羅なり、若し阿練兒比丘長さ二寸に至るは無罪なりと。

四、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時比丘癩病、疥瘙病有り、藥師耆婆に語れり、我が病を治せと。耆

【三一】　。は繩墨をひくなり。

【三二】指揩。指ぬきなり。

言はく、汝に聲唄を作すを聽す、唄[二九]に五の利益有り、身體疲れず、所憶を忘れず、心疲勞せり、聲言壞せず、語言解し易し、復五利有り、身疲極せず、所憶を忘れず、心懈惓せず、聲音壞せず、諸天唄聲を聞いて心則ち歡喜す。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘鐵鉢中に食し已りて鉢を置いて地に在り濕氣生じて壞せり、佛言はく、「今より弊納を用つて鉢の下に著くを聽す」と、是の國中多熱にして納衣中に虫生ぜり、佛言はく、應に安鉢物を作るべしと。長老優波離佛に問へり、何物を以つて安鉢物を作らんと、佛言はく、應に白鑞、鉛、錫を以つて作るべしと、作り已りて故のごとく虫を生ぜり、佛言はく、應に安鉢棧を作るべしと、作り已りて瓦鉢棧上より地に墮ち破壞せり、佛言はく、應に箱中に著くべしと、露鉢を箱中に著き相觸れて聲を作せり。佛言はく、弊納を以つて裹んで箱中に著くを聽すと。長老[三〇]疑離越比丘瓦鉢を洗ひ日中に置き日炙りて津出づ、諸比丘に語れり、瓦鉢不淨にして膩有り、比丘用ひて食すべからずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛知つて故らに疑離越に問へり、汝實に瓦鉢を洗ひ日中に置きて日炙り津出で諸比丘に語れりや、瓦鉢津膩あり不淨にして比丘用ひて食すべからずと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛言はく「今より瓦鉢を洗ひ已りて日中に著きて炙るべからず。日中に著けば突吉羅なり」と。

爾の時比丘に貴價衣有り、水中に浣淨し衣を裁作せんと欲し齒を以つて邊を齧み若しは共に挽き裂けり、此の衣處處に縱横に破裂せり、佛言はく、「今より月頭刀子を畜へ用つて衣を裁つを聽す」と。爾の時鷄毛鳥毛を以つて衣を縫ひ縫ひ已りて壞し易く[三一]褰縮す、佛言はく、二種の針鐵針、銅針の尖鼻、圓鼻、方鼻なるを用ふるを聽すと。時に諸比丘衣を以つて膝上に著きて縫へり。縫ふ時皺よれり、佛言はく、地に敷きて縫へと、諸比丘地に敷きて縫ふ時土著けり、佛言はく、當に牛屎を以つて地に塗れと、時に或は不正有り、佛言はく、繩もて四邊を綴るを聽すと、綴り已りて或は不直な

【二九】唄の五利益。

【三〇】疑離越(Kaṅkhā-Revata)。

【三一】褰縮。褰はくりあげる、かゝげるなり。

で比丘の指を嚙めり、比丘是の念を作せり、此の毒必ず身に入らんと、卽ち自ら指を斷ぜり、是れに由つて指撅せり、諸居士寺中に入り比丘の撅指を見是の言を作せり、沙門釋子亦撅指有りと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛種種の因緣を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ自ら指を斷ずと。是の如く呵し已りて諸比丘に語りたまへり「今日より自ら指を斷ずべからず、自ら指を斷ずれば突吉羅なり」と。佛言はく、今より是の如き因緣有れば繩を以つて指を纏ひ刀を以つて刺して毒を出すを聽すと。

六群比丘有り、往いて伎樂歌舞を觀たり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ往いて伎樂歌舞を觀聽すること王の如く大臣の如しと。是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず是の事を佛に白せり、佛知つて故らに六群比丘に問ひたまへり。汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と。佛種種の因緣を以つて呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ自ら往いて伎樂歌舞を觀聽するやと、是の如く呵し已りて諸比丘に語りたまへり「今より比丘往いて伎樂歌舞を觀聽すべからず、往いて觀る者は突吉羅なり」と。又六群比丘自ら歌へり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ歌ふこと白衣の如しと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、是の事を佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり「今より歌ふべからず、歌ふ者は突吉羅なり」と。[二八]歌に五過失有り、自心貪著し、他をして貪著せしめ、獨處りて多く覺觀を起し、常に貪心の爲に心を覆ふ、諸居士聞きて是の念を作す、諸沙門釋子も亦歌ふ、我等の如く異無しと。復五の過失有り、自心貪著し、他をして貪著を起さしめ、獨處りて多く覺觀を起し、常に貪欲の爲に心を覆ひ、諸年少比丘聞きて亦隨つて學び隨つて學び已りて常に貪欲心を起し便ち戒に反す。比丘有り跋提と名づく、唄中に於いて第一なり、是の比丘聲好し、佛に白して言さく、世尊願はくば我れに聲唄を作すを聽したまへと、佛

【二八】歌の五過失。

の前に過人の聖法を現ずるやと、呵し已りて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに賓頭盧頗羅墮に問ひたまへり、汝實に是の事を作せりや不やと。答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて賓頭盧を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ赤裸外道の物木鉢の爲の故に未受大戒人の前に於いて過人聖法を現ずるやと。呵責し已りて頗羅墮に語りたまへり、盡形壽汝を擯す、此の閻浮提に住するべからずと、賓頭盧佛の教を受け已りて頭面もて佛足を禮し右遶して自房に還り所受の僧臥具床榻盡く以つて僧に還し衣鉢を持して是の如く定んで閻浮提に於いて沒し瞿耶尼[三七]に現ぜり、到り已りて多く優婆塞優婆夷を教化し多く弟子を畜へ僧坊房舍を起こし共行弟子、近行弟子を畜へ廣く佛法を宣せり。佛爾の時賓頭盧を遣はし去りて久しからずして比丘僧を集めたまへり、僧を集め已りて諸比丘に語れり、「今より八種の鉢を畜ふるを聽さず、何ん等か八なる、金鉢、銀鉢、琉璃鉢、摩尼珠鉢、銅鉢、白鑞鉢、木鉢、石鉢なり、畜ふる者は突吉羅なり」と。汝等に二種の鉢を畜ふるを聽す、鐵鉢瓦鉢なり、瓦鉢喜んで破る、佛言はく、綴りて用ゐよと。優波離佛に問へり、何物を以つて綴ると、佛言はく、應に毛、芻摩、劫貝、麻支、文闍草、婆婆草なりと、彼の國多熱の故に綴中に虫を生ず、佛言はく、應に綴を解き曬し已りて還た綴るべしと、諸比丘日日に解して曬し還た綴りて疲極せり、一比丘有り鍛銅を能へず、是の比丘佛に白して言さく、願はくば二種の物を以つて鉢を綴るを聽したまへ、若しは鐵若しは銅なりと、佛言はく、若しは鐵若しは銅を用ふるを聽すと。

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時比丘有り、欲心を起こすが故に自ら男根を截り苦惱して死に垂せり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、汝等是の癡人を看よ、應に異所を斷じ異を斷ずべし、斷ずべき者は貪欲、瞋恚、愚癡なりと。是の如く呵し已りて諸比丘に語れり、今より男根を斷ずるを聽さず、斷ずる者は偸蘭遮なりと。復比丘有り浴を作す爲に薪を破す故に毒蛇朽木中より出

【三七】瞿耶尼(aparagoyāna)。須彌の四洲中の西牛貨洲なり。

杙上に懸く、沙門婆羅門梯杖を以つてせずして能く得る者に與へんと、非れば與へずと、皆是の念を作せり、是の居士神通力を見んと欲するが故なりと、頭を挑りて去れり。爾の時長老賓頭盧頗羅墮[二六]樹提居士栴檀鉢を作り絡囊に盛り高象牙杙上に懸け沙門婆羅門の梯杖を以つてせずして能く得る者に與へ非れば與へずとするを聞けり、聞き已りて目連の所に詣りて言はく、長老目連汝知るや不や、樹提居士栴檀鉢を作り絡囊に盛り高象牙杙上に懸けて是の言を作す、諸沙門婆羅門梯杖を以つてせずして能く取る者に與へ非れば與へずと、目連言はく、汝は師子吼中の第一なり便ち往いて取るべしと。爾の時長老賓頭盧頗羅墮夜を過ぎ中前に衣を著け鉢を持し好威儀の行住坐立を以つて往いて樹提居士の舍に詣れり、樹提居士遙かに賓頭盧の行住坐立の威儀清淨にして衣を著し鉢を持するを見て是の念を作せり、是の如き比丘の行住坐立威儀清淨にして衣を著し鉢を持するもの必ず能く鉢を取らんと。居士卽ち坐從り起ち偏袒右肩し合掌して賓頭盧に向ひて言はく、善來頗羅墮久しく此れに來らずと、命じて座に就き坐せしむ、樹提居士頭面もて頗羅墮の足を禮す、賓頭盧坐し已りて居士に問うて言はく、汝實に栴檀鉢を作り絡囊中に盛り高象牙杙上に懸けて是の言を作すや、諸沙門婆羅門梯杖を以つてせず能く取る者に與へ非れば與へずと、答へて言はく、實に爾りと。

賓頭盧卽ち是の如き禪定に入れり、便ち座上に於いて手を申し鉢を取りて以つて居士に示せり、居士語りて言はく、我れの先きに語るが如しと、卽便ち汝に屬すと、居士又言はく、暫く我と來れと、卽ち鉢を取り入れて粳米飯を盛滿し賓頭盧を授與せり。賓頭盧食し已りて便ち是の鉢を諸比丘に示して言はく、汝等是の鉢の香好可愛なるを看よと、諸比丘言はく、實に爾り何處より得るやと、賓頭盧廣く上事を說けり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因緣もて呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ、赤裸外道の物の爲の故に未受大戒人

【二六】賓頭盧頗羅墮(Piṇḍola-Bhāradvāja)。

の因緣もて呵責し已り諸比丘に語りたまへり、「今より菴羅常生果を噉ふべからず、噉ふ者は突吉羅なり」と。佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘舍衞國に入りて乞食し菴羅菓を得たり、諸比丘疑ひて受けず是の念を作せり、我等將た美食を乞ふに墮せずやと、是の事を佛に白せり、佛言はく、若し索めずして他自ら與ふれば取ることを得と。

憍薩羅國の一住處にて僧施果を得たり、諸比丘云何んするを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に五種を以つて淨を作し噉ふべし、何を謂ひて五と爲す、[一九]火淨、刀淨、爪淨、鸚鵡淨、子不生淨なりと。佛蘇摩國に在しき、爾の時阿那律の共行弟子口乾病せり、醫師阿摩勒を含めば口差ゆるを得可しと敎へたり、弟子答へて言はく、佛未だ我れに阿摩勒を含むを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「比丘に口病なれば阿摩勒を含むを聽す、何を以つての故に口乾病に相宜しき故なり」と。憍薩羅國に一住處有り、僧施果を得淨人より受けて未だ作淨せず、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に外膚を食すべし、子を食すること莫れと。

三、(1)佛王舍城に在しき、爾の時樹提居士擧物し客海中より還り一栴檀段を持し樹提居士に餉れり、居士大いに富み金銀、珍寶、車璖、馬瑙、珊瑚等多く無量なり、是の栴檀を得て以つて意に在らず、即ち栴檀鉢を作らしめ絡囊中に著き高象牙杙上に懸け是の言を作せり、若し沙門婆羅門梯杖を以つてせずして能く得る者は即ち取れと。爾の時[二〇]富樓那迦葉樹提居士我が爲の故に栴檀鉢を作ると聞き即ち往いて問うて言はく、汝我が爲に栴檀鉢を作るやと、居士答へて言はく、我れ栴檀鉢を作り高象牙杙上に懸く、沙門婆羅門梯杖を以つてせずして能く得れば與へんと、富樓那是の念を作せり、居士神通力を見んと欲するなりと、即ち頭を挑りて去れり、[二一]摩伽梨俱賖子、[二二]珊闍耶毘羅茶子、[二三]尼犍陀若提子、[二四]迦求陀迦栴延、[二五]阿耆陀翅舍欽婆羅、樹提居士我が爲に栴檀鉢を作ると聞き往いて其の所に詣り問うて言はく、汝我が爲に栴檀鉢を作るやと、居士言はく、我れ栴檀鉢を作りて高象牙

【一九】火淨、刀淨等。註十三の六九參照、子不生淨とは四分律の不中種淨にして中に種子の無きものなり。

【二〇】富樓那迦葉(Pūraṇa-Kassapa)。以下の五と共に六師外道なり、佛陀時代の有力なる外道なり。

【二一】摩伽梨俱賖子(Makkhali Gosāla)。

【二二】珊闍耶毘羅茶子(Sañjaya Belaṭṭhiputta)。

【二三】尼犍陀若提子(Nigaṇṭha Nātaputta)。

【二四】迦求陀迦旃延(Pakudha Kaccāyana)。

【二五】阿耆陀翅舍欽婆羅(Ajitakesakambali)。

六群比丘是の所に到り已り守果の人に語れり、我れに授與し來れと、是の人答へて言はく、汝等已でに取る何んぞ更らに受くるを須ひんと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、佛に向ひて廣說せり、佛是の因緣を以つて比丘僧を集め、比丘僧を集め已りて六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因緣を以つて六群比丘を呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ先きに自ら菴羅果に觸し然る後淨人より受けて食ふやと、「今より比丘若し自手に菴羅果に觸し然る後淨人より受くれば食すべからず、食すれば突吉羅なり」と。菴羅果の如く餘の一切の果も亦是の如し。

佛舍衞國に在しき、爾の時憍薩羅國波斯匿王使を遣して瓶沙王の所に至り波斯匿王を讃歎して言はく、我が王善好にして福德有り四瓶に自然に乳有りて滿ち以つて王の飮に供す、自然の粳米日に八斗の器に滿ち以つて王食を供すと、瓶沙王亦自ら己國を讃歎せり、我が此の土は菴羅果有りて常に生ず、[一八]樹提居士の樹果妙衣を生ずと、瓶沙王卽ち臣を遣し守園人に勅して菴羅果を送らしむ、守園人是の念を作せり、是の沙門の果を取る因緣を以つての故に世尊必ず比丘に菴羅果を噉ふを遮したまはんと。守園の人卽ち王の使ひに語りて言はく、此の園菴羅果有る無し、所有の果は沙門釋子先きに已でに噉ひ盡すと、使還りて王に言せり、守園人言はく、所有の菴羅果は沙門釋子先きに已でに噉ひ盡すと、王言はく、我れ亦自ら此の果時に非らざるを知る、若し少多有れば彼の使ひに示し相貌を知らしめよと、守園の人少多の果を得已り往いて王に送り奉ぜり。比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ菴羅の常生果を噉ひ灌頂王をして自ら使ひを遣はして索め得ざらしむるやと、呵責し已りて是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて比丘僧を集め、僧を集め已りて佛種種の因緣もて呵責せり、云何んが比丘と名づけ菴羅常生果を噉ひ灌頂王をして自ら使ひを遣はして索めて得ざらしむるやと、種種

【一八】樹提居士(Jotika)。光生、光明と譯す、以下の文諸本により異なり意義不明なり。

穿つことを得ず、耳を穿てば突吉羅なりと。

長老跋提本白衣の時葡萄葉鑷を著せり、比丘と作り已りて本習氣の故に猶故のごとく之れを著せり、諸居士呵責して言はく、是の比丘葡萄葉鑷を著し王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より著すべからず、著す者は突吉羅なりと。佛一切の莊嚴具を遮する故に六群比丘便ち幣帛繩、樹葉、樹皮、木、白鑞、鉛、錫を以つて〔一六〕耳圈を作りて著せり、諸居士言はく、汝等金銀葉鑷を著けず、何んぞ用つて耳を圈むを爲さんと、佛言はく、「今より比丘幣帛繩、樹葉、樹皮、木、白鑞、鉛、錫を以つて耳圈を作りて著すを聽さず、著せば突吉羅なり、乃至草簪を以つて耳孔中を穿てば突吉羅なり」と。爾の時六群比丘耳環を著せり、佛言はく、耳環を著すべからず、著する者は突吉羅なりと。又六群比丘〔一七〕約髮寶物を畜へたり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ約髮寶物を畜ふること王の如く大臣の如しと。是の事を佛に白せり、佛言はく「今より約髮寶物を畜ふるべからず、畜ふれば突吉羅なり」と。又六群比丘金鬘を著せり、諸居士呵責して言はく、沙門釋子自ら善好有德を言ひ金鬘を著すること王の如く大臣の如しと、佛言はく、比丘金鬘を著すべからず、著すれば突吉羅なりと、又六群比丘爪を治して白からしむ、佛言はく、爪を治して白からしむべからず、治する者は突吉羅なりと。

(3)佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘王舍城に入りて乞食し菴羅果、菴羅果羮を得たり、諸比丘言はく、佛我れ等に菴羅果、菴羅果羮を受くるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より比丘に菴羅果、菴羅果羮を受くるを聽す」と。爾の時瓶沙王に菴羅樹の常生果有り、王佛法を信敬するが故に諸比丘に問へり、菴羅果を食するや不やと、答へて言はく、食すと。王言はく、我が此の菴羅樹果を食せと。是の守果の人佛法を信敬せず、黃熟の好果有り、留めて王分及び夫人、王子大臣大官分と作し此の果中生者、青者、瘀者、虫鳥の落す所の者有り、持して比丘に與へたり、

【一六】耳圈。耳輪なり。

【一七】約髮寶物。金銀寶石製の髮をたばねるものならん。

に塗ること白衣の如しと、佛言はく、「今より比丘の油を以つて頭に塗るを聽さず、塗る者は突吉羅なり」と。若しは新剃髮若しは頭痛し若しは房舍內に塗るは不犯なり。六群比丘[13]面目を莊嚴せり、諸居士呵責して言はく諸比丘自ら善好有德と言ひ面目を莊嚴す、王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より面目を莊嚴すべからず、莊嚴する者は突吉羅なり」と。六群比丘莊嚴を以つての故に眼を畫けり、諸居士呵責して言はく、諸比丘自ら善好有德と言ひ眼を畫くこと王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より比丘に莊嚴の爲の故に眼を畫くことを聽さず、畫けば突吉羅なり」と。眼を畫くに五種有り、一には墨畫、二には空青畫、三には雌黃、四には華畫、五には樹汁墨なり、若し治病の爲の故に眼を畫くは不犯なり。六群比丘腕上に縷を繫げり、諸居士呵責して言はく諸比丘自ら善好有德と言ひ雜色の縷を以つて腕上に繫ぎ王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より雜色の縷を以つて腕上に繫ぐを聽さず、繫げば突吉羅なり」と。六群比丘縷を腋に絡へり、諸居士呵責して言はく、諸比丘自ら善好有德と言ひ縷を以つて腋に絡へること婆羅門の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より比丘に縷を以つて腋に絡ふを聽さず、腋に絡へば突吉羅なり」と。六群比丘莊嚴身具を畜へたり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ莊嚴身具を畜へ自ら身を莊嚴し王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より比丘の莊嚴身具を畜ふるを聽さず、畜ふる者は突吉羅なり」と。六群比丘[14]臂釧を以つて自ら莊嚴せり、佛言はく「臂釧を畜へて自ら莊嚴すべからず、畜ふる者は突吉羅なり」と。六群比丘指環を著し王の如く大臣の如し、佛言はく、指環を著すべからず、著すものは突吉羅なりと。六群比丘瓔珞を著せり、佛言はく、比丘は瓔珞を著すべからず、著す者は突吉羅なりと。六群比丘縷の臂釧を著せり、佛言はく比丘縷の臂釧を著すべからず、著する者は突吉羅なりと。六群比丘金銀の[15]鎖鑷を以つて耳を穿てり、佛言はく、鎖鑷を以つて耳を

【一三】莊嚴面目。化粧するなり。

【一四】臂釧。腕環なり。

【一五】鎖鑷。鑷はけさみなり。

德と言ひ香を以つて身に塗り王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より香を以つて身に塗るを聽さず、塗れば突吉羅なり」と。六群比丘掌を以つて身を治せり、諸居士呵責して言はく諸比丘自ら善好有德と言ひ掌を以つて身を治し王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より掌を以つて身を治するを聽さず、身を治する者は突吉羅なり」と。掌に二種有り、手掌と脚掌なり、手掌もて治すれば突吉羅、脚掌もて治するも亦突吉羅なり、手掌脚掌を除き餘の身分を以つて治するも亦突吉羅なり。爾の時六群比丘柱に就いて身を治せり、是の事を佛に白す、佛言はく、「今より柱に就いて身を治することを聽さず、就治する者は突吉羅なり」と、六群比丘壁に就いて身を治し石に就いて身を治せり、佛言はく、今より壁石に就き身を治すべからず、就治する者は突吉羅なりと。

(2)佛迦維羅衛國に在しき、爾の時[一]釋摩男佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまふ、釋摩男佛の默然として請を受けたまふを知り已りて頭面もて佛足を禮し右遶して去り舍に還り通夜種種多美の飲食を辦じ早起して坐處を敷き使を遣はして佛に白せり、時到れり、唯聖時を知りたまへと。爾の時諸比丘油を以つて足に塗れり、是の國塵土多く比丘の脚に著く、諸居士婦兩手を以つて比丘の足を接し禮を作し然る後手を洗ひ鉢を捉へて食を下せり。比丘有り居士婦に語りて言はく先きに手を洗ひ已りて鉢を捉れと、答へて言はく已に洗ふと、若し汝油を脚上に塗らずして來らば當に何んの過有るべきと。佛居士婦の比丘を呵責し是の如き事を作すを見たまへり、佛食後に僧坊に還り是の事を以つて比丘僧を集め諸比丘に語りたまへり、「今より油を以つて足に塗り白衣の家に入るべからず、足を塗りて白衣の舍に入る者は突吉羅なり、若し泥有り、瘡有りて塗りて入る者は不犯なり」と。

六群比丘油を頭に塗れり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ油を以つて頭

【一】釋摩男(Mahānāma)。摩訶男とも云ふ、大名と譯す。

僧を破すること能はず。優波離一式叉摩尼に非らず、一沙彌沙彌尼に非らず、一出家出家尼能く和合僧を破するに非らず、若しは二若しは三四五六七八九清淨同見亦和合僧を破すること能はず。優波離、二因緣有りて破僧と名づく一に說を唱へ二に籌を取る、唱說とは調達僧中に於いて乃至第二第三唱言するが如し、我れ調達是の語を作すと、籌を取るとは調達初唱竟りて四伴と共に籌を取るが如し。長老優波離佛に問うて言はく、世尊擯比丘能く僧を破するや不やと、及び隨順擯比丘、助隨順擯比丘若しは作擯比丘及び隨順作擯比丘、助隨順作擯比丘、若しは大長老及び隨順大長老比丘、助隨順大長老比丘皆能く僧を破するや不やと、佛言はく、一切比丘皆能く僧を破す、唯だ擯人を除く、僧を破すること能はず。

17 雜法[一〇]（二六七a）

一、(1)佛王舍城に住しき、爾の時六群比丘木棒を以つて自ら身を打治せり、諸居士呵責して言はく、諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ木棒を以つて自ら身を治し王の如く大臣の如しと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より木棒を以つて身を治すべからず、治する者は突吉羅なり」と。諸比丘木丸を以つて自ら身を治せり、佛言はく、今より木丸を以つて身を治するを聽さず、治する者は突吉羅なりと。

佛舍衞國に在しき、六群比丘洗浴し鉋[一一]を以つて身毛を刮り脫せり、諸居士呵責して言はく諸沙門釋子自ら善好有德と言ひ洗浴して鉋を以つて身毛を刮り脫し王の如く大臣の如しと、是の事を以つて佛に白せり。佛言はく、「今より洗浴して鉋を以つて身毛を刮り脫すことを聽さず、刮れば突吉羅なり」と。爾の時比丘有り、强耆羅と名づく、多毛にして洗浴し已りて毛中の水衣を濕し爛壞し身體臭穢なり、是の事を佛に白せり、願はくは洗浴の時鉋を以つて刮り水を去るを聽したまへと、佛言はく、聽すと。爾の時六群比丘香を以つて身に塗れり、諸居士呵責して言はく、諸比丘自ら善好有

【一〇】雜法。原本には調達事以下を雜誦(法)として雜法を六に分つ—第三十六卷以下每卷を一法とす—が調達事は他律の破僧事に相當する故に以下を眞の雜法とすべく、四分律に比すれば以下に比丘尼犍度、法犍度、雜犍度を含すわけなり。(第十二僧殘悔法中に四分の人犍度、覆藏犍度を含む)

【一一】鉋　鐵小刀即ち剃刀なり。

若し比丘非法中に非法想を生じ、破僧中に於いて非法見を生じ破僧を是れ非法なりと知り是の心を以つて破僧すれば逆罪を得。若し比丘非法中に非法想を生じ破僧中に疑を生じ是の心を以つて破僧すれば逆罪を得。若し比丘非法中に非法想を生じ破僧中に是法見を生ず、是の人逆罪を得ず、若し比丘非法中に法想を生じ破僧中に法見を生ず、是の比丘逆罪を得ず、若し比丘非法中に法想を生じ破僧因緣中に疑を生ず是の比丘逆罪を得ず。

(2)優波利又佛に問うて言はく、世尊云何んが和合僧と名づく、佛優波離に語りたまへり、十四事有り破僧と名づく、若し此の事を滅すれば和合僧と名づく、十四とは非法を非法と說き、法を法と說き、善を善と說き、非善を非善と說き、犯を犯と說き、非犯を非犯と說き、有殘を有殘と說き、無殘を無殘と說き、輕を輕と說き、重を重と說き、常所行法を常所行法と說き、非常所行法を非常所行法と說き、說を是れ說と言ひ、非說を非說と言ふなり。若し比丘非法を非法と說き是を以つて衆を敎へ衆を折伏し破僧を和合すれば永く天上の樂を受く。若し比丘如法を如法と說き是れを以つて衆を敎へ衆を折伏し破衆を和合すれば永く天上の樂を受く。若し比丘善を善と說き、非善を非善と說き、犯を犯と說き、非犯を非犯と說き、有殘を有殘と說き、無殘を無殘と說き、輕を輕と說き、重を重と說き、常所行法を常所行法と說き、非常所行法を非常所行法と說き、說を說と言ひ非說を非說と言ふ、若し是等の十四法を以つて衆を敎へ衆を折伏し破衆を和合せしむれば永く天上の樂を受く。是れを十四事和合僧と名づく、若し比丘十四事中より事を用ふる所に隨ひて僧を和合すれば永く天上の樂を受く。

(3)佛優波離に語りたまへり、一比丘和合僧を破すること能はず、若しは二若しは三四五六七八亦和合を破すること能はず、比丘僧極少にて乃ち九淸淨同見比丘に至りて能く和合比丘僧を破すと。優波離一比丘尼和合僧を破すること能はず、若しは二若しは三四五六七八九淸淨同見比丘尼も亦和合

射師は豈異人ならんや、則ち我が身是れなり、弟子は舍利弗是れなり、女人は目連是れなり、爾の時の賊主は調達是れなり、爾の時二人便を求めて便を得、今も亦便を求めて便を得たりと、爾の時世尊廣く是の如き本生を説きたまへり。

二、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時長老優波離佛に問うて言はく、世尊言ふ所の破僧とは云何んが破僧と名づく、幾所を齊りて破僧と名づくと、佛優波離に語りたまへり、十四破僧事を以つて若し是の中より用ふる所の事に隨ふ。十四とは非法を法と説き、法を非法と説き、非善を善と説き、善を非善と説き、犯を非犯と説き、非犯を犯と説き、輕を重と説き、重を輕と説き、有殘を無殘と説き、無殘を有殘と説き、常所行法を非常所行法と説き、非常所行法を常所行法と説き、非説を説と言ひ、説を非説と言ふなり。是の中非法を法と説くは偷蘭遮なり、法を非法と説くは偷羅遮なり、非善を善と説くは偷羅遮、善を非善と説くは偷羅遮、非犯を犯と説くは偷蘭遮、犯を非犯と説くは偷蘭遮、有殘を無殘と説くは偷蘭遮、無殘を有殘と説くは偷蘭遮、輕を重と説くは偷蘭遮、重を輕と説くは偷蘭遮、常所行法を非常所行法と説くは偷蘭遮、非常所行法を常所行法と説くは偷蘭遮、非説を説と言ふは偷蘭遮、説を非説と言ふは偷蘭遮なり。若し是の比丘非法を法と説き是の非法を以つて衆を教へ衆を折伏し和合僧を破せば和合僧を破し已りて大罪を得、大罪を得已りて一劫壽阿鼻地獄中に墮す。若し比丘非法を法と説き法を非法と説き、非善を善と説き善を非善と説き、犯を非犯と説き非犯を犯と説き、有殘を無殘と説き無殘を有殘と説き、輕を重と説き重を輕と説き、常所行法を非常所行法と説き、非常所行法を常所行法と説き、説を非説と言ひ非説を説と言ふ、若し比丘是等の十四非法を以つて衆を教へ衆を折伏し和合僧を破すれば和合僧を破し已りて大罪を得、大罪を得已りて一劫壽阿鼻地獄中に墮す。優波離是の十四事を破僧と名づく、若し十四事中隨つて何事をか用ふれば亦破僧と名づく。

本生因緣を說き諸比丘に語りたまへり。

過去世の時一射師に多くの諸弟子有り、師是の念を作せり、諸弟子中第一巧者に女を以つて之れに妻はせ及び四馬車、附釵の千箭千金錢を(與へん)と。其の後一弟子の最上巧射なるを知り卽ち女を嫁せしめ及び四馬車、附釵の千箭、及び千金錢を與へたり、弟子女と同じく一車に載り所住處に還れり、道中に千賊有り、餘人賊を見て弟子に語りて言はく、是の中千賊有り、此の道よりする莫れ賊の爲に惱されんと。是の弟子憍慢心を發し自ら技能を恃み是の道より去けり、時に千賊道側に下りて食せり、是の弟子車を道中に停め婦を遣はして賊主に語れり、我れに食分を與へよと、婦卽ち彼に詣り其の賊主に語りて言はく、某射師の弟子故らに我れを遣はし來りて食分を索めしむと。賊主是の念を作せり、是の如き道中に是の如き使を遣はす、必ず是れ無畏なり當に食分を與へんと、諸賊憂愁して咸是の念を作せり、我等是の活を用ふるを爲さんや、何んぞ是の人を殺し是の女を取りて婦と作し四馬車、千箭、千金錢を取りて用ゐざらんやと、女に語りて言はく、還り去れ、食分を與へずと、是の女還りて言はく、我等に食分を與ふるを肯かずと。更に遣はして往つて語りて言はく、若し汝等我れに食分を與ふるを肯かざれば各起ちて莊嚴し來りて共に鬪戰せよと、卽ち復往いて語れり。時に彼の賊中より百人莊嚴し來りて共に鬪戰せり、弟子百箭を以つて百人を殺す、是の如く二百三百乃至九百九十人にして唯一箭を留めて以つて賊主に擬せり、賊主是の念を作せり、我れ是の活を用ふるを爲さんや、一人千人を殺滅すと、卽ち起ちて杖を著け弓を捉り箭を擕へたり。是の二人皆善く射を知り俱に相求む、便ち弟子是の念を作せり、我れ云何んが當に其の便を得べきと、卽ち婦に語りて云はく、汝小しく彼に遠ざかり歌舞動身し莊嚴具をして聲を作さしめ、衣を擧げて身を現ぜよと、是の婦卽ち一面に於いて歌舞動身し莊嚴具をして聲を作さしめ衣を擧げて身を現ぜり、賊主見聞し已りて心動き弟子便を得て一箭を放ち之れを殺せり。佛言はく、爾の時の

【九】附釵。釵はかんざしと云ふ、金具のつける箭のことか。

是處に於いて沒し東方虛空中に出で四威儀の行立坐臥を現じ火光三昧に入り種種の色光、青・黃・赤・白・紫・碧・縹・綠を現じ身上より水を出し身下より火を出し或は身上より火を出し身下より水を出し南西北方も亦復是の如し、神變を現じ已りて還りて本處に坐し第二に諸比丘疑を生じて是の念を作せり、我等邪道に在りやと。第三に舍利弗復說法を爲し種種の因緣もて佛法僧戒を讃歎し、種種呵責して調達の過罪惡道分を說けり、當に阿鼻地獄に墮し一劫壽救ふ可らずと。目連卽ち是の如き禪定に入り、是の定力を以つて是の處に於いて沒し東方虛空中に出で四威儀の行立坐臥を現じ火光三昧に入り種種の色光、青・黃・赤・白・紫・碧・縹・綠を現じ身上より水を出し身下より火を出し或は身上より火を出し身下より水を出し南西北方も亦復是の如し、神變を現じ已りて還りて本處に坐し第三に諸比丘是の念を作せり、我等實に錯まりて定んで邪道に墮せりと。舍利弗目連卽ち坐より起ちて去り五百比丘亦坐より起ち去れり、時に舍利弗目連及び五百の比丘倶に佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却つて一面に坐せり、時に調達講堂空しく大衆無く唯四伴の在る有り、迦留羅提舍先きに調達の左に在り、調達目連の來るを見て迦留羅提舍を驅り目連を安んぜり、爾の時迦留羅提舍是の因緣を以つての故に右脚を以つて調達を蹴り覺せしめて語りて言はく、衆を樂める調達、舍利弗目連汝の衆を奪つて去れりと。調達覺し已りて講堂の空なるを見迷悶して床に墮せり、時に四伴冷水を以つて灑ぎ還つて醒悟を得是の念を作せり、我れは是れ釋種の姓瞿曇大人なり、屈下して他に從ふべからずと。諸比丘に語れり、先きに外道の法隱沒して不了なる有り、我れ今當に發起し明了に是の法中に住す、汝等當に知るべし、我れ今より復沙門瞿曇に屬せずと、是の語を作す時卽ち捨戒と名づく。

(3)諸比丘佛に白せり、希有なり世尊、舍利弗目連調達の便を求めて疾かに其の便を得と、佛言はく、但だ今世に調達の便を得るのみならず過去世にも亦其の便を得、汝今善く聽けと、佛卽ち廣く

世、舍利弗目連如來を捨離し反つて調達に就くと、佛言はく、比丘若し舍利弗目連我れを捨て去り更らに智慧者を求む、是の處有る無しと、比丘佛の語を聞き心大いに歡喜して唱言せり、舍利弗目連如來を捨て去り更らに智慧者を求む、是の處有る無しと。

爾の時調達遙かに舍利弗目連の來るを見心大いに歡喜して是の念を作せり、瞿曇沙門第一の高大弟子今轉じて我れに屬すと、佛の舍利弗目連の來るを見たまふ時右手を擧げて善來舍利弗目連と言ひたまふが如く調達も亦爾り、舍利弗目連の來るを見て亦右手を擧げて言はく、善來舍利弗目連と。卽ち右の倶伽梨を遣り舍利弗を安んじ左の迦留羅提舍を遣り目連を安んじ佛の衆中に在りて舍利弗目連に汝等衆の爲めに說法せよ、我れ脊痛む少しく息まんと語りたまふが如く調達も亦爾り、衆中に在りて舍利弗目連に語れり汝等諸比丘の爲めに說法せよ、我れ脊痛む、少しく息まんと。佛の[八]四褺の欝多羅僧を敷き僧伽梨を以つて枕と作し右脇に臥したまふが如く調達も亦爾り、四褺の欝多羅僧を敷き僧伽梨を以つて枕と作し右脇に臥せり。時に天神有り深く佛法を愛するが故に調達をして睡らしむ、轉じて左脇に臥し鼾睡寱語し嚬呻振擺し齒を齘みて聲を作せり。

時に舍利弗諸比丘の爲に說法し種種の因緣もて佛法僧戒を讚歎し種種呵責して調達の過罪惡道分を說けり、當に阿鼻地獄に墮し一劫壽救ふべからずと。目連卽ち是の如き禪定に入り是の如き定力を以つて是の處に於いて沒し東方虛空中に出で四威儀の行立坐臥を現じ火光三昧に入り種種の色光、青・黃・赤・白・紫・碧・縹・綠を現じ身上より水を出し身下より火を出し或は身上より火を出し身下より水を出せり、南西北方復是の如く神變を現じ已り還りて本處に坐せり。時に是の衆中五百比丘神通を見說法を聞き已りて是の念を作せり、我等或は錯りて邪道中に墮せんと。第二に舍利弗復諸比丘の爲に說法せり、種種の因緣もて佛法僧戒を讚歎し種種呵責して調達の過罪惡道分を說けり、當に阿鼻地獄に墮し一劫壽救ふ可らずと。目連卽ち是の如き禪定に入り是の定力を以つて

【八】四褺。褺は重衣なり、四つに折り重ねたる欝多羅僧なり。

丘應に盡形納衣を著すべし、應に盡形乞食すべし、應に盡形一食すべし、應に盡形露地住すべし、應に盡形肉魚を噉はざるべし、何の比丘に隨ひ是の五法を喜樂する者は即ち起ちて籌を捉れと。第二語を唱へ已りて二百五十比丘有り坐より起ちて籌を捉る、調達第三に復是の言を作せり、我れ調達僧中に唱言す、比丘應に盡形著納衣すべし、應に盡形乞食すべし、應に盡形露地住すべし、應に盡形肉魚を噉はざるべし、何の比丘に隨ひて是の五法を喜樂する者は便ち起ちて籌を捉れと、第三の唱を已りて復二百五十比丘有り坐より起ちて籌を捉る。

爾の時調達是の衆を將いて自の住處に還り更に法制を立てて調達是の言を作せり。應に盡形納衣を著すべし、應に盡形乞食すべし、應に盡形一食すべし、應に盡形露地住すべし、應に盡形肉魚を噉はざるべし、何の比丘に隨ひ是の五法を憙樂せず、忍受せざる者は是の人我れ等を去ること遠し、我れと別異にして共語せずと。

(2)世尊晡時禪室より起ち僧中に坐し諸比丘に告げたまへり、調達八邪法を以つて心を覆し破僧を覺らず、何等か八なる、利・衰・毀譽・稱譏・苦・樂・惡知識・惡伴黨なりと、調達佛其の破僧、壞轉法輪を說きたまふを聞き歡喜して是の念を作せり、瞿曇沙門大神通力勢有り、我れ能く是の和合僧を破る、我が好名聲四方に流布せん、沙門瞿曇大神通力勢有り、調達能く彼の和合僧を破すと。便ち佛の僧中に在りて坐する時右に舍利弗あり目連左に在るが如く調達も亦是の如く右に俱伽梨左に迦留羅提舍あり。時に舍利弗、目連佛に白して言さく、世尊我れ等今調達の衆中に往き化す可き者有れば開導して還らしめんと、佛言はく、意に隨へと、舍利弗、目連即ち調達の講堂に詣れり、一比丘有り舍利弗、目連の調達の衆所に往くを見て宛轉啼哭すること木段の轉ずるに似たり、是の念を作せり、是の如き惡世、舍利弗、目連世尊を捨離し反つて調達に就くと。佛比丘を見て知つて故らに問ひたまへり、汝今何を以つて宛轉啼哭し木段の如似やと、答へて言さく、世尊是の如き惡

達を扇げり、迦留羅提舍比丘卽の時偏袒右肩し合掌して佛に白して言さく、佛頭陀の功德を讃歎したまふが如く上人調達も亦頭陀の功德を讃歎す、佛何んぞ以つて妬心を生じたまふやと。佛言はく、癡人、我れに何の妬心有らんや、過去の諸佛納衣を讃歎し納衣を著するを聽したまへり、我れ今亦納衣を諮歎し納衣を著するを聽す、亦居士衣[2]を著するを聽す。癡人、過去の諸佛乞食を讃歎し乞食を聽したまひ我れ今亦乞食を讃歎し乞食を聽す、亦請食を聽す。癡人、過去の諸佛一食を讃歎し一食を聽したまひ我今一食を讃歎し一食を聽す、亦再食を聽す。癡人、過去の諸佛露地住を讃歎し露地住を聽したまひ我れ今露地住を讃歎し露地住を聽す、亦房舍住を聽す。癡人、我れ[3]三種の不淨肉を噉ふを聽さず若しは見若しは聞、若しは疑なり、見とは自眼に是の畜生を我が爲めの故に殺すを見る、聞とは可信人より汝の爲めの故に是の畜生を殺すと聞く、疑とは是の中屠賣家無し、亦自死する者無し、是の人凶惡にして能く故らに畜生の命を奪ふなり、癡人、是の如き三種の肉は我れ噉ふを聽さず。我れ三種の淨肉を噉ふを聽す、何等か三なる、不見不問不疑なり。不見とは自眼に我が爲めの故に是の畜生を殺すを見ざるなり、不聞とは可信の人より汝の爲めの故に是の畜生を殺すと聞かざるなり、不疑とは是の中屠兒有り、是の人慈心有りて畜生の命を奪ふこと能はざるなり、我れ是の如き三種の淨肉を噉ふを聽す。癡人、若し大祠の所謂象祠、馬祠[4]、人祠[5]、和闍毘耶祠[6]、三若波陀祠[7]、隨意祠、若しは諸世會、殺生處祠、是の如き大祠世會中に沙門釋子の肉を噉ふを聽さず、何を以つての故に、是の大祠世會は皆客の爲めの故なりと。佛是れを說き已りて卽ち坐より起ち入室坐禪したまへり、爾の時調達是の言を作せり、我れ調達僧中に唱言す、比丘應に盡形納衣を著すべし、應に盡形乞食すべし、應に盡形一食すべし、應に盡形露地住すべし、應に盡形肉魚を噉はざるべし、何の比丘に隨ひ是の五法を喜樂する者は便ち起ちて籌を捉れと、唱へ已りて調達及び四伴卽ち起ちて籌を捉れり。調達第二に復是の言を作せり、我れ調達僧中に唱言す、比

【二】居士衣 (gahapaticīvara)。居士の施せる衣なり。

【三】三種の不淨肉 (tikoṭiaparisuddha macchamaṃsa)。

【四】馬祠(梵 aśvamedha)。ソーマ七祭の一なり、以下も同じ。

【五】人祠(梵 purṣa medha)。

【六】和闍毘耶祠 (梵vājapeya)。力飲祭なり。

【七】三若波陀祠(sarvamedha?) 一初祠か。

卷の第三十七（六誦之二）

雜誦中調達事の二

調　達　事　下（雜誦の二）（二六四ｂ）

一、(1)佛王舍城方黑石聖山に在し大比丘衆七百人と倶なりき、爾の時世尊中前に衣を著け鉢を持し阿難後に隨ひ王舍城に入りて乞食し食後往いて講堂に詣り衆僧前に於て坐處を敷き坐したまへり。調達も亦是の如く中前に衣を著け鉢を持し迦留羅提舍後に隨ひ王舍城に入りて乞食し、食後講堂に詣り次第に隨ひて坐せり。坐し已りて調達僧中に唱へて言はく、比丘は應に盡形著納衣を受くべし、應に盡形乞食を受くべし、應に盡形一食を受くべし、應に盡形露地住を受くべし、應に盡形斷肉魚を受くべし、是の五法は少欲知足に隨順し養ひ易く滿し易く時を知り量を知り精進持戒し一心遠離して【一】泥洹門に向ふ、若し比丘是の五法を行ずれば疾やかに泥洹を得と。調達爾の時非法を法と說き法を非法と說き、善を非善と說き非善を善と說き、犯を非犯と說き非犯を犯と說き、輕を重と說き重を輕と說き、有殘を無殘と說き無殘を有殘と說き、常所行法を非常所行法と說き非常所行法を常所行法と說き、言を非言と說き非言を言と說けり。佛爾の時自ら調達を約勅したまへり、汝方便を作して和合僧を破すること莫れ、破僧の因緣事を受持すること莫れ、汝僧と共に和合せよ、和合すれば歡喜無諍、一心一學にして水乳の合するが如く安樂に行ず。汝非法を法と說き法を非法と說き、非善を善と說き善を非善と說き、非犯を犯と說き犯を非犯と說き、輕を重と說き重を輕と說き、有殘を無殘と說き無殘を有殘と說き、常所行法を非常所行法と說き非常所行法を常所行法と說き、言を非言と說き非言を言と說くこと莫れと。調達佛の是の如く約勅するを聞き破僧の因緣事を捨てず、佛の約勅に當り調達是の事を捨てず。爾の時迦留羅提舍比丘調達の後に在り扇を以つて調

【一】泥洹門。涅槃なり。

と、鴈王答へて言はく、是れ我の眷屬なりと、王言はく、汝去らんと欲するやと、答へて言はく、去らんと欲す、王の言はく、汝何んの須むる所ぞと、答へて言はく、我れ獵師の爲に得る所、我等に於いて希有の事を作し我等に壽を與へたり、若し先きに一を殺し後に一を殺せば誰か能く遮する者ぞと。王言はく、當に何を以つて之れに報ずべきと、二鴈答へて言はく、金銀車渠瑪瑙衣服飲食を與へんと、是の語を作し已りて虚空に飛昇せり。

佛諸比丘に語りたまへり、爾の時の治王鴈王豈異人ならんや則ち我が身是なり、五百の鴈は則ち五百の比丘是れなり、過去に急怖の時我れを捨て去り今世に急怖の時も亦我れを捨て去る、獵師は守財象是れなり、過去世の時我れを惱害せず、今も亦我れを惱害せず、梵德王は卽ち淨飯王是れなり、蘇摩大臣は阿難是なり、過去世に急怖畏の時我れを捨てず、今急怖畏の時にも亦我れを捨てずと。

(5)佛卽ち是の因緣を以つての故に第三の本生を說きたまへり、過去世有り、雪山の下に近く師子獸王有りて住し五百の師子主と作れり、是の師子王後時老病し痩せ眼闇く諸師子の前に在りて行き空井中に墮せり、五百の師子皆捨離して去れり。爾の時空井を去ること遠からず一野干有り、師子王を見て是の念を作せり、我れ此の林に住して安樂飽滿を得る所以は師子王に由るが故なり、師子王今急處に墮す、云何んが當に報ずべしと。時に此の井邊に渠流水有り、野干卽ち口脚を以つて水を通じて井に入れ水の滿するに隨ひて師子浮出せり。時に此の林神偈を說いて言はく、

身自ら雄健なりと雖も　應に弱を以つて友と爲すべし　小野干能く師子王の　井難を救ふ

佛諸比丘に語りたまへり、爾の時の師子王は豈異人ならんや、則ち我が身是れなり、五百の師子は諸比丘是れなり、過去世に急怖時に我れを捨離して去り今も急怖時に亦我れを捨て去る、野干は阿難是れなり、過去世の時我れを愛念し今も亦我れを愛念す。

佛卽ち是の因緣を以つての故に是の如く廣く五百の本生を說きたまへり。

害せん、云何んが與ふべきと、鴈言はく汝我を繋縛すること莫れ、但だ散じて將ひ去けと。

爾の時獵師二鴈を持して兩肩上に著き城に到り巷陌中を行けり、是の鴈端正にして衆人見るを樂ひ多人愛念せり、衆中に言有り、我れ汝に五錢を與へんと、十錢二十錢を與ふる者有り、皆言はく少らく待て殺すこと莫れと、是の人王宮に比至し大いに財物を得たり。獵師王宮の門に到り已り鴈を地に置けり、鴈王守門の者に語りて言はく汝梵德王に白せ治國鴈王今門外に在りと、便ち住いて王に白せり、王卽ち入るを聽し與に金床を設けたり、蘇摩大臣所應に隨ひて與に共に相問訊し然して後座に就き偈を以つて梵德王に問訊して言はく、

王體安隱なりや不や　國土豐足なりや不や　如法に民を化するや不や　等心に國を治むるや不や

爾の時梵德王偈を以つて答へて言さく、

我れ常に自ら安隱なり　國土恒に豐寧なり　法を以つて國民を化し　等心にして偏私無し

是の如く訓對して五百の偈を說けり、梵德王其の說く所を聞きて是の念を作せり、鴈王乃爾明達なりと、蘇摩大臣時に默然として住せり、梵德王言はく、汝何んが故に默然するやと、大臣答へて言はく、汝は是れ王國の主なり、此の鴈王は陂澤國の主なり、二主共に語る、何んぞ敢へて間錯せんと。王是の念を作せり、此れは是れ賢臣なりと、語りて言はく蘇摩我れに好園有り、汝能く中に於いて住するや不やと、當に更に諸鴈を集め、汝等の爲に池を作り汝等の與に樂ふ所に隨ふ食を作るべしと、答へて言はく能はずと、王問へり、何んが故にと、鴈王言はく王或は睡り覺して我れを〔三〕蠲せざるを忘れ鴈肉の食を作るを勅し若し宰人餘鴈を得ること能はざれば或は我等を殺して以つて王厨に充てんと。治國鴈王王宮中に入るや諸鴈雨成池より出で王宮上に於いて徘徊悲鳴し翅濕して水灑有り宮殿を汚せり、王仰ぎて水の宮殿を汚すを見怪しみて問うて曰はく、此れは是れ何ん等ぞ

〔三〕蠲。餚なり、ごちそうにするなり。

と、爾の時大臣偈を以つて答へて言はく、

我れは王に隨ふこと　死生變らざるを願ふ　寧ろ王と共に死せん　相離れて生くるに勝る　大王當に知るべし　是の羂師來らん　但だ方便を勤め　此の羂を脱するを求めたまへ

爾の時鴈王偈を以つて答へて言はく、

我れ方便を勤め　力勢已でに盡き　毛羂轉た急にして　脱を得ること能はず

爾の時大臣羂師の轉た近づくを見て復偈を說いて言はく、

大王當に知るべし　羂師至らんと欲す　願はくば方便を勤め　此の羂を脱するを求めたまへ

爾の時鴈王偈を以つて答へて言はく、

我れ方便を勤め　力勢已でに盡き　毛羂轉た急にして　脱を得可らず

蘇摩大臣羂師の到り已れるを見向ひて偈を說いて言はく、

大王の毛脂肉　我と等しく異無し　汝刀を以つて我を殺し　王を放つも汝を損せず

と、爾の時羂師是の念を作せり、畜生深く他を愛するが故に乃ち能く命を與ふ、甚だ希有と爲すと、是の念を作し已りて大臣に語りて言はく、我れ相殺さず、汝及び王を放たん、意樂に隨ひて去れと、獵師卽ち鴈王を解し放ち去れり。是の二鴈小しく遠ざかり共に相謂つて言はく、是の獵師希有の事を作し我等に壽命を與へたり、若し先きに一を殺し後に一を殺せば誰か能く遮する者なる、我等の資生の具當に以つて厚く報ずべしと。獵師聞き已りて問うて言はく汝等何を說いて去ること能はざるやと、二鴈答へて言はく、我等能く去る、但だ具に汝の希有事を作し我等に命を與ふるを說けるなり、若し汝先きに一を殺し後に一を殺せば誰か能く遮ぎる者ぞ、我等の資生の具當に以つて厚く報ずべしと。獵師鴈に問へり、汝は是れ畜生何んの生具有りて以つて我れに報ずるに用ゐんと、二鴈答へて言はく、波羅奈王を梵徳と名づく、汝我れを持して與へよと、時に獵師言はく彼れ或は汝を

大王當に知るべし　羂師轉た近づく　願はくば方便を勤めて　是の羂を出づるを求めたまへ

鹿王答へて言はく、

我れ方便を勤め　力勢已でに盡きたり　毛羂轉た急にして　脫することを得可らず

女鹿獵師の到り已るを見て向つて偈を說いて言はく、

汝利刀を以つて　先きに我が身を殺し　然る後願はくば　鹿王を放ちて去らしめよ

獵師之れを聞き憐愍の希有心を生ぜり、畜生深く他を愛する故に、乃ち能く命を與へ偈を以つて答へて言はく、

我れ終に汝を殺さず　亦鹿王を殺さず　汝及び鹿王を放たん　隨意に樂ふ所に去れ

と、獵師卽の時鹿王を解放せり。佛諸比丘に語りたまへり、昔の鹿王とは豈異人ならんや、異觀を作すこと莫れ、則ち我が身是れなり、五百の鹿とは則ち汝等五百の比丘是れなり、汝等過去世に急怖時に我れを捨離し今急怖時に亦我れを捨てゝ去れり。時の獵師とは則ち守財象是れなり、過去世に我れを惱害せず、今世にも亦我れを害せず、時の女鹿は阿難是れなり、過去世に急怖時に我れを捨てゝ去らず、今世にも急怖時に亦我れを捨てゝ去らずと。

(4)佛卽ち是の因緣を以つての故に第二の本生を說きたまへり、佛言はく、過去世の時波羅奈城有り、城邊に池有り、池を雨成と名づく、是の池中に多水、多魚、多龜、多鵝、鴈、鴨有り、中に鴈王有り治國と名づけ五百の鴈主と作れり。爾の時獵師有り先きに毛羂を施し穀を近づく、是の鴈王前行し右脚羂中に著き是の念を作せり、若し我れ是の羂脚を出せば餘鴈敢へて穀を噉はさらん、穀を噉ひ盡すを須ちて然る後當に現ぜんと、穀を噉ひ盡し已りて卽便ち脚相を現ぜり、衆鴈王を捨てゝ飛び去れり。唯一大臣有り蘇摩と名づく、王を捨てゝ去らず、治國鴈王大臣に語りて言はく我れ汝に職を與へ王と作さん、諸鴈の前に在りて行けと、答へて言はく能はずと、問うて言はく何んが故に

方虚空中に出で四威儀の行立坐臥を現じ火光三昧に入りて種種の色光、青黄赤白紅縹紫碧を現じ、身下より火を出し身上より水を出し復た身上より火を出し身下より水を出したまへり、南西北方も亦復是の如し。是の如き種種の神通力を現じ已り還りて本處に坐したまへり、時に座の衆人先きに厭惡怖畏心を懷く者佛の神變及び醉象を調伏したまふを見て卽ち佛所に於いて深く信敬を生ぜり。佛衆生の深信柔軟なるを知り其の所應に隨ひ爲に道法を說きたまへり、是の衆中に人の得て〔二〇〕煖法者、順法者、順道忍法者、三毒薄者、離欲者、世間第一法者たるもの有り、〔二一〕須陀洹果、斯陀含果、阿那含果を得る者有り、聲聞乘の因緣を種ゆる者有り、辟支佛乘の因緣を種ゆる者有り、佛乘の因緣を種ゆる者有り。是の如く無量の衆生を利益したまひ佛是の日に於いて食噉したまふ所無し、阿難の臂を捉へて便ち虛空より耆闍崛山中に還りたまへり。諸比丘世尊の還りたまふを聞き皆佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に坐し佛に白して言さく、希有なり世尊是の如き急怖畏の時阿難佛を捨離せずと。佛諸比丘に語りたまへり、阿難は但だ今急怖時に佛を捨離せざるのみならず、乃ち過去世急怖時に亦佛を捨離せざりしなり、今當に之れを說くべし。

(3)過去世有り雪山の下に近く鹿王有り威德と名づく、五百の鹿主と作れり、時に獵師有り、穀を安き〔二二〕羂を施せり、鹿王前行し右脚羂中に墮せり、鹿王心に念ず、若し我れ現相すれば則ち諸鹿敢へて穀を食はず、穀を噉ひ盡すを須ちて爾乃ち現相せんと、脚相を現ずる時諸鹿皆去れり、唯だ一女鹿住し偈を說いて言はく、

大王當に知るべし　是の羂師來らん　願はくば方便を勸め　是の羂を出でゝ去らん

爾の時鹿王偈を以つて答へて言はく、

我れ方便を勸め　力已でに盡きたり　毛羂轉た急にして　出づるを得ること能はず

爾の時女鹿獵師の轉た近づくを見て重ねて偈を說いて言はく、

〔二〇〕煖法等。以下聖位たる四善根をあげるなり、卽ち觀智上達し見道無漏智を發得すべき根本となる殊勝の善根の生ずる位に四位あり、煖善根(煖)、頂善根(順法者)、忍善根(順道忍法者、三毒薄者、離欲者もこれに攝す)、世第一法(世間第一法者)なり。この四位(内凡)を經て次に須陀洹果等の四果の聖位に進むなり。

〔二一〕須陀洹果等。註十八の四八以下參照。

〔二二〕羂。わななり。

佛の命を奪ふ、是の處有ること無し、若し佛他の因緣の爲に死す、亦是の處無しと、是の賢者心に大いに歡喜して言はく、若し守財象能く佛の命を奪ふ、是の處有ること無し、若し佛他の因緣にて死す、亦是の處無しと。爾の時衆人屋上、樓閣上の向中に於いて立ち高大聲を作せり、時に不信者有りて言はく是の守財象或は能く佛を殺さんと、信者有りて言はく、是の守財象能く佛を殺す、是の處有ること無しと。象遙かに佛を見卽便ち齒を齧み鼻を擧げ尾を竪て耳を弭め努力し走りて佛所に向へり、諸比丘遙かに象の來るを見て皆大いに驚怖し佛を捨てて走り逃れたり、唯だ一阿難を除く。象來りて佛に逼れり、佛卽ち慈三昧の力を以つてしたまふに象の醉卽ち醒め頭面もて佛を禮し鼻を以つて佛足を拭へり、佛右手を以つて其の頭を摩で卽ち偈を說いて言はく、

世尊は長臂　柔軟の相輪手を以つて　象の頭を摩抆して　敎ゆること父の其の子を敎ゆるが如し、

佛言はく大象　惡業を起こすこと莫れ　惡業を起す者は　善處に生ぜず　伊羅幔象[一八]　跋陀和象[一九]　提羅遮象　醯摩和象　兇行象有り　牛王象有り、

天象等佛を禮し　放逸調戲せず　放逸調戲すれば　善處に生ずるを得ず　若し汝放逸せざれば　當に天上に生ずるを得ん。

佛偈を說き已りて守財象の爲に說法し示敎利喜したまひ、示敎利喜し已りて默然したまへり、時に守財象佛より法を聞く故に心悔し涙出で頭面もて佛足を禮し右繞して去れり。

爾の時衆人佛の惡象を摧伏したまふを聞き希有の事の故に無量衆集まれり、佛無量衆の集まれるを見已りて阿難に告げたまへり、汝我が爲に座を敷き水を辦ぜよと、阿難敎を受けて卽ち是の處に於いて座を敷き水を辦じ合掌して佛に白して言さく、世尊已に座を敷き水を辦ぜり、佛自ら時を知りたまへと。佛卽ち足を洗ひ所敷の所に就き坐し已りて便ち禪定に入りたまひ、此の處に沒して東

【一八】伊羅幔(Erāvaṇa)守地子、香葉と譯す。
【一九】跋陀和(Bhadrabāhu)。跋陀婆呵。

て醉はしめ鎖を解き靽を却けて瞿曇沙門の命を奪ふや不やと。象師答へて言はく、爾せん、此れは是れ小事なり、斯の象我に想を屬し報ずるを忘れずと、調達語りて言はく、我れ聞く、沙門瞿曇却後七日に當に來りて城に入るべしと、卽ち屈指度籌し七日の時に到りて象に酒を與へ醉はしめ繫ぎ住して佛を待てり。

(2)諸佛の常法は大因緣有りて入城したまふ時は是くの如き瑞應を現じたまふ、象は深鳴し馬は悲鳴し諸牛王は吼し、鵝鴈、孔雀、鸚鵡、舍利鳥、俱耆羅鳥、猩猩の諸鳥は和雅の音を出し、大鼓、小鼓、箜篌、箏笛、琵琶、簫、篳、築、鐃、鈸は鼓せずして自ら鳴り、諸貴人舍所有の金器銀器、內外莊嚴具、若しは箱篋中に在りて自然に聲を作し盲者は視ることを得、聾者は聽くを得、瘂者は能く言ひ、病躄者は伸を得、跛蹇者は手足を得、睞眼は正を得、瘻者は除くを得、苦痛(者)は樂を得、毒者は消歇し、狂者は止を得、殺者は殺を離れ偷者は偷を離れ邪婬者は邪婬せず妄語者は妄語せず、兩舌惡口綺語者は綺語せず、貪者は貪せず瞋者は瞋せず、邪見者は邪見を離れ牢獄に閉され枷鎖杻械に繫がるものは悉く解脫を得、急鬧處の者は皆空閑を得、未だ善根を種えざる者は種え、已に種うる者は增長し已に增長せるものは解脫を得、諸伏藏の寶物は自然に發出す、是の如き諸希有の事を現じ一切衆生皆利益を得。

佛城に到り右足を以つて門閫上に著き卽ち是の如き種種の瑞應を現じたまへり、象師曾て是の相を見佛の入城したまふを知り卽ち象を解き靽より放ち去り佛を害し能く遮ぎる者無からしめんと欲せり。是の象面に三瘤有り醉狂し蹴踏し百千萬衆皆大いに怖畏し舍に入る者屏覆處に在る者有り巷陌皆空なり、佛及び弟子を除く、賢者有り遙かに守財象の來るを見佛所に向ひ佛に白して言さく世尊是の象能醉酒を飲み象已でに鞼靽を離れ遣來して佛を害し能く遮ぎる者無し、願はくば佛舍に入りたまへ、若し還た城に出で此の象をして佛世尊の命を害せしむること勿れと。佛言はく守財象

作すを知るや不やと、王言はく何んの難事を作すと、母言はく汝年小き時手指に癰を生じ急苦痛を受け晝夜に寢ず、汝の父抱きて膝上に著き口に癰指を含む、大王の體軟にして汝安睡を得口の暖に由るが故に癰熟して膿潰せり、大王心に念ぜり、指を抑けて膿を唾けば復子の苦を增さんと、即ち隨つて膿を咽めり、汝の父是の事を作せり、願はくば汝時に放てと。王聞きて默然たり、母已でに放てりと謂ひ宮中に聲を出せり、已に大王を放つと、巷陌諸處大王出づることを得たりと聞き王は賢善なる故に百千種の人皆善哉と稱し咸獄所に到りて各是の言を作せり、大王、出づるを得と。大王聞已りて是の念を作せり、我が兇惡逆にして慈悲心無し、當に復何事もて我れを治するを知らずと、是の念を作し已りて自ら床下に投じ遂に便ち命を絕てり、爾の時阿闍世王父王の命を奪ひ大逆罪を得たり。

五、(1)佛王舍城耆闍崛山中に在し大比丘衆五百人と倶なりき、爾の時世尊中前に衣を著し鉢を持して王舍城に入り乞食したまへり、食し已りて還りて耆闍崛山に上り七日の中結加趺坐し禪定樂を受けたまへり。爾の時調達聞けり瞿曇沙門王舍城耆闍崛山中に在し大比丘衆五百人と倶なり、瞿曇中前に衣を著し鉢を持し王舍城に入りて乞食し食し已り還りて耆闍崛山に上り七日の中結加趺坐し禪定樂を受け七日を過ぎ已りて中前に衣を著け鉢を持して城に入らん、乞食の爲の故にと。爾の時阿闍世王に象有り守財[一七]と名づく、兇惡多力にして四方無雙なり、時に調達五百の金錢を持し象師に與へて言はく、汝知るや不や、王我れを敬待す、我れ今人に於いて能く損益有り、此の五百の金錢今並に汝に與ふ、若し事果して成れば厚く田宅人民を相供給せんと。問うて言はく何んの事と、答へて言はく、沙門瞿曇大比丘衆五百人と倶に耆闍崛山中に在り、沙門瞿曇の中前に衣を著け鉢を持して王舍城に入り乞食し食し已りて還りて耆闍崛山に上り七日之中結加趺坐し禪定樂を受く、七日を過ぎ已りて中前に衣を著け鉢を持して城に入らん・乞食の爲の故に、汝能く酒を以つて象に與へ

【一七】守財(Dhanapāla, Dhanapālaka)。巴利には Nalāgiri とす。

伸ぶるを得、跛蹇は手足を得、睞眼は正を得、癭者は除くを得苦痛(者)は樂を得、毒者は消歇し、狂者は止を得、殺者は殺を離れ、偷者は偷を離れ、邪婬者は邪婬せず、妄語者は妄語せず、兩舌惡口綺語者は綺語せず、貪者は貪せず、瞋者は瞋せず、邪見者は邪見者を離れ、牢獄に閉され枷鎖杻械に繋るものは悉く解脱を得、急鬧處の者は皆空閑を得、未だ善根を種えざる者は種へ已でに種うる者は增長し已でに增長する者は解脱を得、諸伏藏の寶物自然に出現す、是の如き希有の事諸衆生利益を得。

爾の時佛王舍城に入り右足を以つて門閫上を蹈みたまひ悉く是の如き種種の瑞應を現じたまへり、瓶沙王曾て是の相を見て佛の當に入城したまふべきを知り王樓閣の向孔間より立ちて佛の入城したまふを看たり、王聖道を得佛及び僧を見て歡喜するが故に活く。數日を過ぎ已りて阿闍世復問へり、王今活くやと、答へて言さく活くと、云何んが活くるを得と、諸大臣妬心もて答へて言さく、佛入城し神通力を現じ父王向孔中より佛を見る故に活くと。阿闍世王言はく利刀を以つて大王の脚底を削り皮を却き急繋して東西せしむること莫れと、卽ち教を受け大王の脚底を削り急繋して東西することを得ず、王是を以つての故に臥し日に羸篤に就く。

又一時阿闍世王母と倶に食せり、王に一子有り[一六]優陀耶跋陀と字く、道頭に於て狗子と共に戲る、王問へり、優陀耶跋陀今何所に在りやと、答へて言さく、道中に狗子と與に戲ると、王言はく、喚び來れ我れと共に食せんと、卽ち狗子を抱いて隨信し倶に至る、王子食せず、王言はく、何んが故にと、王子言はく、王我れに狗子と食するを聽せば爾乃ち食せんのみと、王言はく意に隨へと、王子自ら食し隨つて持して狗に與ふ。王母に語りて言はく我れ難事を作す、何を以つての故に、我れは澆頂の刹利王なり、兒を愛念するを以つての故に狗と共に食ふと。母言はく、此れ難事を作すに非らず、何を以つての故に、人の狗肉を噉ふ者有り、與に食する何んぞ怪しまん、曾て汝の父の難事を

【一六】優陀耶跋陀(Udaya-bhadra, Udāyi-bhadda)。

王唱道す、汝の父王後若し治國の時當に汝の命を奪ひ獨り自ら王と作るべし、汝應に方便して王を治すべしと。阿闍世王聞き已りて心に喜び忍受し卽ち大臣官人に勅して父王を捕取し獄中に著かしむ、大臣教へを受け卽便收捕し繫いで牢獄に在り大王善好賢柔にして百千萬人諸餚饍を持して往いて王を問訊す、王噉ひて以つて自活せり。數日を過ぎ已りて阿闍世王問へり、大王活くるや不やと、答へて言さく活くと、云何んが活くる事を得、答へて言はく問訊の人飲食を與へ活くと、王卽ち獄官に勅せり、自今以後人の入るを聽すこと莫れと、後王の夫人盜に食を持して入り王噉ひて活を得たり。數日を過ぎ已りて王復問うて言はく、大王活くるやと、答へて言はく活くと、云何んが活くる事を得、答へて言はく、王の夫人有り、來りて飲食を與ふる故なりと、卽ち獄官に勅せり、夫人の入るを聽すこと莫れと。大夫人有り深く大王を敬念し食を以つて衣に塗り更らに淨衣を著して往いて獄中に到り衣を脫して王に與へ食せしめ活を得たり、數日を過ぎ已り王復問うて言はく、父王活くるやと、答へて言はく活く、云何んが活くるを得、答へて言はく、大夫人の來る緣にて食を得活くと、王言く大夫人の入るを聽すこと莫れと。

父王獄中に在り遙かに耆闍崛山を見大王佛及び僧舍利弗、目連、阿那律、難提、金鞞羅の上山下山するを見たり、大王遙かに佛及び僧を見るを得歡喜するが故に活く、數日を過ぎ已りて阿闍世復問へり、父王活くるやと、答へて言はく、活く、云何んが活くるを得と、大臣妬心もて答へて言さく、遙かに佛及び僧を見るが故に活くと、王卽ち勅せり、障隔せしめ見るを得しむること莫れと。

(3)諸佛の常法大因緣有りて入滅したまふ時は是の如き神通力を現じたまふ、[一五]象は深鳴し馬悲鳴し諸牛吼し、鵝雁、孔雀、鸚鵡、舍利鳥、俱耆羅鳥、猩猩の諸鳥和雅の音を出だし大鼓、小鼓、箜篌、箏笛、琵琶、簫、瑟、篳、篥、鐃鈸、鼓せずして自ら鳴り諸貴人舍所有の金銀寶器內外の莊嚴具若し箱匧中に在るも自然に聲を作し、盲者は視るを得、聾者は聽くを得、瘂者は能く言ひ痀躄者は

【一五】以下註十九の三五以下參照。

の弟子を殺すべしと、有るが言はく調達の弟子に何ん等の罪有らん、但だ調達を殺せと、有るが言はく、何を以つて諸沙門釋子を殺さん、何を以つて調達の弟子を殺さん、何を以つて調達を殺さん、大王善好賢柔にして死すべき者を放つ、云何んが諸沙門出家人を殺さんや、我等何んぞ此の事を以つて王に白せざる、王の教に隨ひて事を治し亦斷を成ず、何んぞ我等自ら力を用ふるを煩さんやと。王言はく、諸沙門釋子先時人を遣して唱言せり、調達の身作口作の事は是れを佛事法事僧佛と謂ふこと莫れ、此れは是れ調達及び弟子所作の事なりと、此の事先きに已でに唱說すと。王大臣に聞けり、有るが言はく、一切の沙門釋子皆應に打殺すべしと、王是の語を可とせず。有るが言はく、諸沙門釋子に何ん等の罪有らん、應に調達及び其の弟子を殺すべしと、王亦是の語を可とせず。有るが言はく調達の弟子に何ん等の罪有らん、應に調達を殺すべしと、王亦是の語を可とせず。有るが言はく何を以つて一切の沙門釋子を殺さん、何を以つて調達の弟子を殺さん、何を以つて調達を殺さん、大王善好賢柔にして死すべき者を放つ、王の教へに隨ひて事を治し亦斷を成ず、何んぞ我等自ら力を用ふるを煩さんやと、王卽ち之れを可とし賞して聚落田宅財物を賜へり。

(2)時に王自ら太子に問うて言へり、汝何ん等を作さんと欲すと、卽ち慚愧を除き答へて言はく、我れ王命を奪はんと欲す、何を以つての故に、王は王皷王の伎樂王の持蓋、王行時の金澡瓶の導前有り、我れに王皷王の伎樂王の持蓋王行時の金澡瓶の導前無しと、王便ち太子に王皷王の伎樂王の持蓋、王行時の金澡瓶の導前を與ふ。爾の時二王皷を打ち二王唱導し二王持蓋し二王金澡瓶を持して前に在り。國土を治むるの法一切人意に隨ふべからず、瓶沙王先きに未だ道を得ざる時惡を作す可き所人意に隨はず、是の諸人民心に愼恨を抱いて是の念を作せり、時到らば當に報ずべしと。是の諸惡人阿闍世に進言して白して言さく、何の國土中に二主有らん、王言はく云何んが二主なる、答へて言はく、二王皷を打ち二王伎樂を作し、二王蓋を持し二王行時金の澡瓶を持して前に有り、二

作さしむるなり、是の上人調達の身口惡邪を作す可けんやと。

四、(1)調達亦沙門瞿曇人を遣はして王舍城に入り巷陌市肆、多人住の處にて調達の身作口作の事は是れを佛事法事僧事と謂ふこと莫れ、此れは是れ調達及び弟子の事なりと唱言せるを聞けり、聞き已りて瞋恨を倍增して佛に向へり。卽ち往いて阿闍世太子の所に往いて言はく、汝は父を殺せ我れは佛を殺さん、汝は摩竭國に於いて王と作り我れは當に佛と作るべし、此の摩竭國に便ち新王新佛有り、亦快ならずやと、阿闍世太子是の語を聞きて喜び深く其の心に入り調達の語を受く。時有り瓶沙王馬車を駕駛して林園中に入り遊戲せり、爾の時太子利劍を持して巷頭に於いて待てり、爾の時王晝日に園中に於いて、伎樂自娛し暮れに向ひて宮に還れり、王の來ること轉た近かし、卽ち頻遲羅劍を以つて遙かに用つて王に擲てり、馬車速疾の故に斯の難を免るるを得たり、太子王を害せざるを以つての故に卽便ち走り逃れたり、衆官尋いで時に圍遶して收捕し將ひて王の所に詣れり。王太子に問うて言はく、汝何ん等を作さんと欲すと、答へて言はく王の命を奪はんと欲すと、問うて言はく、誰の語を用ふるやと、答へて言はく、上人調達の語を用ふと。爾の時大臣の有るが言はく、一切の沙門釋子皆應に打殺すべしと、有るが言はく、一切の沙門釋子に何ん等の罪有らん、應に調達及び其の弟子を殺すべしと、有るが言はく調達の弟子に何ん等の罪有らん但だ調達を殺せと、有るが言はく何を以つて諸沙門釋子を殺さん、何を以つて調達の弟子を殺さん、何を以つて調達を殺さん、大王善好賢柔にして死すべき者を放つ、云何んが諸沙門出家の人を殺さんや、我れ等何んぞ此の事を以つて王に白さざる、王の敎に隨ひて事を治し亦斷を成ず、何んで我等自ら力を用ふるを煩はさんやと。王宮に還り已りて此の事に因つての故に治處に於いて坐す、大臣官屬皆來りて朝覲し一面に於いて立てり。王言はく昨起る所の事當に云何んが斷ぜんと、大臣有るが言はく一切の沙門釋子皆應に打殺すべしと、有るが言はく一切の沙門釋子に何ん等の罪有らん、應に調達及び其

調達卽ち瞋りて更に八人を雇ひ往いて是の四人を殺すを敎ゆ、佛八人を見て語りて言はく、汝來れ汝の爲に說法せんと、八人卽ち佛所に詣り頭面もて足を禮し一面に坐せり、佛種種說法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて語りて言はく童子汝去るに來道よりする莫れと。爾の時調達復十六人を遣はして八人を殺さんと欲し語りて言はく、汝往いて是の八人を殺せ、口舌を斷ずるが故にと、佛遙かに十六人を見て語りて言はく、年少汝來れ汝の爲に說法せんと、卽ち佛所に詣り頭面禮足し却つて一面に坐せり、佛種種の因緣もて說法し示教利喜したまへり、示教利喜し已りて語りて言はく汝去るに來道よりすること莫れと。調達復三十二人を遣はし語りて言はく、汝往いて是の十六人を殺せ、轉た口舌を滅する故にと、佛遙かに三十二人を見て語りて言はく、年少汝來れ、汝の爲に說法せんと、尋いで佛所に詣り頭面禮足し却いて一面に坐せり、佛種種の因緣もて說法し示教利喜したまへり、示教利喜し已り語りて言はく、汝の意に隨ひて去れと。爾の時諸比丘石窟の四邊を遶りて立つ者坐する者有り、調達の佛を害するを恐るるなり、佛諸比丘を見知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何んが故に石窟の四邊に立坐して住す、何んの待つ所なると。答へて言さく世尊調達佛を害せんと欲す、是の故に諸比丘石窟の四邊を遶りて立坐し住待するなり、願はくば調達をして來りて佛を害せしめざらんと。佛阿難に語りたまへり、若し調達能く佛命を害すれば是の處有る無し、若し佛他の因緣の爲に死すれば亦是の處無しと。爾の時佛阿難に語りたまへり、汝從行比丘を將ひ王舍城に入り巷陌市肆、多人住の處にて唱言せよ、調達の作す所の事は若しは身作若しは口作是れを佛事法事僧事と謂ふこと莫れ、此れは是れ調達及び弟子の作す所の事なりと。阿難敎を受け卽ち從行比丘を將ひ王舍城に詣り巷陌市肆、多人住の處にて唱言せり、調達の身作口作の事は是れを佛事法事僧事と謂ふこと莫れ、此れ調達及び弟子所作の事なりと。是の如く唱へ已りて阿闍世太子內宮大官は是の語を聞きて是の念を作せり、沙門瞿曇は調達を妬瞋するが故に是の唱を

城に入りて乞食し食後に耆闍崛山に還り欽婆羅夜叉石窟中に入りて坐禪したまへり。爾の時調達方便を勤作して便ち佛を害せんと欲し卽ち四惡健人を雇ひ往いて耆闍崛山に上り共に大石を持して欽婆羅夜叉石窟上に到り佛の經行の時を待てり。佛晡時に石窟より出で石窟前に在りて陰中に經行したまへり、時に四惡人調達と共に石を推して佛上に擲げんと欲せり、爾の時欽婆羅夜叉深く佛を敬念し見已りて兩手を以つて石の擲てるを接して餘處に著けり、碎石有り迸り來りて佛に向へり。佛衆生をして厭畏心を生ぜしめ及び諸業の果報を失せざることを示さんと欲したまひ是の因緣を以つての故に經行頭に於いて入定して沒し東方に現じたまへり、碎石隨ひて去る、南西北方も亦復是の如し、佛爾の時大海水中に沒し碎石も亦隨ひ佛復須彌山中に入る石亦隨逐せり、[一四]四天王上に到り石亦隨逐せり、佛天王上より忉利天、炎摩天、兜率天、化樂天、他化自在天に至り、復梵衆天、梵輔天、大梵天、少光天、無量光天、光曜天、少淨天、無量淨天、遍淨天、阿那婆訶天、福德天、廣果天、不熱天、喜見天、樂見天、阿迦尼吒天に至り石亦隨逐せり。爾の時世尊神足力を攝して經行頭に還りて立ちたまひ石佛足上に隨ひ傷けて足上に血出で深く苦惱したまへり、佛精進力を以つて是の苦を遮し已り偈を說いて言はく、

空に非らず海中に非らず　山石の間に入るに非らず　天上地中に非らず　業報處を遮す可けん
空に非らず海中に非らず　岩の間に入るに非らず　天上地中に非らず　宿惡の殃を免るるを得ん

爾の時調達及び四惡健人初めて逆罪を作せり。佛卽ち仰ぎ看たまひ四人怖れ走ること人の捕ふるが似如し、佛四人を喚びたまふ、來れ汝の爲に說法せんと、尋いで佛所に還り頭面もて足を禮し一面に坐せり、佛種種に說法し示敎利喜したまへり、示敎利益し已り語りて言はく、汝去るに來道よりする莫れと。

【一四】三界諸天。四天王以下阿迦尼吒天は欲色二界の諸天をあぐるなり、圖示すれば左の如し。

欲界六欲天
　四天王、忉利天、炎摩天（夜摩）、兜率天、化樂天、他化自在天。
色界初禪天
　梵衆天、梵輔天、大梵天。
色界二禪天
　小光天、無量光天、光曜（音）天。
色界三禪天
　小淨天、無量淨天、遍淨天。
色界四禪天
　阿那婆訶天（無雲天）、福德（生）天、廣果天。
淨梵地
　不熱天（無熱天）、喜見天（善現天）、樂見天（善見天）、阿迦尼吒天（色究竟天）。
この上無色界に四空天あり。

口教を聞きて誓く是の事を捨す。
(2)佛王舍城に在しき、爾の時阿闍世太子所有の大臣將師調達を信敬し是の諸人民助調達比丘の爲めに供養の前食後食怛鉢那を作せり、諸有の年少比丘の出家して久しからざる者種達大鉢、小鉢、大小鍵鎡、衣鉤、禪鎭、繩帶、匙、匕、鉢支、扇、蓋、革屣を以つて隨比丘の所須物皆用つて誑誘せり。調達自ら百比丘或は二百三百四百五百比丘と共に恭敬圍繞され王舍城に入り別に好供養の前食後食怛鉢那を受く。諸有の上座長老比丘佛法の味を得久しく梵行を修す、是の諸比丘城に入りて乞食し宿冷の飯を得或は得ず、或は臭麨を得、或は得ず、是の如き麁食或は飽き飽かず。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、種種の因緣もて訶責せり、云何んが比丘と名づけ自ら百人二百三百四百五百比丘と共に恭敬圍遶され別に供養の前食後食怛鉢那を得、諸有の上座長老比丘の佛法の味を得久しく梵行を修する是の諸比丘城に入りて乞食し宿冷の飯を得或は得ず、或は臭麨を得或は得ず、是の如く麁食を或は飽き飽かずやと、種種の因緣もて訶し已り佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因緣を以つて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ自ら百人二百三百四百五百比丘と共に恭敬圍遶すれ別に供養の前食後食怛鉢那を受け、諸上座長老比丘佛法の味を得久しく梵行を修する是の諸比丘城に入りて乞食し宿冷の飯を得、或は得ず、或は臭麨を得、或は得ず、是の如き麁食を或は飽き飽かずやと、種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、今より二利の因緣を以つての故に別衆食を遮し三人共食を聽す、一の利は檀越を守護し憐愍を以つての故に、この利は諸惡欲比丘の力勢を破するが故に、惡欲の人をして別に衆を作し別に法を作し僧と共に諍せしむること莫れと。
(3)佛王舍城耆闍崛山上に在し欽婆羅夜叉石窟中に住したまひき、早起して衣を著け鉢を持し王舍

所行法と說き、非常所行法を常所行法と說き、非敎を敎と說き敎を非敎と說くと。佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に調達を訶し是の破僧の因緣事を捨てしむべしと、是の諸比丘佛の語を受け已りて調達の所に到りて言はく、汝破和合僧を求むる事莫れ、破僧事を受持する事莫れ、當に僧と和合すべし、僧と和合すれば歡喜無諍にして一心一學水乳の合するが如くして安樂住を得ん、汝當に是の破僧の因緣事を捨すべしと、時に調達是の事を捨せず。

爾の時調達の四伴黨諸比丘を訶して言はく、汝等調達に是の事を說くこと莫れ、何を以つての故に、是の人は法を說き律を說く、是の人の所說は是れ我れ等の意なり、是れ知りて說き知らずして說くに非らず、是の人の所說は皆是れ我れ等の樂忍せんと欲する所なりと。是の如く諸比丘再三調達を諫しむるも惡邪を捨てしむる事能はず、便ち座より起ちて往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に座し已りて佛に白して言さく、世尊我れ等已でに調達を約勅するも惡邪を捨てず、四伴黨有りて復是の言を作せり、汝等調達に是の事を說くこと莫れ、何を以つての故に、是の人法を說き律を說く、是の人の所說は皆我れ等の意なり、是れ知りて說き知らずして說くに非らず、是の人の所說は皆是れ我れ等の樂忍せんと欲する所なりと、諸比丘再三約勅するも是の事を捨てずと。爾の時佛是の念を作したまへり、調達の如き癡人及び四伴黨或は能く我が和合僧を破し轉法輪を壞せん、我れ當に自ら調達を約勅して是の事を捨てしめんと、佛是の念を作し已りて卽ち自ら調達を約勅したまふ。汝破和合僧を求むる所莫れ、破僧の因緣事を受持すること莫れ、汝當に僧と和合すべし、僧と和合すれば歡喜無諍にして一心一學水乳を合するが如く安樂住を得ん、汝非法を法と說き法を非法と說き、非律を律と說き律を非律と說き、非犯を犯と說き犯を非犯と說き、輕を重と說き、重を輕と說き、有殘を無殘と說き無殘を有殘と說き、常所行法を非常所行法と說き、非常所行法を常所行法と說き、非敎を敎と說き敎を非敎と說くこと莫れ、汝當に是の破僧の因緣事を捨すべしと、爾の時調達佛の

を得他心を知る、是の人我れ等の沙門瞿曇の僧を破し轉法輪を壞せんと欲するを知見せん、我れ等云何んが能く破すと。調達四人に語りて言はく、沙門瞿曇に年少の弟子有り新らしく彼の法に入りて出家し久しからず、我れ等是の邊に到りて五法を用ひて以つて誘取せん。諸比丘に語りて言はん[一三]汝盡形壽、著納衣(法)を受けよ、盡形壽、乞食法を受けよ、盡形壽一食法を受けよ、盡形壽露地坐法を受けよ、盡形壽斷肉法を受けよ、若し比丘是の五法を受くれば疾かに泥洹を得んと。若し長老上座比丘有り、多知多識にして久しく梵行を習し佛法の味を得れば當に是れに語りて言ふべし、佛已でに老耄し年衰末に有り、自ら閑靜を樂しみ現法樂を受けたまへ、汝の所須の事は我れ當に相與ふべしと、我れ等是の如き方便を以つて能く沙門瞿曇の和合僧を破し轉法輪を壞せんと、四比丘言はく、是の如けん調達と。

調達後時諸年少比丘の所に到り五法を以つて之れを誘ひ諸比丘に語りて言はく、汝盡形壽、著納衣法を受けよ、盡形壽乞食法を受けよ、盡形壽一食法を受けよ、盡形壽露地坐法を受けよ、盡形壽斷肉法を受けよ、汝等是の五法を行じて疾かに泥洹を得んと。復諸長老上座比丘に語れり、佛は已でに老耄し年衰末に有り、自ら閑靜を樂しみ現法樂を受けたまへ、汝の所須の事は我れ當に相與へんと。爾の時調達非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と說き、律を非律と說き、非犯を犯と說き犯を非犯と說き、輕を重と說き重を輕と說き、有殘を無殘と說き、無殘を有殘と說き、常所行法を非常所行法と說き、非常所行法を常所行法と說き、非教を教と說き教を非教と說けり。時に諸比丘調達の和合僧を破し轉法輪を壞せんと欲するを見已り往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に坐し佛に白して言さく、世尊、是の調達今和合僧を破せんと欲し破僧の因緣事を受持す、是の人非法を法と說き、法を非法と說き、非律を律と說き、律を非律と說き、非犯を犯と說き犯を非犯と說き、輕を重と說き重を輕と說き、有殘を無殘と說き無殘を有殘と說き、常所行法を非常

【一三】五法。註四の五四參照。

服臥具湯藥飲食を得、師好く我れ等を看れば自ら當に覺知すべしと。是の如く師は弟子の爲めに淸淨法を說くを覆護され是の師も亦弟子に從ひて淸淨法を說くを覆護さるるを求む、是れを世間第五の師と名づく。

佛言はく、如來は淸淨持戒にして亦自ら我淸淨持戒なりと言ふ、諸弟子如來の淸淨持戒を覆護せず、如來も亦諸弟子に淸淨持戒を覆護するを求めず。如來は是れ淨命にして自ら我れ淨命なりと言ひ弟子如來の淨命を覆護せず、如來も亦諸弟子に淨命を覆護するを求めず、如來は是れ知見淸淨にして自ら我れ知見淸淨なりと言ひ諸弟子は如來の知見淸淨を覆護せず、如來も亦諸弟子に知見淸淨を覆護するを求めず、如來は是れ善記事にして自ら我れは善記事なりと言ひ、諸弟子如來の善記事なるを覆護せず、如來も亦諸弟子に善記事を覆護するを求めず。如來は是れ淸淨法を說き自ら我れ淸淨法を說くと言ひ諸弟子如來の淸淨法を說くを覆護せず、如來も亦諸弟子に淸淨法を說くを覆護するを求めず。佛言はく、如來は實に是の法有り、何んぞ如實に說かざる、佛は他に隨順するに非らず又弱語人に非らず、譬へば陶師の〔一〇〕坏瓶を持する時敢へて疾捉せざるが如し、如來は是れ眞實語、了了語、折伏語にして若し堅固者は住し不堅固者は去れ、汝等如來の法語中に於て宜しく應に忍受すべし。

三、(1)〔一一〕佛王舍城に在しき、爾の時調達和合僧を破せんと欲し破僧事を受持し妬心にて方便の故に是の念を作せり、我れ獨りにて能く沙門瞿曇の和合僧を破し轉法輪を壞する事を得ずと、是の調達に四同黨弟子有り、一を〔一二〕俱伽梨と名づけ二を乾陀驃と名づけ三を迦留羅提舍と名づけ四を三聞達多と名づく。調達是の四人の所に到り是の言を作せり、我汝等と當に共に沙門瞿曇の和合僧を破し轉法輪を壞すべし、我れ等當に是の如き名聲を得べし、沙門瞿曇の和合僧を破し轉法輪を壞せり、我れ等能く破せりと。彼の四人調達に語りて言はく、沙門瞿曇の諸弟子大智慧大神通力有り、天眼

【一〇】坏瓶。坏は未だ燒かざるものなり。

【一一】已下十三僧殘第十破僧違諫戒(第四卷)の下參照。

【一二】俱伽梨等。以下註四の四八以下參照。

持戒ならずして自ら持戒清淨と言ふ、是の弟子共住するが故に師の持戒せず不清淨にして自ら持戒清淨と言へるを知る、[九]若し我等師の實を說けば或は當に喜ばざるべし、若し師喜ばざれば當に云何んぞ說くべき、我等は師に蒙る故に衣服臥具湯藥飮食を得、師好く我等を看れば自ら當に覺知すべしと、是の如く師は弟子の爲に持戒を覆護され、是の師も亦弟子より持戒を覆護持さるるを求む、是れ世間の初の師なり。第二師は不淨命にして自ら淨命なりと言ひ弟子共住するが故に師の不淨命にして自ら淨命と言へるを知る、若し我れ等師の實を說けば或は當に喜ばざるべし、若し師喜ばざれば當に云何んぞ說くべき、我れ等師に蒙るが故に衣服臥具湯藥飮食を得、師好く我れ等を見れば自ら當に覺知すべし、是の如く弟子の爲めに淨命を覆護され是の師も亦弟子に從ひて淨命を覆護さるるを求む、是れを世間の第二の師と名づく。第三の師とは知見不清淨にして自ら知見清淨なりと言ふ、弟子共住するが故に師の知見不清淨にして自ら知見清淨なりと言へるを知る、若し我れ等師の實を說けば或は喜ばざるべし、若し師喜ばざれば當に云何んぞ說くべき、我れ等師に蒙が故に衣服臥具藥湯飮食を得、師好く我れ等を看れば自ら當に覺知すべしと。是の如く師は弟子の爲に知見を覆護され是の師も亦弟子に從ひて知見を覆護するを求む、是れを世間第三の師と名づく。第四の師とは不善記事にして自ら善記事と言ふ、弟子共住するが故に師の不善記事にして自ら善記事と言ふを知る、若し我れ師の實を說けば或は當に喜ばざるべし、若し師喜ばざれば當に云何んぞ說くべき、我れ等師に蒙る故に衣服臥具湯藥飮食を得、師好く我れ等を看れば自ら當に覺知すべし、是の如く師は弟子の爲めに善記事を覆護され是の出師も亦弟子に從ひて善記事を覆護さるるを求む、是れを世間第四の師と名づく。第五の師とは清淨法を說くに非らずして自ら清淨法を說くと言ひ弟子共住するが故に師の清淨法を說くに非らずして自ら清淨法を說くと言ふを知り若し我れ等師の實を說けば或は當に喜ばざるべし、若し師喜ばざれば當に云何んぞ說くべき、我れ等師に蒙るが故に衣

【九】この五師のこと四分、五分律に見えず、巴利律に以下を次の如く云ふ。

我等の在家者に語るに實を以つてするは之れ彼の喜ばざる所ならん、如何でか我等彼の喜ばざる所を以つて彼を遇し得べき、衣服……を受く、彼はその作す所……によりて世に知られんと、是の如く其の弟子等は持戒上に於いて保護し而も亦其の弟子等の爲に持戒上の保護を受くるを期待す。（小品七・二の三、四）

右により上の如く譯す。

ち禪定に入り支提國迦陵伽盧谷中に沒し正舍城に於いて現じ佛を離るること遠からざりき。爾の時目連卽ち定より起ち往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却きて一面に坐し佛に白して言せり、世尊迦扶陀梵天の說く所の如し、調達實に神通を退せりと。佛言はく汝先きに調達の心の迦扶陀梵天の語の如きを知らずやと。佛の目連と共に是の如き語を作したまふ時調達卽の時四弟子と俱に來れり、佛遙かに調達の來るを見たまひ目連に語りて言はく、汝所說有ること莫れ、是の癡人來りて自ら其の事を現ぜんと、目連是の念を作せり、我れ何んぞ此の座上に於いて入定し調達をして見ざらしめざらんと。卽ち尋いで入定し此の座に於いて調達見ず。調達前みて佛所に詣り頭面もて佛足を禮せり、及び四弟子却いて一面に坐し佛に白して言さく、世尊年已でに老耄したまふ、衆僧を以つて我れに付したまふべし、佛は但だ獨り現法樂を受け僧をして我れに屬せしめたまへ、我れ當に將導すべしと、佛言はく、舍利弗目連大智慧神通有り、佛尚衆僧を以つて之れに付せず、況んや汝噉唾の癡人死人にして付囑すべけんと。

(2)爾の時調達佛の噉唾の癡人死人と是の如き名字を說くを聞き卽便ち大いに瞋り世尊を毀せんと欲し兩眉垂下し憂慼低頭默然として說くところ無し、是の如く思惟し已りて卽便ち起ち去れり。是の念言を作せり、佛は但だ舍利弗目連を讚歎して大ならしめ而も我等を毀呰して卑小ならしむと、是れ調達の初めて佛所に向ひて瞋恨心を生ぜるなり、及び舍利弗目連等の諸大弟子に。爾の時阿難佛の後に在りて立ち扇を以つて佛を扇げり、佛顧みて阿難に語りたまへり、諸比丘の王舍城に依りて住する者を講堂に集まらしめ集まり已りて我れに白せと、阿難敎を受け卽ち諸比丘の王舍城に依りて住する者を皆講堂に集まらしめ集め已りて佛に白して言せり、世尊王舍城に依れる諸比丘已に講堂に集まる、佛自ら時を知りたまへと。佛卽ち侍者阿難を將ひて往いて講堂に詣り衆僧中に於いて座處を敷きて坐し諸比丘を敎化したまへり。世に五師有り、何を謂ひて五と爲す、一の師は淸淨

り自手に食を下し調達五百の弟子と是の供養を受くるを聞けりと。佛諸比丘に語りたまへり、汝等調達の供養を貪ずること莫れ、何を以つての故に、是の調達供養を得て自ら損減するが故に、竹の實を以つて死するが如し、芭蕉の實も亦然り、騾の懷妊して死するが如く調達の供養を得るも亦是の如く自ら損減を爲す故に、譬へば竹蘆の實を以つて死するが如しと。爾の時世尊是の事を明了せんと欲して偈を說いて言はく、

[六]芭蕉は實を以つて死す　竹蘆の實も亦然り　騾は懷妊の故に死し　小人は養を得て壞す

と、此れも亦復是の如し、調達癡人幾時に是の如き利養を得るに隨ひ爾所の時に隨ひ長夜に諸苦惱を受く、惡處に生ずるが故に。諸比丘に語りたまへり、譬へば健夫の惡狗の鼻を打破するが如し、汝等の意に於いて云何、是の狗寧ろ更に惡なりや不やと、答へて言さく、實に惡なり世尊と、佛言はく調達癡人も亦是の如し、幾時に是の供養を得るに隨ひ爾所の時に隨ひ長夜に苦惱を受く、惡處に生ずるが故にと。

二、(1)爾の時調達供養轉た增し供養に貪著し心を覆ひ是の如き惡心を生ぜり、佛今僧を捨つれば我れ當に衆僧を將導すべしと、是の如き心を生ずる時神通を退失せり。爾の時目連支提國迦陵伽盧谷中に在り、時に[七]迦扶陀比丘倶羅子有り、是れ長老目連の弟子なり、是の比丘五欲を捨離し四梵行を修し命終して[八]梵世に生ぜり。迦扶陀梵天調達の神通を退失せるを見たり、見已りて壯士の臂を屈伸するが如き頃に梵世に於いて沒し目連の前に現ぜり、禪定より起こり目連に語りて言はく、汝知るや不や、調達神通を退失す、汝佛所に向ひて說けば善し、是の事を以つて佛に白せと。目連是の念を作せり、我れ何んぞ入定して調達の心を觀ぜざると、卽の時入定して調達の心を觀じ已でに神通を失せるを見たり、卽ち定より立ち默然として迦扶陀梵天の語を受けたり。爾の時梵天目連の默然として受け已れるを知りて頭面もて足を拜し右遶して卽ち沒せり。目連梵天の請を受け已りて卽

【六】この偈巴利律に次の如し、phalaṃ ve kadaliṃ hanti phalaṃ veḷuṃ phalaṃ naḷaṃ, sakkāro kāpurisaṃ hanti gabbho assatariṃ yathā. (CV. VII, 2, 5) 果實は芭蕉を害ひ、果實は竹と葦とを(害ふ)、恭敬は惡人を害ふこと、恰も胎の牝驢を(害ふ)が如し。

【七】迦扶陀比丘倶羅子(Kakudho Koḷiyaputto)。

【八】梵世(Brahmaloka)。色界の諸天を云ふ。

曇にして釋家に生る、我れ亦姓瞿曇にして釋家に生る、諸人清淨心を以つて多くの供養者有るは皆神通力の僞の故なり、我れ何の家に於て神通力を以つて攝取し多人をして我れに隨順せしめんと。是の念を作す、瓶沙王は國中に於て最大なり、是れ佛の不退轉の弟子にして、我れ正しく神通力を使ひて牽くも總ひに得べからずと。調達素種種の外書星宿を知り、人の吉凶、天地の怪相を相し、瓶沙王の太子[五]阿闍世王の相を見ること明了なり、我れ當に神通力を以つて攝取せん、決定して是れ我が檀越ならん、是の因緣を以つて多人隨從せんと。是の念を作し已りて身を變じて象寶と作り、阿闍世太子の家に於て門より入らずして門中より出で或は門より入りて門より出でず是の如き相を現じて是れ調達なりと知らしめんと欲す、復身を變じて馬寶と作り或は非門より入りて門中に出で或は門より入りて非門に出で是の如き相を現じて是れ調達なりと知らしめんと欲す、復現じて寶鬘と作り太子の膝上より出で時に太子鬘を捉へ以つて額上に繫ぐ、是の如き相を現じて是れ調達なりと知らしめんと欲す、復端正の小兒に現作し金寶の瓔珞を著け太子の膝上に在り東西に宛轉す、太子嗚抱共戲し其の口中に唾す、是の如き相を現じて是れ調達なりと知らしめんと欲す。是の神通力を以つて阿闍世太子の心を牽き惡邪見を生ぜしむ、謂く調達の神通力佛に勝ると、愛敬心を生じ衣服臥具藥湯を供養し乃至日日五百釜の飲食を送り五百の乘車に圍遶され來りて調達の所に至り自手に食を下せり。

(3)爾の時諸比丘中前に衣を著し鉢を持して王舍城に入り乞食し阿闍世太子是の如く調達に衣服臥具藥湯を供養し日日五百釜の飲食を送り五百の乘車に圍遶され自ら調達の所に至り自手に食を下し調達五百の弟子と是の供養を受くるを聞けり。聞き已りて食後に往いて佛所に詣り頭面禮足して却いて一面に坐し佛に白して言さく、我れ今日衣を著し鉢を持し城に入りて乞食し阿闍世太子是の如く調達に衣服臥具藥湯を供養し日日に五百釜の飲食を送り五百の乘車に圍遶され自ら調達の所に至

【五】阿闍世王(Ajātasattu)。

を觀ずべしと。調達是の語を聞き忍ぜず樂せず但一心に神通力に向ひ是の念を作せり、舍利弗は佛の第一經中に說く、諸智慧弟子中最上第一なりと、我當に往いて舍利弗の所に詣り神通道を問ふべし、當に我が爲めに說くべしと。念じ已りて卽ち往いて神通道を問へり、舍利弗も亦先きに是の人此の法中に於て當に惡事を作すべきを知る、是の故に說かず、語りて言はく、調達汝止めよ、何んぞ神通道を用ふるを爲さん、當に無常、苦、空、無我を觀ずべしと。調達是の語を聞きて忍ぜず樂せず但一心に神通道に向ひ是の念を作す、目連は佛の第一經中に於て說く、諸神通道弟子中最勝第一なりと、我れ當に往いて神通道を問はん、我が爲めに說くべしと、念じ已りて卽ち往いて神通道を問ふ、目連先きに是の人此の法中に於て當に惡事を作すべきを知る、是の故に說かず、語りて言はく、調達汝止めよ、何んぞ神通道を用ふるを爲さん、當に無常苦空無我を觀ずべしと。調達聞き已りて忍ぜず樂せず、但一心に神通道に向ふ、是の如く展轉して【四】最小の一の五百に滿たざる大弟子の所に至る、皆爲めに說かず。爾の時調達是の念を作せり、阿難は是れ我が弟にして佛第一經中に說きたまふ、諸多聞弟子中阿難最勝第一なりと、我れ何んぞ往いて其の所に詣りて神通道を問はざる、當に我が爲めに說くべしと、念じ已りて卽ち往いて神通道を問ふ、阿難は未だ欲を離れざる故に過去未來の事を知らず、多聞慧を以つて爲めに神通道を說けり。調達神通法を受け已りて山林曠野坑谷中に於て勤めて修習せり、勤めて修習する故に世俗の四禪を得、是の四禪に因つて神通力を起す、神通力を起し已りて、閻浮樹を以つての故に閻浮提と名づく、是の閻浮樹より果を取り還りて噉ひ、閻浮樹を去ること遠からず大訶梨勒林、阿摩勒林、鞞醯勒林有り、是の諸果を取り所住に還りて噉ふ、鬱單越より自然の粳米を取り還りて噉ひ、忉利天上より須陀天食を取り還りて噉ひ東西南北に種種の神力を現ぜり。

(2)是の調達先來惡心あり、佛に於て是の念を作せり、是の沙門瞿曇は種姓我れに勝れず、彼姓瞿

【四】最下の大弟子迄で至り五百人に一人足らざる四百九十九人に問へりとの意なり。

卷の第三十六（六誦之一）

雜法

雜誦第一　調達事上

調達事上（雜誦の一）（二五七a）

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時(二)調達佛法中に於て信じ敬心淸淨にして三十萬金錢直の莊嚴具を著し出家し調善象の直十萬金錢なるに乘る、是の象金網等を以つて莊嚴し亦直十萬金錢なり、調達の著する所の衣服復直十萬金錢なり。是の調達出家し比丘と作り十二年中善心修行し經を讀み經を誦し疑を問ひ法を受け坐禪せり、爾の時佛所說の法を皆悉く讀誦す。時に諸比丘大神通勢力有り、(三)閻浮樹を以つての故に閻浮提と名づく、斯の諸比丘是の閻浮樹より果を取り還りて噉ひ、閻浮樹を去る事遠からず訶梨勒林、阿摩勒林、鞞醯勒林有り、是の諸果を取り所住に還りて噉ひ、欝單越より自然の粳米を取り還りて噉ひ忉利天より須陀天食を取り還りて噉ひ、東西南北に種種の神力を現ぜり。調達見已りて卽ち貪心を生じ是の念を作せり、我れ何の時にか當に能く大神通勢力有り、閻浮樹を以つての故に閻浮提と名づく、是の閻浮樹より果を取り還りて噉ひ、閻浮樹を去ること遠からず訶梨勒林、阿摩勒林、鞞醯勒林有り、是の諸果を取り所住に還りて噉ひ欝單越より自然の粳米を取り還りて噉ひ、忉利天より須陀天食を取り還りて食ひ東西南北に種種の神力を現ぜんと。我れ今何んぞ往いて佛所に詣り神通道を問はざると、是の念を作し已りて卽ち佛所に詣り頭面もて佛を禮し神通道と問へり、佛先きに是の人此の法中に於て當に惡事を作すべきを知りたまふ、是の故に說きたまはず、語りて言はく、調達汝止めよ、何んぞ是の神通道を用ふるを爲さん、當に無常、苦、空、無我

【一】調達事。四分律第十五破僧犍度、巴利律小品第七saṅghabhedakkhandhaka 五分律第十二破僧法に相當す。

【二】調達。Devadatta(提婆達多)の音略、天授と譯す。

【三】巳下註十四の一三以下參照。

しは次上座若しは波羅提木叉通義、若しは波羅提木叉有れば是の一部に語りて言へ、「我れ等大失にして非得大衰にして非利大惡不善なり、我れ等信を以つての故に佛法中に出家し道を求む、然るに今鬪諍相言を喜ぶ、若し我れ等是の事の根本を求むれば僧中に未だ起らざる事便ち起り已でに起る事滅すべからず、今汝等當に自ら意を屈して我れ等の作す所の罪偸蘭罪を除き白衣相應罪を除き是の事を汝等現前に發露悔過し覆藏せざれ」と。是の中若し一比丘の語る者無ければ應に第二部の衆の所に到るべし、是の中長老上座有れば應に語りて言へ「我れ等大失にして非得、大衰にして非利大惡不善なり、我れ等信の故に佛法中に於て出家し道を求む、今鬪諍相言を喜ぶ、我れ等若し是の事の根本を求むれば僧中に未だ起きざる事便ち起り已でに起れる事滅すべからず、今汝等當に自ら意を屈し我れ等の作す所の罪偸蘭遮を除き白衣相應罪を除き今自らの爲めに及び彼の爲めの故に當に現前に發露悔過して覆藏せず」と。諸比丘言はく自ら罪を見るや不やと、答へて言はく罪を見ると、如法に悔過し復更らに起す事莫れと。第二部の衆も亦應に是の如く說くべし、是れを[一九]布草比尼と名づく。是の中云何んが現前と名づく、布草を與ふるの人及び布草を得る者一處に和合し法の如く比尼の如く佛敎の如く作すなり、作すとは與に布草羯磨を作すなり、是れを現前及び布草滅と名づく。是れを犯罪事は三比尼を用つて滅すとす、所謂現前自言、布草なり。

五、問ふ、常所行事は云何んが一現前比尼を以つて滅す、作白を與ふる人、作白を得る者一處に和合し法の如く比尼の如く佛敎の如く作すなり、白一羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩說戒、自恣、受歲、立十四人羯磨に羯磨を與ふる人、羯磨を得る者一處に和合し法の如く比尼の如く佛敎の如く作す、是れを常所行事は一比尼を用ひて滅す、所謂現前比尼なりと名づく。八法中諍事法第八竟る。

【一九】布草比尼。註二十の三一參照。

前及び實覓なり。

四、問ふ、犯罪事は云何んが三滅諍事を以つて滅するや、答ふ、所謂現前及び自言、現前及び布草なり。云何んが現前及び自言なる、如し比丘若し他比丘の罪を說き若しは罪を說かず、若しは憶念せしめ若しは憶念せしめざるに自ら言はく、我僧伽波尸沙を犯ぜりと、是の比丘僧に從ひて別住を乞ひ、僧法の如く比尼の如く佛教の如く別住を與ふ、是の中云何んが現前と名づく、別住を與ふる人、別住を得る者、一處に和合し法の如く比尼の如く佛教の如く作す、作すとは彼の人の與に別住を作すなり。是の中云何んが復法の如く自言すと名づく、如し比丘若し他比丘の罪を說き若しは罪を說かず、若しは憶念せしめ若しは憶念せしめざるに自ら言はく、我れ僧伽波尸沙を犯ぜりと、是れ應に摩那埵、本日治を與ふべく應に出罪を與ふべし、是の比丘僧に從ひて摩那埵、本日治、出罪羯磨を乞ひ僧は法の如く比尼の如く佛教の如く出罪羯磨を作す。是の事何等か現前なる、出罪を與ふる人、出罪を得る者一處に和合し法の如く比尼の如く佛教の如く作す、作すとは是の比丘の與に出罪を作すなり。是の中云何んが復如法に自言すと名づく、如し比丘若しは他に罪を說き若しは說かず、若しは憶念せしめ若しは憶念せしめざるに自ら言はく、我れ悔過すべき罪を犯ぜりと、是の中現前とは悔過を與ふる人、悔過を作す人一處に和合し法の如く比尼の如く佛教の如く作すなり。作すとは與に悔過すべきを作すなり、是れを現前比尼及び自言比尼滅と名づく。又問ふ、云何んが現前比尼及び布草なる、如し一住處の諸比丘鬪諍を喜び惡口相言す、是の諸比丘一處に和合して是の念言を作す、我れ等大衰失利せり、我れ等佛法中に於て信を以つて出家し而も今惡口相言を作す、我れ等若し是の事の根本を求覓すれば未だ起らざる事便ち起り已でに起れる事は滅すべからずと。是の中一比丘應に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の事布草比尼を以つて滅せん、是れを白と名づく」。卽の時是の諸比丘應に別れて兩部と作り是の中若し上座若

和合すべしとは是の比丘先きに意を作し是の行籌を用つて當に僧を和合すべしとするなり。是れを十如法行籌と名づく。

(18)若し僧事は僧に付す可し、三人二人一人に付すべし、僧事とは僧應に僧事を受くべし、三人二人一人應に僧事を受くべし、僧は應に僧事を滅すべし、三人二人一人應に滅すべし、是れを諍事を二比尼を用ひて滅すと名づく。

三、云何んが無根事諍四比尼を用つて滅す、所謂現前及び憶念滅若しは現前及び不癡滅、若しは現前及び實覓罪滅なり。云何んが現前及び憶念滅なる、〔一五〕陀驃力士子比丘の如し、〔一六〕彌多羅比丘尼無根波羅夷法を以つて謗ず、是の事を以つての故に或は僧或は三人二人一人數數是の事を問ひて憶念せしむ、是の陀驃比丘僧に從ひて憶念比尼を乞ふ、僧憶念比尼を與ふ、法の如く比尼の如く佛敎の如くす。現前比尼とは憶念比尼を與ふる所の人憶念比尼を得れば一處に和合し法の如く比尼の如く佛敎の如くす、是れを現前及び憶念比尼と名づく、云何んが現前及び不癡滅なる、〔一七〕施越沙比丘の如し、狂心顚倒し種種の惡不淸淨の事を道に隨順せず出家の人の作す應からざる所を作し是の人還本心を得、是の事を以つての故に或は僧或は三人二人一人數數說きて憶念せしむ、是の施越沙比丘僧に從ひて不癡比尼を乞ひ、僧不癡比尼を與へ法の如く比尼の如く佛敎の如くす、是の中何等か是れ現前比尼なる、不癡比尼を與ふる人、不癡比尼を得る者一處に和合し法の如く比尼の如く佛敎の如くす、是れを現前及び不癡比尼滅と名づく、云何んが現前及び實覓比尼なる、〔一八〕象首比丘釋子の如し、無慚無愧にして見聞疑の罪を犯じ先きには自ら犯ずと言ひ後には作さずと言ふ、僧是の人に實覓比尼を與へ法の如く比尼の如く佛敎の如くす、是の中何等か是れ現前比尼なる、實覓比尼を與ふるの人、實覓比尼を得る者と一處に和合し法の如く比尼の如く佛敎の如くす、是れを現前比尼及び實覓比尼滅と名づく、是れを無根事を四比尼を用つて滅すと名づく、所謂現前及び憶念、現前及び不癡、現

【一五】陀驃力士子比丘。十三僧殘第八世根謗戒、第九假根謗戒(卷四)の下參照。(註四の九)

【一六】彌多羅比丘尼。註四の一六參照。

【一七】施越沙比丘(Gagga)。卷二十七滅諍法不癡比尼の下參照。

【一八】象首比丘釋子(Hattha-kasakyaputta)。訶哆釋子とも云ふ、註八の四、及び第二十卷實覓比尼の下參照。

て多く非法者を有らしめんと欲すとは是の比丘先きに意を作し是の行籌を用つて多く非法を説く者有らしめんとするなり。是の行籌を用つて當に多く比丘の非法なる者有るべしとは是の比丘先きに意を立て是の行籌を用つて當に多く非法を說く者有るべしとするなり。是の行籌を以つて和合僧を破せんと欲すとは是の比丘先きに意を作し是の行籌を用つて和合僧を破せしめんとするなり。是の行籌を用つて當に和合僧を破すべしとは是の比丘先きに意を作し我れ是の籌を行ずれば當に和合僧を破すべしとするなり。是れを十種の非法行籌と名づく。

(17)十如法行籌とは小事を以つて行籌す、未だ過ぎざる事に行籌す、長老に問ひて行籌す、如法行籌、和合衆行籌、如法和合衆行籌、是の行籌を用つて多く如法者有らしめんと欲す、是の行籌を用つて當に多く如法者有るべし、是の行籌を用つて僧をして和合せしめんと欲す、是の行籌を用つて當に僧を和合すべし。問ふ云何んが小事を以つて行籌すと名づく、答ふ懺悔すべき事の爲に行籌するなり。未だ過ぎざる事に行籌すとは是の事此の住處に在り未だ彼の住處に到らざるなり。長老に問ひて行籌すとは比丘の修多羅、比尼、摩多羅伽を持する者有り、數往いて問ふなり、何か善にして何か不善なる、何者か有罪にして何者か無罪なる、何者か白にして何者か黑なる、何者か今世の利にして何者か後世の利なる、何者の導利人行是れ好にして惡に非らざると。如法行籌とは法に違せず行籌するなり。和合衆行籌とは同界內の僧和合して一處に行籌するなり。如法和合衆行籌とは如法に同界內の衆一處に集まりて行籌するなり。是の行籌を用つて多く如法者を有らしめんと欲すとは是の比丘先きに意を作し此の行籌を以つて多く如法を說く者を有らしめんとするなり。是の行籌を用つて當に多く比丘の如法なる者有るべしとは是の比丘先きに意を作し是の行籌を用つて當に多く比丘の如法を說く者有るべしとするなり。是の行籌を用つて僧を和合せしめんと欲すとは是の比丘先きに意を作し是の行籌を用つて僧を和合せしめんと欲するなり。是の行籌を用つて當に僧を

こと能はず、僧に還して復斷ずること能はず、近住處の僧も亦斷ずること能はず、先きの烏廻鳩羅斷ずること能はず、後の烏廻鳩羅斷ずること能はず、先の烏廻鳩羅に還して復斷ずること能はず、近住處の僧に還して復斷ずること能はず、傳事人道中にても亦斷ずること能はず、大衆僧及び上座の波羅提木叉を知說するもの斷ずること能はず、傳事人道中にて斷ずること能はず、三比丘二比丘の能く修多羅を持する者、比尼を持する者、摩多羅伽を持する者、四衆の恭敬する所の者皆斷ずること能はず　大德是の事を取り法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷じたまへと。是の一比丘四衆の恭敬尊重する所の者應に是の言を作すべし、二人相言して倶に勝を得べからず、是の中必ず一は勝ち一は負くと、若し是の如き語を作せば是れを如法を說く者と名づく、若し是の如き語を作さゞれば是れを非法を說く者と名づく。若し比丘如法に事を滅し已りて還た更に發起すれば波逸提なり、若し但だ訶責するは突吉羅なり。

(16)十種の如法行籌有り、十非法行籌有り、十非法行籌とは小事を以つてせず行籌す、已でに過ぎし事に行籌す、長老に問はずして行籌す、非法に行籌す、別衆にて行籌す、非法別衆にて行籌す、是の行籌を用つて多く非法者を有らしめんと欲す、是の行籌を用つて當に多く非法者有るべしとす、是の行籌を用つて和合僧を破せんと欲す、是の行籌を用つて當に和合僧を破らるべしとす。問うて言はく云何んが小事を以つてせず行籌す、答ふ、懺悔すべき事の爲にせずして行籌す。已に過ぎたる事に行籌すとは是の事此の住處より彼の住處に到るなり。長老に問はずして行籌すとは比丘の修多羅比尼、摩多羅伽を持する者有り、數往いて諸問せず、何か善にて何か不善なる、何者か有罪にして何者か無罪なる、何者か白にして何者か黑なる、何者か今世の利にして何者か後者の利なる、何者の導利人行是れ好にして非惡なると。非法行籌とは不如法行籌なり。別衆行籌とは同一界內の別處に行籌するなり。非法別衆行籌とは不如法に同一界中の別處に行籌するなり。是の行籌を用つ

籌とは若し人有り闇中に籌を行じ若しは壁障有る處にて行籌す、是れを覆藏行籌と名づく。顚倒行籌とは若し顚倒して籌を行ず、如法を説く人の籌を以つて非法を説く人に與へ非法を説く人の籌を以つて如法を説く人に與ふ、是れを顚倒と名づく。期とは若し諸比丘和上阿闍梨に隨ひて期を作し同和上同阿闍梨に隨ひ相識に隨ひ共語に隨ひ善知識に隨ひ同心に隨ひ國土に隨ひ聚落に隨ひ處に隨ひ共に期を作す、我れ等如是如是の籌を取る、汝等我が邊を遠ざかる莫れ、別する莫れ異する莫れ不共語する莫れ一事に共同せんと、是れを期と名づく。一切僧取籌とは爾の時一切僧應に一處に和合すべし、欲を取ることを得ず、何を以つての故に、或は多比丘非法を説く故に、是れを一切僧取籌と名づく。

若し是の衆僧及び大上座大長老能く法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずれば卽ち名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり。現前比尼とは僧現前人現前比尼現前なり、僧現前とは上に説くが如し、人現前比尼現前も亦上に説くが如し。

(14)若し是の衆僧及び上座の波羅提木叉を説くもの是の事を斷ずること能はざれば應に傳事人に還付すべし、傳事人是の事を取り道中に於いて斷じ法の如の比尼の如く佛敎の如く斷ずべし。若し是の傳事人道中に於いて能く法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは上に説くが如し。

(15)若し是の傳事人法の如く比尼の如く佛敎の如く斷ずること能はざれば是の比丘道中に若し彼處の僧坊中に若しは三比丘若しは二若しは一比丘の能く修多羅(しゆたら)を持し比尼(びに)を持し摩多羅伽(またらか)を持すに有り、四部衆の恭敬尊重する所なりと聞かば是の傳事の人應に彼の住處に到り應に一比丘に語りて言ふべし、大德是の事如是如是の因緣にて起こり闥賴吒(だつらいた)斷ずること能はず、僧斷ずること能はず、先の烏廻鳩羅(うゑくら)斷ずること能はず、後の烏廻鳩羅斷ずること能はず、先きの烏廻鳩羅に還して復斷ずる

五法有れば立てて行籌人と作すべからず、愛に隨ひ愼に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ籌と行ぜると籌を行ぜざるとを知らず。若し五法を成就すれば應に立てて行籌人と作すべし、愛に隨はず、愼に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、籌を行ぜると籌を行ぜざるとを知るなり。是の中一比丘唱言せよ「大德僧聽きたまへ、某甲比丘能く僧の爲めに行籌人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲比丘を立てて行籌人と作さん、是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧某甲比丘を立てて行籌人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。若し比丘已でに行籌人を作せば僧の多少に隨ひて應に二種の籌を作るべし、一分は長、一分は短なり、一分は白、一分は黑なり、如法を說く者は爲めに長籌を作し非法を說く者は爲めに短籌を作す、如法を說く者は爲めに白籌を作し、非法を說く者は爲めに黑籌を作す、如法を說く籌は右手を以つて捉り非法を說く籌は左手を以つて捉る、如法を說く籌は緩るく捉り非法を說く籌は急に捉る、先きに如法を說く籌を行じ後に非法を說く籌を行ず。行籌人應に是の言を作すべし、此れは是れ如法を說く者の籌なり、此れは是れ非法を說く者の籌なりと、若し籌を行じ竟り如法を說く者の籌乃至一を多とするも是の事を斷ずるに二比丘を用ふと名づく、謂はく現前比丘、多覓比尼なり、現前比丘とは是の中若し隨助擧事人、有事人有り、共に和合して一處に現前し、法の如く比尼の如く佛教の如く除斷す、是れを現前比尼と名づく。是の中多覓比尼とは是の中應に求覓往來し如法を問ひて除斷すべし。若し非法を說く者の籌乃至一を多とすれば是の事も亦斷ずるに二比丘を用ふると作す、現前比尼、多覓比尼なり。現前比尼とは是の中若し隨助擧事人及び有事人有り、共に和合し一處に現前し法の如く比尼の如く佛教の如く除斷するなり、是れを現前比尼と名づく、是の中多覓比尼とは是の中應に求覓往來し非法を問ひて除斷すべし。

[一四] 行籌人に四種有り、一には藏行籌、二には顚倒行籌、三には期行籌、四には一切行籌なり。藏行

【一四】四種の行籌。巴利律には三種の集籌法(tayo salaka-gāhā)を聽すとし、秘密(gūlha-ka)、耳語(sakaṇṇajappaka)、公開(vivaṭaka)を出す。

傳事の人と作すべからず、愛に隨ひ愼に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ滅と滅せざるとを知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てゝ傳事の人と作すべし、愛に隨はず愼に隨はず怖に隨はず癡に隨はず滅と不滅とを知るなり。爾の時傳事の人應に是の事を持して去くべし、若し道中にて能く法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふると爲す、謂はく現前比尼なり。現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。若し傳事の人道中にて法の如く比尼の如く佛教の如く斷ずる事能はざれば應に持して彼の住處に至るべし、彼の住處に至り已りて是の中若し上座有り多知多識の長老比丘なれば應に是の人に語りて言ふべし、是の事の諍事是の如き因緣より起り闥賴吒斷ずる事能はず、衆僧斷ずる事能はず、先きの二烏廻鳩羅斷ずる事能はず、後の二烏廻鳩羅斷ずる事能はず、先きの烏廻鳩羅に還付し復斷ずる事能はず、僧に還付し僧復斷ずる事能はず、近住處の僧も亦斷ずる事能はず、近住處の二烏廻鳩羅も斷ずる事能はず、後の二烏廻鳩羅も亦斷ずる事能はず、先きの二烏廻鳩羅に還付し復斷ずる事能はず、近住處の僧に還付し復斷ずる事能はず、傳事の人道中に是の事を斷ずる事能はず、來りて此の間に至る、汝長老能く是の事を受けて斷ずるや不やと。若し能く斷ずと言はば應に[一二]與に期を作すべし、若し期を作さざれば汝と與にするを得ずと、期とは乃至九月なり。

(13)事に五種斷じ難き有り、一には堅、二には强、三には佷戾、四には往來、五には疑異なり。堅とは是の事を(堅)執するなり、强とは擧事人有事人勸健强力なるなり、佷戾とは擧事人、有事人惡性佷戾(惡性)なるなり、往來とは此の事一住處より一住處に至るなり、疑畏とは諸比丘事を斷ずる時一心和合僧を破し兩段と作すを畏るるが故に先きに應に[一三]行籌人を立つべし、是の如く立つべし、一心和合僧にて問うべし、誰れか能く行籌人と作ると、是の中人有り我れ能くすと言はんに

【一二】期を作す。註二十の二八參照。

【一三】行籌人。註二十の二九參照。

く遠去すべし、若し二烏廻鳩羅若し下座なれば應に諸上座に從ひて欲を取り已りて小らく遠去すべし、應に法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずべし。若し二烏廻鳩羅能く法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふると爲す、謂はく現前比尼なり。現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前比尼現前も亦上に說くが如し。

(10)若し是の烏廻鳩羅如法に是の事を斷ずる事能はざれば應に先きの烏廻鳩羅に還付すべし、先きの烏廻鳩羅應に是の事を受け法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずべし。是の烏廻鳩羅若し能く法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり。現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(11)若し是の先きの烏廻鳩羅復法の如く比尼の如く佛敎の如く斷ずる事能はざれば應に僧に捨付すべし、僧是の事を受け法の如く比尼の如く佛敎の如く斷ずべし、一比丘を用ふ謂く現前比尼なり、現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(12)若し是の近住處の僧法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずる事能はざれば近處の僧若し某處に衆僧の好上座有り波羅提木叉法を知り是の僧に多く比丘の修多羅(しゆたら)を持する者、比尼(びに)を持つ者、摩多羅伽を持する者有りと聞かば是の近住處の僧應に是の事を以つて使ひを遣して某處の大僧中に至るべし、應に先きに[二]傳事人(でんじにん)を立つべし、若し界外ならば衆僧の數を滿たさしむべし、立つ法は一心和合僧に應に問ふべし、誰れか能く傳事の人と作り是の處より是の事を持して某處に至る、若しは道中に能く是の事を斷ずと、若し是の中人有りて我れ能くすと言はんに若し五法有れば立てゝ

【二】傳事人。註二十の二七參照。

若し我れ能くすと言はんに若し五法有れば立作すべからず、何等か五なる、愛に隨ひ愼に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ斷と不斷とを知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てゝ烏廻鳩羅と作すべし、愛に隨はず愼に隨はず怖に隨はず癡に隨はず斷と不斷とを知るなり、卽の時一比丘僧中に唱言せよ「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏廻鳩羅と作り能く法の如く比尼の如く佛敎の如く僧中に隨ふ事を斷ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲某甲比丘の烏廻鳩羅と作りて如法に僧中に隨ふ事を斷ずるを是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧某甲某甲比丘を立てゝ烏廻鳩羅の僧に隨ふ事を斷ずるに作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。是の二烏廻鳩羅比丘若し是れ上座なれば諸下座比丘應に來りて此の二烏廻鳩羅比丘に欲を與へ已りて小らく遠去すべし、若し此の二烏廻鳩羅比丘是れ下座なれば應に上座比丘に從ひて欲を取り已りて小らく遠去すべし、當に法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずべし。是の二烏廻鳩羅若し能く法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂く現前比尼なり。現前比丘とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前比尼現前も亦上に說くが如し。

(9) 若し二烏廻鳩羅法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずる事能はざれば應に更らに二烏廻鳩羅を立つべし、立つる法は一心和合僧中に問うて言へ、誰れか能く烏廻鳩羅と作り如法に僧中に隨ふ事を斷ずるやと。若し我れ能くすと言はゞ一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏廻鳩羅と作り如法に僧中に隨ふ事を斷ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲某甲比丘の儲廻鳩羅と作りて僧中に隨ふ事を斷ずるを是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧某甲某甲比丘を立て烏廻鳩羅の僧中に隨ふ事を斷ずるに作し竟んぬ、僧は忍じたまへり默然するが故に、是の事是の如く持す」。是の二烏廻鳩羅若し是れ上座なれば諸下座比丘應に欲を與へ已りて小ら

を用ふと爲す、謂く現前比尼なり。現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(6)若し是の先きの二烏廻鳩羅復法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷ずる事能はざれば應に僧に捨付すべし、僧は應に是の事を受け法の如く比尼の如く佛教の如く斷ずべし。若し僧是の事を取りて能く法の如く比尼の如く佛教の如く斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、謂はく現前比尼なり、現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(7)僧法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷ずる事能はざれば僧應に使ひを遣し近住處の僧の所に往いて是の言を作すべし。是の事如是如是の因緣起り闥賴吒斷ずる事能はず、衆僧斷ずる事能はず、二烏廻鳩羅斷ずる事能はず、後の二烏廻鳩羅復斷ずる事能はず、先きの二烏廻鳩羅に還し復斷ずる事能はず、僧に還し復斷ずる事能はず、汝等大德和合せよ、是の事を斷ずる爲めの故にと。卽の時彼の衆應に和合すべし、若し僧先きに安居すれば應に七日去を受くべし、若し七日盡くれば應に三十九夜去を受くべし、若し三十九夜盡くれば應に破安居し來りて一處に集まり是の事の應に斷ずべきを受くべし、近處僧應に是の事を受け法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷ずべし。若し近處僧能く法の如く比尼の如く佛教の如く斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一滅諍事滅を用ふと名づく、所謂現前比尼なり、現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(8)若し近處の僧法の如く比尼の如く佛教の如く是の事を斷ずる事能はざれば爾の時應に僧中に二烏廻鳩羅を立て斷ぜしむべし。二烏廻鳩羅を立つる羯磨法は一心和合僧に一比丘僧中に問うて言はく、誰れか能く烏廻鳩羅と作り法の如く比尼の如く佛教の如く此の僧中に隨ふ事を斷ずと、是の中

に隨ふ事を斷ずるに作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。是の二烏廻鳩羅比丘若し是れ上座なれば諸下座比丘應に此の二人に〔一〇〕欲を與へ已りて遠去すべし、若し是の二烏廻鳩羅是れ下座なれば應に諸上座に從ひて欲を取り已り小らく遠去すべし、當に如法如比尼如佛教に是の事を斷ずべし、若し二烏廻鳩羅能く如法如比尼如佛教に是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、所謂現前比丘なり。現前比丘とは僧現前、人現前、比丘現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(4)若し二烏廻鳩羅如法如比尼如佛教に是の事を斷ずる事能はざれば是の二烏廻鳩羅應に更らに二烏廻鳩羅を立つべし。立つる法は一心和合僧一比丘僧中に問うて言はく、誰れか能く烏廻鳩羅と作り僧中に隨ふ事を斷ずと、若し我れ能くすと言はば一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏廻鳩羅と作り如法如比尼如佛教に僧中に隨ふ事を斷ぜん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲某甲比丘を立てて烏廻鳩羅の能く如法に僧中に隨ふ事を斷ずるに作さん、是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧は某甲某甲比丘を立てて烏廻鳩羅の僧中に隨ふ事を斷ずるに作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。是の二烏廻鳩羅若し是れ上座なれば諸下座比丘應に欲を與へ已りて小らく遠去すべし、若し二烏廻鳩羅是れ下座なれば應に諸上座比丘に從ひて欲を取り已りて小らく遠去すべし、當に如法如比尼如佛教に是の事を斷ずべし。若し二烏廻鳩羅能く如法如比尼如佛教に是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふと爲す、所謂現前比尼なり。現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは上に說くが如し、人現前、比尼現前も亦上に說くが如し。

(5)若し是の二烏廻鳩羅如法に斷ずる事能はずれば先きの二烏廻鳩羅に還付し、先きの二烏廻鳩羅應に如法比尼如佛教に斷ずべし、若し能く如法に是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼

〔一〇〕與欲。委任するなり。

するなり、謂はく現前比尼なり。現前とは人現前、比丘現前なり、人現前とは是の中隨助擧事人、有事人共に一處に集まる、是れを人現前と名づく。比尼現前とは法の如く毘尼の如く佛敎の如く是の事を滅す、是れを比尼現前と名づく。若し是の闥頼吒法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずる事能はざれば應に僧に捨付すべし。僧は應に是の事を受け法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずべし、若し僧能く法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずれば是れを名づけて斷ずるに一比尼を用ふると爲す、所謂現前比尼なり。現前比尼とは僧現前、人現前、比尼現前なり、僧現前とは是の中所有の中に共に羯磨を作す可き比丘共に一處に同心和合し欲を受くべき者は欲を持し來り現前比丘の能く遮する者遮せず是れを僧現前と名づく。人現前とは隨助擧事人、有事人有り共に一處に集まる、是れを人現前と名づく。比尼現前とは法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ず、是れを名づけて斷と爲す。

(3) 若し僧法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずる事能はざれば爾の時應に僧中に二烏廻鳩羅[九]を立つべし、應に羯磨して此の人に是の事を斷ぜしむべし。羯磨は一心和合僧に一比丘僧中に問うて言はく、誰れか能く烏廻鳩羅と作り法の如く比尼の如く佛敎の如く是の事を斷ずと。僧中に若し我れ能くすと言はんに若し五法有れば立てゝ烏廻鳩羅と作すべからず、何等か五なる、愛に隨ひて行じ、瞋に隨ひて行じ、怖に隨ひて行じ、癡に隨ひて行じ、斷と不斷を知らざるなり。五法を成就すれば應に立てゝ烏廻鳩羅と作すべし、愛に隨はずして行じ、瞋に隨はずして行じ、怖に隨はずして行じ、癡に隨はずして行じ、斷と不斷を知るなり。卽の時一比丘應に僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く烏廻鳩羅と作り法の如く比尼の如く佛敎の如く僧中に隨ふ事を斷ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲某甲比丘を立て烏廻鳩羅と作し能く法の如く僧中に隨ふ事を斷ずるを、是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し、「僧某甲某甲比丘を立てゝ烏廻鳩羅の僧中

【九】烏廻鳩羅。次に說明するが如く諍事を斷ずる爲の委員なり。巴利律に Ubbāhikā と云ふものこれに相當す、巴利律には十德を具するもの烏廻鳩羅たり得とす。(CV. IV. 14, 19)、註二十の(二)參照。

爲す。不善とは若し諸比丘不善心もて共に諍し他の罪を出だす、有殘作、有殘不作、有殘作不作、無殘作、無殘不作、無殘作不作、有殘無殘作、有殘無殘不作、有殘無殘作不作なり、是れを不善と名づく。無記とは若し諸比丘善心不善心を以つてせず共に諍し他の罪を出だす。有殘作、有殘不作、有殘作不作、無殘作、無殘不作、無殘作不作、有殘無殘作、有殘無殘作不作、有殘無殘作不作なり、是れを無記と名づく。犯罪事は善と爲し不善と爲し無記と爲すや、犯罪事は或は不善、或は無記なり。不善とは若し諸比丘佛の結戒を知りて故らに犯ず、是れを不善と名づく、無記とは故らに佛所結の戒を犯ぜず是れを無記と名づく。常所行事は善と爲し不善と作し無記と爲すや、或は善、或は不善、或は無記なり。善とは若し諸比丘善心もて白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣、立十四人羯磨を作す、是れを善と名づく。不善とは若し諸比丘不善心を以つて、白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣、立十四人羯磨を作す、是れを不善と名づく。無記とは若し諸比丘善心不善心を以つてせず、白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣、立十四人羯磨を作す、是れを無記と名づく。

二、(1)長老優波離佛に問へり、鬪諍事は幾滅諍事を以つて滅す、佛言はく、二滅諍事を以つて滅す、何等か二なる、[七]現在比尼滅及び多覓比尼滅を以つてなり。又問ふ、世尊、無根事は幾滅諍事を以つて滅するや、佛言はく、四滅諍事を以つて滅す、現前比尼及び憶念比尼滅、現前比尼及び不癡比尼滅、現前比尼及び實覓比尼滅を以つてなりと。又問ふ、世尊、犯罪事は幾滅諍事を以つて滅するや佛言はく、三滅諍事を以つて滅す、現在比尼及び自言比尼滅、現前比尼及び布草比尼滅なり。又問ふ、世尊、常所事行は幾滅諍事と用つて滅するや、佛言はく一滅諍事を以つて滅す、現前比尼滅なり。

(2)鬪諍事は云何んが二滅諍事を以つて滅す、何の住處を以つて諍有るに隨ひ相言比丘是の事を[八]闥頼吒にはして斷ず、闥頼吒比丘は應に是の事を受け法の如く比尼の如く佛敎の如く滅すべし。若し闥頼吒比丘能く法の如く比尼の如く佛敎の如く滅すれば是の事を滅と名づけ一滅諍事を以つて滅

【七】現前比尼等。第二十卷七滅諍法の下參照。

【八】闥頼吒。註二十の一九參照。

ざる有り。諍事にして無事諍に非らざる有りとは三種の諍事是れなり。無事諍にして亦諍事なる有りとは比丘有り、無事諍にして亦諍事を起すなり。無事諍に非らずとは上の三句を除く。所有の犯罪は皆諍事と名づくるや、諍事にして亦犯罪と名づくる有りや、犯罪にして諍事に非らざる有り、諍事にして犯罪に非らさる有り、犯罪にして亦諍事なる有り、犯罪に非らず諍事に非らざる有り。犯罪にして諍事に非らざる有りとは犯罪と名づくる所なり。諍事にして犯罪に非らざる有りとは三種の諍事なり。犯罪にして亦諍事なる有りとは犯罪と名づくる所にして亦諍なるなり。犯罪に非らず諍事に非らずとは上の三句を除く。所有の常所行事は皆諍事と名づくるや、諍事にして亦常所行事と名づくる有りや。常所行事にして諍事に非らざる有り、諍事にして常所行事に非らざる有り、常所行事にして亦諍事なる有り、常所行事に非らず諍事に非らざる有り。常所行事にして諍事に非らざる有りとは作法と名づくる所なり、諍事にして常所行に非らざる有りとは三種の諍事なり。常所行にして亦諍事なる有りとは常所行にして亦諍なるなり、常所行事に非らず諍事に非らずとは上の三句を除く。

(4)鬪諍事は善と爲し不善と爲し無記[六]と爲すや、或は善、或は不善、或は無記なり、云何んが善と名づく、諸比丘有り、善心もて共に諍す、所謂是れ法なり、是れ非法なり、是れ律なり、是れ非律なりと、是れを善と名づく。云何んが不善なる、比丘有り不善心もて共に諍す、是れ法なり、是れ非法なり、是れ律なり、是れ非律なりと。是れを不善と名づく。云何んが無記と名づく。諸比丘有り、善心不善心を以つてせず共に諍す、是れ法なり、是れ非法なり、是れ律なり是れ非律なりと、是れを無記と名づく。無根事諍は善と爲し不善と爲し無記と爲すや、或は善或は不善或は無記なり。善とは若し諸比丘善心もて共に諍し他比丘の罪を出だす、有殘作、有殘不作、有殘作不作、無殘作、無殘不作、無殘作不作、有殘無殘作、有殘無殘作不作、有殘無殘作不作なり。是れを名づけて善と

【六】無記。善にも惡にも非らざるものなり。

自恣、立十四人羯磨是れを常所行事と名づく。

(2)鬪諍事は何を以つて本と爲す、[五]十四破僧の因縁及び六鬪諍の本有り、是れを鬪諍事の本と名づく。無根事は何を以つて根本と爲す、三根本有り、見根、聞根、疑根なり、若し比丘比丘と鬪諍相言し已身に罪を作し他人をして說かしむ、有殘作、有殘不作、有殘作不作、若しは無殘作、無殘不作、無殘作不作、若しは有殘無殘作、有殘無殘不作、有殘無殘作不作なり。若しは口、若しは意に罪を作して他人をして說かしむ、有殘作、有殘不作、有殘作不作、無殘作、無殘不作、無殘作不作、有殘無殘作、有殘無殘不作、有殘無殘不作なり。是の中より他の罪を出だし異す、是れを無根事根本と名づく。犯罪諍は何を以つて本と爲し何事より起る、五種の他より起り五種の犯を本と爲す、犯有り身作にして（作）に非らず、心作に非らず、犯有り口作にして身に非らず心作に非らず、犯有り身作心作にして口作に非らず、犯有り口作心作にして身作に非らず、犯有り身作口作心作なり、但心犯無し、是れより犯起る、是れを犯罪の根本と名づく。常所行事は何を以つて本と爲し何事より起る、所作事は僧より起り僧を根本と爲す、是れを常所行事の根本と名づく。

(3)所有の鬪諍は皆諍事と名づくるや、諍事にして亦鬪諍と名づくる有りや。鬪諍有りにして諍事に非らざるなり、諍事にして鬪諍に非らざる有り、鬪諍にして亦是れ諍事なる有り、鬪諍に非らず、諍諍に非らざる有り。鬪諍にして諍事に非らざる有りとは若し比丘但相道說し未だ鬪諍を成ぜざるなり。諍事にして鬪諍に非らざる有りとは三種の諍事なり。鬪諍にして亦是れ諍事なる有りとは若し比丘相道說し亦鬪諍事を成ずるなり。鬪諍に非らず諍事に非らざる有りとは上の三句を除く。所有の無事諍は皆名づけて諍事と爲すや、諍事にして亦無事諍と名づくる有りや。無事諍にして諍事に非らざる有り、諍事にして無事諍に非らざる有り、無事諍にして亦諍事なる有り、無事諍に非らず、諍事に非らざる有り。無事諍にして諍事に非らざる有りとは但他の罪を說きて未だ諍事を起さ

【五】十四破僧。十三僧殘第十破僧違諫戒（第四卷）二の下參照。

卷の第三十五　（五誦之七）

八法中諍事法節八[一]

15諍[二]　事　法（二五一 a）

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘比丘と共に諍し惡口相言し諸比丘尼に比丘尼と共に諍し、諸式叉摩尼式叉摩尼と共に諍し諸沙彌沙彌と共に諍し、諸沙彌尼沙彌尼と共に諍し惡口相言せり。迦留陀夷比丘諸比丘と共に諍し惡口相言し已り諸比丘尼を隨順佐助もり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ比丘と共に諍し已り強ひて比丘尼を佐助するやと、是の如く訶し已り佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに迦留陀夷に問ひたまへり。汝實に是の事を作すや不やと、答へて言はく實に作せり世尊と。佛種種の因緣もて迦留陀夷比丘を訶責したまへり、云何んが比丘が名づけ諸比丘と共に諍し惡口相言し已り強ひて諸比丘尼を佐助するやと、是の如く訶し已りて諸比丘に語りたまへり、今より四種の諍事有りて出づ、一に[三]鬪諍事、二には無根事、三には犯罪事、四には常所行事なり。鬪諍事とは如し諸比丘比丘と共に諍し惡口相言す、是れ法なり是れ非法なり、是れ善なり是れ不善なりと、是の中共に諍する故に別異を相助す、是れを鬪諍事と名づく。無根事とは如し諸比丘餘比丘の犯罪を出す、若しは[四]有殘作、有殘不作、有殘作不作なりと、若しは無殘作、無殘不作、無殘作不作なり、若しは有殘無殘作、有殘無殘不作、有殘無殘作不作なりと、是の中犯罪を出すこと無根なる故に共に相纏著す、是れを無根事と名づく。犯罪事とは五種の犯有り、波羅夷、僧伽婆尸沙、波逸提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯ずるなり、若しは犯じ若しは汚し若しは悔せず、是れを犯罪事と名づく。常所行事とは衆僧の所作の事若しは白一羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩

【一】諍事法(Samathakkhandhaka)。四分律には第十六滅諍揵度、巴利律は小品第四、五分律は第十滅諍法なり。
【二】この卷第二十卷七滅諍法參照。

【三】鬪諍事等。註四の三一參照。

【四】有殘作云云。以下第三十三卷僧殘悔法、二の(3)の下參照。

も與へずと。時に王慚愧し小らく一面に却き諸大臣に問へり、我れ先きに是の言有るや不やと、大臣答へて言はく、王先きに是の言有りやと、王言はく何時と、答へて言さく某時日月なりと、卽ち計るに先きに語りて已來五百日を經、王卽ち下山す。時に人五百の群賊を捕得し王に與ふ、王問へり、此れは是れ何人なりやと、答へて言はく、是れ賊なりと、王問へり、應に何の罪を與ふべきと、大臣答へて言さく罪は應に死に至るべしと、王賊に問うて言はく汝能く我が意に隨ひて行ずるや不やと、賊言はく、大王何んの作す所を欲すと、王言はく汝等能く善人を供給するや〔以不〕や、賊言はく若し我れ等王の大恩を受く、隨つて行ぜざれば當に阿誰に隨ふべけんと、大臣言さく此の賊必ず當に諸比丘の物を偷奪すべしと、王言はく我れ能く方便を作して偷奪せざらしめんと。時に王多く田宅人民を給し粟食を倍與し竹園を去ること遠からず淨人聚落を立作せり。時に諸淨人相識共語共事に隨ひ同國城邑に隨ひ怖畏に隨ひ因緣有る者に隨ひて供給し、餘には供給せず是の事を佛に白せり、佛言はく應に淨人を使ふ主を立つべし、應に先に塔事を作し次ぎに四方僧事を作し次ぎに飲食事を作し次ぎに可分物事を作し次ぎに上座中座下座の與に作し、是の如くして一切僧の作を周遍するを敎ふべし。[四一]使淨人主を立つれば還白衣中に勤修能處分者を立つるを聽す。　八法中臥具法第十竟る。

【四一】使淨人主（Ārāmikapesaka）。

某甲比丘能く僧の爲めに維那と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲比丘を立てゝ維那と作さん、是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧某甲比丘を立てゝ維那と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

維那と作れる比丘は應に時限を知し、唱時を知し、犍稚を打つを知し、講堂食處を掃灑塗治するを知し、敷床榻を次第相續するを知し、淨果菜を敎ふるを知し、苦酒中の虫を看るを知し、飮食時に行水するを知し、衆散亂語する時彈指すべしと。

(3)爾の時諸沙彌和尚阿闍梨の與に隨ひて作し同和尚阿闍梨に隨ひ、相識共語共事に隨ひ、同國土同城邑同聚落に隨ひ、諸比丘の沙彌無き者諸惱亂有り、是の事を佛に白せり。佛言はく、應に一人を立てゝ主と爲し沙彌をして作さしむべし、先きに塔事を修治し次ぎに四方僧事を作し次ぎに飮食事を作し次ぎに可分物を作し、次ぎに上座中座下座の與にし是の如く一切僧作を周遍するを敎へよ。應に[四〇]分處沙彌人を立つべし、分處沙彌人を立て竟り應に先きに塔事を修治し四方僧事を(作)し飮食事を作し、次ぎに可分物を作し次第に上座中座下座の與に是の如くして一切僧の作を周遍するを數ふべし。

一一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時瓶沙王往いて竹林園に詣で觀看せり、王問ふ、長老摩訶迦葉今何所に在りやと、比丘答へて言さく、大王長老大迦葉今耆闍崛山上に於て泥を蹋むと。王即ち往いて問ふて言はく、大德何が故に自ら作すやと、答へて言はく、大王誰れか當に我が爲めに作すべきと、王言はく、我れ當に作人を與ふべしと語り已りて便ち還れり。第二に瓶沙王又時に往いて竹園に詣り觀看せり、王問ふ長老大迦葉今何所に在りやと、比丘答へて言さく、耆闍崛山上に於て泥を蹋むと。王即ち往いて見問ふて言はく、大德何んが故に自ら作すやと、答へて言はく大王誰れか當に我が爲めに作すと、王言はく、我れ當に作人を與ふべしと、大迦葉答へて言はく、大王數數許る

【四〇】分處沙彌人(Sāmaṇera-pesaka)。沙彌の監督者なり。

未だ[三七]分衣人有らず佛言はく、應に分衣人を立つべし。立つる法は一心和合僧に應に問ふて言ふべし。誰れか能く僧の爲めに分衣人と作ると、若し比丘有り我れ能くすと云はんに若し五法有れば立つべからず、何等か五なる、衣財を知らず、衣色を知らず、衣價を知らず、衣の頭數を知らず、與ふると未だ與へざるを知らざるなり。復五法有り、立て丶分衣人と作すべからず、何等か五なる愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ與ふると未だ與へざるを知らず、若し比丘五法を成就すれば立て丶分衣人と作すべし、衣財を知り、衣色を知り、衣價を知り、衣の頭數を知り、與と未與とを知る。又五法有り、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず與と未與を知る。即時一比丘僧中に唱言せよ「大德僧聽きたまへ、某甲比丘能く僧の與に分衣人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は某甲比丘を立てて分衣人と作さん、是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧は某甲比丘を立て丶分衣人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり默然するが故に、是の事是の如く持す」。佛舍衞國に在しき、分浴衣人無し、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に分浴衣人を立つべし、是の知分浴衣人應に上座の次に隨ひて與ふべしと。

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時祇陀林中の僧坊中に比丘の時限を知し時を唱ふるもの無く、人の犍稚を打つもの無く、人の講堂食處を掃灑塗治するもの無く、人の敷・床・榻を次第相續するもの無く、人の淨果菜を教ふる無く、人の[三八]苦酒中の虫を看る無く、飮食の時人の行水する無く衆の散亂語する時人の彈指する無し。是の事を佛に白せり佛言はく、應に[三九]維那を立つべしと、立つる法は一心和合僧に應に問ふべし、誰れか能く僧の爲めに維那と作ると。是の中若し比丘我れ能くすと言はんに五法有れば立て丶維那と作すべからず、何等か五なる、愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ淨不淨を知らず。若し五法を成就すれば應に立て丶維那と作すべし、五法とは愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず淨不淨を知るなり。即時一比丘僧中に唱言せよ「大德僧聽きたまへ、是の

【三八】分衣人(cīvarabhājaka)。

【三九】苦酒。倶執(Koccha)のことなるべし、敷具にして樹、皮、草、ぼろ等を中に入れて作れるものなり。

【四〇】維那。梵に羯磨陀那(Karmadāna)と云ふ、上に述ぶるが如き寺中の諸事務を指授する役にして譯して授事、知事、綱維、寺護等と云ふ、維那と云ふは維は綱維の義、那は羯磨陀那の那をとれるものなりと云ふ。

與ふれば犯ずることを畏れ與へざれば患を作すを懼れ云何んすべきを知らず是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に分處人を立つべし、分處人を立て已りて衆僧に白さずして十九錢を用ひ三究に供給することを得、若し更らに須ふれば應に僧に白し竟りて與ふべし。

憍薩羅國に阿練兒住處有り、爾の時賊有り阿練兒處に到りて乞食せり、作食人言はく、食は我れに由らず汝に與ふるを得ず、汝自ら沙彌に從ひて索めよと、諸賊卽ち沙彌に從ひて索む、沙彌言はく、我れ汝に與ふるを得ず、汝自ら知食比丘に從ひて索めよと、卽ち知食比丘に從ひて索む、知食比丘言はく、僧の爲めの故に、是の食を辦じ汝等の爲めにせずと、賊相謂ひて言はく、是の比丘何んぞ正爾に我れに食を與ふるを肯ぜんと、便ち一比丘を捉へ手脚を截り腰を斷ぜり、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく若し是の如き怖畏處有り若し少しく乞へば少を與へ若し半を乞へば半を與へ若し都て乞へば都て與へよ、是の因緣を以つての故に大衰惱を得ること莫れと。

一〇、(1)佛王舍城に在しき、爾の時衆僧衣を得人の守護する無し、佛言はく、應に守護衣人を立つべし、守護衣人を立つる法は一心和合僧に應に問ふて言ふべし、誰れか能く僧の爲めに諸衣を守護すと、若比丘我れ能くすと言はんに若し五法有れば立つべからず、何等か五なる、是の衣の從ひて得る處を知らず、衣價を知らず、若し衣を得るに云何んが受くべきを知らず、頭數を知らず、著衣處を忘る。若し五法を成就すれば立つべし、何等か五なる、衣の從ひて得る處を知り、是の衣價を知り、受くべきを知り、頭數を知り、著衣處を忘れず。卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の某甲能く僧の爲に能く守護衣人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲比丘を立てゝ守衣人と作さん、是れを白と名づく」。是の如く白二羯磨し「僧は某甲比丘を立てゝ守護衣人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。安衣人を立て已り

語らざるやと、當に湯藥・油・燈燭・臥具種種の所須を供養すべしと、諸居士房中に宿する所の者に隨ひ各自ら將ひ歸り與に坐處を敷きて坐せしめ自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめ水を以つて澡漱し小床を取りて坐し說法を聽き諸比丘に語れり、我が僧坊中に臥具前食後食有り、何ぞ此れに住せざる、復當に衣被を供養すべし、願くば是の僧坊をして用有らしめたまへと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、今より若し先きに空僧房中に諸比丘去かんと欲すれば應に羯磨して一比丘を立て常住せしむべし。知僧坊を立つる法は一心和合僧に問うて言へ、誰れか能く常住比丘と作り、某甲の空僧坊を知すと、若し比丘有りて我れ能くすと言はんに、五法有れば立てて常住比丘と作すべからず、何等を五と爲す、愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ作すべきと作すべからざるを分別するを知らず、若し五法を成就すれば應に立てて常住比丘と作すべし、愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、作すべきを作すべからざるを分別するを知る。卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某甲比丘能く常住知某甲空僧坊人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲比丘を常住知空僧坊人と立てん、是れを白と名づく」、是の如く白二羯磨し「僧某甲比丘を常住知某甲空僧坊人に立て竟んぬ、僧忍じたまへり默然するが故に、是の事是の如く持す」。知空僧坊常住比丘は應に僧坊を巡行し先きに塔を修治し次ぎに四方僧事を作し、次ぎに僧の料理飲食の事を知し、次ぎに分つべき物を知し次ぎに上座、中座、下座比丘の事を知すべし、大德高名有る比丘に隨ひて作さしむべからず。知僧坊比丘應に是の願を作すべし、諸比丘未だ來らざる者當に來り已でに來れば衣食臥具湯藥を供給し乏しきこと有らしめずと、能く是の願行を作す者に僧彼の意に隨ひて與ふ、若し食を須ふれば應に自恣に好食を與ふべし、若し房舍臥具を須ふれば皆應に自恣に與ふべし。

(3)衆多の王臣有り、數數竹園に詣り房舍を觀看す、若し來る時は食・薪・火・燈燭を索む、若し

頭爐醯なりと。六群比丘言はく、我れ行去せんと欲す、我れに酥油・蜜・石蜜・薑・蓽茇・黑鹽を與へよ。汝訶梨勒・鞞醯勒・阿摩勒・波爐路毘呪曇陀多那摩那伽頭爐醯を持して僧坊に入り上座に與へよと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、「今より應に分藥人を立つべし、分藥人は和合して平等に分與せよ、若し貴價藥有りて來れば應に別に擧置し若し病比丘索むれば應に兩錢半價の藥を與ふべし、若し多を索むれば應に從ひて直を索むべし」と。

九、(1)佛阿羅毘國に在しき、爾の時阿羅毘國の諸比丘常に居士に從ひて作器を索む、諸居士言はく、我等云何んが能く常に汝に供給せん、汝等何んぞ自ら作器を畜へざると、答へて言はく、佛未だ我等に作器を畜ふるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より作器を畜ふるを聽す」と。阿羅毘國僧坊中客作の木師有り、半月客作の者有り一月一歲客作の者有り、是の木師晝日に作し暮に去りて作器を留め便ち失せり、佛言はく、應に知作器比丘を立つべし。知作器比丘を立て作り竟りて作器を持して一處に聚在し又復た失盡し、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に羯磨して一房舍に作器を擧すべし。作器房を立つる法は一心和合僧に一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、某房舍を僧立てて擧作器房と作さん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某房を擧作器處を作すを、是れを白と名づく」、是の如く白二羯磨し「僧某房を立てて擧作器房と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。是の房を立て已り知作器比丘便ち作器を持して上下二房中に著けり、佛言はく、兩處に置くべからず、若し上房に著けば下房は應に僧に與ふべし、若し下房に著けば應に僧に上房を與ふべしと。

(2)又一時諸比丘憍薩羅國より舍衞國に向へり道中を過ぎて一空僧坊中に宿し諸比丘明日村に入りて乞食せり、諸居士問ふ、汝何處に宿するやと。答へて言はく僧坊中に宿すと。是れ何の房舍中に宿せりやと、答へて言はく某房中にと。居士言はく此れは是れ我が房なり何ぞ使ひを遣して我れ等に

【三七】作器。道具類のことか。

豆粥・麻子粥を與へよ、汝薄粥を持して僧坊に入り上座に與へよと。諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より羯磨して[31]分粥人を立つべし、所持の盛粥器即ち是の器を用つて粥を分て」と。是の中酥粥・胡麻粥・油粥・乳粥・小豆粥・磨沙豆粥・麻子粥あり上座は上肥膩の者を得下座は底滓を得、若し薄粥を分つ時は上座は汁を得下座は滓を得、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今より大盔大瓮を畜へ粥を以つて是の器中に集著し和合して大鉢大鍵鎡を以つて分與することを聽す」と。分與の時不便なり、佛言はく、應に杓を作り用つて分つべしと、用つて分ち已り殘る者有り足らざる者有り、佛言はく應に更に小杓を作りて用つて分つべしと。

(2)佛王舍城竹園中に在しき、諸居士種種の帶鉢那、胡麻歡喜丸、石蜜歡喜丸、蜜歡喜丸、[32]舍俱梨餅・[33]波波羅餅・[34]曼提羅餅・象耳餅・餛飩餅・閻浮梨餅を辦じ是の餅を持して僧坊に向へり。六群比丘早起し門邊に在りて立ち見已りて問うて言はく、何ん等の物を持するやと、答ふ、種種の帶鉢那所謂胡麻歡喜丸・石蜜歡喜丸・蜜歡喜丸・舍俱利餅・波波羅餅・曼提羅餅・象耳餅・餛飩餅・閻浮梨餅なりと。六群比丘言はく、我れ行去せんと欲す、先きに我等に胡麻歡喜丸・石蜜歡喜丸・舍俱梨餅・波波羅餅・曼提羅餅を與へ汝象耳餛飩を持し閻浮梨餅を持して入り上座に與へよと。諸比丘云何んすべきを知らず。是の事を佛に白せり、佛言はく、應に羯磨して分帶鉢那人を立つべし、分帶鉢那人は應に和合して等分すべし、若し更に美なる者の來る有れば亦應に次第に與ふべし、若し今日遍かず明日更に有れば應に續いて次與せよと。

(3)佛王舍城に在しき、爾の時諸居士種種の藥を辦ぜり、所謂酥・油・石蜜・薑・胡椒・蓽茇・黑鹽・訶梨勒・鞞醯勒・阿摩勒・[35]波樝路毘呪曼陀多耶摩那伽頭樝醯なり、持して竹園に詣る。爾の時六群比丘早起し門邊に立ち見已りて問ふて言はく、何ん等の物を持するやと、答へて言はく種種の藥所謂酥・油・蜜・石蜜・薑・蓽茇・黑鹽・訶梨勒・鞞醯勒・阿摩勒・波樝路毘呪曼陀多耶摩那伽

【三二】分粥人(Yāgubhājaka)?

【三三】舍俱梨餅。註十七の四一參照。

【三四】波波羅餅。同上四二參照。

【三五】曼提羅餅。餛飩餅。明らかならず。

【三六】波樝路……。已下明らかならず。

を佛に白す、佛言はく、應に土基を作るべしと。風雨の爲に惱まさる、佛言はく、屠蘇を作りて覆ふを聽すと、薄き故に雨漏る、佛言はく、應に厚く覆ふべしと。厚く覆し已りて背上漏る、佛言はく、更に覆せと。又坐處無し、佛言はく、板木を覓めて上に坐せと。人有り板を偸み去る、佛言はく、應に地中に陷著すべしと。又復失去す、佛言はく、應に土埵を作るべしと、泥せざるが故に中に毒蛇、蜈蚣有り諸比丘を嚙めり、佛言はく、應に泥すべしと。泥し已りて麁澁なるが故に衣を破れり、佛言はく、應に細泥を以つてせよと。

(2)諸比丘水を須ふ、佛言はく、井を作るべしと。井を作り已りて卽ち鉢、鍵鎡を以つて水を取り甚だ難なり、佛言はく、應に瓶を作りて水を取るべしと。水を取る時及ばず、佛言はく、應に繩を以つて繫ぐべしと、諸比丘手軟かく繩を牽く手痛めり、佛言はく、應に轆轤を作るべしと。人有り井に墮つ、佛言はく、應に欄を作るべしと。長老優波離佛に問へり、何物を以つて井欄を作らんと。佛言はく、應に木、石、塼を以つて作るべしと。作り已りて婦女の大小なる有り、井に詣りて水を取る時[二九]兩手相觸れたり、佛言はく井上に隔障を作り各一邊に有りて水を汲むべしと。居士有り舍內より出で比丘に語りて言はく、我れ某僧坊に作食せり、汝爾所の人彼の僧坊中に往いて食せと、去る時道中に師子・虎・狼・熊・羆の諸難あり、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に檀越に語るべし、是の中是の如き怖畏有り、此の間に我れに食を與へよと。

八、(1)佛王舍城に在しき、爾の時諸居士種種の粥、[三〇]酥粥・胡麻粥・油粥・乳粥・小豆粥・磨沙豆粥・麻子粥・薄粥を作し是の粥を辦じ已りて持して竹園に詣れり。時に六群比丘僧坊の門邊に在りて立ち遙かに見已りて問うて言はく何ん等の物を持するやと。答へて言はく、是れ粥なりと、又問ふ、何ん等の粥なりやと。答へて言はく酥粥・胡麻粥・油粥・乳粥・小豆粥・磨沙豆粥・麻子粥・薄粥なりと。爾の時六群比丘言はく、我等行去す、先きに我等に酥粥・胡麻粥・油粥・乳粥・小豆粥・磨沙

【三〇】婦女の手と比丘の手が相觸れしなり。

【三一】酥粥等。已下第六醫藥法の下參照。

べし。

知食人を立つる法は一心和合僧に應に問ふて言ふべし、誰れか能く僧の爲に知食人と作ると、是の中若し一比丘有りて我れ能くすと言はんに、若し五法有れば立てて知食人と作すべからず、何ん等が五なる、愛に隨ひ、瞋に隨ひ、怖に隨ひ、癡に隨ひ、得と不得を知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てて知食人と作すべし、何ん等か五なる、愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、得と不得とを知るなり。卽の時一比丘應に僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、比丘某甲能く衆僧の爲に差食人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲比丘を差食人と作さん、是れを白と名づく」と、是の如く白二羯磨し「僧は某甲比丘を立てて差食人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」、差食人の法は應に次第に差すべし、若し汝某甲は某家に至れと。所差の比丘に早く得る者有り、晩く得る者有り、近くに得る者有り、遠くに得る者有り、美なるを得る者有り、美ならざるを得る者有り。晩く得たる者有り是の言を作す、故らに我れに是の處を與ふと、遠處に得たる者も亦言はく、故らに我れに遠處を與ふと、不美なるを得たる者言はく、故らに我れを是の如き中間に與ふと、更に餘の語を作せり。佛言はく、名を條すべしと、比丘の惡處を得る者有り便ち名を拭ひ改めて好處に易ふ。佛言はく、應に板に書きて字を作し一處に集置和合し上座より次第に隨つて取れと。晩く得たる者有り、遠處に得たる者有り早く主人の門外に至り巷頭に在りて立ちて食を待ち久しく住して心悶じ吐逆して樂しまず、諸居士出で見て語りて言はく、我等門內に自恣に汝の入りて坐するを聽すと。比丘言はく、佛未だ我等に白衣の門內に入りて坐して食を待つと聽したまはずと。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、是の比丘の白衣の門內に入りて食を待つを聽すと。時に象聲、馬聲、男女聲有りて讀經坐禪を妨ぐ、佛言はく、若し妨ぐれば門外に出でよと、門外にて待つ時諸人來りて四邊を遶り看、見已りて皆笑へり、是の事

丘の來る者有り、皆是の念を作す、重閣中必ず上座有らん、我れ等何んぞ邊小房に至りて住せざると、卽ち往いて戸を打たく、房内より聲に應ず、客比丘問ふ、汝幾歲なりやと、答へて言はく、我れ爾所の歲なりと、客比丘念ず、若し小房中の比丘爾所の歲なり、何に況んや大房をやと。洗脚處、講堂中。門屋の下に詣りて宿する有り、晨く起き重閣前に至り立ちて上座を禮敬せんと欲せり、年少比丘及び沙彌有りて重閣上より來下す、客比丘に問へり、汝何んを作すやと、答へて言はく上座を禮敬せんと欲すと、語りて言はく、此れに上座無しと、問ふて言はく誰れか是の中に宿すと。答へて言はく我れ等なりと。客比丘言はく、我れ等知れば是の中に宿すべしと。客比丘に問へり、汝何處に宿せりやと。洗脚處に有りて宿せる者は答へて言はく、洗脚處に宿すと。講堂中の者は答へて言はく、講堂中に宿すと。乃至門屋下の者は答へて言はく門屋中に宿すと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に[28]知敷臥具人を立つべし、知敷臥具人は應に上座に隨ひて次第に與へよ、應に是の言を作すべし、此れは是れ上座の房舍臥具なり、次第に住せと。

七、(1)佛迦尸國に在し、大比丘衆と一處に安居したまへり、諸居士佛及び僧衣を見る故に共に相約令せり、今日は汝種種の飲食を辦ぜよ、明日の次は某なりと。是の如く展轉して種種の飲食、相食、故作食、十五日食、三十日食(を辦ぜん)と。是の如き制を立て已り早く辦ずる者有り、晩く辦ずる者有り、近き者有り遠き者有り、美なる者有り美ならざる者有り、是の中和食比丘の約勅して某家の早く辦ずる者有り晩く辦ずる者有るに至らしむる無し。近き者有り是の食美好なりき、爾の時六群比丘數數是の處より取れり。居士問ふて言はく、汝等何を以つて數來り、諸大長老何んか故に來らざると。答へて言はく、知食人の我等を約勅する無く汝の舍近く早く飲食を辦じ美好なり、是の故に我等數來ると。居士言はく、我れ等の施食は諸長老の爲にす、但だ汝等の爲にのみせず、何んか故に數來ると、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、應に[29]知食人を立つ

【二八】知敷臥具人(Senāsana-gāhāpaka senāsanapaññāpaka)。

【二九】知食人(bhattuddesaka)。差食人とも云ふ。

り僧の房舍を以つて分ちて四分と作すを聽さず、若し分てば突吉羅にして此れ分を爲すを成ぜず」と。

六、(1)佛阿羅毘國に在しき、爾の時阿羅毘國の僧坊崩壞せり、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、是の僧房の重閣何んが故に崩壞するやと、答へて言さく、世尊是の僧坊を修治する人に死者、病者、反戒者、餘國に去る者有る(故なり)と。佛言はく、死者、反戒者の作すべき所の事を僧更に應に羯磨して是の事を知する人を立つべし。若し病者有れば應に問ふべし、汝故のごとく能く是の壞房舍を治するや不やと、若し我れ能くすと言はば應に待つべし、若し能くせずと言はば應に更に餘人を立つべし。他國に去る者は若し當に還るべきを疑はば應に待つべし、若し還らずと知れば應に更に餘人を立て是の人の作す所の事を知らしむべしと。佛是の語を作し已り諸比丘便ち[25]知事人を立てたり、是の知事人少地を掃ふ者有り、小孔を塞ぐもの有り、或は少草を以つて舍を覆ふ者有り、佛言はく是の如く小小の事を作す者を知事人に立作すべからず、若し能く大事を辦ずれば應に羯磨し立てて知事人と作せと。諸比丘に能く多く財物を致し能く事を成辦する者有り、諸比丘便ち[26]盡形立てて知事人と作せり、佛言はく、爾かすべからず、若し房舍故壞せんには六年立作すべく、若し新房舍には應に十二年立作すべしと。佛言はく、今より[27]知房舍人は三事を自恣すべし、冬房、春房、夏房なり、僧問ふて言はく、汝何房を須ゆ、冬房か春房か、夏房なりやと、若し我れ冬房を須ふと言はば春房夏房を以つて上座の次に隨ひて與へ、若し我れ夏房を須ふと言はば冬房春房を以つて上座の次に隨ひて與へよと。

(2)佛王舍城に在しき、爾の時跋提居士僧房を起し重閣重大にして莊嚴なり、多諸の男女觀看し諸人念を生ぜり、此れ必ず佛塔なり若しは阿羅漢塔なりと、是の僧坊中多人禮拜圍繞し象聲、馬聲、男聲、女聲多く坐禪讀經を妨げたり。爾の時長老上座是の重閣を捨てて小房中に住せり、時に客比

【二六】盡形。終生なり。

【二七】知房舍人。ここにては知事人と同じく、工事監督者(Navakammika)なり。

(3)佛大比丘衆と迦尸國中に遊行したまひ諸大弟子・舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅皆悉く隨從せり。是の諸長老の所言眞實にして能く苦切語し衆人を折伏し諸比丘の與に諸羯磨を與ふ、苦切羯磨・依止羯磨・下意羯磨・驅出羯磨なり、爾の時迦羅山上に諸比丘有り、護戒を念ぜず、佛の大比丘衆・舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅等迦尸國に遊行したまふと聞けり、是の諸長老は所言眞實にして能く苦切語し衆人を折伏し諸比丘の與に苦切羯磨・依止羯磨・下意羯磨・驅出羯磨を作す、是れ等今來る、將に我等の爲に諸羯磨を作すこと無けんや、佛比尼中に說きたまふ、僧房を以つて羯磨して一比丘に與ふことを得ずと、我れ等今此の僧房を以つて四分と作さん、僧地・房舍・園林・根莖・枝葉・花果に隨ひ皆四分と作さん、是の如く念じ已りて卽ち僧房・僧地・房舍・園林・根莖・枝葉・花果を分ち皆分ちて四分と作し羯磨して四比丘に與へたり。佛諸比丘と遊行し次いで是の處に到りたまへり、是の中舊比丘一好房を敷きて佛に與に小しく遠避して藏し是の念を作せり、佛約勅して諸比丘の爲に房を開き臥具分を與へしめたまふを恐ると。諸客比丘來り洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に衣鉢を持し是の諸處に著き立ちて臥具分を待てり。佛諸比丘の衣鉢を以つて是の處に著き臥具の分を待てるを見知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何んが故に衣鉢を以つて洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に著き住するや、何んの待つ所なりやと。答へて言さく、世尊是の諸比丘舊比丘の臥具分を與ふるを待つと、佛阿難に告げたまへり、汝往いて舊比丘を約勅せよ、房を開きて客比丘に臥具を與へよと。阿難敎を受けて卽ち往いて舊比丘に語れり、房を開きて客比丘に房舍臥具を與へよと、舊比丘言はく、此の處の僧坊・房舍・園林・根莖・枝葉・花果皆四分を作し羯磨して四比丘に與ふ、是れ僧物に非らずと。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ僧坊を以つて分つて四分と作し羯磨して四比丘に與ふるやと、呵し已りて佛に向ひて廣說せり、佛言はく、「今よ

何んが比丘と名づけ僧房を以つて羯磨して一比丘に與ふるやと、呵し已りて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因緣もて舊比丘を呵責せり、云何んが比丘と名づけ僧房を以つて羯磨して一比丘に與ふるやと、呵し已りて諸比丘に語りたまへり「今より僧房を以つて羯磨して一比丘に與ふるを聽さず、若し與ふれば突吉羅を得、是の僧房與ふると雖も與を成ぜず」と。

(2)佛復た大比丘僧を諸國土を遊行し或は無僧房處にて林中に投まりて宿したまへり。爾の時六群比丘其の弟子に告げたり、汝先きに宿處に往いて好樹を佛に留め次に好なる有れば我が與に占取せよと、弟子先きに去り好樹を佛に留め次好なるを占めたり。舍利弗、目連佛に隨ひて後に至り次にて樹を取らんと欲せり、比丘有りて言はく、他已でに先に取ると、是の如く第二第三第四も皆言はく已でに取ると、乃至外に行き樹下に宿せり。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、舍利弗目連今何處に在りやと、答へて言さく、外行の樹下に在りと、佛言はく、喚び來れと、阿難敎を受けて卽ち往いて喚び來れり。佛知つて故らに舍利弗目連に問ひたまへり、汝等何んが故に外に樹下に行くやと、答へて言さく、世尊六群比丘佛の宿處を知り其の弟子に告ぐ、汝先きに宿處に往き好樹を佛に留め次に好なる有れば我が爲に占取せよと、我れ等佛に隨ひて後に到り次にて樹を取らんと欲するに比丘有りて言はく他已でに占取すと、是の如く第二第三第四皆已でに取ると言ふ、是の故に我等外に樹下に行くなりと。佛言はく「今より諸比丘に上座の次に隨ひて樹下に住することを聽す」と。

諸下座比丘聞き已りて好樹下所有の草敷葉敷を盡く取りて持ち去れり、上座比丘從ひて索むるも與へず、是れを以つての故に鬪諍の事起これり、佛言はく、持ち去るべからずと。諸上座比丘持ち去るを聽さずと聞き樹下に先きに有る草敷葉敷及び下座比丘自ら敷く所の者も與去せず、佛言はく、先きの者は留むべし、餘は持ち去るを聽すと。

處に在りて坐し教ふべきを聽す、尊法の爲の故に、若し上座下座より法を受けんと欲すれば應に下處に在りて坐し法を受くべし、尊法の爲の故に、今より下座比丘上座に法を教ふる者は共に等床に坐することを得、上座の爲の故に」と。

五、(1)佛大比丘衆と俱に憍薩羅國を遊行したまひ諸長老、舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅皆佛に隨從せり。是の諸長老の所言眞實にして能く苦切語し衆人を折伏し諸比丘の爲に種種の羯磨を作せり、[二五]苦切羯磨、依止羯磨、下意羯磨、驅出羯磨なり。時に憍薩羅國に一住處有り、多く諸比丘住せり、是の諸比丘佛大比丘僧、舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅と俱に來りて憍薩羅國に遊行したまふと聞き、是の諸長老の所言は眞實にして能く苦切語し衆人を折伏し、諸比丘の爲に諸羯磨を作す、苦切羯磨、依止羯磨、下意羯磨、驅出羯磨なり、今當に此れに至る必ず我等の爲に諸羯磨を作さん、我れ等何んぞ此の住處を以つて羯磨して一比丘に付せざらんと、是の念を作し已り卽ち羯磨を用つて一比丘に付せり。佛來り是の處に到りたまへり、是の比丘佛の爲に好座具を敷き好房中に置き然して後小しく遠避して藏し是の念を作せり、若し我れ住すれば佛必ず我をして諸客比丘の爲に坐臥具を敷かしめたまふべしと。佛是の房を受け已り餘の客比丘は洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り衣鉢を持して是の諸處に著き臥具の分を待てり、佛諸比丘の衣鉢を持して是の諸處に著き臥具の分を待てるを見たまひ佛知つて故らに阿難に問ひたまへり。諸比丘何を以つての故に洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に衣鉢を以つて是の諸處に著き何んの待つ所ぞと、答へて言さく、世尊舊比丘の臥具分を與ふるを待つなりと。佛阿難に告げたまへり、汝往つて舊比丘に語れ、房を開きて客比丘に臥具を與へよと、阿難敎を受け舊比丘に語れり、房を開きて客比丘に臥具を與へよと、舊比丘言はく、汝知るや不や、此れ僧房に非らず我等羯磨を以つて一比丘に付せりと、是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞き心に喜ばず、呵責して言はく、云

【二五】苦切羯磨等。般荼羅盧伽法(第三十一卷)の下參照。

(5)時に阿練兒比丘有り、舊比丘に從ひ擧衣鉢屋を求索せり、諸比丘言はく、佛未だ我れ等に阿練兒に擧衣鉢屋を與ふるを聽したまはずと、是の事を佛に白せり。佛言はく、「今より阿練兒比丘に擧衣鉢屋を與ふるを聽す」と。爾の時諸客比丘有り暫來し住處無く疲極苦惱し是の事を佛に白せり佛言はく、應に暫く房舍臥具を與ふべしと。時有り一比丘來宿し已り早起して便ち去る、是の房中に有る所の供養前食、時食乃至房舍衣に舊比丘疑ひを生ず、客比丘來り是の房中に宿し早起して便ち去る、是の供養分有り云何んするを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、客比丘中に在りて宿すと雖も住する者房舍を應に受くべしと。

四、佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘比尼を學し修多羅、阿毘曇を誦讀するを廢し比尼を遠離せり、佛諸比丘の比尼を學し修多羅、阿毘曇を誦讀せず比尼を遠離するを見たまふ故に見已りて比丘の比尼に通利する者を讃歎し面前にて長老優波離を讃歎したまへり、諸持比尼中最勝第一なりと。諸比丘是の念を作せり、佛比丘の比尼に通利する者を讃歎したまひ面前に長老優波離を讃歎したまへり、諸持比尼中最第一と作すと、我れ等何んぞ比尼を讀誦せざると。諸上座長老比丘長老優波離に從ひ比尼を誦するを受く、長老優波離爲めに高處に坐して教へず、上座を恭敬するが故に、亦下處に坐して教へず、法を尊ぶ爲めの故に、若しは經行の時若しは立つ時に教ふ。爾の時長老優波離行立すること久しき故に脚痛・蹲・膝・髀・腰・脇・脊痛を患ふ、是の事を佛に白せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに長老優波離に問ひたまへり、優波離實に上座比丘有り汝に從ひ比尼を受くれば汝高處に坐して教へず、上座を恭敬するが故に、亦下處に坐して教へず、法を尊ぶ爲めの故に、汝經行時若しくは立時に教へ行立久しき故に脚痛・蹲・膝・髀・腰・脇・脊痛を患ふと、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊を。佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまひ戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまり、「今より下座比丘上座に法を教へんと欲する者は高

佛言はく、後安居上座比丘前安居上座比丘より房舍臥具を取るべからず、若し前安居上座に二分の臥具有れば應に後の一分を與ふべしと。

(2)憍薩羅國又復荒亂す、諸比丘有り多く一處に集まりて安居し房舍臥具を分ち竟れり、餘處の諸比丘有りて來り洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り衣鉢を持して是の諸處に著き臥具の分を待てり。佛諸比丘の衣鉢を持し是の諸處に著き臥具分を待つを見たまひ、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何んが故に洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り衣鉢を持して是の諸處に著き住して何んの待つ所と、答へて言さく、世尊、憍薩羅國荒亂怖畏し諸比丘安居に臥具を分ち竟る、是の諸比丘餘處より來り洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り、衣鉢を持して是の諸處に著き臥具の分を待てり。佛言はく、未だ分たざる臥具有れば應に與に分て、已でに分かてば應に共住すべしと。

(4)又時に憍薩羅國荒亂し臣處處に鬪戰せる有り、諸比丘已でに後安居を結ぶ、多く客比丘有りて來り、洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り衣鉢を持して是の諸處に著き臥具の分を待てり。佛客比丘の衣鉢を持して是の諸處に著き臥具分を待てるを見て佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸客比丘何んが故に洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り衣鉢を持して是の諸處に著きて住するや、何んの待つ所なりやと。答へて言さく世尊、憍薩羅國荒亂し臣の處處に鬪戰する有り諸比丘〔二三〕後結坐竟る、是の客比丘來至し洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に衣鉢を持し是の諸處に著きて臥具の分を待つと。佛言はく、若し空房有れば應に與ふべし、若し無ければ應に共住し溫室を與へ衣鉢を安かしむべしと、應當に僧に隨ひ乞食すべし。若し是の中舊比丘の善好にして福德を樂ふ者有れば應に客比丘の爲めに衣物を求索し是の比丘をして所得無く去らしむること莫れと。

【二四】後結坐。後安居なり。

に取れば突吉羅なり」と。

三、(1)佛憍薩羅國に在し、大比丘衆と俱に一處に安居したまへり、爾の時祇洹中に安居の比丘少なくして臥具多し、諸比丘各各分ち已り餘有りて盡きず。居士の所に隨ひて房を造る者來り問うて言はく、我が作る所の臥具比丘有りて住するや不やと、答へて言はく、人の住する無しと、何を以つての故に、今祇洹に比丘少なく臥具多し、佛一臥具を受くるを聽したまひ多臥具を受くるを聽したまはず、故に人の住する有る無しと、諸居士言はく、我が房中先きに敷具被、枕、前食、時食有り、我當に房舍衣を與ふべし、中に住して食用すれば善しと、諸比丘云何んするを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、應に先きの人に一を與ふべし、若し長り有れば又應に更に與ふべし、藏物を盡さんが爲めの故に、若し復盡きざれば應に第三に更らに與ふべし、經行の爲めの故に、若し復盡きざれば次ぎに與へて盡きしむべし、護治の爲めの故にと。

(2)爾の時憍薩羅國荒亂し怖畏を以つての故に諸比丘多く一處に集まりて安居結夏せり、坐し已りて客比丘有りて來り洗脚處、講堂、門屋、經行處、經行頭に在り衣鉢を持して是の諸處に著き住して臥具を待てり。佛諸比丘の洗脚處、講堂、門屋、經行處、經行頭に在り、衣鉢を持して是の諸處に著き住して臥具を待てるを見たまひ佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何を以つての故に衣鉢を持して講堂、門屋、經行處、經行頭に著くや、何の待つ所なりやと、答へて言さく、是の憍薩羅國荒亂し諸比丘怖畏の故に多く一處に集まりて安居す、是の客比丘來り洗脚處・講堂・門屋・經行處・經行頭に在り、衣鉢を持して是の諸處に著き臥具分を待つなりと。佛言はく、「今より二種の安居を聽す、一は先安居、二は後安居爲り、當に後安居比丘に房舍臥具を與ふべし」と。彼れ佛の後安居比丘に房舍臥具を與ふべし」と。彼れ佛の後安居比丘に房舍臥具を與ふるを聽したまへるを聞き、卽ち前安居の上座より房舍臥具を取らんと欲す、是の因緣を以つての故に鬪諍の事起る、

敎ふべしと。是の如く次第に一切應に與ふべし、若し比丘房舍足れば房舍を與ふ、是の如く次第して若し重ねて足れば重ねて與ふ。

是の如く次第し若し床臥具足れば床臥具を與ふ、與ふる法は知臥具人應に先きに上座に語りて自恣に隨意に取らしむべし、應に言ふべし、某床上には是の如き供養有り、某床上には是の如き供養有りと。上座取らんと欲する何んらのものを初に上座隨意に取り已り次に第二上座に語り第二上座取り已る、次に第三上座に語り第三上座取り已る。若し初上座言はん、我れ第三上座の床臥具を取らんと欲すと、佛言はく、與ふべからず、應に突吉羅悔過を作すを敎ゆべし。

(3) 一時有り跋難陀釋子祇洹中に於いて臥具分を取り餘處にて復た取れり、諸比丘言はく、汝此の處に於いて分を取り何んが故に復た餘處にて取るやと、答へて言はく、我は復び取らずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり。佛言はく、若し比丘更に彼れに於いて臥具を取る者は此處に已でに捨を爲すと名づく、若し我れ復び取らずと言ふも亦彼の臥具を捨すと名づく、守牧婆羅門婦の本生經に廣く說く如し。

佛言はく、昔守牧婆羅門の婦有り、賊を敎へて夫を殺し財物を持して去り、中道にて水に値へり、賊婦に語りて言はく、汝此の岸に住せ、我れ先きに物を渡し還りて當に汝を渡すべしと、賊尋いで衣物を持して彼岸に渡れり、婦便ち喚んで言はく、汝我れを渡し來れと、賊言はく、弊婢汝自夫すら愛せず何んぞ能へ我れを愛せんと、卽便ち捨て去る、婦裸形にて住せり。跋難陀も亦是の如し、此の臥具を捨てて更に彼處に取る、此處に已でに失す、復言はく、我れ復び取らずと、彼處に復た失す。復た往昔野干有り、肉を銜へて水岸上に到り魚を水中に見て反腹し卽便ち肉を捨てて往いて魚を取らんと欲せり、時に飛鳥有りて此の肉を持し去る。跋難陀釋子も亦是の如し。佛是の如く呵し已り諸比丘に語りたまへり、「今より若し比丘一分の臥具を取り已りて復た取るべからず、若し更

六群比丘言はく、佛本事を作さざれば次第の住を與へずと說きたまはず、但だ上座の次第に隨ひて房舍臥具を受くるを說きたまふ、我れ等は是れ上座なり。汝云何んが去らざると。六群比丘勦健多力にして護戒を念ぜず、卽便ち舍に入りて强いて捉へ曳き出せり、諸比丘の身軟かく頭首傷壞し衣鉢破裂し、是の事を佛に白せり。佛言はく、今より知分臥具人を立つべし、知分臥具人を立つるの法は、一心和合僧にて應に是の言を作すべし「誰れか能く僧の爲に分臥具人と作る」と、是の中若し比丘有りて我れ能くすと言はん。佛言はく、若し五法有れば立てて知分臥具人と作すべからず、何ん等か五と爲す、愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ得と不得を知らざるなり、若し五法を成就すれば應に立てて分臥具人と作すべし、何ん等か五なる、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず得不得を知るなり。卽の時一比丘僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、比丘某甲能く衆僧の爲に知分臥具人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧比丘某甲を立てて知分臥具人と作さん、是の如く白す」と、是の如く白二羯磨し「僧は某甲比丘を立てて知分臥具人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

知分臥具人と作れば應に舊比丘中善好不妄語にして能く臥具を分別する者に問ふべし、此の別房中に何ん等の供養有りや、彼の別房中、此の重閣上に悉く何ん等の供養有りや、彼の重閣上に悉く何ん等の供養有りやを問ひ、舊比丘は實を以つて答ふべし。知分臥具人は應に臥具の多少及び諸比丘の多少を籌量すべし、是の如く臥具と諸比丘の多少を籌量すべし、若し一比丘一房を得べくんば便ち別房を與ふ、先きに上座に隨ひ自恣に取らしむべし、是の言を作せ、大德上座某別房中には是の如き供養有り、某甲別房には復た是の如き供養有り、上座取らんと欲する何んらを欲する所に隨ひて取れと。取り已りて次に應に第二上座に語るべし、隨意に取り已りて又第三上座に語れ。若し初上座言はん、我れ第三上座の房を取るを欲すと、佛言はく、與ふべからず、應に突吉羅悔過を作すを

先きに取ると、是の如く第二第三第四も皆先きに取ると言へり、是の故に我等濕房中に住するなりと。佛言はく、「今より上座に隨ひて次第に房舍を取りて住することを聽す」と。卽の時六群比丘病比丘を遣りて房を出さしむ、時に看病比丘は病比丘の大小便器、涕唾器、草蓆を持して一房より一房に至り、諸疲苦を受け、病は增劇し是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、「今より上座に隨ひ病比丘を驅して房を出すべからず、驅出すれば突吉羅なり」と。六群比丘佛の上座に隨ひて病比丘を驅して房を出すを聽したまはずと聞き卽の時病に託せり、時有り客比丘日沒に來りて戶を打ちて住を索む、六群比丘內に在りて聲に應ぜり、客比丘問へり、汝幾歲なりやと、六群比丘言はく我れは是れ病人なり、何んぞ歲を問ふを須ひんと、問へり、汝何病なりやと、答へて言はく、我れ口懸に癰を患ひ兼ねて脚指の間に癖を患ふと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、是の人若し病に託すれば應に次第にて驅出し、僧中の作を一切作さしむべしと。諸病比丘佛の語を聞き已りて皆好房に住せり、是の事を佛に白せり、佛言はく、實の病人と雖も好上の房舍中に住すべからず、知臥具[一一]人應に房舍及び諸病人を籌量して中房舍を與ふべし、中房舍とは病人、看病人及び臥具を受くるを容れ坐臥せしむるなり。

(2)爾の[一二]時佛次第に舍衞國に到りたまひ諸比丘安居せんと欲し先きに本事を作せり、壁孔及び土埵を泥り床榻を[一三]急し被褥、枕を抖擻す、六群比丘性懶にして立ちて遙かに看是の念を作せり、彼の作し竟り床榻を受け已るを待ち我等當に往いて上座の次第に隨ひて驅出せんと。諸比丘本事を作し竟り床榻臥具を敷き坐し已れり、六群比丘戶を打ち房內の比丘聲に應ぜり、六群比丘言はく、汝等幾歲なりやと、答へて言はく若干歲なりと、六群比丘言はく汝起ちて出去せよ、我れは是れ上座なりと、諸比丘言はく、汝等我と共に來るや不やと、答へて言はく、共に來ると、本事を作すや不やと、答へて言はく、作さずと。諸比丘言はく、汝等我と俱に來り本事を作さざれば我れ去ること能はずと、

【一一】知臥具人(Senāsanapaññāpaka)。臥具の分配を司る者卽ち知事なり。

【一二】この項九十單墮第十六牽他出房戒(第十一卷)參照。

【一三】急床榻。意義不明、急は恐らく誤りならん、床榻を敷くと云ふが如きことならん。他の處には「繩床を解治し」と云ふ。

居士思惟せり、何んの藏の金を出して此の地に滿さしめて多からず少なからずやと。王子祇陀其の靜默を見て居士に語りて言はく、悔せんと欲せば意に隨へ、金を以つて相付す、園地を我れに還せと、報じて言はく王子吾が心悔せず、但だ自ら思惟するのみ、何んの藏を開けば金多からず少なからずして滿足するを得るやと。王子聞き已りて便ち是の念を作せり、佛法僧衆は必ず大にして小ならず、能く居士をして爾所の寶物を捨てしむと。是の念を作し已りて居士に語りて言はく、復た錢を布くこと莫れ、吾れ此の中に於いて當に門屋を起こして佛及び僧に施すべしと、時に居士便ち聽せり、憐愍を以つての故に、王子の中に於いて門屋を起立して佛衆僧に施すを。

二、(1)爾の時居士舍利弗を以つて師と爲し此の園中に於いて十六大重閣を起こし六十窟屋を作れり、佛舍衞國に僧坊已でに辦ずるを知り比丘僧を集めて之れに告げて言はく、吾れ將に遊行して舍衞國に至らんとす、汝等俱に去けと、比丘教を受けて皆隨從せんことを願へり、爾の時世尊大比丘衆五百人と俱に舍衞國に向ひたまへり。時に六群比丘佛及び僧の幕に所宿の處を知り其の弟子に告げたり、汝等宿處に往いて好房を佛に留め餘の好き者有れば我が爲に占取せよと、弟子教を受けて先きに宿處に往き好房を佛に留め次に好者有れば師の爲に占取せり。爾の時舍利弗目連佛に從ひて後より至り佛の房舍を除き次にて房を取らんと欲せり、比丘有りて言はく他已でに先取すと、是の如く第二第三第四皆先取すと言ひ、舍利弗目連邊房を取りて住せり。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、舍利弗目連今何處に住すと、答へて言さく、世尊邊房中に住すと、佛言はく、喚び來れと。卽の時來至し舍利弗に問ひたまへり、汝等何んが故に邊房中に住するやと、答へて言さく、世尊六群比丘佛の暮に所宿の處を知り先きに弟子を遣はす、汝宿處に往いて好房を佛に留め餘の好き者有れば我が爲に占取せよと、弟子教を受けて先きに此に來到し好房を佛に留め次に好き者を占む、我等佛に從ひ後より至り佛の房舍を除いて次にて房を取らんと欲するに比丘有りて言はく、他已でに

へ、我れ能く爲に僧坊を辦じ諸比丘をして來往止頓するを得しめん、願はくば世尊舍利弗を遣はし我が爲に僧坊師と作したまへと、佛舍利弗に勅したまへり、汝居士の與に僧坊師と作れと。是の居士即ち往いて竹園に詣り講堂・溫室・食堂・作食處・洗浴處・門屋・坐禪處・厠處を看相貌を取り已れり。

(2)是の居士王舍城に於ける因緣の事訖り還りて舍衞國に向ひ行路に佛の宿したまふべき所の處を知り諸知親、相識、諸負債人に語りて言はく、汝等知るや不や、今佛出世したまふ、我れ當に佛の爲に此に是の如きの講堂・溫室・食堂・食厨・洗浴處・門屋・禪坊・大小便處を作るべしと。爾の時給孤獨氏牛由旬を限り僧坊を起こし左右に所須を供給するを約勅せり、是の如く次第に約勅し舍衞國に至り到り已りて城內に入らず自舍に還らず、城を遶りて僧坊を立つる處を推求し路行を思惟せり。誰れか好園有り來往穩便にして樹林豐茂し流水淸潔に諸毒螫、蚊虻の類無く、大風熱無く晝夜に聲少なき、我れ斯の處に當に僧坊を起こし佛及び僧に施さんと。是の如く行ずる時、祇陀[10]王子に園有り來往穩便にして樹林豐茂し好流水有り諸毒虫蚊虻之類無く大風大熱無く晝夜閑靜にして諸音聲少なきを見即ち念を生ぜり、我れ斯の處に當に僧坊を起こし佛及び僧に奉らんと。

時に給孤獨氏舍衞城に還り自ら舍に入らず即ち祇陀王子の所に詣りて白して言さく、君の園を買はん、願はくば以つて我れに與へたまへと。王子答へて言はく、我が此の園は賣るべき者に非らず、乃至側より金錢を布き中に滿つるも亦賣らざるなりと、居士言はく園價已でに斷ずと、王子答へて言はく、我れ價を斷ぜずと。是の因緣を以つて遂に相共に諍ひ即ち斷事の大臣富貴人の所に詣り具さに是の事を說けり、時に大臣の能く事を斷ずる者王子に語りて言はく、汝の園已でに賣れり、宜しく時に價を汝に納むべし、何んが故に、側より金錢を布けと言ふ(ゆへに)と。給孤獨氏尋いで便ち還歸し象馬車乘を遣はし金錢を負載し祇陀園に到り其の地に側布せり、餘り少しく未だ足らず

【一〇】祇陀　(Jeta)。

に如かず　北方の百の美女　瓔珞の環金印　是の莊嚴具を以つて　年少端正妙なるも　汝の一歩を前むに比すれば　十六も一に及ばず　乃至轉輪王　第一玉女の寶も　汝の一歩を前むに比すれば　十六も一に及ばず　是の故に汝直に前み　復た疑悔して還ること勿れ

時に給孤獨氏念ぜり、佛法僧は必ず大いにして小ならず、乃ち天神をして慇懃に教を致さしむと、卽ち光中に從ひ進みて寒林に到れり、時に地了せり、佛露地に在りて經行し住して居士を待ちたまへり。爾の時居士白衣の法を以つて佛に問訊せり、世尊臥安隱なりや不やと、佛偈を說いて言はく、

我れ諸欲漏を除き　解脫して世間を離る　已でに一切の漏を斷じ　心に諸熱惱を滅す　寂滅處を得るが故に　我が臥常に安隱なり

爾の時世尊卽ち經行處に坐したまひ是の居士頭面もて佛足を禮し却きて一面に坐せり、佛爲に說法し示敎利喜したまへり、爲に初法の布施持戒生天の果報を說き、五欲の過、世間の苦惱、出家の安樂、垢淨を分別するを說きたまへり。佛是の人の心調ひ柔軟にして上法を受くるに堪ゆるを知り爲に四諦[一七]苦習盡道を說きたまへり、白淨衣の染色を受くること易きが如く是の人も亦爾り、法を聞きて開悟し卽ち座上に於いて法を見法を得法を知り法に通達し疑を斷じて他に隨はず、佛法中に於いて無所畏を得坐より起ち頭面もて佛足を禮し是の言を作せり。世尊我が心佛法を樂しむ、我れ盡壽優婆塞と作るを知りたまへ、願はくば世尊及び僧我が夏請を受け舍衞國に住したまへと。佛知つて故らに居士に問ひたまへり、汝の字は何等なる、答へて言さく我れ須達と字づく、孤獨を供給するが故に國人我れを稱して[一八]給孤獨氏と爲すと、佛須達に問ひたまへり、舍衞國に僧坊有りや不やと、答へて言はく、未だ有らず世尊と、佛言はく若し僧坊住處有れば諸比丘來往するを得べし、若し有る無ければ諸比丘往來止頓することを得ずと。又言さく願はくば世尊但だ我が請を受けたま

【一八】苦習盡道。苦集滅道のこと。

【一九】給孤獨氏(Anāthapiṇḍika)。

り。時に給孤獨是の念を作せり、是の居士嫁娶せんと欲する爲なるや、國王及び大臣を請ずる爲なりや、大施會を作す爲なりやと。是の念を作し已りて居士に問うて言はく、汝嫁娶を欲するや、國王大臣を請ぜんと欲する爲なりや、大施會を作す爲なりやと、居士答へて言はく我れ嫁娶せず亦王及び大臣を請ぜざるや、佛及び僧を明日の食に請ずるが故に大施會を作すなりと。給孤獨氏初めて佛名を聞き心喜び毛竪ち問うて言はく何人か是れ佛なると、居士答へて言はく、釋王太子有り信を以つて出家し無上道を得、故に號して佛と爲すと、又問ふ何を名づけて僧と爲すと、答へて言はく、種種の人種種の雜姓種種の異人の出家有り、鬚髮を剃除し法衣を服し佛に隨ひて出家す、是れを名づけて僧と爲すと、又佛の今在したまふ所を問ふ、答へて言はく、近く寒林[一五]に在す、見えんと欲すれば意に隨へと。給孤獨氏至心に見えんと欲し夜明相を現ずるや卽ち舍より出でて大勢神門[一六]に至るに門自然に開けり、此の門の常法初夜に貝を吹く客の入る爲の故に、後夜に貝を吹く人の出づる爲の故に、爾の時給孤獨氏此の門の開くを見て念ぜり、必ず夜了せりと、門を出でて遠からざるに明相現ぜず、闇にして覩る所無し、卽の時驚怖して毛竪てり、將た非人の我れを嬈固する無けんやと、尋いで退還せんと欲せり。時に大勢門の神爲に光明を現じ寒林を徹照し語りて言はく、汝去け復た恐懼すること勿れ、我れ前世の時是れ汝の善知識密肩婆羅門も同心にて相敬せり、居士我れ昔因王舍城に到り舍利弗目連に見えたり、我れ頭面もて禮を作し現前に坐するに卽ち我が爲に說法し示敎利喜せり、示敎利喜し已りて我れ三歸五戒を受け是の因緣を以つての故に四王天上に生じ斯の門に頓止るなり、是の故に汝に語らん、去きて大利を得よ、直進して疑ふこと勿れと。是の時天神卽ち偈を說いて言はく、

若し人百馬　百の瓔珞嚴具　草馬車一百を得るも　一歩を前むるに如かず　若しは百の雪山象
廣大の身牙を修し　又純金を以つて飾り　嚴身最も殊異なるも　一歩の十六分の一を　前む

【一六】 寒林(Sītavana)。
【一七】 大勢神門。舍衞城の門なり、巴利律には寒林の門(Sītavanadvāra)とし、非人ありて門を開けりと云ふ。

に問へり、何等の物にて網を作ると、佛言はく、毛、芻摩、劫貝、文闍、波波闍、麻、皮もて作るべしと、作り已りて朽壞す、佛言はく、應に遮すべしと、作り已りて、長老優波離佛に問へり、何物を以つて遮すと、佛言はく、應に木を用つて轆轤を作施せよと作り已りて室中闇し。佛言はく、雀目を作るべしと、作り已りて亦闇し、佛言はく、〔一五〕向闟を作るべしと、爾の時熱過ぎ寒到り向中に扇無く寒入れり、佛言はく、扇を作るべしと、作り已りて小しく動けば便ち脫す、佛言はく、應に上下に掩を作るべしと、作り已りて兩扇の間合はず、佛言はく應に廣く作りて掩はしむべしと、作り已りて動搖す、佛言はく、鷊を施せと、向高く云何んが閉づるを知らず佛に白せり、佛言はく、應に繩を以つて牽きて閉づべしと、閉ぢ已りて開くこと能はず、佛言はく孔を作りて兩繩を施し一繩を牽きて閉ぢ一繩は挽きて開けと。

爾の時諸房舍泥せざるが故に壁間に蛇・蜈蚣・毒虫生じ諸比丘を螫めり、佛言はく、應に泥すべしと、泥し已りて壁麁澁にして衣を破れり、佛言はく、應に細泥もて塗るべしと。爾の時諸房舍泥を用つて覆す故に久しく雨ふれば便ち漏る、佛言はく、應に草を用つて覆すべしと、覆し已るに脊上に當りて漏る、佛言はく脊上を厚く覆せと、覆し已りて風の爲に發せらる、佛言はく、應に兩邊を繫ぐべしと、繫ぎ已りて兩頭故のごとく漏る、佛言はく、應に多く草に泥を著き橛を以つて上に釘つべしと、雨る時泥爛れて墮落せり、佛言はく、應に瓫を以つて覆すべしと、瓫又地に墮ち破壞せり、佛言はく、應に瓫を穿ち橛を以つて之れに釘つべしと、雨孔より入る、佛言はく、應に覆盆蓋を作り孔上を蓋ふべしと。

三、(1)佛王舍城に在しき、爾の時舍衞國給孤獨氏少因緣有りて王舍城に至り一居士の舍に宿せり、是の居士佛及び僧を明日の食に請ぜる故に後夜に起きて兒息、奴婢內外の作人を喚べり、汝等速く起き薪を破り水を取り釜鑊を安施し飯を煮羹を作れと、是の居士自ら堂舍を莊嚴し衆坐處を敷け

【一五】闟。樓上の戸なり。

く諸比丘臥することを得ず、是の事を佛に白せり。佛言はく、草樹の葉を敷き別に覆身衣を作り別に覆處物を作りて臥することを聽すと。是の國土多熱にして草葉に虫生ず、佛言はく、薦席〔八〕籧篨を作るを聽すと、敎を受くると雖も猶故のごとく虫生ず、佛言はく、床榻を作るを聽すと。諸比丘軟木を取りて床梡〔九〕床簀〔一〇〕を作る故に身を隱すに苦惱し、是の事を佛に白せり、佛言はく、褥を作るを聽すと。長老優波離佛に問へり、何物を以つて褥を作ると、佛言はく、甘蔗滓、瓠蔓、瓜蔓、毳、芻摩、劫貝、文闍草、婆婆闍草、麻乃至水衣を用ひて貯褥するを聽すと。時に諸比丘枕無く頭垂る、是の事を佛に白せり佛言はく、草枕を作るを聽すと諸比丘の頭軟く草枕頭を刺せり佛言はく、納若しくは毳を用ふるを聽すと。

諸房舍に戸扇無く狗・牛・馬・麞・鹿・獼猴來入せり、是の事を佛に白せり佛言はく、戸扇を作るを聽すと、戸扇に關鑰を作らざる故に賊入りて衣鉢を偸せり、是の事を佛に白す、佛言はく、繩もて繫ぐを聽すと、諸比丘云何んが繫ぐを知らず、佛言はく〔一一〕扂を下すを聽すと、諸比丘云何んが作すを知らず、佛言はく、應に孔を作り繩を用つて穿牽して閉づべしと、閉ぢ已りて開くこと能はず、佛言はく、應に開戸鉤を作るべしと。長老優波離佛に問へり、何等を用つて作ると、佛言はく、鐵若しくは銅若しくは木を用つて作るべしと、作り已りて云何んが開くを知らず、佛言はく、戸扇中に孔を作り鉤を內れて扂を却けと。諸比丘閉戸の時捉ふる所無し、佛言はく、戸扇上に孔を作り紐を施すべしと、長老優波離佛に問へり、何物を以つて紐を作ると、佛言はく、鐵若しくは銅、若しくは木、毛、芻摩、劫貝、文闍草、麻、皮を用つてすべしと。時に諸房舍向無き故に闇し、佛言はく、向を作るを聽すと、向を作り已りて〔一二〕鵝鴈、孔雀、鸚鵡、舍利鳥、鳩耆羅鳥、命命鳥〔一三〕、鷰雀、向中より入り聲を作す故に諸比丘の坐禪誦經を妨ぐ、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に櫺子〔一四〕を施すべし、櫺子を施し已り鳥故のごとく入るを得、佛言はく網を施すべしと、長老優波離佛

〔八〕籧篨。たかむしろ、あんぺら(竹席)なり。
〔九〕床梡。梡ははたあし、(織機)舟の前木とあり。
〔一〇〕床簀。牀板なり。
〔一一〕扂。戸のしまり、錠前。
〔一二〕已下註一の一二五以下參照。
〔一三〕命命鳥(jīvajīvaka)。耆婆耆婆迦と寫す、鷓鴣の類、一身兩頭の鳥なりと云ふ。
〔一四〕櫺子。窓にとりつけるかうし(格子)なり。

の比丘又次下の比丘を起たしめ是の如く三四の諸下座皆起てり、是の因緣を以つて僧坐散亂せり。諸居士跋難陀を呵責して言はく、飮食甚だ多く一切に等施す、何んぞ次坐を須ひん、若し汝急に次坐を欲すれば何んぞ早く來らざる、我れ今誰れの得ると得ざると、誰れの重得すると重得せざるを知らずと。佛居士の呵責を聞き諸比丘の散亂するを見已りて默然したまひ食後是の因緣を以つて比丘僧を集め種種の因緣もて跋難陀釋子を呵責したまへり。云何んが比丘と名づけ飮食を下す時上座の故を以つて下座を起たしむるやと、是の如く呵し已りて諸比丘に語りたまへり、今より飮食を下す時若し下し已訖りて下座を起たしむべからず、若し起たしむれば突吉羅を得。若し比丘和上阿闍梨の因緣有り恭敬心を以つての故に起ち第二下座をして起たしむべからず、若し起たしむれば突吉羅を得、佛言はく、今より比丘三歲の中間は共に一床坐を得るを聽す、三比丘共に一麁梐床上に坐するを聽す、細梐床に二人共坐し、獨坐床上に一人坐するを聽す。

二、(1)佛波羅㮈國に在しき、爾の時五比丘白して言さく、世尊我れ等當に何處に住すべきやと、佛言はく、汝等應に山巖、竹林、樹下に住すべしと、諸比丘山巖、竹林、樹下に宿し早起して和上阿闍梨の所に到れり、讀經誦經を受け疑ひを問ひ法を受くる故に。爾の時跋提居士早起して王舍城を出で竹園に詣り世尊に禮覲せんと欲す、時に居士諸比丘の山巖、竹林、樹下より來るを見問うて言はく、大德何處より來ると、答へて言はく、山巖、竹林、樹下より來ると、居士言はく、何んが故に此の山巖、竹林、樹下に在るやと、諸比丘言はく、更らに住處無しと、居士言はく、我れ當に汝等の爲めに諸房舍を起すべしと、答へて言はく、佛未だ我れ等に房舍中に住するを聽したまはずと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、今より諸比丘房舍中に住するを聽すと。

時に居士卽ち諸比丘の爲めに諸房舍を作る、高廣に嚴好し雜色もて彩畫す、臥するに覆處の物無

【七】跋提居士(Bhaddiya)。

異人ならんや則ち我が身是れなり、獼猴は舍利弗是れなり。象は目連是れなり佛言はく畜生の無知なる尙相恭敬し尊重法を行じ自ら大利を得亦他を利益す、何に況んや汝等信を以つて出家し、鬚髮を剃除して法衣を服す、應に相尊敬すべしと。

(2)三人有りて如かず、何等か三なる、一切の未受大戒の人は受大戒の人に如かず、一切の下座は上座に如かず、一切の非法を受事し說く人は上座と作ると雖も下座にて受事せざるの人如法を說く者に如かず、一切の受大戒人は不受戒人に勝り一切の上座は下座に勝り佛は衆聖に勝ると。爾の時世尊卽ち偈を說いて言はく、

若し人佛及び　佛弟子衆を敬せざれば、　現世には人呵罵し　後世には惡道に墮す、　若し人佛及び　佛弟子衆を敬するを知れば　現世には人讃歎し　後世には天上に生ず、

佛種種の因緣もて恭敬法を讃歎し已りて諸比丘に語りたまへり、今より先きに大戒を受け乃至大なること須臾時なるも是の人應に先きに座し先きに水を受け先きに飲食すべしと。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時一居士有り、佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として許したまふ、居士佛の請を受けたまふを知り家に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ、早起して坐處を敷き使ひを遣して佛に言さく、時到れり唯聖時を知りたまへと。時に佛及び僧居士の舍に往けり、跋難陀釋子は常に他家に出入す、時に跋難陀釋子早起し衣を著け鉢を持して他家に出入せり、時に[六]次の跋難陀釋子の下座比丘跋難陀釋子の弟子達磨に問うて言はく、汝の師來るや不やと、答へて言はく、我が和上多事多緣にして他家に出入するを喜ぶ、今旦早起して他家に出入せり、或は來り或は來らずと。是の比丘跋難陀の坐處を留めずして便ち坐せり。時に居士佛及び僧の坐し竟るを見自手に行水し食を下して未だ遍かざるに跋難陀釋子來り三次第の坐に就き下座比丘をして起たしめたり、是

【六】席次が跋難陀の次の比丘の意なり。

諸比丘種種に說くと雖も佛意に合せず、佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に一心に聽くべし、誰比丘應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべきやをと、爾の時世尊本生因緣を說いて諸比丘に語りたまへり。

過去世の時雪山下に近く三禽獸有りて共に住せり、[四]一に鵽二に獼猴三に象なり、是の三禽獸互に相輕慢し恭敬行無し、是の三禽獸同じく是の念を作せり、我れ等何んぞ共に相恭敬せざる、若し前生者應に供養尊重し我等を敎化すべしと。爾の時鵽獼猴と象に問うて言はく、汝過去の何事を憶念するやと、時に是の處に[五]大蓽茇樹有り、象言はく、我れ小き時此に行けるに此の樹我が腹の下に在りて過ぐと、象、鵽獼猴に問うて言はく、汝過去の何事を憶念するやと、答へて言はく、我れ小き時地に坐して此の樹を捉へ頭を按へて地に到らしめしを憶すと、象獼猴に語れり汝の年我より大なり我れ當に汝を恭敬尊重すべし、汝當に我が爲に說法すべしと。鵽獼猴に問うて言はく、過去の何事を憶念するやと、答へて言はく、彼處に大蓽茇樹有り、我れ時に其の子を噉へて此に大便し乃ち斯の樹を生じ長大なること是の如し、是れ我れの憶する所なりと。鵽獼猴に語れり、汝の年我より大なり、我れ當に汝を供養尊重すべし、汝當に我が爲に說法すべしと。爾の時象は獼猴を恭敬し從ひて法を聽受し餘の象の爲に說き、獼猴は鵽を恭敬し從ひて法を聽受し餘の獼猴の爲に說き、鵽は餘の鵽の爲に說法せり。此の三禽獸先きに殺生し他物を偸奪し邪婬し妄語するを喜べり、斯の諸禽獸咸是の念を作せり、我れ等何んぞ殺生、偸奪、邪婬、妄語の惡業を捨てざると、是の念を作し已り卽ち殺盜邪婬妄語を捨せり、畜生中酒無し、是の四法を行ずるを具足し命終して皆天上に生ぜり。佛言はく、爾の時鵽の法廣行流布し諸天世人に顯現せり、畜生等何んが故に善を行じ復た人穀を侵食せざるやと、又是の念を作せり、畜生すら尙能く相敬す何に況んや我等をやと、爾の時世人皆相敬重し廣く鵽法を修し五戒を奉行し命終して天に生ぜり。佛諸比丘に語りたまへり、爾の時の鵽は豈

【四】 鵽。えびすずめなり。

【五】 畢茇樹(Pippena)。榕樹なり。

八法中臥具法第七

14　臥　具　法　（二四二九）

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時諸比丘互に相輕慢し恭敬行無かりき、佛諸比丘の互に相輕慢し恭敬行無きを見たまひ是の因縁を以つての故に比丘僧を集め諸比丘に問ひたまへり、汝等の意に於いて云何ん、誰比丘應に上座と作り先きに水を受け先きに飲食を受くべきと、比丘有り答へて言さく世尊若し比丘刹利種にて信を以つて出家し鬚髮を剃除し法衣を服せば是の人應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。復た比丘有りて言はく、世尊若し比丘是れ婆羅門種にて信を以つて出家し鬚髮を剃除し法衣を服すれば是の人應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。復た比丘有りて言はく、世尊若し比丘毘舍種にて信を以つて出家し鬚髮を剃除し法衣を服すれば是の人應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。復た比丘有りて言はく、世尊若し比丘阿羅漢を得漏盡し所作已辦し重擔を捨離し、諸有の結を盡し能く正智を具し心に解脫を得、是の如き比丘應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。復た比丘有りて言はく、世尊若し比丘阿那含を得[二]五不分結を斷じ還び此の世界に生れず、是の如き比丘應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。復た比丘有りて言はく、世尊若し比丘斯陀含を得[三]三結を斷じ三毒薄く一たび此の世間に來生する間に苦際を盡す、是の如き比丘應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。復た比丘有りて言はく、世尊若し比丘須陀洹を得三結を斷じて三惡道に墮せず必ず淨智に至り、人天を往來すること七死七生にして苦際を盡すことを得、是の如き比丘應に先きに坐し先きに水を受け先きに飲食を受くべしと。

【一】臥具法(Senāsanakkhandhaka)。四分律には第十九房舍犍度、巴利律は小品第六、五分律は第十三法なり。

【二】五下分結。結とは結縛にして煩惱のこと、欲界の結を下分結と云ひ、これに貪、瞋、身見、戒取見、疑の五結を立つ。

【三】三結。我見、戒取(邪戒を行ふ)疑(正理を疑ふ)なり。

し諸比丘是の比丘の破見の相貌を見若しは他より聞き、若しは彼の比丘自ら說く、若しは比丘現前に眼見せずと雖も展轉して聞き聞を信じ某比丘破見せりと疑ひ、諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて若しは此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲せば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧說戒することを得ず」と、是れを破見と名づく。

破威儀とは比丘有り和上阿闍梨一切の上座の所に於いて邪惡を作し威儀を破りて行ず、若し諸比丘是の比丘の破威儀の相貌を見若しは他より某比丘破威儀すと聞き、若しは彼れ自ら說き、若しは比丘現前に眼見せずと雖も展轉して聞き聞を信じて某比丘破威儀すと疑ひ、諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて若し此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲せば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば說戒することを得ず」と、是れを破威儀と名づく。八法中遮法第六竟る。

より起ち去る、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧後布薩の時當に先きに某比丘の是の事を斷ずべし、是れを白と名づく」と。若し諸比丘後布薩の時能く先きに是の比丘の事を斷ずれば善し若し斷ずること能はず諸比丘若し此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲すれば應に是の言を作すべし、「某甲比丘の說戒を遮す、某甲比丘衆中に在れば僧布薩說戒すべからず」と、是れを捨戒事を出さんと欲すと名づく。

如法の僧事に隨順せずとは僧の所作の事に隨ひ若しは白一羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣、立十四人羯磨に若し比丘餘比丘の如法の僧事に隨順せざる相貌を見若しは他より某比丘如法僧事に隨順せざるを聞き若しは彼の比丘自ら我れ如法僧事に隨順せずと說く、若しは比丘現前に眼見せずと雖も展轉して聞き聞を信じ某比丘如法僧事に隨順せざるを疑ひ諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて若しは此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと（欲）せば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧は布薩說戒すべからず」と。是れを如法僧事に隨順せずと名づく。

破戒とは比丘有り波羅夷を犯じ、僧伽婆尸沙、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅を犯ず、若し諸比丘比丘の犯戒の相貌を見若しは他より某比丘破戒すと聞き若しは彼れ自ら說く、若し比丘現前に眼見せずと雖も展轉して聞き聞を信じて某比丘破戒すと疑ひ諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて若し此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲せば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧說戒することを得ず」と、是れを破戒と名づく。

破見とは身見を本と爲す本の[二九]六十二見を除き若し餘見を起こす、謂はく罪無く福無く施無く善無く惡無く善惡の果報無く今世後世無く、父無く母無く世間に阿羅漢正行を得て今世後世自身に我が生已でに盡き、所作已辦し、梵行已立し是の身より更に後有を受けずと證を作すこと無しと、若

【二九】六十二見。五見中身見（實の我と我所ありとの見解）を根本として起こる我に對する六十二の誤れる見解なり。

見せずと雖も展轉して聞き聞を信じて某比丘僧を輕呵すと疑ふ、諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて若し此の住處彼の住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲せば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧說戒することを得ず」と、是れを僧を輕呵すと名づく。僧を輕呵することを出さんと欲すとは、如し比丘僧を輕呵し僧是の比丘の事を撿挍せんと欲する時是の難起こり及び餘の因緣若しは八難中の一一の難起こる有り、是の事未だ斷ぜずして僧坐より起ち去る、卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、今僧某比丘の僧を輕呵する事を撿挍せんと欲し是の難起こり若しは餘の因緣若しは八難中の一一の難起こるを以つて是の事未だ斷ぜずして僧坐より起ち去る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧後に布薩の時當に先きに某比丘の是の事を斷ぜん、是れを白と名づく」と。若し諸比丘後布薩の時能く先きに是の比丘の事を斷ずれば善し、若し能く斷ぜず諸比丘若し此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲せば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘說中に在れば僧布薩說戒すべからず」と。是れを僧を輕呵する事を出さんと欲すと名づく。

捨戒とは若し比丘餘比丘の捨戒の相貌を見る是の相貌を以つて捨戒し若しは他より某比丘捨戒すと聞き若しは彼の比丘自ら我れ捨戒すと說き若しは現前に見ずと雖も展轉して聞き聞を信じ某比丘捨戒すと疑ひ、諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて若し此住處彼住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲すれば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧說戒するを得ず」と、是れを捨戒と名づく。捨戒事を出さんと欲すとは如し比丘捨戒し僧是の比丘の事を撿挍せんと欲する時是の難起こり及び餘の難起こり若しは八難中の一一の難起こる有りて僧坐より起ち去る、卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、今某比丘捨戒の事を撿挍せんと欲し是の難起こり及び餘の因緣の若しは八難中の一一の難起こる爲に是の事未だ斷ぜずして僧坐

若しは比丘波羅夷を犯ず、若しは僧波羅夷事を出さんと欲す、若しは僧を輕呵す、若しは僧を輕呵する事を出さんと欲す、若しは捨戒せず、若しは僧捨戒事を出さんと欲す、若しは比丘如法の僧事に隨順せず、若しは破戒破見破威儀を若しは見若しは聞き若しは疑ひて說戒を遮す是れを十如法遮說戒と名づく。

(3) [二六]若し比丘波羅夷を犯ずとは比丘有り餘比丘の波羅夷を犯ずる相貌を見若しは他より某比丘波羅夷を犯ずと聞き若しは彼れ自ら我れ波羅夷を犯ずと說き、若しは比丘現前に眼見せざれども展轉(てんでん)して聞き聞を信じて某比丘波羅夷を犯ずと疑ひ、諸比丘若しは見を用ち若しは聞を用ち若しは疑を用つて此の住處彼の住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲せば應に是の言を作すべし。

「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧布薩說戒することを得ず」と。是れを[二七]比丘波羅夷を犯ずと名づく。[二八]僧波羅夷事を出さんと欲すとは如し比丘波羅夷事を犯じ僧是の比丘の事を撿挍(けんきやう)せんと欲する時是の難起こり及び餘の難若しは八難中の一一の難起こり是の事未だ決斷せずして僧坐より起ち去らんに、卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、今僧某比丘の波羅夷を犯ぜし事を撿挍せんと欲し是の難起こり及び餘難の起こり若しは八難中の一一の難起こる有り是の事未だ斷ぜず、僧坐より起ち去る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧後の布薩の時當に某比丘の事を斷ぜん、是れを白と名づく」と。若し諸比丘後布薩の時能く先きに是の比丘の事を斷ずれば善し、若し能く斷ぜず諸比丘若し此の住處彼の住處に是の比丘の說戒を遮せんと欲すれば應に是の言を作すべし、「某比丘の說戒を遮す、某比丘衆中に在れば僧布薩說戒することを得ず」と、是れを僧比丘の波羅夷を犯ずる事を出さんと欲すと名づく。

僧を輕呵すとは若し比丘餘比丘の僧を輕呵する相貌を見る、是の相貌を以つて僧を輕呵し若しは他より某比丘僧を輕呵すと聞き、若しは彼の比丘自ら我れ僧を輕呵すと說き、若しは比丘現前に眼

【二六】已下上の十如法を說明す。

【二七】前の十如法第一なり。

【二八】同上の第二なり。

如法遮と名づく、有根の僧伽婆尸沙、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅遮説戒、是れを五如法遮と名づく。復六非法遮説戒六如法遮説戒有り、六非法とは無根の破戒の作不作、無根の破見の作不作、無根の破命の作不作、是れを六非法遮と名づく、六如法とは有根の破戒の作不作、有根の破見の作不作、有根の破命の作不作、是れを六如法遮説戒と名づく。復七非法遮説戒七如法遮説戒有り、七非法とは無根波羅夷遮説戒、無根僧伽婆尸沙、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅、悪口より起こる突吉羅、偸蘭遮より起こる突吉羅是れを七非法遮と名づく、七如法とは有根波羅夷、僧伽婆尸沙、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅、從悪口起突吉羅、從偸蘭遮突吉羅もて説戒を遮す、是れを七如法遮と名づく。復た八非法遮説戒、八如法遮説戒有り、八非法とは無根の破戒の作不作、無根破見の作不作、無根破命の作不作、無根破威儀の作不作もて説戒を遮す、是れを八非法遮説戒と名づく、八如法とは有根破戒の作不作、有根破見の作不作、有根破命の作不作、有根破威儀の作不作もて説戒を遮す、是れを八如法遮説戒と名づく。復た九非法遮説戒、九如法遮説戒有り、九非法とは無根の有殘の作もて説戒を遮す、若しは無根の有殘の不作若しは無根有殘の作不作、若しは無根無殘の作、若しは無根無殘の不作、若しは無根無殘の作不作、若しは無根有殘無殘の作、若しは無根有殘無殘の不作、若しは無根有殘無殘の作不作もて説戒を遮す、是れを九非法遮と名づく、九如法とは有根有殘の作、有根有殘の不作、有根有殘の作不作、有根無殘の作、有根無殘の不作、有根無殘の作不作、有根有殘無殘の作、有根有殘無殘の不作、有根有殘無殘の作不作もて説戒を遮す是れを九如法遮説戒と名づく。復十非法遮説戒十如法遮説戒有り、十非法とは若しは比丘波羅夷を犯ぜず、若しは比丘波羅夷を犯じ僧未だ是の罪を出さず、若しは僧を輕呵せず、若しは比丘僧を輕呵し僧未だ出罪を欲せず、若しは戒を捨せず、若しは僧未だ捨戒の事を出すを欲せず、若しは如法僧事に隨順す、若しは破戒破見破威儀を見ず聞かず疑はずして説戒を遮す、是れを十非法遮と名づく。十如法とは

し波羅提木叉を説くことを得ず、是の事を佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、天眼を用ふることを莫れ、肉眼を以つて見る所に隨ひ應に遮すべしと、諸比丘肉眼を以つて遮する時闘諍の事起る有り、布薩し波羅提木叉を説くことを得ず、佛言はく、應に所聞の事を以つて遮すべしと、聞を以つて遮する時多くの所聞有り、某比丘波羅夷を犯ず、某僧伽波尸沙を犯ず、某は波夜提を犯じ、某は波羅提舍尼を犯じ、某は突吉羅を犯ずと聞けり、聞き已りて皆遮す、是の因縁を以つての故に闘諍の事起り布薩説戒することを得ず、佛言はく、應に疑を以つて遮すべしと。諸比丘多く所疑有り、若しは身犯、口犯を疑ひ、若しは有殘を犯じ無殘を犯じ若しは聚落中若しは阿練兒處を疑へり、是の疑を以つての故に遮し闘諍の事起り布薩説戒することを得ず、佛言はく應に[二三]自言を以つて遮すべし、清淨者は默然すべしと。

(2)一非法遮説戒有り、一如法遮説戒有り、若し比丘[二四]五種の犯中に於て無根なるに説戒を遮すれば是れを非法と名づく、如法とは若し比丘五種の犯中に於て根本有り、説戒を遮すれば是れを如法と名づく。二種の非法遮説戒、二種の如法遮説戒有り、二非法とは五種の犯中に於て無根の[二五]若しは作し若しは作さざるに説戒を遮す、是れを二非法と名づく、二如法とは五種の犯中に於て根有り、作し(若しは)作さず、是れを二如法と名づく。復三種の非法遮説戒、三種の如法遮説戒有り、三非法とは若し比丘無根の破戒、無根の破見、無根の破威儀是れを三非法遮説戒と名づく、三如法とは有根の破戒破見破威儀なり、是れを三如法遮説戒と名づく。復四種非法遮説戒、四如法遮説戒有り、四非法遮とは無根の破戒、破正見、破正命、破威儀なり、是れを四非法遮説戒と名づく、四如法とは有根の破戒、破正見、破正命、破威儀是れを四如法遮説戒と名づく。復五非法遮説戒、五如法遮説戒有り、五非法遮とは無根の波羅夷遮説戒、是れを非法遮と名づく、無根の僧伽婆尸沙、波夜提、波羅提提舍尼、突吉羅遮説戒、是れを五非法遮と名づく、五如法遮とは有根の波羅夷遮説戒、是れを

【二三】自言。自白なり。

【二四】五種犯。上に說く波羅夷以下突吉羅の所謂五篇なり。

【二五】若作若不作(kataya, a-katāya)。作は作すことによつて罪となること、不作は怠慢によるが如く作さざることが罪となるものなり。

七覺、八正道なり。目連、若し佛法中に多寶無量法種種積滿す、四念處、四正勤、四如意足、五根、五力、七覺、八正道是れ我が法中の希有なり。目連譬へば大海の清淨にして臭屍を宿さざるが如し、若し臭屍有れば風吹いて岸に上ぐ、目連如來の法海の清淨なること亦是の如く、臭屍を宿さず臭屍とは所謂破戒人なり、心に惡法を楽ひ內に爛れ外に流る、非梵行を自ら梵行と說き、非沙門を自ら沙門と言ふ、是れを臭屍と名づく、是の如き等の人常に衆に隨ふと雖も而も實には遠離す、佛法清淨にして臭屍を宿さざるは是れ我が法中の希有なり。目連譬へば大海の閻浮提界四大河の流入するが如し、所謂恒河の流れ、[18]夜摩那河、[19]波羅河、[20]阿醯羅、婆提摩馱河、大海に流入し龍力有り水を出し及び洪雨を澍ぐこと車軸を下す如し、是の如くの水を受くるも、海は不增不減なり、佛法中亦是の如し、刹利種信を以つて出家し鬚髮を剃除し三法衣を服し、不壞證、心解脫を得るも不增不減なり、是くの如く若し婆羅門種、違舍種、首陀羅種信を以つて出家し鬚髮を剃除し三法衣を服し、不壞證、心解脫を得るも無增無減なり、目連佛法中刹利種乃至首陀羅種有り、信を以つて出家し不壞心解脫を得るも不增不減なるは是れ我が法中の希有なり。佛是れを說き已りて諸比丘に語りたまへり、今より汝等自ら共に說戒せよ、如來は復汝等の爲めに說かずと。

二、(1)爾の時佛復說戒したまはざるが故に諸比丘說戒の時來る者有り、來らざる者有り、坐中の比丘に犯罪者有り、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、布薩し波羅提木叉を說く時一切の比丘應に來るべし、若し因緣有れば應に[21]欲、清淨を與ふべし、中に犯戒者有れば應に[22]遮すべし。時に諸比丘遮を欲する者有り、遮を欲せざる者有り、佛言はく、遮を欲する者は應に遮すべし、欲せざる者は强いて遮すべからずと。諸比丘遮を欲する者は應に遮すべしと聞き當に云何に遮すべきを知らず、佛言はく、若し眼に見る事を應に遮すべしと。爾の時比丘の天眼を得る者有り、諸比丘の犯罪を見る事雨の駛く下るが如く見已りて便遮す、是の因緣を以つての故に鬪諍の事起り布薩

【一八】夜摩那河(yamunā)。
【一九】波羅河(Baraṇa)。
【二〇】阿醯羅婆提摩馱河(Aci-ravati Mahi..)。
【二一】欲、清淨。註十五の一〇參照。
【二二】遮(ṭhapeti)。禁止の意なり、犯戒者が布薩の時波羅提木叉を聞くことを禁止することなり。

淨比丘と說きたまふ所を我れ已でに驅出して語りて言はく、癡人遠く去り滅し去り永く比丘法を離れよ、汝今僧中の末後に共住すと。世尊初夜已でに過ぎ中夜亦過ぎ後夜多く過ぎ、東方動かんと欲し、佛及び僧久しく坐す、願はくば世尊波羅提木叉を說きたまへと。佛目連に語りたまへり、是の癡人大重罪を得、佛及び僧を惱ますが故に。目連若し佛不淨の衆中に波羅提木叉を說けば是の不淸淨人頭破れて七分せん、目連今より汝等當に自ら波羅提木叉を說くべし。佛亦復汝等の爲めに說かず。

(2)目連、譬へば大海の漸漸に深廣なるが如く佛法も亦是の如し、次第に結戒し次第に制を立て次第に學を敎ふ、目連若し我が法中次第に結戒し次第に立制し次第に敎學す、是れ我が法中の希有なり。目連、譬へば大海の常限を越えざるが如く我が法も亦是の如し、若し比丘比丘尼、優婆塞、優婆夷、乃至失命の因緣にても戒を護りて缺かず、目連我が法中に制戒すべき所、若しは比丘比丘尼、優婆塞、優婆夷、乃至失命の因緣にても戒を越えず。是れ我が法中の希有なり。目連譬へば大海の深廣深廣無量なるが如く佛法も亦是の如く、深義無量なり、目連若し佛法の義は深廣深廣無量なり、是れ我が法中の希有なり。目連譬へば大海の淳一鹹味なるが如く佛法も亦是の如く淳一觧脫味なり。目連若し佛法淳一觧脫味なるは是れ我が法中の希有なり。目連譬へば大海の大衆生の住處にして[一]羯磨魚、[二]黿鼉、婆留耆魚、[三]提魔魚、[四]提魔耆羅魚、是れ等海中に在りて未だ奇と爲すに足らず百由旬身の者二百三百乃至七百由旬身此等の衆生海中に處り亦奇と爲さず、目連佛法海中の大人の住處なること亦是の如し、大人とは若しは[五]阿羅漢、向阿羅漢、若しは阿那含、向阿那含、若しは斯陀含、向斯陀含、若しは須陀洹、向須陀洹なり、目連佛法の大海中は大人の住する處なり、若しは阿羅漢乃至向須陀洹なり、是れ我が法中希有なり、目連譬へば大海の多寶、無量寶にして種種積滿するが如し、諸寶とは金銀、眞珠、硨磲、瑪瑙、琉璃、摩尼珠、貝、珊瑚樓枝等なり、目連佛法の海も亦是の如く多寶無量寶種種積滿す、「所謂[六]四念處、四正勤、四如意足、[七]五根、五力、

[一] 摩竭魚(makara)。鯨魚なり。
[二] 黿鼉。すつぽんなり。
[三] 提魔魚(Timi)。普通提迷魚とす、次のものと同じく大魚なり。
[四] 提魔耆羅魚(timiṅgala)。常に timi, timiṅgala, timitiṅgala と並稱される大魚なり。
[五] 阿羅漢等。註十八の四八以下參照。
[六] 四念處、四正勤、四如意足。律部八註四の二〇八、二〇九、二一〇參照。
[七] 五根、五力、七覺、八正道。同上註一六一參照。

同見比丘出罪羯磨を作すことを得。今より別住竟れる人第二十人と作り、摩那埵を行ずる人第二十人と作り、若しは摩那埵を行じ竟れる人第二十人と作り、若しは不共住人第二十人と作れる皆出罪羯磨を作すべからず。今より二別住竟人十八清淨人乃至一切不共住人亦是の如し、極少二十清淨同見比丘應に出罪羯磨を作すべし。

八法中順行法第五竟る。

13　遮[10]法（二三九b）

一 (1)佛瞻波國に在しき、爾の時世尊十五日布薩の時衆僧前に在りて敷座處に坐し諸比丘の心を觀じたまへり、諸比丘の心を觀じ已りて初夜に默然として入定したまへり。爾の時一比丘有り坐より起ち偏袒右肩し右膝を地に著け合掌して佛に白して言さく、世尊初夜分過ぎ佛及び僧坐すること久し、願はくば世尊波羅提木叉を說きたまへと、佛默然したまふ。中夜分に至り是の比丘第二に坐より起ち偏袒右肩し合掌して佛に白せり、世尊初夜已でに過ぎ中夜又過ぎ佛及び僧坐すること久し、願はくば世尊波羅提木叉を說きたまへと、佛故の如く默然したまふ。後夜に至り是の比丘第三に坐より起ち偏袒右肩し合掌して佛に白して言さく、世尊初夜分過ぎ中夜も亦過ぎ後夜分多く過ぎ東方動かんと欲し佛及び僧坐すること久し、願はくば世尊波羅提木叉を說きたまへと、爾の時佛是の比丘に語りたまへり、我が衆不清淨なりと。

時に長老目連衆中の坐に在り便ち是の念を作せり。佛誰の爲めの故に是の言を作したまふや、我が衆不清淨なりと、我れ當に定に入りて之を觀ん、佛誰の爲めの故に乃ち是の語を說きたまふやと、即便定に入りて一切衆の心を觀ぜり。是の如く觀ずる時佛の不清淨比丘と爲したまふ所を見、尋いで定より起こり是の比丘の所に詣り臂を捉へ挽き出して語りて言はく、癡人汝遠く去り滅し去れ、永く比丘法を離れよ、汝今僧中の末後に共住せりと。時に目連比丘を驅りて出で已り門を閉ぢ樘を下りて往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に座し佛に白して言さく、世尊佛の衆不清

【一〇】遮法（Pātimokkhaṭhapanakkhandhaka）。巴利律には小品第九、四分律にては第十四犍度、五分律第十六犍度なり。

ず、若しは二不共住人二清淨人、若しは三不共住人一清淨人、若しは一切不共住人なる皆是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて摩那埵を行ずべし。今より別住を行ずる人第四人と作れる是の衆中にて本日治を行ずべからず、若しは二別住人二清淨人、若しは三別住人一清淨人、若しは一切別住人なる皆是の衆中にて本日治を行ずべからず、今より別住を行じ竟れる人第四人と作れる是の衆中にて本日治を行ずべからず、若しは二別住竟人二清淨人、若しは三別住竟人一清淨人、若しは一切別住竟人なる是の衆中にて本日治を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中に本日治を行ずべし。今より摩那埵を行ずる人第四人と作れる是の衆中にて本日治行ずべからず、若しは二摩那埵人二清淨人、若しは三摩那埵人一清淨人、若しは一切摩那埵人なる皆是の衆中にて本日治を行ずべからず。今より摩那埵を行じ竟れる人第四人と作れる是の衆中にて本日治を行ずべからず、若しは二摩那埵竟人二清淨人、若しは三摩那埵竟人一清淨人、若しは一切摩那埵竟人なる皆是の衆中にて本日治を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて本日治を行ずべし。今より不共住人第四人と作れる是の衆中にて本日治を行ずべからず、若しは二不共住人二清淨人、若しは三不共住人一清淨人、若しは一切不共住人なる皆是の衆中にて本日治を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて本日治を行ずべし。

(6)今より別住人第二十人を作りて出罪羯磨を作すべからず、若しは二別住人十八清淨人、若しは三別住人十七清淨人、若しは四別住人十六清淨人、若しは五別住人十五清淨人、六別住人十四清淨人、七別住人十三清淨人、八別住人十二清淨人、九別住人十一清淨人、若しは十別住人十清淨人、十一別住人九清淨人、若しは十二別住人八清淨人、若しは十三別住人七清淨人、若しは十四別住人六清淨人、若しは十五別住人五清淨人、十六別住人四清淨人、十七別住人三清淨人、十八別住人二清淨人、若しは十九別住人一清淨人、若しは一切別住人皆出罪羯磨を作すべからず、極少二十清淨

行ずるを得ず、若しは二別住竟人二清淨人、若しは三別住竟人一清淨人、若しは一切別住竟人なる皆是の衆中にて別住を行ずるを得ず、極少四清淨同見比丘なる是の中にて別住を行ずるを得。今より摩那埵を行ずる人第四人と作る是の衆中にて別住を行ずべからず、若しは二摩那埵人二清淨人、若しは三摩那埵人一清淨人、若しは三摩那埵人一清淨人、若しは一切摩那埵人なる是の衆中にて別住を行ずべからず。今より若し摩那埵を竟れる人第四人と作る是の衆中にて別住を行ずべからず、若しは二摩那埵竟人二清淨人、若しは三摩那埵竟人一清淨人、若しは一切摩那埵竟人なる皆是の衆中にて別住を行ずるべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて別住を行ずべし。今より不共住人第四人と作る是の衆中にて別住を行ずべからず、若しは二不共住人二清淨人、若しは三不共住人一清淨人、若しは一切不共住人なる是の衆中にて別住を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる是の衆中にて別住を行ずべし。今より別住を行ずる人第四人と作れる是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、若しは二別人住二清淨人、若しは三別住人一清淨人、若しは一切別住人なる是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて摩那埵を行ずべし。今より別住竟れる人第四人と作れる是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、若しは二別住竟人二清淨人、若しは三別住竟人一清淨人、若しは一切別住竟人なる皆是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて摩那埵を行ずべし。今より摩那埵を行ずる人第四人と作れる是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、若しは二摩那埵二清淨人、若しは三摩那埵人一清淨人、若しは一切摩那埵人なる皆是の衆中にて摩那埵を行ずべからず。今より摩那埵を行じ竟れる人第四人と作れる是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、若しは二摩那埵竟人二清淨人、若しは三摩那埵竟人一清淨人、若しは一切摩那埵竟人なる皆是の衆中にて摩那埵を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の衆中にて摩那埵を行ずべし。今より不共住人 第四人と作れる是の衆中にて 摩那埵を行ずべから

ず、若しは二摩那埵人二清淨人、若しは三摩那埵人一清淨人、若しは一切摩那埵人皆摩那埵羯磨を作すべからず、極少四清淨共住同見比丘摩那埵羯磨を作すことを得。今より摩那埵を行じ竟れる人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、若しは二行摩那埵竟人二清淨人、若しは三行摩那埵竟人一清淨人、若しは一切行摩那埵竟人皆摩那埵羯磨を作すべからず、極少四清淨共住同見比丘摩那埵羯磨を作すことを得。今より不共住人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、若しは二不共住人二清淨人、若しは三不共住人一清淨人、若しは一切不共住人皆摩那埵羯磨を作すべからず、極少四清淨同見比丘摩那埵羯磨を作すべし。今より別住人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、若しは二別住人二清淨人、若しは三別住人一清淨人、若しは一切別住人皆本日治羯磨を作すべからず。今より若し別住竟れる人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、若しは二別住竟人二清淨人、若しは三別住竟人一清淨人、若しは一切別住竟人皆本日治羯磨を作すべからず。今より摩那埵を行ずる人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、若しは二行摩那埵人二清淨人、若しは三行摩那埵人一清淨人、若しは一切行摩那埵人皆本日治羯磨を作すべからず、極少四清淨共住同見比丘本日治羯磨を作すことを得。今より摩那埵を行じ竟れる人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、若しは二摩那埵竟人二清淨人、若しは三摩那埵竟人一清淨人、若しは一切摩那埵竟人皆本日治羯磨を作すべからず。今より不共住人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、若しは二不共住人二清淨人、若しは三不共住人一清淨人、若しは一切不共住人皆本日治羯磨を作すべからず、極少四清淨同見比丘本日治羯磨を作すべし。

(5)今より[九]別住人第四人と作る衆中にて別住を行ずるを得ず、若しは二別住人二清淨人若しは三別住人一清淨の人若しは一切別住人なる皆是の衆中にて別住を行ずべからず、極少四清淨同見比丘なる應に是の中にて別住を行ずべし。今より別住を行じ竟れる人第四人と作る是の衆中にて別住を

【九】已下は犯罪人は清淨比丘僧中にて別住を行じ罪の消滅を得るものにして犯罪者の衆中を對者として別住を行ずべからざることを説くなり。

すべし、我れ應に別住摩那埵法を行ずべし、小らく停めん我れ作すに及ばずと。長老優波離佛に問へり、別住を行ずる人摩那埵を行ずる人若し因緣有りて是の事を行ずるに及ばざれば、應に[八]幾夜を停むるを聽すべきと。佛言はく、應に二十五夜を聽すべしと。

(4)今より別住を行ずる人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、若しは二別住人二清淨人亦別住羯磨を作すことを得ず、若しは三別住人一清淨人、一切別住人別住羯磨を作すことを得ず、極少四清淨共住同見比丘別住羯磨を作すことを得。今より別住を行じ竟れる人第四人を作りて別住羯磨を作すを得ず、若しは二別住竟人二清淨人、若しは三別住竟人一清淨人、若しは一切別住竟人皆別住羯磨を作すことを得ず、極少四清淨共住同見比丘別住羯磨を作すことを得。今より若し摩那埵を行ずる人第四人と作りて別住羯磨を作すことを得ず、二行摩那埵人二清淨人、若しは三行摩那埵人一清淨人、若しは一切行摩那埵人皆別住羯磨を作すことを得ず、極少四清淨共住同見比丘別住羯磨を作すことを得。今より摩那埵を行じ竟れる人第四人を作りて別住羯磨を作すべからず、若しは二行摩那埵竟人二清淨人、若しは三行摩那埵竟人一清淨人、若しは一切摩那埵竟人皆別住羯磨を作すことを得ず、極少四清淨共住同見比丘別住羯磨を作すことを得。今より不共住人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、若しは二不共住人二清淨人、若しは三不共住人一清淨人、若しは一切不共住人皆作すべからず、極少淸淨同見の四比丘應に別住羯磨を作すべし。今より若し別住人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、若しは二別住人二清淨人、若しは三別住人一清淨人、若しは一切別住人、皆摩那埵羯磨を作すべからず、極少四清淨共住同見比丘摩那埵羯磨を作すことを得。今より若し別住竟れる人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、若しは二別住竟人二清淨人、若しは三別住竟人一清淨人、若しは一切別住竟人皆摩那埵羯磨を作すべからず、極少四清淨共住同見比丘摩那埵羯磨を作すことを得。今より摩那埵を行ずる人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべから

【八】別住の中止(parivāsaṃ nikkhipati)なり、巴利律に別住を一時中止する三種の場合を說く。(CV. II. 2. 3.)

受くるも教誡すべからず、重ねて罪を犯ずべからず、相似の罪を作すべからず、是れに過ぐる罪を作すべからず、羯磨を呵すべからず、羯磨人を呵すべからず、清淨比丘に從ひて乞聽すべからず、我れ當に汝の罪を出すべしと言ふべからず、清淨比丘に違逆すべからず、布薩自恣及び諸羯磨を遮すべからず、清淨比丘の罪を出すべからず、他をして罪を憶念せしむべからず、相言すべからず。應に心悔折伏し柔軟恭敬すべし、應に清淨比丘の後に在りて行き、下に在りて行坐すべし、若し僧次第に差會すれば應に上座の次第に隨ひて受くべし、上座の次第に隨ひて[六]滿鉢水すべし、應に上座の次第に雨浴衣を受くべし、應に上座の次第に坐して自恣すべし。是の心を以つて清淨比丘に語るべからず、我が與に食分を迎へよと、人の我れを知り我が罪を見るを恐るるが故に。諸別住人共に飮食する時上座の次第に隨ひて坐し應に諸別住人に最下の房舍、下臥具、卑下の座處を與ふべし、諸別住人若し多くば上座の次第に隨ひ房舍、臥具、坐處を與へよ。別住人を行ずる人は比丘に前行を作して他舍に入るべからず、後行を作せば隨意なり。二別住人有比丘の住處に比丘無ければ住すべからず、無比丘無住處に住すべからず。若し別住を行ずる人別住を行じ竟れる人と、若しは別住を行ずる人摩那埵を行ずる人と、若しは別住を行ずる人摩那埵を行じ竟れる人と、若しは別住を行ずる人不共住人と有比丘住處に比丘無ければ住すべからず、無比丘無住處に亦住すべからず。別住を行ずる人清淨比丘と共に一覆住處に住すべからず、共に一覆の非住處に住すべからず。若し別住を行ずる人別住を竟れる人と、若しは別住人摩那埵を行ずる人と、若しは別住人摩那埵を行じ竟れる人と、若しは別住人不共住人と共に一覆住處に住するべからず、共に一覆の非住處に住すべからず。

(3)若し別住人行ぜんと欲する時は先づ思惟すべし、我れ今日行ぜん、當に前比丘の住處に到るべしや不やと、若し能く到るを知れば便ち去け、若し去かざれば卽ち是の一夜を失す、若し[七]是の法を行ずるに及ばざれば應に是の念を作すべし、我れ是の事を行ずるに及ばずと、應に是の言を作

【六】滿鉢水。三十捨墮第二十二乞鉢戒の二の(2)(第八卷)參照。

【七】若不及行是法。別住を行ずることが來來ぬ時はの意ならん、次項を見よ。

四人と作りて別住羯磨を作すべからず。若しは不共住人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、極少にて清淨同見の四比丘別住羯磨を作し得。今より別住を行ずる人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、若しは別住を行じ竟れる人、摩那埵を行ずる人、摩耶埵を行じ竟れる人、不共住人第四人と作るも皆摩那埵を作すべからず、極少にて清淨同見の四比丘摩那埵羯磨を作し得。今より別住を行ずる人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、別住を行じ竟れる人、摩那埵を行ずる人、摩那埵を行じ竟れる人、不共住人第四人と作るも皆本日治羯磨を作すべからず。今より別住人第二十人と作りて出罪羯磨を作すべからず、若しは別住を行じ竟れる人、摩那埵を行ずる人、摩那埵を行じ竟れる人、不共住人第二十人と作りて出罪羯磨を作すべからず、極少にて淸淨同見の二十比丘出罪羯磨を作すことを得。若し比丘自ら罪有れば他の除罪を受くるを得ず。

(2)今より[二]別住人の行法を說かん、是の別住人當に別住人の法を學ぶべし。住戒比丘の[三]上座に隨ひて迎送禮拜し合掌恭敬し、衣鉢臥具を供養し手を洗ひ脚を洗ひ手を洗ひ脚を洗ふ水、脚、脚机を拭ふを受くべからず、若しは不病にして他の按摩供養を受くべからず。別住を行ずる人は住戒比丘と共に同一床に坐するを得ず、好床上に坐するを得ず、若し[四]住戒比丘行けば別住人坐すべからず、若しは二別住人共に同一床に坐するを得ず、何に況んや多をや。住戒比丘の[五]經行處に在りて行くことを得ず、住戒比丘と共に一經行處に行くことを得ず、好經行處に行くことを得ず、淸淨比丘の前に在りて經行することを得ず、二別住人共に同一經行處に行くことを得ず、何に況んや多をや。別住人客比丘有りて來れば應に向ひて己の犯ず所の罪を說き、布薩の時應に僧中に入りて三たび自ら罪を說くべし、若し病めば使を遣はし僧中に到りて白言すべし、某別住人病みて來ることを得ず、僧當に知るべしと。別住人は他の懺悔を受くるを得ず、他に受具足戒を與ふるを得ず、他の爲に依止と作ることを得ず、沙彌を畜ふるを得ず、教誡比丘尼羯磨を受くるべからず、若し先きに

【二】別住人の行法(pārivāsikānaṃ bhikkhūnaṃ vatta)。僧殘罪を犯じ覆藏して別住の罰を受けしものの失權義務を說く。

【三】以下を巴利律には「敬禮、迎拜、合掌、尊敬を受け、座席を設け、臥床を設け、足(を洗ふ)水、足(を上せる)臺、足(を上せる)板を備へ、鉢衣を受取り、水浴の際背を摩するを受くべからず」と云ふ。(C. V. II. 1, 1)

【四】住戒比丘(pakatatta bhikkhu)。戒を守れる比丘即ち普通の比丘なり。

【五】經行處。往來經行(Caṅkamana)する處なり、即ち一定の地を旋繞することにして坐禪の時睡眠を防がんが爲なり。

卷の第三十三（五誦之五）

八法中僧殘悔法の餘　丹本には八法中順行法第五と云ふ。

一、(1)佛王舍城に在しき、爾の時六群比丘罪を犯じ[一]同じく相似し同じく未だ淨ならず同じく未だ脫せず同じく未だ起きず同じく界外に出で餘比丘の與に別住、摩那埵、本日治の出罪を作せり、罪を犯じ同じく相似し同じく未だ淨ならず同じく未だ脫せず同じく未だ起せず同じく界內に入り清淨比丘の上座に隨ひて起迎禮拜し合掌供養するを受けたり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に喜ばず是の言を作せり、云何んが比丘と名づけ罪を犯じ同じく相似し同じく未淨、同じく未脫同じく未起にして同じく界外に出で餘比丘の與に別住、六夜摩那埵、本日治の出罪を作し、罪を犯じ同じく相似し同じく未淨、同じく未脫同じく未起にして同じく界內に入りて清淨比丘の上座に隨ひて起迎禮拜し合掌供養するを受くるやと。是の如く訶し已りて佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め已りて知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言せり、實に作せり世尊と。佛種種の因緣を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ罪を犯じ同じく相似し同じく未淨、同じく未脫、同じく未起にして同じく界を出でて餘比丘の與に別住、六夜摩那埵、本日治の出罪を作し、罪を犯じ、同じく相似し同じく未淨、同じく未脫、同じく未起にして同じく界內に入り住戒比丘の上座に隨ひ起迎禮拜し合掌供養するを受くるやと。種種呵し已りて諸比丘に語りたまへり、今より別住を行ずる人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、若しは別住を行じ竟れる人第四人と作るも亦別住羯磨を作すべからず。若しは摩那埵を行ずる人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、若しは摩那埵を行じ竟れる人第

【一】同相似同未淨云云。別住を得たる比丘と同樣であり同樣に不淨にして而もそれ等の人に出罪を與ふるといふ意なるべし。

白せり、佛諸比丘に語りたまはく、汝等應に是の人に十三日の別住を與へ、別住竟りて六夜摩那埵を與へ六夜摩那埵竟りて出罪羯磨を與ふべしと。八法中苦切羯磨竟る。

り。是の迦留陀夷比丘中間に罪を犯じ本日治を行じ、先きの罪別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに當に出罪を與へん。誰れか諸長老、迦留陀夷比丘の中間に罪を犯じ、本日治を行じ、先きの罪別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに出罪を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」。是の如く三說せよ。

「僧已でに迦留陀夷比丘に出罪を與ふ、中間に罪を犯じ、本日治を行じ、先きの罪別住を行じ竟り僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

一一、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時迦留陀夷種種の僧伽婆尸沙罪を犯ぜり、第一に〔一五〕故出精を犯じて一夜覆藏し第二に女人身に觸るるを犯じて二夜覆藏し第三に女人と麁惡語して三夜覆藏し第四に己身供養を讚歎して四夜覆藏し第五に媒嫁を犯じて五夜覆藏し諸比丘に語れり、我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、應に是の人に五夜別住羯磨を與へ、別住を行じ竟りて六夜摩那埵を與へ、摩那埵を行じ竟りて出罪羯磨を與ふべしと。

(2)佛舍衞國に在しき、爾の時一比丘有り種種の僧伽婆尸沙罪を犯じて覆藏せり、第一に故出精を犯じ一僧伽婆尸沙罪を犯じ一夜覆藏し、第二に女人に觸るるを犯じて二夜覆藏し、第三に女人と麁惡語するを犯じて三夜覆藏し、第四に己身の供養を讚歎するを犯じて四夜覆藏し、第五に媒嫁を行ずるを犯じて五夜覆藏し、第六に無主にして自ら身の爲に房を作るを犯じて六夜覆藏し、第七に有主にして自ら身の爲に大房舍を作るを犯じて七夜覆藏し、第八に無根波羅夷法もて餘比丘を謗ずるを犯じて八夜覆藏し、第九に小片事を取りて波羅夷法と作して餘比丘を謗ずるを犯じて九夜覆藏し、第十に和合罪を破るに方便を勤求して十夜覆藏し、第十一に破和合僧を助くるを犯じ第十一夜覆藏し、第十二に他家を汚がし惡行を行ずるを犯じて十二夜覆藏し、第十三に戾語を犯じて十三夜覆藏せり、上の事を以つて諸比丘に語れり、我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に

【一五】故出精等。以下次の(2)の下と共に十三僧殘全部をあぐ、十三僧殘戒のもと參照。

夜摩那埵を與へ我れ僧中に六夜摩那埵を行じ、時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず中間に故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せず、僧に從ひ本日治を乞ひ、僧我れに本日治を與ふ。我迦留陀夷比丘中間に罪を犯じ、本日治を行じ先きの罪別住を行じ竟り、六夜摩那埵を行じ竟り今僧に從ひて出罪を乞ふ。僧我れ迦留陀夷比丘の中間に罪を犯じ本日治を行じ、先きの罪別住を行じ、六夜摩那埵を行じ竟れるに我れに出罪を與へたまへ。憐愍の故に」。是の如く三說せよ。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに出精し、僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず、覆藏の日に隨ひ、僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひて別住を與へ、已でに僧中に覆藏の日に隨ひて別住を行じ、僧中に覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟り、僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ、僧中に六夜摩那埵を行じ時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず、中間に故らに出精し、僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せず、僧に從ひて本日治を乞ひ、僧本日治を與ふ。迦留陀夷比丘中間に罪を犯じ本日治を行じ、先きの罪にて別住を行じ竟り、六夜摩那埵を行じ竟りて僧に從ひて出罪を乞ふ。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、迦留陀夷比丘中間に罪を犯じ本日治を行じ、先きの罪にて別住を行じ竟り、六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に出罪を與へん。是の如く白す」。

「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに出精し僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せず、覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひて別住を與へ、已でに僧中に覆藏の日に隨ひ別住を行ぜり、僧中に覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟り、僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ、僧力に六夜摩那埵を行じ、時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず、更らに故らに出精し、僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず、僧に從ひて本日治を乞ひ、僧中に本日治を行ぜ

の日に隨ひて別住を行じ、僧中に覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟りて僧に從ひ六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ、僧中に六夜摩那埵を行じ、僧中に六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所にして爾所の日未だ過ぎず更らに故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず。是の迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せずして僧に從ひて本日治を乞ふ。僧是の迦留陀夷比丘の故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せず、僧に從ひて本日治を乞ふ。僧是の迦留陀夷比丘の故らに出精し僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せざるに僧本日治を與へん、誰れが諸長老、是の迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ僧に從ひて本日治を乞ふ、迦留陀夷比丘の故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに本日治を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」。是の如く三說せよ。

「僧已でに本日治を與ふ。迦留陀夷比丘故らに出精し僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せざるに本日治を與へ竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

(4)是の迦留陀夷比丘中間に罪を犯じ本日治を得、先きの罪別住を行じ竟り僧中に六夜摩那埵を行じ竟り、諸比丘語れり、長老我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、汝等迦留陀夷比丘に出罪を與へよ。中間に罪を犯じ本日治を得、先きの罪別住を行じ竟り僧中に六夜摩那埵を行じ竟れば出罪を與へよ。若し更らに是の如き比丘有れば亦應に出罪を作すべし。

出罪の法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘座より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷比丘故らに出精し僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ僧覆藏の日に隨ひ我れに別住を與へ我れ覆藏の日に隨ひ僧中に別住を行じ、覆藏の日に隨ひ僧中に別住を行じ竟り僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧已でに我れに六

如き比丘有れば亦應に本日治を作すべし。

作法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘座より起ち偏袒右肩し革屣を脱し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひて我れに別住を與へ我れ覆藏の日に隨ひて僧中に別住を行じ覆藏の日に隨ひて僧中に別住を行じ竟り僧に從ひ六夜摩那埵を乞ひ僧已でに六夜摩那埵を與へ、我れ僧中に六夜摩那埵を行じ時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず更らに故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず、今僧に從ひて本日治を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せず、僧我れ迦留陀夷比丘の故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せざるに僧當に我れに本日治を與へたまへ、憐愍の故に」。是の如く三說せよ。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひ我れに別住を與へ已でに僧中に覆藏の日に隨ひ別住を行ぜり、僧中に覆藏の日に隨ひ別住を行じ竟りて僧に從ひ六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ、僧中に六夜摩那埵を行じ時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず更らに故らに出精し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず。是の迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず、僧に從ひ本日治を乞ふ。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯ずるに當に本日治を與へん、是の如く白す」。

「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず、先きに已でに覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ僧覆藏の日に隨ひ別住を與へ已でに僧中に覆藏

尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟り今僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し、覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟れるに當に六夜摩那埵を與へん、是の如く白す」。

「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひ別住を與へ已でに僧中に覆藏の日に隨ひ別住を行ぜり。是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ別住を行じ竟り僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ。僧是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し、覆藏の日に隨ひて別住を行じ、竟れるに僧當に六夜摩那埵を與へん。誰れか諸長老、是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し、覆藏の日に隨ひ別住を行じ竟れるに今僧當に六夜摩那埵を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ。是れ初羯磨なり」。是の如く三說せよ。

「僧已でに是の迦留陀夷比丘の與に故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し、覆藏の日に隨ひ別住を行じ竟れるに六夜摩那埵を與へたり。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

(3)迦留陀夷比丘僧中に六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず更らに出精し僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せず、諸比丘に語れり。諸長老、我迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず、六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎざるに更らに故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、汝等當に迦留陀夷比丘の與に故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏せざるに當に本日治を與ふべし、若し更らに是の

覆藏して覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ふ。僧迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せるに覆藏の日に隨ひて當に別住を與へん。誰か諸長老是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏せるに、覆藏の日に隨ひて別住を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」。是の如く三說す。

「僧已でに迦留陀夷比丘に故らに精を出し此の僧迦婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに與に覆藏の日に隨ひて別住を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

(2)迦留陀夷比丘覆藏の日に隨ひ別住を行じ竟り諸比丘に語れり、我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、汝等迦留陀夷比丘の與に故らに精を出し僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せず覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟れるに與に六夜摩那埵を作せ、若し更らに是の如き比丘有れば亦應に六夜摩那埵を與ふべしと。

作法は一心和合僧に迦留陀夷比丘座より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひて我れに別住を與へ、我れ已でに僧中にて覆藏の日に隨ひて別住を行ぜり。我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟り、今僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ。僧我れ迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏し、覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟れるに僧當に六夜摩那埵を與へたまへ、憐愍の故に」。是の如く應に三たび乞ふべし。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪を覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ひ、僧覆藏の日に隨ひ別住を與へ已でに僧中に覆藏の日に隨ひて別住を行じ竟れり。是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆

三說せよ。

「僧已でに迦留陀夷比丘に出罪を與へたり、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、已でに若干日の覆藏別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

一〇、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏し諸比丘に語れり、我迦留陀夷故らに精を出し、一罪にて覆藏せり、僧我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏せざる與に覆藏の日に隨ひ別住を與へよ、若し更らに是の如き人有らば亦應に與に作すべし。

作法は一心和合僧に迦留陀夷比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘、故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せるに覆藏の日に隨ひて我れに別住を與へたまへ、憐愍の故に」。是の如く三たび乞へ。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せり。是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏して、覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ふ。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せるに覆藏の日に隨ひ僧當に別住を與へん、是の如く白す」。「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏せり、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて

僧中に若干日の覆藏別住を行じ、我れ僧中に若干日の覆藏別住を行じ竟りて僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ、僧我れに六夜摩那埵を與へ、我れ僧中に六夜摩那埵を行ぜり。我れ迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて若干日覆藏し已でに若干日の別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に我れに出罪を與へたまへ、憐愍の故に」と。是の如く三說せよ。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ。「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏し、先きに已でに僧に從ひて若干日の覆藏別住を乞ひ、僧若干日の覆藏別住を與へ已り、僧中に若干日の覆藏別住を行じ已り、僧中に若干日の覆藏別住を行じ竟りて僧中に六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ已り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れり。是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏し、已でに僧中に若干日の覆藏別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟りて僧に從ひ出罪を乞ふ。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧此の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏し、已でに僧中に覆藏別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れり。僧今出罪を與へん、是の如く白す」。

「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて若干日の覆藏別住を乞ひ、僧若干日の覆藏別住を與へ已り、僧中に若干日の覆藏別住を行じ已り、僧中に若干日の覆藏別住を行じ竟りて、僧中に六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ已り六夜摩那埵を行じ竟れり。是の迦留陀夷比丘故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏し已でに若干日の覆藏別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に出罪を與ふべし。誰れか諸長老、是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏し、已でに若干日の覆藏別住を行じ竟り、僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに、僧今當に出罪羯磨を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ」。是の如く

若干日覆藏し已でに僧中にて別住を行じ竟れるに僧今當に六夜摩那埵を與ふべし、是の如く白す」。
「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出す、一罪にて若干日覆藏し先きに已でに僧に從ひて若干日の別住を乞ひ僧若干日の別住を與へ已でに僧中にて若干日の別住を行じ竟れり、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し、一罪にて若干日覆藏し僧中に別住を行じ竟りて、今僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて若干日覆藏し、已でに僧中にて若干日の別住を行じ竟れるに、僧當に六夜摩那埵を與ふべし。誰れか諸長老是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、故らに精を出し一罪にて若干日覆藏し已でに若干日の別住を行じ竟れるに、僧今當に六夜摩那埵を與ふるを忍ずるものは默然したまへ、忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」と。是の如く應に三說すべし。
「僧已でに迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し、一罪にて若干日覆藏せる與に別住を與へ竟り、六夜摩那埵を與へたり。僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(3)是の迦留陀夷比丘僧中にて若干日の覆藏別住、六夜摩那埵を行じ竟り諸比丘に語りて言はく、諸長老、我れ當に云何すべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に迦留陀夷比丘に出罪を與ふべし、若干日覆藏別住を竟り僧六夜摩那埵を與へ竟れるに、若し更らに是の如き比丘有らば亦應に與に作すべし。

作法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて若干日覆藏し我れ先きに已でに僧中に若干日の覆藏別住を乞ひ、僧我れに若干日の覆藏別住を與へ我れ

一罪にて若干日覆藏せるに今別住を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」と。是の如く三說せよ。「僧迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて若干日覆せる與に別住を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり。默然するが故に、是の事是の如く持す」[一四]。

(2)是の迦留陀夷比丘若干日覆藏の別住を行じ竟り諸比丘に語りて言へり、諸長老我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に迦留陀夷比丘に六夜摩那埵を與ふべし、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて若干日覆藏し已でに僧中に別住を行ぜば當に六夜摩那埵を與ふべし。若し更に是の如くの人有れば亦應に與に六夜摩那埵を作すべし。

作法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて若干日覆藏し我れ先きに已でに僧中に別住を乞ひ、僧已でに我れに別住を與へ、我れ已でに僧中にて別住を行ぜり。我れ迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに出精し一罪にて若干日覆藏し僧中に別住を行じ竟りて今僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて若干日覆藏し已でに僧中に別住を行じ竟れるに僧當に我れに六夜摩那埵を與へたまへ、憐愍の故に」と。是の如く三說せよ。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて若干日覆藏し先きに已でに僧に從ひて別住を乞ひ、僧別住を與へ已でに僧中に別住を行じ、今僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、故らに精を出し一罪にて若干日覆藏し已でに僧中に別住を行じ竟り僧に乞ひて六夜摩那埵を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて

[一四]「第二更說……是第三羯磨」の二百七十字を聖本により是く略す。

に出罪を與ふるを(忍)じたまへり、中間に一罪を犯じ本日治を行じ六夜摩那埵を行じ竟れるに、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持すと。

九、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時迦留陀夷比丘故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏し諸比丘に語れり、諸長老我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏し今當に云何すべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に迦留陀夷比丘の故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ若干日覆藏せる與に覆藏の日に隨ひて與に[二二]別住を作すべし。若し更に是の如き比丘有れば僧亦應に和合して與に別住を作すべし。

是の如く應に作すべし、一心和合僧に迦留陀夷坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せり、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し僧伽婆尸沙罪を犯じ若干日覆藏し覆藏の日に隨ひ僧に從ひて別住を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の故らに精を出し僧伽婆尸沙罪を犯ぜるに覆藏の日に隨ひて我れに別住を與へたまへ、憐愍の故に」と。[二三]是の如く三說せよ。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ『「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せり、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて若干日覆藏し僧に從ひて別住法を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて若干日覆藏せるに別住法を與ふるを、是の如く白す」。「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せり、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて若干日覆藏し僧に從ひて別住法を乞へり。僧は迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて若干日覆藏せるに當に別住を與ふべし。誰れか諸長老迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ

【二二】別住を作す(parivāsa-m dadāti)。僧殘罪を犯し直ちにこれを自白せずして隱匿せる時はその日數だけ別に別住の罰を課し更に六夜摩那埵を行ぜしむ。

【二三】「第二更說……第三更說……憐愍故」の百七十八字を聖本により是く省略す。

せず、僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧我れに六夜摩那埵を與へ、我れ六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず、中間にて更に一罪を犯じ我れ先きに僧に從ひて本日治を乞ひ僧我れに本日治を與へ迦留陀夷比丘中間にて一罪を犯じ本日治を得、六夜摩那埵を行じ竟り、今僧に從ひて出罪を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の中間に一罪を犯じ本日治を行じ六夜摩那埵を行じ竟れるに當に我れに出罪を與へたまへ、憐愍の故に」と。[一〇] 是の如く三說す。

卽の時一比丘僧中に唱へよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せず、僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧六夜摩那埵を與へ僧中に六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず、是の中更に一罪を犯じ故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にして覆藏せず、僧に從ひて本日治を乞へ僧已でに本日治を與へ、是の迦留陀夷比丘中間に一罪を犯じて已でに本日治を行じ已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟り、今僧に從ひて出罪を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の迦留陀夷比丘の中間に一罪を犯じ已でに本日治を行じ已でに僧に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧今當に出罪を與ふべし、是の如く白す」と。「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘僧伽婆尸沙罪を犯し故らに精を出し覆藏せず、先きに已でに僧に從ひ六夜摩那埵を乞ひ僧六夜摩那埵を與へ、僧中に六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず、是の中間に一僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて本日治を乞ひ僧日治を與へ、是の迦留陀夷比丘是の中更に一罪を犯じ本日治を行じ僧中に六夜摩那埵を行じ竟りて僧に從ひて出罪を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の是の中に一罪を犯じ本日治を行じ竟り已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに當に出罪を與ふべし。誰れか諸長老是の迦留陀夷比丘の是の中に一罪を犯じ本日治を行じ六夜摩那埵を行じ竟れるに當に出罪を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」と。[一一] 是の如く三說す。「僧は已でに迦留陀夷比丘

【一〇】如是三說。聖本により二百八十八字を是く略す。

【一一】「第二更說……是第三羯磨」の三百九十三字を聖本により是く略す。

埵を行じ已れること爾所の日にて爾所の日を未だ過ぎず、是の中更に此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、僧是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せずして僧に從ひて本日治を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出して一罪にて覆藏せざるに僧當に本日治を與ふべし、是の如く白す」。「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧六夜摩那埵を與へ六夜摩那埵を行じ已れること爾所の日にして爾所の日未だ過ぎず、是の中更に此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、僧是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず僧に從ひて本日治を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の僧伽婆尸沙罪を犯じ、故らに精を出し一罪にて覆藏せざるに僧今當に本日治を與ふべし。誰れか諸長老是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せざるに當に本日治を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり」と。[九] 是の如く三說し「僧已でに本日治を與へ竟んぬ、迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せざるに、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

(3) 迦留陀夷比丘中間に一罪を犯じて本日治を行じ、六夜摩那埵を行じ竟りて諸比丘に語れり、我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、汝等當に迦留陀夷比丘に出罪を與ふべし、中間に一罪を犯じ本日治を行じ六夜摩那埵を行じ竟れり、若し更に是の如き人有れば亦應に出罪を與ふべし。

出罪の法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸を犯じ一罪にて覆藏

【九】是如三說。原文、第二更說……三百七十四字、聖本に隨ひ是く略す。

せざるに當に六夜摩那埵を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり。[六]是の如く三說す。

僧は已でに忍じたまへり迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せざるに六夜摩那埵を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

⑵是の迦留陀夷六夜摩那埵を行ずる時已でに爾所の日を過ごし爾所を日未だ過ぎず、是の中故らに精を出し更に一僧伽婆尸沙罪を犯じて覆藏せず、迦留陀夷諸比丘に語れり、大德我れ故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せず、故に僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、僧我れに六夜摩那埵を與へ我れ六夜摩那埵を行ずる時已に爾所の日（を過ごし）爾所の日未だ過ぎず、是の中に故らに精を出し更に一僧伽婆尸沙罪を犯じて覆藏せず、今當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等迦留陀夷比丘の摩那埵を行ずる時故らに精を出して一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せざる與の故に與に[七]本日治を作せ、若し更に是の如き人有れば亦應に與に作すべし。

作す法は一心和合僧に迦留陀夷比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧我れに六夜摩那埵を與へ我れ六夜摩那埵を行じ已ること爾所の日にして爾所の日を未だ過ごさず、更に一僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、今僧に從ひ本日治を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せざる與に僧當に我れに本日治を與へたまへ、憐愍の故に」と。[八]是の如く三說す。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出して覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧六夜摩那埵を與へ六夜摩那

【六】如是三說。原本二百八十一字を聖本により是く省略す。

【七】本日治。註三十の二十二參照。

【八】「第二大德僧憶念……第二更說……故」の二百五十一字、聖本により是く省略す。

は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ第三羯磨なり。

僧已でに迦留陀夷比丘に出罪を與へ竟んぬ、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

八、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時迦留陀夷比丘故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せず、諸比丘に語りて言はく、我れ故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せず、我れ今云何んすべきと。諸比丘是の一事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等迦留陀夷比丘に六夜摩那埵を與へよ、若し更らに是の如き人有れば亦應に作すべし。是を作す法は一心和合僧に迦留陀夷坐より起ち偏袒右肩革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、「大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せずして我れ今僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに我れに六夜摩那埵を與へたまへ、憐愍の故に」と、[五]是の如く三說す。

卽時一比丘僧に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに六夜摩那埵を與へん、是れを白と名づく。大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ。僧迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに當に六夜摩那埵を與へん、誰れが諸長老迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧迦婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏

【五】如是三說。原文には第二更說大德僧憶念……第三更說……憐愍故(百九十九字、上の如し)と有るも聖本に從ひ是く省略す。

僧中に已でに六夜摩那埵を行じ竟りて今僧に從ひて出罪を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に出罪を與ふべし、誰れか諸長老是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、故らに精を出だし一罪にて覆藏せず已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに僧今當に出罪を與ふるを忍ずるものは默然したまへ、若し忍ぜずれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨なり。

第二に我れ更らに說く、大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出だし一罪にて覆藏せず、僧中に已で先きに已でに僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ僧六夜摩那埵を與へ已り僧中に六夜摩那埵を行じ竟れり。迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、僧中に已でに六夜摩那埵を行じ竟りて今僧に從ひて出罪を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に出罪を與ふべし、誰れが諸長老是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに僧今當に出罪を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ。是れ第二羯磨なり。

第三に我れ更らに說く、大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ已りて僧中に六夜摩那埵を行じ竟れり。此の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、僧中に已でに六夜摩那埵を行じ竟りて今僧に從ひて出罪を乞ふ、僧迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し、一罪にて覆藏せず、已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に出罪を與ふべし、誰れか諸長老是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し、一罪にて覆藏せず已でに六夜摩那埵を行じ竟れるに僧今當に出罪を與ふるを忍ずる者

僧を與へ我れ已でに僧中に六夜摩那埵を行ぜり。我迦留陀夷比丘是の僧伽婆尸沙罪を犯し故らに精を出し一罪にて覆藏せず、僧中に六夜摩那埵を行じ竟りて今僧に從ひて出罪を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の是の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に我れに出罪を與ふべし、憐愍の故に。

第三に我れ更らに說く、大德僧憶念したまへ我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、我れ先きに已でに僧中に六夜摩那埵を乞ひ僧已でに我れに六夜摩那埵を與へ、我れ已でに僧中に六夜摩那埵を行ぜり、迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯ず、故らに精を出し一罪にて覆藏せず、僧中に六夜摩那埵を行じ竟りて今僧に從ひて出罪を乞ふ。僧我れ迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に我れに出罪を與ふべし、憐愍の故に。

卽の時一比丘僧中に唱言せよ。

大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、故らに精を出し一罪にて覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟れり、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ、故らに精を出し一罪にて覆藏せず僧中に已でに六夜摩那埵を行じ竟りて僧に從ひて出罪を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧今當に出罪を與ふべし、是の如く白す。

第一に大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、先きに已でに僧に從ひて六夜摩那埵を乞ひ、僧六夜摩那埵を與へ已り僧中に六夜摩那埵を行じ竟れり、是の迦留陀夷比丘此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出だし一罪にて覆藏せず、

罪を犯じ一罪にて覆藏せず、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一にて覆藏せずして僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ。僧伽留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに當に六夜摩那埵を與ふべし、誰れか諸長老迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪に覆藏せざるに當に六夜摩那埵を與ふるを忍ずるものは默然したまへ、若し忍ぜざれば說きたまへ、第三羯磨なり。

僧已でに迦留陀夷比丘の此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出して一罪にて覆藏せざるに六夜摩那埵を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(2)迦留陀夷比丘僧中に六夜摩那埵を行じ竟り諸比丘に語りて言はく、諸大德我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に白し佛諸比丘に語りたまへり、汝等當に迦留陀夷比丘に出罪を與ふべし、此の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、已でに僧中に六夜摩那埵を行ずれば當に出罪を與ふべし、若し更らに是の如き人有れば亦應に出罪を與ふべし。出罪法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作すべし。

大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、我れ先きに已でに僧中に六夜摩那埵を乞ひ僧已でに我れに六夜摩那埵を與へ我れ已でに僧中に六夜摩那埵を行ぜり、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙を犯じ一罪にて覆藏せず、僧中に六夜摩那埵を行じ已りて今僧に從ひて出罪を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘の僧伽婆尸沙罪を犯じ故らに精を出し一罪にて覆藏せず、已でに僧中に六夜摩那埵を行じ竟れるに僧當に我れに出罪を與ふべし憐愍の故に、

第二に我れ更らに說く、大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、我れ先きに已でに僧中に六夜摩那埵を乞ひ僧已でに我れに六夜摩那

【四】出罪(abbhāna)。罪の懺悔を行ぜる後淸淨比丘となり復權すること。

して我れ今衆僧に從ひ六夜摩那埵を乞ふ。僧我れ迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざる與に我れに六夜摩那埵を與へたまへ、憐愍の故に。

即時一比丘僧中に唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙を犯じ一罪にて覆藏せずして僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに六夜摩那埵を與へん、是れを白と名づく。

第一に大僧德聽きたまへ、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し是の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯し一罪にて覆藏せずして僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ。僧迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ當に六夜摩那埵を與ふべし、誰れか諸長老迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪に覆藏せざるに當に六夜摩那埵を與ふるを忍ずる者は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ是諸羯磨なり。

第二に我れ更らに說かん、大德僧聽きたまへ是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯ず、一罪にて覆藏せずして僧に從ひ六夜摩那埵を乞ふ。僧是の迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざるに當に六夜摩那僧を與ふべし、誰れか諸長老迦留陀夷比丘の故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず當に六夜摩那埵を與ふるを忍ずるものは默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ第二羯磨なり。

第三に我れ更らに說かん、大德僧聽きたまへ是の迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙

卷の第三十二 (五誦之四)

(八法中僧殘)悔法第五　八法中苦切羯磨第四之餘

21 僧殘悔法[一] (二二八b)

一、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時迦留陀夷比丘故らに精を出し[二]一僧伽婆尸沙罪を犯し覆藏せず、諸比丘に語りて大德我れ故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せず、我れ當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり。佛諸比丘に語りたまはく。迦留陀夷比丘故らに精を出し一僧伽婆尸沙罪を犯じ覆藏せず、應に與に[三]六夜摩那埵羯磨を作すべし、若し更らに是の如き比丘有らば僧又應に作すべし。作法は一心和合僧に是の迦留陀夷比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作すべし。

大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに精を出し是の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず。我迦留陀夷比丘故らに精を出し是の僧伽婆尸沙罪を犯じ、一罪にて覆藏せずして我れ今衆僧に從ひ六夜摩那埵を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘故らに出精し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざる與に我れに六夜摩那埵を與へたまへ、憐愍の故にと。

第二に更に說く、大德僧憶念したまへ、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪を覆藏せずして我れ今衆僧に從ひて六夜摩那埵を乞ふ、僧我れ迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せざる與に我れに六夜摩那埵を與へたまへ、憐愍の故に。

第三に更に說く、大德僧憶念したまへ、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず、我迦留陀夷比丘故らに精を出し此の僧伽婆尸沙罪を犯じ一罪にて覆藏せず

【一】 僧殘悔法。巴利の小品第二(pārivāsikakkhandhaka)四分律の第十二人犍度、第十三覆藏犍度に相當す。

【二】 僧伽婆尸沙罪。已下十三僧殘第一條參照。(第三卷)

【三】 六夜摩那埵 (chārattamānatta)。摩那埵とは僧殘罪を犯し直ちに發露せるものに課する罰にして六日六夜別住謹愼せしむる故に六夜摩那埵と云ふ。

ふ。是の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の阿利吒比丘是の如き言を作せり、我れ佛法の義を知る、佛の障法行を說きたまふ、是の障法は障道すること能はずと、僧與に惡邪不除擯羯磨を作し諸比丘與に共事共住し白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣せず、十四人數に入るを得ず、厭惡すること旃陀羅の如し、阿利吒比丘是の羯磨を得るが故に心悔折伏柔軟し僧に從ひて惡邪不除擯羯磨を解せんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、阿利吒比丘の與に惡邪不除擯羯磨を解せん、是れを白と名づく」。是の如く白四羯磨し、「僧阿利吒比丘の與に惡邪不除擯羯磨を解し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」八法の般茶盧伽法第四竟る。

ず、若しは他に受具戒を與へ他の與に依止と作り若しは沙彌を畜へ若しは敎誡比丘尼羯磨を得、若しは比丘尼を敎誡し若しは重ねて罪を犯じ若しは相似の罪を作し若しは是れに過ぐる罪を作し、若しは羯磨を呵し若しは羯磨人を呵し、若しは淸淨比丘の起禮迎送し衣鉢臥具を供養し脚を洗ひ、脚、脚机を拭ふを受け、若しは不病にして他の按摩を受くべからず、若しは白衣の相を作し、外道の相を作し、若しは外道と共事し、作すべからざるを便ち作し比丘の戒を學ばず比丘を呵罵し惡口もて比丘に向ひ、比丘を毀呰し、方便を作して僧をして住處を失し利養を失せしめ界內界外の比丘を折伏せんと欲し、鬪諍相言を憙び、心折伏恭敬柔軟せず、若し是の如く行ずれば應に與に解すべからず。若し擯比丘他に受具戒を與へず、他の與に依止と作らず沙彌を畜へず、敎誡比丘尼羯磨を受けず、比丘尼を敎誡せず、重ねて罪を犯ぜず、相似の罪を作せず、是れに過ぐる罪を作さず、羯磨を呵せず、羯磨人を呵せず、淸淨比丘の起禮迎送し、衣鉢臥具を供養し、脚を洗ひ、脚、脚机を拭ふを受けず、不病にして他の按摩を受くべからず、白衣の相、外道の相を作さず、外道と共事せず、作すべき所を作し、比丘戒を學び、比丘を呵罵せず、惡口もて比丘に向はず比丘を毀呰せず、方便を作して僧をして住處を失し利養を失せしめず、界內界外の比丘を折伏せんと欲せず、鬪諍相言を憙ばず、心折悔折伏恭敬柔軟す、若し是の如く行ずれば應に與に惡邪不除擯を解すべし。

惡邪不除擯を解する法は一心和合僧に阿利吒比丘應に坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作すべし「大德僧憶念したまへ、我れ阿利吒惡邪見を生じ是の如き言を作せり、我れ佛法の義を知る、佛の障法行と說きたまふ所是の障法は障道する事能はずと、故に僧我が與に惡邪不除擯を作し諸比丘我れと共事共住し白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣を作さず、十四人數に入るを得ず、我れを厭惡すること旃陀羅の如し、我れ阿利吒今心悔折伏柔軟し僧に從ひて惡邪不除擯羯磨を解せんことを乞ふ、僧憐愍の故に我れに解を與へたまへ」と。第二第三も亦是の如く乞

愧有り、持戒を樂しみ我が與の故に愛に隨ひ愼に隨ひ怖に隨ひて行ずること能はず、是の事を思惟し已りて惡邪不除擯を受くべし。

(2)惡邪不除擯の法は一心和合僧に一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の阿利吒比丘惡邪見を生じて言はく、我れ是の如く佛法の義を知る、佛の障法行と說きたまふ所は是の障法は障道すること能はずと、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧阿利吒比丘の與に惡邪不除擯を作さん、汝阿利吒、汝幾時に惡邪見を生じ如法に悔過せざるに隨ひ僧爾所の時に隨ひて汝の與に惡邪不除擯を作す、諸比丘汝と與に羯磨を作さず、汝と與に住せず僧事中に於て若しは白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣に於て十四人數に入るを得ず、汝と共事共住せず汝を厭惡すること旃陀羅の如し、是れを白と名づく」、是の如く白四羯磨し「僧阿利吒比丘の與に惡邪不除擯羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然したまふが故に、是の一事是の如く持す」。

惡邪不除擯比丘の行法は他に受具戒を與ふるべからず、他の與に依止と作るべからず、沙彌を畜ふるべからず、敎誡比丘尼羯磨を受くべからず、若し先きに受くるも敎誡すべからず、重ねて罪を作さず、相似の罪を作すべからず、是れに過ぐる罪を作すべからず、羯磨を呵すべからず、羯磨人を呵すべからず、淸淨比丘の起禮迎送し衣鉢臥具を供養し脚を洗ひ脚、脚机を拭ふを受くべからず、若しは不病にして他の按摩を受くべからず、應に心悔折伏柔軟すべし。佛言はく、若し擯を得る比丘是の如く行ぜざれば盡形是の羯磨を離るるを得ずと。卽時諸比丘佛の敎を受け已りて小らく一面に却き阿利吒比丘の與に惡邪不除擯を作せり。

(3)(阿利吒比丘羯磨を得る故に)心悔折伏柔軟し僧に從ひて解を乞へり、諸比丘是の事を以つて佛に白し佛諸比丘に語りたまへり、汝等阿利吒比丘の與に惡邪不除擯を解せ、若し更らに是の如き人有れば亦應に解を與ふべし、若擯比丘如(法)に惡邪不除擯の行法をせざれば僧應に與に解すべから

も亦是の如く乞ふ。即時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の車匿比丘罪を犯じ罪を見て如法に悔過すること能はず、僧與に不作擯羯磨を作し諸比丘與に共事共住し共に白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣せず、立てゝ十四人數に入るを得ず、厭惡すること旃陀羅の如し、車匿比丘是の羯磨を得るが故に心悔折伏柔軟し僧に從ひて不作擯羯磨を解せんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、車匿比丘の與に不作擯羯磨を解せん、是れを白と名づく」、是の如く白四羯磨し「僧車匿比丘の與に不作擯羯磨を解し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

七、(1)[二二]佛舍衞國に在しき、爾の時阿利吒比丘惡邪見を生じて言はく、我れ是の如く佛法の義を知る、佛の障法行と說きたまふ所是の障法は障道すること能はずと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等阿利吒比丘の與に不捨惡邪見擯を作せ、若し更らに是の如き人有れば亦應に與に作すべしと。佛言はく、若し比丘三事中に犯有れば應に與に[二三]惡邪不除擯を作すべし、若しは戒を破し若しは見を破し若しは威儀を破す、復三事有り、鬪を憙び諍を憙び相言を喜び、僧與に惡邪不除擯を作す。爾の時先きに應に五法を思惟すべし、若し我れ等是の比丘の與めに惡邪不除擯を作し、共に布薩自恣し諸羯磨を作さず、共に中食帶鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送せざれば是の因緣を以つての故に鬪諍の事起り相言相罵し、僧破し僧諍僧別僧異せんと、是の事を思惟し已りて擯を作すべからず。若し我是の比丘の與に惡邪不除擯を作し共に布薩し諸羯磨を作さず、共に中食帶鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送せざるも是の因緣を以つての故に鬪諍相言相罵起らず、僧和合し無諍無別無異ならんと、是の事を思惟し已りて應に與に擯を作すべし、犯罪比丘も亦應に五事を思惟すべし、是の諸比丘我が與に惡邪不除擯を作し我れと與に布薩し諸羯磨を作すを得ず、共に我れと中食帶鉢那するを得ず上座に隨ひて起禮迎送せず何を以つての故に諸比丘は慚

【二二】以下九十單墮第五十五條惡見違諫戒（第十五卷參照）

【二三】惡邪不除擯（pāpikāya diṭṭhiyā appaṭinissagge ukkhepaneyakamma）邪見を捨てざるにより擯斥する羯磨なり、惡見不捨擯羯磨とも云ふべし。

若し擯比丘不如法に行ずれば僧解を與ふべからず、若しは他に受具足戒を與へ他の與に依止と作り若しは沙彌を畜へ、若しは教誡比丘尼羯磨を受け、若しは比丘尼を教誡し、若しは重ねて罪を犯じ若しは相似の罪を作し、若しは是れに過ぐる罪を作し、若しは羯磨を呵し、若しは羯磨人を呵し、若しは淸淨比丘の起禮迎送し、衣鉢臥具を供養し脚を洗ひ脚脚杌を拭ふを受け、若しは不病にて他の按摩を受け、若しは白衣の相を作し外道の相を作し、若しは外道と共事し作すべからざるを便ち作し比丘の戒を學ばず、比丘を呵罵し、惡口もて比丘に向ひ比丘を毀呰し方便を作して僧をして住處を失し供養を失せしめ界內界外の比丘を折伏せんと欲し、鬪諍相言を喜び心に悔し折伏恭敬柔軟せず、若し是の如く行ずれば與に不作擯を解すべからず。若し不作擯を得し比丘他に受具戒を與へず、他の與に依止と作らず、沙彌を畜へず、教誡比丘尼羯磨を受けず、比丘尼を教誡せず、重ねて罪を犯ぜず、相似の罪を作さず、是れに過ぐる罪を作さず、羯磨を呵せず、羯磨人を呵せず、淸淨比丘の起禮迎送し、衣鉢臥具を供養し、脚を洗ひ脚、脚杌を拭ふを受けず、不病にして按摩を受けず、白衣の相を作さず、外道の相を作さず、外道と共事せず、作すべき所を作し、比丘の戒を學び比丘を呵罵せず、惡口もて比丘に向はず、比丘を毀呰せず、方便を作して僧をして住處を失し供養を失せしめず、界內界外の比丘を折伏せんと欲せず、鬪諍相言を喜ばず、心悔折伏し恭敬柔軟す、若し是の如く行ずれば、應に與に不作擯を解すべし。

不作擯を解する法は一心和合僧に車匿比丘應に坐より起ち偏袒右肩し、革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作すべし、「大德僧憶念したまへ、我車匿罪を犯じ罪を見て如法に悔すること能はず、故に僧我が與めに不作擯を作し、諸比丘我れと共事住共し白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣を作さず、立て丶十四人數に入るを得ず、我れを厭惡すること旃陀羅の如し、我れ車匿今心悔折伏柔軟し僧に從ひて不作擯羯磨を解せんことを乞ふ、僧憐愍の故に我れに解を與へたまへ」と。第二第三

不作擯を作さん、汝車匿幾時に罪を犯じ罪を見如法に悔過すること能はざるに隨ひ僧爾所の時に隨ひ汝の與に不作擯を作す、諸比丘汝と共に諸羯磨を作さず、若しは白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣なり、立てゝ十四人數に入るを得ず、汝と共事共住せず汝を厭惡すること旃陀羅の如し、是れを白と名づく。是の如く白四羯磨し「僧車匿比丘の與に不作擯羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

不作擯を得し比丘の行法は他に受具戒を與ふべからず、他の與に依止と作るべからず、沙彌を畜ふるべからず、教誡比丘尼羯磨を受くべからず、若し先きに受くるも教誡すべからず、重ねて罪を犯ずべからず、相似の罪を作すべからず、是れに過ぐる罪を作すべからず、羯磨を呵すべからず、羯磨人を呵すべからず、清淨比丘の過を出すべからず、清淨比丘の起禮迎送し衣鉢臥具を供養するを受くべからず、脚を洗ひ脚、脚机を拭、供養を受くべからず、病を除きて他の按摩を受くべからず、應に心悔折伏柔軟すべし、佛言はく、若し是の如きの法を行ぜざれば盡形是の羯磨を離るゝを得ず。

(3)卽時、諸比丘佛の教を受け少らく一面に却き車匿比丘の與に不作擯羯磨を作し已り、車匿比丘心に折伏せず是の言を作せり、我れ何んぞ汝等の事に豫らん、我れ汝等を數めずと。是の語を作し已りて便ち衣鉢を持し鴦伽國、摩竭國、迦尸國、憍薩羅國、鳩留國、阿葉磨伽阿般提國に向ひ一住處より一住處に至れり、諸國土の比丘車匿比丘の擯せらるゝを聞き諸比丘共に羯磨を作さず、共住せず、衆事中の若しは白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣に於て立てゝ十四人數に入らず、共事共住するを得ず、厭惡すること旃陀羅の如く皆共住共事せず。車匿比丘倶舍彌國に還り心悔折伏し僧に從ひて不作擯羯磨を解せんことを乞へり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等車匿比丘の與に不作擯を解せ、若し更らに是の如き人有らば亦應に解を與ふべし

せん、是れを白と名づく」、是の如く白四羯磨し「僧車匿比丘の與に不見擯羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、事是の如く持す」。

六、(1)佛倶舍彌國に在しき、爾の時長老車匿悔過すべき罪を犯じ諸比丘憐愍し利益安樂を欲するが故に其の過罪を語り教へて如法に悔過せしめたり、答へて言はく、我れ是の罪を見るも如法に悔過すること能はずと、諸比丘是の事を以つて佛に白し、佛諸比丘に語りたまへり、汝等車匿比丘の與に[一九]不作擯羯磨を作せ、若し更に是の如き人有れば亦應に與に作すべしと。佛言はく、若し比丘三事中の犯に隨ひ應に與に不作擯羯磨を作すべし、若し戒を破し若しは見を破し若しは威儀を破せば應に不作擯を與ふべし、復三事有り、僧應に不作擯を與ふべし、鬪を喜び諍を喜び、相言を喜ぶ、僧不作擯を作さんと欲する時は先づ應に五事を思惟すべし、若し我れ等是の比丘の與に不作擯を作し與に布薩し諸羯磨を作さず、共に中食せず、共に怛鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送せざれば、是の因緣を以つての故に鬪諍の事起り相言相罵し僧破し僧諍、僧別、僧異せん、是の五法を思惟し已りて擯を作すべからず。若し我れ等是の比丘の與に不作擯を作し共に布薩し諸羯磨を作さず、共に中食帶鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送せざるも是の因緣を以つての故に鬪諍相言相罵起らず僧和合し無諍無別無異なりと、是の五法を思惟し已りて應に與に擯を作すべし。犯罪比丘も亦五法を思惟すべし、是諸比丘我が與に不作擯を作し我れと共に布薩自恣し諸羯磨を作すを得ず、共に中食[二〇]帶鉢那せず、上座に隨ひて起迎、禮拜せず、何を以つての故に諸比丘は持戒を樂しみ慚愧有り、我が爲めの故に愛に隨ひ愼に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひて行ずること能はずと、是の五法を思惟し已り應に不作擯羯磨を受くべし。

(2)不作擯羯磨の法は一心和合僧にして一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の車匿比丘罪を犯じ罪を見、如法に悔過すること能はず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧車匿比丘の與に

【一九】不作擯羯磨 (āpattiyā appaṭikamme ukkhepaniya-kamma)。不懺悔罪擯羯磨罪を懺悔せざる故に擯する羯磨なり。

【二〇】帶鉢那。怛鉢那と同じ。

若しは不病にして他の按摩を受け若しは白衣の相を作し、若しは外道の相を作し、若しは外道と共事し作すべからざるを便ち作し比丘の戒を學ばず比丘を呵罵し惡口もて比丘に向ひ比丘を毀呰し方便を作して僧をして住處を失し供養を失せしめ界內界外の比丘を折伏せんと欲し鬪諍相言を憙び、心折伏せず恭敬柔軟せず、若し是の如く行ずれば與に不見擯を解すべからず。若し不見擯を得たる比丘他に大戒を與へず、他の與に依止と作らず、沙彌を畜へず、敎誡比丘尼羯磨を受けず、比丘尼を敎誡せず、重ねて罪を犯ぜず、相似の罪を作さず、是れに過ぐる罪を作さず、羯磨を呵せず羯磨人を呵せず、清淨比丘の起禮迎送し衣鉢臥具を供養するを受けず、脚を洗ひ、脚脚机を拭ふを受けず若しは不病にして他の按摩を受くべからず、白衣の相、外道の相を作さず、外道と共事せず、作すべき所を作し、比丘の戒を學び、比丘を呵罵せず、惡口もて比丘に向かはず、比丘を毀呰せず、方便を作して僧をして住處を失し、供養を失せしめず、界內界外の比丘を折伏せんと欲せず鬪諍相言を喜ばず心悔折伏恭敬柔軟す、若し是の如く行ずれば應に與に不見擯を解すべし。

不見擯を解す法は一心和合僧に車匿比丘應に坐より起ち偏袒右肩し革屣を脱し胡跪合掌して是の言を作すべし、「大德僧念じたまへ、我れ車匿悔過すべきを罪犯じ如法に見ざるが故に僧我が與に不見擯を作し諸比丘我れと共事共住し白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣、及び諸羯磨を作さず、立てゝ十四人數に入るを得ず、我れを厭惡すること旃陀羅の如し、今我れ車匿已でに心悔折伏柔軟し僧に從ひて不見擯羯磨を解せんことを乞ふ、僧憐愍するが故に我れに悔を與へよ、」第二第三も亦是の如く乞ふ。爾の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の車匿比丘罪を犯じて如法に見ず僧與めに不見擯羯磨を作し諸比丘與に共事共住し白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣を作さず、十四人數に入るを得ず、厭惡すること旃陀羅の如し、車匿比丘今心悔折伏し僧に從ひて不見擯羯磨を解せんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、車匿比丘の與に不見擯羯磨を解

十四人數に入るを得ず、汝と共事共住せず、汝を厭惡すること旃陀羅の如し、是れを白と名づく」、是の如く白四羯磨し、「僧車匿比丘の與に不見擯羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。不見擯を得し比丘の行法は他に受大戒を與ふるべからず、他の依止を受くべからず、沙彌を畜ふるべからず、敎誡比丘尼羯磨を受くべからず、若し先きに受くるも敎誡すべからず、重ねて罪を犯ずべからず、相位の罪を作すべからず、是れに過ぐる罪を作すべからず羯磨を呵すべからず、羯磨人を呵すべからず、淸淨比丘の起禮迎送、供養衣鉢臥具、洗脚拭脚脚机を受くべからず、若し無病にして他の按摩を受くべからず、心悔折伏柔軟せよ。佛言はく若し是の如きの法を行ぜざれば盡形是の羯磨を離るゝを得ずと、卽時諸比丘佛の敎へを受け已り少らく一面に遠ざかり車匿比丘の與に不見擯羯磨を作せり。

(3)不見擯羯磨を作し已りて車匿比丘の心折伏せず、是の言を作せり、我れ何んぞ汝等の事に豫らん、我汝等を數へずと、是の語を作し已りて便ち衣鉢を持して鴦伽羅國、摩竭國、迦尸國、憍薩羅國、鳩留國、般闍羅國、阿葉摩伽阿般提國に向ひ一住處より一住處に至れり、諸國土の比丘車匿の擯せらるゝを聞き共に羯磨を作さず、若しは白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣なり。立てゝ十四人數に入れず、事を共にするを得ず、厭惡すること旃陀羅の如く皆共住せず共事せず、還りて倶舍彌國に來り心悔折伏し僧に隨ひて不見擯を解せんことを乞へり、諸比丘是の事を以つて佛に言し佛諸比丘に語りたまへり、汝等車匿比丘の與に不見擯を解せ、若し更らに是の如き人有れば亦應に解を與ふべし。若し比丘如法に行ぜざれば僧與に不見擯を解すべからず、若しは他に受大戒を與へ他の與に依止と作り、若しは沙彌を畜へ、若しは敎誡比丘尼羯磨を受け、若しは比丘尼を敎誡し若しは重ねて罪を犯じ、若しは相似の罪を作し、若しは是れに過ぐる罪を作し、若しは羯磨を呵し若しは羯磨人を呵し、若しは淸淨比丘の起禮迎送し衣鉢臥具を供養し脚を洗ひ脚脚机を拭ふを受け

五、(1)[一六]佛倶舍彌に在しき、爾の時[一七]車匿比丘悔過すべき罪を犯ぜり、諸比丘憐愍し益利安樂せんと欲するが故に其の罪を語り敎へて如法に罪を見悔過せしむ、覆藏すること莫れと、車匿言はく罪を見ず云何んが悔過せんと、諸比丘是の事を以つて佛に向つて廣說せり。佛諸比丘に語りたまへり、汝等車匿の與に[一八]不見擯を作せ、若し更らに是の如き比丘有れば亦應に與に作すべしと。

若し比丘三事中に犯有れば應に與に不見擯を作すべし、戒を破り見を破り威儀を破る、復三事有り、僧應に與に不見擯を作すべし、闘を憙び諍を憙び相言を憙ぶ。僧不見擯を作さんと欲する時は先づ應に五事を思惟すべし、若し我れ等是の比丘の與に不見擯を作し共に布薩說戒自恣せず、共に諸羯磨を作さず、共に中食せず、共に怛鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送するを得ざれば是の因緣を以つての故に闘諍のこと起り相言相罵し僧破、僧諍、僧別、僧異せんと、是の五法を思惟し已りて擯を作すべからず。若し我れ等是の比丘の與に不見擯を作せ、共に布薩說戒自恣せず諸羯磨を作さ(ず)共に中食せず、共に怛鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送せざるも是の因緣を以つての故に闘諍、相言相罵の起らず、僧和合し無諍、無別、無異なりと。是の五事を思惟し已りて應に與に不見擯を作す。犯罪比丘も亦應に五事を思惟すべし、若し諸比丘我が與に不見擯を作し我れと共に布薩說戒自恣し諸羯磨を作すを得ず、共に中食せず、共に怛鉢那せず、上座に隨ひて起禮迎送するを得ず、何を以つての故に、諸比丘持戒を樂しみ慚愧有り我が爲めの故に愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひて行ずる事能はずと、是の法を思惟し已りて應に不見擯を受くべし。

(2)不見擯羯磨を作す法は一心和合僧にて一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の車匿比丘罪を犯じ如法に見ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧車匿比丘の與に不見擯を作さん、汝車匿幾時に罪を犯じて如法に見ざるに隨ひ僧爾所の時に隨ひ汝の與に不見擯を作す、諸比丘汝と共に羯磨を作さず、汝と應に僧事中に於て住せず、若しは白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩自恣なり、

【一六】已下十三僧殘第十三惡性拒僧違諫戒參照。
【一七】車匿(Channa)。
【一八】不見擯。註三十の二參照。

せ。下意羯磨を作す時先きに應に三事を思惟すべし、是の居士の所説は實なりや實ならずや、此の比丘能く是の事を作すや不や、是の比丘下意せしむべきや不やと、是の如く思惟し已り然して後下意羯磨を作せ。

(2)下意羯磨を作す法は一心和合僧にて一比丘唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、質多居士僧を供給し事大家の如し、是の欝多羅比丘現前に惡口呵罵す、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧欝多羅比丘の與に下意羯磨を作し質多居士に向ひて懺悔せしめん」、是れを白と名づく、是の如く白四羯磨し、「僧欝多羅比丘の與に下意羯磨を作し質多比丘に向ひて懺悔せしむるを竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。爾の時僧應に一堪能の比丘を遣し欝多羅比丘を將いて質多羅居士の所に到りて居士に語りて言へ、是の比丘現前に汝を惡口呵罵せり、僧已でに如法に治す、汝今是の比丘の懺悔を聽けと、若し懺悔を受くれば卽時に是の居士をして聞處を離れ可見處に著かしめ欝多羅比丘應に是の比丘に向ひて突吉羅懺悔を作すべし。若し是の居士受けざれば僧爾の時應に更らに二堪能比丘と居士に語りて言ふべし、欝多羅比丘現前に汝を惡口呵罵す、僧已でに如法に治す、汝應に懺悔を受くべしと、若し受くれば卽ち聞處を離れ可見處に住せしめ欝多羅比丘應に二比丘に向ひて突吉羅懺悔を作すべし。若し復受けざれば爾の時僧卽ち更らに若しは三、若しは四、堪能比丘と居士に語れ、是の比丘現前に汝を惡口呵罵し僧已でに如法に治す、汝當に〔懺〕悔過を受くべしと、若し受くれば卽ち居士をして聞處を離れ可見處に住せしめ欝多羅比丘應に是の諸比丘に向ひて突吉羅懺悔を作すべし、若し復受けず若し是の居士多知多識にして大勢力有り官力賊力有り自ら能く惡事を作し衆僧を惱亂し若しは人をして作さしむれば僧應に是の比丘に語りて言ふべし。是の居士多知多識にして官力有り賊力有り能く自ら惡事と作し亦能く人をして作さしむ、汝當に是の住處を離れ去るべしと、若し是の比丘强ひて住すれば衆僧罪無し。

住せ當に盡形、衣鉢、戸鉤、時藥、夜分藥、七日藥、盡形藥を供養すべし、又當に敎法を讀誦するを敎へ所問の疑に答ふべし、唯比丘を除くと。爾の時欝多羅比丘東方に往りて佛所に詣らんと欲せり、時に居士語りて言はく、汝の所說の事及び我が說く所を具さに佛に向ひて說け、增減を得ること莫れ、汝今我が請を受けず、後に必ず還り來らんと。欝多羅比丘即ち衣鉢を持して遊行し舍衞國に向ひ佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に在りて起てり。諸佛の常法客比丘有りて來れば是の語言を以つて問訊したまふ、忍ずべきや、足すべきや、安樂住するや不や、乞食難からず、道路疲極せざるやと、佛是の語を以つて欝多羅比丘を問訊したまへり、忍ずべく足すべく安樂住するや不や、乞食得難く道路疲極せざるやと、答へて言さく世尊、忍ずべく足すべく安樂住し乞食難からず道路疲極せずと、是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛聞き已りて諸比丘に語りたまへり、汝等欝多羅比丘の與に[15]下意羯磨を作し質多羅居士に向ひて下意懺悔せしめよ、若し更らに是の如き人有れば僧亦應に與に下意羯磨を作すべし。

若し比丘三事中に犯有れば與に下意羯磨を作すべし、戒を破り見を破り威儀を破る、亦三種あり應に與に下意羯磨を作すべし、鬪を憙び諍を憙び相言を憙ぶ。若し比丘五法有れば僧應に與に下意羯磨を作すべし、若しは比丘佛を呵責し、若しは法を呵し、若しは僧を呵し、若しは破戒し、若しは破威儀す、又五法有り、僧下意羯磨を與ふべし、若しは惡口して白衣に向ひ若しは白衣を罵し、若しは白衣家を毀呰し、若しは白衣家を別離し、若しは方便して白衣を驅し出すを求め衰惱を得しめんと欲す。復五法有り僧應に與に下意羯磨を作すべし、惡口もて比丘に向ひ比丘を罵り、比丘を毀呰し、比丘の利養を破し方便を求めて比丘を驅し出し衰惱を得しむ、復五法有り、僧應に與に下意羯磨を作すべし、白衣を敎へ白衣と共に鬪はしめ、白衣を敎へ比丘と共に鬪はしめ、比丘を敎へ比丘と共に鬪はしめ、比丘を敎へ白衣と共に鬪はしめ白衣の喜ばざる所を說けば僧下意羯磨を作

【一五】 下意羯磨(patisāraṇiya-kamma)。應追憶羯磨と直譯すべし、比丘在家人に對して不如法をなせる時謝罪をせしむる羯磨なり、四分律には遮不至白衣家羯磨とす。

願くば諸大德此の菴羅林僧房中に住したまへ、我れ當に衣鉢、戸鉤、時藥、夜分藥、七日藥、盡形藥を供養し亦能く敎法の讀誦を敎へ所問の疑に答ふべし、唯比尼を除くと。時に比丘有り、[二]欝多羅と名づく、質多羅居士の菴羅林中に於て僧房の摩摩帝、帝帝陀羅と作れり。爾の時[三]優波斯那比丘和檀提子大比丘衆五百人と倶に皆阿練兒、納衣、乞食にて處の空地を樂しみ、來去坐立飲食衣鉢威儀清淨にして人の敬心を起せり。迦尸國に遊行し磨叉止陀聚落に到り、質多羅居士是の客比丘の來去坐立飲食衣鉢威儀清淨なるを見て卽ち敬心清淨を起し是の客比丘に因つての故に僧の明日自舍に到りて食せんことを乞へり。時に僧房の主質多居士先きに我れに語らず客比丘に因つての故に僧に舍食を請ふを聞けり、我れは是れ質多居士菴羅林中の摩摩帝、帝帝陀羅、僧房主なり、質多居士我れに問はず、客比丘に因つての故に僧に舍食を請ふ、是の狂過ぎ已りて我れ當に是の居士と共に語らんと。是の欝多羅比丘是の如く思惟し地了に至りて衣を著し鉢を持し居士の舍に到り種種多美の飲食を辦じ種種雜色の坐具を敷けるを見て問ふて言はく、何を以つて[四]胡麻の歡喜丸無きやと、居士答へて言はく、我れ今一喩を説くを樂ふ、若し聽かば當に之を説くべし。大德欝多羅北方に估客衆有り、雞を擔ひて東方に市易す、烏有りて來下し雞と共合し子を生めり、鳴く時亦鷄聲を作すこと能はず、亦烏聲を作すこと能はず、設し鳴かんと欲する時は雞烏聲を作せり、欝多羅汝も亦復是の如し、種種佛法の善語を説くと雖も又惡語を説くと。欝多羅比丘言はく、汝我れ呵罵す、此れは是れ汝の菴羅僧房なり、還して以つて相付し我れ當に東方に往き佛所に詣で供養親侍すべしと。居士言はく、大德我が僧房中に住せ我れ當に盡形、衣鉢、戸鉤、時藥、夜分藥、七日藥、盡形藥を供給すべし、又當に經法を讀誦するを敎へ所問の疑に答ふるべし、唯比尼を除くと。是の比丘再三居士に語りて言はく、汝我れを呵罵す、此れは是れ汝の菴羅僧房なり、還して以つて相付す、我れ東方に往りて佛所に詣り佛所に供養親侍せんと、是の居士又第二第三請ふて言はく、欝多羅我が僧房中に

【二】 欝多羅(Uttara)。巴利律には Sudhamma とす。
【三】 優波斯那比丘和檀提子(Upasena Vaṅgantaputta)。
【四】 胡麻歡喜丸(tilasaṅgulikā)。胡麻菓なり、多くの飲食ある中たゞ胡麻菓なきは如何んと、居士の親族に菓子製造を業とせるもの有りしを諷せるなり、これに對し居士は尊き佛の語多き中に欝多羅の語る所はたゞ胡麻菓の事のみなるやと呵せり。

淨比丘の罪を出だし、若しは我れ當に汝の罪を出すべしと言ひ、若しは布薩自恣を遮し、若しは淸淨比丘に違逆し、心悔折伏柔軟せざれば解を與ふべからず。若し如法に行ずれば僧應に與に驅出羯磨を解すべし、他に受大戒を與へず、他の與に依止と作らず、沙彌を畜へず、敎誡比丘尼羯磨を受けず、比丘尼を敎誡せず、重ねて罪を犯ぜず、相似の罪を作さず、是れに過ぐる罪を作さず、羯磨を呵せず、羯磨人を呵せず、他に從ひて乞聽せず、淸淨比丘の罪を出さず、我れ汝の罪を出さんと言はず、布薩自恣を遮せず、淸淨比丘に違逆せず、若し心悔折伏柔軟せば應に與に驅出羯磨を解すべし。

驅出羯磨を解する法は一心和合僧に馬宿滿宿坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ「大德僧憶念したまへ、我れ馬宿滿宿比丘他家を汚し、惡行を行ぜり、他家を汚すを皆見皆聞き皆知る、惡行を行ずるも亦見亦聞き亦知る、故に僧我が與に驅出羯磨を作せり、我等驅出羯磨を得る故に心悔折伏し今僧に從ひて驅出羯磨を解せんことを乞ふ、僧憐愍の故に我れ等に解を與へたまへ」と。第二第三も亦是の如く乞ふ。卽の時一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の馬宿滿宿比丘他家を汚し惡行を行ず、他家を汚するを皆見皆聞き皆知る、惡行を行ずるも亦見亦聞き亦知る、僧與に驅出羯磨を作せり、是の馬宿滿宿比丘驅出羯磨を得る故に心悔折伏し今僧に從ひて驅出羯磨を解せんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧馬宿滿宿比丘の與に驅出羯磨を解せん、是れを白と名づく」と。是の如く白四羯磨し「僧馬宿滿宿比丘の與に解驅出羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

四、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時迦尸國に聚落有り、[10]磨叉止陀と名づく、是の中豪貴居士有り名づけて[11]質多羅と曰ふ、財〔多〕財寶饒かにして田宅人民奴婢眷屬多し。是の人佛法僧に歸依し佛法僧を疑はず、苦集盡道を疑はず、見諦得道し磨叉止陀聚落の菴羅林中に僧房を起し比丘僧を請ぜり、

【10】磨叉止陀(Macchikāsaṇda)。
【11】質多羅(Citta)。

(2)驅出羯磨の法は一心和合僧に一比丘應に僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、是の馬宿滿宿比丘他家を汚し惡行を行ず、他家を汚すを皆見皆聞き皆知る、惡行を行ずるも亦見亦聞き亦知る、僧今某甲の與に驅出羯磨を作さん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧馬宿滿宿比丘の與に驅出羯磨を作さん、汝馬宿滿宿幾時是の不淸淨行を捨てざるに隨ひ爾所の時に隨ひ汝の與に驅出羯磨を作す。是れを白と名づく。

是の如く白四羯磨し「僧馬宿滿宿比丘の與に驅出羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」。

驅出羯磨を得たる比丘の行法は他に受大戒を與ふべからず、他の依止を受くるを得ず、沙彌を畜ふるを得ず、敎誡比丘尼羯磨を受くるを得ず、若し先きに受くるも敎誡すべからず、重ねて驅出羯磨を得る罪を犯ずべからず、相似の罪を作すべからず、是れに過ぐる罪を作すを得ず、羯磨を呵すべからず、作羯磨人を呵すべからず、淸淨比丘の過罪を出すべからず、他に從ひて乞聽すべからず、我れ當に汝の罪を出すべしと言ふべからず、布薩自恣を遮すべからず、淸淨比丘に違逆すべからず、應に折伏心もて如法に恭敬すべし。若し是の如き法を行ぜざれば盡形壽、驅出羯磨を離れるを得ずと。卽の時諸比丘佛の敎を受け少らく一面に却き馬宿滿宿の與に驅出羯磨を作せり。

(3)馬宿滿宿驅出羯磨を得る故に心悔折伏柔軟し僧に從ひて驅出羯磨を解せんことを乞へり、諸比丘是の事を以つて佛に白し佛諸比丘に語りたまへり、若し馬宿滿宿比丘心悔折伏せば僧應に解を與ふべし、若し更らに是の如き人有れば僧亦解を與ふべし。若し比丘不如法に行ずれば僧與に驅出羯磨を解すべからず、若しは他に受大戒を與へ他の與に依止と作り、沙彌を畜へ、若しは敎誡比丘尼羯磨を受け、若しは比丘尼を敎誡し、若しは重ねて罪を犯じ、若しは相似の罪を作し、若しは是れに過ぐる罪を作し、若しは羯磨を呵し、若しは羯磨人を呵し、若しは他に從ひて乞聽し、若しは淸

に入る、是の如くの種種惡不淨事を作せり。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまはく、汝等馬宿滿宿比丘の與めに驅出羯磨(九)を作せ、若し更らに是の如き比丘有らば亦應に與に驅出羯磨を作すべしと。

佛言はく比丘三事中に於て犯有れば僧應に與に驅出羯磨を作すべし、若しは戒を破り見を破り威儀を破る、三種有り應に驅出羯磨を作すべし、鬪を喜び諍を憙び相言を憙ぶ。三種有り非法非比尼に驅出羯磨を作して破すべし、人現前せずして作し、先きに其の罪を說かずして作し、憶念せしめずして作す、三種有り如法如比尼に驅出羯磨を作して破すべからず、人現前して作し、先きに其の罪を說いて作し、憶念せしめて作す。三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、人現前せずして作す、三種有り破す可からず、如法に作し、和合僧作し、人現前して作す。三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、先きに其の罪を說かずして作す。三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、先きに其の說いて作す、三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、憶念せしめずして作す、三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧なし、憶念せしめて作す。三種有り驅出羯磨を作し破すべし、罪を犯せざるものゝ與に作し、悔過すべからざるものゝ爲めに作し、已でに悔過せるものゝ與に作す、三種有り驅出羯磨を作して破す可からず、罪を犯ずるものゝ爲めに作し、悔過すべきものゝ爲めに作し、未だ悔過せざるものゝ與に作す。三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、罪を犯せざるものゝ與に作す、三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、罪を犯ずるものの爲めに作す。三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、悔過すべからざるものの爲めに作す、三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、悔過すべきものゝ爲めに作す。三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、已でに悔過せるものゝ與に作す、三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、未だ悔過せざるものゝ與に驅出羯磨を作す。

【九】驅出羯磨(Pabbājaniya-kamma)。比丘がその地の信者と特殊なる關係を結び種々の惡行をなせる時課するものにしてその地を去りて他處に住すべきなり。

止羯磨を作し我れ依止羯磨を得るが故に心悔折伏す、今僧に從ひて依止羯磨を解せんことを乞ふ、僧憐愍の故に我れに解を與へたまへと。

第二第三も亦是の如く乞ふ、卽の時一比丘僧中に唱言せよ。

大德僧聽きたまへ、是の施越比丘數數罪を犯じ數數悔過し齊限有る無し、僧與めに依止羯磨を作し是の施越比丘依止羯磨を得るが故に心悔折伏し今僧に從ひて依止羯磨を解せんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧施越比丘の與に依止羯磨を解せん、是れを白と名づく。

是の如く白四羯磨し、

僧施越比丘の與に依止羯磨を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり默然するが故に、是の事是の如く持す。

三、(1)[八] 佛舍衞國に在しき、爾の時黑山國土に馬宿滿宿の二比丘有り、他家を汚し惡行を行ぜり、他家を汚すを皆見皆聞き皆知る、惡行を行ずるも亦見亦聞き亦知る、是の比丘女人と共に一床に坐し共に一盤に食し器を共にして飲食し中後に食し共に食宿し、宿食を噉ひ不受にして食し殘食法を受けず、鼓簧を(彈じ)脣を捻じて音樂の聲を作し、齒にて伎樂を作し銅杅を彈き多羅樹葉を彈き餘の種種の伎樂歌舞を作し、鬘瓔珞を著し香を以つて身を塗り香薰衣を著し水を以つて相灑ぎ、自手に華を採り亦人をして採らしめ自ら花鬘を貫き亦人をして貫かしめ自ら頭上に華を著け亦人をして著けしめ自ら耳環を著け亦人をして著けしめ、自ら他の婦女を將ひて去らしめ若しは人をして將ひて去らしめ若しは象鬪、馬鬪、車鬪、歩鬪、羊鬪、水牛鬪、男鬪、女鬪せしめ亦自ら鬪ひ手を打ち脚を蹋み四向に馳走し服飾を變易し馳行跳躑し水中に浮沒し樹木を破截し、臂を打ち髀を拍ち啼哭大喚し或ひは謬語諸異國語を嘯き躑絕反行して魚の婉轉たるが如くし、物を空中に擲ちて還りて自ら接手し、女人と共に大船上に載り伎樂を作さしめ象馬車輿に乘り多人衆と貝を吹き導道して園林中

【八】 已下十三僧殘第十二條汚家擯謗違諫戒(第四卷)參照。

すべからず、相似の罪を作すべからず、是れに過ぎる罪を作すべからず、羯磨を呵すべからず、作羯磨人を呵すべからず、清淨比丘の過罪を出すべからず、他に從ひて乞聽すべからず、我れ當に汝の罪を出すべしと言ふべからず、布薩自恣を遮すべからず、清淨比丘に違逆すべからず。

卽の時諸比丘佛の教を受けて小らく一面に却いて施越比丘尼の與に依止羯磨を作せり。

(3)施越羯磨を得るが故に心悔折伏し柔軟し僧に從ひて依止羯磨を解せんことを乞へり、諸比丘是の事を以つて佛に白し佛是の事を以つて諸比丘に語りたまへり。若し施越比丘心悔折伏すれば僧應に解を與ふべし、若し更に是の如き人有れば亦應に解を與ふべし。若し比丘不如法に行ずれば僧與に依止羯磨を解すべからず、若し他に受大戒を與へ作の與に依止と作り沙彌を畜へ若しは教誡比丘尼羯磨を受く。若し先きに受くるも比丘尼を教誡すべからず、若しは重ねて罪を犯じ若しは相似の罪を作し若しは是れに過ぐる罪を作し若しは羯磨を呵し若しは羯磨人を呵し若しは他に從ひて乞聽し若しは清淨比丘の罪を出し若しは我れ當に汝の罪を出すべしと言ひ若しは布薩自恣を遮し清淨比丘に違逆し若しは心悔折伏柔軟せざれば與に解すべからず。若し如法に行ずれば僧應に與に依止羯磨を解すべし、他に受大戒を與へず、他に依止を與へず、沙彌を畜へず、教誡比丘尼羯磨を受けず、若し先きに受くるも比丘尼を教誡せず、重ねて罪を犯さず、相似の罪を作さず、是れに過ぐる罪を作さず、羯磨を呵せず、羯磨人を呵せず、他に從ひて乞聽せず、清淨比丘の罪を出さず、我れ當に汝の罪を出すべしと言はず、布薩自恣を遮せず、清淨比丘に違逆せず若し心悔折伏柔軟すれば應に與に依止羯磨を解すべし。

依止羯磨を解する法は一心和合僧に施越比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、

大德僧念じたまへ、我れ施越比丘數數罪を犯じ、數數悔過し齊限有る無し、故に僧我が與に依

其の罪を說かずして作す。三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し先きに其の罪を說いて作す。三種有り破すべし、非法に作し、別衆作し、憶念せしめずして作す。三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、憶念せしめて作す。三種有り破す可し、犯罪せざるもの丶與に作す、悔過すべからざるもの丶爲に作す、已に悔過せるもの丶與に作す。三種有り破すべからず、犯の爲に作し、悔過すべきもの丶爲に作し、未だ悔過せざるもの丶與に作す。三種有り破す可し、非法に作し、別衆作し、不犯の與に作す。三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、犯の爲に作す。三種有り破す可し、非法に作し、別衆作し、悔過す可らざるものの爲に作す。三種有り破すべからず、如法に作し、和合僧作し、悔過す可きもの丶爲に作す。三種有り破す可し、非法に作し、別衆作し、已に悔過せるもの丶爲に作す。三種有り破すべからず、和合僧作し、未だ悔過せざるもの丶與に作す。

依止羯磨に二種有り、一には汝某甲に依止して住せと敎ふべし、二には依止羯磨法を說くべし。

(2)依止羯磨の法は一心和合僧に一比丘衆中に唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の施越比丘數數罪を犯じ數數懺悔し齊限有る無し、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧施越比丘の與に依止羯磨を作さん、汝施越幾時に不淸淨行不隨順道を作せるに隨ひ爾所の時に隨ひ僧汝の與に依止羯磨を作さん、是れを白と名づく。

是の如く白四羯磨し、

僧施越比丘の與に依止羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

依止羯磨を得たる比丘の行法は他に受大戒を與ふるべからず、他の依止を受くべからず、沙彌を畜ふるを得ず、敎誡比丘尼羯磨を受くべからず、若し先きに受くるも敎誡すべからず、重ねて犯罪

と、第二第三も亦是の如く乞ふ、卽の時一比丘僧中に唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の般茶、盧伽比丘鬪諍相言を喜ぶ、是の鬪諍比丘を知りて便ち其の所に到りて言はく、汝等是の事を堅持して他の爲に擊たるる莫れ、汝等勝を取れ我れ當に相助せんと。復た第二部の比丘に語りて言はく、汝等是の事を堅持して他の爲に擊たるゝ莫れ、汝等勝を取れ我れ當に相助せんと。是の因緣を以つての故に未だ破せざる比丘便ち破し已に破せる者和合すべからず、僧中に未だ起らざる事便ち起り已に起る事は滅すべからず。故に僧與に苦切羯磨を作せり、是の般茶、盧伽比丘苦切羯磨を得る故に心悔折伏し今僧に從ひて苦切羯磨を解することを乞ふ。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧般茶、盧伽比丘に苦切羯磨を解かん。

是れを白と名づく、是の如く白四羯磨し、

僧は般茶、盧伽比丘の與に苦切羯磨を說き竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

二、(1)佛舍衞國に在しき、爾の時施越[六]比丘數數罪を犯し數數悔過し齊限有る無し、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、汝等施越比丘の與に依止羯磨[七]を作せ、若し更に是の如き比丘有れば亦依止羯磨を與ふべしと。

佛言はく、比丘三事中に犯有り應に依止羯磨を與ふべし、若し破戒、破見、破威儀なり、復た三種有り、鬪を憙び諍を憙び相言を憙ぶ。三種有り、依止羯磨を作し非法非比尼にして破すべし、人現前せずして作す、先きに其の罪を說かずして作す、憶念せしめずして作す。三種有り、依止羯磨如法如比尼にして破すべからず、人現前して作し、先きに其の罪を說きて作し、憶念せしめて作す。三種有り破す可し、非法に作す、別衆にて作す、人現前せずして作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合衆作す、人現前して作す。三種有り破す可し、非法に作し、別衆にて作し、先きに

【六】施越(Seyyasaka)。

【七】依止羯磨(nissayakamma)。依止とは呵責を受くべきものにして何愚癡なるものに課するものにしてこれを課せられたるものは僧權を停止され一定期間中監督者の下に依止しその指導監督を受け法を學習すべし、これを課する作法卽ち依止羯磨なり。

乞へり。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、若し般茶、盧伽心悔折伏すれば僧應に解を與ふべし、若し更に是の如き人有れば亦應に解を與ふべし、若し比丘如法に行ぜざれば僧與に苦切羯磨を解すべからず、若し他に受大戒を與へ他の與に依止と作り沙彌を畜へ若しは敎誡比丘尼羯磨を受け若しは比丘尼を敎誡し若しは重ねて罪を犯じ若しは相似罪を作し若しは是れに過ぐる罪を作し若しは羯磨を呵し若しは羯磨人を呵し若しは他に從ひて乞聽し、淸淨比丘の罪を出し若しは我れ當に汝の罪を出さんと言ひ、若しは〔說〕布薩自恣を遮し淸淨比丘に違逆し心悔折伏せず柔軟せざれば解を與ふるべからず。若し如法に行ずれば僧應に與に苦切羯磨を解すべし、他に受大戒を與へず、他の與に依止と作らず、沙彌を畜へず、敎誡比丘尼(羯磨)を受けず、若し已に羯磨するも比丘尼を敎誡せず、重ねて罪を犯ぜず、相似の罪を作さず、是れに過ぐる罪を作さず、羯磨を呵せず、羯磨人を呵せず、他に從ひて乞聽せず、淸淨比丘の罪を出さず、我れ當に汝の罪を出すべしと言はず、布薩自恣を遮せず、淸淨比丘に違逆せず、若し心悔折伏し柔軟なれば應に與に苦切羯磨を解すべし、苦切羯磨を解する法は一心和合僧に般茶、盧伽比丘坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し胡跪合掌して是の言を作せ、

　大德僧念じたまへ、我れ般茶、盧伽比丘鬪諍相言を喜ぶ、是の鬪諍相言の比丘を知りて便ち其の所に到りて言はく、汝等是の事を堅持して他の爲に擊たるる莫れ、汝等勝を取れ我れ當に相助けんと。復た第二部の比丘に語りて言はく、汝等是の事を堅持し他の爲に擊たるゝ莫れ、汝等勝を取れ、我れ當に相助せんと。是の因緣を以つての故に未だ破せざる比丘便ち破し已に破する者和合すべからず、僧中に未だ起らざる事便ち起り已に起る事滅すべからず、故に僧我等の與に苦切羯磨を作せり。我れ等苦切羯磨を得て心悔折伏し今僧に從ひて苦切羯磨を解せんことを乞ふ、我等般茶、盧伽比丘今心悔折伏す、僧憐愍の故に我れ等に解を與へたまへ。

だ悔過せざるものゝ與に作す。

(2)苦切羯磨の法は一心和合僧に一比丘僧中に唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の般荼、盧伽比丘鬪諍相言を喜ぶ、是の鬪諍比丘を知りて便ち其の所に到りて言はく、汝等是の事を堅持し他の爲に擊たるゝ莫れ、汝等勝を取れ我れ當に相助すべしと。復た第二比丘に語りて言はく、汝等是の事を堅持して他の爲に擊たるゝ莫れ、汝等勝を取れ我れ當に相助せんと。是の因緣を以つての故に未だ破せざる比丘は便ち破し已に破する者は和合すべからず、僧中に未だ起らざる事便ち起り已に起れる事は滅すべからず。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は般荼、盧伽比丘の與に苦切羯磨を作さん、汝般荼、盧伽比丘幾時に不淸淨行惡口を作し止めざるに隨ひ爾所の時に隨ひて僧汝等の與に苦切羯磨を作さんと。是れを白と名づく。是の如く白四羯磨し、

僧般荼、盧伽比丘の與に苦切羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

苦切羯磨を得たる比丘の行法は是の比丘他に受大戒を與ふるべからず、他の依止を受くべからず、沙彌を畜ふるを得ず、敎誡比丘尼羯磨を得ず、若し先きに受くるも敎誡すべからず、重ねて苦切羯磨罪を犯すべからず、相似罪を作すべからず、是れに過ぐる罪を作すべからず、諸羯磨を呵すべからず、作羯磨人を呵すべからず、淸淨比丘の過罪を出すべからず、他に從ひて乞聽[五]すべからず、我れ當に汝の罪を出さんと言ふべからず、布薩自恣を遮すべからず、淸淨比丘に違逆すべからず、應に心を折伏し如法に恭敬すべし、若し是の如く行ぜざれば盡形是の苦切羯磨を離るゝことを得ずと。卽の時諸比丘佛の敎を受けて小らく一面に却き般荼、盧伽比丘の與に苦切羯磨を作せり。

(3)般荼、盧伽比丘苦切羯磨を得已りて心悔折伏し恭敬柔軟し僧に從ひて苦切羯磨を辨せんことを

【五】乞聽(okāsaṃ yācati)。求聽とも云ふ、他比丘の罪を尋問せんとしてその承諾を求むることなり。

爲に擊たる莫れ、汝等勝を取れ、我れ當に相助けんと。是の因緣を以つての故に未だ破せざる比丘は便ち破し、已に破せる者は和合すべからず、僧中に未だ起こらざる事便ち起こり已に起これる事滅すべからずと。是の如く呵し已りて諸比丘に語りたまへり、汝等般荼、盧伽比丘の與に苦切羯磨(四)を作せ、若し更に是の如き人有れば亦應に與に苦切羯磨を作すべし。

若し比丘三事中に於いて死有れば應に與に苦切羯磨を作すべし、若しは戒を破り若しは正見を破り若しは威儀を破る。復た三事有り應に與に苦切羯磨を作すべし、鬪を喜び諍を喜び相言を喜ぶ。三種有り、苦切羯磨を作して非法非比尼にして破すべし、人現前せずして作す、先きに其の事を說かずして作す、憶念せしめずして作すなり。三種の如法有り破すべからず、人現前して作す、先きに其の事を說いて作す、憶念せしめて作す。三種有りて破すべし、非法に作す、別衆に作す、人現前せずして作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合僧作す、人現前して作す。三種有り破すべし、非法に作す、別衆に作す、先きに其の事を說かずして作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合僧に作す、先きに其の事を說きて作す。三種有り破すべし、非法に作す、別衆にて作す、憶念せしめずして作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合僧作す、憶念せしめて作す。復た三種有り、非法非比尼にして破すべし、不犯罪人の與に作す、悔過す可からざる犯の與に作す、已でに悔過せるものゝ與に作す。三種の如法有り破すべからず、犯罪人の爲に作す、悔過す可き犯の爲に作す、未だ悔過せざるものゝ與に作す。三種有り破すべし、不如法に作す、別衆作す、犯罪せざるものゝ與に作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合僧作す、罪を犯ぜるものゝ爲に作す。三種有り破すべし、非法に作す、別衆作す、悔過す可からざるものゝ爲に作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合僧作す、悔過す可き犯の爲に作す。三種有り破すべし、非法に作す、別衆に作す、已に悔過せるものゝ與に作す。三種有り破すべからず、如法に作す、和合僧作す、未

【四】苦切羯磨(tajjaniyakamma)。呵責羯磨なり、即ち紛諍を好み種々の惡事をなし三寶を批議する者には呵責を與へ叱責し一時僧權を停止せしむ、この作法を苦切羯磨と言ふ。

卷の第三十一　（五誦之三）

八法中般茶盧伽法第四　丹本には八法中苦切羯磨法第四の初と云ふ。

11 般茶盧伽法[一]

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時舍衛國に二比丘有り、一を[二]般茶、二を[三]盧伽と名づく、鬪諍相言を憙ぶ、共に諸比丘鬪諍相言し已り是の鬪諍比丘を知りて便ち其の所に到りて言はく、汝等是の事を決定堅持し、他の爲に擊せらるゝ莫れ、汝等勝を取れ我れ當に相助くべしと。復た第二部に語りて言はく、汝等是の事を決定堅事し他の爲に擊せらるゝ莫れ、汝等勝を取れ、我れ當に相助すべしと。是の因緣を以つての故に未だ破せざる比丘は便ち破し已に破せる者は和合すべからず、僧中に未だ起らざる事便ち起り已に起れる事は滅すべからず。是の中比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ鬪諍相言を憙び是の鬪諍比丘を知りて便ち其の所に到りて言はく、汝等決定して是の事を堅持し他の爲に擊たるゝ莫れ、汝等勝を得、我れ當に相助くべしと。復た第二部に語りて言はく、汝等決定して是の事を堅持し他の爲に擊たるゝ莫れ、汝等勝を取れ、我れ當に相助くべしと。是の因緣を以つての故に未だ破せざる比丘は便ち破し已に破せる者は和合すべからず、未だ起らざる事便ち起こり已に起これる事は滅すべからずと。是の如く呵し已りて佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに般茶、盧伽比丘に問ひたまへり、汝等實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と。佛種種の因緣を以つて呵責したまへり、云何んが比丘と名づけ鬪諍相言を喜び是の鬪諍相言を知りて便ち其の所に到りて言ふや、汝等決定して是の事を堅持し他の爲に擊たるゝ莫れと、汝等勝を取れ、我れ當に相助くべしと、復た第二部に語りて言はく汝等決定して是の事を堅持し他の

【一】般茶盧伽法（Kamma-kkhandhaka 四分、呵責犍度）巴利律には小品第一にあり、五分律は第十一に羯磨犍度とす、但し嚴密にあてはめ得ず。
【二】般茶(Paṇḍuka)。
【三】盧伽(Lohitaka)。

羯磨を遮すれば受くべからず、若し在下人高處作羯磨を遮すれば受くべからず、若し高處に在る人下處作羯磨を遮すれば受くべからず、若し遮人羯磨を作す僧の所の到らず、若しは到りて聽しを乞はず、若しは破戒の人遮するは皆受くべからず、若し破戒の人心に遮するも亦受くべからず、是れを受くべからずと名づく。

應に受くべき遮とは若し僧非法羯磨を作し是の中比丘有り遮すれば應に受くべし、若し僧界內に非法羯磨を作し界內比丘遮すれば應に受くべし、若し遮比丘僧所に到りて聽を乞ひ已りて遮すれば應に受くべし、若し持戒比丘遮すれば應に受くべし、是れを受くべしと名づく。

(2)諸比丘有り、[二八]非法別衆比丘を擯す、比丘僧有り來りて解す、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、如法和合衆なり。復諸比丘有り非法和合衆比丘を擯す、比丘僧有り、來りて解す、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、如法和合衆なり。復諸比丘有り、似法別衆比丘を擯す、比丘僧有り來りて解す、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、如法和合衆なり。復諸比丘有り似法和合衆比丘を擯す、比丘僧有り來りて解す、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、如法和合衆なり。復諸比丘僧有り如法別衆比丘を擯す、比丘僧來りて解す、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、如法和合衆なり。復比丘僧有り如法和合衆比丘を擯す、比丘僧有り來りて解す、非法別衆、非法和合衆、似法別衆、似法和合衆、如法別衆、如法和合衆なり。佛優波離に語りたまへり、是の中一衆眞實に擯を作すと名づく、所謂如法和合衆なり、一衆眞實に解擯すと名づく、所謂如法和合衆解すなり。

八法中瞻波法第三竟る。

【二八】非法別衆等。註四の六八參照。

如法羯磨とは若し白羯磨に白を用ひて作す是れ如法羯磨なり、若し白二羯磨に白を已りて一唱す、是れ如法羯磨なり、若し白四羯磨に白を已りて三唱す是れ如法羯磨なり。若し現前比尼を與ふべきに現前比尼を與ふれば是れ如法羯磨なり、若し憶念を與ふべきに憶念を與へ、不癡を與ふべきに不癡を與へ、自言治を與ふべきに自言治を與へ、實覓比尼を與ふべきに實覓比尼を與へ、苦切羯磨を與ふべきに苦切を與へ、依止羯磨を與ふべきに依止を與へ、下意羯磨を與ふべきに下意を與へ、驅出羯磨を與ふべきに驅出を與へ、別住羯磨を與ふべきに別住を與へ、摩那埵を與ふべきに摩那埵を與へ、本日治を與ふべきに本日治を與へ出罪を與ふべきに出罪を與ふれば是れを如法羯磨と名づく。若し僧中に種種の事起り法の如く比尼の如く佛教の如く斷ずれば是れを如法羯磨と名づく。

別衆羯磨とは是の羯磨中所須の比丘一處に和合せず[二六]欲を與ふ可き者欲を與へず現前比丘遮して遮を成ず是れを別衆羯磨と名づく。復別衆羯磨有り是の羯磨中所須の比丘一處に和合し欲を與ふべき者欲を與へず現前比丘遮して遮を成ず是れを別衆羯磨と名づく。復別衆羯磨有り、是の羯磨中所須の比丘一處に和合し欲を與ふ可き者欲を與へ現前比丘遮して遮を成ず、是れを別衆羯磨と名づく。

和合羯磨とは所須の比丘一處に和合し欲を與ふべき者は欲を與へ現前比丘の能く遮すもの遮せず、是れを和合羯磨と名づく。

三、(1)長老優波離佛に問へり、何んの比丘の[二七]遮を受く可く何の比丘の遮を受く可からずやと、佛言はく、僧如法に羯磨し是の中比丘有りて遮すれば受く可からず、若しは白衣遮し若しは沙彌、若しは非比丘、若しは外道、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、不共住、種種不共住、自言犯重罪、本白衣汚比丘尼、不能男人、越濟人、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き等の人遮すれば受くべからず。若し界內の人界外の作羯磨を遮すれば受くべからず、若し界外の人界內の作

【二六】與欲。註十五の一〇參照。

【二七】遮。註四の一一七參照。

非法羯處とは若し白羯磨を白を離れて作せば是れを非法羯磨と名づく、若しは白二羯磨を白を離れて作せば是亦非法なり、復白を作して羯磨を唱說せざる有り、是れ亦非法なり、若しは羯磨を唱說し白を作さず是れ亦非法なり、若しは白四羯磨を白を離れて作せば是れ亦非法なり、若し白し已りて三たび羯磨を唱說せず是れ亦非法なり、若しは三たび羯磨を唱說し、白を作さず是れ非法羯磨なり、若しは〔二五〕現前比尼を與ふべきに憶念比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、憶念比丘を與ふべきに現前比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、憶念比尼を與ふべきに不癡比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、不癡比尼を與ふべきに現前比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、不癡比尼を與ふべきに自言比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、自言比尼を與ふれば不癡比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、自言比尼を與ふべきに實覓比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、實覓比尼を與ふべきに自言比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、實覓比尼を與ふべきに苦切羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、苦切羯磨を與ふべきに實覓比尼を與ふれば是れ非法羯磨なり、苦切羯磨を與ふべきに依止羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、依止羯磨々與ふべきに苦切羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、依止羯磨を與ふべきに驅出羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、驅出羯磨を與ふべきに依止羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、驅出羯磨を與ふべきに下意羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、下意羯磨を與ふべきに驅出羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、下意羯磨を與ふべきに別住羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、別住羯磨を與ふべきに下意羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、別住羯磨を與ふべきに摩那埵羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、摩那埵羯磨を與ふべきに本日治羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、出罪羯磨を與ふべきに本日治羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり、出罪羯磨を與ふべきに摩那埵羯磨を與ふれば是れ非法羯磨なり。若し僧に種種の事起り不如法、不如比尼、不如佛教に斷ずれば皆非法と名づく、是れを非法羯磨と名づく。

【二五】現前毘尼等。七滅諍法參照。

四人と作りて本日治羯磨[三三]を作すべからず、別住竟れる人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、若しは行摩那埵人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、不共住人第四人と作りて本日治羯磨を作すべからず、極少四清淨同見比丘本日治羯磨を作し得。今日より若し別住人第二十人と作りて出罪羯磨を作すべからず、若しは別住竟れる人若しは行摩那埵人若しは行摩那埵竟人第二十人と作りて出罪羯磨を作すべからず、若しは不共住人第二十人と作りて出罪羯磨を作すべからず、極少二十の清淨同見比丘出罪羯磨を作し得。

(6)佛諸比丘に語りたまへり、清淨同見の四比丘是れを衆僧と名づく、若しは五比丘清淨同見なれば是れを衆僧と名づく、若し十比丘清淨同見なれば是れを衆僧と名づく、若し二十比丘清淨同見なれば是れを衆僧と名づく。是の中四比丘情淨同見僧中如法に諸羯磨を作す可し、自恣羯磨を除き受大戒羯磨を除き出罪羯磨を除く。是の中五比丘清淨同見の僧中に如法に諸羯磨を作す可し、中國受大戒羯磨を除き出罪羯磨を除く。是の中十比丘清淨同見の僧中に如法に諸羯磨を作す可し、出罪羯磨を除く。是の中二十比丘清淨同見の僧中に如法に一切の羯磨を作す可し。

二、(1)長老優波離佛に問ひて言さく、世尊頗し僧不如法に羯磨を作すこと有りや、佛優波離に言さく、五種の僧有り一には無慚愧僧、二には羺羊僧、三には別衆僧、四には清淨僧、五には眞實僧なり。無慚愧僧とは破戒の諸比丘是れを無慚愧僧と名づく。羺羊僧とは若し比丘凡夫鈍根無智慧にて諸羺羊聚の一處に在りて所知無きが如く、是の諸比丘布薩を知らず布薩羯磨を知らず說戒を知らず法會を知らず是れを羺羊僧と名づく。別衆僧とは若し諸比丘一界內に處處に別に諸羯磨を作すなり。清淨僧とは凡夫持戒の人及び凡夫勝者是れを淸淨僧と名づく、眞實僧とは學無學人[二四]是れを眞實僧と名づく。是の中前三種僧は能く非法羯磨を作し後の二種は能く非法羯磨を作さずと。

(2)佛優波離に告げたまへり、復四種羯磨有り、非法羯磨、如法羯磨、別衆羯磨、和合羯磨なり。

【三三】本日治羯磨(mūlāya paṭikassana kamma)。僧殘罪を犯して摩那埵或は別住を行ずる期間中に復た僧殘罪を犯せる時は改めて最初より別住をなす、これを本日治と云ふ。卽ち根本に復すの意なり、卽ち懺悔行中に罪を犯せばそれ迄での懺悔は無效となり再び最初より始むるなり。

【三四】學無學人。有學無學人なり、聲聞乘の四果(註二の六三、十八の四八以下參照)の中前三を有學と云ひ第四阿羅漢を無學と云ふ、學道圓滿し更に修すべき學なき故なり。

ば是れ非法羯磨にして羯磨を成ぜず作すべからず、若し沙彌乃至惡心出佛身血人第四人と作れば是れ非法羯磨にして羯磨を成ぜず作すべからず。若し五衆可作羯磨を滅五比丘作せば羯磨を成ぜず、若し可五衆作羯磨を若し白衣第五人と作れば是れ非法にして羯磨を成ぜず作すべからず、若し沙彌非比丘若しは外道、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、不共住、種種不共住、自言犯重罪、本白衣汚比丘尼、不能男、越濟人、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き人第五人と作れば是れ非法にして羯磨を成ぜず作すべからず。若し可十衆作羯磨を滅十衆作せば羯磨を成ぜず、作すべからず、若し可十衆作羯磨を若し白衣第十人と作れば是れ非法にして羯磨を成ぜず作すべからず、若し沙彌、非比丘若しは外道、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、不共住、種種不共住、自言犯重罪、本白衣汚比丘尼、不能男人、越濟人、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き人第十人と作れば是れ非法にして羯磨を成ぜず作すべからず。若し可二十衆作羯磨を滅二十比丘羯磨を作せば羯磨を成ぜず作すべからず、若し可二十僧作羯磨を若し白衣第二十人と作れば是れ非法にして羯磨を成ぜず作すべからず、若し沙彌、非比丘、若しは外道、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、不共住、種種不共住、自言犯重罪、本白衣汚比丘尼、不能男人、越濟人、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き等の人第二十人と作れば是れ非法にして羯磨成ぜず作すべからず。

(5)佛言はく今より[二]別住人(べつぢゆうにん)第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、若し別住竟れる人も第四人と作りて別住羯磨を作すべからず。[三]行摩那埵人(ぎやうまなたにん)第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、行摩那埵竟れる人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず。若し不共住人第四人と作りて別住羯磨を作すべからず、極少は四清淨同見比丘別住羯磨を作し得。今より別住人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、若しは別住竟れる人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、不共住人第四人と作りて摩那埵羯磨を作すべからず、極少四清淨同見比丘摩那埵羯磨を作すを得。今より若し別住人第

【二】 別住人。僧殘罪を犯しこれを隱匿しその日數だけ別住(parivāsa)を科せられたる者なり。

【三】 行摩那埵人。僧殘罪に對する主罰たる六夜摩那埵(mānatta)を行ずる人なり、摩那埵は別住することなり。

ず、三人にて三人四人一人二人を擯すれば羯磨を成ぜず、四人にて四人を擯すれば羯磨を成ぜず。
(3)四衆にて作す可き羯磨は是の中四比丘にて成ず、五衆にて作す可き羯磨は是の中五比丘にて成ず、可十衆作羯磨は是の中十比丘にて成ず、可二十衆作羯磨は是の中二十比丘にて成ず。若し四衆可作羯磨は是の中減四比丘にて作せば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し白衣第四人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し沙彌若しは非比丘若しは外道若しは不見擯人、不作擯人、惡邪不除擯人、不共住人、種種不共住人、自言犯重罪人、本白衣汚比丘尼、不能男人、越濟人、殺父母人、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛血、是の如き人第四人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず。可五衆作羯磨を減五衆比丘作せば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し白衣第五人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し沙彌若しは非比丘若しは外道若しは不見擯人、不作擯人、惡邪不除擯人、不共住人、種不共住人、自言犯重罪人、本白衣汚比丘尼、不能男人、越濟人、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き人第五人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず。可十衆作羯磨を減十衆作せば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し白衣人第十人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し沙彌、非比丘若しは外道、不見擯人、不作擯人、惡邪不除擯人、不共住人、種種不共住人、自言犯重罪、本白衣汚比丘尼人、不能男人、越濟人、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き人第十人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず。可二十衆作羯磨を減二十衆作せば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し白衣第二十人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず、若し沙彌非比丘若しは外道、不見擯、不作擯、惡邪不除擯、不共住人、種種不共住人、自言犯重罪、本白衣汚比丘尼、不能男人、越濟人、[一〇]破內外道、殺父、殺母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き人第二十人と作れば是れ非法羯磨にして作すべからず。
(4)若し可四衆作羯磨を減四比丘作せば羯磨を成ぜず、若し可四衆作羯磨を若し白衣第四人と作れ

【一〇】破內外道。もと外道にして佛法に投じ受具し再び外道に還れるものなり、この語三本、宮本等には無し。

に立てり。諸佛の常法客比丘有りて來れば是の如き語を以つて問訊したまふ、忍ず可きや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路疲極せずやと。佛卽ち是の語を以つて六群比丘を問訊したまへり、忍ずべきや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路疲極せずやと。六群比丘答へて言さく、世尊忍ず可く足す可く安樂住し乞食難からず道路疲極せずと、佛知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝等王薩婆聚落に於いて比丘の與に不見擯を作すこと有りやと、答へて言さく實に有り世尊と、問ふ何んの因緣の故に擯するやと、答へて言さく、因無く緣無く彼れ罪無し强ひて爲に擯を作すと。佛是の事及び先きの因緣を以つて比丘僧を集め種種の因緣もて六群比丘を呵責して言はく、云何んが比丘と名づけ因無く緣無く彼れ無罪するに强ひて爲に擯を作すや、云何んが比丘と名づけ處處に非法羯磨を作すや、一人にて一人二人三人四人を擯し二人にて二人三人四人一人を擯し三人にて三人四人一人二人を擯し四人にて四人を擯するや。若し比丘一人にて一人を擯すれば一突吉羅を犯ず、一人にて二人を擯すれば二突吉羅を犯ず、一人にて三人を擯すれば三突吉羅を犯ず、一人にて四人を擯すれば四突吉羅なり、二人にて二人を擯すれば二突吉羅、二人にて三人を擯すれば三突吉羅、二人にて四人を擯すれば四突吉羅を犯ず、三人にて一人を擯すれば一突吉羅、三人にて三人を擯すれば三突吉羅、三人にて四人を擯すれば四突吉羅、三人にて一人を擯すれば一突吉羅、三人にて二人を擯すれば二突吉羅、四人にて四人を擯すれば偸蘭遮なり。破僧の因緣を作す故に一人にて一人を擯す、是れ非法羯磨にして作すべからず、一人にて二人三人四人を擯す、是れ非法羯磨にして作すべからず、二人にて二人三人四人一人を擯す、是れ非法羯磨にして作すべからず、三人にて三人四人一人二人を擯す、是れ非法羯磨にて作すべからず、四人にて四人を擯す、是れ非法羯磨にて作すべからず。若し一人にて一人を擯すれば羯磨を成ぜず、一人にて二人三人四人一人を擯すれば羯磨を成ぜず、二人にて二人三人四人一人を擯すれば羯磨を成ぜ

僧に與へたり、六群比丘是の食を噉ひ已りて肥盛し色を得力を得身柔軟なり、共に相謂つて言はく是の好善男子我等を尊重讃歎し是の如くの[一九]好食を作ると。數日の中に更に復た續かず、六群比丘共に相謂つて言はく、是の善男子轉じて更に好からず、復た我れ等を尊重供養讃歎せず、當に其れを喚び來るべしと、即ち、喚びて來到せり。六群比丘問ふて言はく、汝何んが故に復た我等を尊重供養讃歎せざるやと、答へて言はく、此の王薩婆聚落の婆羅門居士の我が語を信ずる者は約勅して供養を作す、我が力勢正に能く是れに齊り更に得ること能はずと。六群比丘言はく汝罪を見るや不やと、答へて言はく我れに何んの罪有りやと、六群比丘言はく汝我等を看て本の如く尊重供養讃歎せずと、彼れ言はく我れ罪を見ずと、六群比丘言はく此の人直首を肯かず當に與に不見擯を作すべしと、即ち與に不見擯を作せり。是の人是の念を作せり、六群比丘因緣無く我れ自首せざるに強ひて不見擯を作す、我れ何んぞ瞻波國に向ひ佛所に詣らざると。是の如く思惟し已りて隨意に王薩婆聚落に住し已りて衣鉢を持し瞻波國に往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に立てり。諸佛の常法客比丘有りて來れば是の如く問訊したまふ、忍ずべきや不や、足するや不や、安樂住ずるや不や、乞食難からず道路疲極せざるや不やと。佛是の如き語もて共金比丘を問訊したまへり、忍すべきや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路疲極せざるやと、答へて言さく、世尊忍ず可く足す可く乞食無難にして道路疲れずと、是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛知つて故らに共金比丘に問ひたまへり、六群比丘何んの因緣の故に汝を擯するやと、答へて言さく世尊因無く緣無く我れ罪無し、強ひて我が與に不見擯を作せりと、佛言はく若し六群比丘無因無緣にて汝無罪なるに強ひて汝を擯すれば汝愁憂すること莫れ、我れ汝の與に法件と作らんと。

六群比丘與作擯比丘瞻波國に向ひ佛所に詣ると聞き我等も亦當に往いて佛所に詣るべしと、是の如く思惟し隨意に住し已りて衣鉢を持して遊行し瞻波國に向ひ佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面

【一九】共金比丘を言ふ。

[一二]瞻波法（二一八a）

一、(1)佛[一三]瞻波國に在しき、爾の時六群比丘處處に非法羯磨を作せり、一人にて一人を擯し、一人にて二人三人四人を擯し、二人にて二人を擯し二人にて三人四人一人を擯し、三人にて三人を擯し三人にて四人一人二人を擯し四人にて四人を擯せり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に喜ばず、訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ處處に非法羯磨を作し一人にて一人二人三人四人を擯し、二人にて二人三人四人一人を擯し、三人にて三人四人一人二人を擯し、四人にて四人を擯するやと。是の如く訶し已りて佛に向ひて廣說せり、佛是の事を以つて比丘僧を集め知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ處處に非法羯磨を作し一人にて一人二人三人四人を擯し二人にて二人三人四人一人を擯し三人にて三人四人一人二人四人を擯し四人にて四人を擯するやと、佛但だ訶責して未だ結戒したまはず。

(2)佛瞻波國に在しき、爾の時[一四]阿葉麻伽國の聚落を[一五]王薩婆と名づく、是の中に舊比丘有り[一六]共金と名づく、[一七]摩摩帝、[一八]帝帝陀羅と作れり、六群比丘迦尸國に遊行し瞻波國に向ひ王薩婆聚落に到れり、是の比丘遙かに彼の來るを見出で迎へ代りて衣鉢を持し房舍を開きて示して言はく、此の房舍、床、臥具、被枕に汝等上座に隨ひて安住せよと、與に洗浴の具を辦じ油、澡豆を與へ揩摩を欲する者には卽ち與に揩摩せり。是の摩摩帝夜坐禪し晨朝王薩婆聚落に入り諸貴人の舍に到り六群比丘を讃歎して言はく、六群比丘は是れ佛の弟子、多聞にして善巧說法し辯才無礙なり、是れを以つての故に汝等應に僧に怛鉢那食、中食を與ふべしと。卽の時諸婆羅門居士信者與に怛鉢那食中食を作り

【一二】瞻波法(Campeyyakkhandhaka)。巴利律は大品第九、五分律にては第十一羯磨法中に含まる。
【一三】瞻波國(Campā)。
【一四】註二十五の二、參照。
【一五】同上三參照。
【一六】共金。巴利律には Kassapgotta と云ふ。
【一七】摩摩帝(Mamati?)。寺主と譯す、經營人、知事をも兼ね房舍を整理し食物の分配を管理する等寺內一切の法事僧事に於いて律によりて判斷し三寶物互用の罪を犯かさざる樣處理する役なり。
【一八】帝帝陀羅。tantidhara とは經の音寫か、tantidhara とは經法を保持して行く人なり、(a bearer of tradition)故に寺主の如きものならん、巴利律にはここに tantibaddho、(義務の？)糸に縛られて云云と言ふ。

めの故なり、我れ實に罪を犯じ如法に擯し破すべからずと、我れ心悔し折伏自首し僧已でに我れに解擯を與ふ、我れ今應に僧中に入り共に和合を作すべしと。隨順諸比丘卽ち是の比丘を將いて往いて作擯比丘の所に詣りて言はく、是の比丘言はく、我れ獨り行じ獨り住し是の思惟を作せり、我が爲めの故に僧鬪諍し僧破僧諍僧別僧異す、是の中比丘有りて是の人罪有りと言ふもの有り罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、不如法に擯し破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり、我れ實に罪を犯じ如法に擯し破すべからず我れ心悔し折伏自首するが故に僧已でに我れに解擯を與ふ、我れ今應に僧中に入りて共に和合を作すべしと。作擯諸比丘卽ち是の比丘及び隨順諸比丘を將いて佛所に詣り頭面禮足し却いて一面に坐し佛に白して言さく、世尊是の隨順諸比丘是の比丘を將いて我が所に到りて言はく、是の比丘說く、我れ獨り行じ獨り住し是の思惟を作す、我が爲めの故に僧鬪諍相言し僧破僧諍僧別僧異す、是の中比丘有りて是の人罪有りと言ふもの有り罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り如法に擯せずと言ふもの有り如法に擯して破すべからずと言ふもの有り、如法に擯せず破すべしと言ふもの有り皆我が爲めの故なり、我れ實に罪有り如法に擯し破すべからず、我れ心悔し折伏自首する故に僧已でに我れに解擯を與ふ、我れ今に應に僧中に入りて和合を作すべしと。佛言はく、善哉善哉、諸比丘汝和合の因緣の爲めの故に是の事を細求す、一毛を破して百分と爲すが如し、破僧の因緣の爲めに是の事を細求する事莫れと、佛言はく、應に共に和合を作し若し布薩の時未だ到らざれば應に僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、今僧和合を爲す故に若し僧時到らば僧忍聽したまへ、今布薩の時に非らざるも布薩し波羅提木叉を說かん、衆僧和合の爲めの故に、是れを白と名づく」と。卽時（そのとき）布薩し波羅提木叉（はらだいもくしや）を說けと。八法中俱舍彌法第二竟る。

の有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、不如法に擯す破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり我實に罪を犯じ如法に擯して破すべからずと、是の擯比丘某甲心悔し折伏自首して今僧に從ひて解擯を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ某甲比丘に解擯を與へん、是れを白と名づく。

大德僧聽きたまへ、是の擯比丘某甲言はく我が爲めの故に僧鬪諍相言し僧破僧諍僧別僧異し、是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り、是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故に、我れ實に罪を犯じ如法に擯し破すべからずと、是の擯比丘某甲心悔し折伏自首す、僧今某甲比丘に解擯を與へん、誰れか諸長老某甲比丘に解擯を與ふるを忍聽するものは默然したまへ、忍ぜざるものは說きたまへと。是の如く白四羯磨(びゃくしこんま)し僧は某甲比丘に解擯を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(2)佛倶舍彌に在しき、爾の時彼の比丘獨り行じ獨り住し是の思惟を作せり、我が爲めの故に僧鬪諍相言し僧破僧諍僧別僧異し是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り、是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり、我れ實に罪を犯じ如法に擯し破すべからず我れ心悔し折伏自首し僧已でに我れに解擯を與ふ、我れ今應に僧中に入りて共に和合を作すべしと。是の思惟を作し已りて隨順比丘の所に往いて言はく、我れ獨り行じ獨り住し是の思惟を作せり、我が爲めの故に僧鬪諍相言し僧破僧諍僧別僧異す、是の中比丘有りて是の人罪有りと言ふもの有り是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲

僧破僧諍僧別僧異し是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り、是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり、我れ實に罪を犯ず、如法に擯し破すべからず我れ今云何んすべきと。作擯諸比丘卽ち擯比丘及び隨順諸比丘を將いて往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に坐し佛に白して言さく、世尊是の隨順比丘擯比丘を將いて我れ等の所に至りて言はく、是の擯比丘言はく我れ獨り行じ獨り住して是の思惟を作せり、我が爲めの故に僧鬪諍相言し僧破僧諍僧別僧異し是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り、是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり、我れ實に罪を犯ず如法に擯し破すべからず、我れ今云何んすべきと。佛言はく是の比丘實に罪を犯じ如法に擯し破すべからず若し比丘心に悔し折伏自首すれば應に解擯を與ふべし、解擯の法は一心和合僧に是の擯比丘應に坐より起ち偏袒右肩し革屣を脫し蹈跪合掌して是の言を作せ、

大德僧憶念したまへ、我が爲めの故に、僧鬪、諍相言し僧破僧諍僧別僧異し、是の中比丘の是の人罪を犯ずと言ふもの有り、是の人罪無しといふもの有り、如法に擯すといふもの有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲の故なり、我れ某甲比丘實に罪を犯じ如法に擯し破すべからず我れ今心に悔し折伏自首し僧に從ひて解擯を乞ふ、我れ比丘某甲心悔し折伏自首す、僧當に我れに解擯を與へたまふべし、憐愍の故に。第二第三も亦是の如く乞ふ、卽時一比丘僧中に唱言せよ、

大德僧聽きたまへ、是の擯比丘某甲言はく、我が爲の故に僧鬪諍相言し僧破僧諍僧別僧異す、是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り、是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふも

ば是れを法を說く者と名づく、應に尊重供養讃歎し經法の讀誦を教へ所問の疑に答ふるべし、亦應に從ひて經法の讀誦を受け從ひて所疑を問ふべし、應に衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべし、應に一切二部僧の飲食を與ふべしと。毘舍佉鹿子母、布薩多居士婦、修闍多居士婦も亦是の如く問へり。

(3)爾の時長老舍利弗俱舍彌比丘鬪諍相言を憙ぶ故に已でに來りて界に入ると聞けり、聞き已りて往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて、一面に坐し佛に白して言さく、世尊俱舍彌の比丘鬪諍相言を憙び來りて此の界に入る、我れ等云何んが臥具の分を與へんと、佛言はく我れ先きに臥具を與ふべしと說けり、彼の部の上座に隨ひ先づ臥具を與へよと、舍利弗佛の教を受け已りて彼の上座に隨ひて先きに臥具を與へたり。

四、(1)佛俱舍彌に在しき、爾の時擯比丘獨り行じ獨り住し是の思惟を作せり、我が爲の故に衆僧鬪諍相言し僧破し僧諍し僧別し僧異す、是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り、是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、不如法に擯し破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり、我れ實に罪を犯じ如法に擯し破すべからず今當に云何んすべきと。是の思惟を作し已りて隨順比丘の所に到りて言はく、我れ獨り行じ獨り住して是の思惟を作せり、我が爲めの故に僧鬪諍相言し僧破し僧諍し僧別し僧異す、是の中比丘の是の人罪有りと言ふもの有り是の人罪無しと言ふもの有り、如法に擯すと言ふもの有り、如法に擯せずと言ふもの有り、如法に擯し破すべからずと言ふもの有り、如法に擯せず破すべしと言ふもの有り、皆我が爲めの故なり、我れ實に罪を犯じ如法に擯し破すべからず、我れ今云何んすべきと。隨順諸比丘即ち擯比丘を將いて作擯諸比丘の所に到りて言はく、是の擯比丘我が所に到りて言はく、我れ獨り行じ獨り住して是の思惟を作せり、我が爲めの故に僧鬪諍相言し

比丘尼、頻頭比丘尼、脂梨沙彌尼も亦是の如く問へり。

(3)憍薩羅王波斯匿倶舍彌比丘鬪諍相言を憙び彼の諸賢者尊重供養せざる故に來りて此の國に向ふと聞けり。聞き已りて往いて佛所に詣り頭面禮足し却いて一面に坐し佛に白して言さく世尊我れ等當應に何の作す所と、佛言はく、大王是の中に非法を説く者有り敬重供養すべからず法を説く者有り應に供養すべしと、世尊云何んが法を説く者と非法を説く者とを知らんと、佛言はく大王、應に兩人の語を聽すべし、若し比丘非法を法と説き法を非法と説く是れを非法を説く者と名づく、敬重供養讃歎すべからず經法を讀誦するを教へ所問の疑に答ふるべからず、從ひて經法の讀誦を受け從ひて所疑を問ふべからず、衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべからず。大王若し比丘有り非法を非法と説き法を是れ法と説けば應に恭敬供養讃歎し經法を讀誦するを教へ所問の疑に答ふるべし、亦應に從ひて經法の讀誦を受け從ひて所疑を問ふべし、應に衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべし、大王應に一切二部の僧に飲食を與ふべしと。大居士[九]須達多、[一〇]阿難邠坻梨師達多、[一一]富羅那も亦是の如く問へり。

(4)末利夫人倶舍彌の比丘鬪諍相言を憙び彼の諸賢者尊重供養讃歎せざるが故に來りて此の國に來ると聞けり、聞き已りて往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に坐し佛に白して言さく、世尊我れ等此の比丘に於て當應に何の作す所と、佛言はく、末利夫人是の中非法を説く者有り尊重供養讃歎すべからず、法を説く者有り應に尊重供養讃歎すべしと。世尊我れ等云何んが法を説く者と非法を説く者とを知らんと、佛言はく末利夫人、應に兩人の語を聽すべし、若し比丘非法を法と説き法を非法と説けば是れを非法と説く者と名づく、尊重供養讃歎すべからず、經法を讀誦するを教へ所問の疑に答ふるべからず從ひて經法の讀誦を受け從ひて所疑を問ふべからず、衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべからず。末利夫人若し比丘非法を非法と説き法を法と説け

【九】須達多(Sudatta)。善施長者なり。
【一〇】阿難邠坻梨師達多(Anāthapiṇḍika)。給孤獨長者なり。
【一一】富羅那(Purāṇa)。

一切盡く床臥の具を與ふべしと。長老目連阿那律、難提、[五]金比羅も亦是の如く問へり。

(2)爾の時摩訶波闍波提比丘尼倶舍彌の比丘鬪諍相言を憙び彼の諸賢者尊重供養せず慢心を起す故に、來りて舍衞國に向ふと聞き聞き已りて往いて佛所に詣り頭面禮足し一面に在りて起ち佛に白して言さく、世尊倶舍彌の比丘鬪諍相言を憙び彼の諸賢者尊重供養讃歎せず、慢心を起す故に、便ち來りて此れに向ふ、世尊我れ等此の比丘に於て當應に何の作す所と。佛言はく、瞿曇彌是の中非法を說く者有り敬重供養讃歎すべからず、法を說く者有り、應に敬重供養すべしと、瞿曇彌言さく、云何んが非法を說く者と法を說く者とを知らんと、佛瞿曇彌に告げたまはく、善く聽け若し比丘非法を法と說き法を非法と說く、非律を律と說き律を非律と說く、犯を非犯と說き非犯を犯と說く、重を輕と說き輕を重と說く、無殘を殘と說き殘を無殘と說く、常所行法を非常所行法と說き非常所行法を是れ常所行法と說く、說を非說と言ひ非說を說と言ふ、是れを非法を說く者と名づく、敬重供養讃歎すべからず、經法を讀誦するを敎へ所問の疑に答ふるべからず、從ひて經法の讀誦を受け從ひて所疑を問ふべからず、衣鉢、戶鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべからず、從ひて衣鉢、戶鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を受くべからず、是の人に從ひて半月の敎誡法を受くべからず。瞿曇彌若し比丘非法を非法と說き法を法と說く、非律を非律と說き律を律と說く、犯を犯と說き非犯を非犯と說く、輕を輕と說き重を重と說く、無殘を無殘と說き有殘を有殘と說く、是れ常所行法を常所行法と說き非常所行法を非常所行法と說く、說を是れ說と言ひ非說を非說と言ふ、是れを法を說くものと名づく。應に敬重供養讃歎し經法を讀誦するを敎へ所問の疑に答ふるべし、亦應に從ひて經法を讀誦するを受け從ひて所疑を問ふべし、應に衣鉢、戶鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべし、亦應に是の人に從ひて衣鉢、戶鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を受くべし、應に是の人に從ひて半月の敎誡法を受くべしと。[六]翅舍瞿曇彌比丘尼、[七]優鉢羅花色比丘尼、[八]周那難陀

【五】金比羅(Kimbila)。

【六】翅舍瞿曇彌(Kisāgotamī)。

【七】優鉢羅花色比丘尼(Uppalavaṇṇā)。蓮花色比丘尼なり。

【八】周那難陀比丘尼(Thullanandā)。偷羅難陀比丘尼なり。

諸居士我れ等を輕賤し復尊重供養讃歎せず、敬心轉た少なし、我れ等何んぞ舍衞國に往り佛所に詣らざらんと、是の念を作し已りて隨意に住し竟り衣鉢を持して舍衞國に往き佛所に詣れり。長老舍利弗倶舍彌の諸比丘鬪諍相言を喜び彼の諸賢者復尊重供養讃歎せず、慢心を起す故に、來りて舍衞國に向ふと聞けり、聞き已りて往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に坐し佛に白して言さく、世尊倶舍彌の比丘鬪諍相言を憙び彼諸賢者復尊重供養讃歎せず慢心を起す故に、便ち來りて是れに向ふ、世尊我れ等此の比丘に於て當應に何の作すべき所と。佛舍利弗に語りたまへり、是の中非法を説く者有り尊重供養讃歎すべからず、法を説く者有り、應に尊重供養讃歎すべしと、舍利弗佛に白して言さく、世尊我れ等云何んが非法を説く者と法を説く者を知らんと、佛舍利弗に語りたまへり、[三]若し比丘非法を法と説き法を非法と説く、非律を律と説き律を非律と説く、犯を非犯と説き非犯を犯と説く、輕を重と説き重を輕と説く、無殘を有殘と説き有殘を無殘と説く、常所行法を非常所行法と説き非常所行法を是れを常所行法と説く、説を非説と言ひ非説を説と言ふ、是れを非法を説く者と名づく。尊重供養讃歎すべからず、經法を讀誦するを教へし所問の疑に答ふるべからず、從ひて經法を讀誦するを受け從ひて所疑を問ふべからず、衣鉢、戸鉤、[四]時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふるべからず、亦從ひて衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を受くべからず。舍利弗若し比丘非法を非法と説く、法を法と説き、非律を非律と説き律を律と説く、犯を犯と説き非犯を非犯と説く、輕を輕と説き重を重と説く、無殘を無殘と説き有殘を有殘と説く、常所行法を是れ常所行法と説き非常所行法を非常所行法と説く、説を是れ説と言ひ非説を非説と言ふ、是れを法を説く者と名づく。應に尊重供養讃歎すべし、應に經法を讀誦するを教へ所問の疑に答ふるべし、亦從ひて經法を讀誦するを受け從ひて所疑を問ふべし、應に衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を與ふべし、亦應に從ひて衣鉢、戸鉤、時藥、時分藥、七日藥、盡形藥を受くべし、

【三】　以下十三僧僧殘第十破僧戒の條下參照。

【四】　以下註七の五二以下參照。

言はく大徳小らく住したまへと、皆座に就かしめ自手に行水し自ら多美の飲食を與へ自恣に飽滿せしめ已り澡水を行じ畢りて小床坐を取りて說法を聽かんと欲せり、上座說法し已り座より起ち去れり。諸比丘食後に房に還り衣鉢を擧し往いて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却いて一面に坐せり、諸佛の常法諸比丘食し來れば是の語を以つて問訊したまふ、飮食多美なりや、衆僧滿足せりや不やと。佛卽ち是の語を以つて諸比丘を勞問したまへり、飮食多美なりや、僧飽滿せりや不やと、諸比丘答へて言さく、世尊飮食多美にして衆僧飽滿せりと、上事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛是の事を以つて比丘僧を集め種種の因緣もて訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ白衣(びやくえ)の舍に入りて鬪諍事を起こし相言相罵し身惡業の出家人の作すべからざるを起こすやと、佛言はく「今より別部異衆共に相近づきて坐し身惡業を起こさしむることなかるべし、是の如く異緣の集まる時は知法の比丘に相遠ざけしむることを聽す、敷座の中間に一床處を留め然して後說戒し諸羯磨を作し及び比丘尼を敎化せよ」と。

三、(1)佛倶舍彌に在しき、爾の時倶舍彌の比丘鬪諍相言を憙べり、佛爾の時是の諸比丘を敎化したまへり、汝等鬪諍相言すること莫れ、何を以つての故に瞋恨を以つては瞋恨は滅せず、唯忍辱の力乃ち能く之を滅すと。是の中比丘有り佛に白して言さく、世尊法王且く置きたまへ、彼の人我れを惱す、云何んが報ぜざらんと、爾の時世尊小しく却いて遠からず是の念を作したまへり、我れ今常に鬪諍相言相罵を喜ぶ、倶舍彌比丘の所を離れて威儀法則を行ふを得んと、廣く長壽王經を說き已り卽ち座より起ちて支提國に往きたまひ漸漸に遊行して舍衞國に到りたまへり。爾の時倶舍彌の諸賢者佛倶舍彌比丘の鬪諍言說する所を憙びたまはず、威儀法則を行ずる故に捨てゝ他國に詣りたまふと聞き是の念を作せり、我れ等應に是の諸比丘を輕賤し敬心を少起すべしと、是の念を作し已りて卽便(すなはち)相語りて咸共に輕賤し復尊重供養讃歎せず、敬心轉た少し。爾の時諸比丘是の念を作せり、

界外に出でて說戒し僧羯磨し我が聽す所に隨ひて羯磨し皆是の如く作すやと、答へて言さく、實に作せり世尊と、又彼の諸比丘に問ひたまへり、實に界內に在りて說戒し僧羯磨し我が聽す所に隨ひて羯磨し皆是の如く作すやと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛言はく善い哉善い哉比丘、若し汝等作擯諸比丘と界外にて共に說戒し僧羯磨を作せば我が聽す所に隨ひて羯磨を共に作すも是の諸羯磨は皆非法と名づく、何を以つての故に、汝等は彼れと別異の故に、彼れは汝等と共に住せず、汝等は彼れと共に住せず、汝等彼れと共事せず、彼れ汝等と共事せず。彼れ若し汝等と共に界外にて說戒し僧羯磨を作せば我が聽す所に隨ふ羯磨を共に作すも皆非法と名づく　何を以つての故に彼れ等汝と別異の故に、彼れ汝等と共住せず、汝等彼れと共住せず、汝等彼れと共事せず、彼れも亦汝等と共事せず。彼の所作の羯磨も亦皆如法なり、何を以つての故に、彼れ汝等と別異にして共住共事すべからざる故に。二種の不共住有り、一には身自ら不共住を作す、二には僧和合し如法に與に不共住羯磨を作す、二種の共住有り、一には身自ら共住を作し、二には僧和合して如法に與に共住羯磨を作す、若し苦切擯比丘彼の部衆を捨てて此の部衆に入れば卽ち應に共住すべし、若し依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨是の如き羯磨を得たる比丘彼の部衆を捨てて此の部衆に入れば卽ち應に共住すべし、若し擯比丘折伏下意し界外に出でて與に解擯すれば卽ち擯を解く所の衆と共住することを得。

二、佛倶舍彌に在しき、時に一居士有り、佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として請を受けたまふ、居士佛の默然として受けたまふを知り已りて頭面もて佛足を禮し右遶して去り舍に還りて通夜種種多美の飲食を辦じ早起して坐處を敷き使を遣はして佛に白せり、時到れり佛自ら時を知りたまへと、諸比丘は居士の舍に往き佛は自房に住して食分を迎へたまへり。諸比丘居士の舍に入り鬪諍事起こり相言相罵し身惡業の出家人の作すべからざる所を起こせり、是の居士諸比丘に語りて

(2)佛俱舍彌に在しき、爾の時俱舍彌の諸作擯比丘界內に在りて說戒し僧羯磨を作せり、佛の聽したまふ所に隨ひて羯磨し皆是の如く作せり。諸隨順比丘及び擯比丘も亦界外に出でて說戒し僧羯磨を作せり、佛の聽したまふ所に隨ひて皆是の如く作せり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛爾の時卽ち隨順助擯比丘及び擯比丘を却け小らく遠去せしめて諸作擯比丘に問ひたまへり、汝等實に界內の共住處に於いて說戒し僧羯磨を作し我が聽す所に隨ひて羯磨皆な是の如く作すやと、答へて言さく、實に爾り世尊と。又彼の隨順比丘及び擯比丘に問ひたまへり、界外に出でて說戒し僧羯磨を作し我が聽す所に隨ひて羯磨し皆是の如く作すやと、答へて言さく實に爾り世尊と。佛言はく、善い哉善い哉比丘、若し汝等隨順比丘及び擯比丘と界內にて共に說戒し僧羯磨を作せば我が聽す所に隨ひて羯磨を共に作すも是の諸共磨は皆非法と名づく、何を以つての故に、汝等彼と別異の故に、彼汝と共住せず、汝等彼れと共住せず、汝等彼れと共事せず、彼汝等と共事せず。彼れ若し汝等と界內にて說戒し僧羯磨を作せば我が聽す所に隨ひて羯磨と共に作すも皆非法と名づく、何を以つての故に、彼れ汝等と別異の故に、彼れ汝等と共住せず汝等彼れと共住せず汝等彼れと共事せず。彼れも亦汝等と共事せず彼の作す所の羯磨も亦皆如法なり、何を以つての故に、彼れ汝等と別異にて共住共事すべからざるが故に。二種の不共住有り、何ん等か二なる、一には比丘の身自ら不共住を作す、二には僧和合し如法に與に不共住羯磨を作す。二種の共住有り、一には身自ら共住を作す、二には僧和合し如法に與に共住羯磨を作す、若し苦切擯比丘彼の部衆を捨て此の部衆に入れば卽ち應に共住すべし、若し依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨の比丘彼の部衆を捨て此の部衆に入れば卽ち應に共住すべし。若し擯人折伏下意し界外に出でて解擯を與ふれば卽ち解擯する所の衆と共住することを得。

佛爾の時作擯比丘を遣りて小らく遠去せしめ諸隨順擯比丘及び擯比丘に告げて言はく、汝等實に

自首せざれば擯を作すべからず、何を以っての故に、比丘有り可悔の過罪を犯じ諸比丘憐愍して益利安樂せんと欲するが故に共い過罪を語り敎へて如法に悔過せしめんとし、是の比丘持戒を樂しみ慚愧有り多知多識にして大力勢有り多人佐助す、是の如き人有れば僧先きに應に思惟すべし。五法有りて擯を作すべからず、何ん等か五なる、若し我等是の比丘の與に不見擯を作し共に說戒及び僧羯磨せず共に怛鉢那せず共に中食せず上座に隨ひて起ちて禮し迎送せざれば是の因緣を以っての故に鬪諍相言し僧破し僧諍し僧別し僧異するなり。諸比丘亦應に思惟すべし、是の五法有る故に擯を作すべからず、又比丘可悔の過罪を犯し諸比丘憐愍し益利安樂せんと欲するが故に其の過罪を語りて敎へて如法に悔過せしむ、是の比丘持戒を樂しみ慚愧有り、少知少識にして大勢力無く多の相助無く四邊の住處に知識し共語共事する者少なし。佛言はく、僧應に先づ思惟すべし、五法有りて應に擯すべし、何ん等か五なる、若し我等是の比丘の與に不見擯を作し共に說戒及び僧羯磨せず共に怛鉢那せず共に中食せず上座に隨ひて起ちて禮し迎送せざるも是の因緣を以っての故に鬪諍相言を起こさず、僧和合し無諍無別無異なり、是の五法を思惟し已りて應に擯を作すべしと。

佛是の如く語り已りて又作擯諸比丘を却けて小らく遠去せしめ隨順擯諸比丘を喚び來り語りて言はく、汝等比丘罪を犯じ自ら罪を見ざる人の爲にする莫れ、何を以っての故に、若し比丘可悔の過罪を犯じ諸比丘憐愍し益利安樂せんと欲するが故に其の過罪を語りて敎へて如法に悔過せしむ、是の犯罪比丘は能く五法を思惟し如法に罪を見よ、何ん等か五なる、若し我れ是の罪を如法に見ざれば僧或は我が與に不見擯を作し共に說戒及び僧羯磨することを得ず、共に怛鉢那するを得ず、共に中食するを得ず、上座に隨ひ他の起禮迎送を受くることを得ず、何を以っての故に、諸比丘持戒を樂しみ慚愧有り、我が爲の故に愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひて行ずること能はずと、是の犯罪の人是の五法を思惟するが故に能く如法に罪を見る。

卷の第三十（五誦之二）

八法中倶舍彌法第二

一 倶舍彌法

一、[1]佛倶舍彌に在しき、爾の時一比丘有り、悔す可き過罪を犯ぜり、諸比丘憐愍し益利安樂せんと欲するが故に其の過罪を語り敎へて如法に悔過せしむ、是の比丘言はく我れ所犯を知らず、既に知らず當に何んの罪を見云何んが懺悔すべきと、諸比丘是の念を作せり、此の比丘直爾に便首せず、當に與に[2]不見擯を作すべしと、是の念を作し已りて卽ち與に不見擯を作せり。是の比丘持戒を樂しみ慚愧有り、多知多識にして多く力勢の佐助する有り、所住所の四邊の多諸比丘共に相狎習す、是の人使を遣はして語りて言はく、我れ罪無し、而るに諸比丘不如法に羯磨して我れを擯せり、是の擯破すべし、汝等來集せよと。諸比丘卽の時倶に集まれり、是の事を滅せんと欲するが故に、是の比丘具に諸比丘に向ひ說けり、我れ是の如き是の如き因緣を以つての故に罪無し、諸比丘不如法にして强ひて我が與に不見擯を作す、此の事破す可しと、諸比丘聞き已りて心に忍びず、轉た謂へり、是の比丘實に無罪なり僧不如法に强ひて與に不見擯を作す是の事破す可しと。是の如く決定し擯人に隨順し諸作擯比丘と共に相違逆せり、是れを以つての故に相言鬪諍の事起こり僧破れ僧諍ひ僧別僧異にして破僧の因緣を作り分れて兩部を作れり。一部は言はく此の比丘罪有りと、一部は言はく此の比丘罪無しと、一部は言はく如法に擯すと、一部は言はく不如法に擯すと、一部は言はく不如法の擯を破すべしと、一部は言はく如法の擯破すべからずと。是の如く相言鬪諍して息まず、僧遂に破して二部と作れり、諸比丘是の事を以つて佛に向ひて廣說せり、佛卽の時隨順比丘及び擯比丘を却け小らく遠去せしめ諸作擯比丘に語りたまへり、汝等若し事因緣の根本無くして彼れ

【一】倶舍彌法(kosambakkhandhaka四分、拘睒彌犍度)。巴利律には大品第十、五分律には第十一羯磨法中にこれに相當するものを含む。

【二】不見擯(āpattiyā adassane ukkhepaniyakamma)。不見罪羯磨なり、罪を犯じてこれを認めず懺悔せざる時はこの羯磨をなして擯斥し僧と共住せしめず、僧の行事に列せしめざるなり。

當に某方某方に往くべし、得ざれば當に還るべしと、是の比丘界外にて若しは彼方に往き若しは往かず未だ迦絺那衣を捨てずして便ち此處に還り僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち名づけて捨と爲す、是れを二の五捨迦絺那衣と名づく。八法中迦絺那衣法第一竟る。

[一九]二の六、六の二十、雙の十二、二の五、合して百六十六

【一九】二六六二十云云迦絺那衣を捨す場合は上の
三の(2)(3)に各六
四の(1)(2)……(6)に各二十
五の(1)(2)に各十二
六の(1)(2)に各五
にて合計百六十六となる。
$6\times2+20\times6+12\times2+5\times2=166$

捨せば我本住處に還らず、亦某處に至らずと、是の比丘聞く時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。
五には若し比丘迦絺那衣を受け了作衣し竟り衣を持して界を出づ、安隱心を以つて是の念を作す、我れ當に某住處某住處に往くべし、彼若し樂す可くんば便ち住し樂す可からざれば當に還るべしと、是の比丘界外にて若しは彼の住處に往き若しは往かず未だ迦絺那衣を捨てずして便ち此の住處に還り僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち捨と名づく。是れを初め五捨迦絺那衣と名づく。

(2)復の五とは若し比丘迦絺那衣を受けて作衣し竟り衣を持して界を出で是の念を作す、我れ伴を得れば當に某方某方に往くべし、若し得ざれば當に還るべしと、是の比丘界を出で是の念を作す、我れ本住處に還らずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受けて作衣し竟り衣を持して界を出で是の念を作す、我れ伴を得れば當に某方某方に往くべし、若し得ざれば當に此處に還るべしと、是の比丘界を出で已り又是の念を作す、我れ某方某方に往かず、亦本處に還らずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受けて作衣し竟り衣を持して界を出で是の念を作す、我れ伴を得れば當に某方某方に往くべし、若し得ざれば當に此の住處に還るべしと、是の比丘界外に出で彼方に至らず亦本處に還らず久久に住して界外に在り是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を持して作衣し竟り衣を持して界を出で是の念を作す、我れ伴を得れば當に某方某方に往くべし、若し得ざれば當に還るべしと、是の比丘界外にて僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘是の念を作す、僧已でに迦絺那衣を捨すれば我れ本處に還らず亦某方に至らずと、是の比丘聞を以つての故に卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

五には若し比丘迦絺那衣を受けて作衣し竟り衣を持して界を出で是の念を作す、我れ伴を得れば

の比丘聞く時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

十二には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず此の住處に還るに僧未だ迦絺那衣を捨せず、僧と共に捨する時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。是れを十二と爲す。

六、(1)復二の五捨迦絺那衣有り、初めの五とは若し比丘迦絺那衣を受け作衣已り衣を持して界を出で、安隱心を以つて是の念を作す、我れ當に某住處某住處「吉」に往くべし、若し彼の處樂す可くんば當に住すべし、樂すべからざれば便ち還らんと、是の比丘界を出で已り又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け作衣已り衣を持して界を出づ、安隱心を以つて是の念を作す、我れ當に某住處某住處に往くべし、若し彼れ樂す可くんば當に住すべし、樂すべからざれば便ち還らんと、是の比丘界を出で已り又是の念を作す、我れ某處某處に往かず亦本處に還らずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け作衣し已りて衣を持し界を出づ。安隱心を以つて是の念を作す、我れ當に某住處某住處に往くべし、若し彼樂すべくんば當に住し樂す可からざれば便ち還るべしと、是の比丘界外にて彼の住處に至らず又本住處に還らず久久に住して界外に在り是の比丘齊限を過ぐる故に卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け作衣し竟りて衣を持し界を出づ、安隱心を以つて是の念を作す、我れ當に某住處某住處に往くべし、彼樂すべくんば卽ち住し、樂すべからざれば當に還るべしと、是の比丘界外にて僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を

七には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き界外に作衣し作衣已りて好く守護せざるが故に失し更に物の作る無し、失衣の時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

八には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き界外にて作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成らず、齊限を過ぐる時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

九には若し迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘界外にて作衣し衣成ずる時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

十には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて他をして作衣せしむ、作衣(已り)毘波羅(衣)垂んど成りて留置し是の人是の念を作す、此の毘波羅衣を本處に還さずと、作衣成ずる時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

十一には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を捨せば我れ本處に還らず、亦作衣せずと、是

我れ當に此の住處に還り作衣すべしと、是の比丘に界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ、我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて他をして作衣せしめ是の念を作す、我れ本處に還らず界外に作衣すと、作衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて作衣し作衣已りて好く守護せざるが故に失し更らに物の作る無し、是の比丘失衣の時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて他をして作衣せしめ已でに爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成らず又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

五には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ。衣財不足の故に是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の念を作す、我れ本處に還らず、亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

六には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持し界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ、我れ汝の爲めに作衣せんと、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘界外にて作衣し衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ世の爲めに作衣せんと、是の比丘界外にて是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘界外にて作衣す、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

十には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ、我れ世の爲めに作らんと、是の比丘界外にて他をして作衣せしむ、作衣已り毘波羅衣、垂んど成りて留置し是の人是の念を作す、此の毘波羅衣を本處に還さずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

十一には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足(の故に)、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を捨せば我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘聞く時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

十二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外に作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず此の住處に還る、僧未だ迦絺那衣を捨すと爲す。

(2)復十二の捨迦絺那有り、一には比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不具足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、是の比丘に界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣毘波羅衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、

是の比丘界外にて他をして作衣せしめ已でに爾所を作り爾所を未だ作らず徐徐に作り久久に成らず、又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

五には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣す、界外にて他語りて言はく衣を持し來れ我汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

六には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘界外に作衣す、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

七には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す我れ當に此處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘界外に作衣し作衣已りて好く守護せざるが故に失し更に物の衣を作る無し、失衣の時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

八には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す我れ當に此處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく衣を持し來れ我れ世の爲めに作らんと、是の比丘界外にて僧已でに迦絺那衣を捨すと聞き界外に作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず徐徐に作り衣久久に成らず、齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

九には若し比丘迦絺那衣を受け界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に

を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ多衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得ず復所望を勤求し是の望亦斷じ非望なるに得、是の比丘界外に作衣し巳でに爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作りて未だ迦絺那衣を捨せず此處に還りて僧と共に迦絺那衣を捨す、即ち名づけて捨と爲す。是れを第五の四捨迦絺那衣と名づく、是を第六の五四と名づく。

五、(1)復十二の捨迦絺那衣有り、一には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ當に汝の爲めに作るべしと、是の比丘界外にて是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて他語りて言はく、衣を持して來れ當に汝の爲に作るべしと、是の人界外に他をして作衣せしめ是の念を作す、我れ本處に還らず界外にて作衣すと、衣成ずる時即ち捨迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて他語りて言はく、衣財を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、是の比丘界外に作衣す、作衣巳りて好く守護せざるが故に失ひ更に物の作る無し、是の比丘失衣の時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界外に出づ、衣財不足の故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、界外にて他語りて言はく、衣を持し來れ我れ汝の爲めに作らんと、

に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、復所望を勤求し是の望亦斷じ非望なるに得、是の比丘界外に作衣し作衣し已りて好く守護せざるが故に失し更に物の衣を作る無し、失する時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ多衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ是の住處に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、復所望を勤求し是の望も亦斷じ非望なるに得、是の比丘界外に作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず徐徐に作り久久に成らず又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、餘の三四、不經理、當來還、聞已捨も亦是の如し。

第五の四とは若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ多衣を望むが故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、復所望を勤求し是の望も亦斷じ非望なるに得、是の比丘界外に作衣し又是の念を作す、我れ本住處に還らずと、是の比丘作衣の成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二は若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ多衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと所望を得ず所望を斷ぜずして非望なるに得、復所望を勤求し是の望も亦斷じ非望なるに得、是の人界外に於て作衣し、作衣し已りて毘波羅衣垂んど成りて留置し是の念を作す、此の毘波羅衣を彼處に還さずと、衣の成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ多衣を得るを望むが故に、是の念を作す我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得す所望を斷ぜず非望なるに得、復所望を勤求し是の望亦斷じ非望なるに得、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を捨すれば我れ本處に還らず亦作衣せずと、聞を以つての故に卽ち迦絺那衣

衣し作衣已りて毘波羅衣垂んど成りて留置し是の念を作す、此の毘波羅衣彼處に還さずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ず所望を斷ぜず非望にして得、是の比丘界外にて已でに迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を捨すれば我れ本處に還らず亦作衣せずと、聞を以つての故に、卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、是の比丘界外に作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず徐徐に作りて未だ迦絺那衣を捨せず此處に還りて僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち名づけて捨と爲す。是れを第五の四捨迦絺那衣と名づく、是れを第五の五四と名づく。

(6)復二十の捨迦絺那衣有り、一には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、亦所望を勤求し是の望亦斷じ非望なるに得、是の比丘界を出で已り又是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ多衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此所に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず非望にして得、復所望を勤求し是の望も亦斷じ非望にして得、是の比丘界外に出で作衣の時是の念を作す、我れ本處に還らずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ多衣を望むが故に、是の念を作す、我れ本處

(5)復た二十の捨迦絺那衣有り、一には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、是の比丘界外に出で已り又是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず、非望なるに得、是の比丘界外に出で作衣する時是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此の住處に還りて作衣せずと、所望を得ず所望を斷ぜず、非望なるに得、是の比丘界外に出でて作衣し作衣已りて好く守護せざるが故に失し更に物の衣を作る無し、失衣の時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此の住處に還りて作衣せずと、所望を得ず、所望を斷ぜず、非望にして得、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成ぜず、又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぎる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。餘の三四、不經理、當來還、聞已捨も亦是の如し。

第五の四とは若し比丘迦絺那衣を受け、所有の衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ず所望を斷ぜず非望なるに得、是の比丘界外に作衣し又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘作衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ず所望を斷ぜず非望にして得、是の人界外に於て作

已りて好く守護せざるが故に失し更に物の作るなし、衣を失ふ時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、望得する所を斷じ非望なるに得、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成ぜず、又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぎる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、餘の三四、不經理、當來還、聞已捨も亦是の如し。

第五の四とは若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此の住處に還りて作衣せんと、望得する所を斷じ非望なるに得、是の比丘界外にて作衣し又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘作衣成ずる時卽ち捨迦絺那衣と名づく。二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去る、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、望得する所を斷じ非望なるに得、是の人界外に於いて作衣し作衣已りて毘婆羅衣垂(ほと)んど成りて留置し、是の念を作す、此の毘波羅衣を彼處に還さずと、衣成ずる時卽ち捨迦絺那衣と名づく。三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、望得する所を斷じ非望なるに得、是の比丘界外に已に迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘是の念を作す、若し僧已でに迦絺那衣を捨すれば本處に還らず亦作衣せずと、聞を以つての故に、卽ち捨迦絺那衣と名づく。四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ、衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、望得する所を斷じ非望なるに得、是の比丘界外に作衣し已でに爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り未だ迦絺那衣を捨せず、此處に還り僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち名づけて捨と爲す。是れを第五の四捨迦絺那衣と名づく、是れを第四の五四と名づく。

を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘作衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ずして非望なるに得、是の人界外に於いて作衣し、作衣已りて毘波羅衣垂んど成じて留置し是の念を作す、此の毘波羅衣を本處に還さずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。三には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ずして非望なるに得、是の比丘界外にて已に迦絺那衣を捨すと聞き是の比丘是の念を作す、我れ若し僧已に迦絺那衣を捨すれば本處に還らず、亦作衣せずと、聞を以つての故に卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、所望を得ずして非望なるに得、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り未だ迦絺那衣を捨せず、此處に還りて僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち捨と名づく。是れを第五の四捨迦絺那衣を名づく、是れを第三の五四と名づく。

(4)復た二十の捨迦絺那衣有り、一には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、〔一八〕望得する所を斷じ非望なるに得、界を出で已りて是の念を作す、我れ本住處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、望得する所を斷じ、所望に非らざるに得、是の比丘界外に出でて作衣する時是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、望得する所を斷じ非望なるに得、是の比丘界外にて作衣し作衣

〔一八〕註五の六八參照。

迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作し爾所を未だ作せず、徐徐に作り未だ迦絺那衣を捨せず此處に還りて僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち名づけて捨と爲す、是れを第五の四捨迦絺那衣と名つく、是れを第二の五四の捨迦絺那衣と名づく。

(3)復た二十の捨迦絺那衣有り、一には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、[一七]所望を得ず、非望なるに得、是の比丘界外にて是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、所望を得ず、非望なるに得、是の比丘界外に出でて作衣する時是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作せり、我れ此處に還りて作衣せずと、所望を得ずして非望なるに得、是の比丘界外に作衣し、作衣已りて好く守護せざる故に更に物の作無し、衣を失ふ時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せずと、所望を得ずして非望なるに得、是の比丘界外に作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成ぜず、又是の念を作せり、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、餘の三四、不經理、當來還、聞已捨も亦是の如し。

第五の四とは若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此の住處に還りて作衣せんと、所望を得ずして非望なるに得、是の比丘界外に作衣し又是の念

【一七】註五の六六參照。

二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、界外に出でゝ作衣する時是の念を作す、我れ本住處に還らずと、是の衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界外にて作衣し、作衣し已りて好く守護せざる故に失し更に物の作るなし、衣を失ふ時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成ぜず、又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぎる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。是れを初の四と名づく、餘の三四、不經理、當來還、聞已捨も亦上に說くが如し。

第五の四とは若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此の住處に還り作衣すべしと、是比丘界外にて作衣し又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘作衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の人界外に於いて作衣し、作衣已りて毘波羅衣垂んど成じ留道して是の念を作す、此の毘波羅衣彼處に還さずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ衣を得るを望むが故に、是の念を作す、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて已に迦絺那衣を捨するを聞き是の比丘是の念を作す、若し僧已に迦絺那衣を捨すれば我れ本處に還らず亦作衣せずと、聞を以つての故に卽ち

四に若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて已に迦絺那衣を捨すと聞き界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成ぜず、是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、是れを第四の四と名づく。

第五の四は若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此の住處に還りて作衣せんと、是の比丘界外にて作衣し又是の念を作す、我れ本處に還らずと、是の比丘作衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受くる時所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の人界外に於いて作衣し作衣已り、毘波羅衣垂(ほと)んど成じ留置し是の人是の念を作す、此の毘波羅衣を彼處に還さずと、衣垂んど成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣せんと、是の比丘界外にて已に迦絺那衣を捨すると聞き是の比丘是の念を作せり、若し僧已に迦絺那衣を捨すれば本處に還らず亦作衣せずと、聞を以つての故に卽迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作す、我れ當に此の住處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作りて未だ迦絺那衣を捨てず此の住處に還りて僧と共に迦絺那衣を捨す、卽ち名づけて捨と爲す、是れを第五の四捨迦絺那衣と名づく。

(2)復た二十の捨迦絺那衣有り、若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出づ、[一六]衣を得るを望む故に、是の念を作す、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界外にて是の念を作せり、我れ本住處に還らず亦衣を作らずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

【一六】望得衣故。三十捨墮第三月望衣戒の三參照。

る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて作衣し又是の念を作す、我れ本處に還りて作衣せずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此の處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外に於いて作衣し作衣已りて好く守護せざる故に失し更に物の作る無し、失衣の時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣せんと、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成らず、又是の念を作せり、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、是れを第三の四と名づく。

第四の四とは若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ當に此處に還り作衣すべしと、是の比丘界外にて已に迦絺那衣を捨するを聞き、是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、界外にて已に迦絺那衣を捨するを聞き是の比丘便ち界外にて作衣し又是の念を作す、我れ本處に還りて作衣せずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すると名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて作衣せずと、是の人界外に於いて已に迦絺那衣を捨するを聞き卽ち界外に於いて作衣し作衣已りて好く守護せず失して更に物の作る無ければ失する時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人衣を失する時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。
四には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界外にて作衣し已に爾所を作り爾所を未だ作らず、徐徐に作り久久に成らず、又是の念を作す、我れ當に本處に還るべしと、是の比丘齊限を過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、是れを初の四と名づく。

第二の四は若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り經理せず、亦還ると言はず亦還らずと言はず、界を出で去る時是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り經理せず亦還ると言はず、還らずと言はず、界を出でゝ作衣する時是の念を作す、我れ本處に還りて作衣せずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三に若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り經理せず亦還ると言はず亦還らずと言はず、是の比丘界外にて作衣し作衣已りて好く守護せざる故に失し更に物の作る無し、失衣の時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

四には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り經理せず亦還ると言はず亦還らずと言はず、界外に出でゝ是の念を作す、我れ本處に還らずと、卽ち彼處に於いて作衣し若しは成じ若しは成ぜず、徐徐に作り久久に成ぜず、是の比丘齊限に過ぐる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく、是れを第二の四と名づく。

第三の四とは若し比丘迦絺那衣を受け衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、是の比丘界外にて又是の念を作す、我れ本處に還らず亦作衣せずと、是の比丘去

若し比丘迦絺那衣を受け已り爾所の毘波羅衣を作り所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて作衣せんと、是の人卽ち界を出で去り彼れ界外に於いて作衣し若しは作り若しは未だ作らずして是の念を作さん、我れ本處に還りて徐徐に作らんと、久久に成らず、是の人齊限時を過ぐれば卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

若し比丘迦絺那衣を受け已りて爾所の毘波羅衣を作り所有の衣を持して界を出で去り是の念を作せり、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、彼れ界外に於いて僧已に迦絺那衣を捨すと聞き卽ち是の念を作さん、迦絺那衣已に捨す、我れ本處に還らずと、是の比丘聞く時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

若し比丘迦絺那衣を受け已り爾所の毘波羅衣を作り所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ當に此處に還りて作衣すべしと、卽ち界外に於いて作衣す、彼れ衣を若しは作り若しは作らずして是の念を作さん、我れ本處に還りて未だ迦絺那衣を捨せず、到り已りて僧と共に迦絺那衣を捨せんと、卽ち名づけて捨と爲す、是れを第二の六と名づくるを竟る。

四、(1)復た二十の迦絺那衣有り、若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界外に出で去り是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界を出で已りて又是の念を作す、我れ本住處に還らず又作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

二には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界外に出で作衣する時是の念を作す、我れ本住處に還らずと、是の衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

三には若し比丘迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘界外に作衣し作衣已りて好く守護せざる故に失し更に物の作る無し、是の

作さん、我れ本處に還りて徐徐に作らんと、久久にして成ぜず、是の人齊限時[一四]を過ぐれば卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人有り迦絺那衣を受け所有の衣を持して界外に出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて作衣せんと、彼界外に於いて僧已に迦絺那衣を捨すと聞き卽ち是の念を作す、迦絺那衣に捨す我れ復た還らずと、是れを聞きて迦絺那衣を捨すと名づく。

人有り迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作せり、我れ此處に還りて作衣せんと、卽ち界外に於いて作衣し彼の衣若しは成じ若しは未だ成ぜず、是の念を作せり、我れ本處に還りて未だ迦絺那衣を捨せず、到り已りて僧と共に迦絺那衣を捨せんと、卽ち名けて捨と爲す、是を初の六と名づく。

(3)第二の六とは、若し比丘迦絺那衣を受け已りて爾所の毘波羅衣[一五]を作り所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、是の比丘去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。若し比丘迦絺那衣を受け已り爾所の毘波羅衣を作り衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて作衣せずと、是の比丘界を出で已りて又是の念を作さん、我れ此處に還らず亦作衣せずと、去る時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

若し比丘迦絺那衣を受け已りて爾所の毘波羅衣を作り所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此の住處に還りて作衣せずと、界外に於いて作衣し是の念を作す、我れ彼處に還らずと、衣成ずる時卽ち迦絺那衣を捨すと名づく。

若し比丘迦絺那衣を受け已り爾所の毘波羅衣を作り所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて作衣せずと、是の人界外に於いて作衣し好く守護せざるが故に失し更に物の作る無し、是の人失衣の時卽迦絺那衣を捨すと名づく。

【一四】齊限時。迦絺那衣受持の期間なり、卽ち迦絺那衣は五ケ月間これを受持し十二月十六日に至れば凡て廢棄すべきなり。

【一五】毘波羅衣(vihāracīvara?)。精舍衣のことならん。

て善受と爲す、若し帖衣を以つて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す、若し比丘比丘尼式叉摩尼沙彌沙彌尼衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲すと。

佛優波離に語りたまへり、僧如法に迦絺那衣を受くる日一安居比丘有り、界を出でゝ行き即日に還り已に迦絺那衣を受くと聞き歡喜隨順すれば是の人は善受と名づく、

三、(1)長老優波離佛に問ふて言さく、世尊云何んが迦絺那衣を捨すると名づくと、佛言はく、八事有りて迦絺那衣を捨すと名づく、[二]何ん等か八なる、一には衣成ずる時、二には衣垂んど成ずる時、三には去る時、四には聞く時、五には失ふ時、六には發心する時、七には齊限を過ぎる時、八には捨する時なり。

(2)初の[三]六とは人有り迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作す、我れ此に還りて此にて衣を作らずと、去る時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。人有り迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて衣を作らずと、是の比丘界を出で已りて又是の念を作さん、我れ彼處に還らず亦衣を作らずと、去る時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人有り迦絺那衣を受けて所有の衣を持し界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて衣を作らずと、界外に於いて衣を作り是の念を作す、我れ彼處に還らずと、衣成ずる時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人有り迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作さん、我れ此處に還りて作衣せずと、是の人界外に於いて衣を作り、衣を作り已りて好く守護せざる故に失ひ更に物の作る無し、是の人失衣の時即ち迦絺那衣を捨すと名づく。

人有り迦絺那衣を受け所有の衣を持して界を出で去り是の念を作す、我れ此處に還りて作衣せんと、是の人即ち界を出で去る、彼れ界外に於いて作衣し若しは作り若しは未だ作らずして是の念を

【二】迦絺那衣の捨因緣の八種。(aṭṭha mātikā kaṭhinassa ubbhārāya)。
(1)衣成時(niṭṭhānantikā)
(2)衣垂成時
(3)去時(pakkamanantikā)
(4)聞時(savanantikā)
(5)失時(nāsanantikā)
(6)發心時(sanniṭṭhānantikā)
(7)過齊限時(sīmātikkantikā)
(8)捨時(sahubbhārā)
巴利にはこれに āsāvacchedikā(斷欲念)を加へて八事とす、(Mv. VII. 1,7. 2—12)この一一については下の文に說明す。

【三】初六云云。已下迦絺那衣を捨する種々の場合を說くなり。

竟ると、是の比丘此の二心を生ずれば善く迦絺那衣を作ると名づく、若し是の二心無ければ迦絺那衣を作る者突吉羅罪を得。

(2)佛優波離に語りたまへり。[七]但だ量度せるを受迦絺那衣と名づけず、但だ染せるを(受と)せず、但だ緣せるをせず、但だ四角を帖するをせず、但だ葉を出すをせず、但だ簝するが故に受迦絺那衣と名けず、若し故爛衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず、先きに已に受くるを迦絺那衣と作し今更に受くれば名づけて受と爲さず、若し非時衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず、若し[八]欝金色を以つて染めて迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず、若し[九]經宿衣を以つて迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず、若し決定心を以つて迦絺那衣を受ければ名づけて受と爲さず、若し不淨衣を以つて迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず、若し減量に迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず、若し減量を以つて僧伽梨若しは欝多羅僧若しは安陀會を作り迦絺那衣と作せば名づけて受と爲さず、若し割截せざる僧伽梨、欝多羅僧、安陀會を以つて迦絺那衣と作せば名づけて受と爲さず、若し迦絺那衣を作りて未だ竟らざれば名づけて受と爲さず、若し異比丘、比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼衣を以つて迦絺那衣を作れば名づけて受と爲さず。

(3)佛優波離に語りたまへり、僧如法に迦絺那衣を受くる日一安居比丘有り出で還り已に迦絺那衣を受くるを聞き隨喜せず、是の人は迦絺那衣を受くるを得ずと。

佛優波離に語りたまへり、是の如きを名づけて迦絺那衣を受くると爲す、若し[一〇]急施衣を得用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す。時衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す、新衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す、[一一]般宿衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す、若し淨衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す、若し作淨衣を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけて善受と爲す、若し割截僧伽梨、欝多羅僧、安陀衞を用ゐて迦絺那衣を作れば名づけ

【七】原文「不但量度名受迦絺那衣、不但染、不但緣……不但簝故名受迦絺那衣」とあるも四分律によれば「三何僧不成就功德衣」と云ひてこれを說く故に上の如く讀みたり。

【八】欝金色。欝金香(梵Kuṅkumaṃ)は草にして其の花黄にして香しと、黄色のことならん。

【九】經宿衣。施與を得たる卽日に作らずしてその後日に作れるものの意なり。

【一〇】急施衣。註八の四五參照。

【一一】般宿衣。糞掃衣(paṃsukūla)なり。

を作す。

(2)爾の時與に能く四を作す、比丘浣染、裁割、簪、刺、安隱量度なり、浣ふ時應に心を生ずべし、此の衣を以つて我れ迦絺那衣を[五]作りて受けんと、染、裁割、簪、刺、安隱量度の時是の念を作せ、我れ此の衣を以つて迦絺那衣を作りて受けんと、若し此の六[六]心を生ずれば善く迦絺那衣を作ると名づく、若し此の六心無ければ善く迦絺那衣を作ると名づけず、復三心有り、是の念を作す、我れ是の衣を以つて當に迦絺那衣を作りて受けん、此の衣を以つて今迦絺那衣を作りて受く、此の衣を以つて迦絺那衣を作りて受け竟ると、若し此の三心を生ずれば是れを善く迦絺那衣を作ると名づく、若し此の三心無ければ善く迦絺那衣を作ると名づけず。復た二心有り、是の念を作す、我れ是の衣を以つて迦絺那衣を作りて受く、此の衣を以つて迦絺那衣を作りて受け竟ると、若し此の二心を生ずれば善く迦絺那衣を作ると名づけ、若し此の二心無ければ迦絺那衣を作る人突吉羅罪を得。

二、(1)爾の時長老優波離偏袒右肩し合掌して佛に問ふて言はく、世尊云何んが受迦絺那衣法と名づくと、佛言はく、僧の與に受迦絺那衣人と作れば應に一心に浣し一心に染し一心に割截し一心に簪し一心に刺し一心に安隱量度すべし、迦絺那衣を作る人是の衣を浣ふ時應に是の念を作すべし、是の衣を以つて我れ迦絺那衣を作りて受けんと、染時、割截時、簪時、刺時、安隱量度時に皆な是の念を作せ、是の衣を以つて我れ迦絺那衣を作りて受くと、是の比丘若し是の六心を生ずれば善く迦絺那衣を作ると名づく、若し是の六心無ければ善く迦絺那衣を作ると名づけず。復た三心有り、是の念を作せ、我れ此の衣を以つて當に迦絺那衣を作りて受くべし、是の衣を以つて今迦絺那衣を作りて受く、是の衣を以つて迦絺那衣を作りて受け竟ると、是の比丘若し此の三心を生ずれば善く迦絺那衣を作ると名づく、若し是の三心無ければ善く迦絺那衣を作ると名づけず。復た次に應に二心を生ずべし、是の念を作せ、我れ是の衣を以つて迦絺那衣を作りて受く、是の衣を以つて迦絺那衣を作りて受け

【五】正藏に「我衣迦絺那衣受」とあるは「我作迦絺那衣受」の誤植なり。

【六】六心。上の浣、染、裁割、簪、刺、安隱量度の六に各この心を起すことなり。

たまへ、僧は迦絺那衣を受けん、是の如く白す」、と應に先づ受迦絺那衣人を立つべし、應に問ふべし、誰れか能く僧の與に受迦絺那衣人と作ると、是の中若し一比丘能くすと言はば、佛言はく、若し五法有れば立てて受迦絺那衣人と作すべからず、何ん等か五なる、[三]愛に隨ひ瞋に隨ひ怖に隨ひ癡に隨ひ受と不受とを知らざるなり。若し五法を成就すれば立てゝ受迦絺那衣人と作すべし、愛に隨はず瞋に隨はず怖に隨はず癡に隨はず、受と不受とを知るなり。是の中一比丘應に僧中に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ、比丘某甲能く僧の爲に受迦絺那衣人と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は某甲比丘を立てゝ受迦絺那衣人と作さん、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、比丘某甲は能く僧の爲に受迦絺那衣人と作る、僧は今某甲を立てゝ僧の爲に受迦絺那衣人と作さん、誰れか諸長老某甲比丘を僧の爲に受迦絺那衣人と爲すを忍ずる者は默然したまへ、忍ぜざる者は說きたまへ。

僧は某甲比丘を立てゝ僧の爲に受迦絺那衣人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

爾の時若し僧初めて施衣の安居僧分つべきを得れば、應に是の衣を以つて羯磨與すべし、受迦絺那衣人に與ふる法は、一心和合僧にて一比丘僧中に唱言せよ、「大德僧聽きたまへ、此の住處僧是の施衣の安居僧分つべきを得たり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧羯磨して某甲比丘に與へ是の衣を以つて迦絺那衣と作し是の住處を離れずして受持せん、誰れか諸長老僧羯磨して此の衣を某甲比丘に與へ迦絺那衣と作し是の住處を離れずして受持するを忍ずる者は默然したまへ、忍ぜざる者は說きたまへ。僧は羯磨して此の衣を某甲比丘に與へ迦絺那衣を作し是の住處を離れずして受持し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。爾の時與に了了に能く[四]四

【三】註四の一〇、一二參照。

【四】四を作す。四事とは次に云ふ如く迦絺那衣を作る四事卽ち浣染、裁割、纂刺、安隱量度なるべし、但し次にこれを六事となす故に六を作すと云ふべきか、或は四分律に佛諸比丘に告げて「安居竟らば四事有り應に作すべし、何ん等か四となす、自恣すべし、解界すべし、結界すべし、功德衣(迦絺那衣なり)を受くべし」と說く故にこれを言ふものか、若し然らばこの句は前の文につくべきものなり。

卷の第二十九（第五誦之二）

八法中迦絺那衣法第一

8 迦絺那衣法（二〇六c）

一、(1)佛舍衛國に在しき、爾の時諸比丘桑祇陀國に安居し三月を過ごし自恣竟り作衣畢りて衣鉢を持して舍衛國に向へり、道路多雨泥水にして是の諸比丘多雨泥水を以つての故に甚大だ疲極し熱風に惱まされ往いて佛所に詣り頭面禮足し却きて一面に坐せり。諸佛の常法客比丘有りて來れば是の如き語を以つて勞問したまふ、忍するや不や、足するや不や、安居樂なりしや不や、乞食乏しからずや、道路疲れずやと。佛是の如き語を以つて諸比丘を勞問したまへり、忍するや不や足するや不や、安居樂なりしや不や、乞食乏しからずや道路疲れざるやと。諸比丘答へて言さく、世尊忍足し安居樂にして乞食乏しからず、但だ道路に疲極せりと。佛諸比丘に問ひたまへり、汝等云何んが忍足し安居樂にして乞食乏しからず、道路に疲極するやと、諸比丘答へて言さく我等桑祇國に於いて安居し三月を過ごし自恣竟り作衣已りて衣鉢を持し遊行して舍衛國に向へり、道中に雨に値ひ泥水多き故に熱風に惱されること甚大にて疲極せりと。佛言はく、汝等比丘實に忍足し安居樂にして乞食乏しからず道路疲極す、「今より諸比丘に安居自恣竟り一處に和合して(二)迦絺那衣を受くることを聽す」迦絺那衣を受くる者は先衣をも尙失はず何に況んや新衣をや」。

迦絺那衣を受くる法は一心和合僧衣を得る日に隨つて受く、云何んが衣を得る日に隨ふ、若し月の一日に衣を得れば即日に受く、若しは二日若しは三日乃至八月十五日も亦是の如し。一比丘應に僧中に唱言すべし、「大德僧聽きたまへ、今日僧和合し迦絺那衣を受けけん、若し僧時到らば僧忍聽し

【一】迦絺那衣法(kathinakkhandhaka)。巴利律は第七、五分律は第九犍度なり。

【二】迦絺那衣。註五の四、五參照。

爲す。

十、佛諸比丘に告げたまへり、比丘有り比丘を遣はして他比丘に衣を與へしむ、比丘の衣を與へらるる者死し彼の死比丘の邊に[三四]同意取すれば是れ惡取なり、死者の衣を受くれば是れ惡受なり、若し本主活在し彼との同意取是れ好取なり、長衣を受くるは是れ好受なり。

比丘有り比丘を遣はし他比丘に衣を與へしむ、本主死し是れとの同意取は是れ惡取なり、死者の衣を受くれば是れ惡受なり、與へらるる比丘活在し彼との同意取は是れ好取なり、長衣を受くるは是れ好受なり。七法中衣法第七竟る。

【三四】同意取。親しき間柄なる故に無斷にて取ること。

の邊に藥を索むること能はず、五に忍ぶこと能はず、是の五法有れば病人を看ること能はず。

五法有れば能く病人を看護す、一には惡性ならず共語すべし、二には病人敎ふれば卽ち語に隨ふ、三に能く病病飲食、是れは食すべし、是れは食すべからずを知る、四に能く病人の爲に他の邊に藥を索む、五に能く忍ぶ、是の五法有れば能く病人を看る。

(5)五法有れば病人看難し、何ん等か五なる、一に惡性にして共語すべからず、二に[三〇]諸病の起滅無常なるを知らず、三に[三一]身中に病起こり辛苦不樂にして命を奪ふを性忍ぶこと能はず、四に一切他より索むるを喜び少しく自ら作し能ふも作さず、五に[三二]五受陰中に起滅するを觀ぜず、是れ色蔭なり、是れ色陰の習なり、是れ色陰の盡なり、是れ[三三]痛陰なり、是れ相陰なり、是れ行陰なり、是れ識陰なり、是れ識陰の習なり、是れ識陰の盡なりと。是の五法有れば病人看難し。

五法有れば病人看易し、何ん等か五なる、一に惡性ならず共語すべし、二に諸痛の起滅の無常を觀ずるを知る、三に身中に病起こり辛苦痛急不樂にして命を奪ふを性能く忍ぶ、四に一切他より索むるを喜ばず少しく自ら能く作せば自ら作す、五に五受陰中に起滅するを能く觀ず、是れ色陰なり、是れ色陰の習なり、是れ色陰の盡なり、是れ痛陰なり、是れ想陰なり、是れ行陰なり、是れ識陰なり、是れ識陰の習なり、是れ識陰の盡なりと。是の五法有れば病人看易し。

(6)復た五法有る看病人は看病すること能はず、何ん等か五なる、一には惡性にして共語すべからず、二には若し惡病人の屎尿多く瓦甌、唾壺を出入の時、若しは棄唾の時喜ばず、三には財物飲食の爲にして法の爲の故にせず、四には五受陰中に起滅するを觀ずること能はず、是れ色陰なり、是れ色陰の習なり、是れ色陰の盡なり、是れ痛陰なり、是れ想陰なり、是れ行陰なり、是れ識陰なり、是れ識陰の習なり、是れ識陰の盡なりと、五には隨時に病人の邊に到りて爲に深妙の法を說き是道非道を示すこと能はず、其の智慧を生ぜしむること能はず、是れを五法あり看病すること能はずと

[三〇] 諸病起滅無常云云。巴利律に「病者の利益を念とせる看病者に對して病勢進めば進めりと云ひ、退けば退けりと言ひ、舊のままなれば舊のままなりと言ふ等病勢の實際を語らず」と云ふものにあたるか。

[三一] 身中起病辛苦云云。巴利律に「肉身の感覺の苦痛劇烈にして快愈ならず、適意ならざるを堪ゆる性なきもの」と云ふ。

[三二] 五受陰。身心の組織要素たる五蘊卽ち色（物質）受（感覺）、想（感情）、行（意志）、識（悟性）なり。以下は病は畢竟この五陰中に起滅するものにして病を受くる我なしと云ふことを說くものなり。

[三三] 痛陰。受陰のこと、原語 vedanā に感受、苦痛の意あり。

尼を學べば現前に毘尼を讃ぜよ、若し法師と作れば現前に[二四]阿毘曇を讃ぜよ、若し[二五]衆事を佐助すれば應に衆事を佐助するを讃ぜよ、若し大德有り多人の知る所有れば應に[二六]初地の相第二第三第四地の相須陀洹果乃至阿羅漢果を問ふべし。若し死すれば其の功德に隨つて供給供養し竟り諸衣の若し浣ふべき者は浣ひ振曬燥し捲襞し徐徐に擔ひて僧中に入り應に是の如く唱ふべし、某甲比丘死せり、是れ比丘の僧伽梨、是れ憂多羅僧、是れ安陀會、是れ鉢、是れ漉水嚢、是れ尼師檀なり、是れ餘の資生物なり、自ら是の如き勝趣を得と。

(2)佛言はく、三種の病人有り、病人の若しは隨病飲食を得若しは得ず、若しは隨病藥を得若しは得ず、若しは隨意看病人を得若しは得ざるも差ゆること能はざる有り。病人の若しは隨病飲食を得若しは得ず、若しは隨病藥を得若しは得ず、若しは隨意看病人を得若しは得ざるも能く差ゆる有り。病人の若し隨病飲食を得れば差え若し得ざれば死し、若し應病藥を得れば差え若し得ざれば死し、若し隨意看病人を得れば差え若し得ざれば死する有り。是の病を以つての故に看病人を聽す、若し上の二種の病人も爲に供養供給する亦善し。

(3)病人に[二七]五事有れば看難し、何ん等か五なる、一に惡性にして共語すべからず、二に看病人の敎を信ぜず受けず、三に應病飲食と不應飲食とを自ら節量するを知らず、四に服藥を肯かず、五に自ら忍び節量すること能はず、是の五法有れば病人看難し。

[二八]病人に五事有れば看易し、何ん等か五なる、一に惡性ならず、二に看病人の敎を能く信受す、三に隨病の食すべきと食すべからざるを別つ、四に能く自ら服藥す、五に能く自ら忍び節量す、是の五法有れば病人看易し。

(4)[二九]五法有る看病人は看病すること能はず、何ん等か五なる、一に惡性にして共語すべからず、二に病人敎ゆるに語に隨はず、三に隨病の食すべきと食すべからざるを別知せず、四に病人の爲に他

【二四】阿毘曇(梵abhidharma)論なり。

【二五】衆事を佐助す。僧團の知事となり種々の世話をなすことなり。

【二六】初地乃至第四地。初禪乃至四禪のことならん。(註二の六三、六四參照)。

【二七】病人有五事難看(pañcahi aṅgehi samannāgato gilāno dupaṭṭhāko hoti)。

【二八】病人有五事易看(pañcahi aṅgehi samannāgato gilāno supaṭṭhāko hoti)。

【二九】有五法看病人不能看病(pañcahi aṅgehi samannāgato gilānupaṭṭhāko nālaṃ gilānaṃ upaṭṭhātuṃ)。

一病比丘の苦痛せるを看たり、病急なるも獨りにて人の看る無く大小便中に臥せり、汝諸比丘是の事是ならず、何を以つて相看ず相供給せざる、我が法中に入れば汝父母兄弟なし、若し相看ざれば誰か當に汝を看るべきと。佛種種の因緣もて諸比丘を呵し已り諸比丘に告げたまへり「今日より應に病人を看るべし」と。

長老優婆離佛に問へり、誰か應に病人を供給瞻視すべきやと、佛言はく、和尚、阿闍梨、同和尚、同阿闍梨なり、若し四種の人無ければ僧應に供給すべし、若し僧與へざれば僧突吉羅罪を得、若し僧の差はせる人却くを肯かざれば突吉羅罪を得。今日より看病比丘の法を結せん、看病人の法は當に病人の所須に隨ひて作すべし、隨時に病人の邊に到りて病の因緣を問へ、病の因緣を問ひ已りて若しは藥師に問ひ若しは治病比丘若しは見病比丘に問へ是の如きは何んの藥を以つて差えんと。若し藥師敎ふれば是の藥を服すべし明日厨中に到りて僧何の食を作すやを看若し隨病の食すべき有れば看病人卽ち往け、若し應病食無ければ僧の供給する所を取りて是の病人に供給すべし、若し是の事無くんば是の住處の若し善好有德の比丘、是の比丘に從ひて病人に供給するを索めよ、若し是の事無くんば應に多知識大德比丘に從ひて索むべし、若し是の事無くんば病比丘の六物を留め餘物もて病人を供給する所須に貿ふべし、若し是の事無くんば所受の重物を以つて輕物に貿へて受持し錢を得て病人に供給するに須ふる所を求めよ、若し是の事無くんば所受の鐵鉢を爲めに瓦鉢に貿へて受持し錢を得て病人に供給するに須ふる所を市へ、若し是の事無くんば看病人應に自ら與ふべし、若し自ら無くんば他より乞ひて病人に供給すべし、若し知識無く乞ひて得ること能はざれば食を乞ひて美なるを病人に供給せよ。看病比丘は應に隨時に病人の邊に到り爲めに深法是道非道を說き其の知慧を發すべし、是の病比丘に是くの如く隨意に說法せよ、若し是れ阿練若にて病めば應に現前に阿練若法を讃ずべし、若し[二二]修妬路經を學べば現前に修妬路を學ぶを讃ぜよ、若し[二三]毘

【二二】修妬路經。sūtra（梵）の意寫、經なり。
【二三】毘尼(vinaya)律なり。

りにて人の瞻視する無く自ら大小便上に臥するやと、是の比丘忠直相實相にて佛に白せり、大德我れ性嬾にして、他に事有るも我れ助けず、我れ今病む、他人亦復我れを看ずと。佛是の如く思惟したまへり、是の忠實の善男子我れ當に手を以つて其の身を摩すべしと、是の時佛卽ち手を以つて是れを摩したまふ、手を當てて摩する時比丘の苦痛卽ち除愈し身心安樂なり、御安徐として扶け起し與に衣を著せしめ將いて房を出で安徐として扶け坐せしめ之れを洗ひ淨衣を授けて著せしめ不淨なるは浣捩曬を爲し還り入りて安徐として不淨の涕唾を却き草蓐を除き灑掃塗地し更らに草蓐を布き已り安徐として扶け起し衣を著せしめて將いて房に入り扶けて草蓐中に坐せしめ病比丘に告げたまへり。汝若し勤求ぜざれば、未得の事を得る爲の故に、未到の事に到る爲の故に、未識の事を識る爲の故に、汝爾許の時に隨ひて具さに苦痛を受くる事方當に復た劇せんと。是の比丘も亦自ら思惟せり、今佛の威神力手を以つて我が身を摩するに當に手を下したまふ時我が身苦痛卽ち除癒し身心安樂なりと、是の比丘佛の大恩を念じ善心を生じ清淨の信を得、種種の願を立つ、佛の功德を尊重し佛に於いて意を檢むること一心なり、佛比丘の意に隨ひて善く說法を爲したまひ、是の比丘草座上に在り一切諸法を受けず阿羅漢を得たり。佛是の比丘を第一漏盡中に安んじ已り是の房より出で門を閉ぢ襌を下り本房に還り尼師檀を布き結跏趺坐したまへり。居士是の時衆僧の坐し已るを見て座より起ち自から澡水を行じ種種飲食し所須を自恣せしめ食畢りて手を澡ぎ鉢を執り一小床を持して僧の前に在りて坐し說法を聽かんと欲せり、時に上座比丘說法し還りて佛處に詣り頭面もて佛足を禮し一面に坐せり。諸佛の常法諸比丘中食より還れば是くの如く諸比丘に問ひたまふ、飲食多美にして僧滿足を得るや不やと、諸比丘言さく、大德食美にして飽滿せりと。諸比丘食より還れり、爾の時世尊是の如き〔語〕を以つて問ひたまへり、汝等飲食美なりや不や、僧飽滿せるや不やと、諸比丘言さく、食美にして飽滿せりと。佛諸比丘に告げたまへり、今日我れ戶鉤を捉り諸房を遍見し

不受法諸比丘有り、一比丘を擯す、是の比丘受法諸比丘の所に往いて言はく、大德我が罪を除き清淨と作したまへ、我れ當に受法と作るべしと、若し未だ罪を除かずして死すれば衣鉢物は不受法諸比丘に屬す、若し罪を除いて死すれば衣鉢物は應に受法諸比丘に屬す。

(3)一比丘有り[二〇]衣の捨すべき有り、是の比丘六群諸比丘に與へたり、六群比丘取りて自ら用ひ還歸するを肯かず、[二一]爾の時異諸比丘有り苦惱す、清淨可信の比丘を得ること能はざる(故に)。佛夏の後月諸國を遊行したまひ諸比丘新染衣を著せるに是の比丘弊故衣を著せり、佛是の比丘を見たまひて知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝何を以つて故弊衣を著するやと、答へて言さく、我れ衣の捨すべき有り六群諸比丘に與へたるに六群比丘取りて自用し還歸するを肯かず、亦異諸比丘有り苦惱す、清淨可信の比丘を得て與ふること能はざるが故にと。佛言はく、是れ清淨の故に布施するなり、是の時比丘即ち還取すべし、若し取りて得れば善し、若し還さざれば強ひて奪ひ突吉羅罪の懺悔を敎ゆべしと。

九、(1)佛舍衞國に在しき、一居士有り、佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、佛の受けたまへるを知り已りて坐より起ちて頭面もて佛足を禮し佛を遶りて還り其の夜多く淨妙種種の飮食を辨じ淸旦に坐處を布き人を遣はして佛に白せり、食具已に辨じぬ、唯聖時を知りたまへと。佛は自房に住して食分を迎へたまひ一切僧は居士の舍に入り阿難佛の食分を送れり。五の因緣有りて佛は精舍に住して食分を迎へたまふ、何ん等か五なる、一には若し入定せんと欲したまふ、二に諸天の爲に說法を爲さんと欲したまふ、三に諸房を遊看せんと欲したまふ、四に比丘を看病したまふ、五に若し未だ結戒せざるを結せんと欲したまふ。佛諸比丘の居士の舍に入るを知り戶鉤を捉り遍く諸房を看たまふに一住處に門扇の開けるを見たまへり、一病比丘苦痛し侶無く自ら大小便中に臥するを見たまへり、佛知つて故らに問ひたまへり、病比丘に問ふ、汝何んぞ患苦する所、獨

【二〇】有衣應捨。その衣を所有する爲には一旦形式的に他人に與ふる作法を作すべき衣なり、この施與を作淨（淨施）と云ふ、註五の一一及び十六の三九四〇參照。

【二一】註十六の四二參照。

僧已に某甲比丘に與ふる羯磨せり、某甲比丘死し是の比丘所有の資生の輕物若しは衣若しは非衣有り現前僧の應分物を僧羯磨して某甲比丘に與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

僧羯磨して比丘に衣鉢物を與へ是の比丘自ら受けて還すを肯んぜずして言はく、一切僧如法に與へ如法に取り如法に誓ひ如法に語り竟る、今何を以つて還索するやと。佛言はく、應に是の如く語るべし、比丘清淨の故に汝に施す、應に僧に還すべしと、若し還せば善し、若し還さざれば應に强ひて奪ひ突吉羅罪の懺悔を敎ゆべし。

(5)諸沙彌來りて是の衣分を索めたり、諸比丘與へず、佛自恣衣分を與ふべし、隨比丘法物を與ふべし、因緣衣分を與ふべし、非時衣分を與ふべしと言ふも未だ死比丘の衣分を與ふべしと語りたまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、與ふるを聽すと、諸比丘幾許を與ふるを知らず、佛言はく應に四分と作し第四分を沙彌に與ふべしと。

八、(1)佛言はく、諸比丘、受法比丘不受法比丘中に住せり、是の受法比丘死せり、不受法の諸比丘使を遣はして受法比丘の所に至りて言はく汝等の一比丘是の間に死せり、衣鉢物を持し去れと、受法諸比丘若し取り去れば善し、若し取らざれば應に用ゐて[一九]四方僧房の臥具を治すべし。

若し不受法比丘受法比丘中に住し若し死すれば受法比丘は使を遣はして不受法比丘の所に至りて言へ、汝等の一比丘是の間に死せり、衣鉢物を取り去れと、諸不受法比丘若し取り去れば善し、若し持ち去らざれば應に用ゐて四方僧房の臥具を治すべし。

(2)受法諸比丘有り、一比丘を擯す、不受法比丘の所に到りて言はく諸大德我が罪を除き清淨と作したまへ、我れ當に不受法と作るべしと、未だ罪を除かずして死すれば受法諸比丘應に衣鉢を還擯すべし、若し罪を除きて死すれば衣鉢物は不受法の諸比丘に屬す。

【一九】 四六僧房。四方僧(ca-tuddisa saṃgha)卽ち一敎區の比丘僧のみならず四方より來る一切の比丘僧の受正し得る僧房なり。

衣若しは非衣有り、現前僧應に分つべし、是の自邊の爾許の分物は汝に屬す、是の分を汝長老自護自受自用せよと。第二比丘も亦是の如く言念せよ、長老某甲比丘死し是の比丘に爾許の資生の輕物若しは衣若しは非衣有り、現前僧應に分つべし、是の邊の爾許の分物は汝に屬す、是の分を汝長老自護自受自用せよと、是れを自受分と爲す。是の如く作し竟りて若し異比丘來るも強ひて索むるを得ず、若し是の如く作さざれば是の比丘是の衣を受くべからず、若し受くれば突吉羅を犯す、亦異比丘と共に分つべし、是くの如く作さざる者界を出ずれば突吉羅を犯す、亦應に異比丘と分つべし。

(3)若し四比丘一住處にあり一比丘死すれば三比丘若しは展轉分若しは自受分若しは墮籌分せよ、展轉分自受分は上に說くが如し。云何んが墮籌分なる、是の衣鉢物を二分と作し應に是の如く言ふべし、是の分は上座に屬し是の分は下座に屬す、若しは是の分下座に屬し是の分上座に屬すと。是の如くし竟りて一籌を墮すべし、異比丘見れば墮すべからず、若し第二籌を墮せば諸比丘突吉羅罪を犯す、亦應に異比丘と共分すべし。若し是の如く作さざる者界を出づれば突吉羅を犯す、亦應に異比丘と分つべし。

(4)若し五比丘一住處にて一比丘死すれば餘の四比丘は是の衣鉢物を若しは展轉分若しは自受分若しは墮籌分若しは羯磨分すべし、展轉分自受分墮籌分は上に說くが如し。云何んが羯磨分なる、是の衣鉢物を僧應に羯磨して一比丘に與ふべし、一心會僧にて僧中に一比丘唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘死し爾許の資生の輕物若しは衣若しは非衣有り、現前僧應分物なり、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧某甲比丘に爾許の資生の輕物若しは衣若しは非衣有り現前僧の應分物なるを僧當に羯磨して某甲比丘に與ふべし、是の如く白す。

白二羯磨を作し、

七、憍薩羅國の一住處二比丘住し一比丘死せり、是の一比丘是の如く思惟せり、佛毘尼中に說きたまふ、若し比丘死する時は現前僧中に衣鉢物を分つべしと、我れ一人にして僧に非ず、我れ當に佛所に往いて問ふべし、是の衣鉢物は誰に屬すべきやと。卽ち佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に坐し須臾にして坐を退き佛に白して言さく、大德我等二比丘憍薩羅國に住し一比丘死せり、我れ是の如く思惟せり、佛毘尼中に說きたまふ、若し比丘死する時は衣鉢物は現前僧應に分つべしと、我れ一人にして僧に非ず、我れ今世尊に問ひたてまつる、是の衣鉢物は應に誰に屬すべきやと。佛言へり、二比丘有りて共に一處に住し一比丘死せんに卽ち死する時餘の一比丘應に心に念じ口に言ふべし、某甲比丘死せり、是の比丘に爾許の現前資生の輕物、若しは非衣有り現前僧の分つべき物なり、是の物我れに屬す、我れ護し我れ受し我れ用せんと。是の如く羯磨を作し竟つて若し異比丘來るも强いて索むるを得ず、若し是の如く作さざれば是の比丘衣鉢物を受くべからず、若し受くれば突吉羅罪を犯ず、亦應に餘比丘と共に分つべし、是の如く作さずして界を出づれば突吉羅罪を犯す、亦應に異比丘と共に分つべし。

(2)若し三比丘一住處に有り、一比丘死すれば二比丘是の衣鉢物を若しは展轉分、若しは自受分すべし。云何んが展轉分なる、一比丘應に是の如く念言すべし、長老某甲比丘死し是の比丘に爾所の現前資生の輕物若しは衣若しは非衣有り、現前僧應に分つべき物なり、是の邊の爾許の分物は我れに屬す、是の分は汝長老に與へん、是の分を汝自護自受自用せよと。第二比丘も亦是の如く念言せよ、長老某甲比丘死せり、是の比丘に爾許の資生の輕物若しは衣若しは非衣有り、現前僧應に分つべし、是の邊の爾許の分物は我れに屬す、是の分は汝長老に與ふ、是の分を汝自護自受自用せよと、是れを展轉分と爲す。云何んが自受分なる。

一、比丘應に是の如く言念すべし、長老某甲比丘死せり、是の比丘に爾許の資生の輕物、若しは

す、若し餘の擯比丘來るも與ふべからずと。

一住處に一守戒比丘二被擯比丘共住せんに若し守戒比丘死すれば衣物は被擯比丘に屬す、若し被擯比丘死すれば衣物は守戒比丘に屬す、餘の擯比丘來るも與ふべからず。

一住處に一守戒比丘三被擯比丘共住せんに若し守成比丘死すれば衣物は被擯比丘に屬す、若し被擯比丘死すれば衣物は守戒比丘に屬す、若し餘の擯比丘來るも與ふべからず。

一住處に一守戒比丘四被擯比丘共住せんに若し守戒比丘死すれば衣物は被擯比丘に屬す、若し被擯比丘死すれば衣物は守戒比丘に屬す、若し餘の擯比丘來るも與ふべからず。

住處に二守戒比丘一被擯比丘、二守戒比丘二被擯比丘、二守戒比丘三被擯比丘、二守戒比丘四被擯比丘有るも亦是の如し。

一住處に三守戒比丘一被擯比丘、三守戒比丘二被擯比丘、三守戒比丘三被擯比丘、三守戒比丘四被擯比丘有るも亦是の如し。

一住處に四守戒比丘一被擯比丘、四守戒比丘二被擯比丘、四守戒比丘三被擯比丘、四守戒比丘四被擯比丘あるも亦是の如し。

(2)一住處に一擯比丘一守戒共住し若し擯比丘死すれば衣物は守戒比丘に屬す、若し守戒比丘死すれば衣物は擯比丘に屬す、若し餘の守戒比丘來らば應に與ふべし。一擯比丘二守戒比丘、一擯比丘三守戒比丘、一擯比丘四守戒比丘も亦是の如し。

一住處に二擯比丘一守戒比丘、二擯比丘二守戒比丘、二擯比丘三守戒比丘、二擯比丘四守戒比丘あるも亦是の如し。一住處に三擯比丘一守戒比丘、三擯比丘二守戒比丘、三擯比丘三守戒比丘、三擯比丘四守戒比丘あるも亦是の如し、一住處に四擯比丘一守戒比丘、四擯比丘二守戒比丘、四擯比丘三守戒比丘、四擯比丘四守戒比丘あるも亦是の如し。

刮汚篦、灌鼻筒、熨斗、香鑪熏、鉢鉤、衣鉤、壁上鉤、禪鎮、匕、鉢枝を除く。上の爾所の物を除き一切の銅物は分つべからず。

一切の石物を分つべからず、釜瓶の受二斗已下の分つべきを除く、水瓶、水盆、蓋水物、刮汚篦、灌鼻筒、熨斗、香鑪熏、鉢鉤、禪鎮を除く。上の爾所の物を除き一切の石物は分つべからず。一切の水精物は分つべからず、釜、熏、鉢鉤、香鑪、熨斗を除く餘は上に說くが如し。

一切の瓦物は分つべからず、盆の受二斗已下の分つべきを除く、水瓶、水盆、蓋水物、鉢、小鉢、半鉢、鍵鎡、小鍵鎡、刀匣、刮汚篦、灌鼻筒、熨斗、香鑪、禪鎮(を除く)。上の爾所の物を除き餘の一切の瓦器は分つべからず。

一切の貝物は分つべからず、刀匣、刮汚篦、灌鼻筒、熨斗、禪鎮、香鑪熏、鉢鉤、衣鉤、盛藥箱、匕、鉢枝を除く、是の一切の貝物は應に分つべし、餘の一切は分つべからず。

一切の牙齒物も亦是の如し。

一切の角物は分つべからず、受半升已下の分つべきを除く、刀匣、衣鉤、壁上鉤、刮汚篦、灌鼻筒、禪鎮、盛藥函、匕、鉢枝を除く、是の如く一切の角物は分つ可し、餘は分つべからず。

一切の皮物は分つべからず、盛酥油囊の受半升已下なる、繫革屣[16]韋、繫鞾韋、鹿韋、熟韋、裹脚跟指韋の分つべきを除く。一切の木物は分つべからず、[17]杅の受二升已下、水瓶、水盆、甕蓋、刀匣、刮汚篦、衣鉤、鉢鉤、壁上鉤、鉢枝、禪鎮を除く、是の如き一切の木物は分つべし、餘の一切は分つべからず。一切の竹物は分つべからず、蓋、扇、箱、篋、席、枝等の分つべきを除く。一切の緒士は分つべからず。一切の染色の若しは煮若しは未だ煮ざるもの分つべからず。

六、(1)佛舍衛國に在しき、是の時諸比丘に語りたまへり、住處有り一守戒比丘と一[18]被擯比丘共住せんに若し守戒比丘死すれば衣物は被擯比丘に屬す、若し被擯比丘死すれば衣物は守戒比丘に屬

[16] 韋。なめしがはなり。

[17] 杅。水を入れる器、ゆのみ、たらひの類なり。

[18] 被擯比丘。罪を犯し罰として擯斥されたる比丘なり。

(6)憍薩羅國の土地にて與學沙彌死せり、是の衣鉢物を諸比丘云何んするを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、當に死時の現前僧衣鉢物を分つべしと。

(7)憍薩羅國の一住處に沙彌有りて死せり、諸比丘衣鉢を云何んするを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく著する所の內外衣は應に看病人に與ふべし、餘の輕物は僧應に分つべく重物は分つべからず。云何んが與ふべき、一心會僧にて僧中に一比丘唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、某甲沙彌死せり、是の沙彌所有の內外衣を若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は某甲沙彌死し內外衣の現前僧の分つべき物を僧羯磨して看病人に與へん、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、某甲沙彌死し是の沙彌所有の內外衣現前僧應分物を僧羯磨して看病人に與へん、誰れか諸長老某甲沙彌死し內外衣の現前僧應分物を僧羯磨して看病人に與ふるを忍ずる者は默然したまへ、忍ぜざる者は便ち說け。

僧は某甲沙彌死し是の沙彌所有の內外衣現前僧應分物を僧羯磨して看病人に與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

五、佛舍衞國に在しき、長老優波離佛に可分物不可分物を問うて言さく、何ん等か可分物にして何ん等か不可分物なると。佛言はく、一切の田地一切の房舍一切の床榻臥具一切の細車一切の麁車、半莊車、步輿車は分つべからず。

一切の鐵物は分つべからず、釜瓶の二斗已下を受くるものの分つべきを除く、鉢、小鉢、半鉢、鍵鎡、小鍵鎡、剃頭刀、[一三]鉗、[一四]鑷、截爪刀、針刀子、戶鉤、曲戶鉤、[一五]剃刀匣、刮汚篦、灌鼻筒、熨斗、香鑪熏、鉢鉤、衣鉤、壁上鉤、匕、鉢枝、禪鎭を除く。上の爾所の物を除き餘の一切の鐵物は分つべからず。

一切の銅物は分つべからず、釜瓶の受二斗以下の分つべきを除く、水盆、瓮、蓋を除く、刀匣、

[一三] 鉗。かなばさみ。
[一四] 鑷。毛ぬき。
[一五] 剃刀匣。剃刀ばこなり。

比丘所有の六物現前僧の分つべきを僧羯磨して看病人に與ふるを忍ずる〔忍ずる〕者は是の長老は默然したまへ、忍ぜざる是の長老は便ち說きたまへと。

僧已に某甲比丘死し是の比丘所有の六物現前僧の分つべきを僧羯磨して看病人に與ふるを忍じ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(3)憍薩羅國の一住處に一比丘死せり、是の比丘衣物を處處に寄せり、是の比丘の衣物を現前僧分ち竟り僧看病比丘に問へり、誰れか供養瞻視せるやと、答へて言はく我等なりと、僧言はく汝等彼の處處の所寄處の衣を索め取れと、諸瞻病人往いて索め得ず、便ち鬪諍相言を起こせり。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく現前の六物を先づ看病人に與へ餘の輕物を僧應に分つべし、〔二〕重物は分つべからずと。

(4)憍薩羅國の一住處に一比丘死せり、是の比丘多衣多鉢多財物にして是の比丘の何ん等の僧伽梨何ん等の欝多羅僧何ん等の安陀會何ん等の鉢何ん等の漉水囊何ん等の尼師檀を受くるやを知らず、是の事を以つて佛に白せり。佛言はく、誰れか是れ根本の看病人なる、看病人先きに應に病者に問ふべし、何ん等の僧伽梨何ん等の欝多羅僧何ん等の安陀會何ん等の鉢何ん等の漉水囊何ん等の尼師檀を受くるやと、若し是の如く問ひ已らば資生の六物を看病人に與へ餘の輕物は僧應に分つべし、重物は分つべからず。若し是の如く問はず若しは知らず信ぜざれば大だ好ならず大だ惡ならざる六物を與へ餘の輕物は僧應に分つべく重物は分つべからず。

(5)憍薩羅國の一住處に一比丘死せり、僧死比丘の尸の前に在りて衣鉢物を分てり、是の死比丘動起して諸比丘に語れり、諸大德上座我が衣鉢物を分つこと莫れと。諸比丘云何んするを知らず是の事を以つて佛に白せり、佛言はく死尸の前に卽きて分つこと莫れ、若しは死尸已に去り若しは僧異處に在りて分つべしと。

〔二〕重物、輕物。重物とは僧團に所屬すべきもの卽ち牀、褥、枕、等であり、輕物とは個人に屬する三衣、六物その他日常の用具なり、比丘の死後輕物は比丘に分配するも重物は僧團に屬す、下の五を見るべし。

如く白す。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘死し是の比丘所有の資生の輕物若しは衣若しは非衣の現前僧應分物あり、僧某甲比丘死し是の比丘所有の資生の輕物の若しは衣「現前僧應分物」若しは非衣を僧羯磨して某甲比丘に與へん、誰れか諸長老某甲比丘死し是の比丘の資生の輕物若しは衣若しは非衣の現前僧應分物を僧羯磨して某甲比丘に與ふるを忍ずる」是の長老「の忍するもの」は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說け。

僧某甲丘丘死し所有の資生の輕物若しは衣若しは非衣の現前僧應分物を僧は羯磨して某甲比丘に與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然したまふが故に、是の事是の如く持す。

(2)憍薩羅國の一住處にて一比丘死せり、是の比丘の衣鉢を僧分ち竟り諸比丘に問へり、誰れか看病比丘なると、比丘有り言はく我れなりと、僧言はく、是の死人を擔ひ去けと、比丘言はく大德我れは旃陀羅に非らず、白癩病に非ず、衣鉢物を僧分ち我れ何を以つて死人を擔ひ去らん、是の人話時に我れを恭敬愛念し我れ已に報じ已れり、是の死人誰れか得んと欲する者は便ち擔ひ去れと。是の諸比丘云何んするを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に先きに看病比丘に[二]六物を與へ餘の輕物は僧應に分つべく重物は分つべからず。看病人に六物を云何んが與ふ、一心會僧にて僧中に一比丘應に唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘死し是の比丘所有の六物現前僧の應分物を僧羯磨して看病人に與へん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は某甲比丘死し是の比丘所有の六物現前僧應分(物)を僧は羯磨して看病人に與へん、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘死し是の比丘所有の六物は現前僧に分つべし、僧某甲比丘死し是の比丘所有の六物現前僧の分つべきを僧羯磨して看病人に與へん、誰れか長老某甲比丘死し是の

【二】六物。三衣、鉢、尼師檀、漉水嚢なり。

羯磨して一比丘に與ふべし、一心に會僧し僧中に一比丘應に唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、是の衣は是の中の住處僧の得たる現前僧應分物なり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は是の衣を僧の羯磨を作して某甲比丘に與ふるを、是の如く白す」。白二羯磨し「僧は是の衣を僧羯磨して某甲比丘に與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す」と。若し是の比丘僧羯磨して衣を與ふるを得て取り還すを肯かず是の如く言ふ、實に布施は善く與へ善く取法し善く斷事せり、皆僧中に出す、何を以つて還索するやと、佛言はく是の比丘を應に是の如く敎ゆべし、是の布施は淸淨の爲の故に施す、還せば善し、若し還さざれば應に强いて奪ひ突吉羅罪の懺悔を敎ゆべしと。

爾の時諸沙彌來りて衣分を索めたり、諸比丘與へずして是の如く言へり、佛安居起衣に沙彌分を與へ、隨比丘所須物に沙彌分を與へ、因緣衣に沙彌分を與ふるを說きたまふも未だ非時衣に沙彌分を與ふるを說きたまはずと。諸比丘云何んするを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に與ふべしと、諸比丘幾許を與ふるを知らずして佛に白せり、佛言はく、沙彌若しは坐し若しは立たんに若し次第に檀越自手にて布施すれば應に沙彌に屬すべし、若し是の如く與へざれば第四分を沙彌に與へよと。

四、(1)佛舍衞國に在しき、憍薩羅の土地に一住處有り一比丘死せり、諸比丘衣鉢を云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に羯磨して一比丘に與ふべし、羯磨は和合僧中に一比丘唱へよ。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘死せり、是の比丘所有の資生の輕物若しは衣若しは非衣の〔一〇〕現前僧の應分物を僧羯磨して某甲比丘に與へん。若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲比丘死し是の比丘所有の資生の輕物若しは衣若しは非衣の現前僧の應分物を僧羯磨して某甲比丘に與へん。是の

【一〇】現前僧(Sammukhibhūta saṃgha)。現にそこにある僧の意にして同一結界内の僧を言ふ。

からず、若し受くれば突吉羅罪を得、亦應に餘比丘と共に分つべし、若し是の如く作さざれば界を出づれば突吉羅罪を得、亦應に異比丘と共に分つべし。

若し二比丘一住處に有れば當に云何んが分つべき、應に展轉分、自受分すべし、云何んが展轉分なる、一比丘應に是の如く言ふべし、是の衣は諸人僧の爲の故に布施せり、諸衣は僧の應分物なり、是の邊の爾許を我が分と爲す、即ち此の分は汝長老に與ふ、是の分は長老に屬す、汝護し汝受け汝用ゐよと、第二の比丘も亦是の如くす、是れを展轉分と名づく、云何んが自受分と名づく、一比丘應に是の如く言ふべし。

是の衣は諸人僧の爲の故に布施し諸衣は僧現前の應分物なり、是の衣物中爾許は汝應に得べく汝に屬すべし、汝護し汝受け汝用ゐよと。第二の比丘も亦是の如くす、是れを自受分と名づく、若し是の如く作すを得羯磨と名づく。若し餘比丘來るも強いて索むることを得ず。若し是の如く作さざればば是の比丘此の衣を受くべからず、若し受くれば突吉羅罪を得、亦應に異比丘と共に分つべし、是の如く作さずして界を出づれば突吉羅罪を得、亦應に異比丘と共に分つべし。

若し三比丘一住處に有れば云何んが分つ、三比丘應に展轉分すべし、三比丘應に展轉分若しは自受分若しは墮籌分すべし、云何んが展轉分なる、上に說くが如し、自受分も亦爾り。云何んが墮籌分なる、是の衣を兩分に作し應に是の如く言ふべし、是の分は上座に屬し是の分は下座に屬すと、復次に是の分は下座に屬し是の分は上座に屬すと、是の如く作し竟りて應に一籌を墮すべし。異比丘見れば更に墮籌すべからず、若し墮せば諸比丘突吉羅罪を得、亦應に異比丘と共分すべし、若し是の如く作さざれば界を出づれば突吉羅罪を得、應に異比丘と共分すべし。

若し四比丘一住處に有れば當に云何んが分つべき、四比丘應に展轉分若しは自受分若しは僧羯磨分すべし、展轉分、自受分、墮籌分は亦上に說くが如し。云何んが僧羯磨分なる、是の衣を僧應に

先きに我が父十八億金にて空地を買ひ佛及び僧に與へしを知る、今日破するは此れ我が事に非ず、僧若し祇林を持して我れに與ふれば我れ當に治すべしと。諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、應に與ふべし、二人有りて大いに福德を得、一人は新たに起こすもの一人は故を補ふものなり、二人俱に無量の福德を得と。云何んが與ふべき、僧迦羅叉を內界中に著き一比丘應に僧中に是の如く唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、是の祇林は無主にして僧伽羅叉治せんと欲す、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は祇林の無主なるを當に僧迦羅叉に與ふべし、治の故に、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、是の祇林は無主にして僧伽羅叉能く治す、是の祇林の無主なるを當に僧伽羅叉に與ふべし、治の故に、誰れか諸長老祇林を僧迦羅叉に治に與ふるを忍ずる者は是長老は默然したまへ、誰れか忍ぜざるものは便ち說きたまへ。僧は與へ竟んぬ、祇林の無主なるを僧迦羅叉の治するを僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(2)憍薩羅國中の一住處に一比丘住せり、春月迦絺那衣訖り是の中僧布施の現前應分物を得たり、是の比丘是の如く思惟せり、是の中住處の僧諸衣物の現前應分物を得たり、我れ一人にして僧に非らず我れ何んぞ以つて佛所に到りて問はざらん、是の衣物は誰か應に受くべきと。是の比丘卽ち佛所に到り頭面禮足し却いて一面に坐し須臾にして具に是の事を以つて佛に白して〔佛〕言せり。春月迦絺那衣訖り憍薩羅國中の一住處に一比丘住す、是の中僧布施の現前僧應分物を得、我れ一人にして僧に非ず是の衣物應に云何んが受けんと。佛言はく、一比丘有り一住處に住す、諸人僧の爲の故に諸衣の現前僧應分物を布施せんに是の比丘此の衣を得て應に心に生じ口に言ふべし。是の衣物の僧の所得應分物は應に我れに屬すべし、我れ護し我れ受け我れ用ゐんと、是の如く作す是れを得羯磨と名づく。若し餘比丘來るも强いて索むるを得ず、若し是の如く作さざれば是の比丘是の衣を受くべ

(3)佛舍衛國に在しき、是の時給孤獨の兒、僧伽羅叉と字す、結髮を頂く故に、祇林中に詣り多く食を設け僧を供養せり、諸比丘大會し千二百五十人あり、諸居士大衆の集まれるを見是の中僧の爲の故に諸衣の現前僧の應分物を布施せり。舊比丘言はく是の夏末月是の中に一日成衣を受け是の時夏安居僧の應分物を布施せりと、諸比丘云何んすべきを知らず、是れを以つて佛に白せり、佛言はく夏末月迦絺那衣を受くと雖も是れを因緣衣と名づく、現前僧分つべしと。

(4)佛舍衛國に在しき、阿羅漢比丘有りて般涅槃せり、是の比丘の爲の故に祇林中に詣り多く食を設け僧を供養せり、諸比丘多く會し千二百五十人あり、諸居士大衆の集まれるを見て是の中僧の爲の故に諸衣の現前僧の分つべき物を布施せり。舊比丘言はく、夏末月是の中迦絺那衣を受く、是の衣の施は夏安居僧應に分つべしと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、夜末月住處に迦絺那衣を受くと雖も是れ因緣衣なり、現前僧應に分つべしと。沙彌來りて衣分を索む、諸比丘與へず、諸比丘言はく佛夏安居の衣分を沙彌に與ふべし、隨比丘の法物を沙彌に與ふべしと說きたまふも佛因緣衣を與ふべしと語りたまはずと。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、與ふるを聽すと、諸比丘幾許を與ふるを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、諸檀越布施し沙彌若しは立ち若しは坐するに若し次第に自手に布施するは應に沙彌に屬すべし、若し檀越分別せざれば與に次第分を作し竟り四分し沙彌に一分を與へよと。

三、(1)佛舍衛國に在しき、是の時給孤獨居士死する故に祇林破る、諸比丘云何んすべきを知らず佛に白せり、佛言はく、比丘若し治す可きは便ち如法に治せよと。諸比丘治して辦づること能はず轉た破壞す、佛に白せり、佛言はく給孤獨居士に子有り、僧迦羅叉と字づく、應に語るべし、是の祇林は汝の父の作るところ而も今傾損す汝能く治するや不やと。諸比丘到りて語りて言はく僧迦羅叉是の祇林は汝の父の作るところ今日傾損す、汝何んぞ以つて治せざると、答へて言はく、諸大德我れ

【七】給孤獨（Anāthapiṇḍika）。須達多とも云ふ、祇園精舍を献ぜし長者なり。

【八】僧伽羅叉(Saṃgharakkha)。

【九】般涅槃(Parinibbāna)。ここにては入滅の意なり。

云何んが示得布施なる、檀越有りて言はん、是の衣を耆闍崛山中若しは[二]毘婆羅跋首山中若しは[三]薩波燒持迦波婆利山中、若しは[四]薩多般那舊河山中に與へんと、佛に白せり、是の衣は誰か受くべきと、佛言はく、是の衣は何處を示す、示す處のもの應に受くべしと、是れを示得布施と名づく。

二、(1)佛舍衞國に在しき、是の時長老意師夏の後月大比丘僧五百人と諸國を遊行せり、長老意師を以つての故に僧大いに供養を得たり、時食、怛鉢那、種種の粥、多諸の衣布施を、是の時諸比丘是の如く思惟せり、是の長老意師を以つての故に僧大いに供養を得たり、時食、怛鉢那、多諸の衣布施をと。諸比丘往いて意師の所に詣り問うて言はく、大德の爲に大いに供養を得たり、時食、怛鉢那、多諸の衣物布施を、長老是の衣物は誰か應に受くべきと、長老意師言はく諸長老佛毘尼中に語りたまふが如し、一住處有り、一比丘夏安居し諸人客比丘の爲の故に僧に諸衣の分つべき物を布施すと雖も是の一比丘獨り此に在りて夏安居すれば是衣は應に獨り受くべし、二比丘三比丘四比丘も亦是の如し、有住處無住處、無聚落阿練兒處も亦爾りと。諸長老汝等是の如き[五]比に衣を受くべしと。長老意師の如く多く亦是の如し、長老耶舍長老耶首陀の如き亦是の如し。

(2)又一時衆多の大上座比丘大迦葉を首と爲し[六]波羅利弗城雍園中に住せり、是の中摩竭國の一住處に獨り一比丘住す、是の中諸人夏安居の爲の故に諸衣の分つべき物を布施せり、是の比丘是の如く思惟せり、是の住處の諸人僧の爲の故に諸衣の應分物を布施せり、我れ一人にして僧に非ず、我れ當に往いて長老迦葉等の諸上座比丘に問はん、是の衣物は誰か受くべきと。卽ち具さに是の事を以つて諸長老に問へり、諸長老言はく佛毘尼中に說きたまふが如し、一比丘有り、一住處に夏安居す、是の諸人夏安居僧の爲の故に諸衣の應分物を布施せんに是の一比丘獨り夏安居するもの是の衣を受くべし、二比丘三比丘四比丘も亦是の如し、有住處無住處、無聚落阿練兒處も亦爾りと、是の如き比に衣を受くべしと。

【二】毘婆羅跋首山(Vebhāra)。王舍城周圍五山の一なり、廣普山と譯す。

【三】薩波燒持迦波婆利山(Sappasoṇḍikapabbhāra)王舍城附近の洞窟、蛇頭巖と譯す。

【四】薩多般那舊河山(Sattapaṇṇi-guhā)。王舍城附近の洞窟、七葉窟なり。

【五】如是比衣應受。三本及び宮本には比を比丘とす。

【六】波羅利弗城(Pāṭaliputta)華氏城なり。

誰か應に受くべきと、佛言はく、何部を上座と作すに隨つて是の物一部に屬すべしと、若し檀越第一上座の手と第二上座の手を捉へて言はく、是の物を僧に施すと、是の物應に誰に屬すべき、答へて言はく二上座是れ一部の上座なれば應に一部に屬すべし、若し二上座各是れ一部なれば應に二部に屬すべしと。云何んが分つべき、答へて言はく、次弟に等しく四分に分ち第四分を沙彌に與ふべし、是れを制限得布施と名づく。

云何んが給得布施なる、若し人の爲に布施を作し因縁の爲に布施を作す、月の八日、二十三日、十四日、二十九日、十五日、三十日、十六日、月の一日乃至布薩時に一錢を某處に給す、是の諸物は給處に與ふ、是れを給得布施と爲す。

云何んが僧得布施なる、是の住處に檀越有りて言はん、是の衣を住處の僧に與へんと、是の時夏の後月にて是の住處に迦絺那衣を受けず、佛に白せり、是の衣は誰か受くべきと、佛言はく、夏の後月の是の住處に迦絺那衣を受けずと雖も諸比丘是の中の住處に住するものに是の衣は屬すべしと、是れを僧得布施と爲す。

云何んが現前得布施なる、檀越有りて言はん、是の住處に現前僧に與へんと、是の時夏の後月に是の住處迦絺那衣を受く、佛に白して言さく、是の衣は誰か受くべきと、佛言はく、夏の後月に是の住處に迦絺那衣を受くと雖も諸比丘是の中の住處に現在するもの是衣は是の輩に屬すべしと、是れを現前得布施と爲す。

云何んが夏安居得布施なる、檀越有りて言はく、是の衣を是の住處の夏安居僧に與へんと、是の時夏の後月に非ず、此の住處に迦絺那衣を受けず、佛に白して言せり、是の衣は誰れが受くべきと、佛言はく、若し夏の後月に非ず此の住處に迦絺那衣を受けざれば諸比丘の是の中に住するも夏安居竟り是の衣は是の輩應に受くべしと、是れを夏安居得布施と爲す。

卷の第二十八　（四誦之八）

七法中衣法第七の下

一、佛比丘に語りたまへり、布施に八種有り、何ん等か八なる、一に界布施、二に依止布施、三に制限布施、四に給得布施、五に僧得布施、六に現前得布施、七に夏安居得布施、八に指示得布施なり。

云何んが界布施と名づく、一人有りて言はく、是の衣を是の中住處の僧に施すと、[一]夏の後月迦絺那衣を受く、是の衣は誰か應に受くべきと、佛言はく、夏の後月迦絺那衣を受くと雖も若し比丘是の界內に入る者は應に受くべし、是れを界得布施と名づく。

云何んが依止布施と名づく、多比丘多住處に內界を作し夏安居自恣竟り本界を捨て僧坊の垣壁を結びて內界と作すが如き、是の中諸人夏安居衆僧の爲の故に諸衣の分つべき物を布施せんに是の衣誰か應に受くべき、佛言はく本界を捨すと雖も是の諸比丘本多住處に界內を作り夏安居す是の衣物は諸比丘盡く分つべしと、是れを依止得布施と爲す。

云何んが制限布施なる、一住處有り二部の比丘僧有りて夏安居し受法の衆あり、不受法の衆有り、是の衆僧夏安居し竟り是の如き制限を作す、此の族の布施を我等受けん、彼の族の布施を汝等受けよ、此の家の布施を我等受けん、彼の家の布施を汝等受けよ、是の間の行處の布施を我等受けん、彼の間の行處の布施を汝等受けよ、是の間の聚落の布施を我等受けん、彼の間の聚落の布施を汝等受けよ、是の間の去處聚落の布施を我等受けん、彼の間の去處聚落の布施を汝等受けよ、是の間の街巷多人處の布施を我等受けん、彼の間の街巷多人處の布施を汝等受けよと。是の中諸人夏安居僧の爲の故に上座の手を捉へて布施し僧に諸衣の分つべき物を與ふ、佛に白して言はく、是の衣物は

【一】夏後月。夏四月中最後の一ケ月卽ち夏安居後の一ケ月（七月十六日より八月十五日）にしてこの間に衣の配分を受け又は衣を作るなり。

丘三比丘四比丘も亦是の如し、有住處無住處も亦是の如し、無聚落阿練若も亦是の如し。

一住處有り一比丘夏安居す、是の中諸人客比丘の爲の故に多く僧に諸衣物の應に分つべき物を布施せんに諸人客比丘の爲の故に多く僧に諸衣の現前僧の分つべき物を布施すと雖も是の一比丘夏安居すれば是の衣を應に獨り受くべし。是の如く二比丘三比丘四比丘も亦爾り、有住處無住處も亦是の如し、無聚落阿練若處も亦是の如し。

(7)若し自恣竟りて僧破す[36]應に夏安居衣分を與ふべきや不やと、佛言はく應に與ふべしと。自恣竟りて被擧比丘[37]に衣分を與ふべきや不やと、佛言はく與ふべからずと。自恣竟りて比丘有り彼の朋黨に至る、安居衣分を與ふべきや不やと、佛言はく、若し如法衆中に至れば與ふべしと。自恣竟り比丘有り自ら言はく我れは白衣なりと、夏安居の衣分を與ふべきや不やと、佛言はく與ふべからずと。自恣竟りて比丘有自ら言はく我れは是れ沙彌なりと、夏安居の衣分を與ふべきや不やと、佛言はく、沙彌分を與ふべしと。自恣竟りて比丘有り自ら我れは比丘に非ずと言ふ、夏安居の衣分を與ふべきや不やと、佛言はく、應ふべからずと。若し我れは外道なり、不見擯、不作擯、惡邪にして擯を除かず、不共住なり、種種の不共住なりと言ひ、自ら犯邊罪の本白衣なり、不能男なり、汚比丘尼なり、越濟人なり、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血すと、是の如き人等に夏安居の衣分を與ふべきや不やと、佛言はく與ふべからずと。自恣竟り比丘有り遊行して他國に至る、夏安居の衣分を與ふべきや不やと、佛言はく、與ふべき有り與ふべからざるあり、與ふるとは當に還るべきを知る、與へずとは還らずと知るなり。若し人に取るを囑すれば一切の衣分應に與ふべし、人に取るを囑せざれば與ふべからず、囑を受くるものは一切僧分を作すに代りて作すべし。

【三六】僧破。僧團の分裂することなり。
【三七】被擧比丘。罪を犯し罰に處せられたる比丘なり。

の物を奪ふやと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に告げたまへり。是の跋難陀は但だ今世に奪ふのみならず前世にも亦奪へり、是の事を聽けと。

乃ち過去世に一河曲中に二獺有り、河中にて大鯉魚を得て分つこと能はず、是の二獺一面に住して之れを守れり、野干有り來りて水を飲まんと欲し見て言はく外甥是の中に何ん等を作すと、獺言はく阿舅是の河曲中に此の鯉魚を得分つこと能はず、汝能く分つや不やと、野干言はく能くす、是の中應に偈を說くべしと。野干分ちて三分と作し獺に問へり、汝の誰れか淺に入るを喜ぶと、答へて言はく是の獺なりと、誰れか能く深に入ると、答へて言はく是の獺なりと、野干言はく我が偈を說くを聽けと。

淺に入るものに尾を與ふべし　深に入るものに頭を與ふべし　中間の身肉分は　應に知法者に與ふべし

と、野干魚身を銜へたり、雌者來り偈を說いて問へり、

汝何處より銜へ來る　滿口の河中にて得たる　是の如き頭尾無き　鯉魚は好肉食なり

と、雄野干偈を說いて答ふ、

人の相言擊する有り　分別の法を知らず　能く分別を知る者は　官の如く所得を藏す　無頭尾の鯉魚　是の故に我れ得て食す

と。佛諸比丘に語りたまへり、時の二獺は二老比丘是れなり、野干は跋難陀是れなり、是の跋難陀は前世にも曾て奪ひ今世にも復奪ふと。佛種種の因縁もて跋難陀を呵し已り諸比丘に告げたまへり、「今日より是の處に安居し餘處にて衣分を受くべからず、若し受くれば突吉羅罪を得」と。

(9)一住處有り一比丘夏安居せり、是の中諸人夏安居僧の爲の故に諸衣の應に分つべき物を布施せんに、諸人夏安居僧の爲の故に諸衣物を布施すと雖も一比丘獨り夏安居すれば應に受くべし、二比

得たるやを知らんと欲せり、跋難陀思惟せり、佛の往年の安居處是の中必ず多衣の施有らんと、卽彼の住處に往けり。二老比丘遙かに來るを見て起ち迎へ坐處を與へ共に樂なりや樂ならずやと問訊せり、小らく點然して問ふて言はく、是の中の住處僧布施の衣物を得るや不やと、答へて言はく得と、問ふ分てりや未やと、答ふ未だ分たずと、問ふて言はく何んが故に分たざるやと、答へて言はく是の諸衣多く我等人少なし、若し分てば當に何ん等の罪を得べきを知らん、心に疑ひて分たずと、跋難陀言はく汝分たざるは好し、若し分ては汝何ん等の罪を得るを知らんと。二老比丘問へり汝能く分つや不やと、答へて言はく能くすと、是の中應に羯磨を作すべしと、卽ち諸衣物を持し來りて前に置き跋難陀分ちて三聚と作し是の二比丘の間に一聚を著き自ら二聚の間に立てり、汝羯磨を作すを聽け、

　汝二人に一聚　是の如く汝に三有り　兩聚並及びに我　是の如く我に三有り

と、問ふ是の羯磨好きや不やと、答へて言はく善しと。跋難陀大いに衣を擔ひて去れり、彼言はく大德上座我等諸衣物を未だ分たずと、跋難陀言はく我れ汝の分を與へたり、知法の人に應に一好衣を與ふべしと、彼れ言はく當に與ふべしと。跋難陀是の聚中より一大僧衣を取り一處に著き餘を與に分ちて二分を作し已り自ら多衣㲲を擔ひて祇林に入れり。諸比丘門間の空地に經行し遙かに來るを見て自共に相語れり、是の跋難陀は無羞の人なり、多く見聞疑の惡を作し多く諸衣㲲を取ると、遂に近くに來至せり、諸比丘言はく跋難陀是の諸衣は何處に得るやと、跋難陀具さに諸比丘に向ひて說けり。比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞き心に慚愧して訶責せり、何を以つて比丘と名づけ故らに老比丘の物を奪ふやと。諸比丘種種の因緣もて訶し已り具に佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに跋難陀に問へり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾りと。佛種種の因緣もて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ故らに老比丘

諸比丘言はく得と、分つや未やと、答へて言はく未だ分たずと、言はく持ち來れ是の間に分たんと、諸比丘持ち來り跋難陀の前に著きて分てり。分ち已り上座分を取り去らんと欲せり、跋難陀言はく大德小らく待ちたまへと、問ふて言はく何ん等の事有ると、答へて言はく但だ小らく待こと、跋難陀は能く說法す、雜語好語無盡語是の如き好語もて說法せり、上座法を聞き大いに歡喜し愛法の故に跋難陀に語れり、我が衣分は汝に屬すと、是の如く第二第三上座も亦是の如くし一切僧の衣分盡く跋難陀に與へたり。是の如く一處兩處三處に多く衣を得[三五]大幞もて持して祇林に入れり。諸比丘祇林の門間の空地に經行し遙かに來るを見自ら共に相語れり、跋難陀釋子來る、耐羞人多く見聞疑の惡を作し多く衣幞を取り來ると、漸く近づき諸比丘問へり、是の諸衣何處に得るやと、答へて言はく諸比丘の與に廣く說法する故に得たりと。諸比丘の少欲知足にして頭陀を行ずるもの訶責せり、何を以つて比丘と名づけ餘處に安居し餘處に衣分を受くるやと、諸比丘種種の因緣もて訶し已り具に佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾りと、佛種種の因緣もて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ餘處に安居し餘處に衣分を受くるやと、爾の時佛但だ呵したまひ未だ比丘の爲に結戒したまはず。

(5)佛憍薩羅國に在し一住處に大比丘僧と安居したまへり、是の國中の諸居士僧の多きを見て家家に比丘僧衣を與へたり、若しは別房衣亦は後安居衣なり。佛後歲祇林中に夏安居したまへり、是の住處に兩老比丘有りて安居せり、諸居士思惟せり、我等僧に施すこと舊の如く事を廢せざらしめん、諸比丘布施を得れば我れ等福を得んと。諸居士多くの衣物を送ること本法の住處僧に與ふるが如し、是の二老比丘思惟せり、是の諸衣多く我等人少なし、若し分てば當に何ん等の罪を得べきを知らんと、心に疑ひて分たず。是の時跋難陀夏の後月諸精舍を按行し何處の安居比丘多く衣物布施を

【三五】大幞。大なるつつみなり。

(2)佛王舍城に在しき、是の時諸外道出家夏安居竟り自恣の時諸居家の弟子諸物を以つて施せり、澡罐、繭纓、樓遮迦、火爐、蓋、扇、革屣、曲杖なり。諸優婆塞の佛法中に信心淸淨のもの思惟せり、是の諸邪法の惡師にすら夏安居自恣の時尙諸物を布施するを知る、我等の聖僧夏安居竟り自恣の時云何んが諸物を布施せざらんと、卽ち比丘の法に隨ひ種種諸物を布施せり、若しは鉢若しは拘鉢多羅若しは半拘鉢多羅、鍵鎡、半鍵鎡、帶鑷、禪鎭、衣鞬、鉢支、澡罐、鉢囊、蓋、扇、革屣是の如き種種比丘の所須物を持して竹園に詣り僧に布施せり、諸比丘受けずして言はく佛未だ我等に夏安居竟り自恣の時隨比丘の所須物を受くるを聽したまはずと。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、夏安居より起ち自恣の時隨比丘の所須物を受くるを聽すと。時に諸沙彌來りて隨比丘の所須物の分を索めたり、諸比丘與へず、沙彌に語つて言はく、佛夏安居より起ち自恣の時施衣を沙彌の與に分つを聽したまふも未だ隨比丘の所須物を沙彌の與に分つを聽したまはず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく與ふべしと、諸比丘是の如く思惟せり、佛言はく、與ふべしと、幾許を與ふるを知らず佛に白せり、佛言はく、諸沙彌若しは立ち若しは坐せんに若し次弟に諸檀越手に自ら布施すれば多少沙彌に屬す、若し諸檀越分別せずして與ふれば四分と作して第四分を沙彌に與へよ。

(3)佛舍衞國に在しき、跋難陀釋子兩處に安居せり、布施の爲の故に、諸比丘何處の衣分を與ふるを知らず、佛に白せり、佛言はく、安居處に與へよと、諸比丘言はく兩處に安居せりと、佛言はく、何處に住は多きやと、答へて言はく兩處の日等しと、佛言はく、何處に自恣せりやと、答へて言さく兩處に自恣すと、佛言はく、何處に先きに自恣するや、是の處の衣分を與へよと。

(4)佛舍衞國に在しき、跋難陀釋子夏の後月諸精舍を按行し何處の安居比丘多く衣物を得たるやを知り布施多き處に卽ち往かんと欲せり、諸比丘遙かに見起ち迎へて與に坐處を布き坐せしむ共に樂不樂を相問訊し小らく默然として諸比丘に語れり、長老是の中の住處に僧布施衣を得るや不やと、

(2)佛舍衞國に在しき、長老阿難天雨る時祇林中に僧伽梨を留め上下衣を著し舍衞城に入りて乞食せり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、汝實に天雨る時祇林中に僧伽梨を留め上下衣を著して城に入りて食せりや不やと、阿難言さく實に爾り世尊と、佛言はく、何を以つての故にと、阿難言さく天雨る故にと。佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまへり、五因緣有りて僧伽梨を留むるを聽す、何ん等か五なる、一に比丘の住處に有り、二に若し迦絺那衣を受く、三に若し天雨る、四に若し雨らんと欲す、五に若し聚落外に施會有り、是の五因緣の爲なり。復た五因緣有り僧伽梨衣を留む、何ん等か五なる、一に比丘の住處に有り、二に若し迦絺那衣を受く、三に若しは店肆施會あり、四に市肆施會あり、五に四衢の道頭、是れを五因緣と爲すと。

四(1)佛王舍城に在しき、是の時諸外道出家夏安居竟り自恣の時諸外道居家の弟子衣物を布施せり、諸優婆塞の佛法中に信心清淨なるもの思惟して言はく、是の諸邪法惡師夏安居竟り自恣の時尙衣を布施するを知る、我れ等の聖僧夏安居竟り自恣の時云何んぞ諸衣を布施せざらんやと。卽ち[三三]衣襆を持して竹園に詣り僧に施せり、諸比丘受けずして言はく、佛未だ我等に夏安居竟り自恣の時安居衣を布施するを受くるを聽したまはずと。是の事を以つて佛に白せり、佛白はく、安居竟り自恣の時安居施衣を受くるを聽すと。沙彌來りて[三四]衣分を索む、諸比丘言はく佛未だ我等に沙彌に安居施衣の分を與ふるを聽したまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく與ふるを聽すと。諸比丘是の如く思惟せり、佛與ふるを聽すと言へり、幾許を與ふるを知らずと、佛に白せり、佛言はく、沙彌若しは立ち若しは坐するに次弟に諸檀越手づから與ふれば布施の多少應に沙彌に屬すべし、若し諸檀越分別せずして與ふれば四分に作じて第四分を沙彌に與ふべしと。

【三三】衣襆。襆はづきんなり。

【三四】衣分。衣の分配なり。

六群比丘佛に白せり、我れに眞青衣を著くるを聽したまへと、佛言はく、六群比丘二種を索む、先きに身毛を除くを索め今眞青衣を索むと、佛言はく、眞青衣及び眞黄、眞赤、眞白、一切毛皮衣、偏袖衣、複衣、一切氈衣、一切貫頭衣、兩袖衣、一切繡衣、一切衫、一切袴、一切衧袴、一切褌、一切波羅彌利衣、一切[三]舍勒衣、一切白衣衣を比丘著すべからず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに樹生衣を著するを聽したまへと、佛言はく、樹生衣を著するを聽さず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに麁毛欽跋(羅)を著するを聽したまへと、佛言はく、麁毛欽跋を著するを聽さず、若し著すれば突吉羅罪を得、麁毛氀の欽跋に五種の不可事有り、何ん等か五なる、寒時に大寒なり、熱時に大熱なり、麁澁なり、堅硬なり、人の皮をして麁ならしむと。

三、(1)佛舍衞國に在しき、長老比丘喜陀安陀林中に於いて僧伽梨を留め上下衣を著して舍衞城に入りて乞食せり、僧伽梨を失し食後に覓むるも得ず、諸比丘に語れり、諸長老我れ安陀林中に僧伽梨を留め上下衣を著して城に入りて乞食し僧伽梨を失せり、我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに比丘喜陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と。佛種種の因緣もて一切物を持して去るを讃じたまへり、若し比丘少欲に住すれば衣は形を蓋ふに趣り食は軀を充たすに趣る、是の比丘の所行處共に衣鉢倶にして顧戀する所無し、譬へば鳥飛ぶに毛羽と倶に飛びて空中に在るが如く比丘も亦是の如し、少欲知足にして衣は形を蓋ふに趣り食は軀を充たすに趣る、是の比丘所行の處に共に衣鉢倶にして顧戀する所無く亦鳥の飛ぶが如しと。佛種種の因緣もて一切物を持して去るを讃じ已り諸比丘に告げたまへり、「今日より三衣を持せずして俗人の家に入るべからず、若し入れば突吉羅罪を得」と。

【三】舍勒衣。內衣なり。

故にと。

一比丘有り佛に白して言さく我れに髮欽婆羅を著するを聽したまへと、佛言はく髮欽婆羅を著すべからず、若し著すれば偸蘭遮罪を得、何を以つての故に、是れ外道の相なるが故にと。

一比丘有り佛に白せり、我れに角鵄翅衣を著くるを聽したまへと、佛言はく角鵄翅衣を著すべからず、若し著すれば偸蘭遮罪を得、何を以つて故に、是れ外道の相なる故にと。

一比丘有り佛に白せり、我れに麁氀衣を著するを聽したまへと、佛言はく麁氀衣を著すべからず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに皮衣を著するを聽したまへと、佛言はく、皮衣を著すべからず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに一衣を著するを聽したまへと、佛言はく、一衣を著するを聽さず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに上下衣を著するを聽したまへと、佛言はく、我れ先きに三衣を聽すを以つてす、少なるべからず、多なるべからず、若し比丘少しく畜ふれば突吉羅罪を得、若し多く畜ふれば尼薩耆波逸提罪に墮す、若し上下衣を持すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに打木衣を著するを聽したまへと、佛言はく、打木衣を著すべからず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

一比丘有り佛に白せり、我れに[二八]阿拘草衣、跋拘草衣、[二九]拘賒草衣、[三〇]文若草衣、[三一]婆婆草衣、藁草衣を著するを聽したまへと、佛言はく、一切著するを聽さず、若し著すれば突吉羅罪を得と。

(3)六群比丘佛に白せり、我れに身毛を除くを聽したまへと、佛言はく身毛を除くべからず、身毛を除けば突吉羅罪を得と。

【二八】阿拘草、跋拘草。明らかならず。

【二九】拘賒草。翻梵語第十に拘尸草と云へるものなるべし、長茅とす。

【三〇】文若草(muñja)。柔き草、翻梵語に虎鬚とす。

【三一】婆婆草(babbaja)。茅なり。

や不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と。佛言はく今日より汝の衣を應に減じて[二二]壞染淨すべしと、佛諸比丘に告げたまへり、汝等與に難陀の衣を[二三]敷曬せよ、若し更に是の如き人有れば僧亦當に是の如く同心に敷曬を作すべし、「今日より若し比丘衣を作るに佛衣と等しく若しは過ぐれば波逸提罪を得、佛衣は長さ九搩手廣さ六搩手なり」と。

二、(1)佛舍衛國に在しき、一比丘有り佛所に到り佛足を禮して一面に立ち佛に白せり、我れに[二四]芻摩衣を著するを聽したまへと、佛言はく汝に芻摩衣を著することを聽す何を以つての故に、芻摩衣は得道及び知足、少欲、知時、知量、勸學、少取、節用、靜處に頭陀し涅槃に隨ふを妨げずと。

一比丘有り佛に白せり、我れに憍施耶衣を著することを聽したまへと、佛言はく汝に憍施耶衣を著するを聽す、何を以つての故に、憍施耶衣は得道、知足、少欲乃至涅槃に隨ふを妨げずと。

一比丘有り佛に白して言さく、我れに[二五]沙尼衣を著するを聽したまへと、佛言はく汝に沙尼衣を著するを聽す、沙尼衣は得道、少欲知足乃至涅槃に隨ふを妨げずと。

一比丘有り佛に白せり、我れに野麻衣を著するを聽したまへと、佛言はく汝に野麻衣を著するを聽す、野麻衣は得道少欲知足を妨げずと。[二六]鞠由羅、欽婆羅亦是の如し。

一估客有り、[二七]翅彌樓欽婆羅有り、賣りて價を得ず、長老須菩提に布施すれば今世の報を得と聞き卽ち衣を持して須菩提に施せり、須菩提取らずして言はく、佛未だ我に此の衣を受くるを聽したまはずと、諸居士瞋恨して言はく、諸沙門釋子恒に布施を讃ず、今與ふるに受くるを肯んぜずと。諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく今日より欽婆羅衣を畜ふるを聽す、欽婆羅衣は得道、少欲知足乃至涅槃に隨ふを妨げずと。

(2)一比丘有り佛に白せり、我れに裸形法を受くるを聽したまへと、佛言はく裸形法を受くべからず、若し裸形を受くれば偸蘭遮罪を犯ず、何を以つての故に裸形法を受くるは是れ外道の相なるが

【二二】壞染淨。難陀の着せる衣を短かく斷り、これを壞色にて染めて着用して差支なきもの(淨)とすべしとの意なり。
【二三】敷曬。染めることなり、註十八の六七參照。
【二四】芻摩衣。以下の衣名註五の五二―五八參照。
【二五】沙尼衣(Sāṇa)。僧祇律に舍那衣と言ふものにして奢那樹の皮をとりて衣とせる粗布なり、翻梵語第十に木皮と譯す。
【二六】鞠由羅。琳音義五十八卷に、馬勒なり、槊なりと云ふ。
【二七】翅彌樓。翅夷羅のことならん。

二搩手廣さ一搩手半なり、若し過ぎて作れば波逸提罪を犯ず」と。
(4)[18]佛舍衞國に在しき、食時に衣を著け鉢を持し城に入りて乞食したまへり、食し已りて還りて安陀林中に向ひ一棚の下に在り尼師檀を敷結跏趺坐したまへり。長老迦留陀夷も亦復た安陀林に入り佛を去ること遠からずして一樹の下に在りて尼師檀を敷きて坐せり、是の長老身大にして兩膝地に到る、[19]兩手に衣を捉へて願ひて言はく、佛何んの時にか當に我れの[20]縷邊一搩手に尼師檀を作るを聽したまひ我が願滿足すべしと。佛晡時に禪より起ち是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり、我れ今日食時に衣を著け鉢を持して城に入りて乞食し食し已りて還つて安陀林中に入り一樹の下に尼師檀を敷きて坐せり、迦留陀夷乞食し還りて亦樹下に坐し是の如く思惟せり、佛今日何處に行道したまふや、我れ亦彼の間に行道せんと、我れ安陀林中に入り一樹の下に尼師檀を布きて坐し迦留陀夷も亦爾せり。是の善男子身大にして兩膝地に到り兩手もて衣を捉へ是の願を作して言はく、佛何ん等の時にか當に我れに縷邊一搩手に尼師檀を作るを聽したまふべし、是の如くして滿足せんと。佛諸比丘に告げたまへり、今日より尼師檀の縷邊に一搩手作ることを聽す、是の戒應に是の如く說くべし、「若し比丘尼師檀を作らんと欲すれば量に應じて作るべし、是の量とは長さ二搩手廣さ一搩手半なり、縷邊に一搩手を益す、若し過ぎて作れば波逸提罪を得」と。
(5)[21]佛迦毘羅婆國に在しき、長老難陀は是れ佛の弟にして姨母の生む所なり、佛と身相似て三十相あり短きこと四指佛に及ばず、難陀衣を作るに佛の衣と等量なり、諸比丘若しは食時に集まり若しは中後に集まりて遙かに來るを見て起ち迎へて思惟せり、我等の大師佛來ると、漸くにして近づき是れ難陀なりと知り上座比丘羞ぢて思惟せり、是れ我等の下座なり、而も起ちて迎ふと、難陀も亦慚愧して言はく、乃ち諸上座をして起ちて我れを迎へしむと。諸比丘具さに佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに難陀に問ひたまへり、汝實に是の事を作す

【一八】第十八卷(89二參照)。
【一九】註十八の六二參照。
【二〇】縷邊。同上六三參照。
【二一】以下第十八卷(第九十波逸提)參照。

(3)佛毘耶離國に在しき、諸比丘不淨もて臥具を汚がして浣ひ早起して精舍の近くの門間に懸けて曬せり。食時に佛衣を著け鉢を持して城に入りて乞食したまひ不淨もて汚がせる臥具を浣ひ早起して精舍の門間に懸けて曬せるを見たまひ食後に佛是の事を以つて僧を集めたまひ、僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり、我れ今日食時に衣を著け鉢を持して城に入りて乞食し諸比丘不淨もて臥具を汚し晨朝浣ひて精舍の門間に懸けて曬せるを見たり、汝等諸比丘此の事是ならず爾るべからず、衆僧臥具を多く用ひて籌量せず、諸婆羅門居士身心疲苦し血肉枯竭して布施作福す、是の中應に籌量して少しく用ふべし。亂念比丘一心ならずして睡眠する時五の過失有り、一には難睡の苦、二には難覺の苦、三には惡夢を見る、四に睡眠時に善神護らず、五に覺時に心諸善覺觀法に入り難し、不亂念比丘一心に睡眠すれば五善事有り、何ん等か五なる、一には難睡の苦無し、二には睡覺め易し、三には睡りて惡夢無し、四には睡る時善神來護す、五には睡り覺めて心善覺觀法に入り易し、比丘婬、怒、癡有り未離欲なるも亂念せず一心に眠れば尙精を失はず、何に況んや離欲の人をやと。佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に告げたまへり、「今日より尼師檀を畜ふるを聽す、僧の臥具を覆護する故に、尼師檀を敷かずして僧臥具の上に臥すべからず」と。

諸比丘佛の尼師檀を畜ふるを聽したまふを知り廣長大に作りて畜へたり、諸比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞き心に喜ばず訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ佛の尼師檀を畜ふるを聽したまふを知りて便ち廣長大に作りて畜ふるやと、種種の因緣もて訶し已り具に佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ、僧を集め已りて佛知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて諸比丘を訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ佛尼師檀を畜ふるを聽すを知りて便ち廣長大に作りて畜ふるやと、訶し已りて諸比丘に告げたまへり、「今日より尼師檀を作るに量に應じて作るべし、是の量とは長さ

【一七】不淨。精液なり。

丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ我れの雨浴衣を畜ふるを聽すを知りて便ち廣長大に作りて畜ふるやと、訶し已りて諸比丘に告げたまへり、「今日より雨浴衣を作らんと欲すれば量に應じて作るべし、是の中量とは長さ佛の〔一五〕六搩手廣さ二搩手半なり、若し量を過ぎて作れば波逸提罪を犯ず」と。

〔一六〕(2)佛毘耶離國に在しき、土地鹵濕にして諸比丘癰瘡を病めり、一比丘有り瘡中より膿血流出し安陀會を汚ごし水に漬かるが如し、佛遙かに之れを見たまひ、知つて故らに是の比丘に問ひたまへり、汝の身何を以つて膿血流出し安陀會を汚ごし水に漬るが如きやと、比丘答へて言さく、世尊我れ癰瘡中より膿血流出し安陀會を汚ごすなりと。佛是の事を以つて僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり「今日より諸病癰比丘に覆瘡衣を著すること、乃ち瘡差えて後十日に至るまで聽す、若し過ぐれば波逸提罪を犯ず」と。

諸比丘佛の覆瘡衣を畜ふるを聽したまふを知りて便ち廣長大に作りて畜へたり、諸比丘有り、少欲知足にして頭陀を行す、是の事を聞きて心に喜ばず訶責して言はく、云何んが比丘と名づけ佛の覆瘡衣を畜ふるを聽したまふを知りて便ち廣長大に作りて畜ふるやと、諸比丘種種の因縁もて訶し已りて具に佛に白せり。佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りで佛知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因縁もて訶したまへり、云何んが比丘と名づけ佛覆瘡衣を畜ふるを聽すを知りて便ち廣長大に作りて畜ふるやと。佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に告げたまへり「今日より覆瘡衣を作らんと欲すれば先づ量に應じて作るべし、是の中量とは長さ四搩手廣さ二搩手なり、若し過ぎて作れば波逸提罪を犯ず」と。

【一五】搩手。註三の八一參照。

【一六】以下第十八卷（覆瘡衣過量戒）參照。

は看病飲食或は常與粥或は病比丘湯藥諸物を受けんと、大德是の因緣を以つての故に意の滿つるを覺ゆと。大德我れ若し聞かん、某比丘彼の住處にて死せり、佛彼の比丘阿那含を得五下結を盡す、便ち天上に於いて般涅槃し是の間に還らずと記したまふと、大德我れ當に問ふべし、是の長老曾て舍衞國に來るや不やと、若し我れ是の比丘曾て來ると聞けば我は思惟せん、是の長老或は我が雨浴或は客比丘飲食或は遠行飲食、隨病飲食或は看病飲食、或は常與粥或は病比丘湯藥諸物を受けんと、大德我れ是の因緣を以つての故に意滿つるを覺ゆと。大德我れ若し聞かん、某比丘彼の住處に死せり、佛彼の比丘は阿羅漢を得是の生已に盡き梵行已に立ち所作已辦じ自ら證を作すを知ると記したまふと。我れ當に問ふべし、是の長老曾て舍衞國に來るや不やと、若し是の比丘曾て來ると聞かば我れ思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受けん、或は客比丘飲食、遠行飲食、隨病飲食、看病飲食或は常與粥、病比丘湯藥諸物を受けんと、我れ是の因緣を以つての故に意滿つ、大德是の如くして我れ財福德成就せり、是の因緣を以つて法の福德を攝せんと。佛言はく善い哉善い哉毘舍佉我れ汝に是の諸願を聽さん、汝に比丘僧の雨浴衣、比丘尼僧の水浴衣、客比丘飲食、遠行比丘飲食、隨病比丘飲食、看病比丘飲食を與へ比丘僧に常に粥を與へ、多知識少知識比丘に病緣にて湯藥諸物を與ふるを聽す、毘舍佉は是れ財福德成就す、是の因緣を以つて法の福德を攝せよと。

佛毘舍佉の爲に種種の法を說き示教利喜し已りて坐より起ちて去りたまへり、佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり「今日より諸比丘に雨浴衣を畜へ隨意に露地に浴するを聽す」と。是の諸比丘佛の雨浴衣を畜ふるを聽したまふを知り便ち廣長大に作りて畜へたり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて種種の因緣もて訶責せり、云何んが比丘と名づけ佛雨浴衣を畜ふるを聽したまひ便ち廣長大に作りて畜ふるやと、種種の因緣もて訶し已り佛に向つて廣說せり。佛是の事を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて知つて故らに諸比

險道に入らず、是の故に我れ飲食を與ふるなりと。毘舍佉汝何んの因緣を見る故に諸病比丘に飲食を與へんと欲するやと、答へて言さく、大德病比丘隨病飲食を得ざれば則ち病差へ難し、是の故に我れ隨病の飲食を與ふれば則ち病差へ易しと。毘舍佉汝何んの因緣を見る故に看病比丘に飲食を與へんと欲するやと。答へて言さく、大德看病比丘若し僧中の食を待ちて後に食し若しは乞食を行じて去らば是の病比丘の瞻養の事闕げん、若しは飯を煮粥を作り羹を作り肉を煮藥湯を煮、大小便器若しは棄唾器を出入すること、是れを以つての故に我れ看病比丘に飲食を與ふれば瞻養を闕かず便ち飯を煮粥を作り羹を作り肉を煮及び藥を煮大小便器、棄唾器を出入するを得んと。毘舍佉汝何んの因緣を見る故に常に比丘僧に粥を與へんと欲すと、答へて言さく、大德若し比丘粥を食せざれば飢渴の惱有り、或は時に腹內に風起らん、我れ常に粥を與ふる故に則ち衆惱無しと。毘舍佉汝何んの因緣を見る故に多知識少知識比丘に病緣にて湯藥及び所須の物を與へんと欲するやと、答へて言さく、大德病比丘は必ず湯藥所須の諸物を得んと欲す、是れを以つての故に我れ與へんと。

復た次に大德我れ若し某比丘彼の住處にて死せり、佛彼の比丘は[一四]三結を斷じ須陀洹を得、惡道に墮せず必ず涅槃を得ん、極至七生天上人中に往返して衆苦を盡くすを得んと記したまへりと聞けば大德我れ當に問ふべし、是の長老曾て舍衞國に來るや不やと、若し是の比丘曾て舍衞國に來ると聞けば我れ思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受け或は客比丘飲食或は遠行比丘飲食或は隨病飲食或は看病飲食或は常與粥或は病比丘湯藥諸物を受けんと、大德我れ是の因緣を以つての故に意の滿つるを覺えん。大德我れ若し聞かん、某比丘彼の住處にて死せり、佛彼の比丘三結を盡し三毒薄く斯陀含を得一たび是の世に來生して苦際を盡すを得んと記したまへりと。我れ當に問ふべし、是の長老曾て舍衞國に來れるや不やと、若し我れ是の比丘曾て舍衞國に來ると聞けば大德我れ是の如く思惟せん、是の長老或は我が雨浴衣を受けん、或は客比丘飲食を受け或は遠行飲食或は隨病飲食或

【一四】三結。以下註十八の四七—五三參照。

食を與へたり。食し訖りて行水し鉢を攝め已るを知りて小床を持して佛前に坐し說法を聽かんと欲し佛に白して言さく、世尊我れに願を與へたまはんことを請ふと、佛言はく、諸多陀阿伽度阿羅訶三藐三佛陀已に諸願を過ぎたまふと、毘舍佉言さく、我れに可得の願を與へたまへと、佛言はく、汝に可得の願を與へん、何んの願を得んと欲するやと、毘舍佉言はく、[一三]比丘僧に雨浴衣を與へ比丘尼僧に水浴衣を與へ、客比丘來らば我れ食を與へ、遠行比丘に我れ食を與へ、病比丘に我れ食を與へ、看病比丘に我れ食を與へ、我れ常に比丘僧に粥を與へ、多知識少知識比丘に我れ病緣にて湯藥及び所須物を與へんと欲すと。佛言はく、汝何んの因緣を見る故に比丘僧に雨浴衣を與へんと欲するやと、答へて言さく、大德我れ今日早起し座を敷き已りて使を遣はして祇林に詣り、佛に時到るを白せり、門間に諸比丘の露地に雨中に裸形にて洗浴するを見婢還りて言はく祇林中一比丘無く但諸外道ありと、大德比丘裸形にて佛前、和尙、阿闍梨一切の上座前に在れば則ち無羞と爲す、是の故に比丘僧に雨浴衣を與ふれば、自在に露地の雨中にて洗浴せんと。

毘舍佉汝何んの因緣を見る故に比丘尼僧に水浴衣を與へんと欲すと、答へて言さく、大德、我れ一時諸居士の婦と阿耆羅河中に洗浴せり、時に諸比丘尼も亦河中に入りて裸形にて洗浴せり、諸居士の婦見て心に喜ばず、訶責して言はく、是の輩福德薄く不吉の麁身大腹垂乳なり、何んぞ比丘尼と作るを用ひんと、大德女人の裸形は醜惡なり、是の故に我れ尼僧に水浴衣を與へんと欲すと。毘舍佉汝何んの因緣を見る故に客來比丘に飮食を與へんと欲すと、答へて言さく、大德客來比丘は何處に去るべきや去るべからずやを知らず、道路疲極し未だ休息を得ず、是の故に我れ飮食を與へんと欲す、後に隨つて去る可きと去る可からざる處を知らんと。毘舍佉汝何んの因緣を見る故に遠行比丘に食を與へんと欲するやと、答へて言さく、大德遠行比丘若し僧の食時を待ち若しは乞食を行ずれば則ち伴捨て去り或は夜中に險道に入り或は獨り曠野に行かん、我れ食を與ふる故に伴を失はず、

【一三】八恩許。以下註十八の三七—四六參照。

夜に阿難と共に露地に經行したまへり、佛星宿の相を看て阿難に語りて言はく、若し今人有りて星宿の相を知る者に、何時雨るべしと問はゞ彼れ必ず言はん七歳にして雨るべしと。佛阿難に語りたまへり、初夜過ぎ已りて中夜至れば是の星相滅して更に異星相有りて出づ、若し爾の時人有りて知相者に何時當に雨るべしと問はゞ彼れ必ず言はん、七月を過ぎて當に雨るべしと。又阿難に語りたまへり、中夜過ぎ已りて後夜に至り是の星相滅して更に異星相有りて出づ、若し爾の時知相者に何時當に雨るべしと問へば彼れ必ず言はん七日にて當に雨るべしと。是の夜過ぎて地了時に東方に雲有りて出づ、形圓椀の如く空中に遍滿せり、是の雲能く大雨を作し諸坑坎を滿たさん。爾の時佛阿難に告げたまへり、諸比丘に語れ、是の椀雲の雨功徳有り能く病を除く、若し諸比丘の洗浴を欲する者は露地に立ちて洗へと、阿難教を受けて諸比丘に語れり、是の椀雲の雨功徳有り能く病を除く、諸比丘の洗浴を欲する者は露地に立ちて洗へと、時に諸比丘隨意に露地に立ちて洗浴せり。

爾の時毘舍佉鹿子母飲食を辦じ已りて早起し坐處を敷き婢を遣はして佛に白せり、時到り食具已に辦ず、佛自ら時を知りたまへと、婢卽ち教を受け往いて祇林に詣り諸比丘を請ぜんと門孔中に於いて看裸形の露洗せるを見たり、見已りて心に喜ばず是の念を作せり、是の中都て比丘無し、盡く是れ裸形外道にして無慚愧の人なりと、是の念を作し已りて卽ち還りて大家に語りて言はく、祇陀林中一比丘無く盡く是れ裸形外道なりと。是の毘舍佉鹿子母智慧利根にして知れり、今日雨墮る諸比丘必ず露地に裸形にて洗浴せるべし、是の婢癡にして所知無きが故に是の言を作す、祇林中一比丘無く盡く是れ裸形外道なりと、卽ち更に餘婢を喚びて往いて祇林に詣り門を打ちて聲を作さしめ白言せしむ、時到り食具已に辦ずと、卽ち教を受けて去り往いて祇林に詣り門を打ちて聲を作せり、時到り食具已に辦ぜり佛自ら時を知りたまへと。爾の時佛大衆と衣を著し鉢を持して衆僧に圍遶され倶に其の舍に詣りたまへり、佛僧中に在りて坐したまひ毘舍佉母自ら澡水を行じ自手に多美の飲

べからずと、思惟せり、我れ糞掃衣有りて破れ裂く、我れ當に〔九〕補帖し〔一〇〕鉤を作り葉欄に縁を施さんと、卽ち針縷を持して祇林の門間に近づき糞掃衣を補帖せり、用ひて當に割截衣に當つべしと。佛侍者阿難を將ひて食後に經行したまひ彼の處に至りて之れを見佛知つて故らに問ひたまへり、汝何ん等を作さんと欲するやと、答へて言さく世尊我等の與に結戒したまへり、不割截衣を著して聚落に入るべからずと、我れ糞掃衣有りて破れ裂けたり、補帖施縁して割截衣を當てんと、佛言はく比丘善い哉、糞掃衣を補帖して應に用ひて割截衣に當つべし、「今より糞掃衣の四種を畜ふるを聽す、何等か四種なる、一に塚間衣、二に出來衣、三に無主衣、四に土衣なり、何ん等か塚間衣なる、衣有り死人を裹みて塚間に棄つ、是れを塚間衣と爲す、何ん等か出來衣なる、死を裹む衣を持し來りて比丘に施す、是れを出來衣と爲す、何ん等か無主衣なる、若しは聚落中若しは空地に衣あり他の若しは男子若しは女人若しは黃門若しは二根に屬せず、是れを無主衣と爲す、何ん等を土衣と爲す、巷陌中若しは塚間若しは糞掃中に棄弊物有り、是れを土衣と爲す。

若し比丘塚間に新衣を得れば應に〔一一〕兩重に僧伽梨を、一重の欝多羅僧、一重の安陀會、二重の尼師檀を作るべし、復た次に欲すれば三重の僧伽梨、三重の尼師檀を作れ。若し比丘塚間に故衣を得れば應に四重に僧伽梨、二重の欝多羅僧、二重の安陀會、四重の尼師檀を作るべし。出來衣無主衣も亦是の如し、土衣は隨意に重を作すを聽す」と。

二、(1)佛舍衞國に在しき、〔一二〕摩伽羅母有り、毘舍佉と名づく、佛所に詣り頭面もて佛足を禮し却きて一面に坐せり、佛種種の因緣を以つて說法し示敎利喜し已りて默然したまへり、佛の說法し示敎利喜して默然したまふを知り已りて坐より起ち著衣を偏袒し合掌して佛に白して言せり。世尊願はくば佛及び僧我が明日の請を受けたまへと、佛默然として受けたまへり、佛の默然として受けたまふを知り已りて頭面もて佛足を禮し右繞して去り舍に還りて通夜種種多美の飮食を辦ぜり。佛是の初

〔九〕補帖。布切を以つて縫いつけつぎをすること。
〔一〇〕鉤。紐をつける所なり。

〔一一〕三衣重數。以下は三衣の重數を說く、故衣は二倍に重ね得るは裏をつける故なり。

〔一二〕摩伽羅母、毘舍佉(Visakhā Migaramātā)。普通毘舍佉鹿子母と云ふ、この物語り第十八卷(雨衣過量戒)にも出づ參照すべし。

遊行せんと欲すと、阿難勅を受け尋いで從へり、既に南山國土に到り時至りて乞食し、食し訖りて一樹の下に到り尼師檀を敷き結跏趺坐せり。是の時近き山に好稻田有り、畦畔齊整す、佛阿難に告げたまへり、汝彼の稻田の畦畔齊整なるを見るや不やと、答へて言さく見ると、佛阿難に告げたまへり、此の深摩根衣を能く此の田に法りて衣を作るや不やと、阿難言さく能くすと、卽ち衣を以つて阿難に與へたまへり。阿難受け已りて小らく却き卽ち割截簪縫し中脊にて衣葉を兩向に[七]收襞し展張して佛に還し奉れり。佛讃じたまへり、善い哉善い哉、此の衣割截是の如く作し法に應ずと。佛南山國土より衣鉢を持して王舍城に向ひたまひ到已りて是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり、「今日より割截衣を著するを聽す、割截衣を著せずして聚落に入ることを得ず、若し入れば突吉羅罪を得」と。

(4)佛諸比丘に居士施衣を著するを聽したまひ諸居士婆羅門有信の施者多く僧に衣、欽婆羅、拘執、雜色氈を施し諸比丘多衣を畜へたり。佛諸比丘の多衣を畜へ多衣の行道を妨ぐるを知りたまひ齊限を作さんと欲したまひ阿難に告げて言へり、吾れ維耶離國に向ひて遊行せんと欲すと、阿難勅を受け尋いで從ひ既に到り[八]冬節八夜に會値し寒風竹を破れり。佛時に一割截衣を著し初夜空地に經行したまへり、初夜過ぎ中夜來るに佛身寒く阿難に告げたまへり、第二割截衣を持し來れと、阿難卽ち衣を取りて佛に授け佛衣を取りて著したまひ中夜に空地にて經行したまへり、中夜過ぎて後夜來り佛身寒く阿難に告げたまへり、第三の割截衣を持ち來れと、阿難卽ち衣を授け佛衣を取りて著し空地に經行したまへり。佛思惟したまへり、諸比丘爾所の衣にて足ると、是の夜過ぎ已りて佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり「今より三衣を聽す、少なるべからず多なるべからず、若し少しく畜ふれば突吉羅罪を得、若し多く畜ふれば尼薩耆波逸提罪を得」と。

(5)一比丘有り糞掃衣比丘有り、佛戒を結したまふを聞けり、割截衣せざる衣を著して聚落に入る

【七】收辟衣。おりたたむなり。

【八】冬節八夜云云。註十の二四參照。

耆婆深摩根衣の價直百千なるを持して佛に奉上らんと欲し頭面禮足し一面に立ちて佛に白して言さく、我れ王大臣を治すれば皆我れに願を與ふ、今は佛を治せり願はくば世尊我れに一願を與へたまへと、佛耆婆に告げたまへり、多陀阿伽度阿羅訶三藐三佛陀已に諸願を過ごせりと、佛に白して言さく可得の願を我れに與へたまへと、佛耆婆に告げたまへり、汝何ん等の願を索むと、耆婆言はく、大德是の深摩根衣價直百千なり、願はくば佛受けて著したまへ憐愍の故にと、佛默然として受けたまへり、佛の默然として受けたまふを知り卽深摩根衣の價直百千なるを以つて佛に上り頭面もて佛足を禮して去れり。佛是の事を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて諸比丘に告げたまはく、今日耆婆我れに價直百千の深摩根衣を與ふ「今日より若し比丘に是の如き衣を施す者有れば隨意に取りて著するを聽す、今日より若し比丘糞藪衣を著すを欲すれば著すを聽す、若し居士施衣を著せんと欲すれば亦著するを聽す」と。

(3)佛王舍城に在しき、是の時洴沙王象輿に乘り淸旦に王舍城を出で佛を見んと欲せり、王佛を信じ恭敬する(故に)、時に外道梵志有り、道に從ひて來れり、王遙かに見て是れ沙門なりと謂ひ便ち御者に勅し象を任せしめ下りて禮拜せんと欲せり、大臣王に問へり、何ん等を作さんと欲したまふと、王言はく比丘を禮し來らんと欲すと、大臣言はく、大王是れは佛弟子に非ず外道梵志のみと、王羞愧せり。王御者に問へり、今往いて佛に見みんと欲す、此れを去ること幾許を乘ず可く何處に下る可きやと、御者具さに答へたり。到り已りて頭面もて佛足を禮し一面に坐して佛に白して言さく、世尊願はくば僧衣をして外道の衣と異ならしめ分別すべくせしめたまへと、佛告げたまへり、大王何を以つての故に衣を異らしめんと欲すと、王是の事を以つて具さに佛に白せり、佛王の爲に說法し示敎利喜したまひ(王)佛を禮して去れり。

時に阿難佛の後ろに侍して扇を執り佛を扇げり、佛顧みて阿難に語りたまへり、我れ南山國土に

【六】深摩根衣。深摩根は巴利の Siveyyaka(尸毘國產の)音寫なるべし、四分律五分律には單に貴價衣と云ふ。

巻の第二十七（四誦之七）

七法中衣法第七の上

(7)衣[一]法（四一九b）

一、(1)佛王舍城に在しき、五比丘佛に白せり、應に何ん等の衣を著すべきと、佛言はく應に般[二]藪衣を著すべしと。

(2)佛王舍城に在しき、佛身冷濕し[三]下藥を服するを須ひたり、佛阿難に告げたまへり、我が身冷濕す、是の事汝自ら知ると、阿難教を受け耆婆藥師の所に往いて耆婆に語りて言はく、佛身冷濕して下藥を服す須し、是の事汝自ら知ると、耆婆言はく長老還り去れ我れ後に隨ひて往かんと。耆婆思惟せり、佛德尊重なり、木藥苦藥を進めて餘人の法の如くすべからず、當に青蓮華以下の藥草を取り之れを熏じて持し用ゐて佛に上るべしと、即ち青蓮華以下の藥を取り熏じて作り已り持して佛所に詣り頭面禮足し佛に白して言さく、是れ[四]優鉢羅華を熏じて以つて下藥とす以つて身を治すべし、願はくば佛これを受けたまへ、此の藥一たび嗅げば十たび下し二嗅すれば二十下し三嗅すれば三十下すと。佛受け已りて默然したまへり、耆婆還らんと欲し具さに阿難に侍病の節度を敎へて去れり。佛其の藥を一嗅して十下し、二嗅して二十下し、三嗅して二十九下せり、耆婆明識時に數復た來り佛を瞻て問訊せり、世尊下を審らかにしたまはずや不やと、佛言はく向きに汝の藥を嗅ぎて二十九下せりと。耆婆佛身の病未だ盡きざるを知り佛に白して言さく、須く少しく暖水を飲みたまふべし、飲み已れば更に一下したまはんと、是の如く隨順して三十下に滿てり。耆婆家に還り隨病藥飲食、軟飯、粥、羹を辦じたり、[五]伽羅の藥を嘗めたまひ所須を奉進するに起居輕利にして復患苦無く佛瞻力を得て還た本色に復したまへり。

【一】衣法（civarakkhandhaka）。四分律は第六、巴利律は第八、五分律は第五犍度とす。

【二】般藪衣（paṃsukūla）。糞掃衣なり、翻梵語第十に「譯曰羊毛」と云ふは誤りなり。

【三】下藥（virecana）、吐瀉劑なり。

【四】優鉢羅華（uppala）。青蓮華なり。

【五】伽羅。分量を示す語kalāのことか。

るを得るや不と、佛言はく、得ずと。是の[一〇五]三種藥惡捉すれば口に受くるを得るや不やと、佛言はく、得ずと。是の三種藥手に受け口に受け不病にて服するを得るや不やと、佛言はく得ずと。是の三種藥手に受け口に受け病にして服するや不やと、佛言はく得と。七法中醫藥法第六竟る。

【一〇五】惡捉。同上七〇參照。

是の如き等種種の葉食すべし、是れ葉佉陀尼なり、何ん等か磨食なる、稻、大麥、小麥、是の如き等の種種是れ磨佉陀尼食なり、何ん等か果食なる、[九四]菴羅果、[九五]閻浮果、[九六]波羅薩果、[九七]鎮頭佉果、[九八]那梨耆羅果、是の如き等の種種是れ果佉陀尼なり。何ん等か五種の[九九]蒲闍尼食なる、一に飯、二に麨、三に糒、四に魚、五に肉なり、是の如き五種蒲闍尼食なり。何ん等か五種の似食なる、糜、粟、穬麥、莠子、迦師是の如き等種種を是れ似食と名づく。未だ漉さざる漿汁は是れを時藥と名づく。[一〇〇]時分藥とは淨く漉せる漿汁是れを時分藥と名づく。[一〇一]七日藥とは酥、油、蜜、石蜜是れを七日藥と名づく。[一〇二]盡形藥とは五種の根藥なり、何ん等か五種なる、一に舍利二に薑三に附子四に波提毘沙五に菖蒲根なり、是の藥は盡形壽共房に宿するも無罪なり。五種の果藥[一〇三]呵梨勒、鞞醯勒、阿摩勒、胡椒、蓽茇羅は盡形壽共房に宿せ、五種の鹽有り、黑鹽、紫鹽、赤鹽、鹵土鹽、白鹽は盡形壽共房舍に宿せ、五種の樹膠藥有り、興渠、薩闍羅、荼帝夜、帝夜波羅、帝夜槃那は盡形壽共房に宿せ、五種の湯、根湯、莖湯、葉湯、華湯、果湯は盡形壽共房に宿せ。

是の四種藥なる時藥、時分藥、七日藥、盡形壽藥を若し卽日に時藥時分藥七日藥盡形藥を受け若し一處に和合すれば此の藥時に應に服すべく非時に服すべからず、時藥力の故に。若し卽日に時分藥七日藥盡形藥を受け是の藥を一處に和合すれば是の藥時分に服すべく時分を過ぎて服すべからず、時分藥力の故に。若し卽日に七日藥盡形藥を受け是の藥を一處に和合すれば七日に服すべく七日を過ぎて服すべからず、七日藥力の故に。盡形藥は隨意に服せ。

若し卽日に時藥の不淨なるを受け、時分藥七日藥盡形藥を受け一處に和合すれば服すべからず、卽日に時分藥の不淨なるを受く、七日藥盡形藥を受け一處に和合すれば服すべからず、卽日に七日藥の不淨なるを受け盡形藥を受け一處に和合すれば服すべからず。

(4)長老優波離佛に問へり、是の三種藥、時分藥七日藥盡形藥是の三種藥を[一〇四]擧宿するは口に受く

【九四】菴羅果(ambaphala)。
【九五】閻浮果(jambuph.)。
【九六】波羅薩果(phārusaka-ph.)。
【九七】鎮頭佉果 (tinduka)。柿なり。
【九八】那梨耆羅果。明らかならず。
【九九】蒲闍尼食。以下註十三の二〇以下參照。
【一〇〇】時分藥。夜分藥とも云ふ。註七の五三參照。
【一〇一】七日藥。註同上五四參照。
【一〇二】盡形壽藥。終身藥とも云ふ、註七の五五參照。
【一〇三】阿梨勒。以下註十七の五以下參照。
【一〇四】擧宿。註八の六九參照。

へば應に一切一由延に迎ふべし、若し迎へざる者は金錢五百を罰すと、阿難我れ五百の金錢を惜まず、親族の穆まざるを恐る、是れを以つての故に來るなりと。阿難手を執り牽きて佛所に至れり、到り已りて頭面もて佛足を禮し一面に立てり、阿難佛に白して言さく、是の盧芝は我が舊知識にして特に相親善す、佛に於いて信ぜず願はくば佛說法したまひ其をして開解せしめたまへと。爾の時世尊慈心を以つて感覆し彼れ卽ち信悟せり、尋いで說法を爲し示敎利喜したまへり、示敎利喜し已りて佛を禮して出で還りて本處に坐せり。諸人去りて久しからざる時佛坐より起ちて自房に向ひたまへり、盧芝佛に從ふと犢の母に隨ふが如し、佛房に入りて坐したまへり、盧芝佛足を禮し一面に坐せり、佛說法を爲し示敎利喜し卽ち坐より起ちて佛を禮して去り思惟せり、我れ何等の物を持して佛に上らんと、卽ち[八八]諸餅を以つて佛に奉れり、佛言はく、僧の與に分ち作せと、彼れ卽ち比丘に與ふ、比丘受けず、語りて言はく、佛未だ我れに餅を噉ふを聽したまはずと。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく「今日より餅を噉ふを聽す、何ん等か餅なる、若しは麵若しは大小麥餅、若しは豆餅、[八九]刻鏤餅、[九〇]重華餅なり、是の如き種種の淨餅有り一切噉ふことを聽す」と。

(3)佛波婆國より隨所に住し竟りて衣鉢を持して遊行し舍衛國に到りたまへり、諸比丘乞食し甘美の餚饍、乳、酪、酥、油、魚、肉、[九一]脯を得たり、諸比丘受けずして思惟せり、美飮食を乞へば或は罪に墮せんと。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく若し自ら乞はず檀越の施すは應に受くべし、「今日より僧に四種の藥を服するを聽す、何ん等か四種藥なる、一に[九二]時藥、二に時分藥、三に七日藥、四に盡形壽藥なり、[九二]時藥とは五種の佉陀尼五種の蒲闍尼五似食なり、何ん等か五種の[九三]佉陀尼なる、一に根食二に莖食三に葉食四に磨食五に果食なり、何ん等か根食なる、芋根、旋根、藕根、蘆菔根、蕪菁根なり、是の如き等の種種の根食すべし、何ん等か莖食なる、蘆菔莖、穀梨莖、羅勒莖、柯藍莖なり、是の如き等の種種是れ莖佉陀尼なり、何ん等か葉食なる、蘆菔、穀梨葉、羅勒葉、柯藍葉

【八八】餅。巴利律には ḍāka(一種の菜)と粉製の食物(piṭṭhakhādaniya)を施せりと云ふ、後者卽ち餅なるべし。
【八九】刻鏤餅。明らかならず。
【九〇】重華餅。註十三の一〇參照。
【九一】脯。ほしたる肉なり。
【九二】時藥。註七の五二參照。
【九三】佉陀尼。以下註十三の一五乃至一九參照。

言はく、我れ聞く、佛阿摩那國土より遊行して此れに來至せんと欲したまふと、此の中檀越の僧を供給する無く亦供養無し、汝鉢を持して城に入り胡麻、粳豆、小豆、磨沙豆を求め世尊に供養すべしと。其の子巧にして其の事を能くす、卽ち鉢を持して城に入り大いに胡麻粳米小豆磨沙豆を得たり、世尊既に到りたまへり、父子房舍を選擇し好坐具を布き卽ち種種の粥、胡麻油粥、乳粥、二種豆粥、清粥を辦ぜり、辦じ已りて佛及び僧に奉れり、諸粥太だ多く餘殘を一房舍內の地に棄てたり。佛食後に經行したまひ摩訶羅佛に從ひて彷徉せり、是の處に到りて地に粥の浪藉たるを見たまひ佛知つて故らに摩呵羅に問ひたまへり、何許より是の多粥を得たりや、檀越有りて與ふるやと、答へて言さく無しと、佛言はく、是れ衆僧の物なりやと、答へて言さく非と、佛言はく、何處より得たるやと、摩訶羅是の事を以つて具に佛に白せり。佛是の因緣を以つての故に僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛種種の因緣もて摩訶羅を訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ子に敎へて不淨事を作さしむるやと、佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に告げたまへり、「今日より五衆相敎へて不淨事を作さしむることを得ず、若し敎ふれば突吉羅を得、今日より前に工師なる時の種種の作具を畜ふるべからず、若し畜ふれば罪を得、若し先きに縫衣人にて針筒を畜ふるは不犯なり、先きに能書人にて筆筒を畜ふるは不犯なり、先きに銅作人にて鑽を畜ふるは不犯なり。

(2)佛阿頭佉國より衣鉢を持して[八六]波婆國に向ひて遊行したまへり、此の國中の諸豪族先きに要を作せり、佛來りて國に入りたまへば一切應に一由延に佛を迎ふべし、若し迎へざる者は五百金錢を罰すと。既に佛の來りたまふを聞き出で迎へたり、中に一豪族有り、[八七]盧芝第一力士と字づく、是れ阿難の舊知識なり、其の人佛に於いて信無し、阿難遙かに其の來るを見語つて言はく、盧芝汝來りて佛を迎ふること甚だ善しと、盧芝言はく、我れ佛を信じて迎ふるに非ず、我れ親族の法に順ふ故なりと、阿難言はく何んの法有りやと、答へて言はく我が親族先きに要法を作せり、若し佛來りたま

【八一】捨樓漿(Sālukap.)蓮根汁なり。
【八二】說波多漿。不明。
【八三】頗留沙漿(phārusakap.)。有部百一羯磨に蘡薁子の如し(葡萄に似る)と云ふも善見律には菴羅果に依ると云ふ。
【八四】蒲萄漿(muddikap.)。
【八五】阿頭佉國(Ātumā)。
【八六】波婆國(Pāvā)。
【八七】盧芝第一力士(Roja Malla)。末羅人盧夷なり。末羅を譯して力士と云ふ。(Mv. VI, 36 參照)。

言はく沙門瞿曇を守護せずやと、答へて言はく不と。仙人思惟せり、此の微雨輕風し雜華地に布くは乃ち是れ沙門瞿曇の力にして我が力に非ざるなりと。卽の時四大天王無數百千の眷屬と後夜に來り佛に見え頭面もて佛足を禮し一面に立てり、佛聖語を以つて四諦の法苦集盡道を說きたまひ二天王解して道を得二天王解せず、佛更に二天王の爲に[七二]駄婆羅語を以つて說法したまへり。

[七三]伊寗（苦諦）彌寗（習諦）多咃陀譬（盡諦）陀羅辟支（道諦）佛闍陀（知也）薩婆休（一切）嬪舍摩遮（滅求）薩婆多羅（離）一切毘樓利他咃欲（遠離）薩婆
休（一切）鞞羅地（不作）波跋（惡也）頭吃想姤（苦邊盡也）涅樓遮諦（如是說也）

是の二天王の一解して一解せず。佛復[七四]彌梨車語を作したまへり。

[七五]摩舍兜舍那舍婆薩多羅毘比諦伊數安兜頭却婆阿地婆地

と、四天王盡く解せり、示教利喜し已りて佛足を禮して去れり。

(5)佛漫陀耆尼池の岸上に於いて衣鉢を持して遊行し[七六]阿摩那國に向ひたまへり、是の結髮仙人は舊のごとく住せり、此の國深く佛を敬信して是の念を作せり、當に何物を以つて佛に奉上せんと、復た是の念を作せり、古昔仙人の受くる所の水の淨なるが如き八種の漿を當に以つて佛に奉らんと、卽ち此の衆多の漿を辦じ持し來りて佛に上れり、佛雞尼耶に告げたまはく、僧の與に分を作せと、卽ち比丘に與へたり、比丘言はく佛未だ我れに八種の漿を飲むを聽したまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、「今日より[七七]八種の漿を飲むことを聽す、何ん等か八なる、一に[七八]周梨漿、二に[七九]茂梨漿、三に[八〇]拘樓漿、四に[八一]捨樓漿、五に[八二]說波多漿、六に[八三]頗留沙漿、七に梨漿、八に[八四]蒲萄漿なり、水を以つて淨を作して應に飲むべし」と。

七、(1)佛阿摩那國より隨所に住し竟りて衣鉢を持して[八五]阿頭佉國に向ひたまへり、此の國中に父子の比丘有り、本剃毛鬚髮師を作せり、其の父摩呵羅佛の阿摩那國より遊行して阿頭佉國に到りたまふを聞けり、此の中檀越の僧に供給する無く亦供養無し、誰れが當に佛を供養せん、便ち兒に語りて

【七二】 駄婆羅(Damila, Davila. 梵 Dravida)。陀毘羅、陀毘茶、達羅毘茶、達羅弭茶等とも寫す、南印度の國名にして其の國言、呪語多く解し難しと云ふ、西域記十にも「語言文字少異中印度」と云ふ、又大部補註十には「婆沙云、天王作ニ是念一若佛爲レ我作ニ陀毘羅語ヲ說ニ四諦ヲ者我卽能解」と言ふ。

【七三】 この文原語明らかならず。

【七四】 彌梨車 (Mleccha)。彌離車、彌戾車とも寫す、胡族の種、垢濁種と譯す、續高僧傳四には迦果斯地の北にありと云ふ。

【七五】 この文又原語未詳。

【七六】 阿摩那國(Āpaṇa)。

【七七】 八種漿(aṭṭha pānāni)。八種の食料卽ち果汁なり。

【七八】 周梨漿(ambapānaṃ)? 菴羅汁卽ちマンゴー果の漿なり。

【七九】 茂梨漿。明らかならず、或は巴蕉汁(moeap.)か。

【八〇】 拘樓漿(Coeap.?)酸棗汁か。

(5)佛漸漸に遊行して頻闍山に到りたまへり、彼の頻闍山中に一夜叉鬼有り、優耽摩と字づく、舊くより彼の山中に在りて住す、此の鬼佛を信じ〔言〕心淨にて思惟せり、我れ當に何物を佛に上らんと、此の中唯だ葡萄有り即ち取りて佛に上れり、佛言はく、僧の與に分を作せと、彼れ即ち比丘に與へたり、比丘受けずして言はく、佛未だ我曹に葡萄を噉ふを聽したまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく今日より葡萄を噉ふを聽すと。時に大いに葡萄有り食し飽きて多く殘れり、諸比丘當に云何すべきを知らず、佛に白せり、佛言はく、壓汁を飲め、若し葡萄淨を作さず若しは汁中に水を以つて淨を作さざれば飲むべからず、若し葡萄淨を作し、汁中に淨を作さず、若しは汁淨を作し葡萄淨を作さざるは飲むべからず、葡萄も淨し汁も亦淨せるを應に飲むべしと。

(6)爾の時佛遊行したまひ集まれる人轉た多し、千二百五十の比丘有り、千の優婆塞、五百の乞殘食人、五百の作人、五百の乳牛、五百の乘車有り、佛此の罪を散じて即ち定に入らんと欲したまひ譬へば士夫の臂を屈伸するが如き頃に頻闍山より沒して漫陀耆尼池の岸上に現はれたまへり。岸上に[七〇]結髮仙人あり、[七一]鷄尼耶と字づく、先きに此に在りて住す、佛を見て起たず又問訊せず、亦坐を讓らず、佛も亦仙人と語言問訊したまはず、佛即ち漫陀耆尼池中に於いて足を洗ひ已り即ち岸上に於いて一樹の下に在り尼師檀を布き結跏趺坐したまへり。爾の時微雨地に灑ぎ輕風來りて掃ひ風種種の華を吹き彌漫して地に布けり、鷄尼耶思惟せり、微雨地に灑ぎ輕風雜華を吹きて地に布くは皆是れ我が力なり、是れ沙門瞿曇の力に非らざるなりと。是の夜多く過ぎたり、爾の時四大天王無數百千の眷屬と倶に佛に來向せんと欲せり、時に四青衣鬼神有り、仙人に來向し四邊に在りて住せり、仙人眼を開き之れを見て問へり、汝は何人ぞと、諸鬼神言はく我れは青衣鬼神なりと、言はく何を以つて來ると、言はく相守護せんと、問ふて言はく何を以つて守護すと、鬼神言はく今夜多く過ぎたり、四大天王當に無數百千萬の眷屬と佛所に來至たまふ、此の中儻し鬼神の相觸擾する有らんと、仙人

【七〇】結髮仙人（Jatila）。苦行外道の一種、髮を結ぶ故に云ふ。

【七一】雞尼耶。前の雞泥耶と同じ、註六十三を見よ。

摩國中にて盡形壽供養を受けたまへ、我れ當に佛の爲に千二百五十の房舍、千二百五十の床榻、被褥、拘執を作り好粳米の王の所食を以つて世尊及び比丘僧を供養すべしと、佛聚落主に告げたまへり、汝の心淨信なること我れに於いて已に足る、諸有の是の如き善男子信に依つて法中に住す、我れ憐愍して應に度すべし、長く汝の請を受くるを得ずと、佛居士の爲に偈を說き呪願したまへり。

若し天祠中に在りては　供養の火を最と爲し　婆羅門の書中には　薩鞞帝を最と爲し　一切諸人の中には　帝王の尊きを最と爲し　一切江河中には　大海の深きを最と爲し　諸星宿中には　明月第一最なり　一切照明中には　日光の曜を最と爲し　十方天人中には　佛の福田を最と爲す

と、佛呪願し已りて坐より起ちて去り諸弟子に勅して次第に出でしめたまひ婆提城より衣鉢を持して[六三]頻闍山に向ひたまへり。

(4)民大居士佛の爲の故に五百人を遣はし五百の乳牛、五百の乘車を以つて粳米及び隨飯羹の王の食する所のものを載せ使人に語りて言はく若し佛無聚落の只處に在りて宿したまふ時は汝五百の乳牛を𣫍りて粳米蘇乳の糜を作り和するに黑白石蜜を以つて佛に上れと。五百人民大居士の語を受け佛無聚落處に在りて宿したまへば五百人卽ち乳を𣫍りて糜を作り佛に上れり、佛言はく僧の與に分を作せと、卽ち僧に與ふ、僧受けずして是の如く思惟せり、是の食具我らを以つての故に送り來り已に擧宿し不淨なりと。是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、比丘二種の請あり、一は卽日食、二は冷食なり、若し卽日に二請を得れば應に自ら一請を受け一請を人に與ふべし、若し冷請を得れば隨つて施す所を隨つて受けよ、淨を隨つて受くる有り不淨を隨つて受くる有り。淨を隨つて受くとは謂はく五種の佉陀尼、五種の蒲闍尼食、五似食なり、不淨を隨つて受くとは此の不淨淨を得て當に受くべきを言ふ。

【六九】　頻闍山(Viñjha)。

民大居士坐より起ち叉手合掌して佛に白して言さく、世尊願はくば佛及び僧我が舍に宿を受けたまへと、佛默然として之れを許したまへり。既に許可を蒙り卽ち佛足を禮して家に還り房舍を摒擋し所有を除去し灑掃清淨し僧幡を懸け雜色の綾羅を蓋し衆の名香を燒き種種の花を布し金床、銀床、頗梨床、紺琉璃床各千二百五十を辦じ是の如く思惟せり、此の四寶床若し受けざれば一當に一を受くべしと、又千二百五十の金瓶を辦じ湯水を盛り千二百五十の使人を一比丘一人を給し一切辦じ已りて使を遣はして佛に白せり、唯聖時を知りたまへと。佛晡時衣を著し鉢を持して大衆と俱に居士の舍に向ひたまへり、千二百五十の沙門に居士千二百五十の使人を給し一比丘に一人を給し門外に在りて洗浴せり、居士は自ら佛を浴したてまつれり、一時浴訖りて其の舍に入りたまへり。居士千二百五十の金床を以つて佛に奉るに佛受けたまはず、次に銀床、頗梨、紺琉璃床各千二百五十を以つて佛に奉るに盡く受けたまはず、居士更に淨床を布き細氈、拘執、欽婆羅、雜色綾羅を以つて淨床上に布き大衆坐し訖れり、自ら澡水を行じ非時漿及び含消藥を奉進し卽ち起ちて種種の餚饍飲食を辦具せり。又金鉢、銀鉢、頗梨鉢、紺琉璃鉢各千二百五十を辦じ是の如く思惟せり、若し受けざれば一當に一を受くべしと、又復た金盤、銀盤、頗梨盤、紺琉璃盤各千二百五十を辦じて是の如く思惟せり、若し受けざれば一當に一を受くべしと。辦じ訖りて佛に白せり、時到れりと、佛及び僧坐を定めるや自ら澡水を行じ佛に千二百五十の金盤を奉れり、佛受けたまはず、次に銀盤、頗梨盤、紺琉璃盤各千二百五十を奉れり、佛盡く受けたまはず、更に木盤銅盤を奉るに卽ち爲に之れを受けたまへり。復千二百五十の金鉢を以つて佛に奉るに佛受けたまはず、次に銀鉢、紺琉璃、頗梨鉢各千二百五十を以つて佛に奉るに佛受けたまはず、諸比丘に告げたまへり、我れ先きに兩種の鉢鐵瓦を聽せり、八種の鉢を畜ふるべからずと。居士の供施已に訖はり自ら澡水を行じ食畢りて鉢を攝め一小床を持して佛前に在りて坐し佛の說法を聽かんと欲し復佛白して言さく、願はくば我が是の修

(3)佛是の諸國に從ひて遊行し婆提城に到りたまへり、精舍有ること無く城北に林有り號して勝葉と曰ふ、其の樹欝茂し其地平博なり、世尊大衆と中に於いて止頓りたまへり。民大居士佛の已に到るを聞けり、其の人先世に佛及び僧を供養し善根を種え正見に近づく宿因の力の故に能く今世に無漏智を得、善根力に追はるる爲に便ち自ら思惟せり、我れは此の國に於いて人の宗敬する所富樂第一なり、我れ若し佛を看ざれば人當に謂ふべし、我れ慳貪にして費を惜むと。卽ち諸人に告げたり。諸人先きに要令を作せり我れ自ら思惟す、此の要不全なり、我れ寧ろ五百の金錢を輸せんと、諸人言はく何事を以つての故にと、答へて言はく我れは此の國に於て富樂第一なり、若し佛を看ざれば人當に謂ふべし、我れ慳貪にして費を惜むと。諸人民大居士を宗重す、其の債を負ふ者有り、供給を蒙る者有り、錢を輸せんと欲するも敢へて取る者無し、諸人言はく何んぞ要を破するを須ゐん、皆當に共に去くべしと。一切倶に行き到り已りて頭面もて佛足を禮し一面に坐せり、佛居士の爲に隨意に說法し遠塵離垢を得諸法眼生じ法を見法を得法を知り信淨し疑を度し、他を信ぜず他に隨はず疑悔を除き初果中に住し無所畏を得たり。坐より起ち頭面もて佛足を禮して言はく、大德我れ佛に歸依し法に歸依し僧に歸依したてまつる、我れを是れ佛弟子と證知したまへ、今日より盡形壽三寶に歸依したてまつると、居士卽ち使を遣はして五福德人を喚び語りて言はく、佛大師此に在す、宜しく速時に來るべしと、使到りて具さに情事を告げたり。此の五人も亦先世に佛を供養し善根を種え正見利根に近づく宿因力の故に能く今世に無漏の智慧を得、善根力に追はれ卽ち佛所に到りて頭面もて佛足を禮し一面に坐せり、佛五人の爲に隨意說法したまへり、亦遠塵離垢を得諸法眼を生じ法を見法を得法を知り、信淨し疑を度し他を信ぜず他に隨はず、疑悔を除き、初果中に住し無所畏を得たり。坐より起ち頭面もて佛足を禮して言はく、我れ佛に歸依し法に歸依し僧に歸依したてまつる、我れを是れ佛弟子なりと證知したまへ、今日より盡形壽三寶に歸依したてまつると。

れば一切自恣に給與して故の如く盡きず。是れ民大兒婦の大福德なり。民大居士の奴何ん等の大福德有る、民大居士の奴若し犁を持し一たび出耕する時七壟成就す、是れを民大居士奴の大福德と爲す。民大居士の婢何ん等の大福德有る、民大居士婢一切の穀麥を舂磨し倉に還輸す、一切閻浮提の人米麵の爲の故に來れば一切自恣に米麵を給與して故の如く盡きず、是れを民大居士婢の大福德と爲す。

(2)是の時民大居士憍慢心を生ぜり、一切閻浮提に福德にて人の我れに勝るもの無しと、是の民大居士及び婆提城中の人は皆な是れ外道の弟子なり、是の諸外道聞けり、沙門瞿曇蘇摩國土より遊行し來り婆提城に向ふと。是の外道輩相率ゐて集會し城に入り民大居士の前に至りて佛及び僧を毀れり、是の人滿し難く養ひ難く多欲無厭なり、是の沙門瞿曇は千二百五十の比丘と倶に、千の優婆塞、五百の乞殘食人と一聚落より一聚落に至り城より城に至る、譬へば霜雹蝗虫の賊人民穀麥を殘害するが如く其の所至の處に人の家業を破る、今來りて復た我輩を殘毀せんと欲すと。時に民大居士卽ち惡心を生じ共に要令を作せり、一人も往つて瞿曇に見ゆるを聽さず、若し往いて見る者は城中の人に五百の金錢を輸すべしと。是の時民大居士諸人に問うて言はく、是の沙門瞿曇は人與ふるを欲せざるや不や、強ひて索むるや不やと、諸人言はく強ひて索めずと、又問ふ、王勅して與ふるや不やと、答へて言はく不と、又問ふ、是の人に與へざれば復害を作すや不やと、諸人言はく不と、是の居士言はく云何んが與ふるやと、答へて曰はく自ら信じ自ら欲し自ら愛し自ら心清淨の故に與ふと、是の居士言はく、若し沙門瞿曇は人與ふるを欲せず、強ひて奪はず、王勅して與へず、若し與へずして傷害を作さず、法として應に是の人に與ふべし、福德力の故に、爾許の衆人をして樂を得しむ、是の如き人の福德必ず我れに勝らんと、是の時民大居士未だ佛を見ずして便ち憍慢心除けり。

【六八】七壟。壟は、うねくろ(畔)なり。

種種の因縁もて訶し已り是の事を以つて佛に白せり、佛是の因縁を以つて僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたへまり、諸比丘に問ふ、汝實に是の事を作すや不や、諸比丘言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因縁もて諸比丘を訶したまへり。云何んが比丘と名づけ佛飢餓時に諸比丘を憐愍して小食を受け竟りて後食し食し已りて木果池物を持ち出すを聽すに諸比丘豐時にて乞食得易きに本飢餓時の如くし淨食戒の比丘に違するやと、是の時佛種種の因縁もて訶し已りて諸比丘に告げたまへり、「今日より本飢餓時に諸比丘を憐愍する爲めに小食を受け已りて後食し食し已りて木果池物を持ち出すを聽す如く飢餓時に淨なる如きは食すべからず、若し食すれば波逸提を犯ず」と。

六、(1)佛毘耶離に在しき、隨所に住し竟りて衣を著け鉢を持して 修摩國[六六]に向ひて遊行したまへり、此の國に二城有り、一を婆提城と名づけ二を蜜城と名づく、婆提城中に六大福德人有り、何ん等か六なる、一居士を民大[六七]と名づけ二は民大婦、三は民大兒四は民大兒婦五は民大奴六は民大婢なり。何ん等が民大居士なる、大福德民大は少しく金銀、琉璃、珠寶を持して市肆中に坐し若し諸の宗族、五親、知識、朋友、一切の閻浮提人の金銀琉璃珠寶の爲に來れば是の居士坐處を起たずして能く求むる者をして所須の寶物を自恣せしめ故の如く盡きず、是れを民大居士の大福德と爲す民大居士の婦何ん等の福德有る、若し民大居士の婦食時に若し一切閻浮提の人來る、飲食の爲の故に、一切諸人に自恣に飽滿せしめ食故のごとく盡きず、是れ民大居士婦の大福德なり。民大居士の兒何ん等の大福德有る、其の兒倉庫に入り寶藏中にて上向を看るに孔有るを觀見し譬へば車轂の如く錢財寶物上より流下し寶藏卽ち滿つ、是れ民大居士兒の大福德なり。民大居士兒の婦何ん等の大福德有る、其の兒婦華香、瓔珞、諸雜塗香、好衣、上服を持して中庭に至り床上に座し舅姑及び夫に奉らんと欲するに坐處を未だ起たず、若し一切閻浮提の人來る、華香瓔珞諸雜塗香好衣上服の爲に來

【六六】修摩國(Sumbhu)。

【六七】民大(Meṇḍaka)。

と、彼即ち諸比丘に與ふ、諸比丘言はく、我曹食し竟りて殘食法を受けずと、諸比丘云何んするを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今日より飢饉には諸比丘若し食し竟りて殘食法を受けずして木果を食するを聽す、若しは胡・桃・栗・枇杷・更らに是の如き種種の木果有れば是れを一切食することを聽す」と。

(4)長老舍利弗熱血病となり、藥師語りて言はく、應に池物を食すべしと、舍利弗言はく、佛未だ我れに池物を食するを聽したまはずと、佛白せり、佛言はく「今日より池物を食するを聽す」と。長老大目犍連、漫陀耆尼池[六四]中に至り藕を取れり、大なること人の髀の如く極美にて、淳淨なる白蜜の如く其の汁乳の如し、以つて舍利弗に授く、舍利弗問へり、何處より得來ると、目連言はく、漫陀耆尼池中に至りて得來ると、舍利弗言はく是の池は非人處なり、何誰か汝に授く、目連言はく、非人我れに授くと。舍利弗言はく佛未だ我れに非人の授くる食を噉ふを聽したまはずと、佛に白せり佛言はく「諸比丘今日より非人の授くるを食ふを聽す」と。是の池物多く得來り食して殘を諸比丘に與へたり、諸比丘受けず、諸比丘言はく我れ食し竟りて殘食法を受けずと、諸比丘云何んするを知らず、佛に白せり、佛言はく「今日より飢餓時に諸比丘食し竟りで殘食法を受けずして池物を噉ふを聽す。何等か池物なる、若しは蓮根、蓮子、菱芡[六五]、雞頭子、是の如き種種の池物を噉ふを聽す」と。

(5)佛故のごとく毘耶離に在しき、先きに飢餓時に諸比丘を憐愍して小食を受け已りて後に食し食し已りて木果池物を持ち出すを聽したまへり、諸比丘豐時にて乞食得易きに本飢餓時の如くし淨食戒の比丘に違す、是の時諸の比丘の少欲知足にして頭陀を行ずる者訶責せり、何を以つて比丘と名づけ佛飢餓時に諸比丘を憐巡し小食の時受け已りて後ち食し、食し已りて木果池物を持ち出すを聽したまひ諸比丘豐時にて乞食得易きに本飢餓時の如くし淨食戒の比丘に違するやと。是の時諸比丘

【六四】漫陀耆尼池(Mandakini)。

【六五】菱芡。菱はひしぐさ、芡はみづぶきなり、共に水に生ずる草なり。

五、(1)佛故のごとく毘耶離國に在しき、是の時飢餓にして乞食得難し、一居士有り佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として請けたまへり、佛の受けたまふを知り已つて坐より起ち頭面もて佛足を禮して歸り種種多美の飮食を具せり。時に國吉日にて淸晨に衆僧大いに猪肉乾飯を得たり、諸比丘受けて思惟して噉はんと欲せり、居士供具已でに辦じ床座を敷きて人を遣して佛に時到れるを白せり、是の時僧は其の舍に入り佛は自房に住して食分を迎へたまへり。僧坐し訖りて自ら澡水を行じ食を下せり、食し已つて澡漱し鉢を攝め一小床を持して僧の前に坐し說法を聽かんと欲せり、上座說法し已り次第に出づ。諸比丘食し訖りて[六一]殘食法を受けず、[六二]小食を先きに精舍門にありて受く、云何んするを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、「今日より是の如き飢餓時には比丘若し食し竟りて小食を先きに受くれば殘食法を受けずして噉ふを聽す」と。何等か小食を受くる、諸比丘早起し受けて食せざる是れなり。

(2)佛故のごとく毘耶離に在しき、是の時飢餓にして乞食得難し、一居士有り、佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、佛受けたまふを知り已つて坐より起ち頭面もて佛足を禮し家に還り種種の餚饍を具し辦じ已りて床褥を敷き人を遣はして佛に時到れるを白せり、爾の時僧は其の舍に入り佛は自房に住して食分を迎へたまへり。居士衆僧に白せり、大德是の施を早く辦ぜよ、僧等飽食すれば殘は持し去り須臾にして更らに食すべしと、諸比丘食飽きて居士の言の如く殘食を持して去る。諸比丘食し竟りて殘食法を受けず、所持の殘食を當に云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、「今日より飢餓時には食し竟りて殘食を持し去り若しは殘食法を受けずして食するを聽す」と。何等が是れ食を持して去る、諸比丘食し竟りて殘食を持ち去る、是れを食を持して去りて食すと名づく。

(3)仙人有り[六三]雞泥耶と字づく、木果を取りて佛に奉れり、佛言はく、雞泥耶、僧の與に分を作せ

【六一】殘食法。本律第十三卷譯三の(2)の本文及び註三十、三十一參照。
【六二】小食。前食卽ち朝食のことなり。
【六三】雞泥耶(Keniya)。下に出づる如く結髮行者なり。

是の事を以つて佛に言せり、佛言はく「今日より淨地羯磨を作すを聽さず、若し作せば突吉羅罪を犯ず、先に作せる者は應に捨すべし」と。

(2)佛毘耶離城中に在しき、一大將有り[五七]師子を字づく、大富多錢にして穀帛田宅寶物豊足し種種の福德成就せり、其の人本是れ外道の弟子にして佛法中に於いて始めて信心を得好肥肉を以つて時時に僧に施せり。外道嫉妬心を以つて譏嫌訶責せり、沙門釋子は[五八]正に爾る應き耳、人の故らに殺を爲すに噉ふ、何を以つての故に、師子肥衆生を殺し肉を以つて時時に僧に施すと。諸比丘の少欲知足にして頭陀を行ずるもの是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり、三種の不淨肉を噉ふべからず、何ん等か三なる、若しは見若しは聞若しは疑なり。云何んが見なる、自ら是の生の我が爲に命を奪はるを見る、是の如く見るなり。云何んが聞なる、可信人の邊にて是の生は故らに汝の爲に殺さると聞く、是の如く聞くなり、云何んが疑なる、因緣有る故に疑を生ず、是の處屠兒無く自死無し、是の主人惡なり、能く故らに我が爲に命を奪はんと、是の如く疑ふなり、是の三種の不淨肉は噉ふべからず。[五九]三種の淨肉は噉ふを聽す、何ん等か三なる、[六〇]若しは眼に見ず耳に聞かず、心に疑はざるなり。云何んが不見なる、自ら眼に是の生の故らに我が爲に命を奪はれるを見ず、是の如く見ざるなり。云何んが不聞なる、可信の優婆塞人の邊に是の生の故らに我が爲に命を奪はるるを聞かず、是の如く聞かざるなり、云何んが不疑なる、心中に緣有りて疑の生ずること無なし、是の中屠兒家有り自死者有り是の主人善し、故らに我が爲めに命を奪はずと、是の如く疑はざるなり、是の三種の淨肉は噉ふを聽す。復次ぎに諸天祀有り、象走りて極まる所、馬走りて極る所、鳥飛んで極る所の閃摩婆羅薩祀、尼羅伽羅祀の天祀中非天祠中に分陀利華を以つて彼の中に祠る、天祠の肉は不淨なり、沙門釋子噉ふべからず、何を以つての故に、是の諸天祠は客作の爲の故なり。

【五七】師子(Siha)。

【五八】正應爾耳。釋子は是の如きは當然なり、(彼等に正法なき故に)の意が、或は耳は耶の誤寫にて「爾るべきや」と見るべきか。

【五九】三種淨肉(tikoṭiparisuddhaṃ macchamaṃsaṃ)。

【六〇】不見不聞不疑。(adiṭṭhaṃ asutaṃ aparisaṅkitaṃ)。

人中には　轉輪王を最と爲し　一切諸江河には　大海の深きを最と爲し　諸星宿中には　月を第一最と爲し　一切照明中には　日光の曜を最と爲し　十方天人中には　佛の福田を最と爲す

と、佛偈を說き竟りて坐より起ちて去りたまへり。

四、(1)佛阿那伽賓頭國中に在しき、夏住已りて衣鉢を持して毘耶離城に向ひたまへり、時に[五五]諸利昌輩佛の越祇に遊行して是の毘耶離城に來らんと欲したまふを聞き衆人佛及び僧の爲の故に種種の餚饍を具せり、佛到りたまひて久しからずして非時に雲起こり諸飲食露地に在り天雨れり、諸利昌阿難に語れり、我が諸利昌佛及び僧の爲に種種の飯食を設け露地に在り天雨る我れ當に云何んすべきと、時に阿難諸利昌と倶に佛所に詣り頭面禮足し一面に立てり。阿難佛に白せり、是の諸利昌佛及び僧の爲の故に種種の飯食を具し露地に在り天雨り諸利昌云何んすべきを知らずと、佛阿難に告げたまへり、一房舍に於いて應に[五六]淨地羯磨を作すべし、云何んが作すべき、僧一心に和合し一比丘唱へよ、「大德僧聽きたまへ、某甲の房舍に淨地を作らん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲の房(舍)に淨地を作らん」。是の如く白し白二羯磨し、

「僧某甲房舍に淨地を作り竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に是の事、是の如く持す。」と。

房中に淨地を作り竟りて飲食の具を舍內に著き飯を煮羹を作り餅を作り肉を煮たり、諸外道妬嫉機嫌して言はく、是の禿居士舍內に飲食を作る、諸居士內に庫藏、食簞、食厨有り、諸沙門釋子は自ら善好有德と言ひ而も舍內に亦庫藏食厨有り、白衣と何んの異ぞと。諸比丘の少欲知足にして頭陀を行ずるもの是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり、「今日より僧坊外にて食を作れ」と。僧坊外にて食を作るに煙火起こり露地に多人見來りて飯食を索め比丘各各の分を與へ僧食をして少なからしめたり、

【五五】利昌。離車族(Licchavi)のことなり。

【五六】淨地羯磨。淨地(kappiyabhūmi)とは僧園の一、都地をとりて定めたる厨房の地なり、この地を選定することを淨地羯磨と云ふ。(Mv. VI,33參照)。

り使を遣はして佛に白せり、衆具已に辨じぬ、唯聖時を知りたまへと。佛食後に衣を著し比丘僧と倶に其の舍に到れり、一比丘に一人を給し門外に於いて洗浴し象師は自ら佛身を浴せり、一比丘の浴する頃の如く千二百五十人一時に皆竟り、佛及び僧倶に其の舍に入れり、象師千二百五十の金床を以つて佛に奉れり、佛受けたまはず、次に銀床頗梨床、紺琉璃床を奉るに盡く皆受けたまはず、四寶床を却け更に淨床を布き細氈、拘執、欽婆羅、雜色陵綺布を以つて淨床上に布き佛及び衆僧坐し訖れり、自ら澡水を行じ　非時漿[五四]及び含消藥を奉り即ち夜に於いて種種の餚饍を辦具し又金鉢、銀鉢、頗梨鉢、紺琉璃鉢各千二百五十を辨じ是の如く思惟せり、若し受けざれば一當に一を受くべしと、又金盤、銀盤、頗梨盤、紺琉璃盤各千二百五十を辨じ是くの如く思惟せり、若し受けざれば一當に一を受くべしと、供具已に辦じて佛に白せり、唯だ聖時を知りたまへと。佛及び僧坐し訖はり自ら澡水を行じ千二百五十の金盤を以つて佛に奉れり、佛受けたまはず、次に銀盤、頗梨盤、紺琉璃盤を奉るに盡く皆受けたまはず、即ち四寶の盤を却けて更に木盤銅盤を奉り佛即ち之れを受けたまへり。次に千二百五十の金鉢を以つて佛に奉るに佛受けたまはず、次に銀鉢、紺琉璃鉢各千二百五十を以つて佛に奉るに佛受けたまはず。佛諸比丘に語りたまへり、我れ先きに已でに二種の鉢を聽す、若しは鐵若しは瓦なり、八種の鉢は畜ふべからずと。象師佛及び僧の食し訖るを見て自ら澡水を行じ鉢を攝し已りて一小床を持して佛前に在りて坐し說法を聽かんと欲し復佛に白して言さく、願はくば佛我が阿那伽賓頭國中に盡形壽住するを受けたまへ、我れ佛の爲に千二百五十の房舍、千二百五十の床榻、被褥、拘執、臥具を作らん、是くの如き粳米飯、飯羹は王の食する所の者に隨ふを以つて佛及び僧を供養せんと。佛言はく聚落主汝心信淨なること我に於いて已に足る、汝等諸善男子の如く度すべき者衆し、獨り汝の請を受くることを得ずと、是の時佛偈を說いて言はく。

若し天祠中に在りては　供養の火を最と爲し　婆羅門の書中には　薩鞞帝を最と爲す　一切諸

【五四】非時漿(vikālapānaṁ)。非時即ち正午以後初夜まで飲むことを得る果漿なり、夜分藥とも云ふ。

くべからずと其の人佛に白せり、比丘受けず願はくば佛勅有りたまへと、佛鉢及び刀を與へ割きて之れを分たしめたまふに千二百五十の比丘皆鉢に滿たすを得一瓶の石蜜猶故のごとく未だ盡きず、佛に白せり、佛言はく重ねて與へよと、猶故のごとく盡きず、佛言はく千の優婆塞及び五百の乞殘食人に與へよと、猶故のごとく盡きず、佛言はく重ねて與へよと、仍つて盡すべからず、一切皆瓶に足りて蜜故の如し。象師佛に白せり、衆已に飽足せり、此の諸瓶の蜜用ひて何ん等を作さんと、佛言はく聚落主我れ人若しは天若しは魔若しは梵天若しは世間衆生及び沙門婆羅門の是の石蜜を食し能く消して身を助くる者有るを見ず、佛及び僧を除く、汝石蜜を擔ひて棄てて無草地無虫水中に著けと、象師言はく爾せんと、即ち佛の敎の如く諸瓶の蜜を擔ひて棄てて無虫水中に著けり、是の石蜜より火烟出で水沸き聲震せり、譬へば竟日火にて燒熱せる鐵を投げて水中に著き烟出で水沸きて聲震するが如し、象師此の二種の神力を見て佛に向ひて意喜び心信淸淨となり佛德を重んずるを知り其の心軟伏せり、佛其の心を知りて意に隨ひて說法したまひ(象師)遠塵離垢を得諸法眼を生じ法を見法を得法を知り法を淨し疑を度し、他を信ぜず他に隨はず疑悔を除き初果中に住し無畏を得坐より起ち頭面もて佛足を禮し佛に白して言さく、世尊我れ今佛に歸依し法に歸依し僧に歸依したてまつる、我れを是れ優婆塞として憶持したまへ、今日より盡形壽殺生せず、願はくば我が食後住處請を受けたまへと、佛默然として受けたまへり、佛の受けたまへるを知り已りて頭面もて佛足を禮し佛を遶ること三匝して去れり。家に還りて大堂、重閣、四合舍、廳舍、小房舍を摒擋[五三]し種種の所有を除去し灑掃淸淨し雜色の繒幢を懸け衆の名香を燒き種種の花を布し金、銀、頗梨、紺、琉璃の床各千二百五十を敷き是の如く思惟せり、此の四寶の床を若し受けざれば一(人)當に一(床)を受くべしと、千二百五十の金瓶を辦じ渇水を盛り千二百五十の使人を一比丘に一人に給せり、一切の房舍の地に軟氍、拘執、欽婆羅、雜色綾羅を布し處處の寶瓶に水を盛り諸香、酥燈一切辦じ已

【五三】摒擋。おほひかくすなり。

人の中には　轉輪王を最となし　一切諸江河には　大海の深きを最と爲し　諸星宿中には　月を第一最と爲し　一切照明中には　日光の曜を最と爲し　十方天人中には　佛の福田を最と爲す

佛偈を説き竟り坐より起ち去りたまへり。

(5)佛越祇國中に在りて遊行し阿那伽頻頭國中に向ひたまへり、外道の弟子有り舊象師にして毘羅吒と名づく、大富多財にして穀帛充溢し田宅寶物悉く皆な豐足し無量の福德成就せり、此の一國の人盡く皆邪見なり、佛の當に來るべしと聞きて相率ゐて集會し象師の所に至り城中の人に向ひ種種に佛及び僧を毀せり。沙門瞿曇は滿し難く養ひ難く多欲無厭なり千二百五十の比丘、千の優婆塞五百の乞殘食人を將ゐて聚落より聚落に至り城より城に至る、霜雹蝗虫の人の穀を殘賊するが如く經過する所の處人の家業を破り次第に復た我等を利せざらんと欲すと。象師及び城中の人惡心轉た生じ共に要令を作せり、沙門瞿曇來至するも往いて看るを聽さずと。佛其の國に到りたまふに國に精舍無し、城北に林有り勝葉婆と號す、其の樹欝茂し其の地平博なり、世尊大衆と其の中に止頓りたまへり。象師佛の已に到りたまへるを聞けり、其の人先世に佛を供養善根を種え正見利根に近づけり、宿因力の故に能く今世に無漏智を得善根力の爲に追はれ便ち自ら思惟せり、我れは此の國人に於いて宗敬さるる所、尊貴第一なり、若し佛を看ざれば人當に我れ費を惜むと謂ふべしと、諸人言はく今瞿曇を見る何を以つて供養せんと、答へて言はく石蜜なりと、諸人言はく、沙門瞿曇は滿し難く養ひ難く多欲無厭なり、若し千二百五十瓶を以つて中に石蜜を滿すも盡く受けて讓らずと、象師大富にして重費を計らず、即ち千二百五十人を將ゐて千二百五十瓶を負ひ石蜜を佛に奉れり。佛聚落主に告げたまへり、衆僧に分與せよと、此の人思惟せり、果して人の語るが如く多く受けて讓らずと、即ち一瓶を以つて一比丘に與へたり、諸比丘受けずして言はく是の蜜太だ多し、我れ受

り二月越祇國に遊行したまふ、阿耆達諸供具を齎らして追ひて佛の後に隨へり。若し乏少の時は當に供養を設くべしと、越祇の諸人聞き已りて相率ゐて集會し共に要令を作せり、若し佛を請ずること有れば皆當に日日に前食、後食、怛鉢那を備具し乏少せしむること無く異人をして其の中に間錯せしむること莫れと。阿耆達佛の宿處を知り輒ち食具器物を齎し先きに往いて施設して言さく、我れ當に今日施すべし、若しは明日若しは後日にと、諸越祇人聽さず語りて言はく、汝は長夜に惡邪にして是れ佛の怨家なり、故らに佛及び僧を惱ます、今他意を悅ばせんと欲するが故に是の如き語を作す、我れ當に今日施すべし、若しは明日若しは後日にと、汝何んの事か有らん、爾許す時佛及び僧をして毘羅然國に三月馬麥を噉はしめ而も今急急に施日を求めんと欲すと。婆羅門是の語を聞きて慚愧交懷し一面に在りて立ちて看たり、衆僧何ん等か少しくば我れ當に之れに與ふべしと、時に粥無きに値へば卽ち種種の粥、酥粥、油粥、胡麻粥、乳粥、小豆粥、[五四]磨沙豆粥、麻子粥、淸粥を辦ぜり、辦じ已りて佛に奉れり、佛婆羅門に告げたまへり、僧の與に分を作せと、卽ち比丘に與ふ、比丘受けずして言はく佛未だ我れに八種の粥を食するを聽したまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく「今日より八種の粥を食するを聽す、[五一]粥に五事有りて身を利す、一には飢を除く、二には渴を除く、三には氣を下す、四には脚下の冷を却く、五には宿食を消す」と。

婆羅門思惟せり、我れ四月安樂自娛し二月沙門瞿曇を逐ふ、我れ一人を以つて諸國事を廢す、今此の供具多く盡くす可らず、且れ當に地に布きて佛及び僧をして足を以つて上を踏みて卽ち是れを受用せしめんと、具さに所懷を以つて佛に白せり、願はくば佛受用したまへと、佛婆羅門に告げたまはく、汝の言ふ所の如くするを得べからず、此れは是れ食物なり應に口を以つて受用すべしと。

佛婆羅門を遣らんと欲し卽ち爲に偈を說きたまへり。

[五一]若し天祠中に在りては　供養の火を最と爲し　婆羅門の書中には　[五二]薩鞞帝を最と爲す　一切諸

【五〇】磨沙豆（māsa）。隱元豆なり。

【五一】粥の五種功德。巴利律、僧祇律には十利とす。（Mv. VI, 24, 5.6）。

【五二】薩鞞帝（梵 sāvitrī）。註十四の二十八參照。尚この偈巴利律には次の如く有り。

Aggihuttamukhā yaññā, sāvittī chandaso mukhaṃ, rājā mukhaṃ manussānaṃ, nadīnaṃ sāgaro mukhaṃ, | nakkhattānaṃ mukhaṃ cando, ādicco tapataṃ mukhaṃ, puññaṃ ākaṅkhamānānaṃ saṃgho ve jayataṃ mukhan ti. (Mv. VI. 35, 8) 火祠を祭祠の第一とし、薩鞞帝を吠陀頌の最上、王を人間中の最第一、海を諸水の最上とす、月は諸星中の第一、日は照り輝くものの最上たり、善業を望みて供養するものに取りて最第一なるは僧伽なり。

り、汝阿耆達婆羅門に白して知らしむべし、阿難外に在りと、守門者思惟せり、阿難は吉と名づく、清旦に之れを聞く云何んぞ白せざらんと、時に阿耆達早起し沐浴して白淨の衣を著け獨り中堂に坐せり、守門の者入りて王に白して言はく阿難外に在りと、婆羅門の相法吉と名づくれば則ち吉なりとす、名を信じて淨を求む、卽ち語りて前ましむ、阿難前み已りて卽ち喚んで坐せしめたり、時に間小らく默して阿難に問へり、阿難何事を以つて來ると、答へて言はく、佛我れを遣はして來りて汝に語らしめたまふ、夏三月汝の國界に住して安居せり、安居已に竟り餘國に遊行せんと欲すと。婆羅門驚きて阿難に問へり、瞿曇沙門毘羅然國に夏住するやと、阿難言はく然りと、婆羅門言はく、云何んが住するを得阿誰か供給せりやと、阿難言はく窮苦の理極まれり、佛衆僧と三月馬麥を食したまへりと。是の時婆羅門始めて自ら覺悟して念ぜり、前に佛並に及び僧を夏四月請じ供具を充備し、如何んが佛及び僧をして三月馬麥を食せしめしや、惡聲醜名諸國に流布し當に言ふべし、阿耆達長夜に惡邪にして佛法を憎嫉し佛及び僧を惱まし乃ち困極せしむと。卽ち阿難に語れり、沙門瞿曇をして懺悔して留まることを得べきや不やと、阿難言はく得ずと、是の婆羅門憂愧愁惱し熱悶して地に躄せり、時に諸宗親水を以つて面に灑ぎ扶け起して乃ち蘇れり、親里喩して言はく汝愁憂すること莫れ、我れ當に汝の與に瞿曇に懺謝し當に留住したまはんことを請ふべし、若し住するを肯きたまはざれば當に飯食を齎して後に隨ひて之れを逐ひ乏少の時供養すべしと。婆羅門及び諸宗親共に往いて佛に詣り懺して留りたまはんことを請へり、佛便ち思惟したまへり、我れ若し受けざれば彼れ當に熱血を吐きて死すべしと、佛憐愍の故に七日を請ずるを受けたまへり、婆羅門思惟せり、此の供具夏四月を俟つ、云何んが七日にて能く盡くさんと。

佛自恣竟りて越祇國に往いて二月遊行せんと欲したまへり、越祇國の人佛の當に來りたまふべきを聞き各供具を設けたり、[四九]一日二日一施兩施し二月を畢るまで次第に作さしめ竟らんと。佛自恣竟

【四九】一日二日一施兩施云云。第十四卷には「我れは今日、汝は明日と、是の如く次第して二月を竟らんと」とする。

佛を敬するの情深く是の如く思惟せり、佛は王種たり、常に餚饍を食したまふ、此の飯麁惡安んぞ能く身を益せんと、念じ已りて行水して飯を授け佛の之れを食したまふを見悲哽交懷けり、佛其の意を知り之れを解釋せんと欲したまへり、汝能く此の飯を噉ふや不やと、阿難言さく能くすと、受けて以つて之れを食するに滋味非常なり、實に是れ諸天味を以つて之れに加ふるなり、欣悅無量にして悲哽卽ち除けり。佛食し訖り阿難澡水を行じ手を洗ひ鉢を攝めて佛に白して言はく、今日一女人有り我れ飯を作るを倩ふに肯かず傍に一女有り倩はざるに作れりと、佛言はく、阿難是の女飯を作るを肯かずして得べき所を得ず、若し卽ち作れば此の功德報ひて應に轉輪王の第一夫人を作るべし、倩はざるに作る者は此の福無量にして飯福を假らずして此の福已に大なりと。

是の時世尊の宿行未だ除かず、一時の中佛僧を共に毘羅然國にて馬麥を噉ひたまふを知る者有る無し、魔王化して諸比丘と作り飯食充滿し盈長を齎らして行き出でて諸國に向へり、路に相逢ふ者從ひて來れる所を問ふ、答へて言はく、毘羅然國より來ると、諸居士言はく、佛彼に於いて住したまふ、四供養有りや不やと、答へて言はく、彼に常に大會有り餚饍有りて盈長す、我れの持する所の者は卽ち是れ彼の遺餘なりと。爾の時世尊宿行已に畢り十六大國咸聞けり、世尊五百の比丘と與に毘羅然國にて三月馬麥を食したまへりと、爾の時諸國の貴人長者居士大富[四八]薩薄衆の供具種種の餚饍を備へ車駄に盈溢し道を塡ぎて來り餉を世尊に奉れり。自恣七日に至るに垂として未だ訖らず、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、自恣に幾日在る有りやと、阿難言せり、餘り七日有りと、佛阿難に告げたまへり、汝行いて城に入り阿耆達に告げよ、佛汝に語りたまへり、我れ汝の國に於いて夏安居し竟り餘國に遊行せんと欲すと、諸比丘言さく、世尊是の人佛と衆僧に何んの恩德有らん、此に在りて安居し窮困理極まれり、而も之れに別を與ふるやと、佛言はく此の婆羅門に恩分無しと雖も賓主の宜理應に別を與ふべしと。阿難勅を受け一比丘と俱に其の門下に到り守門の者に告げた

【四八】薩薄衆。第十四卷に商人衆と譯す、註二十五の十三參照。

げ一手にて地を仄し諸比丘をして自ら取つて噉はしめん、願はくは聽許せられんと。佛言はく汝大神力有りと雖も諸比丘惡行の報熟し一も移轉すべからずと皆な聽したまはず。

是の國清涼にして水草豐美なり、波羅奈國人有り水草を逐ひて馬を放ち肥えしめんと欲し丁に來りて此の處に到れり馬子[四七]佛を信じ心淨にして諸比丘の乞食極苦にして得難きを見て言はく、諸長老汝等辛苦するやと、諸比丘言はく極めて辛苦すと、彼れ言はく我等汝の極めて飢餓するを知る我等糧食盡き正に馬麥のみ有り、汝能く噉ふや不やと、諸比丘言はく佛未だ我れ等に馬麥を食するを聽したまはずと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく馬は看馬人に屬す、若し是の諸牧馬人能く好草鹽水を以つて馬を食へば此の麥自在に受くべしと。是の馬五百匹有り、比丘五百に少なきこと一なり、一馬麥二斗を食す、一比丘に一斗を給し一斗を馬に與へたり、中に良馬有り麥四斗を給す、二斗を佛に給し二斗を良馬に與へたり。阿難佛分を取り並に自ら分を取り持して聚落に入り一女の前に於いて佛を讚じて言はく、姉妹佛に是くの如き念・定・智慧・解脫・知見・大慈・大悲有り、一切智人にて身に三十二相八十種好有り、紫磨金色にして頂に圓光有り、大梵音聲あり視るもの厭足無し、若し出家せざれば當に轉輪聖王と作るべく猶日出づるが如く當に七寶及び千子有るべし、我と汝等と屬せざる者無し、今出家して阿耨多羅三藐三佛陀を得未だ度せざる者を度せしめ未だ解せざる者を解せしめ未だ滅度せざる者を滅度せしめ生老病死憂悲苦惱を除きたまふ。小因緣有りて此れに在りて安居したまふ、汝能く此の麥を持して佛の爲に乾飯を作るや不やと、女言はく、大德阿難我れ家中多務多事にして爲に作ることを得ずと、傍らに一女人有り佛の功德を聞きて卽ち敬心を生ぜり、是くの如き人は世に希有とする所なりと、阿難に白して言せり、麥を持し來る可し、我れ爲に飯を作らん、今日より汝の分も我れ亦當に作るべし、更に軟善智慧の持戒比丘有れば我れ亦與に作らんと。女卽ち飯を作りて持して阿難に與へたり、阿難

【四七】馬子。第十四卷には牧馬人とし巴利律には馬商人とす。

を說きたまふ、諸根靜然容貌端正にして紫金山の如し、既に到りて問訊し退きて一面に坐す、佛與めに說法し示教利喜したまひ、示教利喜し已りて默然したまへり、卽ち坐より起ち著衣を偏へに袒ぎ合掌して佛に言さく、願くば我が請を受け[四三]夏坐一時したまへ、幷びに比丘僧もと、佛[四四]本行因緣の必ず應に報を受くべきを念じたまひ是の事を以つての故に默然として是れを受けたまへり。既でに許可を蒙り卽ち起ちて佛を遶ること三匝して去り本國に還歸し佛及び僧の爲めに諸の供具種種の餚饍を辨じ以つて三月を俟ち守門の人に勅せり、我れ今一夏安樂に自娛せん、外事は好醜一も白すを得ずと、守門のもの勅を受けて一に其の敎への如くす。佛已でに安居の時到り僧を集めたまへり、僧を集め已りて諸比丘に告げたまはく、今より往いて毘羅然國に詣らんと、諸比丘言はく、敬しんで佛の敎への如くせんと、佛五百の大衆と倶に其の國に入りたまへり、其の國信邪にして先きに精舍なし、城北に林有り號して勝葉波と曰ふ、其の林鬱茂し其の地平博なり、世尊大衆と其の中に止頓りたまふ、此の邑狹隘邊鄙にして最も陋なり、民窮し信少なく乞食得難し、佛便ち僧を集めたまへり、僧を集め已りて諸比丘に勅したまへり、汝等當に知るべし此の邑窮隘にして叉多く不信なれば乞食得難し、若し此れに於て安居せんと欲する者は住せ、不ざる者は意に隨へと、衆中にて是の時舍利弗一人[四五]阿牟迦末迦山に往いて安居し天王釋及び其の後阿須羅女の請にて夏四月天食の供養を受く、時に佛五百に少なきこと一比丘なると與に毘羅然國に於て安居したまへり、彼の國の諸居士及び婆羅門少信心を以つて佛及び僧を供養し五六日に滿ちて便ち止み諸比丘乞食極苦にして得難し。

時に長老大目揵連佛に白せり、樹有り[四六]閻浮提と名づく、閻浮提は因つて以つて名と爲す、我れ此の樹果を取りて大衆を供養せんと欲す、呵梨勒林、阿摩勒林有り、鬱單曰に自然の粳米有り、忉利天の食修陀味普く皆取りて以つて大衆に供せんと欲す、甘地味有り我れ一手を以つて諸衆生を擎

【四三】夏座一時。一夏の安居をしたまへの意なり。

【四四】本行因緣云云。前世の業報により次に說く如き報を受くることなり。

【四五】阿牟迦末迦山。第十四卷には不空道山と云ふ amoghamagga の音寫なり、故に原本の未迦山は誤りにて三本及び宮本の如く末迦山とすべきなり。

【四六】閻浮提。以下註十四の十三以下參照。

行じ手に自ら食を下せり、阿難先きに食し佛の食分を迎ふ、佛患差へて未だ久しからず飯大いに熟せず阿難思惟せり、世尊若し食すれば儻ち冷患を發せんと、即ち薪火を持して祇桓の門間に於て煮熟せり時に佛彷徉經行して見たまひ知つて故らに問ひたまへり、阿難汝何等を作すやと、答へて言さく、飯大いに熟せず世尊若し食したまへば先患を動ずるを恐れ我れ今更に煮ると、佛言はく、善哉善哉阿難是の食を是の如く更に煮るは法に應ず、「今より食生なれば[四〇]更らに煮るを聽す、若し生食なれば火淨し已つて煮ることを聽す、云何んが火淨と名づく、乃至火の一たび觸るゝなり」と。

(1)佛舍衞國に在しき。一比丘有り、痔を病む、藥師の阿帝利瞿妬路と名づくる者刀を以て[四一]大行處を割けり、時に祇桓の門間に近く露現の處に治し苦痛身を切る、時に佛祇桓に入らんと欲したまふ、藥師遙かに佛の來りたまふを見合掌して佛の是の處を看たまはんことを請へり、佛言はく惡口人中阿帝利瞿妬路は之れ最大一なり乃ち如來を請ひて是くの如き處を示すと、「今より大行處を示語すべからず、若し示語すれば罪を犯す、今より大行處を刀治するを聽すべからず、若し〔刀〕治すれば偸蘭遮罪を犯す」と。

(4)[四二]佛故のごとく舍衞國に在しき、毘羅然國に波羅門王有り、阿耆達と字づく、是の王小因緣の事有り來りて舍衞國に到り一居士の舍に宿し居士に問うて言はく、是の中額し高德沙門婆羅門の大衆の師と爲り人の宗重する所の者有りや不や若し有れば我れ當に時時に往いて問訊せん、我が心或ひは清淨を得んと、居士言はく、沙門瞿曇釋子有り出家し信淨にして鬚髮を除し袈裟を著し阿耨多羅三藐三佛陀を得、汝若し時時に能く往いて問訊せば汝の心或ひは清淨を得んと、婆羅門言はく、沙門瞿曇今何處に在りや、我れ往いて見んと欲すと、答へて言はく、今祇樹給孤獨園に在す見んと欲すれば便ち往けと。即ち其の言の如く往いて見ゆ、世尊林樹の間に在りて大衆に圍遶され上妙の法

【四〇】更煮(punapāka)。煮返しなり。

【四一】大行處。肛門なり。

【四二】以下の物語り殆んど全同にて第十四卷(與外道食戒)に出づ、巴利律序品その他にも出づ、以下註十四の十一以下を參照すべし、ここに十一の語を註せず。

丘と名づけ佛未だ蛇肉を噉ふを聽したまはざるに而も噉ふやと、訶し已りて是の事を以つて具さに佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて訶責したまへり、云何んが比丘と名づけ蛇肉を噉ふや、若し諸龍沙門釋子蛇肉を噉ふと聞けば心に喜ばず、何を以つての故に、蛇は龍の類なるが故に、佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今より[三三]蛇肉、蛇脂、蛇血、蛇筋を噉ふべからず若し噉へば突吉羅罪を得、若し蛇骨を噉ふは無罪なり。

三、(1)佛舍衛國に在しき、佛の身中に[三四]冷氣起る藥師言はく應に[三五]三辛粥を服すべしと、佛阿難に告げたまへり、三辛粥を辦ぜよと、阿難勅を受け卽ち舍衛城に入り胡麻、粳米、[三六]摩沙豆、小豆を乞ひ合煮し三辛を和し粥を以つて佛に上れり、佛知つて故らに問ひたまへり、阿難に問ふ、誰れか是の粥を煮ると、答へて言さく、我なりと、佛阿難に告げたまへり、汝是の粥を持して棄て無草地、無蟲水中に著け、何を以つての故に、若し外道、梵志是の如き事を見れば必ず是の語を作さん、諸沙門釋子師在るの時漏處の法を出すと、阿難勅を受けて卽ち粥を持して無草地、無蟲水中に著けり。佛是の因緣を以つて僧を集め僧を集め已りて諸比丘に語り告げたまへり、「今より大比丘の煮たる食を噉ふべからず、若し噉へば突吉羅罪を得、[三七]內宿、內煮、[三八]內宿外煮、外宿內煮、[三九]自煮を噉ふべからず、若し噉へば突吉羅罪を得」と。

(2)佛舍衛國に在しき、一居士有り、佛及び僧を明日の食に請ぜり、佛默然として受けたまふ、居士佛の受けたまふを知り已りて座より起ち頭面もて佛足を禮し佛を繞りて去り家に還りて種種の餚饍多美の飮食を辦じ床、坐褥を敷き使を遣はして佛に白せり、食具已に辦ぜり、唯聖時を知りたまへと、僧は其の舍に到り佛は自房に住して食分を迎へたまへり。居士僧の坐し訖るを見て自ら澡水を

【三三】 蛇肉(ahimaṃsaṃ)。

【三四】 冷氣、巴利律には腹風疾(udaravātābādha)と云ふ。

【三五】 三辛粥(tekaṭulayāgu)。次に說く如く胡麻(tila)米(taṇḍula)豆(mugga)の三味を混じて作れる粥なり、三種藥粥とも云ふ。

【三六】 摩沙豆。註十四の二五參照。

【三七】 內宿。註十三の六〇參照。

【三八】 內煮(anta pakkaṃ)。界內にて食を煮るなり。

【三九】 自煮(sāmaṃ pakkaṃ)。自ら食を煮ること。

訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ馬肉を噉ふや、若し梵摩達王沙門釋子馬肉を噉ふと聞けば心に喜ばず、何を以つての故に、馬は是れ官物なるが故にと。佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に告げたまへり、「今より[三二]馬肉、馬脂、馬血、馬筋、馬骨を噉ふべからず、若し噉へば突吉羅罪を得」と。

(4)佛故のごとく波羅奈國に在しき、是の時飢餓にして乞求得難く諸貧人、象子馬子牛子客、燒死人人、除糞人皆狗を殺して噉へり。諸比丘時至り其の家に到りて乞食せり、諸人言はく、大德此れに飯無く麨〔飯〕糒無く正に狗肉有り、汝能く噉ふや不やと、諸比丘言はく汝等能く噉ふ、我れ何を以つて能く噉はざらんと、卽ち狗肉を與へ諸比丘持し去れり、餘比丘問ふ、此れは是れ何んの肉なると、答へて言はく狗肉なりと。諸比丘種種の因縁もて訶せり、何を以つて比丘と名づけ佛未だ狗肉を噉ふを聽したまはざるに而も噉ふやと、訶し已りて是の事を以つて佛に白せり。佛是の因縁を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と。佛種種の因縁もて諸比丘を訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ狗肉を噉ふや、汝等若し貴人の邊に至らんに若し貴人來りて汝を看若し沙門釋子狗肉を噉ふと聞けば則ち汝を棄捨し去らん、汝は栴陀羅の如しと、佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今より[三三]狗肉、狗脂、狗血、狗筋、狗骨を噉ふべからず。若し噉へば突吉羅罪を得」と。

(5)佛故のごとく波羅奈國に在しき、時に世飢餓にして乞求得難し、諸貧賤人、象子馬子牛子客、燒死人人、除糞人有り、皆蛇を殺して噉へり、諸比丘時至り其の家に到りて乞食せり、諸人言はく大德此れに飯無く麨無く糒無く正に蛇肉有り、汝等能く噉ふや不やと、諸比丘言はく汝等尙能く噉ふ、我れ何を以つて能く噉はざらんと、卽ち蛇肉を與へたり、諸比丘持し去り、餘比丘問へり、此れは是れ何んの肉なると、答へて言はく蛇肉なりと、諸比丘種種の因縁もて訶責せり、云何んが比

【三二】馬肉(assamaṃsaṃ)。

【三三】狗肉(sunakhamaṃsaṃ)。

(2)佛故のごとく波羅奈國に在しき、是の時飢餓にして乞求得難く象大いに疫死せり、諸貧賤人、象子馬子、[二八]牛子の客、燒死人人、除糞人有り、皆象肉を噉ふ。諸比丘時到り其の家に到りて乞食せり、諸人言はく大德我れは此れに飯無く麨糒無く正に象肉有り、汝能く噉ふや不やと、答へて言はく汝等尚ほ噉ふ、我れ何を以つて噉はざらんと、卽ち象肉を與へ諸比丘持し去れり、餘比丘問へり、此れ何んの肉なると、答へて言はく象肉なりと。諸比丘種種の因緣もて訶せり、何を以つて比丘と名づけ佛未だ象肉を噉ふを聽したまはざるに而も噉ふやと、訶し已りて是の事を以つて具さに佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ、汝實に是の事を作すや不やと、諸比丘言さく實に作せり世尊と。佛種種の因緣もて諸比丘を訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ象肉を噉ふや、若し[二九]梵摩達王沙門釋子象肉を噉ふと聞けば心に喜ばず、何を以つての故に、象は是れ官物なる故にと、佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に告げたまへり、「今より[三〇]象肉、象脂、象血、象筋を噉ふべからず、若し噉へば突吉羅罪を得、若し象骨を噉ふは無罪なり」と。

(3)佛故のごとく波羅奈國に在しき、是の時飢餓にして乞求得難く馬大いに疫死せり、諸貧賤人、象子、馬子、牛子の客、燒死人人、除糞人有り、皆馬肉を噉ふ。諸比丘時到り其の家に到り乞食せり、諸人言はく大德此れに飯無く麨糒無く正に馬肉有り、汝等能く噉ふや不やと、諸比丘言はく汝等能く噉ふ我れ何を以つて噉はざると、卽ち馬肉を與ふ、諸比丘持し去り餘比丘問へり、此れは是れ何んの肉なると、答へて言はく馬肉なりと、諸比丘種種の因緣もて訶責せり、何を以つて比丘と名づけ佛未だ馬肉を食ふを聽したまはざるに而も噉ふやと、訶し已りて是の事を以つて佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて諸比丘を

【二八】 牛子客。明らかならず、或は牛子を飼ふ傭人か。

【二九】 梵摩達王 (Brahmadatta)。

【三〇】 象肉 (hatthimaṃsaṃ)。

より起ち偏袒右肩し合掌して佛に白して言さく、世尊我が明日の請食を受けたまへ、並に比丘僧もと、佛默然として受けたまへり、佛の默然として受けたまへるを知り已りて頭面もて禮を作し佛を繞りて去り通夜多美の飲食を辦具せり、辦じ竟りて晨朝座を布き使を遣はして佛に白せり、食具已に辦ぜり唯聖時を知りたまへと、佛衣を著し鉢を持して大衆に圍繞され往いて其の家に到り衆中に在りて坐したまへり。優婆塞大衆の坐し竟るを見て自ら澡水を行じ澡水を行じ已りて自手に飲食隨意に所須を與へたり、大衆食し訖はり手を澡ぎ鉢を執り一小床を持して佛前に在りて坐し佛の說法を聽かんとせり。佛知つて故らに傳婆塞に問ひたまへり、摩訶斯那優婆夷何處に在りやと、答へて言さく、大德摩訶斯那優婆夷病苦痛く一室中に在りて臥し行來すること能はずと、佛言はく優婆塞汝去きて摩訶斯那優婆夷に語れ、佛汝を呼ぶと、優婆塞、優婆夷の邊に到り語りて言はく佛汝を呼びたまふと、是の時優婆夷聞き喚びて歡喜し瘡卽ち差えて平復せり、優婆夷言はく汝我が師の是の如き大神力有るを看るや、汝我れに語りて佛汝を呼びたまふと言へり、是の時我が身患卽ち差えて平復せりと、夫婦の是の如く佛の神力を蒙るを見て歡喜心を生じ倶に佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に坐せり。佛二人の信心歡喜を知り意に隨ひて說法したまひ優婆夷は斯陀含道を得優婆塞は須陀洹道を得たり、佛二人の與に更に要法を說き善心卽ち生ぜり、示敎利喜し已りて佛坐より起ちて去り還りて精舍に到り是の因緣を以つて僧を集めたまへり。僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、病比丘に問ふ、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく、實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて訶責したまへり、何を以つて比丘と名づけ人肉を噉ふやと。佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今日より人肉[二七]、人脂、人血、人筋を噉ふべからず、若し噉へば偸蘭遮を犯ず、人骨を噉ふは無罪なり、今より小因緣もて肉を索むべからず、若し食時に肉を得れば應に問ふべし、是れ何ん等の肉なると、若し問はざれば突吉羅罪を得」と。

【二七】人肉（manussamaṃ-saṃ）。巴利律に人脂人血等の語なし、象肉等も同じ。

富饒にして錢穀田宅寶物豐足し種種の福德成就せり、佛法僧を信じ見諦得道して[二六]佛及び僧を請じて夏四月病人の飮食藥湯を供給し所須を自恣せしむ。一比丘有り病みて下藥を服し肉を須ふ、諸看病人に語りて言はく汝去りて摩訶斯那優婆夷の所に詣り是の如き語を作せ、一比丘有りて病む下藥を服するに肉を須ふと、看病人卽ち摩訶斯那優婆夷の所に往いて語りて言はく、一比丘有りて病む、下藥を服するに肉を須ふと、優婆夷卽ち物を持して婢に與へ肉を買ひて看病人に與へしむ、婢物を持して遍く波羅奈城中に肉を求めて得ること能はず、王波摩達殺を斷ずる故なり、還りて大家に語りて言はく、王殺を斷じ我れ遍く求むるも得ること能はずと、優婆夷思惟せり、何を以つて辛苦すること是の如き、我れ佛及び僧を請じ夏四月所須を自恣せしむ、一比丘病み下藥を服するに肉を須ふるも得ること能はず若し肉を得ざれば或は當に病を增さんと。是の如く思惟し已りて利刀を捉り室に入り自ら髀肉を割きて婢に與へ汝能く熟煮し比丘に與へよと、婢煮し竟り看病人に與へたり、看病人持し去り水を以つて病比丘の手を洗ひ肉を持して病比丘に與へたり、病比丘是れ何の肉なるやを知らず便ち食す、病是れに從つて差ゆるを得たり。摩訶斯那優婆夷瘡痛極患し、出入坐起すること能はず、其の夫小因緣事有りて在らず、行還して其の婦を見ず卽ち問へり、摩訶斯那優婆夷那くに去くやと、家人言はく病苦痛く一室中に在りて臥し坐起すること能はずと、其の夫邊らに到りて問へり、汝何の苦痛ありや、風熱、冷病爲るやと、優婆夷廣く上事を說けり。

其の夫聞き已りて大いに瞋りて忍びず信ぜず、何んの緣にて爾るや、沙門釋子時を知らず籌量せず、若し施者量を知らざれば受者應に量を知るべし、乃ち我が婦をして苦痛是の如く坐起すること能はざらしむと。瞋りを含みて佛に詣れり、佛時に大衆の與に圍繞され說法したまひ遙かに優婆塞の來るを見たまへり、漸く佛に近づき大慈力を感ずるを以つて彼の瞋恚漸く息み淸淨心を生じ頭面もて佛足を禮し一面に坐せり、佛爲に說法し示敎利喜し示敎利喜し、已りて默然したまへり。便ち坐

【二六】以下註十七の四參照。

(7)佛舍衛國に在しき、長老[19]犂離越、[20]石蜜を作るに若しは麵若しは細糠若しは焦土若しは[21]炱煤を合して煎ずるを見る、見已りて諸比丘に語れり、諸長老是の石蜜は若しは麵若しは細糠若しは焦土若しは炱煤を合して煎ず、過中に噉ふべからずと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、犂離越に問ふ、汝實に石蜜を作るに若しは麵若しは細糠若しは焦土若しは炱煤を合して煎ずるを見諸比丘に過中に噉ふべからずと語れりや不やと、答へて曰く實に爾り世尊と。佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり「今より石蜜を作るに若しは麵若しは細糠若しは焦土若しは炱煤を合して煎ずるを聽す若し中前なれば應に噉ふべし[22]中を過ぎて噉ふを得ず」と。

(8)佛舍衛國に在しき、時に長老舍利弗風を病みて冷ゆ、藥師言はく[23]蘇提羅漿を服すべしと、舍利弗言はく佛未だ我れに蘇提羅漿を服するを聽したまはずと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、「今より蘇提羅漿を服するを聽すと」。長老優波離佛に問へり何等の物を用つて蘇提羅漿を作るやと、佛言はく、大麥の麁皮を去り破らざるを以つて少しく煮一器中に著き湯に浸し酢ならしめ晝受けて晝服し夜受けて夜服すべし、時分を過ぎて服すべからず」と。

(9)佛故の如く舍衞國に在しき、時に長老舍利弗熱血病す、藥師言はく首盧漿を服すべしと、舍利弗言はく佛未だ我れに首盧漿を服するを聽したまはずと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく首盧漿を服するを聽すと、長老優波離佛に問へり何等の物もて首盧漿を作ると、佛言はく、若しは[24]蘖を若しは磨し若しは擣き油に合して等分に水を以つて之に和し酢ならしめ時に服すべく非時に服すべからずと。

二(1)佛波羅奈國に在して大衆と共に夏安居したまへり、是の中優婆夷有り[25]摩訶斯那と字す、大

【一九】犂離越(Kankhā-Revata)。

【二〇】以下巴利律に「具壽カンカーレヴタ中途に製糖場に立ちより糖中に粉(piṭṭha)又は炭(chārika)を投ずるを見たり」とす、これ糖を堅くする爲なりと。

【二一】炱煤。炱はさすなり。

【二二】巴利律には「これ尚糖なり、好む所に隨ひて糖を食するを聽す」とす。

【二三】蘇提羅漿(suvīra)。律部十註二十九の一一九參照。

【二四】蘖。こうぢなり。

【二五】摩訶斯那(mahāsena)。

り世尊と、佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり「今日より若し是の如き病有れば生肉を噉ひ血を飲むを聽す、應に屛處にて噉ひ人に見せしむること莫れと。」

(6)佛舍衞國に在し大衆と共に夏安居したまへり、是の時長老畢陵伽婆蹉は王舍城にて夏安居せり、是の長老多知多識にして多く酥、油、蜜、石蜜を得盛りて大小鉢大小鍵鎡中に著き絡もて結び象牙杙上に懸けたり、取る時流出して壁、臥具を汚し房舍臭穢せり、諸比丘共行の弟子、近住の弟子有り、酥、油、蜜、石蜜を取る、[一六]殘を擧し[一七]惡捉し[一八]內宿を受けず合して一器中に著きて噉へり。諸佛の常法雨時に大會す、春の末月夏の末月なり、春の末月には諸方國の比丘來りて佛所に詣り佛の說法を聽き夏安居を樂しむ、是れ初の大會なり、夏の末月には安居竟り三月過ぎ衣を作り畢りて衣鉢を持して漸漸に遊行し來りて佛所に詣る、我れ久しく佛に見えず久しく修伽陀に見えずと、是第二の大會なり、諸比丘王舍城に安居し訖り三月過ぎ作衣竟りて衣鉢と倶に漸漸に遊行し來りて佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に坐せり。諸佛の常法客比丘有りて來れば是の如く問ひたまふ、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路疲れずやと、今の佛も亦是の如し、佛客比丘に問ひたへり、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路疲れずやと、諸比丘言さく、忍足し安樂住し乞食難からず道路疲れずと、是の事を以つて佛に向ひて廣說せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛種種の因緣もて諸比丘を訶したまへり、我れ諸病比丘を憐愍し四種の含消藥、酥、油、蜜、石蜜を服するを聽す、而るに殘を擧し惡捉し淨人に從ひて內宿を受けずと、種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり「今より病比丘に四種の含消藥を服するを聽す、一たび受け已りて七日自恣に服せ、若し七日を過ぐれば尼薩耆波逸提を犯ず」と。

【一六】擧殘。殘りをしまひ置くなり。
【一七】惡捉。註八の七〇參照。
【一八】內宿。同上參照。

是の長老羅散禪を以つて盛りて鉢中、半鉢、鍵鎡[七]、小鍵鎡、絡嚢に著き象牙杙上に懸けたり、藥を取る時流れて壁及び臥具を汚し房舍中臭穢せり、佛言はく、應に函を用ひて盛るべしと、盛ると雖も覆はず、土塵中に墮し用ふる時眼痛を增益せり、佛言はく應に蓋を作りて蓋すべしと、[八]直動して脫せり、佛言はく子を口に合せて作れと、是の時諸比丘[九]烏翮雜翮孔雀尾を用つて眼藥を著け眼痛更に增せり、佛言はく、[一〇]匕を用ひよと、長老優波離佛に問へり、應に何等の物を用ひて匕を作るべきと、佛言はく、若しは鐵若しは銅若しは貝若しは象牙若しは角若しは木若しは瓦なりと。

(4)佛毘耶離國に在して住したまひき、是の地鹹濕にして諸比丘[一一]疥を病めり、膿血流れて安陀會を汚し水に漬るが如し、佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ、何を以つて安陀會を汚し水に漬るが如きやと、諸比丘言さく、世尊我曹疥を病み膿血流れ出で安陀會を汚せりと、佛言はく、「今日より諸の疥を病む比丘[一二]苦藥を用つて塗るを聽すと、長老優波離佛に問へり、何等か苦藥なる、佛言はく、拘賴闍樹、拘波羅樹、拘眞利他樹、師羅樹、波伽羅樹、波尼無祇倫陀樹なりと、諸比丘[一三]擣磨を曉めず佛言はく、石磨を聽すと。石磨藥地に墮ちたり、佛言はく、石臼杵もて擣くを聽すと、諸比丘手を壞す、佛言はく木杵を作るを聽すと、木杵を作るに作るを曉めず、捉處の手上下に脫す、佛言はく中央を細くせしむ。擣く所の藥麁なり、佛言はく應に簁もて細ならしめ、油を以つて瘡に塗り藥を以つて上に[一四]坌すべしと。

(5)佛舍衞國に在しき、長老[一五]施越狂病にて他の語を受く、生肉を噉ひ血を飲めば狂病當に差ゆべしと、施越諸比丘に語れり我狂して他の語を受く、生肉を噉ひ血を飲めと、我れ今當に云何んすべきと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、施越に問ふ、汝實に狂して他の生肉を噉ひ血を飲めと語るを受け諸比丘に語れりや、我れ今當に云何んすべきと、汝實に是の事を作せるや不やと、答へて言さく實に作せ

【七】　鍵鎡。註八の六六參照。

【八】　以下の意は平らかに動かしても函の蓋が落ちる故に函に木片をうつて落ちぬ樣にすることとなるべし、巴利律には「絲を以つて縛り函にからげつくる」(suttakena bandhitvā añjaniyā bandhati) とする。

【九】　烏翮。翮は鳥の羽のくきなり。

【一〇】　匕。さじ卽ち塗藥篦(añjanisalākā)なり。

【一一】　疥。ひぜん (thullakacchābādho)なり。

【一二】　苦藥。巴利律には粉藥(cuṇṇa bhesajja)と言ふ。

【一三】　擣磨。擣はうつ、つくなり。

【一四】　坌。あつむるなり。

【一五】　施越(Gagga)。

卷の第二十六（四誦之六）

七法中醫藥法第六

[一]醫藥法

一、(1)佛王舍城に在しき、秋時諸比丘冷熱發し[二]癖瘖患動し食飽くこと能はず、羸瘦し色力少なし、佛諸比丘の羸瘦し色力少なきを見て佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、諸比丘何を以つて羸瘦し色力少なきやと、阿難佛に白して言さく、世尊諸比丘秋時の冷熱發し癖瘖患動し食飽くこと能はず、是の故に羸瘦し色力少なきなりと。爾の時世尊是の念を作したまへり、當に何んの藥を以つて與へて服し差さしめ色力還た復すべき、若し麁なる飯・[三]麨・糒は身を益すること能はず、當に四種の含消藥、[四]酥、油、蜜、石蜜を服するを聽すべしと。佛是の因縁を以つての故に僧を集めたまへり、僧を集め已りて諸比丘に告げたまへり「今日より諸病比丘に四種の含消藥、酥、油、蜜、石蜜を服するを聽す」と。

(2)爾の時比丘、中前に服して[五]過中に服せず猶ほ故のごとく羸瘦し色力少なし、佛見已つて復阿難に問ひたまへり、諸比丘何を以つての故に羸瘦するやと、答へて言さく世尊、世尊病比丘に四種の含消藥を服するを聽したまふと雖も諸比丘中前に服して過中に服せず是を以つて猶故のごとく羸瘦するなりと、佛是の因縁を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛種種の因縁もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に告げたまへり「今日より四種の含消藥を中前中後に自恣に服するを聽す」と。

(3)佛舍衞國に在しき、是の時長老畢陵伽婆蹉目痛めり、藥師語りて言はく、[六]羅散禪を以つて眼に塗れと、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛言はく「羅散禪を以つて眼に塗ることを聽す」と。

【一】醫藥法(bhesajjakkhan-dhaka 四分律、藥揵度)。四分律、五分律は第七揵度なり。

【二】癖瘖。癖は食のこれなれぬ病、瘖は心病なり。巴利律には單に「秋期に起る病に侵かされ食せる粥、食を吐き云云」と言ふ。

【三】麨、註十三の一一參照。

【四】酥・油・蜜・石蜜。註一の一四一參照、巴利律には生酥(navanitam)を加へ五種の藥とす。

【五】過中。正午過ぎ、午後なり。

【六】羅散禪(rasañjana)。礬類製の塗藥。

(6)佛王舍城に在しき、六群比丘佛の破染著淨の革屣を著するを聽したまへるを以つての故に、種種の雜色革屣を求めて畜へたり、時有り六群比丘諸釋子の邊に到りて革屣を乞ふ、若し主與へざれば一比丘一比丘を高擧して脫取す、是の事を以つての故に釋子恒に敢へて出でず、六群比丘我が革屣を脫するを恐るゝが故に。諸居士譏嫌訶責せり、沙門釋子自ら善好有德と稱し種種雜色の莊嚴革屣を著す、王の如く大臣の如しと、比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに六群比丘に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と。佛種種の因緣を以つて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ、種種雜色の莊嚴革屣を著するやと、種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり「若し一重革屣有り、若しは破染著淨の厚重革屣有れば畜ふることを聽す、一切雜色の莊嚴革屣を著すべからず、若し著すれば突吉羅罪を犯ず」と。

(7)佛舍衞國に在しき、自恣竟り夏の末月大比丘衆と諸國を遊行せり、一比丘有り、手に革屣を捉りて跛行せり、佛是の比丘を見て知つて故らに比丘に問ひたまへり、何んぞ手を以て革屣を捉へ跛行するやと、答へて言はく世尊、我が革屣內の鼻堅く足指の間破れて痛む故に跛行すと、佛言はく、應に軟物にて作るべしと。七法中皮革法第五竟る。

屣を著すべからず、乃至種種雜色縷縫の革屣を著すべからず、若し著すれば突吉羅を犯ず」と。

(5)佛舍衞國に在しき、一比丘有り一重洗脚革屣を失ふ、比丘居士の所に到り乞ふて言はく、我れ一重洗脚革屣を失へり、汝我れに與へよと、居士皮師に約勅せり、汝是の比丘の與に一重の革屣を作れ、我れ汝に價を與へんと。是の皮師厚重革屣貴直なること二三錢なるを以つて與に一重革屣を作るを肯んぜず、比丘皮師の所に到りて索むるも皮師與に作らず、比丘得ずして還た居士に從ひ求めて言はく、居士、是の皮師竟に我が與に一重革屣を作らずと、居士言はく、大德我れ已に約勅せり、與ふるを肯かざれば我當に云何んすべき、汝能く厚重革屣を著するや不やと、比丘是の如く思惟せり、我れ當に厚重革屣を壞して一重革屣を作りて著せんと、是の比丘[四五]縷錐を持して祇桓の門間に往き厚重革屣を壞して一重革屣を作らんと欲せり。佛食後に彷徉經行したまひ往いて是の處に到り是の比丘の門下に坐せるを見たまへり、佛知つて故らに比丘に問ひたまへり、汝何ん等を作すやと、答へて言さく、世尊、我れ一重の洗脚革屣を失せり、我れ居士に從ひて乞ひ居士皮師を約勅して作らしめて言はく、是の比丘の與に一重の洗脚革屣を作れ、我れ汝に價を與へんと、是の皮師厚重革屣貴直なること二三錢なる故に我の與に一重革屣を作るを肯かず、我れ皮師の所に到りて重ねて索むるも革師故らに我れに與へず、我れ已むを得ず還た居士に從ひて乞ふ、語つて言はく居士、是の皮師竟に我れに一重の皮屣を與へずと、居士言はく我れ已に約勅して汝に與ふるを肯かず、我れ當に云何んすべきと、便ち我れに語りて言はく、汝能く厚重革屣を著するや不やと、我れ是の如く思惟せり、當に壞して一重洗脚革屣を作るべしと。佛比丘に語りたまへり、厚重革屣を壞すこと莫れ、何を以つての故に、堅牢ならざるが故に、「今より[四六]破染著淨を作すを聽す、若し人有り厚重の革屣を施せば還つて主に著して行かしむること下二三歩に至れ、是の如くせば畜ふることを得」と。

【四五】縷錐。糸ときりなり。
【四六】破染著淨。染著心を破棄することをなし用ふるも差支無くする方法、淨とは罪とならざることなり、その方法は次に說く如し。

(4)佛舍衛國に在しき、諸比丘露地にて洗浴し脚指を以つて行き脚跟もて行き或は樹葉に登りて行き若しは石上に跳行して戸に入り床上に坐せり、或は時に草若しは衣若しは弊納を用つて脚を拭へり、住處に諸草若しは衣、弊納狼藉して地に在り臥具垢臭せり。爾の時一居士有り、佛及び僧を明日の食に請じ佛默然として受けたまへり、居士佛の請を受けたまへるを知り坐より起ち頭面禮足し佛を繞りて去れり。自舍に到りて多美の飲食を具し氣味香潔に具を辦じ竟り坐處を敷き人を遣はして佛に時到れるを白せり、食具已に辦じぬ、佛自ら時を知りたまへと、諸比丘は居士の舍に至り佛は自房に住して食分を迎へたまへり。諸佛の常法是の如く遊觀して諸比丘の房を看たまふ、戸鉤を持して處處の大房別房遍ねく諸房を看たまふ、一房を開きて草及び衣、弊納の狼藉として地に在り臥具垢臭なるを見たまへり。佛房に入りて安徐として被褥を擧し床榻を出し地の草及び衣、弊納を棄て房中を掃ひ地を塗り竟り還た被褥床榻を內れ戸を閉めて襌を下り自房に向ひ坐處に到り尼師檀を敷き結加趺坐したまへり。

是の時の中間に居士僧の坐し已るを見自ら澡水を行じ自手に種種多美の飲食の氣味香潔なるを與へ僧自恣に飽滿し已りて獨坐床を持して是の中に坐し法を聞かんと欲せり、上座說法し已り次第に去り還つて精舍に到り頭面禮足して一面に坐せり。諸佛の常法比丘食より還れば歡喜し軟語もて是の如く問ひたまふ、諸比丘美食飽滿せりや不やと、爾の時諸比丘還れり、佛是の如き語を以つて問ひたまふ、諸比丘美食飽滿するや不やと、答へて言さく飽滿せりと、佛言はく我れ今日戸鉤を持して處處の大房別房遍ねく諸房を看たり。一房の戸を開き草及び衣、弊納の狼藉して地に在り臥具垢臭せるを見たり、是の事是ならず、汝曹云何んが僧臥具を愛護せざるや、諸居士婆羅門血肉を乾竭して布薩作福す、比丘是の中應に少しく受けて善愛護すべしと。佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今より一重の洗脚革屣を聽す、若し穿てば更に補ひて兩頭を中央に置け、厚重革

切青、一切黄、一切赤、一切白、一切黒の革屣を著すべからず、青皮を間へる、黄皮を間へる、赤皮を間へる、白皮を間へる、黒皮を間へる、青皮を縁へる、黄皮を縁へる、赤皮を縁へる、白皮を縁へる、黒皮を縁へる、師子皮を縁へる、虎皮を縁へる、豹皮を縁へる、獺皮を縁へる、猫皮を縁へる、兜羅紵屣、毳紵屣、劫貝紵屣、羖羊毛紵屣、羊毛縷縫屣、羖羊毛縷縫屣、羖羊角屣、廣前屣、孔雀筋縫屣、孔雀翅縫屣、一切雜色革屣を著すべからず、若し著すれば突吉羅を犯ず」と。

(2)佛舍衞國【四四】東園摩伽羅母堂上に在しき、晡時禪より起ち堂を下り露地に在りて經行したまへり、是の時諸比丘革屣を著し佛に隨ひて經行せり、佛顧視して諸比丘の革屣を著け佛に隨ひて經行するを見たまひ諸比丘に語りたまへり、外道出家の師有り弟子師を尊重恭敬するが故に革屣を著けずして師に從ひて經行す、何に況んや多陀阿伽度阿羅訶三藐三佛陀に汝曹革屣を著して佛に隨うて經行するやと。佛種種の因縁もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今より佛前にて革屣を著くるを得ず、和尚阿闍梨一切上座の前にて、佛塔中にて、得道塔中にて、溫室、講堂、食厨、門間、禪窟、大小便處、洗大小便處、洗浴處、一切多衆行處にて革屣を著すべからず、若し著すれば突吉羅を犯ず」と。

(3)佛舍衞國に在しき、長老畢陵伽婆蹉眼を病みて痛く徒跣して聚落に入り石を蹴りて脚を傷け眼痛を增益し是の事を以つて諸比丘に語れり、諸比丘是の事を以つて佛に白せり、佛是の因縁を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに畢陵伽婆蹉に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と。佛種種の因縁をもて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、「今より一重の革屣を著して聚落に入るを聽す、厚重の革屣を著すべからず、毛革屣を著くべからず乃至種種雜色縷縫の革屣を著すべからず、若し著すれば突吉羅を犯ず」と。

【四四】東園摩伽羅母堂（Pubbārāma Migāramātupāsāda）。東園鹿子母堂のこと。

り、諸居士譏嫌訶責せり、沙門釋子は自ら善好有德を稱し欽婆羅屐を著す、王の如く大臣の如しと。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞き心に慚愧す、是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛故らに問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因緣を以て訶したまへり。何を以つて比丘と名づけ欽婆羅屐を著すやと、種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今日より欽婆羅屐を著すべからず、若し著すれば突吉羅を犯ず」と。

三、(1)佛王舍城[40]瞻蔔國に在しき、中に長者の子有り[41]沙門二十億と字す、是の人二十億金を棄て瞻蔔城二百の聚落[42]阿尼目佉を捨てゝ出家し[43]徒跣して空地を經行し足下より血出で遍く經行地に流る、此頭彼頭を經行し烏血を啄めり。佛阿難と是の處に到り是の事を見たまへり、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、誰れか是の處に經行し地に血流漫するやと、阿難答へて言さく、世尊是の瞻蔔國中長者の子あり沙門二十億と字し二十億金を棄て瞻蔔城五百の聚落阿尼目佉を捨てゝ出家し徒跣して經行し足下の血經行地に流遍せり、此頭彼頭を經行し烏血を啄ばむと。佛是の事を以つて僧を集めたまふ、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛言はく、沙門汝能く一重の經行革屣を著くるや不やと、答へて言さく能はずと、佛言はく何を以つて能はざると、答へて言さく世尊我が儻同じく戒を守る有り、諸比丘當に言ふべし、瞻蔔國中の長者の子沙門二十億と字するもの二十億金を捨て瞻蔔城五百の聚落阿尼目佉を捨てゝ出家し而も一重の革屣に染著すと、若し佛一切の比丘に著するを聽したまはゞ我れ當に著すべしと。佛種種の因緣もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、「今より一重の經行革屣を著するを聽す、若し破すれば兩頭を補ひて中央に置け、厚重革屣を著すべからず、毛革屣を著すべからず、聲革屣を著すべからず、纒革屣を著すべからず、一

【四〇】瞻蔔國(Campā)。
【四一】沙門二十億(Soṇa Koḷivisa)。
【四二】阿尼目佉。明らかならず、巴利律に七象の軍隊(sattahatthi anīka)と云ふ故に或は anīka の音寫にて軍隊の意か。
【四三】徒跣。すあし、はだしなり。

捉へて河を渡るべからず、若し小女人の手を捉へて河を渡れば突吉羅罪を得」と。

(6)諸居士婦有り、阿脂羅河に向ひて洗浴し衣を岸上に脫ぎて水に入り洗浴するに河水卒かに漲り漂ひ去れり。爾の時諸比丘河岸邊の空地に在りて經行せり、時に諸女人諸比丘に語れり、大德救はれよ、我等を捉へたまへと、諸比丘言はく、姉妹佛結戒したまへり、故らに女人の身に觸るゝべからずと、諸女人言はく大德は慈悲憐愍の人、何處に沙門釋子中我等今水の爲に漂はされ是れを捉へられざらんと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を以つて佛に白せり、佛言はく救ふべしと。諸比丘是の如く捉ふる時婬心起こりて還た放てり、諸女言はく大德小時放つこと莫れ、彼岸に到るを得んと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく「婬心起こると雖も但だ一處を捉へて放つこと莫れ、岸に到りて故らに觸るべからず、若し更に觸るれば罪を得、若し繡畫女、木女に故らに觸るべからず、觸るれば突吉羅罪を得」と。

(7)佛婆伽婆阿羅毘國に在しき、阿羅毘の諸比丘[三五]木屐を著け時時和尚阿闍梨の所に到り經を受け經を學び經を問へり、是の時精舍內に屐を曳き[三六]踉踉として聲を作せり、一摩呵盧比丘有り長行虫を蹈み斷れり。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、何を以つての故に精舍內に屐を曳く聲ありやと、阿難言さく、世尊是の阿羅毘の諸比丘は木屐を著し時時和尚阿闍梨の所に到り經を受け經を學び經を問ふ、是の故に屐を曳く聲を作すなりと、佛是の事を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ木屐を畜ふるやと、種種の因緣もて訶し已り諸比丘に告げたまへり、「今より木屐、[三七]多羅奢屐、竹屐、竹葉屐、[三八]文若屐、[三九]婆毘屐を著くるを得ず、若し畜ふれば突吉羅罪なり」と。

(8)長老跋提高貴中より出家せり、是の人本白衣の時欽婆羅屐を著し本法の如く欽婆羅屐を畜へた

【三五】木屐（pāduka）。下駄の類なり。

【三六】踉踉。おどり、よろめくさま。

【三七】多羅奢（tālapattapāduka?）多羅葉の屐（?）。

【三八】文若屐（muñjapāduka）。文若草（柔き草）製の屐。

【三九】婆毘屐（balbajapāduka）。婆毘草（麁茅）の屐。

門間の空地に經行せり、遙かに跋難陀の來るを見諸比丘相語れり、是の跋難陀釋子は無羞の人なり、多く見聞疑の惡有る欲人なり、〔三三〕牸牛吼いて後に隨ひ來る、必ず惡事を作し若しは作さんと欲し若しは已に作せるなりと、漸漸に諸比丘の所に到る、問うて言はく長老此の牛何を以つて汝の後に從ひ鳴吼するやと、跋難陀諸比丘に向ひて廣說せり。諸比丘種種の因緣もて跋難陀を呵したまへり、何を以つて比丘と名づけ故に畜生の命を奪ふや、汝慈悲心無しと、是の如く種種の因緣もて訶し已り是の事を佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言はく、實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて呵したまへり、何を以つて比丘と名づけ故らに畜生の命を奪ひ憐愍心無きやと、種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今日より白衣の舍にて牛皮を受くべからず、坐臥すべからず、比丘の家中にて燥せる牛皮を受くべからず、坐臥すべからず」と。

(4)佛舍衛國に在しき、六群比丘女乘に戴り種種の不淸淨せり、佛言はく「女乘に載るべからず、若し載れば突吉羅罪を得」と。六群比丘女と共に間有りて載り種種不淸淨せり、佛言はく、「女と共に載るべからず、若し共に載れば突吉羅罪を得」と。六群比丘女と共に間有りて載り種種不淸淨せり、佛言はく、「女と共に間有りて載るべからず、若し載れば突吉羅罪を得」と。

(5)長老畢陵伽婆蹉眼を患へり、親里使を遣はし兩〔三四〕犍牛の駕車もて來迎せり、長老乘車し來れ、此の間に眼を治せんと、答へて言はく佛未だ兩犍牛の車に乘るを聽したまはずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく「犍牛車に載るを聽す」、當に餘人をして御せしむべし、自ら御するを得ずと。爾の時六群比丘牸牛の尾を捉へて河を渡り種種不淸淨せり、佛言はく、「牸牛の尾を捉へて河を渡るべからず、若し捉ふれば突吉羅罪を得、若し師子、虎、象、馬、牛の雄なれば尾を捉へて河を渡るも無罪なり」と。六群比丘小女人の手を捉へて河を渡り種種不淸淨せり、佛言はく、「小女人の手を

【三三】牸牛。めうしなり。

【三四】犍牛。去勢せる牛なり。

紵、羖羊毛紵、羖羊毛縷縫屣、羖羊角革屣、廣前革屣、孔雀筋縷縫、孔雀翅雜革屣、一切種種雜色莊嚴縷繡の革屣を著くべからず、若し著くれば突吉羅を犯ず。

今より阿濕摩伽阿槃地國中常に洗浴するを聽す。東方の麻褥覆、毛褥覆、華褥覆の如く我れ今阿濕摩伽阿槃地國中に是の如き皮作の褥覆を聽す、羊韋、鹿韋、羖羊韋なり。比丘有り比丘を遣はして他に衣を與へしむ、〔三三〕他比丘取らず是の衣中間に失ふ、佛言はく若し衣を得れば彼の比丘十日應に畜ふべし、若し十日を過ぐれば捨墮を犯ず」と。

三、(1)佛婆伽婆舍婆提國に在して住したまひき、六群比丘爾の時大皮の師子皮、虎皮、豹皮、獺皮、狸皮を畜へたり、佛言はく「五大皮を畜ふべからず、若し畜ふれば突吉羅を犯ず」、更に五皮有り畜ふべからず、象皮、馬皮、狗皮、野干皮、黑鹿皮なり、若し畜ふれば突吉羅を犯ず。

(2)佛倶睒彌國に在しき、是の時長老闡那高好床有り、佛阿難と闡那の房に詣りたまふ、闡那遙かに佛の來りたまふを見たり、見已りて佛に向ひて合掌し是の如く語れり、大德來りたまへ、房に入りて看たまへと、佛闡那の高好床を布けるを見たまへり、見已つて阿難に語りたまへり、是の癡人高好床を敷き內爛れて外に流ると。佛種種の因緣もて訶し竟り、諸比丘に語りたまへり、「今日より高好床を畜ふべからず、若し畜ふれば波逸提罪を犯ず」と。

(3)佛毘耶離國に在しき、時に一惡優婆塞あり、跋難陀釋子の與に弟子と作り共語し恭敬して更に相愛念せり、跋難陀釋子晨朝衣を著し鉢を持して其の家に至る、惡優婆塞與に坐處を布き跋難陀に命じて坐せしめ共に相問訊せり。其の家に犢子の雜色斑駁なる有り、見已つて卽ち貪心を生ぜり、是れ好なり用つて尼師檀を作るべしと、跋難陀語りて言はく汝の犢子は雜色斑駁なり、是れ用ゐて尼師檀を作るべしと、優婆塞言はく汝須ふるやと、語つて言はく須ふと、卽ち犢子を殺し皮を剝ぎて持して與へ、便ち皮を持して去れり、犢母鳴吼し後より之を逐ふ。是の時諸比丘維耶離の僧坊の

【三三】他比丘不取。界外に行ける比丘に使を以つて衣を與へしむるに捨墮罪にならずやと思ひ取らず、かかる場合は受くるべしと言ふ意なり。

と、是の時億耳佛に白して言さく、大德長老迦旃延は是れ我が和尚なり、阿濕摩伽阿槃地國土の舊比丘、摩摩帝、帝帝陀羅もて我れを濟度せり、是の長老頭面もて佛足を禮し問訊せり、病少なく惱少なく起居輕利にして安樂住するや不やと、餘比丘にも亦是の如く問訊せり、五事を廣く世尊に白せり、何ん等か五なる、一には阿濕摩伽阿槃地國土は比丘少なく受具足に十衆得難し、願はくば佛此の國に少比丘にて受具足するを聽したまへ。二に阿濕摩伽阿槃地國土は地堅く碎石多く土塊多し、願はくば佛此の國土の比丘に一重の革屣を著くるを聽したまへ。三には阿濕摩伽阿槃地國土の人は洗浴を憙び水を以つて淨と爲す、願はくば佛此の國土の諸比丘に常に洗浴するを聽したまへ。四には大德若し東方國土には是の如き麻褥覆、毛褥覆、華衣覆を用ふ、願はくば佛此の國土の比丘に皮作の褥覆、羊韋、鹿韋、羖羊韋を聽したまへ。五には比丘有り比丘を遣はして他比丘に衣を與へしむ、他是の衣を取らず中間にて失ふ、是の中我曹當に云何すべきと。

佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて佛諸比丘に語りたまへり、「今日より邊國中にては[二四]持律第五にて受具足戒を聽す、是の中南方に[二五]白木聚落あり、白木聚落の外は是れ邊國なり、西方に住婆羅門聚落有り、婆羅門聚落の外は是れ邊國なり、北方に[二六]優尸羅山あり、山を去ること遠からず蒲泉薩羅樹有り、薩羅樹の外は是れ邊國なり、東方に婆羅聚落有り、[二七]伽郎と字す、伽郎の外は是れ邊國なり、東北方に竹河有り、竹河の外は是れ[二八]邊國なり。

今日より阿濕摩伽阿槃地國土の比丘一重の革屣を作ることを聽す、若し穿ちて破すれば更に補して兩頭を中央に置け、厚重の革屣を著くべからず、纒へる革屣を著くべからず、一切青き革屣、一切黃、一切赤、一切白、一切黑、[二九]青皮の間れる、黃皮の間れる、赤皮の間れる、白皮の間れる、黑皮の間れる、青韋を繡へる、黃韋を繡へる、赤韋を繡へる、白韋を繡へる、黑韋を繡へる、師子皮を繡へる、虎皮を繡へる、豹皮を繡へる、獺皮を繡へる、猫皮を繡へる、[三〇]兜羅紵屣、毳紵屣、[三一]劫貝

【二四】 持律第五。持律者卽ち具足戒を受けし比丘が五人まで列する時はの意なり。

【二五】 白木聚落(Setakaṇṇika)

【二六】 優尸羅山 (Usiraddhaja)。

【二七】 伽郎(kajangala)。

【二八】 邊國(paccantima janapada)。中國(majjhima janapada)に對し邊鄙の地なり。

【二九】 青皮間。四分律に「青を以つて革屣を緣り或は用つて帶縫を作す」と云ふ、間は緣りの意にして次の繡は帶縫の意ならん、巴利律にも青色の緣ある屣(nīlakavattikā upāhanāyo)と云ひ、師子の皮にて飾りたる屣(sīhacammaparikkhaṭā upa.)と云ふ、

【三〇】 兜羅紵屣。綿(tūla)を中に入れたる(紵、貯)くつなり。

【三一】 劫貝。註五の五八參照。

疲れざるやと、是の比丘答へて言さく實に忍足し安樂住し乞食難からず道路疲れずと。諸佛の常法共客比丘と共に一處に宿する時侍者に勅して客比丘の爲に房舍內に床臥具を敷かしめたまふ、是の時佛阿難に勅して客比丘の爲に房內に床臥具を敷かしめたまへり、阿難是の如く思惟せり、佛の勅したまふ所の如く客比丘の爲に床臥具を敷かん、佛世尊今は必ず客比丘と同一房舍に宿せんと欲したまふと。即ち佛房に向ひ客比丘の與に床臥具を敷き竟り還つて白言せり、大德客比丘の與に床臥具を敷き竟れり佛自ら時を知りたまへと、佛坐より起ち自房に向ひ坐處に到り尼師檀を敷き結加趺坐したまへり、億耳も佛房に向ひ到り已つて頭面もて佛足を禮し坐處に尼師檀を敷き結加趺坐せり。

是の二人夜多く坐禪し默然せり、中夜過ぎ後夜に至り佛億耳に語りたまへり、汝比丘唄せよと、億耳細聲を發して〔三三〕波羅延、薩遮陀舍修妬路を誦し竟れり、佛讚じて言はく、善い哉比丘、汝善く法を讃ず、汝能く阿槃地の語聲を以つて讃誦し了了清淨に盡くし解し易し、比丘、汝學を好み誦を好む、佛知つて故らに問ひたまへり、汝何を以つて晩し通に入れりや、億耳言さく、大德我れ久しく欲の患を知る、緣事有りて出家するを得ざりきと、即ち偈を說いて言さく、

已に世間の過を見　法を見れば漏を樂はず　聖人は惡を樂はず　惡人は善を樂はず　決定して法味を見れば　法味煩惱を息む　熱を除き衆惡を離れて　法喜法味を服す

億耳是の如く思惟せり、是れ我が時到る、當に五事を以つて廣く世尊に問はんと、是に於いて億耳坐より起ち著衣を偏袒し合掌して佛に白して言さく、世尊長老大迦旃延は是れ我が和尚なり、阿濕摩伽阿槃地國中の舊住摩摩帝、帝帝陀羅もて我れを濟度す、稽首して佛足を禮して問訊せり、病少なく惱少なく輕利安樂住したまふや不やと、及び餘比丘にも亦如法に問訊せり、五事を以つて廣く世間に問へりと。佛億耳に語りたまへり、汝且らく止めよ、我が問ふ時を須ちて當に說くべしと、佛是の因緣を以つて僧を會したまふ、僧を會し已りて億耳に告げたまへり、汝の問ふ所を便ち問へ

【三三】波羅延薩遮陀舍修妬路。巴利律には aṭṭhakavaggikāni（八頌品）と言ふ。有部律にはたゞ經律を誦すと云ひ、五分律に十六義品經、四分律には十六句義品經、四分律には十六句義と云ひ僧祇は巴利と同じく八跋祇經と云ふ。

迦旃延の所に向ひ頭面もて禮足し一面に坐し是の如く言へり、大德和尚我れ今安居竟れり、東方國土に遊行し佛世尊に見え親近拜禮せんと欲す、願はくば我が去くを聽したまへと、迦旃延言はく往かんと欲せば意に隨へ、汝當に我れに代り頭面もて佛足を禮し問訊すべし、病少なきや、惱少なきや、起居輕利にして安樂住したまふや不やと。及び餘比丘に是の如く問訊すべし、長老摩訶迦旃延は是れ我が和尚なり、阿濕摩伽阿槃地國土中の舊比丘、[一九]摩摩帝、[二〇]帝帝陀羅もて我れを濟度す、是の長老頭面もて佛足を禮し問訊せり、病少なく惱少なきや起居輕利にして安樂住したまふや不やと、及び餘比丘にも亦如法に問訊し已り婆伽婆に從ひて五事を乞請せり。一には阿濕摩伽阿槃地國土は比丘少なく受具足に十衆得難し、願はくば佛此の國にては少比丘にて受具足するを聽したまへ。二には阿濕摩伽阿槃地國土は地堅く碎石土塊多し、願はくば佛此の國の比丘に一重の革屣を著くるを聽したまへ。三には阿濕摩伽阿槃地國人は洗浴を憙び水を以つて淨と爲す、願はくば佛此の國の諸比丘に常に洗浴するを聽したまへ。四には東方國土の如きは是の如き[二一]麻褥、覆、毛褥覆、花衣褥覆を用ふ、願はくば佛阿濕摩伽阿槃地國の比丘に皮褥覆、[二二]羊韋、鹿韋、羖羊韋を聽したまへ。五には比丘有り比丘を遣はして他比丘に衣を與へしめんに他是の衣を取らず中間にて失はば我曹當に云何んすべきと。億耳汝若し東方國土に去かば佛世尊に見え親近禮拜し我れに代りて是の如く問訊し此の五事を以つて具さに世尊に白せと。

(2)是の時億耳長老迦旃延の語を受け誦利し坐處より起ち頭面もて長老摩訶迦旃延を禮し竟れり、已つて卽ち自房に向ひ臥具を付し衣鉢を持して諸國土を遊行し漸漸に舍衛國に到り佛に見え頭面もて足を禮し一面に坐せり、諸佛の常法客比丘有りて來れば是の如き語を以つて問訊したまふ、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からずや、道路疲れずやと。爾の時佛是の語を以つて億耳に問ひたまへり、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食難からず道路

[一九] 摩摩帝(vihāra-svāmin)。寺主或は知事と譯す、僧伽の房舍を分ち衣を分ち或は請待せられて行くものを指定する等寺内一切の法事僧事を司る役なり。

[二〇] 帝帝陀羅。註三十の一七參照。

[二一] 褥覆。敷物(attharaṇa)なり。

[二二] 羊韋。韋はなめしがはなり。

言はく、大德我れ自ら是の事を求む、若し父母聽せば當に來りて出家受具足戒すべしと、迦旃延言はく、汝宜しく是の時を知るべしと。

億耳頭面もて長老迦旃延の足を禮し卽便ち家に歸り父母に見えて禮拜問訊せり、億耳の父母先きに愁苦せる故に失明せり、億耳大海中より安隱に還歸せりと聞き悲喜し涙出でゝ眼還た明を得たり。億耳住すること五六日を過ぎ已りて父母に白して言さく、我れの善勝法中に出家あるを聽したまへと、父母言はく、億耳我れ唯汝のみ有り、本至心に求願して汝を得たり、汝我が語を用ひずして大海に入り汝の死の消息を得愁憂せる故に眼盲す、汝今大海中より安隱に來還し我れ大歡喜して眼開きて汝を視ることを得、今便ち更生を爲す、汝我が語を受くれば則ち爲に我曹を供養せよ、我曹の壽命幾時を過ぎず、若し能く我等の壽を畢るまで出家せざれば我死して恨みずと、億耳答へて言はく、諾と。

供養十二年に滿ちて父母の壽を終れり、偈に說くが如し、

生者には死有り　高きは亦墮つ　一切皆盡く　常有る者無し

と。億耳澡浴し長老迦旃延の所に至り頭面もて足を禮し一面に坐せり、大德今正法の信を得佛法中に出家し梵行を修せんと欲すと、長老迦旃延卽ち億耳に出家を與へたり。

二、(1)是の時阿濕摩阿槃地國土に比丘少なく[一八]十衆得難し、是の沙彌夏安居過ぎ自恣竟りて長老迦旃延の共住弟子、近住弟子諸方より來りて師に見えて問訊す、爾の時比丘十衆に滿つ、是の時億耳に受具足戒を與へたり。

時に諸比丘東方國に遊行し佛所に到り佛に見え供養せんと欲す、億耳諸比丘に問へり、長老那くに去くやと、諸人言はく舍衞國に至り佛世尊に見え親近拜禮せんと欲すと、億耳言はく我れも亦去かんと欲すと、諸人言はく意に隨へと、億耳言はく少らく待ちたまへ我れ和尙に辭せんと。億耳長老

【一八】十衆。具足戒を與ふるには三師七證なる十人の比丘を要す。

如し、億耳之れを問へり、何を以つて此の如きと、沙門億耳大海中に失せりと、其の失を以つての故に啼哭し相弔ふと、億耳卽ち是の念を作せり、我れ死せりと消息是の聚落に聞え是の如く憂憒す若し今我れを見れば必ず復た擾動せん、何んぞ復歸を須ひん、彼の貴女我れに囑して其の女に語る、當に爲に彼に至るべしと、億耳漸く女の舍に到り共に相問訊し其の女に語りて言はく、某甲知るや不や、我れ汝の父母、兄、兄婦、姉を見たり、盡く餓鬼中に在り唯汝の母のみ獨り福を受け餘のものは苦を受く、汝の母汝に語れり、惡事を作すこと莫れ、後に苦報を受くと。女言はく、咄男子、汝は癡人なり汝は狂人なり、我が父母は布施し福德を作す、死して必ず天に生ず、何を以つての故に餓鬼中に在ると、億耳卽ち女に語りて言はく、汝の母言へり、某處に藏有り廣大の錢物中に在り、我が爲に作福し僧及び長老迦旃延を供養し殘餘もて自活せよと。是の女聞き已りて便ち藏所に至り發取して大いに錢財を得たり、得たるを以つて信を生じ其の母の勅の如く卽ち以つて衆僧を供養せり。

(9)是の沙門億耳先世に佛を供養し善根を種え利根にして見諦に近づけり、是の因緣力を以つて能く今世に無漏智を得たるなり、是の人善根力の爲に追はれ便ち自ら思惟し愁憂せり、我れ家に歸るを用ふるを爲さんや、當に大迦旃延の所に詣るべしと、卽ち往到し已りて頭面もて禮し已り一面に坐せり。沙門億耳心に本事を厭ひ世間を怖畏す、長老迦旃延其の意に隨順して爲に說法せり、卽ち座上に於いて諸法淸淨無垢の法眼を得たり、是の人法を見法を得、法を知り法を淨し疑悔を度し他を信ぜず他に隨はずして立ち、道果中に無所畏を得、坐より起ち頭面もて長老迦旃延の足を禮して言さく、大德我れ佛に歸依し法に歸依し僧に歸依す、我れ優婆塞と作る、憶念したまへ我れ今より盡壽殺生せず心信淸淨ならん、大德我れ善勝法中に出家受具足戒し比丘と作らんと欲す、善勝法中に道を行ぜんことを欲すと。迦旃延言はく、沙門億耳、父母汝の出家を聽すや不や、答へて言はく、大德我が父母未だ聽さずと、迦旃延言はく、我曹の法父母聽さゞれば出家受具足戒を得ずと、億耳

出入し我が衣服湯藥供養を受く、是の二人我れを瞋りて言はく、我れ財を作るに辛苦す而も持して他に與へ汝空しく自ら疲勞す、後世當に膿血の報を得べしと、是の慳貪にして布施を憙ばざるを以つて餓鬼中に墮す、是の悪口業の報の故食を與ふれば變じて膿血と爲るなりと。億耳言はく是の女何を以つて自ら肉を噉ふやと、女言はく、是の女は我が兒の婦なり、物を以つて與に[一六]擧するに或は自ら噉ひ若しは人に與ふ、我れ問ふ時是の如く言ふ、我れ噉はず他に與へず、若し自ら噉ひ若しは他に與ふれば我れ當に自ら肉を噉ふべしと、是の故に今自ら肉を噉ふなりと。是の第二の女は復た何ん等を作して變じて羖羊を作り草を噉ふやと、貴女言はく、是れは我が姉なり、我れ舂磨せしむるに或は自ら噉ひ或は他に與ふ、若し問ふ時は言はく、我れ自ら噉はず他に與へず、若し自ら噉ひ若しは他に與ふれば我れ後世に當に羊と作りて草を噉ふべしと、是の因縁を以つて今羊と作りて草を噉ふなりと。億耳言はく汝は何んの行を作せりやと。女言はく我れに少罪有り、我れ是の中に久しく住せず、我れ此の間に死して當に[一七]四王天中に生るべし、汝能く少しく我が爲にするや不やと、億耳言はく何ん等の事なると、女言はく王薩薄聚落中我れに女有り、未だ修善を知らず、汝還りて彼れに至り我が爲に是の女某甲に語れ、我れ汝の父母、兄、兄婦、姉を見たり、唯汝の母獨り福を受け餘者は罪を受く、汝の母我れに因つて汝に語れり、悪事を作すこと莫れ、後世多だ苦報を受く、汝若し汝の母の言を信ぜざれば是の處に藏有り大いに錢財有り、取つて我が爲に福を作し僧を供養し亦長老迦旃延を供養し殘餘は以つて自ら活くべしと。是の語を作し已り億耳に問ふて言はく汝去かんと欲するやと　答へて言はく、去かんと欲すと、女言はく、汝眼を瞑せと、卽ち其の言の如く便ち瞑眼するに須臾の頃にて便ち王薩薄聚落に遠からざるに之れを置けり。

(8)是の諸商客の先に聚落に到れる者に諸人之れを問へり、何んぞ以つて沙門億耳を見ざると、商客言はく大海中に失ふと、是の時聚落の諸人其の億耳を失へるを聞き擧邑啼哭して父母を喪するが

【一六】擧。とり上げしまつて置くなり。

【一七】四王天(Cātumahārājikā devā)。六欲天の第二なり。

億耳言はく、貴女今我れ飢急す何んぞ能く鬼に與へんと、女卽ち水を與へて手を洗はしめて食を與ふ。是の女億耳をして此の因緣を知らしめんと欲するが故に小らく堂外に出づ、時に二餓鬼手を伸ばし沙門億耳に語る、我れに一口を乞ふ、我れに半口を乞ふ、我が腹中飢えて火の燒くが如しと。沙門億耳先きに布施を好み衆生を憐愍す、是の思惟を作せり、我れ飢急辛苦す、是の餓鬼那んぞ苦しまざるを得んと、各各一口を與ふ、是の二餓鬼食を口中に著くれば是の食變じて膿血と成り少多咽みて還た吐出す、滿堂臭惡なり。女人還り入りて見るに臭處堂に滿つ、女言はく、我れ汝に與ふる莫れと語れり、何を以つて之を與ふるやと、億耳言はく、姉妹我れ是の事を知らざる故に與ふと。女卽ち吐を除き掃灑燒香し還つて本處に坐せり、億耳語れり、姉妹更に我れに食を與へたまへと、女言はく、我れ食を憶まず、設し汝に與ふれば更に鬼に與ふるを恐る、是の事不可なりと、億耳言はく、姉妹我れ先きに知らざる故に與ふ、今復た爾らずと、是の女卽ち水を以つて手を洗ひ億耳に食を與ふ。是の時更に一女有り來りて語れり、貴女我れに食を與へたまへと、女言はく汝の常食を食せと、是の語を作し已りて卽ち[一五]三錡の鑊有り炭火して湯沸く、是の女衣を脫して一面に著き鑊中に入る、皮肉爛盡し唯骨鎖のみ有り、冷風來り吹き卽ち鑊を出づることを得還た活き衣を著し其の爛肉を噉ひ噉ひ已りて去れり。

億耳故のごとく食するに更に女有り來りて言はく貴女我れに食を與へよと、女言はく汝の常食を食せと、是の語を作し竟るや女變じて羖羊と成り草を噉へり。沙門億耳是の如く思惟せり、自ら疑ふ我れ或は人中に死して此の餓鬼國に生ずるやと、卽ち語らり、貴女是れ何ん等の事ぞやと、女言はく何んぞ問ひを用ふるを爲さんと、億耳言はく、意に知るを得んと欲すと、女言はく汝阿濕摩伽阿槃地國中の王薩薄聚落を識るや不やと、億耳言はく識ると、是の一鬼の我が頭邊の床脚に繫げるは是れ我が夫某甲居士なり、我が脚邊の床脚に繫げるは是れ我が兒なり、長老迦旃延有り我が舍に

【一五】三錡鑊。三本足の釜なり。

骨のみ在り、億耳念言すらく、我れ問はざりしを悔ゆ、汝何んの行を作して今此の報を得るや、晝善く夜惡しきやと、當に住し待ちて問はんと。夜過ぎて晝來り復た床有りて出で男出で女出で顏貌端正にして珠寶の天冠を著け相共に娛樂す、億耳往いて男子に問へり、汝何んの行を作して今此の報を獲るや、晝善にして夜惡なりと、男言はく、汝何んぞ問を用ふるを爲さんやと、億耳言はく、意に之れを知らんと欲すと、男言はく、汝阿濕摩伽阿槃地國中の王薩薄聚落を識るや不やと、答へて言はく識ると、是の中某甲男子他の婦を婬犯す、長老迦旃延有り我が家に出入し我が家常に飲食衣被湯藥を供給せり、億耳、爾の時彼我れに敎へて言はく、惡行を作す莫れ、後に苦報を得と、我れ答へて言はく自ら抑へること能はず當に如何すべきと、復た我れに語りて言はく、汝此の事に於いて何時偏多なるやと、我れ言はく夜多しと、時に迦旃延卽ち我れに語りて言はく、晝五戒を受けて微善を得べしと、我れ其の言を用ひ晝五戒を受ける故に斯の報を獲、晝善にして夜惡なり、先に行ずるを悔恨するも復益する所無しと。男億耳に問へり、汝那くに去かんと欲すと、答へて言はく王薩薄聚落に至らんと欲すと、男言はく是の通に從ひて去けと。

(7)前行するに復た樹林を見る、池水淸淨なり、億耳中に於いて洗浴し驢に飲ましむ、是の池邊に堂有り、衆寶莊嚴す、億耳仰視して堂を見卽ち是の念を作せり、我れ飢渴して死せんと欲す、當に何所に在るべしと、卽便ち堂に上り佛經の偈を誦せり。

　飢を第一の病と爲し　行を第一の苦と爲す　是の如き法寶を知れり　涅槃は第一の樂なり

堂に上りて女人の象牙床に坐するを見る、床脚に二餓鬼を繫ぐ、是の女億耳の字を識り沙門億耳を問訊せり、道路極れず渴せず飢えざるやと、億耳自ら念ず、是の女人生れてより我れを見ず乃ち我が字を識る、何を以つて爾るを得ると、女卽ち億耳を喚びて坐せしめ共に相問訊せり、女に語りて言はく、貴女に我が食を乞ふと、女言はく相與へんと、汝但だ是の二餓鬼に與ふること莫れと、

(5)前行すること久しからずして復た樹を見たり、婆羅と名づく、夜下に宿し樹を搖りて葉を落し細なるは自ら食し麁なるは驢に與ふ、是の如くして日暮れ夜に至る、是の中卽ち床有りて出づ、男出で女出で顏貌端正にして天の寶冠を著け共に相娛樂す、沙門億耳是の思惟を作せり、我れ應に爾く他の私事を看るべからずと、時に夜過ぎて晝來る、卽の時床滅し女滅し群狗有り來り是の男子を噉ひ肉盡きて骨のみ在り、億耳念言すらく、我れ是の人に問はざりしを悔む、先きに何んの行を作して今此の報を得るや、夜善にして晝惡なる、我れ當に住して待ち之れを問ふべしと。夜に至り更に好床有り男出で女出で顏貌端正にして珠寶の天冠を著し共に相娛樂す、億耳卽ち往いて男に問へり、汝何んの行を作して今是の報を得るや、夜善にして晝惡なると、男言はく汝阿濕摩伽阿槃地國中の王薩薄聚落を識るや不やと、億耳言はく識ると、男言はく我れは是某甲の屠兒なり、長老[一四]迦旃延有り常に我が家に出入す、我れ常に飲食衣被湯藥を供給せり、億耳、彼常に我れに語りて言はく、惡行を作すこと莫れ、後に大苦を得と、我れ時に答へて言はく先世以來此を以つて業となす、今若し作さざれば那んぞ自活せんと、時迦旃延復我れに語りて言はく、汝此の惡を作すこと晝多きや夜多きやと、我れ言はく晝多しと、卽ち我れに語りて言はく汝夜五戒を受けて微善を獲可しと、我れ卽ち從つて受け今此の報を得と、夜善晝惡なる皆作行に由る、悔恨するも何んぞ益せんと、男億耳に問へり、汝那くに去かんと欲するやと、答へて言はく王薩薄聚落に至ると、男言はく是の道に從ひて去けと、億耳便ち去けり。

(6)前行すること久しからずして復た一樹を見たり波羅と名づく、下に住して止宿し樹を搖りて葉を落し細なるは自ら食し麁なるは驢に與へたり、時に夜過ぎ晝來る、是の處に復た床ありて出づ男出で女出で顏貌端正にして珠寶の天冠を著し共に相娛樂す、億耳卽ち念ぜり、我れ此に住して他の私事を觀るべからずと。是の如くして暮に至り床滅し女滅し百足蟲出でゝ是の男子を噉ひ肉盡きて

【一四】迦旃延(Mahākaccāyana)。

に薩薄を殺せば則ち諸商客成辦する所無し、若し薩薄を殺さざれば則ち錢物の力を以つて若しは自身力若しは他力を以つて必ず能く賊を得ん、我當に餘處に宿去すべし、時に當に我れを喚ぶべしと、諸人言はく爾せんと。億耳驢を驅して別處に宿せり、是の諸商客夜半に發去せり、人人相覺め竟り億耳を喚ばず、後夜大いに風き雨墮つ、億耳覺めて諸商客を喚ぶに商客人の應ずるもの無し、億耳是の如く思惟せり、奈何んぞ諸人我れを棄て去るやと、即ち逐ひ去けれり、是の道沙土多く風雨流漫して路に遺路無し驢に仰せて跡を嗅ぎて前む、億耳飢極まり前行して一城有り嚴好淨潔なるを見て是の如く思惟せり、食を得るを念想して城門に立ち念に隨ひ聲を失して唱言せり、食食と、時に無數百千萬の餓鬼來り出でて皆言はく、何ん等か食、阿誰か與ふと、億耳言はく食無し、我れ行くに飢極まりて食を得んことを念想し因つて此の言を出すなり、我れ食無きなりと、是の如く我れ城邊に於いて食を得べしと思惟す、是の故に唱へて食と言ふのみなりと、諸餓鬼言はく此れは是れ餓鬼城なり、我れ百千萬歲にて今日乃ち食と唱ふる聲を聞く、我等布施せず慳心多きを以つての故に餓鬼中に墮せり、汝那こに去かんと欲するやと、億耳言はく王薩薄聚落に至らんと欲すと、鬼言はく是の道に從ひて去けと。

(4)是に於いて前行するに復一城を見是の如く復た念ぜり、前城にて食を得ず、今或は能く水を得んと、即ち門に到りて立ち唱へて言はく、水水と、時に無數百千の餓鬼來り出で皆言はく、何ん等か水、阿誰か與ふと、億耳言はく水無し、我れ渴極まり水を得るを念想し因つて是の聲を出せり我れ水無きなり、是の如く思惟せり我當に城邊に水を得べしと、是の故に唱へて水と言ふのみと。餓鬼言はく此れは是れ餓鬼城なり百千萬歲にて今日乃ち水の聲を聞く、我れ等布施せず慳心多きを以つての故に餓鬼中に墮す、汝那くに去かんと欲するやと、億耳言はく王薩薄聚落に至らんと欲すと、鬼言はく是の道に從ひて去けと。

はく、沙門億耳汝何んぞ以つて大海に入らざると、答へて言はく我大海に入りて何等を作す、是の中諸恐怖多く百千人去く時一のみ還るを得と、是の諸商客激厲して言はく、何等の人か他を仰いで活命す、「乃至婬女は他を仰いで活命す、若し求めて人布施福徳を作せば是の事善好なりと、諸商客是の如く激厲す。沙門億耳信受して去かんと欲す、父母の所に到りて、舌辯して海に入らんと欲す、時に父母諸の怖事を說き變悔せしめ以つて之れを制留せんと欲す、人財の爲の故に大海に入る、我が家中諸寶物多し、汝用つて布施作福するも七世盡きず、何んの爲に海に入るやと、時に父母の語に隨はず。父諸貴人に語れり、我れを佐けて徳耳を留めよと、時に諸大官、長者、居士、億財主、大富薩薄是の如き貴人之れを留むるも隨はず、父母其の意の正なるを知り則ち聽して去かしむ、是に於いて象に乘り振鈴し遍く聚落に告げて言はしむ、沙門億耳大海に入らんと欲す、我れ〔一三〕薩薄を作す、誰れか共に去かんと欲すると、是の人福徳なりと、五百の商人皆悉く樂從す。彼の國土の法薩薄を作す者は二十萬金錢を出すを要す、十萬もて舡を辦じ十萬もて資糧を辨ず、莊嚴し竟已りて舡を下して水中に著け七枚の繩を以つて繫ぎ日日に唱言す、誰か能く父母兄弟姉妹妻子閻浮提種種の樂を捨て及び壽を樂しむを捨つ、誰れか金銀、摩尼、琉璃、種種の寶物の七世に隨用し布施作福するを得んと欲して共に大海に入ると、是の如く日日に唱へ日に一繩を斷じ是の如くして六繩を斷じ殘の第七繩は伊勒風（晉に好隨風と言ふ）を待ち既に伊勒風を得第七繩を斷つ、舡疾きこと箭に勝る、是の薩薄福徳威力あり是の舡疾く寶渚に到る、諸商客に勅語して言はく諸寶物を取り載せて舡に滿たしめ大重ならしむる莫れと。

(3)寶物を取り竟りて伊勒風を得、是の時舡去り疾きこと箭に勝り閻浮提に還り王薩薄聚落に向ふ、二道有り水道陸道なり、沙門億耳諸商人に語れり、何んの道を去かんと、諸人言はく陸道を去かんと、時に空澤有り、是の中夜住し諸商人に語れり、我れ曾て賊の來劫するを聞けり、諸商客若し前

【一三】薩薄を作す。薩薄は sattha（隊商）の音譯なるべし、故に作薩薄とは隊商に出づることなり、第十四卷に商人衆と譯す。

門億耳と爲す。衆人當に識るべし、是の居士五種の養母をして養視せしむ、何等か五なる、一には治身母二つには除垢母三つには乳母四つには吉母五つには戲笑母なり、云何んが治身母なる、是の兒の爲に頭、手、足、耳、鼻、諸指を治す、是れと治身母と名づく、云何んが除垢母なる、時時兒の爲に洗浴浣濯す、是れを除垢母と名づく、云何んが乳母なる、時時飲食乳養す、是れを乳母と名づく、云何んが吉母なる、是の兒の行く時孔雀拂を執り三股叉を持して侍衞擁護す、是れを吉母と名づく、云何んが戲笑母なる、兒の爲めに機關、木人、象馬、車乘 弓箭、種種の戲具を作り隨時之を娛樂す、是れを戲笑母と名づく、是の兒福德威力にして疾かに長大す、便ち書數算印を教ふ、善く諸物の價を知り貴賤を相す。

(2)是の王薩薄の聚落は是れ四方商客の聚集處たり、時に四方の商客來りて聚落に詣り問うて言はく是の中阿誰か善好有德にして寄る可く信ず可く我が利害を示す可きと、諸人沙門億耳の善好有德にして寄る可く信ず可く善く利害を別つを示す、是の諸商客卽ち沙門億耳に詣り託して主人と爲す。沙門億耳諸商客に問へり、何處より來るやと、答へて言はく某方某國より來ると、卽ち問ふ彼の方國中何の好惡有りやと、商客具さに好惡の事を答ふ。是の時復諸商客の海中より來る者有り、王薩薄聚落に至り問ふて言はく、是の中阿誰が善好有德にして寄る可く信ず可く我が利害を示す可きと、諸人沙門億耳の善好有德にして善く利害を別つを示す、是の諸商客卽ち託して主人と爲す、沙門億耳諸商客に問へり、何處より來れりやと、答へて言はく大海中より來ると。問ふ、大海中何の好惡有りやと、商客具さに海中の諸事を答ふ、大海中に波怖、龜怖、[二]提迷魚怖、提迷耆羅魚怖、[三]失收摩羅魚怖、廻波怖、水覆山怖、黑風怖、惡龍處怖、惡羅刹怖有り、億耳、百千人去く時一のみ還るを得、若し來還を得れば種種の珍寶布施作福し七世盡きず況んや己身をやと。是の諸商客是の沙門億耳大威有るを見是くの如思惟せり、若し薩薄の共と作り多人海に入れば必ず安隱に來出せんと、諸人言

【二】提迷魚。梵翻語七には閣と譯すとす。
【三】失收摩羅魚(梵 śiśumāra)。鰐なり。

巻の第二十五（四誦之五）

七法中皮革法第五

[一]皮革法（一七八九）

一、(1)佛舍衛城に在しき、爾の時[二]阿濕摩伽阿槃提國に聚落あり、[三]王薩薄と名づく、中に大富居士有り、財寶豐盈種種具足す、唯少らざること一事あり、兒息ある無し、諸神祇の池神、家神、交道大神、滿賢大神、高賢六神、大自在天神、[四]那羅延神、[五]韋紐神より下鉢婆羅神に至るまで子有る爲の故に求請乞索するも而も得ること能はず。子有る時到り居士の婦乃ち娠有るを覺れり、利根の女人に四[六]不共智有り、何ん等か四なる、一に男の愛を知る、二に男の不愛を知る、三に姙娠の時を知る、四に從ふて得る所を知る、婦自ら娠有るを知り居士に語りて言はく、我れ已に娠有りと、居士之れを聞きて心に歡喜踊躍し或は當に男を生むべしと、好く供給を加へ洗浴淨潔し香を以て身に塗り隨時に將息し身をして安隱ならしむ、若し至る所有れば多人衞從して憂惱せしむることなし。九月已でに過ぎて娩身して男を生む、耳に金環有り、是の兒端正にして見る者歡喜す、居士之を聞きて心に喜び踊躍し諸の[七]知相婆羅門を集めて之を相せしめ問うて言はく、是の兒德力何如んと、諸婆羅門言はく、居士、是の兒實に福德威力有りと、居士言はく當に爲に字を作すべしと、是の時國の法二種の字を作す、若しは[八]宿に隨ひ若しは[九]吉に隨ふ、諸人言はく、居士是の兒何時生れしやと、答へて言はく某日生ると、是の諸婆羅門算知し語りて言はく、是の兒沙門の宿日に生ると、即ち沙門と名づく、居士復婆羅門及び諸居士の善く金寶の相を知る者を集めて兒の耳を以つて之に示し是の兒の耳環價直幾許なりやと、諸人言はく、居士是の兒の耳環は世の所作に非ず平價に易へられず意に想ふに之に平するは直純金一億なるべしと、兒は沙門と字し耳環の直一億なり、衆人即ち字して[一〇]沙

【一】皮革法（Cammakkhandhaka）五分律には第六犍度とす。
【二】阿濕摩伽阿般提國。（Assaka Avanti）、阿般提の屬領阿濕摩伽なり。
【三】王薩薄（Vāsabhagāma）
【四】那羅延神（Nārāyaṇa）
【五】韋紐神（Veṇhu 梵 Viṣṇu）
【六】不共智。凡人と異なる智なり。
【七】知相婆羅門。人相を見る婆羅門なり。
【八】宿。生れたる日の星宿なり。
【九】吉。吉相なり。
【一〇】沙門億耳（Soṇa-Sutikaṇṇa）。精進第一の二十億聞二百億（Soṇa-kolivisa）と兆なる、今沙門と云ふは Soṇa の音寫なり。

處に前三月すべからず、自ら言に違して罪を得。比丘彼の住處に往いて住せんと欲し彼の處に往いて住し竟る、布薩を作さずして界を出でて去る、是の比丘彼の住處に前三月すべからず、自ら言に違して罪を得。

(3)比丘彼の住處に往かんと欲し彼の住處に往き竟り布薩を作し竟り床、臥具を受けずして界を出で去る、是の比丘彼の住處に前三月すべからず、自ら言に違し罪を得。

比丘彼の住處に往かんと欲し彼の住處に往き竟り布薩を作し床臥具を受け竟り、因緣無くして界を出で去る、是の比丘彼の住處に前三月すべからず、自ら言に違し罪を得、

比丘彼の住處に往かんと欲し彼の住處に往き竟り布薩を作し床臥具を受け竟りて七夜出界を受けずして去る、是の比丘彼の住處に前三月すべからず、自ら言に違し罪を得る。

比丘彼の住處に往かんと欲し彼の住處に往き竟り布薩を作し床臥具を受け竟り、七夜出界を受けずして外界に去り七夜を盡して還る、是の比丘彼の住處に前三月すべからず、自ら言に違して罪を得。

比丘彼の住處に往かんと欲し彼の處に往き竟り布薩を作し床臥具を受け竟り七夜出界を受けて去り、七夜を盡さずして還る、是の比丘彼の住處に前三月すべし、自ら言に違せず無罪なり。後三月も亦應に是の如く廣說すべし。

[三六]第七日自恣すべくんば受宿して界を出ずれば不犯なり、若しは六夜若しは五夜若しは四夜若しは三夜若しは二夜若しは一夜なる受宿して界外に出づれば無罪なり。

七法中安居法第四竟る。

【三六】第七日當自恣受宿出界不犯。安居中急用ありて界を出づる時は七日間は有効なるがその七日目が自恣日（安居の最後）に相當する時はその日他に宿するの許可を受けて界を出づれば自恣日に還らざるもその安居は有効なりとの意、六夜乃至一夜が自恣に當る時も同じなり。

語約勅して彼れをして破僧方便合會の事を息めしめ還つて一心和合せしめんと、是の事の爲の故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、彼の間の僧勤めて破僧せんと欲し方便合會せりと聞き比丘是の如く思惟す、彼の間の僧勤めて破僧せんと欲す、我が力軟語約勅して彼の心をして息ましめ還つて一心和合せしむること能はず、我れ我の中に親あり、親力能く軟語約勅し彼の破僧方便合會の心を息ましめ還つて一心に和合せしめんと、是の事の爲の故に出去するは無罪なり。

是の如き多比丘二一、多比丘尼二一、多式叉摩尼二一、多沙彌二一、多沙彌尼二一、多出家二一、多出家尼二一、若しは一出家尼勤めて破僧せんと欲し方便合會し比丘是の如く思惟す、彼の間に出家尼有り勤めて破僧せんと欲し方便合會す、我が力軟語約勅して彼の心をして息めしめ一心に和合せしむること能はず、我れ彼の中に親有り、親力能く軟語約勅して彼の破僧方便合會の心をして息ましめ還つて一心に和合せしめんと、是の事の爲の故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、時に[二二]八難の若し一一の難起こる、是くの如き事の難有るが故に出去するは無罪なり、廣く說くこと自恣中の如し。

四、(1)[二三]比丘發心して彼の處に前三月夏安居せんと欲す、此の間に急事の起こる有り、若し彼れに至るも已むを得ずして應に還るべし、是の比丘是の念を作す、我れ此の間の事未だ訖(おは)らずして彼の間に至るも必ず當に此の間に還るべし、事訖りて然る後彼の住處に往かんと、是の比丘彼の間の住處に前三月すべからず、自ら言に違して罪を得。

(2)比丘發心して彼處に夏安居せんと欲す、是の二住處[二四]一布施別布薩なり、是の比丘是の如く思惟す、我れ若し是の中に布薩を作せば此の處の衣分を得、若し彼の間の住處に布薩するも亦此の處の衣分を得んと、是の比丘[二五]安居せざる處に布薩を作し後還りて安居處に至れり、是の比丘彼の住

【二二】八難。自恣法七の(9)參照。

【二三】以下の一段の意文意明了ならざ　點あるも巴利律によれば一住處にて前安居に入らんと決心し約束し他の住處にて前安居に入れる場合は「この前安居は効力なく其の約束に關しては惡作の罪あり」(purimikā ca na paññāyati paṭissave ca āpatti dukkaṭassa)と言ふ、後の「是比丘不應彼住處前三月 自違言得罪」と云ふはこの意なり。(Mv. IV, 14 參照)要するに以下は一住處に安居に入る資格なく或は入るも無効となる場合をあぐ。

【二四】一布施別布薩。布施物は二住處のものが共同とし布薩は別々に行ふこと。

【二五】安居に入るには前日(四月十五日)に布薩をなし、その儘その住處にて安居に入らねばならぬ、故にこの布薩をなさざるものはその住處にて安居に入るの資格なし、以下布薩を作し云云と云ふはこの意なり。

勤めて破僧せんと欲す、我れ若し是の中に住すれば或は惡心を生じ或は惡口を作し我れ長夜に折減有り惡道に墮せんと、是の事の難有るが故に出去するは無罪なり。

多比丘、二、一、多比丘尼二、一、多式叉摩尼(しきしやまに)二、一、多沙彌二、一、多沙彌尼二、一、多出家二、一、多出家尼二、一、一出家尼の勤めて破僧を欲するを見て比丘是くの如く思惟す、是の中出家尼勤めて破僧せんと欲す、我れ若し是の中に住すれば或は惡心を生じ或は惡口を作し我れ長夜に折減有り惡道に墮せんと、是の事の難有るが故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、若し彼の住處に勤めて破僧を欲し方便して合會(がふゑ)せるもの有るを聞き比丘是の如く思惟す、彼の間の住處に勤めて破僧せんと欲し方便し合會せるもの有り、我れ能く是の如き軟語もて約勅し彼の心を息めしめ還つて一心に和合せしめんと、是の事有るが故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、若し彼の間の住處に僧有り勤めて破僧せんと欲すと聞き比丘是の如く思惟す、彼の間の住處に僧有り勤めて破僧せんと欲す、我れ能く是の如く軟語約勅して彼の心を息めしめ能く破僧に勸めず還つて一心和合せしめんと、是の事有るが故に出去するは無罪なり。

若し多比丘二、一、多比丘尼二、一、多式叉摩尼二、一、多沙彌二、一、多沙彌尼二、一、多出家二、一、多出家尼二、一、若しは一出家尼勤めて破僧せんと欲す、比丘是の如く思惟す、彼の間に一出家尼有り勤めて破僧せんと欲す、我れ能く是の如く軟語約勅して和合せしめ勤めて破僧せしめず還つて一心に和合せしめんと、是の事の爲の故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、彼の間の住處に勤めて破僧を欲し方便し合會せるもの有るを聞き比丘是の如く思惟す、彼の間の住處に破僧を欲して方便合會せる有り、我れ是の如く約勅し是の如く軟語して彼の心を息ましめ還つて一心に和合せしむること能はず、我れ彼の中に[二]親(しん)あり、是の親力能く軟

【二】親。親しき者即ち友(mitta)なり。

比丘有り夏安居す、是の中男子不如法に語る、大德我れ汝に女若しは姉妹を與へん、汝女の婿を作り姉妹の夫を作れと、比丘是の如く思惟す、是の中男子不如法に語る、大德我れ汝に女若しは姉妹を與へん、汝女の婿、姉妹の夫を作れと、若し我れ是の處に住すれば若しは命を失し若しは梵行を失せんと、是の如き事の難有る故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、正思惟せず取相思惟す、女人若しは來り若しは去り若しは立ち若しは坐し若しは笑ひ若しは語り若しは啼き若しは歌ひ若しは作妓し若しは舞ひ、若しは赤裸し若しは多少著衣し、若しは嚴飾し若しは嚴飾せず。比丘是の如く思惟す、我れ是の處に住し正思惟せず取相思惟す、女人若しは去來坐立語笑し若しは啼歌舞作妓赤裸し、若しは多少著衣若しは嚴飾し若しは嚴飾せず、若し我れ是の處に住すれば或は命を失し或は梵行を失せんと、是の如く思惟するが故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、[20]伏藏の大價珍寶を見て比丘是の如く思惟す、我れ是の中に伏藏の大德珍寶を見る、若し是の處に住すれば或は命を失し或は梵行を失せんと、是の事の難有るが故に去出するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、若し父母來り兄弟姉妹兒女本第二來る、比丘是の如く思惟す、我れ是の中に若し父母來り兄弟兒女姉妹本第二來る、我れ若し是の處に住すれば或は命を失し或は梵行を失せんと、是の難有るが故に出去するは無罪なり。

(3)比丘有り夏安居す、破僧して二部を作るを見比丘是の如く思惟す、是の中破僧して二部と作る、我れ若し是の中に住すれば或は惡心を生じ或は惡口を作さん、是れにて我れ長夜に折減有り惡道に墮せんと、是の難有る故に出去するは無罪なり。

比丘有り夏安居す、僧の勸めて破僧せんと欲するを見て比丘是の如く思惟す、是の中の住處、僧

【二〇】伏藏。地中に埋沒せるなり。

さんと欲し若し學びて忘れたるは誦せんと欲する爲に使を遣して比丘の所に詣り白言せん、大德、是の多識多知の諸大經の波羅紮提伽、乃至薩耆陀舍修妬路を若し未だ學ばざるは學ばんと欲し若し學びて忘れたるは誦せんと欲す、大德來りて我れに受學誦、問義を敎へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。與學沙彌尼の爲に去るべきが如く與學沙彌も亦是の如し。

其の所應に隨ふを除き比丘の爲に去るべきが如く比丘尼の爲にも亦是の如し、他事に去るべきが如く自事に去るべきこと亦是の如し、使を遣はして去るべき（が如く）使を遣さずして去るべきこと亦是の如し。比丘比丘尼若しは自身の爲若しは他の爲に（若しは）使を遣はし若しは使を遣さずして應に去るべし。一七夜を聽し二七夜を聽さず。

三、[一九](1)病比丘有りて夏安居（げあんご）す、若し隨病食を得ざれば是の事の難あるが故に出去するも無罪なり。

病比丘有りて夏安居す、若し隨病藥を得ざれば是の事の難有る故に出去するも無罪なり。

病比丘有りて夏安居す、若し看病人を具滿することを得ざれば是の事の難有る故に出去するも無罪なり。

病比丘有りて夏安居す、隨病食、隨病藥を得ず、若しは隨病食、具滿看病人を得ず、若しは隨病藥、具滿看病人を得ず、若しは隨病食、隨病藥、具滿看病人を得ざれば、是の如き事の難有るが故に出去するも無罪なり。

(2)比丘有り夏安居す、是の中女人不如法に語る、大德我れ汝に女若しは姉妹を與へん、汝我が爲に女の夫を作り姉妹の婿を作れと、比丘是の如く思惟す、是の中女人不如法に語る、言はく、大德我れ汝に女若しは姉妹を與へん、汝我か爲に女の夫、姉妹の婿を作れと、若し我れ是の處に住すれば或は命を失し若しは梵行（ぼんぎやう）を失せんと、是の事の難有るが故に出去するは無罪なり。

【一九】以下は一處に安居せる時種種の難の爲にその地を去る所謂破安居(vassaccheda)について述ぶ。

せん、大德、僧我が與に羯磨を作治し竟れり、苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨竟れり、大德來りて[一五]輕作せしめて重作せしむること莫れと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、如し與學沙彌尼に[一六]僧憶念比尼[一七]不癡比丘を作さんと欲す、使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德、僧我が爲に憶念比尼不癡比尼を作さんと欲す、大德來り當に我れに憶念比尼不癡比尼を與へしむべしと、是の如き事有らば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼に僧與に實覓羯磨を作さんと欲す、使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德、僧我が爲に實覓羯磨を作さんと欲す、大德來り如法に我れを助けたまへと、是の如き事有れば去ること七日を聽す。如し與學沙彌尼に僧與に實覓羯磨を作し竟り使を遣して比丘の所に詣り白言せん、大德、僧我が爲に實覓羯磨を作し竟る、大德來りて輕作せしめ重作せしむること莫れと、是くの如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼に僧不見擯、不作擯、惡邪不除擯を作さんと欲す、使を遣はし比丘の所に詣り白言せん、大德、僧我が爲に不見擯、不作擯、惡邪不除擯を作さんと欲す、大德來り我れに不見に見を教へ不作に作を教へ不除に除を教へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼僧伽婆尸沙を犯ず、若しは摩那埵を與ふべく、若しは本日治を與ふべく若しは出罪羯磨を與ふべし。使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ僧伽婆尸沙を犯じ僧我れに摩那埵、本日治若しは出罪を與へんと欲す、大德來りて當に我れに若しは摩那埵若しは本日治若しは出罪を與へしめよと、是の如き事有らば去ること七日を聽す。如し與學沙彌尼[一八]二部の波羅提木叉分別を若し未だ學ばざれば學ばんと欲し若し學びて忘れたれば誦せんと欲し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ二部の波羅提木叉分別を若し未だ學ばざれば學ばんと欲し若し學びて忘れたるは誦せんと欲す、大德來りて我れに受學誦、問義を教へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼是の多識多知の諸大經の波羅沙提伽乃至薩耆陀舍修妬路を若し未だ學ばざるは學ば

【一五】令輕作莫令重作。巴利律には如何にせば彼れ善く身を持つべき、遜順なるべき、懲罰を免るべき、大衆は其の羯磨を解除すべきやと言ひて」とす。

【一六】憶念比尼。註二十の一一參照。

【一七】不癡比尼。註二十の一六參照。

【一八】二部波羅提木叉分別。波羅提木叉分別とは經分別とも云ひ戒條を委はしく說明するもの卽ち廣律なり、比丘、比丘尼を二部と言ふ。

んと欲する爲に、比丘を見布施せんと欲する爲に、法を聽き布施せんと欲する爲に、比丘を見法を聽き布施せんと欲する爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼病苦し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德、我れ病苦す、大德來りて我れに隨病食を教へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。我れに隨病藥を教へたまへと、去ること七夜を聽す、我れに具滿看病人を教へたまへと、去ること七日を聽す、我れに隨病食、隨病藥を教へたまへ、我れに隨病食具滿看病人を教へたまへ、我れに隨病藥、具滿看病人を教へたまへ、我れに隨病食、隨病藥、具滿看病人を教へたまへと、如の是き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼病苦し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ病苦す、大德來りて若しは此の間より我れを將ゐて彼の間に到り如法なれ、若しは彼の間より我れを將ゐて此の間に到り如法なれと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼愁思して戒を捨てんと欲し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德、我れ愁思して戒を捨てんと欲す、大德來りて我が爲に說法したまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼惡邪起こる有り、使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ惡邪起こる有り、大德來りて我が爲に惡邪を除きたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼心に疑悔し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我が心疑悔す、大德來りて我が爲に如法に疑悔を除きたまへと、是の如き事有れば去ること七日を聽す。

如し與學沙彌尼に僧羯磨を作治せんと欲す、若しは苦切羯磨若しは依止羯磨、若しは驅出羯磨、若しは下意羯磨なり、使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德、僧我が爲に羯磨を作治せんとす、若しは苦切羯磨、若しは依止羯磨、若しは驅出羯磨、若しは下意羯磨なり、大德來りて如法に我れを助けたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼に僧羯磨を作治し竟る、若しは苦切羯磨、依止羯磨、驅出羯磨、下意羯磨竟れり、使を遣はして比丘の所に詣り白言

を若し未だ學ばざるは學ばんと欲し、若し學びて忘れたるは誦せんと欲する爲に使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德是の多識多知なる諸大經の波羅綮提伽乃至薩耆陀舍修妬路を我れ若し未だ學ばざるは學ばさんと欲し、若し學びて忘れたるは誦せんと欲す、大德來りて我れに受學誦、間藏を教へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。

(5)云何んが與學沙彌尼の爲の故に應に去るべき、如し學學沙彌尼僧の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ僧の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと是の如き事有れば去ること七夜を聽す。若し多比丘二一、多比丘尼二一、多式叉摩尼二一、多沙彌二一、多沙彌尼二一、多出家二一、多出家尼二一、若しは一出家尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ一家出尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如きこと有れば去ること七夜を聽す、如し與學沙彌尼を若しは王捉へ若しは賊若しは怨若しは怨黨若し怨黨の黨捉捕して治し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れを若しは王捉へ若しは賊若しは怨若しは怨黨若しは怨黨の黨捉捕して治す、大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す、布施せんと欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲する爲に、比丘を見布施せんと欲する爲に、法を聽き布施せんと欲する爲に、比丘を見法を聽き布施せんと欲する爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し與學沙彌尼病若し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、我病苦す、大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す、布施を欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽か

大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す、布施せんと欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲する爲に、法を聽き布施せん爲に、比丘を見法を聽き布施せんと欲す爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼病苦し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ病苦す、大德來りて我れに隨病食を敎へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、我れに隨病藥を敎へたまへと、去ること七夜を聽す、我れに具滿看病人を敎へたまへと、去ること七夜を聽す、隨病食、隨病藥の爲に、隨病食、具滿看病人の爲に、隨病藥具、滿看病人の爲に、隨病食、隨病藥、具滿看病人の爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼病苦し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ病苦す、大德來りて若しは此の間より我れを將ゐて彼の間に到り如法なれ、若しは彼の間より我れを將ゐて此の間に到り如法なれと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼愁思し戒を捨てんと欲し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ愁思し戒を捨てんと欲す、大德來りて我が爲に說法したまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼惡邪の起こる有り、使を遣はして比丘の所に詣りて白言せん、大德我れ惡邪起こる、大德來りて我が爲に惡邪を除きたまへと、是の如きこと有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼心に疑悔し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ心に疑悔す、大德來りて我が爲に除きたまへと、是の如きこと有れば去ること七夜を聽す。若し式叉摩尼[一四]後二戒を犯じ使を遣して比丘の所に詣り白言せん、大德我れ後二戒を犯ぜり、大德來りて我が爲に更に戒を受けしめよと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。若し式叉摩尼の已に嫁せる滿十二歲なる(若しは)二十歲の童女なる、使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德來りて我れに受具足戒を與へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼是の多識多知の諸大經なる波羅柰提伽乃至薩耆陀舍修妬路

【一四】後二戒。飲酒と非時食なり。

女なり、大德來りて我が爲に[一三]學法を受けしめよと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し沙彌尼多識多知の諸大經の波羅棨提伽乃至薩耆陀舍修妬路と名くるを若し未だ學ばざるは學ばんと欲し若し先きに學びて忘れたるは誦せんと欲する爲に使を遣はして比丘の所に詣りて白言せん、大德是の多識多知の諸大經波羅棨提伽乃至薩耆陀舍修妬路を我れ未だ學ばざるは學ばんと欲し若し學びて忘れたるは誦せんと欲す、大德來りて我れに受學問誦を教へたまへと、是の如き事あれば去ること七夜を聽す。沙彌尼の爲の如く沙彌も亦是の如し、餘は(しかる)應き所に隨へ。

(4)云何んが式叉摩尼の爲の故に應に去るべき、如し式叉摩尼僧の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ僧の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。若しは多比丘二一、多比丘尼二一、多式叉摩尼二一、多沙彌二一、多沙彌尼二一、多出家二一、多出家尼二一、若しは一出家尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り使を遣はして比丘の所に詣りて白言せん、大德我れ一出家尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼を若しは王捉へ若しは賊若しは怨若しは怨黨若しは怨黨の黨捉捕して治し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れを若しは王捉へ若しは賊若しは怨若しは怨黨若しは怨黨の黨捉捕して〔我れを〕治す大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す。布施せんと欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲し、比丘を見布施せんと欲し、法を聽き布施する爲に、比丘を見法を聽き布施せんと欲す、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し式叉摩尼病苦し使を遣はして比丘の所に詣りて白言せん、大德我れ病苦す、

【一三】學法。六法戒なり、沙彌尼は滿十八歲に達すれば六法戒を授け二ケ年これを守らしめ胎の有無を驗し又行の眞固を試みその後具足戒を授けて比丘尼とす、この二ケ年を式叉摩尼(學法女)と言ふ、但し曾て嫁せるものは滿十歲にして六法戒を授くることを得、前に「滿十歲にて夫家に在り」とはこの意なり、六法戒とは不婬、不盜、不殺、不妄語、不飮酒、不非時食なり。

ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲し、比丘を見布施せんと欲し、法を聽き布施せんと欲し、比丘を見法を聽き布施せんと欲する爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し沙彌尼病苦極まり使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、我れ病苦極まる、大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す、布施せんと欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲し、比丘を見布施せんと欲し、法を聽き布施せんと欲し、比丘を見法を聽き布施せんと欲す、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し沙彌尼病若し使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、我れ病苦す、大德來り我れに隨病食を敎へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、我れに隨病藥を敎へたまへと、去ること七夜を聽す、我れに具滿看病人を敎へたまへと、去ること七夜を聽す、隨病食隨病藥の爲に、隨病食具滿看病人の爲に、隨病藥具滿看病人の爲に、隨病食隨病藥具滿看病人の爲に、是の如き事有れば去るこど七夜を聽す。如し沙彌尼病苦し使を遣はし比丘の所に詣り白して言はん、大德我れ病苦す、大德來りたまへ、若しは此の間より我れを將ゐて彼の間に到り如法なれ、若しは彼の間より我れを將ゐて此の間に到り如法なれと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。

如し沙彌尼愁思して戒を捨てんと欲し使を遣はして比丘の所に詣り白言せん、大德我れ愁思して戒を捨てんと欲す、大德來りて我が爲に說法したまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し沙彌尼惡邪起こること有り使を遣はして比丘の所に詣りて白言せん、我れ惡邪起こる有り、大德來りて我が爲に惡邪を除きたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し沙彌尼心に疑悔し使を遣して比丘の所に詣りて白言せん、我れ心に疑悔す、大德來りて我が爲に如法に除きたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し沙彌尼滿十歲にて夫家に在り若しは滿十八歲の童女なり、使を遣して比丘の所に詣り白言せん、我れ滿十歲にて夫家に在り、（若しは）滿十八歲の童

如し優婆夷是の〔一〕多識多知の諸大經、〔二〕波羅桊提伽晉に清淨經と言ふ、波羅桊大尼晉に一淨經と言ふ、般闍提利伽晉に三昧經と言ふ、摩那闍藍晉に化經、波羅小闍藍晉に梵經と言ふ、阿吒那劍晉に鬼神成經と言ふ、摩訶桊摩耆劍晉に大會經と言ふ、阿羅伽度波羅晉に蛇譬經と言ふ、室唳咆那都叉耶時月提晉に索滅解脫經と言ふ、釋伽羅波羅念奈晉に釋問經と言ふ也、摩呵尼陀那波梨耶夜晉に大因緣經と言ふ、頻婆桊羅波羅時伽摩南晉に洴沙迎經と言ふ、般闍優波陀那肝提伽晉に五受陰却經と言ふ、沙陀耶多尼晉に六情部經と言ふ、尼陀那散猶乞多晉に同略部經と言ふ、波羅延晉に過道經と言ふ、阿陀波耆耶修妬路晉に衆德經と言ふ、薩耆陀舍修妬路晉に諦見經と言ふ也有るを若し未だ學ばざるは學ばんと欲し、若し先きに學び忘るるは誦せんと欲するが爲に、使を遣して比丘の所に詣り白して言はん、大德是の多識多知諸大經の婆羅桊乃至薩耆陀舍修妬路の若しは未だ學ばざるは學ばんと欲し、若し先きに學び忘れたるは誦せんと欲す、大德來りて我れに受學讀誦問藏を教へたまへと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。優婆夷の爲に去るべきが如く優婆塞も亦是の如し。

(3) 云何んが沙彌尼の爲の故に去るべき、如し沙彌尼僧の爲の故に房舍若しは溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、我れ僧の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、若し多比丘、一二、多比丘尼一二、多式叉摩尼一二、多沙彌一二、多沙彌尼一二、多出家一二、多出家尼一二、若しは一出家尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如きこと有れば去ること七夜を聽す。如し一沙彌尼を若しは王捉へ若しは賊、若しは怨若しは怨黨若しは怨黨の黨捉捕し治せんに使を遣はし比丘の所に詣り白して言はん、大德我れを若しは王捉へ若しは賊若しは怨若しは怨黨若しは怨黨の黨捉捕し治す、大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す、布施せんと欲する爲に去ることと七夜を聽す。法を聽かんと欲する爲に去

〔一〕 多識多知諸大經。巴利律に「名高き經典」(abhiññāta suttā) と言ふ、この意なり、巴利律その他には次の如き經名をあげず、四分律にはたゞ梵動經の如き六十種の經と云ふのみ。

〔二〕 波羅桊提伽以下の經多くは長阿含經中にあるものなり、現存の經中に直ちに見出されざるものもあり、よつて一一に梵名を出すことを略す。

舍供養を作さんと、是の如き事有らば去ること七日を聽す。如し優婆夷多比丘、二、一の爲に、多比丘尼二一の爲に、多式叉摩尼二一の爲に、多沙彌二一の爲に、多沙彌尼二一の爲に、多出家二一の爲に、多出家尼二一の爲に若しは一出家尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り使を遣はし比丘の所に詣り白して言はん、大德來りたまへ、我れ一出家尼の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し一優婆夷を王捉へ若しは賊若しは怨若しは怨黨の黨捉へんに使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、大德我れを若しは王若しは賊若しは怨若しは怨黨若しは怨黨の黨捉ふ、大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す、布施を欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲し、比丘を見布施せんと欲し、法を聽き布施せんと欲し、比丘を見法を聽き布施せんと欲する爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。

如し優婆夷病苦極まり使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、我れ病苦極まる、大德來りたまへ、比丘を見んと欲すと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。法を聽かんと欲する爲に去ること七夜を聽す。布施を欲する爲に去ること七夜を聽す、比丘を見法を聽かんと欲し、比丘を見布施せんと欲し、法を聽き布施せんと欲し、比丘を見法を聽き布施せんと欲す、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し優婆夷病苦極まり使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、大德我れ病苦極まる、大德來りたまへ、我れに隨病食を敎へたまへと、是の如き事有らば去ること七夜を聽す、我れに隨病藥を敎へたまへと、去ること七夜を聽す、我れに〔食〕具滿看病人を敎へたまへと、去ること七夜を聽す、隨病食隨病藥の爲に、隨病食具滿看病人、隨病藥具滿看病人の爲に、隨病食隨病藥具滿看病人の爲に、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。

佛所に詣り佛の說法を聽き夏安居の樂とす、是れ初の大會に諸比丘往いて佛所に詣るなり、夏の末月とは比丘安居竟り三月過ぎ作衣畢り衣鉢と倶に漸漸に遊行して往いて佛所に詣るなり、久しく婆伽婆に見えず、久しく修伽陀に見えずと、是れ第二の大會に諸比丘往いて佛所に詣るなり。

餘比丘有り、王舍城にて安居竟り三月過ぎ作衣畢り衣鉢と倶に漸漸に遊行し來りて佛所に到り頭面もて禮足し一面に坐せり、諸佛の常法客比丘の來る有れば是の如き語もて問訊したまふ、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからずや、道路疲れずやと、今の佛も亦是の如き語もて客比丘に問ひたまへり、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからずや、道路疲れざるやと、諸比丘言さく忍足し安樂住し乞食乏しからず道路疲れずと、是の事を以つて佛に向ひて廣く說けり、佛是の事を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて種種の因緣もて戒を讚じ持戒を讚じたまへり、戒を讚じ持戒を讚じ已りて諸比丘に語りたまへり、「今より事有れば[九]七夜法を受くるを聽す」と。

(2)長老優波離佛に問へり、有事に七夜去くを聽したまふ、誰れの爲の故に去くべきやと、佛言はく七衆の爲の故に去くべしと、何等か七なる、一に比丘、二に比丘尼、三に式叉摩尼、四に沙彌、五に沙彌尼、六に優婆塞、七に優婆夷なり、云何んが優婆夷の爲の故に去くべき、如し優婆夷房舍を作り使を遣はして比丘の所に詣り白して言さん我れ房舍を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し優婆夷象廐、馬廐、門屋、食堂を作り使を遣して比丘の所に詣り白して言はん、大德我れ象廐、馬廐、門屋、食堂を作れり、大德來りたまへ、入舍供養を作さんと、是の如き事有れば去ること七夜を聽す。如し優婆夷僧の爲の故に房舍若しは溫堂、涼堂、[一〇]合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作り、使を遣はして比丘の所に詣り白して言はん、大德我れ僧の爲の故に房舍、溫堂、涼堂、合霤堂、重閣、一重舍、平覆舍を作れり、大德來りたまへ、入

【九】七夜法。安居中特別の事情ある時は七日を齎りて他行することを聽すことなり。

【一〇】合霤堂。三本及び宮本に霤は溜に作る。註十一の三〇參照。

れ某甲比丘是の住處に夏安居し前三月某甲の可行處の聚落の某甲僧坊に依止せん、孔破は治する故にと。

下座答へて言へ、「放逸すること莫れ」と、上座言へ、「受持す」と。

若し下座上座に從ひて安居を受くるには應に坐より起ち著衣を偏袒し踑跪合掌して兩手もて上座の兩足を捉へしめ應に是の如く語るべし。

長老憶念したまへ、我某甲比丘是の住處に夏安居し前三月某甲可行處聚落の某甲僧坊に依止せん、孔破は治する故に。第二に長老憶念したまへ、我某甲比丘是の住處に夏安居し前三月某甲可行處聚落の某甲僧坊に依止せん、孔破は治する故に。第三に長老憶念したまへ、我れ某甲比丘是の住處に夏安居し前三月某甲可行處聚落の某甲僧坊に依止せん、孔破は治する故にと。

上座言へ「放逸すること莫れ」と、下座言へ「受持す」と、[五]後三月も亦是の如し、若し安居せざれば突吉羅を得。

二、(1)佛舍衞城に在しき、爾の時[六]迦夷國土に聚落あり象力と名づく、是の中居士有り、[七]憂田と字す、大いに富み田業殷實にして寶物豐足せり、佛に歸依し法に歸依し僧に歸依し[八]見諦し道果を得たり、僧の爲に僧坊を興立し使を遣はして言はく、是の中好飲食及び諸衣施有り、長老來りて我が飲食供養を受けたまへ、僧坊、臥具を四方僧に施さんと。時に諸比丘使を發遣し還りて居士に報じて言はく、佛比丘の爲に結戒したまへり、夏中諸國に遊行すべからずと、汝愁惱し以つて憂苦と爲す莫れと。居士自ら念ぜり、願心に從はず憂苦愁惱す、我れ僧の爲の故に此の僧坊を作り僧來るを肯かず當に如何んすべき、近處の少多の諸常住比丘の來集し飲食せんを請ふべき爲に僧坊臥具を四方僧に施すなりと。

諸佛の常法歲に兩時大會す、春の末月と夏の末月なり、春の末月とは諸方國土處處の比丘往いて

【五】後三月。雨期四ヶ月中の後の三ヶ月、即ち五月十六日より八月十五日までなり、安居に前安居（purimikā vassupanāyikā）と後安居（pacchimikā v.）あり、前三月のもの前安居にして後三月のもの後安居なり。

【六】迦夷國（Kāsi）。

【七】憂田（Udena）。

【八】見諦。四諦の道理を信認するなり。

七法中安居法第四

4 安[一]居法（一七三b）

一、(1)佛王舍城に在しき、諸比丘夏中諸國土を遊行して生草を踐蹋し諸虫命を奪へり、爾の時諸の異道出家譏嫌し責毀して言はく、諸異道沙門婆羅門は、夏安居の時潜處に隱靜すること譬へば鳥の日中熱時に暑を巣窟に避けるが如し、諸異道沙門婆羅門は夏安居の時潜處に隱靜す、沙門釋子は常に此の心を作し自ら有德を稱し而も夏中に遊行し生草を踐蹋し物命を殘害すと。諸比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具さに佛に白せり、佛是の事を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ、汝實に是の事を作すや不やと、答へて言さく實に作せり世尊と、佛種種の因緣もて諸比丘を訶したまへり、云何んが比丘と名けん、夏中に遊行し生草を踐蹋し諸虫命を奪ふと。佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、「今より應に夏安居すべし」と。

(2)長老優婆離佛に問へり、誰か應に安居すべきと、佛言はく　[二]五衆應に安居すべし、何ん等か五なる、一には比丘、二には比丘尼、三には式叉摩尼、四には沙彌、五には沙彌尼なり。

云何んが應に安居を受くべきと、佛言はく、若し上座安居せんと欲すれば應に坐より起ち著衣を偏袒し䠒跪合掌して應に是の如く語るべし。

長老憶念したまへ、我れ某甲比丘是の住處に夏安居し、[三]前三月某甲の可行處の聚落の某甲僧坊に依止せん、[四]孔破は治する故に。第二に長老憶念したまへ、我れ某甲比丘是の住處に夏安居し前三月某甲可行處の聚落の某甲僧坊に依止せん、孔破は治する故に。第三に長老憶念したまへ、我

【一】安居法(Vassupanāyikakkhandhaka)。四分、巴利、五分等第三犍度とす。

【二】五衆。註一の四九參照。

【三】前三月。雨期四ケ月中の前三月即ち四月十六日より七月十五日までなり。

【四】孔破治故。その僧坊が破壞すればこれを修繕してはめ込むとの意。

如是の如くなし得、自恣の時未だ至らざれば自恣すべからず、鬪僧還つて和合し一心に自恣を聽くを除く。若し僧未だ起たざれば是の如く僧應に自恣すべし。宿受自恣の〔若し〕比丘と僧共に自恣すべからず。

七法中自恣法第三竟る。

恣し後來り已りて一比丘の自恣を遮するを得ず、若し說事有れば今說け、自身清淨の故に佛自恣を聽したまふと。是の比丘若し言はく、汝諸長老今日自恣せよ、後來り已りて復他比丘の自恣を遮せずと、佛言はく僧應に和合して是の比丘に自恣を與ふべし、何を以ての故に、自恣の制限に入る故に。

九、自恣の時此の[四一]有比丘有住處より彼の有比丘有住處、彼の有比丘無住處、彼の有比丘有住處無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず。

自恣の時此の有比丘有住處より彼の有非比丘有住處、非比丘無住處、彼の有非比丘有住處無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず。餘は布薩中に廣く說くが如し。

一〇、佛[四二]諸比丘に語りたまへり、白衣の前にて自恣すべからず、沙彌の前にてすべからず、非比丘異道、不見擯、不作擯され、惡邪にて擯を除かず、共住せず、種種の不共住、犯邊罪の本白衣、不能男、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血人、是の如き一切の前に在りて自恣すべからず。

一切の先事を作し竟りて僧應に自恣すべし、若し應に現前比尼を與ふべきには與へ竟り、應に憶念比尼を與ふべきには與へ竟り、應に不癡比尼を與ふべきには與へ竟り、應に自言比尼を與ふべきには與へ竟り、應に實覓比尼を與ふべきには與へ竟り、應に多覓比尼を與ふべきには與へ竟り、是の比丘若し應に苦切羯磨を與ふべきには與へ竟り若し依止羯磨を與ふべきには與へ竟り若し應に驅出羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し應に下意羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し應に不見擯羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し不作擯羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し應に惡邪不除擯羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し應に別住羯磨を與ふべきには與へ、若し應に摩那埵羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し應に本日治羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し應に出罪羯磨を與ふべきには與へ竟り

は自恣を一ヶ月延期せる場合時に他方へ遊行せんとする一比丘の自恣、遮自恣のことを說けるものなり。(M. V. VI. 18參照)。

【三九】本第二。出家前の妻なり、故二とも云ふ。

【四〇】後來。他行の用事を已り八月の自恣以前に還り來るなり。

【四一】有比丘有住處云云。註二十二の四一以下參照。

【四二】以下布薩犍度六參照。

比丘有りて言はく、罪を置き人を置き伴黨を置きて餘殘人共に自恣せんと、僧應に是の比丘に語るべし、長老罪を置き人を置き伴黨を置きて餘殘の人共に自恣するを得ず、若し說く事有れば今說け、何事の爲の故に我等佛自恣を聽したまふも是の事を得ずと。

(2)一住處有り、自恣の時[三六]罪を識りて人を識らず、僧應に自恣を過ぎたる時[三七]說を求むべく自恣の時說を求むべからず、若し自恣の時求說すれば僧罪を得。

一住處有り、自恣の時人を識りて罪を識らず、僧應に自恣を過ぎて求說すべし、自恣の時求說すべからず、若し自恣の時求說すれば僧罪を得。

一住處有り、自恣の時罪を識り人を識る、僧應に自恣の時求說すべし、自恣を過ぎて求說するべからず、若し自恣を過ぎて求說すれば僧罪を得。

一住處有り、自恣の時罪を識らず人を識らず、僧應に自恣を過ぎて求說すべし、自恣の時求說すべからず、若し自恣の時求說すれば僧罪を得。

(3)一住處有り、自恣の時諸比丘是の如き制限を作す、諸長老我等[三八]三月自恣に非ず八月中四月自恣せん、若し我等夏の末月に多く布施を得ば是れを用つて自恣せん、布施を攝する故にと。是の時一比丘有り、本要めずして若しは父母使を遣はす、若しは兄弟若しは姉妹若しは兒女若しは[三九]本第二(使を遣はす)、是の中已むを獲ず强いて去く。是の比丘諸比丘に語れり、諸長老我れ本要めずして父母使を遣はす、若しは兄弟若しは姉妹若しは兒女若しは本第二使を遣はす、是の中已むを獲ず强いて去く、汝等集まれ、我れ今自恣せんと欲し自恣を遮せんと欲し一比丘の自恣を遮せんと欲すと。僧應に是の比丘に語るべし、長老今日自恣するを得ず、亦他比丘の自恣を遮することを得ず、若し說事有れば今說け、自身淸淨の故に佛自恣を聽したまふと。是の比丘言はく汝諸長老集まれ、今日我れ自恣し[四〇]後來り已りて當に是の一比丘の自恣を遮すべしと。僧應に語るべし、長老今日自

【三六】識罪不識人等。有部律には四事あり有事無人、有人無事、俱有、俱無なりとし、有事無人とは比丘が種々の惡を作し天神瞋りて寺門に來り是の如き惡業が汝等に許さるるやと說き而も某甲と的言せぬこと、有人無事とは某甲比丘我に犯ありと云ふも是の如き罪と說かざることとす。

【三七】求說。其の罪を擧し說き立てること。

【三八】非三月自恣八月中四月自恣云云。この一段難解なり、三月自恣とは三ケ月安居後の自恣の意にして七月十五日の自恣卽ち普通の自恣なり、八月中四月自恣とは入安居後四ケ月の八月十五日の自恣の意にして一ケ月延期せる自恣なり、巴利律、五分律によつて見るに三月安居中相和し相樂しみしも自恣により安居終りこの樂しみを失ふ故に更に一ケ月自恣を延期し(Pavāraṇā-saṅgaha 自恣の庇護)八月卽ち Kattika 月の滿月の日に自恣せんとすることを說くものこれに相當す、故にこの一段

若しは軟語若しは罵詈もて伏從せしめんと欲す、是の中諸人瞋りて約勅す、諸沙門釋子を捕へ殺し繋き驅出し、城邑聚落[三四]街陌に入りて行くを聽さず、舍に入るを聽さず、坐せしむる莫れ、乞食せしむる莫れ、供養を與ふること莫れと。是の中諸比丘思惟す、是の諸比丘宜しき法を知らず、貴人婦女を若しは軟語若しは罵詈もて伏從せしめんと欲す、是の中諸人瞋りて約勅す、捕へ殺し乃至供養すること莫れと、我等三說自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

云何んが非人難なる、諸比丘有り、非人の住處に僧坊を作る、是の諸比丘宜しき法を知らず、非處に大小便し弊衣を洗ひて曬す、是の中非人〔復た〕瞋り諸比丘を恐怖せしむ、比丘を持して床上床下、獨座床上獨座床下、戶耳、窓向、門闕、戶橝、牛頭、象牙、杙、梁、椽、衣架、僧房、別房、垣牆、食處、門間、禪窟、浴室、重閣、大小便處、經行道頭、樹下に著き或は比丘を捉へて倒まに懸く。是の中諸比丘思惟す、是の諸比丘宜しき法を知らず乃至比丘を捉へて倒まに懸く、我等三說自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

八、(1)一住處有り、自恣の時比丘有りて言はく、[三五]罪事を置き人と共に自恣せんと、僧應に是の比丘は語るべし、長老罪事を置きて人と共に自恣するを得ず、若し說く事有らば今說け、何事の爲の故に我等佛自恣を聽したまひ是の事を得ずと。比丘有りて言はく、人を置き罪を置きて餘人共に自恣せんと、僧應に是の比丘に語るべし、長老、人を置き罪を置き餘人と共に自恣することを得ず、若し說く事有れば今說け、何事の爲の故に我等佛自恣を聽したまふも是の事を得ずと。

【三四】街陌。陌は田間のあぜみちの東西に通ずるもの、轉じて町の中のみちを言ふ。

【三五】罪(事)、人、伴黨。自恣の時罪を除外し、或は罪事と罪人とを除外し或は罪事と罪人及び其の朋黨を除外して自恣せんと云ふことにしてこれは不可にして罪あらばその罪を說き懺悔せしめて共に自恣すべしと云ふことを說くなり。

自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて一說自恣すべし。

云何んが惡獸難なる、若し諸比丘惡獸處に僧坊を作る、是の中諸小比丘宜しき法を知らず、[三一]非處に大小便し弊衣を浣ひて之れを曬らす、諸惡獸瞋恚せん、惡獸とは謂はく師子、〔光〕、虎、豹、豺、狼、熊、羆なり、是の惡獸僧坊、別房中、垣牆、食處、禪窟、門間、大小便處、浴室、重閣、經行道頭、樹下に至る。諸比丘思惟す、是の惡獸處に僧坊を作る、是の中諸比丘宜しき法を知らず、非處に大小便し弊衣を浣ひて曬し諸惡獸瞋り來つて僧坊乃至經行道頭、樹下に入る、我等三說自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如く住處に應に一說自恣すべし。

云何んが腹行虫難なる、若し諸比丘龍處に在りて僧坊を作る、是の中諸小比丘宜しき法を知らず非處に大小便し弊衣を浣ひ之れを曬す、是の中諸龍瞋りて毒蛇[三二]蜈蚣を放ち諸比丘の床下床上、榻下榻上、獨坐床下、戶耳、窓向、門闕、戶橝、牛頭、象牙、杙、梁、椽、衣架、僧房、別房、垣牆、食處、門間、禪窟、浴室、重閣、大小便處、經行道頭、樹下に入る。是の中諸比丘思惟す、是の龍處に僧坊を作り諸小比丘宜しき法を知らず、乃至樹下(に入る)、我等三說自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

云何んが人難なる、若し諸比丘或は城、聚落に依りて住し諸比丘宜しき法を知らず、貴人婦女を

【三一】非處。なすべからざる處なり。

【三二】蜈蚣。むかでの一種。

云何んが賊難なる、若し諸賊瞋りて約勅せん、諸沙門釋子を捕へ殺し繫ぎ驅出し頭血を取りて、戶耳[二七]、窓向[二八]に塗り幟と作し字と作さん、門闕、戶檩[二九]、牛頭、象牙、杙、梁、棟、栿[三〇]、衣架、僧房、別別、牆壁、食處、門間、禪窟、大小便處、重閣、經行道頭、樹下、皆血を持して字を作し幟と作さんと。諸比丘是の如く思惟す、是の住處の賊瞋りて約勅す、諸沙門釋子を捕へ殺し繫ぎ驅出し頭血を取りて戶耳、窓向に塗りて字と作し幟と作さん、門闕、戶檩、牛頭、象牙、杙、梁、棟、栿、衣架、僧房、別房、牆壁、食處、門間、禪窟、大小便處、重閣、經行道頭、樹下に皆血を持して字と作し幟と作さんと、若し我等三說自恣すれば或は命を奪はれ或は戒を破らん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處に應に一說自恣すべし。

云何んが火難なる、諸比丘樹林中に僧坊を作る、是の中天火大火來り是の火諸樹林、經行道頭、重閣、僧坊、別房、垣牆、食處、門間、大小便所、居士の牛、羊、驢、馬、駱駝、穀場を燒き人ををして皆燒けしむ。諸比丘思惟す、是の樹林中に精舍を作り天火大火來り樹林、經行道頭乃至居士の甘蔗田、稻田、麥田、胡麻田、葡萄田、牛羊驢馬駱駝穀場を燒き人をして皆燒けしむ、我れ等三說自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すなかれ、是の如き住處に應に一說自恣すべし。

云何んが水難なる、若し諸比丘河曲[三一]中に僧坊を作るに是の中諸龍雪山に依止して住す、身增長して力を得大河に入り大海に歸り河水をして大いに漲らしめ諸樹林、經行道頭、重閣、僧坊、別房、食處、門間、大小便所を漂はし、亦復諸居士の甘蔗田、稻田を漂はし乃至諸穀場人民を漂はす。是の中諸比丘思惟せん、是の河曲の僧坊、諸龍大龍雪山に依止して住し乃至人民を漂はす、我等三說

[二七] 戶耳。戶の端なり。
[二八] 窓向。向もまどなり。
[二九] 戶檩。檩はのきなり。
[三〇] 栿。うつばり(梁)なり。
[三一] 河曲。曲は入り込めるすみ、奧の意なり。

是の中三說自恣すれば是の夜多だ過ぎて自恣することを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

(7)一住處に自恣の時多比丘病むが如し、是の中諸比丘是の如く念ず、是の住處の諸比丘病む、若し我等三說自恣すれば有病比丘は䠒跪に堪えず、若し僧時到れば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

(8)一住處に自恣の時天雨り[二五]覆屋薄きが如し、是の中諸比丘是の如く念ぜり、是の住處天雨り覆屋薄し、若し我等三說自恣すれば屋漏れ僧臥具を汚し諸比丘の衣を濕さん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處に應に一說自恣すべし。

(9)一住處に自恣の時八難の若し一一の難起こる如し、若しは王難若しは賊難若しは火難若しは水難、惡獸難、腹行虫難、人難、非人難なり、云何んが王難なる、若し王瞋り約勅せん諸沙門釋子を捕へ打殺し繫縛し驅出し袈裟を奪ひて白衣を與へて著せしめ象兵馬兵車兵步兵射兵を作らしめ象鉤を捉らしめ[二六]革鞙を捉らしめ、輿を擧げじめ軍陣に出入せしめ若しは一一の官の雜役とせよと。是の中諸比丘思惟せり、是の住處の王瞋りて約勅す諸沙門釋子を捕へ殺し繫ぎ驅出し袈裟を奪ひて白衣を與へて著せしめ象兵馬兵車兵步兵射兵と作らしめ象鉤を捉らしめ革鞙を捉らしめ輿を擧げしめ軍陣に出入せしめ一一の官の雜役とせよと、若し三說自恣すれば或は命を奪はれ或は破戒せん、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

【二五】覆屋薄。屋根薄きなり、巴利に「防雨の設備少なし」(parittaṃ anovassikaṃ hoti)とす。

【二六】革鞙。鞙は車の軛(クビキ)を縛る革ひもなり。

是の如く思惟せん、是の住處の僧大會す若し我等三說自恣すれば夜多だ過ぎて自恣することを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

(3)一住處に自恣の時王若しは王等諸比丘の邊に坐して法を聽かんと欲するが如き、是の中諸比丘說法し夜多だ過ぎ諸比丘思惟す、是の住處の王若しは王等諸比丘の邊に坐して法を聽かんと欲す、是の中諸比丘說法し夜多だ過ぐ、若し我等三說自恣すれば夜多だ過ぎて自恣するを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべし、と。是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處應に一說自恣すべし。

(4)一住處に自恣の時大いに布施を得る如し、是の中諸比丘分段を作して夜多だ過ぐ、諸比丘思惟す、是の住處の僧大いに布施を得諸比丘分段を作して夜多だ過ぐ、若し我等三說自恣すれば夜多だ過ぎて自恣することを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處にて應に一說自恣すべし。

(5)一住處に自恣の時二法師[二三]義辯し名辯し辭辯し應辯するが如し、是の二比丘說法の時夜多だ過ぎ諸比丘思惟せり、是の住處の二法師義辯し名辯し辭辯し應辯す、是の諸比丘說法し夜多だ過ぐ、若し我等是の中三說自恣すれば夜多だ過ぎて自恣するを得ず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧當に一說自恣すべしと、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず、是の如き住處に應に一說自恣すべし。

(6)一住處に自恣の時諸比丘[二四]四事の若し一一の事起こり是れを以つての故に夜多だ過ぐ、諸比丘思惟せり、是の住處の諸比丘四事の若し一一の事起こり是れを以つての故に夜多だ過ぐ、若し我等

【二三】義辯等。巴利律には「比丘等の法を讀誦し、經師等の經典を合誦し、持律者の律を論じ、說法者の法を談じ、比丘等の爭論をなせる爲夜甚く更け云云」と言ふ、尙法、義、辭、樂說の四を四無礙辯と云ふ。應辯は樂說に相當し人人の機根に應じて說法することなるべし。

【二四】四事。註四の三一參照。

丘の自恣を遮すること莫れ、何を以つての故に、病人は少安隱の故に。病比丘有り使を遣はして不病比丘の自恣を遮す、僧應に是の使に語るべし、長老病人の語を受けて不病比丘の自恣を遮することと莫れ、何を以つての故に、病人は少安隱の故にと。是の使病人の邊に到りて語れ、長老、僧汝と約勅せり、病みて不病者の自恣を遮すこと莫れ、何を以つての故に、病人は少安隱の故にと。病人遮を爲すと言はば是の病比丘は突吉羅罪を得。是の使病人の語を受けて不病比丘の自恣を遮すれば是の使突吉羅罪を得。不病比丘使を遣して病比丘の自恣を遮するも亦是の如し。

(3)四種の非法の遮自恣あり、四種の有法遮自恣あり、何ん等か四非法遮自恣なる、一に無根破[一九]戒遮自恣、二に無根[二〇]破正見、三に無根破[二一]正命、四に無根破威儀遮自恣なり、是れを四非法遮自恣と爲す。何ん等か四有法遮自恣なる、一に有根破戒遮自恣、二に有根破正見、三に有根破正命、四に有根破威儀遮自恣なり、是れを四有法遮自恣と爲す。

七、(1)佛舍衞國に在しき、佛諸比丘に語りたまへり、今より[二二]一說自恣二說自恣を聽す、我れ前に已に三說自恣を聽す。若し一說自恣の時初說未だ竟らずして若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、若し一說竟りて遮すれば是れ有法遮自恣なり。若し二說自恣の時初說未だ竟らざるに若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、初說竟りて若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、二說未だ竟らざるに若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、二說竟りて遮すれば是れ有法遮自恣なり。若し三說自恣の時は初說未だ竟らざるに若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、初說竟りて若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、二說未だ竟らずして若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、二說竟りて若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、三說未だ竟らずして若し遮すれば是れ非法遮自恣なり、若し三說竟りて遮すれば是れ有法遮自恣なり。

(2)何處にて佛一說自恣すべきを聽したまふや、一住處に自恣の時大會するが如き、僧中の諸比丘

【一九】無根破戒遮自恣。事實無根なるに破戒せりとて自恣するを禁ずること。四分律には破戒として波羅夷、僧殘、偸蘭遮をあげ巴利律には波羅夷と僧殘をあぐ。

【二〇】正見(sammādiṭṭhi)。正しき見解、四諦の理を明らかに知ること。四分律には破正見を六十二見等の邊見、その他の邪見とす。

【二一】正命(sammā-ājīva)。正しき生活、身口意三業清淨にして五種の邪活法を離れること。

【二二】一說自恣、二說自恣。自恣の法は前に言ふ如く(一)三度び自己の罪を語ることを乞ふ三唱法(tevācika)であるが危難のある場合或は時間不足の場合には二度乞ふ二唱法(dvevācika)或は一度乞ふ一唱法(ekavācika)を聽す。

と欲するを聞かんに諸比丘應に[一七]二三四促く布薩を作すべし、僧の爲に自恣を作す人を差して應に廣く自恣すべし、是の諸比丘成辦して二三四を促めて布薩を作し僧の爲に自恣を作す人を差し廣く自恣す、是の如くんば好し。若し成ぜずして諸比丘若し彼の比丘瞋り闘諍相言して彼より發し來る自恣を遮する爲の故にと聞かば是の時應に疾疾に集まり自恣人を差し廣く自恣すべし、諸比丘若し疾疾に集まり自恣人を差し廣く自恣するを成ず、是の如くんば好し。若し成ぜず諸比丘若し彼の比丘瞋り闘諍相言して彼より來り界内に入ると聞かば是の時舊比丘應に一心に軟語もて迎へ問訊歡喜し爲に衣鉢を持し房舍を開き臥具を示すべし、長老是れは汝曹の床坐なり、麁脾繩床、細脾繩床、被褥なり、汝上座の次第に隨ひて是の中に安住せよと、應に爲に洗浴具、薪火、澡豆、湯水、塗身蘇油を辦づべし、客比丘浴室に入り竟りて舊比丘應に界を出で僧の爲に自恣を作す人を差し廣く自恣すべし、若し舊比丘是の事を成辦すれば好し。若し成ぜざれば舊比丘應に客比丘に語るべし、長老我等は是れ布薩し自恣せず、後布薩の時我等當に自恣すべしと、客比丘舊比丘に語りて言はん、長老後布薩の時自恣すべからず、若し說く事有れば今日說け、何んらの事の爲の故に、我等佛自恣を聽したまひ是の事を得ずと、舊比丘應に客比丘に語るべし、汝等舊比丘を置き自ら自恣の時を知れと、若し客比丘是の時餘處に去れば好し。若し去らざれば舊比丘客比丘に語るべし、我等後布薩の時自恣せず、我等八月に自恣せん、我れ[一八]夏の末月の自恣に多く布施を得と、若し客比丘舊比丘に語りて言はく、長老汝八月四月に自恣するを聽さず、若し說事有れば今日說け、何ん等の事の爲の故に、我等佛自恣を聽したまひ是の事を得ずと、舊比丘應に客比丘に語るべし、汝等舊比丘を置き自ら自恣の時を知れと、若し客比丘是の時餘處に去れば好し、若し去らざれば是の中應に自恣せずして去るべし、我等瞋り闘諍相言すべからざる故に。

(2)若し病比丘有り、不病比丘の自恣を遮す、僧應に是の病比丘に語るべし、汝長老病む、不病比

【一七】二三四。二三四日なり。

【一八】夏末月。八月なり。

心に疑ふと說くべからず、何ん等を見何處にて見るや、云何んが見何事を作すを見るや、何んの因緣にて彼れに到るやと。是の人若し耳に聞くと言はば、眼に見心に疑ふと說くべからず、何ん等を聞き何處にて聞くや、云何んが聞き何事を作すを聞くや、男邊に聞くや女邊に聞くや、不能男邊に聞き二根人邊に聞くや。若し心に疑ふと言はば眼に見耳に聞くと說くべからず、何ん等を疑ひ何處に疑ふ、云何んが疑ひ何事を疑ふ、若しは身罪中に疑ひ口罪中に疑ひ、殘罪、不殘罪、殘不殘罪中に疑ふや、聚落處空處何處に疑ふやと、是の如く安詳として是の長老に竊かに問ひ竊かに敎へ實を得れば諸比丘應に一心に是の罪比丘を治すべし。若し罪比丘我れは是れ白衣なりと言はば僧應に語るべし、汝出去せよと、僧應に自恣を作すべし、自恣を與ふるに疑を作すべからず。若し我れは沙彌なり非比丘なり異道なり、不見擯不作擯され惡邪にして擯を除かず共住せず、種種の不共住なり犯邊罪の本白衣、不能男なり、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血の人なりと言はば僧應に語るべし、汝出で去れと、諸比丘應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

(5)[一五]一切の事先きに作し竟りて僧應に自恣すべし、若し現前毘尼を與ふべきには與へ竟り、憶念毘尼を作すべきには與へ竟り、不癡毘尼を與ふべきには與へ竟り、自言毘尼を與ふべきには與へ竟り、實覓毘尼を與ふべきには與へ竟り、多覓毘尼を與ふべきには與へ竟り、是の比丘若し苦切羯磨を與ふべくんば與へ竟り、若し依止羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し驅出羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し下意羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し不見擯羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し別住羯磨を與ふべきには與へ竟り　若し摩那埵羯磨と與ふべきには與へ竟り、若し本日治羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し出罪羯磨を與ふべきには與へ竟りて僧應に自恣すべし。

六、(1)若し安居の比丘彼の住處に比丘有り瞋り鬪諍相言し來りて此の間の比丘の[一六]自恣を遮せん

【一五】已下註二十二の四七以下參照。

【一六】遮自恣(pavāraṇaṃ ṭhapeti) 自恣をさまたげ禁ずるなり、卽ち對者に罪あることを說き自恣せしめざること。

して不決定、不善知なり、是の人亦能く非法を法と言ひ法を非法と言ひ善を非善と言ひ非善を善と言ふ。是の如き比丘語るを信じて他人の罪を知すべからず、僧應に是の比丘に語るべし、長老汝瞋ること莫れ鬪すること莫れ諍すること莫れ相言すること莫れと、是の如き少智の人を僧數ふること莫れ、僧應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時一比丘餘比丘に向ひて他の罪を說けり、諸比丘是の長老他の罪を說く人の身業淨口業淨なるを知る、是の長老は能く婬せず偷せず故らに人命を奪はず自らに過人法を稱せず、故出精せず故らに女身に觸れず、生草を殺さず非時食せず飲酒せず、知らずして知ると言ひ知るを知らずと言ひ見ずして見ると言ひ見るを見ずと言ひ疑はずして疑ふと言ひ疑ひて疑はずと言ふこと能はず、是の長老少智にして不決定、不善知なり、是の人亦能く非法を法と言ひ法を非法と言ひ善を非善と言ひ非善を善と言ふ。是の如き比丘の語るを信じて他人の罪を治すべからず、僧應に是の比丘に語るべし、長老汝瞋ること莫れ鬪すること莫れ相言すること莫れと、是の如き少智人を僧數ふること莫れ、僧應に自恣を作すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

(4) 一住處有り、自恣の時一比丘餘比丘に向ひて他の罪を說く、若しは見若しは聞き若しは疑ふと、諸比丘是の長老他の罪を說く人の身業淨口業淨なるを知る、是の長老能く婬せず偷せず故らに人命を奪はず自らに過人法を稱せず、故らに出精せず、故らに女身に觸れず生草を殺さず非時食せず飲酒せず、知らざるを知ると言ひ知るを知らずと言ひ見ざるを見ると言ひ見るを見ずと言ひ疑はざるを疑ふと言ひ疑ふを疑はずと言ふこと能はず、是の長老他の罪を說く人有智の人決定の人、善知の人なり、是の人亦法を非法と言ひ非法を法と言ひ善を非善と言ひ非善を善と言はず。是の長老に爾の時應に安祥として竊かに問ひ竊かに教ゆべし、汝長老他の罪を說く、眼に見、耳に聞き、心に疑へりと爲すやと、是の長老若し眼に見ると言はば諸比丘應に問ふべし、若し眼に見たれば耳に聞き

汝瞋ること莫れ、闘すること莫れ、諍すること莫れ、相言すること莫れと、是の如き無羞の人を僧數ふること莫れ、僧應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時一比丘餘比丘に向ひて他の罪を説く、若しは見若しは聞き若しは疑ふと、諸比丘是の長老他の罪を説く人の身業不淨口業不淨なるを知る、是れ能く婬し能く偷し能く人命を奪ひ能く自らに過人法を稱す、能く故出精し能く女人の身に觸れ能く生草を殺し能く非時食し能く飲酒す、是れ亦能く妄語し知らずして知ると言ひ知つて知らずと言ひ見ずして見ると言ひ見て見ずと言ひ疑はずして疑ふと言ひ疑ひて疑はずと言ふ。是の如き比丘の語るを信じて他人の罪を治するべからず、僧應に是の比丘に語るべし、長老汝瞋ること莫れ闘すること莫れ諍すること莫れ相言すること莫れと、是の如き無羞人を僧數ふること莫れ、僧應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

(3)一住處あり、自恣の時一比丘餘比丘に向ひて他の罪を説く、若しは見若しは聞き若しは疑ふと、諸比丘是の長老他の罪を説く人の身業淨なるを知る、是の長老能く婬せず偷せず人命を奪はず自らに過人法を稱せず、故らに出精せず故らに女身に觸れず生草を殺さず非時食せず飲酒せず、是の長老少智にして決定せず善知ならず、是の人亦能く非法を法と言ひ法を非法と言ひ非善を善と言ひ善を不善と言ふ。是の如き比丘の語るを信じて他人の罪を治するべからず、僧應に是の比丘に語るべし、長老汝瞋ること莫れ闘すること莫れ諍すること莫れ相言すること莫れと、是の如き少智人は僧數ふること莫れ、僧應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時一比丘餘比丘に向ひて他の罪を説く、若しは見若しは聞き若しは疑ふと、諸比丘是の長老の口業淨なるを知る、是の長老知らずして知ると言ひ知つて知らずと言ひ見ずして見ると言ひ見て見ずと言ひ疑はずして疑ふと言ひ疑ふて疑はずと言ふこと能はず、是の長老少智に

中住處に比丘有り、若しは他人擧し若しは擧せず若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら提舍迦羅尼罪有りと言ふ、是の事を共に諍ふ、比丘有り是れ波逸提罪なりと言ひ比丘有りて是の罪波羅提提舍尼なりと言ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の比丘若し異比丘の清淨共住同見なるを得れば是の比丘の邊に是の罪を如法に懺悔せん」と。是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時比丘若しは他人擧し若しは擧せず若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら提舍迦羅尼罪有りと言ふ、是の事を共に諍ひ比丘有りて是の罪〔一三〕殘にして治すべしと言ひ、比丘有り殘無く治すべからずと言ふ、是の中殘有り治すべしと言はば是れ應に共に自恣すべし、是の中殘無く治すべからずと言へば是れ共に自恣すべからず、彼を應に置きて自恣して去り鬪諍相言すべからず。

(2)一住處有り、自恣の時比丘有り他比丘の罪を若しは見若しは聞き若しは疑ふと說く、諸比丘是の他の罪を說く人の身業の不淨なるを知る、〔一四〕能く婬し能く偸し能く人命を奪ひ能く自ら過人法を稱し能く精を出し、能く身身相觸れ能く生草を殺し能く非時食し能く飮酒す。是の比丘の語るを信じて他の罪を治すべからず、僧應に語るべし、汝長老瞋ること莫れ、鬪すること莫れ、諍すること莫れ、相言すること莫れと、是の如き無羞の人は僧數ふること莫れ、僧應に自恣すべく自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時比丘餘比丘に向ひて他の罪を說く、若しは見若しは聞き若しは疑ふと、諸比丘是の長老の他罪を說く人の口業の不淨なるを知る、是れ能く妄語し知らずして知ると言ひ、知りて知らずと言ひ、見ずして見ると言ひ、見て見ずと言ひ、疑はずして疑ふと言ひ、疑ひて疑はずと言ふ。是の如き比丘の語るを信じて他人の罪を治すべからず、僧應に是の比丘に語るべし、長老

【一三】(有)殘可治。比丘としての資格を殘しこれを懺悔して出罪する餘地あること。次の無殘不可治はこの反對なり。

【一四】以下四波羅夷罪及び十三僧殘以下の罪の一部分をあげる、各戒條參照。

住を與ふべし」と、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時比丘若しは他人擧し若しは擧せず若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら僧伽婆尸沙罪有りと言ふ、是の比丘若しは摩那埵を與ふべく若しは本日治を與ふべく若しは出罪を與ふべく與を成せず、是の中應に一比丘僧中に唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、是の中住處に比丘有り、若しは他人擧し若しは擧せず、若しは憶念せしめ若しは憶念せしめず自ら僧伽婆尸沙罪有りと言ふ、是の比丘應に摩那埵、本日治、出罪を與ふべく與を成ぜず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の比丘に後に當に摩那埵を與ふべく當に本日治を與ふべく當に出罪を與ふべし」と、是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時比丘若しは他人擧し若しは擧せず若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら〔三〕提舍迦羅尼罪有りと言ふ、是の事を共に諍ふ、比丘有りて言はく是の中應に悔を出すべしと、比丘有りて言はく是の事應に心に悔を生ずべしと。是の中一比丘應に僧中に唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、是の中住處に比丘有り若しは他人擧し若しは擧せず若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら提舍迦羅尼罪有りと言ひ是の事を共に諍ふ、比丘有りて言ふ、是の事應に悔を出すべしと、比丘有りて言ふ、是の事應に心に悔を生ずべしと、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の比丘若し異比丘の清淨共住同見なるを得れば是の比丘の邊に是の罪を如法に懺悔するを」是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣を與ふるに礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時比丘若しは他人擧し若しは擧せず若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら提舍迦羅尼罪有りと言ふ、是の事を共に諍ふ比丘有りて是れ波逸提罪なりと言ひ、比丘有りて是れの罪波羅提提舍尼なりと言ふ。是の中應に一比丘僧中に唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、是の

【三】提舍迦羅尼罪（desakaraniya?）悔過罪卽ち告白懺悔すべき罪にして捨墮、單墮衆學法等の罪なり。

一住處あり、自恣の時諸客比丘舊比丘の聲、舊比丘の因緣若しは戶鑰聲、斤聲若しは斧聲、讀經聲を聞く、是の諸客比丘求せず覓せずして自恣すれば客比丘罪を得、若し求めて得喚ばずして自恣すれば客比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ひて自恣すれば客比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ふ所無くして自恣すれば客比丘無罪なり、若し求めて是の諸舊比丘を得れば一心に歡喜して應に自恣を作すべし、是の如きは客比丘無罪なり。

一住處有り、自恣の時舊比丘客比丘の相、客比丘の來る因緣、若しは不識の衣鉢若しは不識の杖若しは盛油革囊、革屣、針筒を見る、是の諸比丘求せず覓せずして自恣すれば是の諸舊比丘罪を得、若し求めて得喚ばずして自恣すれば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ひて自恣すれば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ふ所無くして自恣す、是の如きは舊比丘罪無し、若し求めて是の諸客比丘を得れば一心に歡喜して應に自恣を作すべし、是の如くして舊比丘無罪なり。

一住處有り、自恣の時諸客比丘舊比丘の相、舊比丘の來る因緣若しは新しく掃灑せる地、次第に敷ける床座を見る、是の諸客比丘求せず覓せずして自恣を作せば客比丘罪を得、若し求めて得喚ばずして自恣を作せば客比丘罪を得、若し求めて得ず疑ひて自恣を作せば客比丘罪を得、若し求めて得ること能はず、疑ふ所無くして自恣を作せば客比丘罪を得、若し求めて是の諸舊比丘を得れば共に一心に歡喜し應に自恣を作すべし、是の如くして客比丘無罪なり。

五、(1)一住處有り、自恣の時比丘若し他を[一〇]擧し若しは擧せず、若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら言はく、我れ僧伽婆尸娑罪有りと、是の比丘應に[一一]別住を與ふべくして與を成ぜす、是の中應に一比丘僧中に唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、是の中住處に比丘有り、若しは他人擧し若しは擧せず、若しは憶念せしめ若しは憶念せしめずして自ら言はく、僧伽婆尸沙罪有りと、是の比丘應に別住を與ふべくして與を成せず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の比丘に後に當に別

【一〇】擧。罪を摘發すること。
【一一】應與別住不成與。僧殘罪に對する罰として別住を與ふべきであるがこの場合には自恣を障ぐるが故に與ふること能はず、後に至りて與ふべしとの意なり。

丘共に來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。若し客比丘自恣の時客比丘來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。客比丘自恣の時舊比丘來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。客比丘自恣の時舊比丘客比丘共に來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。舊比丘客比丘共に自恣する時舊比丘來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。舊比丘客比丘共に自恣する時客比丘來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。舊比丘客比丘共に自恣する時舊比丘客比丘共に來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。

(6)舊比丘は十四日にて多く客比丘は十五日にて少なし、客比丘舊比丘に隨ふべく是の日に自恣すべし。舊比丘は十四日にて少なく客比丘は十五日にて多し、舊比丘客比丘に隨ふべく是の日に自恣すべからず。舊比丘は十五日にて多く客比丘は初日にて少なし、客比丘舊比丘に隨ふべく是の日に更に自恣すべし。舊比丘は十五日にて少なく客比丘は初日にて多し、舊比丘客比丘に隨ひ界を出でて自恣を作すべし。若しは客比丘十四日にて多く舊比丘十五日にて少なし、舊比丘客比丘に隨ふべく是の日に自恣すべし。客比丘は十四日にて少なく舊比丘は十五日にて多し、客比丘舊比丘に隨ふべく是の日に自恣すべからず。客比丘は十五日にて多く舊比丘は初日にて少なし、舊比丘客比丘に隨ふべく是の日は更に自恣すべし。客比丘は十五日にて少なく舊比丘は初日にて多し、客比丘は舊比丘に隨ひ界を出でて自恣を作すべし。

(7)一住處有り、自恣の時諸舊比丘客比丘の聲、客比丘の因緣若しは脚聲若しは杖聲若しは革屣聲若しは異人聲を聞く、是の諸舊比丘求せず覓せずして自恣を作せば舊比丘罪を得、若し求めて得喚ばずして自恣すれば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ひて自恣すれば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ふ所無く自恣す、是の如きは舊比丘罪無し、若し求めて是の諸の諸客比丘を得れば一心に歡喜して應に自恣を作すべし、是の如きは舊比丘罪なし。

る有り未だ起ち去らざる有り、一切起ち去りて未だ去らざる有り、更に異住處の比丘來り清淨共住同見にして多し、彼の諸比丘應に更に自恣を作すべし、先比丘罪を得。

一住處有り自恣の時舊比丘若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まり自恣を作さんと欲す、更に異住處の比丘有りて來る、清淨共住同見にして多し、彼の諸比丘是の念を作せり、我等是の中に自恣を若しは作すべきや若しは作すべからずやと。淨不淨を疑ひ別衆同衆想にて更に異住處比丘有りて來る、清淨共住同見にして多し、彼の諸比丘應に更に自恣を作すべし、先比丘罪を得。若し淨不淨を疑ひ別衆同衆想にて自恣を作し竟り一切坐處より未だ起たず未だ去らず、起ち去れる有り未だ起ち去らざる有り、一切起ちて未だ去らざる有り、更らに異住處の比丘來る、清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に自恣を作すべし、先比丘は罪を得。

(5)一住處有り、自恣の時諸舊比丘若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まり自恣を作さんと欲す、更に異住處の比丘有りて來る、清淨共住同見にして多し、聞き已りて是の念を作せり、更に異住處の比丘有りて來る、清淨共住同見にして多し、是れ滅壞し除捨し別異せん、我れ是の諸比丘を須ゐずと。破僧を欲するが爲に別衆同衆想にて自恣を作し更に異住處の比丘有りて來る、清淨共淨同見にして多し、彼の諸比丘は應に更に自恣を作すべく先比丘は偷蘭遮を得、破僧に近づくが故に。若し是の諸比丘破僧に勤めんと欲し別衆同衆想にて自恣を作し竟り若し一切坐處より未だ起たず未だ去らず、起ち去る有り未だ起ち去らざる有り、一切起ちて未だ去らざる有り、更に異住處の比丘來る、清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に自恣を作すべし、先比丘は偷蘭遮を得、破僧に近づくが故に。

若し舊比丘自恣の時更に舊比丘有りて來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。若し舊比丘自恣の時客比丘來る、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし。若し舊比丘自恣の時舊比丘客比

【九】註二十二の三九參照。

比丘共に自恣する時更に舊比丘有りて來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし、若し少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し舊比丘客比丘共に自恣する時更に客比丘有りて來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多なれば應に更に自恣を作すべし、若し等少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し舊比丘客比丘共に自恣する時更に舊比丘客比丘有りて來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に自恣を作すべく若し少なれば應に次第に自恣を作すべし。

(4) 一住處有り、自恣の時舊比丘若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まり自恣せんと欲す、更に異住處の比丘有りて來る、淸淨共住同見にして多し、彼是の念を作せり、是の中舊比丘若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まり自恣を作さんと欲す、我れ等應に自恣を作すべしと。[八]淨想、比尼想、別衆同衆想にて自恣を作す、更に異住處比丘有りて來る、淸淨共住同見にして多し、彼應に更に自恣を作すべし、先比丘は罪を得。彼の比丘淨想、比丘尼想、別衆同衆想にて自恣を作し竟り若し一切坐處より未だ起たず未だ去らず、若しは起ち去る有り未だ起ち去らざる有り、若しは一切起ちて未だ去らず、更に異住處比丘有りて來る、淸淨共住同見にして多なり、彼の比丘應に更に自恣を作すべし、先比丘は罪を得。

一住處あり、自恣の時舊比丘若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まりて自恣を作さんと欲す、更に異住處の比丘有りて來る、淸淨共住同見にして多なり、彼れ是の念を作せり、舊比丘の若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まり自恣を作さんと欲す、我等是の中に自恣を作すべからずと。彼の比丘言はく我自恣を作さんと、不淨、心悔、別衆同家にて是の中に自恣を作す、更に異住處の比丘有り來る、淸淨共住同見にして多し、彼の諸比丘應に更に自恣を作すべし、先比丘罪を得。彼の諸比丘不淨、心悔、別衆同衆想にて自恣を作し竟り一切坐處より未だ起たず未だ去らず、起ち去れ

【八】淨想等。註二十二の三七參照。

清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に自恣を作すべし、是の如く作し竟りて先比丘罪無し、等亦是の如し。

(2)一住處有り、自恣の時舊比丘の若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まり自恣を作せり、異住處比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし、是の諸比丘應に[七]次第に自恣すべし。若し諸比丘自恣竟り一切坐處より未だ起たず未だ去らざるに異住處比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし、是れ諸比丘の邊に應に三語自恣すべし。若し諸比丘自恣竟り起ち去れる有り未だ起ち去らざる有り異住處比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし、是れ未だ起ち去らざる諸比丘の邊に應に三語自恣すべし。若し是の諸比丘自恣竟る、一切起ち未だ去らず、更に異住處の比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし・是の諸比丘若し能く和尙を得れば應に廣く自恣を作すべし、若し和尙を得ざれば應に界を出でて三語自恣を作すべし。

(3)若し舊比丘自恣の時更に舊比丘有りて來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし、若し少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し舊比丘自恣の時客比丘來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多なれば應に更に自恣を作すべし、若し等少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し舊比丘自恣の時更に舊比丘客比丘有り共に來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし、若し少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し客比丘自恣の時更に客比丘有りて來る、若しは多若しは等若くは少なり、若し多なれば應に更に自恣を作すべし、若し等少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し客比丘自恣の時舊比丘來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし、若し少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し客比丘自恣の時舊比丘客比丘共に來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に自恣を作すべし、若し少なれば應に次第に自恣を作すべし。若し舊比丘客

【七】次第自恣。新來の比丘を加へて自恣を繼續すること、新來比丘の多き時は最初より自恣をやりかへる。

(3)一住處有り、自恣の時一切比丘僧罪有り是の罪を覺し客比丘の清淨共住同見なるを得て是の罪を如法に懺悔すること能はず、是の諸比丘應に一舊比丘を近住處に遣はすべし、疾かに彼に到り是の罪を如法に懺悔し竟りて來還すべし、我曹汝の邊に從ひて是の罪を如法に懺悔せんと、是の諸比丘若し是の事を辦ずるを得ん、是の如くんば好し、若し辦ずること能はざれば是の僧中に一比丘應に唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、我等是の住處にて一切僧罪を得是の罪を覺す、清淨の客比丘共住同見なるを得て是の罪を如法に懺悔すること能はず、亦一舊比丘を近住處に遣はし疾く彼に到り是の罪を如法に懺悔し竟りて來還せよ、我等是の邊にて是の罪を如法に懺悔せんと辦ずるを得ること能はず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧若し後に是の罪を如法に懺悔せん」と。是の如く白し是の如く作し竟りて應に自恣を作すべし、自恣の與に礙を作すべからず。

一住處あり、自恣の時一切の僧一罪中に疑ふ、是の中應に一比丘僧中に是の如く唱ふべし、「大德僧聽きたまへ、是の中住處の一切僧一罪中に疑ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧後に是の事を當に問ふべし」と、是の如く白し、是の如し作し竟りて應に自恣を作すべし、自恣の與に礙を作すべからず。

四、(1)[六]一住處有り、自恣の時舊比丘の若しは五若しは過ぐるもの自恣處に集まりて自恣を作す、異住處の諸比丘來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に自恣を作すべし、是の如く作し竟りて先比丘罪無し。若し諸比丘自恣竟り一切坐處より未だ起たず未だ去らざるに更に異住處の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に自恣を作すべし、是の如く作し竟りて先比丘罪無し。若し諸比丘自恣竟り起ち去れる有り、未だ起ち去らざる有り、更に異住處の比丘有りて來る、清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に自恣を作すべし、是の如く作し竟りて先比丘罪無し。若し是の諸比丘自恣竟り一切坐處より起ち未だ去らず、更に異住處の比丘有りて來る、

【六】布薩法四參照。

ん、僧中應に使を遣はして彼れに語りて言ふべし、今日僧自恣す、若し是の比丘當に來り若しは自恣を與へ來り若しは界を出づべし、我曹別に自恣を作すべからずと、是の比丘若し來るを得若しは自恣を與へ若しは界を出づ、是の如きは好し、若し得ざれば諸比丘別に自恣を作すべからず、若し別に自恣すれば一切比丘罪を得。

三、(1)[五]一住處有り、自恣の時一切比丘僧罪有り、是の罪を除くを知らず、一客比丘有り、清淨共住同見なり、是の客比丘舊比丘中の善好有德なるを知る、是の客比丘應に問ふべし、長老若し比丘如是如是の事を作せば當に何等の罪を得べきと、答へて言はく、若し比丘如是如是の事を作せば當に如是如是の罪を得べしと、彼言はく長老汝自ら是の如き事を作せるを憶するや不やと、答へて言はく自ら憶すと、獨り我れ一人是の罪を得ず一切の僧も亦是の罪を得と、客比丘言はく、長老汝一切の僧に說け、汝に於いて何んの益ぞ、汝何を以つて如法に懺悔せざると、舊比丘客比丘の語を受けて是の罪を如法に懺悔すれば餘の諸比丘も此の比丘の懺悔なるを見て亦應に如法に懺悔すべし、是の如く作せば善し、若し是の如く作さざれば益有るを知りて擧し益無くば强ひて擧すこと莫れ。

(2)一住處有り自恣の時比丘罪を憶して出さんと欲せり、是の比丘應に異比丘の邊に是の罪を如法に懺悔すべし、是の如く作し竟りて應に自恣を作すべし、自恣の與礙を作すべからず。

一住處あり、自恣の時比丘一罪を疑ふ、是の比丘應に他比丘に語るべし、長老我れ一罪を疑ふ、後是の事を當に問ふべしと、是の如く作し竟りて自恣すべし、自恣の與に礙を作すべからず。

一住處有り、自恣の時罪を憶念して出さんと欲す、是の比丘應に疾かに一心に念ずべし、我れ後是の罪を當に如法に懺悔すべしと、是の如く作し竟りて應に自恣すべし、自恣の與に礙を作すべからず。若し自恣の時比丘一罪を疑ふ、是の比丘應に疾かに一心に念ずべし、後是の罪を當に問ふべしと、是の如く作し竟りて自恣すべし、自恣の與に礙を作すべからず。

【五】この項布薩法三參照。

他に自恣を與ふべし、取自恣人若し言はく、我れは白衣なり、我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは異道なり、不見擯、不作擯され惡邪にして擯を除かず、共住せず、種々の不共住なり、犯邊罪の本白衣なり、不能男なり、汚比丘尼なり、越濟人なり、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身竟すと、應に他に自恣を與ふべし。

若し他の自恣を取り竟りて去らず、是れを自恣不到と名づく、若し言はく我れは白衣なり、我れは沙彌なり、我れは比丘に非らず、我れは異道なり、不見擯不作擯され惡邪にして擯を除かず、共住せず、種種の不共住なり、犯邊罪の本白衣なり、不能男なり、汚比丘尼なり、越濟人なり、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血なりと、是れを自恣不到と名づく。若し他の自恣を取り竟りて八難中の一一の難起こる故に去らず、是れを自恣不到と名づく。復た次に他の自恣を取り竟りて故らに去らず、若しは放逸し若しは嬾り若しは睡り若しは入定す、是れを自恣不到と名づく、是の取自恣人三因緣有りて罪を得、若しは故に去らず若しは嬾り若しは放逸す、二因緣にて罪無し、若しは睡り若しは入定す。復た次に他の自恣を取り竟りて僧中に到りて自恣を說かず是れを自恣到と名づく、若し他の自恣を取り竟りて僧中に到りて若し言はく、我れは白衣なり、我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは異道なり、不見擯不作擯され惡邪にして擯を除かず、共住せず、種種の不共住なり、犯邊罪の本白衣なり、不能男なり、汚比丘尼なり、越濟人なり、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血すと、是れを自恣到と名づく。復た次に他の自恣を取り竟りて僧中に到りて故らに說かず、若しは放逸し若しは嬾り若しは睡り若しは入定す、是れを自恣到と名づく、是の中他の自恣を取るの人三因緣有りて罪を得、若しは故らに說かず、若しは放逸し若しは嬾る、二因緣にて罪無し、若しは睡り若しは入定す。

(4)一住處有り、自恣の時比丘を若しは王捉へ若しは賊若しは怨家若しは怨黨若しは怨黨の黨捉へ

一住處に一比丘有り、自恣の時塔處及び自恣處を掃ひ次第に床を布き火燈、燈籠、燈炷、燈楮を辦じ籌を辦じ是の如く思惟すべし、諸比丘來り未だ自恣を作さゞれば是の比丘と共に自恣すべしと、若し來るを見ざれば是の中高處有れば立ちて望み若し比丘有るを見れば喚んで言く、疾々に來れ長老、今日僧自恣すと、若し見ざれば應に待ちて暮に至りて還つて本處に坐し是の如く心に念じ口に言ふべし、今日僧自恣す、我れ亦今日自恣す、是の如くして一比丘自恣を得。

(3)[四]佛舍衞國に在しき、是の中佛諸比丘に語りたまへり、是の夜多だ過ぎて自恣の時到ると、一比丘坐より起ち偏袒著衣し長跪合掌して佛に白して言さく、世尊諸比丘病みて來らずと、佛言はく、應に自恣を取るべし、是の如く取るべし、病比丘に語るべし、自恣を與へよと、答へて言はく與ふと、是れを自恣を得と名づく、若し言はく我が爲に僧中にて自恣を說けと、是れを自恣を得と名づく、若しは身動もて與ふ、是れを自恣を得と名づく、若しは口言もて與ふ、是れを自恣を得と名づく。若し身もて與へず口もて與へざれば自恣を得ず、是の時一切の僧應に病比丘の邊に就いて自恣を作し若しは僧中に將來して自恣を作すべし、諸比丘別に自恣を作すべからず、若し諸比丘別に自恣を作せば一切の比丘罪を得。

一住處に二比丘有り、自恣を作す時是の二比丘自恣を取るべからず、是の二比丘共に一處に三語自恣すべし、三比丘四比丘も亦是の如し。

一住處に五比丘有り、自恣の時是の諸比丘自恣を取るべからず、自恣を與ふべからず、是の諸比丘應に一處に集まり僧の爲に自恣人を差すべし、廣く自恣を說くべし。

若し五を過ぐる比丘自恣の時一處に集まれば老病比丘は隨意に自恣のを取り自恣を與ふ、若し一人一人を取る是れを自恣を得と名づく、若し一人二人三人四人を取る、是れを自恣を得と名づく。幾許人に隨ひ能く名字を憶識す是れを自恣を得と名づく。若し取自恣人取るを欲せざれば應に更に

【四】この項布薩法の一、5参照。

和合自恣も佛聽したまはず、有法別自恣も佛聽したまはず、是の中有法和合自恣是の如きを佛聽したまふ。

(2)一住處有り、自恣の時五比丘住せり、是の諸比丘は應に一處に集まりて僧の爲に自恣を作す人を差して廣く自恣を說くべし。

一住處有り、自恣の時四比丘住せり、是の諸比丘は僧の爲に自恣を作す人を差すべからず、是の諸比丘は一處に集まりて三語自恣すべし、應に是の如く自恣すべし。上座應に坐より起ち偏袒著衣し踋跪合掌して是の如く語れ、「長老憶念したまへ、今僧自恣の日なり、我れ某甲比丘に長老自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし、第二に長老憶念したまへ、今僧自恣の日なり、我れ某甲比丘に長老自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし、第三に長老憶念したまへ、今僧自恣日なり、我れ某甲比丘に長老自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし」と。若し下座なれば應に坐より起ち偏袒著衣し踋跪して兩手もて上座の兩足を捉へ是の如く語るべし、「長老憶念したまへ、今僧自恣の日なり、我れ某甲比丘に長老自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし、第二に長老憶念したまへ、今僧自恣の日なり、我れ某甲比丘に長老自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし、第三に長老憶念したまへ、今僧自恣の日なり、我れ某甲比丘に長老自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除すべし」と。是の如くして諸比丘自恣を得。三比丘二比丘も亦是の如し。

是の如く白す、是の時諸比丘一切坐より起ち地に胡跪せよ、若し自恣を作す人是れ上座なれば應に坐より起ち偏袒著衣し身を曲ぐべし、應に第二上座に語るべし、「長老今日自恣來る」と、是の時第二上座坐より起ち偏袒著衣し胡跪し兩手もて上座の足を捉へ應に是の如く語るべし、「長老憶念したまへ、今僧の自恣日なり、我れ某甲比丘に長老僧自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし。第二に長老憶念したまへ、今僧自恣の日なり、我れ某甲比丘に長老僧は自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし。第三に長老憶念したまへ、今僧自恣日なり、我れ某甲比丘に、長老僧自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語りたまへ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし」と。若し下座自恣人と作れば應に坐より起ち偏袒著衣し胡跪合掌して應に是の如く上座に語るべし、「今日自恣來る」と。上座も亦應に坐より起ち偏袒著衣し胡跪合掌して應に是の如く言ふべし、「長老憶念したまへ、今僧自恣日なり、我れ某甲比丘に長老僧自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語れ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし、第二に長老憶念したまへ、今僧自恣日なり、我れ某甲比丘に長老僧自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語れ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば如法に除べくし、第三に長老憶念したまへ、今僧自恣日なり、我れ某甲比丘に長老僧自恣に語りたまへ、若し罪を見聞疑すれば我れに語れ、憐愍の故に、我れ若し罪を見れば當に如法に除くべし、」と。

是の如く次第に一切の僧自恣す、若し一切僧自恣竟れば僧の爲に自恣人と作れるもの共に自恣を作す、自恣竟れば應に上座の前に至りて唱言せよ、「僧一心に自恣し竟れり」と。

二、(1)佛諸比丘に語りたまへり、自恣に四種有り、何ん等か四なる、一に[三]非法別自恣、二に非法和合自恣、三に有法別自恣、四には有法和合自恣なり、是の中非法別自恣は佛聽したまはず、非法

【三】非法別自恣等。註四の六八參照。

の因縁を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛種種の因縁もて諸比丘を呵したまへり、汝愚癡人怨家の如く共住し云何んぞ自ら安樂住と言ふや、何を以つて比丘と名けん、我れ衆に法を以つて相教へ而も瘂法を受くと。佛種種の因縁もて呵し已り諸比丘に語りたまへり、今より瘂法を受くべからず若し受くれば偸蘭遮を得、何を以つての故に、不共語は是れ外道の法なる故に、「今より夏安居竟りて諸比丘一處に集まり三事もて他に自恣を說くを求むべし」、何ん等か三なる、若し罪を見若しは聞き若しは疑ふなり。是の如く應に自恣すべし、一心に僧を集め僧を集め已りて應に能く自恣を作す人を差すべし、是の如く唱ふべし、誰れか能く僧の爲に自恣人と爲ると、是の中若し我れ能くすと言ふもの有れば佛言はく若し比丘五惡法を成就すれば自恣人と作すべからず、何ん等か五なる、一には愛もて自恣し二には瞋もて自恣し三には怖もて自恣し四には愚もて自恣し五には自恣せると自恣せざるとを知らざるなり。比丘五善法を成就すれば應に自恣人と作すべし、何ん等か五なる、愛もて自恣せず瞋もて自恣せず、怖もて自恣せず愚もて自恣せず自恣せると自恣せざるとを知るなり。爾の時一比丘僧中に唱言すべし、

大德僧聽きたまへ、是の某甲某甲比丘能く僧の爲に自恣人となる、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧某甲某甲比丘を當に僧の自恣人と作すべし、如の是く白す。

大德僧聽きたまへ、某甲某甲比丘能く僧の爲に自恣人と作る、僧は某甲某甲比丘を僧の爲に自恣人と作さん、誰か諸長老某甲某甲比丘を僧の爲に自恣人と作すを忍ずる者是の長老は默然したまへ、誰か忍ぜざるものは便ち說け、某甲某甲比丘を僧の爲に自恣人と作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

應に是の如く自恣羯磨を作すべし、

大德僧聽きたまへ、今日僧自恣す、若し僧時時到らば僧忍聽せよ、僧一心に自恣を受けよ。

巻の第二十三（四誦之三）

七法中自恣法第三

3 自恣法（一六五頁n）

一、(1)佛舍衞國に在しき、諸比丘夏安居の時先に是の如き制限を作せり、長老我等共に語言せず相問訊せずと、是の諸比丘是の制を作し已り一處に夏安居し先きに是の如き法を作せり、若し初めに乞食せるもの有れば還りて獨坐床を敷き洗足水、洗足杌、拭足巾、淨水瓶、常用水瓶を安んじ若し(二)長食あれば淨器中に盛り蓋して一處に著き食足らざる者此の長食を食す、若し復た乞食有り後に來りて足らざる者取りて之れを食せん、若し復た殘有れば無草地若しは無虫水中に著くと。是の諸長老盛食器を洗ひ摩拭して一處に著き獨座床、洗足杌、拭足巾、淨水瓶、常用水瓶を屛處に著き食堂を掃灑し掃除し竟りて入室坐禪せり。是の諸長老晡時禪より先きに起きるもの淨水瓶常用水瓶洗足盆を見若し空にして水無ければ持して水處に至り若し獨りにて能く持ち來れば一面に著き若し持來すること能はざれば手にて餘比丘を招き共に擧し持來して還び本處に著き共に語言せず相問訊せず。

諸佛の常法兩時に大會あり、春の末月夏の末月なり、春の末月とは安居せんと欲する時諸方國の比丘來り佛の說法を聽き心に念ず、是の法夏安居の樂なりと、是れ初の大會なり。夏の末月とは安居訖り自恣作衣竟り衣鉢を持して佛所に來詣し是の如く思惟す、我れ久しく佛に見えず久しく修伽陀に見えずと、是れ第二の大會なり。是の諸比丘是の中の住處にて夏安居し自恣作衣竟り衣鉢を持し往いて佛所に到り頭面もて禮し畢り一面に坐せり。諸佛の常法是の如き語もて客比丘を問訊したまふ、夏安居忍するや不や足するや不や、安樂住するや、乞食難からずや、道路疲れずやと、諸比丘言さく、忍足し安樂住し乞食難からず道路疲れずと、佛是の事を以つて具さに佛に白せり。佛是

【一】自恣法(Pavāraṇakkhandhaka)。四分、五分、巴利等皆第四犍度とす。

【二】長食。餘分の食なり。

磨を與ふべきには與へ竟り、不作擯、惡邪不除擯羯磨を與へ竟り、若し[五三]別住羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し摩那埵、[五四]本日治、出罪羯磨を與ふべきには與へ竟りて僧應に布薩し波羅提木叉を說くべし、若し比丘宿受清淨なれば共に布薩し波羅提木叉を說くべからず、若し衆僧未だ起たざれば是の如くなし得、布薩日未だ到らざれば布薩し波羅提木叉を說くべからず、鬪僧還つて和合し一心に布薩を聽き波羅提木叉を說くを除く。七法中布薩法竟る。

【五一】　下意羯磨。遮不至白衣家羯磨(paṭisāraṇiya kamma)のこと。在家の人に不利をなしこれに謝罪をすべき決議なり、註三十一の一五參照。
【五二】　不見擯、不作擯、惡除不除擯。第三十一卷般茶盧伽法の下參照。
【五三】　別住羯磨。已下の羯磨第三十二卷僧殘悔法の下參照。
【五四】　本日治(mūlāya paṭikassana、根本復始)。懺悔の行が無効となり又最初よりしなほすが如きこと、僧殘罪を犯して覆藏してその日數だけ別住を行ぜるにその中間に又僧殘を犯すときは最初より又別住行法をなす、これを本日治と云ふ。

住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處に往くべし、彼の比丘と淸淨共住す。

布薩時に此の有比丘非比丘有住處より彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處に往くべし、彼の比丘と淸淨共住す。

布薩時に此の有比丘非比丘無住處より彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處に往くべし、彼の比丘と淸淨共住す。

布薩時に此の有比丘非比丘有住處無住處より彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處に往くべし、彼の比丘と淸淨共住す。精舍法竟る。

六、(1)佛言はく白衣の前にて布薩し波羅提木叉を說くべからず、沙彌の前、非比丘異道、不見擯不作擯、惡邪不除擯され、不共住のもの、種種の不共住、犯邊罪の本白衣、不能男、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血、是の如き一切のもの前に在りて布薩し波羅提木叉を說くべからず。

一切の先事を作し已りて僧應に布薩し波羅提木叉を說くべし、若し[四七]現前比尼を與ふべきには與へ竟り、憶念比尼を與ふべきには與へ竟り、若し不癡比尼を與ふべきには與へ竟り、若し自言比尼を與ふべきには與へ竟り、若し覓罪相比尼を與ふべきには與へ竟り、若し多覓比尼を與ふべきには與へ竟り、若し[四八]苦切羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し[四九]依止羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し[五〇]驅出羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し[五一]下意羯磨を與ふべきには與へ竟り、若し[五二]不見擯羯

【四七】現前比尼等。註二十の八以下參照。
【四八】苦切羯磨。呵責羯磨(Tajjaniya Kamma)なり。註三十一の四參照。
【四九】依止羯磨。註三十一の七參照。
【五〇】驅出羯磨。註三十一の九參照。

ず、僧事と急事を除く。

布薩時に此の有比丘有住處無住處より彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼比丘無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず、僧事と急事を除く。

布薩時に此の有比丘非比丘有住處より彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處に往くべからず、彼の間に比丘と共住せず、僧事と急事を除く。

布薩時に此の有比丘非比丘無住處より彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處に往くべからず、彼の間に比丘と共住せず、僧事と急事を除く。

布薩時に此の有比丘非比丘有住處無住處より彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず、僧事と急事を除く。

(2)布薩時に此の有比丘有住處より彼の有比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處に往くべし、彼の比丘と清淨に共住す。

布薩時に此の有比丘有住處より彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處に往くべし、彼の比丘と清淨に共住す。

布薩時に此の有比丘無住處より彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處に往くべし、彼の比丘と清淨共住す。

布薩時に此の有比丘有住處無住處より彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無

布薩の時此の有比丘無住處より彼の(有)比丘無住處、彼の(有)比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處に往くべからず、彼の非比丘有住處無住處、彼の(有)比丘有住處彼の間の比丘と共住せず。

布薩時に此の有比丘有住處無住處より彼の有比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處に往くべからず、彼の非比丘有住處無住處、彼の(有)比丘有住處、彼の(有)比丘無住處彼の間の比丘と共住せず。

布薩時に此の有比丘非比丘有住處より彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の(有)比丘有住處、彼の(有)比丘無住處、彼の(有)比丘有住處無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず。

布薩時に此の有比丘非比丘無住處より彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處、彼の(有)比丘有住處、彼の(有)比丘無住處、彼の(有)比丘有住處無住處、彼の比丘有住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず。

布薩時に此の有比丘非比丘有住處無住處より彼の非比丘有住處無住處、彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處彼の非比丘無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず。

布薩時に此の有比丘有住處より彼の比丘有住處、彼の比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の非比丘有住處無住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せず、僧事(そうじ)[四五]と急事(きふじ)[四六]を除く。

布薩時に此の有比丘無住處より彼の比丘無住處、有比丘有住處無住處、彼の非比丘有住處、彼の非比丘無住處、彼の比丘有住處無住處、彼の比丘有住處に往くべからず、彼の間の比丘と共住せ

【四五】僧事。僧衆にて往くこと。

【四六】急事。障難(antarāya)なり。

聲を聞く、是の諸客比丘求せず覓せずして便ち布薩し波羅提木叉を説けば客比丘罪を得、若し求めて得喚ばずして布薩し波薩提木叉を説けば客比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ひて布薩し波羅提木叉を説けば客比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑無くして布薩し波羅提木叉を説けば客比丘無罪なり、若し求覓して舊比丘を得れば一心に歡喜し應に布薩し波羅提木叉を説くべし、客比丘無罪なり。

一住處有り、布薩の時舊比丘客比丘の相客、比丘の因緣、若しは不識の衣鉢若しは不識の杖若しは盛油革囊、革屣、針銅を見る、是の諸比丘を求めずして布薩し波羅提木叉を説けば舊比丘罪を得、若し求めて得喚ばずして布薩し波羅提木叉を説けば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ひて布薩し波羅提木叉を説けば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ふ所無く布薩し波羅提木叉を説けば是の如くして舊比丘罪なし、若し求めて得れば一心に歡喜し布薩し波羅提木叉を説くべし、是の如くして舊比丘罪なし。

一住處有り、布薩の時諸比丘舊比丘の相舊比丘の因緣若しは新しく掃灑せる地、次第の敷床を見る、是の諸客比丘求せず覓せずして布薩し波羅提木叉を説けば客比丘罪を得、若し覓めて得喚ばずして布薩し波羅提木叉を説けば客比丘罪を得、若し覓めて得ること能はず疑ひて布薩し波羅提木叉を説けば客比丘罪を得、若し覓めて得ること能はず疑ふ所無く布薩し波羅提木叉を説けば客比丘罪無し、若し覓めて得れば一心に歡喜し布薩を作し波羅提木叉を説けば客比丘罪無し。

五、(1)布薩の時此の[四一]有比丘有住處より彼の有比丘有住處、彼の(有)比丘[四二]無住處に往くべからず、彼の(有)比丘有住處と無住處彼の間に比丘共住せず。布薩の時此の有比丘有住處より彼の[四三]非比丘有住處、彼の非比丘無住處に往くべからず、彼の非比丘有住處と無住處[四四]彼の間の比丘と共住せず。

【四一】 有比丘有住處(sabhikkhuka āvāsa)。比丘の住する住院なり。
【四二】 無住處 (anāvāsa)。住院の無き處なり。
【四三】 非比丘有住處(abhikkhuka āvāsa)。比丘の居らざる住院なり。布薩の時は大衆と共にか或は障難ある場合以外は他處へ行くべからず。
【四四】 彼間比丘不共住。巴利律によれば「同一和合住に非ざる比丘の住院に往くべからず」(nānāsaṃvāsaka)とし、又同一和合住の比丘の住院(samānasaṃvāsaka) には今日そこに達し得ることを知りて行くべしと言ふ。下に言ふ「清淨共住」とはこの意なり。

る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に說くべし。舊比丘客比丘共に波羅提木叉を說く時舊比丘來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に說くべし。舊比丘客比丘共に波羅提木叉を說く時客比丘來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に說くべし。

(6)舊諸比丘は十四日に布薩し多し、客比丘は十五日に布薩し少なし、客比丘應に舊比丘に隨ふべく是の日に布薩すべし。舊比丘は十四日にて少なく客比丘は十五日にて多し、舊比丘應に客比丘に隨ふべく是の日に布薩すべからず。舊比丘は十五日にて多く客比丘は初日にて少なし、客比丘應に舊比丘に隨ひ是の日更に布薩すべし。舊比丘は十五日にて少なく客比丘は初日にて多し、舊比丘應に客比丘に隨ひ界を出でゝ布薩を作すべし。客比丘は十四日にて多く舊比丘は十五日にて少なし、舊比丘應に客比丘に隨ひ是の日に布薩すべし。客比丘は十四日にて少なく舊比丘は十五日にて多し客比丘應に舊比丘に隨ひ是の日に布薩すべからず。客比丘は十五日にて多く舊比丘は初日にて少なし、舊比丘應に客比丘に隨ひ是の日に更に布薩を作すべし。客比丘は十五日にて少なく舊比丘は初日にて多し、客比丘應に舊比丘に隨ひ界を出でゝ布薩を作すべし。

(7)一住處有り、布薩の時諸舊比丘客比丘の相、客比丘の因緣若しは脚聲、若しは杖聲若しは革屣聲、若しは異人聲を聞く、是の諸比丘[四〇]求せず覓せずして便ち布薩し波羅提木叉を說けば舊比丘は罪を得、若し求めて得るも喚ばず布薩し波羅提木叉を說けば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑いて布薩し波羅提木叉を說けば舊比丘罪を得、若し求めて得ること能はず疑ふ所無く布薩し波羅提木叉を說く、是の如くすれば舊比丘罪なし、若し求めて客比丘を得ば一心に歡喜し布薩し波羅提木叉を說くべし、是の如くして舊比丘無罪なり。

一住處有り、布薩の時諸客比丘舊比丘の相舊比丘の因緣若しは戶鑰聲若しは釿聲若しは斧聲誦經

【四〇】不求不覓。客比丘を求めるなり。

一切坐處より未だ起たず未だ去らず、起ち去る有り未だ起ち去らざる有り、一切起ちて未だ去らざる有り、更に異處の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘は應に更に說くべく、先比丘は罪を得。

(5)一住處有り、布薩の時諸舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩し波羅提木叉を說かんと欲す、更に異處の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、先住比丘聞く、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多しと、聞き已りて是の如く念ぜり、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是れ[三九]滅壞除捨し別異せん我れ是の諸比丘を須ゐずと。破僧を欲喜する爲に別同別想有りて布薩し波羅提木叉を說き、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に說くべし、先比丘は偸蘭遮罪を得、破僧に近づく故に。是の諸比丘破僧を欲憙して別同別想にて布薩を作し波羅提木叉を說き竟り若し一切坐處より未だ起たず未だ去らず、起ち去る有り未だ起ち去らざる有り、一切起ちて未だ去らざる有り、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に說くべし、先比丘は偸蘭遮罪を得破僧に近づく故に。若し舊比丘波羅提木叉を說く時舊比丘來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多等なれば應に更に說くべし。若し舊比丘波羅提木叉を說く時客比丘來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多等なれば應に更に說くべし。若し舊比丘波羅提木叉を說く時舊比丘客比丘共に來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多等なれば應に更に說くべし。若し客比丘波羅提木叉を說く時客比丘來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多等なれば應に更に說くべし。

客比丘波羅提木叉を說く時舊比丘來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に說くべし。客比丘波羅提木叉を說く時舊比丘客比丘共に來る、若しは多若しは等若しは少なり、若し多等なれば應に更に說くべし。若し舊比丘客比丘共に波羅提木叉を說く時舊比丘客比丘共に來

【三九】滅壞除捨別異云云。巴利律に「彼等は失せよ、彼等は滅びよ、彼等我等に取りて何んの要がある、と云ひ破僧を望みて布薩し云云」と言ふ。

說かんと欲す、更に異處の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し。彼れ是の如く念ぜり、是の中舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩し波羅提木叉を說かんと欲す、我等應に布薩を作し波羅提木叉を說くべし。淨想[三七]、比尼想、別同別想にて布薩を作し波羅提木叉を說き更に異處の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、彼れ應に更に說くべし、先比丘罪を得。彼の比丘淨想比尼想、別同別想にて布薩を作し波羅提木叉を說き竟り、若し一切坐處より未だ起たず未だ去らず若しは起ち去れる有り未だ起ち去らざる有り、若しは一切起ちて未だ去らず、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、彼の比丘應に更に說くべし、先比丘は罪を得。

一住處有り、布薩の時舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まりて布薩し波羅提木叉を說かんと欲す、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、彼れ是の念を作す、舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩し波羅提木叉を說かんと欲す、我等應に是の中に布薩し波羅提木叉を說くべからずと。[三八]是の諸比丘心悔別同別想にして是の中布薩し波羅提木叉を說く、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、彼の諸比丘應に更に說くべし、先比丘罪を得。諸比丘心悔別同別想にて布薩し波羅提木叉を說き竟り一切坐處より未だ起たず未だ去らず、起ち去れる有り未だ起ち去らざる有り、若しは一切起ちて未だ去らず、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、彼の諸比丘應に更に說くべし、先比丘は罪を得。

一住處有り、布薩の時諸の舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩し波羅提木叉を說かんと欲す、更らに異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘是の念を作す、我等若しは是の中布薩し波羅提木叉を說くべきや若しはべからずやと。淨不淨を疑ひ別同別想にて布薩を作し波羅提木叉を說き、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、彼の諸比丘應に更に說くべし、先比丘は罪を得。諸比丘淨不淨を疑ひ別同別想にて布薩を作し波羅提木叉を說き竟り

【三七】 淨想、比尼想、別同別想。この一段難解なり、巴利律の、「一住處にて四名或は以上の比丘が布薩せんとして集まり彼等は他に居住の比丘の來らざる者あるを知る、彼等は法に適ひ律に適ひ、一部衆にて一部衆なりと知り布薩せる時他の多數の比丘歸り來れる時は再び波羅提木叉を說くべく、先きの讀誦者は罪あり」(二十九ノ一)と言へるものに相當すべく、四分、五分では相當のものが見當らず、故に淨想とは如法なりと考ふること(dhammasaññino)、比尼想とは如律想(vinayasaññino)、別同別想とは一部の衆にして一部衆なりと知ること(vaggā vaggasaññino)を言ふものなるべし。

【三八】 是諸比丘心悔別同別想。先きに布薩をなせる比丘が如法なりや否やを心に疑ひ、一部の衆にて一部の衆なるを知りて波羅提木叉を說くなり。この比丘は同じく罪となる。

應に界を出でゝ三語して布薩を作すべし。若し舊比丘布薩し波羅提木叉を說く時更に舊比丘有りて來り若しは多く若しは等しく若しは少なからんに若しは多く若しは等しくば應に更に說くべし、若し少なくば應に次第を聽くべし。

若し舊比丘[三六]波羅提木叉を說く時客比丘[三六]來り若しは多若しは等若しは少なからんに若し多なれば更に說くべく若し等少なれば應に次第を聽くべし。

(3)若し舊比丘布薩し波羅提木叉を說く時更に舊比丘客比丘有りて共に來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多、等なれば應に更に說くべく少なれば應に次第を聽くべし。

若し客比丘布薩し波羅提木叉を說く時更に客比丘有りて來る、若しは多若しは等若しは少ならんに、若し多なれば應に更に說くべく等、少なれば應に次第を聽くべし。

若し客比丘布薩し波羅提木叉を說く時舊比丘來り若しは多若しは等若しは少ならんに、若し多、等なれば應に更に說くべく少なれば應に次第を聽くべし。若し客比丘布薩し波羅提木叉を說く時舊比丘客比丘共に來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多、等なれば應に更に說くべし、少なれど應に次第を聽くべし。

若し舊比丘客比丘共に布薩し波羅提木叉を說く時舊比丘客比丘共に來り若しは多若しは等若しは少ならんに若し多、等なれば應に更に說くべく少なれば應に次第を聽くべし。若し舊比丘客比丘共に布薩し波羅提木叉を說く時舊比丘來り若しは多若しは等若しは少ならんに、若しは多等なれば應に更に說くべく少なれば次第を聽くべし。若し舊比丘客比丘共に布薩し波羅提木叉を說く時客比丘來り若しは多若しは等若しはならんに、若し多なれば應に更に說くべく等、少なれば次第を聽くべし。

(4)一住處有り、布薩の時舊比丘の若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩し波羅提木叉を

【三六】舊比丘、客比丘。前より界內に住する比丘を舊比丘(āvāsika bhikkhū)と云ふに對し新しく他處より來れる比丘を客比丘(āgantuka bhikkhū)と言ふ。

聽きたまへ、是の中の住處一切の比丘一事中に疑ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧後に當に是の事を問ふべし、是の如く白す」と、是の如く作し竟りて應に布薩說波羅提木叉すべし、布薩を破すべからず。

四、(1)一住處有り、布薩の時舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩說波羅提木叉を作せり、[三二]異住處の比丘有りて來り[三三]清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に波羅提木叉を說くべし、是の如く作し竟りて先の比丘無罪なり。若し諸比丘布薩說波羅提木叉竟り一切坐處より未だ起たず未だ去らざるに更に異住處の諸比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に說くべし、是の如く作し竟りて先の比丘無罪なり。若し諸比丘布薩說波羅提木叉を作し竟り起ち去る有り未だ起ち去らざる有り、更に異處住の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、是の諸比丘應に更に說くべし、是の如く作し竟りて先比丘無罪なり。若し是の諸比丘布薩說波羅提木叉竟り一切坐處より起ち未だ去らず、更に異處住の比丘有りて來り清淨共住同見にして多し、諸比丘應に更に說くべし、是の如く作し竟りて先比丘無罪なる等亦是の如し。

(2)一住處有り、布薩の時舊比丘若しは四若しは過ぐるもの布薩處に集まり布薩說波羅提木叉を作さんと欲す、更に異處比丘有りて來り清淨共住同見にして少なし、是の諸比丘應に[三四]次第を聽くべし。若し布薩說波羅提木叉竟り一切坐處より[三五]未だ起たず未だ去らず、更らに異處の比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし、是の諸比丘舊比丘の邊に應に三語布薩を作すべし。若し諸比丘布薩說波羅提木叉を作し竟り起ち去れる有り未だ起ち去らざる有り、更に異處比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし、是の未だ起去らざる比丘の邊に應に三語布薩すべし。若し諸比丘布薩說波羅提木叉竟り一切起ちて未だ去らず、更に異處比丘有りて來る、清淨共住同見にして少なし、是の諸比丘若し能く同心を得れば應に更に廣く布薩し波羅提木叉を說くこと好し、若し同心を得ざれば

【三二】異住處比丘(aññe āvāsikā bhikkhū)。同一界内にて他の住處に居る比丘なり、この比丘の來らざるを知らず、僧衆全部集まれりと思ひて布薩をせる場合それより多數の同一界内の比丘の來れる場合を言ふなり。

【三三】清淨共住同見。同一界内に住し(共住)、清淨にして同一意見なる比丘なり、界區の別なるもの、罪有るもの、僧衆と和合せず破僧を企てるものとは布薩を共にするの要なし。

【三四】聽次第。五分律に「應聽次後戒」と云ふ、中途にてもその次より聽くべしの意なり。巴利にも「既に讀誦されたるは善し、殘りを聞くべし」(udditthaṃ suudditthaṃ avasesaṃ sotabbaṃ)と言ふ。

【三五】原文、「本起未法」は「未起未去」の誤植。

(2)一住處有り、布薩の時比丘罪有るを憶せり、是の比丘應に異比丘の邊に是の罪を如法に懺悔すべしと、是の如く作し竟りて應に布薩し波羅提木叉を說くべく布薩說波羅提木叉を閡ぐるべからず。

一住處有り布薩の時比丘一罪有りて[二九]疑ふ、是の比丘應に餘比丘に語るべし、長老我れ一事を疑ふ、後當に是の事を問ふべしと、是の如く作し竟りて布薩し說波羅提木叉すべし、布薩を破るべからず。

一住處有り、布薩說波羅提木叉の時比丘罪を憶念して出さんと欲せり、是の比丘應に自ら一心に念ずべし、我れ後に是の罪を當に如法に懺悔すべしと、是の如く作し竟りて應に布薩し說波羅提木叉すべし、布薩を破するべからず。若し說波羅提木叉の時比丘一罪を疑へば是の比丘應に自ら一心に念ずべし、後に是の罪を當に問ふべしと、是の如く作し竟りて應に布薩し說波羅提木叉すべし、布薩說波羅提木叉を破すべからず。

(3)一住處有り[三〇]布薩の時一切比丘僧罪有り、是の罪を知る、客比丘の清淨共住にして同見なるを得て如法に懺悔すること能はず、是の諸比丘應に一比丘を近住處に遣はし疾かに彼の間に到りて是の罪を如法に懺悔し竟りて來還せよ、[三一]我等汝の邊に從ひて是の罪を如法に懺悔せんと、是の比丘若し能く是の事を辦ずれば好し、若し能く辦ぜざれば僧應に一比丘をして唱へしむべし、「大德僧聽きたまへ、我等是の住處の一切僧罪を得罪を知る、清淨の客比丘共住同見を得て是の罪を如法に懺悔すること能はず、亦舊比丘を近住處に遣はして疾く彼の間に到りて是の罪を如法に懺悔し竟りて來還し諸比丘是の比丘の邊に於いて是の罪を如法に懺悔するを辦ずること能はず、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧若し後に是の罪を如法に懺悔せん、是の如く白す」と、是の如く作し竟りて應に布薩し說波羅提木叉すべし、布薩說波羅提木叉を破するべからず。

一住處有り、布薩の時一切の比丘一事中に疑へり、是の中應に一比丘是の如く唱ふべし、「大德僧

【二九】疑(vematika)。罪について疑念を抱くなり。この場合には布薩は行ひ後にこの事を正すなり。

【三〇】巴利律に「布薩の日に當に大衆は共同の罪を犯せり」と云ふ、罪有るものは布薩を行ふべからざる制あり。

【三一】罪を告白し懺悔して清淨となるには對手の清淨なることを要す、故に先づ一比丘を他の僧衆の許に遣はして清淨とならしめ他の僧はその一比丘の許にて懺悔するなり。

佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに施越に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛諸比丘に語りたまへり、汝等集まりて施越の與(ため)に狂羯磨を作せ、若し更に是の如き狂比丘有れば僧亦應に羯磨を與ふべし、是の如く作すべし。一心に集まれる僧に一比丘唱へよ、

大德僧聽きたまへ、是の施越狂心顚倒し時に布薩に來る有り時に來らざる有り、時に僧羯磨に來る有り時に來らざる有り、諸比丘疑悔心有り、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は施越に狂羯磨を與ふ。若しは施越有り若しは施越と別なるも僧隨意に布薩意に布薩及び諸羯磨を作さん、是の如く白す。

白二羯磨(びやくにこんま)し、

僧は施越に狂羯磨を作し竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。若し未だ狂羯磨を作さゞれば別に布薩及び僧羯磨すべからず、若し已に狂羯磨を作せば若しは別に若しは共に僧隨意に布薩及び僧羯磨を作せ。

三、(1)一住處有り、布薩の時[二八]一切の比丘罪有り、是の罪を除くを知らず、一客比丘有り、淸淨にして共住し同見なり、是の客比丘舊比丘中の善好有德の者を知る、是の客比丘應に問ふべし、長老若し比丘是の如き是の如き事を作せば當に何等の罪を得るやと、答へて言はく比丘如是如是の事を作せば如是如是の罪を得、彼れ言はく長老汝自ら如是如是の事を作すを憶するや不(いな)やと、答へて言はく、自ら憶す我れ一人是の罪を得るに非ず一切の僧亦是の罪を得と、客比丘言はく長老汝一切の僧に說け、汝に於いて何んの益ぞ、汝何んぞ是の罪を如法に懺悔せざると、若し舊比丘客比丘の語を受け是の罪を如法に懺悔すれば餘の諸比丘も此の比丘の懺悔を見て亦應に如法に懺悔すべし、若し是の如く作せば好し若し作さざれば有益を知れば擧(こ)すべし無益なれば强いて擧すべからず。

【二八】布薩時。巴利律等によれば布薩の日に罪を犯せることとす。

種種の不共住なり、犯邊罪の本白衣なり、不能男なり、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血せりと、是れを欲不到と名づく。若し他の欲を取り竟りて八難の若し一一の難起こる故に到らざる、これを欲不到と名づく、他の欲を取り竟りて故らに去かず、若しは放逸し若しは懶り若しは睡り若しは入定す、是れを欲不到と名づく。他の欲を取る人三因緣ありて罪を得、若しは故らに去かず若しは放逸し若しは懶るなり、二因緣にて罪無し、若しは睡り若しは入定す。

復た次に他の欲を取り竟りて僧中に到りて說かず、是れを欲到と名づく、他の欲を取り竟りて僧中に到り若し言はく、我れは白衣なり、我れは沙彌なり、我れは比丘に非らず我れは異道なり、不見擯不作擯惡邪不除擯され、共住せず、種種不共住、犯邊罪の本白衣なり、不能男なり、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧せり、我れは惡心出佛身血せりと、是れを欲到と名づく。復た次に他の欲を取り竟りて僧中に到り八難の若し一一の難起こる故に說かず、是れを欲到と名づく、復た次に他の欲を取り竟り僧中に到り若しは故らに說かず若しは放逸し若しは懶り若しは睡り若しは入定す、是れを次到と名づく、是の中受欲の人三因緣有りて罪を得、若しは故らに說かず若しは放逸し若しは懶る、二因緣にて無罪なり、若しは睡り若しは入定す。

一住處有り、僧羯磨の時比丘を若しは王捉へ若しは賊若しは怨、怨黨、若しは怨黨の黨捉ふ、僧應に使を遣して彼れに語るべし、今日僧羯磨す、汝若しは來るを得若しは欲を與へ若しは界を出でよ、我等別に羯磨を作すべからずと、是の比丘若し來るを得若しは欲を與へ若しは界を出づ、是の如くせば好し、若し都て得ざれば諸比丘別に羯磨すべからず、若し別に羯磨すれば一切の比丘罪を得。

(7)佛王舍城に在しき、爾の時長老施越狂心顚倒せり、是の長老時に布薩に來る有り時には來らざる有り、時に僧羯磨に來る有り時に來らざる有り、諸比丘疑悔心あり、諸比丘是の事を以つて具に

一住處有り、布薩の時比丘を若しは王捉へ若しは賊若しは怨、怨黨若しは怨黨之黨捉へたり、僧應に使を遣して彼の所に詣りて言ふべし、今日僧布薩す、汝若しは來り若しは清淨を與へ若しは界を出づべし、我等別に布薩すべからずと、是の比丘若しは來り若しは清淨を與へ若しは界を出づるを得ん、是くの如きは好し、若し都て得ざれば諸比丘別に布薩すべからず、若し別に布薩すれば一切比丘罪を得。

(6)佛諸比丘に語りたまへり[二六]僧起つこと莫れ、僧事有り、是の時應に長老施越に波利婆沙を與ふべしと、一比丘座より起ち偏袒著衣し革屣を脱し合掌して佛に白して言さく、大德諸病比丘有りて來らず、清淨を與へ竟れりと、佛言はく是の比丘自身清淨の故に清淨を與ふ、今是の比丘應に欲を取り來れ、應に是の如く取るべし、是の比丘に語りて言く、[二七]欲を與へ來れど、若し欲を與ふと言へば是れを欲を得と名づく、若し我が爲に僧に向ひて欲を説けと言へば是れを欲を得と名づく、若し身動して與ふれば是れを欲をと得と名づく、若し口言にて與ふれば是れを欲を得と名づく、若し身もて與へず、口もて與へざれば是れを欲を得ずと名づく、是の一切の比丘應に病比丘の邊に就き若しは將來して羯磨を作すべし、諸比丘別に羯磨を作すべからず、若し別に作せば一切の比丘罪を得。若し一人一人の欲を取る是れを欲を得と名づく、若し一人二三四人を取る是れを欲を得と名づく、幾人に隨ひ名字を憶す是れを欲を得と名づく、若し取欲の人取るを欲せざれば應に更に他の人に與ふべし、若し取欲の人若し言はく我れは白衣なり我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは異道なり、不見擯不作擯惡邪不除擯され共住せず、種種の不共住なり、犯邊罪の本白衣なり、不能男、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血せりと、更に他に欲を與ふべし。若し他の欲を取り竟りて去かざれば是れを欲不到と名づく、他の欲を取れる人若し言はく我れは白衣なり我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは異道なり、不見擯不作擯惡邪不除擯され共住せず、

【二六】巴利律によれば「その時世尊比丘等に告げたまへり、比丘等集れ、大衆羯磨を與へん」となる、意明了なり、かかる意か。

【二七】與欲、會議に缺席しその決議を承諾することを使をもつて通告すること、註十五の一〇參照。

に隨ひて但だ名字を憶す是れを取清淨と名づく。若し取清淨人取を欲せざれば更に他人に清淨を與ふべし、若し取清淨人言はく我れは白衣なり、我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは外道なり不見擯、不作擯、惡邪不除擯され[二四]不共住種種の不共住なり、犯重罪の本白衣なり、不能男、汚比丘尼、越濟人、殺父殺母殺阿羅漢、破僧(人)なりと、若しは言はく我れ惡心にて出佛身血すと、應に更に他に清淨を與ふべし。若し他の清淨を取り竟りて去らず是れを清淨不到と名づく、若し他の清淨を取り竟りて若し言はく、我れは白衣なり我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは外道なり、不見擯不作擯惡邪不除擯され共住せず、種種の不共住なり、犯重罪の本白衣なり、不能男、汚比丘尼、越濟人、殺父母殺阿羅漢、破僧、惡心出佛身血なりと、是れを清淨不到と名づく。若し他の清淨を取り竟りて八難中一一の難起こりて去らず、是れを清淨不到と名づく。復た次ぎに他の清淨を取り竟りて故らに去らず、若しは放逸し若しは懶り、若しは睡り若しは入定す、是れを清淨不到と名づく、是の取清淨人三因緣有りて罪を得、若しは故らに行かず、若しは放逸し若しは懶るなり、二因緣にて無罪なり、若しは睡り若しは入定す。復た次ぎに他の清淨を取り竟り僧中に到り說かず、是れを清淨到と名づく。若し他の清淨を取り僧中に到りて若し言はく、我れは白衣なり我れは沙彌なり、我れは比丘に非ず我れは異道なり、不見擯不作擯惡邪不除擯され共住せず、種種の不共住なり、[二五]犯邊罪の本白衣なり、不能男、汚比丘尼、越濟人、殺父母、殺阿羅漢、破僧なりと言ひ若しは我れは惡心出佛身血せりと言はば是れを清淨到と名づく。復た次に他の清淨を取り竟りて僧中に到り八難の若し一一の難起こりて說かざる是れを清淨到と名づく。復た次に他の清淨を取り竟りて僧中に到り若し故らに說かざる若しは放逸し若し懶り若しは睡り若しは入定す、是れを清淨到と名づく。僧中是の中受清淨の人三因緣有りて罪を得、若しは故らに說かず若しは放逸し若しは懶る、二因緣にて無罪なり、若しは睡り若しは入定す。

【二四】不共住、種種不共住。不共住とは自ら僧と共住せず別住するもの、種種不共住とは別住羯磨、磨那埵羯磨等罪を犯じて僧により罰せられ共住し得ざるものなり。(倶舍彌法一の2參照)。

【二五】邊罪。もと具足戒を受けて四波羅夷を犯ぜること、佛法の邊外なれば邊罪と言ふ、先きの犯重罪と同じ。

薩を作さざれば是の比丘と共に布薩し波羅提木叉を說かんと、若し來らざれば是の中高處有れば立ち望み若し比丘有るを見ば喚んで言へ、疾疾に來れ、諸長老今日布薩なりと、若し見ざれば應に暮に至るまで待ち還りて本處に坐し是の如く心に念じ口に言ふべし「今日僧布薩の若しは十四日若しは十五日なり、我れ亦今日布薩す」と、是の如く一比丘布薩を作し竟る。

(5)佛舍衞國に在しき、佛諸比丘に語りたまへり、是の夜多だ過ぎたり應に波羅提木叉を說くべしと、是の時一比丘坐より起ち偏袒合掌して佛に白して言さく、諸病比丘有りて來らずと、佛言はく應に清淨を取り來るべし、是の如く取るべし、應に比丘に語るべし、[三二]清淨を與へ來れと、答へて言はく與ふと、是れを清淨を得と名づく。若しは言はく我が爲に僧中に清淨を說けと、是れを清淨を得と名づく。若しは[三三]身動にて與ふ、是れを清淨を得と名づく。若しは口言にて與ふ、是れを清淨を得と名づく。[三四]是の時一切の比丘應に往いて病比丘に就き若しは將來すべし、彼の比丘を別にして布薩說波羅提木叉を作すこと莫れ、若し彼の比丘を別にして布薩說波羅提木叉を作せば一切比丘罪を得。

一住處有り二比丘住す、布薩の時清淨を取るべからず、清淨を與ふるべからず、是の二比丘應に一處に集まり三語布薩すべし、上の三比丘の布薩と同じ。

一住處有り三比丘住す、布薩の時清淨を取るべからず、清淨を與ふるべからず、是の三比丘應に一處に集まりて三語布薩すべし、上の三比丘布薩と同じ。

一住處有り四比丘住す、布薩の時清淨を取るべからず、清淨を與ふるべからず、是の諸比丘一處に集まり廣く布薩說波羅提木叉を作すべし。

若し四人を過ぐれば布薩時に應に和集し是の中病比丘隨意に清淨を取るべし、是の如く取るべし、若し一人一人を取る是れを取清淨と名づく、若し一人二三四人を取る是れを取清淨と名づく、幾人

【三二】與清淨 (pārisuddhiṃ dadāti)。布薩に出席し得ざる病比丘が已れの清淨不犯なることを使を以つて僧に告白するなり。

【三三】身動與 (Kāyena viññāpeti)。身振りを以つて知らしむるなり。

【三四】巴利律、四分、五分等によるに身動或は口語にて與清淨を得れば病比丘缺席のまま布薩をなし得るも病比丘が與清淨をなし得ざる時は衆僧がそこへ行くか、病比丘をつれ來るかして布薩を行へとす、以下はこの與清淨し得ざる場合を言ふなり、故にここに下に見ゆる「若し身もて與へず口もて與へざれば清淨を得ずと名づく」の文が脫落せりと見るべし。

布薩すべし、應に是の如く作すべし、若し上座布薩を作さんと欲すれば座より起ち偏に著衣を袒ぎ革屣を脫し蹋跪合掌して應に是の如く語るべし。

長老憶念したまへ、今僧の布薩日若しは十四日若しは十五日なり、長老我が清淨なるを知りたまへ、遮道法無く清淨なるを憶持したまへ、布薩(說)戒を作す、衆滿ずるが故に。第二に長老憶念じたまへ、今僧布薩日の若しは十四日若しは十五日なり、長老我が清淨なるを知り遮道法無く清淨なるを憶持したまへ布薩戒を作す、衆滿ずるが故に。第三に長老憶念したまへ、今僧布薩日の若しは十四日若しは十五日なり、長老我が清淨なるを知り遮道法無く清淨なるを憶念したまへ布薩說戒を作す、衆滿ずるが故に。

と、若し下座布薩を作さんと欲すれば座より起ち偏に著衣を袒ぎ革屣を脫し蹋跪し兩手もて上座の兩足を捉へ應に是の如く語るべし。

長老憶念したまへ、今僧の布薩日若しは十四日若しは十五日なり、長老我が清淨なるを知りたまへ、遮道法無く清淨なるを憶念したまへ布薩(說)戒を作す、衆滿ずるが故に。第二に長老憶念したまへ、今僧布薩日の若しは十四日若しは十五日なり、長老我が清淨なるを知りたまへ、遮道法無く清淨なるを憶念したまへ布薩(說)戒を作す、衆滿ずるが故に。第三に長老憶念したまへ、今僧布薩日の若しは十四日若しは十五日なり、長老我が清淨なるを知りたまへ、遮法道なく清淨なるを憶念せたまへ、布薩(說)戒を作す、衆滿ずるが故に。

一住處に二比丘あり、布薩の時波羅提木叉を說くべからず、是の二比丘應に一處に集まり三語布薩を作すべし、上の三比丘と同じ。

一住處に一比丘あり、布薩の時是の比丘應に塔を掃ひ布薩處を掃ひ地を掃ひ竟りて次第に繩床を敷くべし、應に燈籠[20]燈炷燈筋に火を辦じ籌を辦じ是の如く思惟すべし、若し諸比丘來り未だ布

【二〇】燈炷。とうしんなり。

是の諸比丘は是の中住處の布薩の時住すべからず、若し諸比丘是の住處布薩の時住すれば一切の比丘布薩を得ず罪を得。

是くの如き小比丘和尚阿闍梨を辭して遊行せんと欲すれば和尚阿闍梨は應に問ふべし、汝誰の伴と共に去く、何等の比丘と共に遊行するやと、是の諸比丘伴の字を說き若し是の伴比丘布薩を知らず布薩羯磨を知らず說波羅提木叉を知らず會坐を知らざれば諸和尚阿闍梨應に留むべし、若し和尚阿闍梨留めざれば突吉羅を犯ず、若し留むるも故らに去かば突吉羅を犯ず、若し和尚阿闍梨留め是の比丘故らに去かば何時罪を得るや、佛言はく界外に出で天明の時突吉羅を犯ず。

(3)諸比丘有り一住處に安居し先きに念ぜり、某諸比丘波羅提木叉を誦す、是の諸比丘初めて布薩の時一比丘の能く波羅提木叉を誦ずるなしと、諸比丘は應に舊比丘を近住處に遣はして說波羅提木叉を受けしむべし、若しは略若しは廣を、受得し來れば善好なり、若し得ざれば是の諸比丘是の中夏安居に住すべからず、若し是の諸比丘是の處に夏安居すれば一切の比丘一一布薩の時布薩を得ず罪を得。是の時諸比丘若し客比丘の來るを聞き清淨に共住し同見にて布薩を知り布薩羯磨を知り說波羅提木叉を知り會坐を知れば舊比丘應に迎へ軟語もて問訊し代りて衣鉢を擔ひ房舍臥具を示すべし、長老是れは汝等の房舍臥具なり、[一六]細陛繩床、麁陛繩床、被褥なり上座の次第に隨ひ安住せよと。是の中舊比丘は應に爲に洗浴具、[一七]澡豆、湯水、塗身蘇油を辦ずること供給法の如くすべし、應に明旦與に前食後食を作るべし、供給供養すれば好し、若し供給供養せざれば舊比丘一切罪を得、何を以っての故に、佛無き時は是の人佛處を補するなり。是の客比丘[一八]二部の波羅提木叉を能く廣く分別す、是れを以つての故に供給供養すべし。

(4)一住處に四比丘有り、布薩の時是の比丘應に一處に和合し廣く布薩說波羅提木叉を作すべし。一住處に三比丘有り、布薩の時波羅提木叉を說くべからず、是の諸比丘應に一處に集まり[一九]三語

【一六】細陛繩床以下。註十の四五、四六、四七參照。

【一七】澡豆。豆の粉より製せる化粧品、石鹼の如き用をなす。

【一八】二部波羅提木叉。比丘、比丘尼二部の戒本なり。

【一九】三語布薩。以下に說く如く「知我清淨、憶持無遮道法清淨」と三度云ひて布薩することなり。巴利律には清淨布薩(pārisuddhiuposatha)とし、「大德我れは清淨なり、我れの清淨なるを認ぜよ」と三度唱へることとす。

說きたまへ。

僧一布薩共住處の界を解し界を捨し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(6)諸比丘無僧坊の聚落中に初めて僧坊を作り未だ結界せず、爾の時の界は應に幾許なる、佛言はく聚落界に隨ひて是れ僧坊界なりと。諸比丘無聚落の空處に初めて僧坊を作り未だ結界せず、爾の時の界は應に幾許なる、佛言はく、方一拘盧舍なり、是の中に諸比丘別に布薩及び僧羯磨を作すべからず、若し別に布薩及び僧羯磨せば諸比丘罪を犯す。

二、(1)佛諸比丘に告げたまへり、波羅提木叉を說くに四種有り、何ん等か四なる、一に[一三]非法別衆波羅提木叉を說く、二には非法和合衆、三には有法別衆、四には有法和合衆波羅提木叉を說くなり、非法別衆波羅提木叉を說くは說を成ぜず、非法和合衆波羅提木叉を說くは說を成ぜず、有法別衆波羅提木叉を說くは說を成ぜず、有法和合衆波羅提木叉を說きて說波羅提木叉を成ず。

又五種の說波羅提木叉有り、云何んが五なる、僧一心に布薩し波羅提木叉序を說く、餘殘は僧先きに聞く(ごとし)、已に波羅提木叉を說き僧知合して布薩を竟る。僧一心に布薩し波羅提木叉序を說き四波羅夷を說く、餘殘は僧先きに聞く、已に波羅提木叉を說き僧和合して布薩を竟る。僧一心に布薩し波羅提木叉序を說き四波羅夷を說き十三僧伽婆尸沙を說く、餘殘は僧先きに聞く、已に波羅提木叉を說き僧和合して布薩を竟る、僧一心に布薩し波羅提木叉序を說き四波羅夷を說き十三僧伽婆尸娑を說き二不定を說き三十捨墮を說く、餘殘は僧先きに聞く、已に波羅提木叉を說き僧和合し布薩竟る。第五は[一四]廣說なり。

(2)一住處有り、布薩の時諸比丘小無所知不善なること[一五]羺羊の如し、云何んが小無所知不善なる羺羊の如き、是の諸比丘布薩を知らず、布薩羯磨を知らず、說波羅提木叉を知らず、會坐を知らず、

【一三】非法別衆衆等。註四の六八參照。有法は如法に同じ。

【一四】廣說。廣羅提木叉全體を說くなり。

【一五】羺羊。註七の七參照。

れ僧に從ひ一月不離僧伽梨宿羯磨を乞ふ、僧我れ某甲若しは老ひ若しは病む、當に我れに一月不離僧伽梨宿羯磨を與へたまふべし、憐愍の故にと、第二第三も亦是の如く乞ふ。是の時僧應に隱かに與ふべきと與ふべからざるを實すべし、是の人若し我れ病むと言ひて實に病まず、若し我れ老ゆと言ひて實に老ひず、若し僧伽梨大にし重しと言ひて實に重からざれば是の人に與ふべからず、若し病む老ゆ僧伽梨大にして重しと言ひて實に病み老ひ僧伽梨大にして重けれは應に與ふべし、是の中一比丘唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、是の某甲若しは病み若しは老ひ一月遊行を欲す、是の某甲若しは病み若しは老ひて僧に從ひ一月不離僧伽梨宿羯磨を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、某甲の若しは病み若しは老ゆるに一月不離僧伽梨宿羯磨を與へん、是の如く白す。

白二羯磨し、

僧は某甲の若しは病み若しは老ゆるに一月不離僧伽梨宿羯磨を與へ竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

鬱多羅僧、安陀會も亦是の如し、若しは一月是の如く乃至九月も亦爾り。

(5)佛舍衞國に在しき、佛諸比丘に語りたまへり、若し僧[二]促界廣界を欲すれば先に本界を捨てて後に界を若しは大若しは小とすべし、應に是の如く捨を作すべし、一心に僧を集め僧中に一比丘唱へよ。

大德僧聽きたまへ、此の中僧一布薩共住和合の結界を若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧一布薩共住し界を解し界を捨せん、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、僧一布薩共住し此の中僧結界す、今僧一布薩共住處の界を解し界を捨せん、誰れか諸長老一布薩共住處の界を解し界を捨するを忍ずる者は默然し誰れか忍ぜざるものは便ち

【二】促界、廣界。界を促め又は廣げること。

一布薩共住の結界內にて[一〇]不離衣宿羯磨を作すことを聽す、」應に是の如く作すべし。一心に僧を集め、僧を集め已りて僧中に一比丘應に唱ふべし、

大德僧聽きたまへ、僧一布薩共住せんに共住の幾許の結界內に隨ひて是の中聚落及び聚落界を除き空地及び住處を取り若し僧時到らば僧忍聽したまへ、是の中僧一布薩共住の結界內に不離衣宿羯磨を作さん、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、僧一布薩共住せんて幾許の結界內に隨ひて是の中聚落及び聚落界を除き空地及び住處を取り是の中僧一布薩共住の結界內に不離衣宿羯磨を作さん、誰れか諸長老是の中一布薩共住の結界內に不離衣宿(羯磨)を作すを忍ずる者は默然し誰れか長老忍ぜざるものは便ち說きたまへ。

僧是の中一布薩共住結界內に不離衣宿(羯磨)を作し竟んぬ。僧は忍じたまへり、默然するが故に是の事是の如く持す。

(4)[一一]佛舍衞國に在しき、爾の時長老舍利弗病めり、一月遊行を欲するに僧伽梨大にして重く持行すること能はず、諸比丘に語れり、諸長老我れ病み一月遊行を欲するに僧伽梨大にして重く持行すること能はず、我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに舍利弗に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、「今より老病比丘一月遊行を欲すれば不離僧伽梨宿羯磨を聽す、」應に是くの如く作すべし。一心に集まれる僧に是の老病比丘坐より起ち著衣を偏袒し革屣を脫ぎ僧中に入りて僧の足を禮し胡跪合掌し應に是の如く語るべし。「諸長老我れ某甲若しは病み若しは老ひ一月遊行を欲す、我れ僧伽梨大にして重く持行すること能はず、我れ某甲若しは病み若しは老ゆ我

【一〇】不離衣宿(ticivarena avippavāsa)。比丘は三衣を離して一夜を明すを得ず(三十捨墮第二條)、然れども同一界內にありて羯磨によりて三衣と身と別に宿するも離衣の罪にならざることとす、これを不離衣宿(離衣宿ならず)と言ひかく決定されたる地區を不失衣界と言ふ。

【一一】已下律部五、二〇三頁參照。

布薩を恭敬供養尊重すべき者ぞ、汝布薩に去き來れと。是の時佛自ら大劫賓那の臂を捉へ將ひて布薩の衆中に入り佛僧中に到り常處に在りて坐し佛諸比丘に語りたまへり、「今より二種の布薩を聽す、一は十四日、二は十五日、一は食前二は食後、一は晝二は夜、若しは阿練若處若しは聚落邊なり、今より我れ一布薩共住和合の[七]結界を聽す、」是の如く應に羯磨を作すべし、幾許かの和合僧一布薩共住處に隨ひて羯磨結界すべし、若しは一拘盧舍、若しは二拘盧舍、乃至十拘盧舍なり、是の中應に一比丘四方[八]界相を唱ふべし、若しは垣若しは林若しは樹、若しは山若しは石若しは道若しは河若しは池なり。是の時一比丘應に僧中に唱ふべし、

大德僧聽きたまへ、某甲比丘四方界相を唱ふ、是の諸相內は是れ界內なり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の中一布薩共住の結界を作さん、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、某甲比丘四方界相を唱ふ、是の諸相內は是れ界內なり、是の中僧一布薩共住の結界を作さん、誰か諸長老是の中に一布薩共住の結界を作すを忍ずる者は默然し誰れか忍ぜざるものは便ち說きたまへ。僧是の中に一布薩共住を結界し竟んぬ、僧忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

(3)[九]佛王舍城に在しき、爾の時長老大迦葉僧伽梨を耆闍崛山中に留め上下衣を著し少因緣を以つての故に來りて竹園に詣り天大いに雨ふるに値ひ山に還るを得ず、僧伽梨と別宿せり、迦葉諸比丘に語りて言はく、長老我れ僧伽梨を耆闍崛山中に留め上下衣を著し少因緣を以つての故に來りて竹園に詣り天大いに雨ふるに値ひ山に還ることを得ず、僧伽梨と別宿せり、我れ當に云何んすべきと。諸比丘是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛大迦葉に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、「今日より是の中

【七】結界 (simaṃ sammannati)。界區の選定なり、即ち同一住所に住するものが同一布薩に會合するものにしてこれを一布薩共住和合と稱するのであるがその同一住所の範圍は僧衆の羯磨(決議)によりて決定すべくこれを結界と云ふ。これにより決定されたものを同一住所同一布薩會の界區 (simā samānasaṃvāsa ekuposatha)と云ふ。

【八】界相(nimitta)。界區の境界とする目標なり、これを四方にとる故に四方界相と言ふ。

【九】三十捨墮第二條の下(律部五、一〇一頁參照)。參照。

卷の第二十二（四誦之二）

七法中布薩法第二

2 布薩法[一]（二五八a）

一、(1)佛王舍城に在しき、是の時世尊未だ諸比丘に布薩[二]を聽したまはず、未だ布薩羯磨を聽したまはず、未だ波羅提木叉を說くを聽したまはず、未だ會坐を聽したまはず。爾の時[三]異道梵志諸比丘に問へり、汝に布薩、布薩羯磨、說波羅提木叉、會坐有りや不やと、答へて言はく、作さずと、異道梵志嫉妬譏嫌し責めて數々言はく、餘の沙門婆羅門は尚ほ布薩、布薩羯磨、說波羅提木叉、會坐有り、汝諸沙門釋子自ら善好有德を稱し而も布薩、布薩羯磨、說波羅提木叉、會坐を作さずと。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず。是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛諸比丘に語りたまへり、「今より布薩、布薩羯磨、說波羅提木叉、會坐を聽す、我が結戒の如く半月半月應に波羅提木叉を說くべし」と。

(2)佛王舍城に在しき、爾の時長老[四]大劫賓那王舍城の阿練若窟中に在りて住せり、十五日布薩の時獨處に坐禪し是の念を作せり、我れ當に布薩に往くべきや往かざらんや、當に布薩羯磨に往くべきや往かざらんや、當に說波羅提木叉に往くべきや往かざらんや、當に會坐に往くべきや往かざらんや、[五]清淨成就し第一清淨なりと。佛大劫賓那の所念を知りたまへり、[六]佛卽ち某の像の如く三昧に入り三昧の如く心忽然として現ぜず、大劫賓那の窟前に住し定より起きて大劫賓那に語りて言はく、汝是の念を作せり、我れ當に布薩、布薩羯磨、說波羅提木叉、會坐に往くべきや、往かざらんや、清淨成就し第一清淨なりと、汝婆羅門大劫賓那、汝布薩、布薩羯磨、說波羅提木叉、會坐に去け、何を以つての故に、汝は是れ大上座なり、汝若し布薩を恭敬せず貴重せず供養せざれば誰れか當に

【一】布薩法。(uposathakkhandhaka)、

【二】布薩(uposatha)。淨住又は長養と譯す、以下に說くが如く比丘半月每に界區內の者悉く集まり戒本を讀誦し淨く戒中に住せしめ能く善法を長養する儀式なり。

【三】異道梵志。異外とは外道のこと、梵志(brahmacārin)とは婆羅門行者なり、梵天の法を志求する故に梵志と云ふ。

【四】大劫賓那(mahākappina)。

【五】清淨成就第一清淨。劫賓那が我れは最も清淨なる故に布薩に行く必要なきやと考へしなり。

【六】佛卽如其像入三昧如三昧心忽然不現於大劫賓那窟前住。五分律には「佛……王舍城より沒して其の前に涌出し」とし、巴利には「力ある人の屈したる腕を伸ばし、伸したる腕を屈するが如く云云」と云ふ、この意なり。

和尚阿闍梨廣く汝に敎へん、汝已に受具足し竟れり。

釋師子の法中に　一切の妙善集まる
深く崖際(がいさい)無き　功德の寶海に入る
是の願は轉輪王　天王善法王
常に沙門と作るを求めて　遂さず汝已に得たり
精勤して三業を行じ　佛法無量の種たり
汝常に法を憶念し　諸無礙智を逮せよ
蓮華の水に在りて　漸漸に日に增長するが如し
汝も亦是の如し　信戒聞定慧を增す
餘戒の佛の制する所は　和尚師當に敎ゆべし
衆中に禮繞竟り　喜びて各樂(ねが)ふ所に從へ

七法中受具足法第一竟る。

是の事業中に恥づべく人の爲に輕せらる、[一二二]是の中汝故らに出精することを得ず、是の事能く作さざるや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。故らに女人の身に觸るるを得ず是の事能く作さざるや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。女人に向ひて[一二三]惡口語することを得ず、是の事能く作さざるや不や、若し能くすれば當に爾か言ふべし。女人の前に自らに身を供養するを歎ずるを得ず、是の事能く作さざるや不や、若し能くすれば當に爾か言ふべし。女人を媒嫁するを得ず、是の事能く作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。自ら房を起すを得ず、佛の聽したまふを作すべく、聽さざるを作すべからず、是の事能く作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。大房を起こすを得ず、佛の聽したまふを作すべく聽したまはざるを作すべからず、是の事能く作さざるや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。無根罪にて他人を謗ずるを得ず、是の事作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。少許の罪の因緣もて謗じて大罪を言ふを得ず、是の事能く作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。破僧を勸むるを得ず、是の事能く作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。破僧人を佐くるを得ず、是の事能く作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。他家を毀辱すべからず、是の事能く作さざるや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。性戾り敎へ難きを得ざれ、是の事能く作さずや不や、若し能くせば當に爾か言ふべし。

當に善く謙下し心樂順して敎誨に從ふべし、汝受戒竟んぬ、和尙を具滿し阿闍梨を具滿し比丘僧を具滿し好國土、好行道處を得たり、轉輪王の願の如く汝今已に具滿せり、當に加三寶たる佛寶・法寶・比丘僧寶を敬すべし、當に三學たる正戒學・正心學・正慧學を學し三脫門たる空・無相・無作を求むべし、當に三業、坐禪・誦經・勸化衆事を勤むべし、是の如き法を行じ甘露門を開きて須陀洹果斯陀含果、阿那含果、阿羅漢果、[一二四]辟支佛、佛道を得、譬へば青蓮華、白蓮華、紅蓮華、赤蓮華の水中に在りて日日に增長するが如く汝も亦是の如し、比丘法中に日日に增長せん、[一二五]其の餘の戒は

【一一八】第二罪衆。十三僧殘なり。

【一一九】覆藏。自己の犯せる罪を告白懺せず覆ひかくすこと。

【一二〇】波利婆沙(parivāsa)。別住と譯す。十三僧殘を犯しこれを告白せざるものにはその隱態の日數だけ別住の罰を科す。

【一二一】摩那埵(mānatta)。僧殘罪に對する主罰にして大日間別住を科す、この間他比丘の下位に立ち給仕尊敬せねばならぬ、語義は尊敬を示す意なり。

【一二二】以下十三僧殘の各條をあぐ。各條の下參照すべし。

【一二三】惡口語。ここにては婬猥の語(duṭṭhullavācā)なり。

【一二四】辟支佛(pacceka-buddha)。緣覺又は獨覺と譯す、性寂靜を好み師友の敎へなく獨悟し、又は飛花落葉を觀じ十二因緣を觀じて聖果を得るものなり。これに對し佛の說法を聞きて覺るものを聲聞と云ふ。

【一二五】其餘戒。原本共餘戒とするも宮本により其餘戒とす、三十捨墮以下の戒なり。

佛種種の因縁もて[一二]他の命を奪ふを訶し命を奪はざるを讃歎したまふ、乃至蟻子をも故らに奪命すべからず、何に況んや人をや、「若し比丘自手に故らに人命を奪ひ若しは人を遣し刀を持して殺し若しは死を敎へ若しは死を讃じて若し是の語を作さん、咄丈夫、惡活を用ふるを爲さんや、死は生に勝る、心に隨ひ思ひに隨へと、種種の因縁もて死を敎へ死を讃じ、若しは[一三]坑殺し若しは弶殺若しは機撥殺若しは蹈殺若しは比陀羅殺若しは半比陀羅殺若しは斷命殺若しは墮人胎、若しは按腹墮胎若しは排著火中若しは排著水中若しは高上に在るを排著下殺し若しは道路遣使殺乃至母腹中に初めて二根の身根命根を得、初めて胎中に在るを瞋りて殺さんと欲し是の因縁より死すれば比丘に非らず沙門に非らず釋子に非らず比丘法を失ふ」、是の中盡壽作すべからず是の事能く持すや不や、若し能くせば當に能くすといふべし。

佛種種の因縁もて妄語を訶したまひ不妄語を讃歎したまふ、乃至戲笑にも妄語すべからず何に況んや故らに妄語するをや、[一四]「若し比丘自ら空世の過人法を知りて自ら讃ず、我れは阿羅漢果の證を得たり若しは阿羅漢に向ふ、我れは阿那含果の證を得たり若しは阿那含に向ふ、我れは斯陀含果の證を得たり若しは斯陀含に向ふ、我れは須陀洹果の證を得たり若しは須陀洹に向ふ。我れは第一禪第二禪第三禪第四禪を得たり、我れは慈悲喜捨、空處定、識處定、無所有處定、非有想非無想處定、滅盡定、不淨觀、安那般那念を得たり。諸天我が所に來至し、諸龍、[一五]閲叉、[一六]浮陀羅鬼、比舍闍鬼、拘槃茶鬼、羅刹鬼、是の如き鬼輩我に問ひ我れ亦彼に問ふ、彼亦我れに答へ我れ亦彼に答ふと、是の事空無にして妄語すれば是れ比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ず比丘法を失す」、是の中盡壽作すべからず、是の事を能く持するや不や、若し能くすれば當に能くすと言ふべし。

(4)汝某甲聽け、[一七]初の罪衆は起すべからず、[一八]第二の罪衆は起こす可しと雖も幾時の[一九]覆藏の時に隨ひ[二〇]波利婆沙を行ずべし、婆利沙婆竟りて六夜[二一]摩那埵を行ずべし、二十比丘衆中に出罪を與ふ。

食物なり。
【一〇二】鱣脂。鱣はふかに似たる大魚。
【一〇三】赤附子等。以下不詳。
【一〇四】訶梨勒等。註十四ノ十四、十五、十七ノ五以下參照。
【一〇五】鹵土鹽。鹵はしほつちなり、天然に產するものを鹵と言ひ人造のものを鹽と云ふ。
【一〇六】興渠(hingu)。五辛の一にして樹汁なり、桃膠に似西國には食物にこれをつけて食すと。
【一〇七】薩闍云云。以下不明、宮本には拔を夜とす。
【一〇八】四墮法(Cattāri akaraniyāni)。比丘たるの資格を失ひ墮獄の因なる四ケ條、卽ち婬盜殺妄の四波羅夷なり、以下波羅夷の各條參照。
【一〇九】欲、欲想等。以下註一ノ二四以下參照。
【一一〇】波羅夷第一條參照。
【一一一】波羅夷第二條參照。
【一一二】波羅夷第三條參照。
【一一三】坑殺。以下種種の殺については第一波羅夷の本文及び註參照。(律部五、二十七頁以下)。
【一一四】波羅夷第四條參照。
【一一五】閲叉。夜叉(yakkha,梵yakṣa)と同じ。
【一一六】浮陀羅鬼。以下註二ノ七九以下參照。
【一一七】初罪衆。四波羅夷なり。

くすれば當に能くすと言ふべし。[100]陳棄藥に依り比丘の出家受具足せるもの比丘法を成ず、若し更に四種の[101]含消藥たる酥、油、蜜、石蜜、四種の淨脂たる熊脂、驢脂、猪脂、[102]鱣脂、五種の根藥たる舍利薑、[103]赤附子、波提毘沙、昌蒲根、五種の果藥たる[104]訶梨勒、鞞醯勒、阿摩勒、胡椒、蓽茇羅、五種の鹽たる黑鹽、白鹽、紫鹽、赤鹽、[105]鹵土鹽、五種の湯たる根湯、莖湯、葉湯、花湯、果湯、五種の樹膠藥たる[106]興渠、[107]薩闍、羅薩諦掖諦、掖提諦、掖婆那、是の如き等餘の淸淨藥是の一切は盈長として得、是の中陳棄藥に依るを能く盡壽受用するや不や、若し能くすれば能くすと言ふべし。

(3)汝某甲聽け、佛、婆伽婆、知見、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀受具足比丘の爲に[108]四墮法を說きたまふ、若し比丘是の四墮法に於いて若し一一の法を作せば是れ比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ず、比丘法を失す、多羅樹の頭斷じて更に不生不靑不長不廣なるが如く比丘も亦是の如し、四墮法に於いて若し一一の法を犯ずれば比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ず比丘法を失す、佛は種種の因緣もて[109]欲、欲想、欲欲、欲覺、欲熱を呵し、欲を斷じ欲想を除き欲熱を滅するを讚歎したまふ。[110]「若し比丘諸比丘と共に戒法中に入り戒を捨てず戒羸きを出さず婬法を作せば乃至畜生と共にするも是れ比丘に非ず、沙門に非ず、釋子に非ず、比丘の法を失す」、汝是の中に盡壽作すべからず、是の事能く持するや不や、若し能くすれば當に能くすと言ふべし。

佛種種の因緣もて[111]不與取を呵し乃至一線一針一滴油の分齊をも不盜を讚歎したまふ、五錢若しは五錢の直を比丘若し不與取せんに是の事の故に若しは王若しは王等捉へて若しは殺し若しは繫ぎ若しは驅出し是の如く語る、汝は小なり汝は愚なり汝は賊なり汝は偸なりと、是の如く比丘不與取すれば比丘に非ず沙門に非ず釋子に非ず比丘法を失す」、汝是の中盡壽作すべからず、是の事能く持するや不や、若し能くすれば當に能くすと言ふべし。

【八八】乞食に依る(piṇḍiyālopabhojanaṃ n. p.)。

【八九】爲作食。特に比丘の爲に施さんと作れる食にして下に言ふ凡てのことか。

【九〇】月生食。月の日によつて施す食、即ち次の八日乃至十六日の食なり。

【九一】八日、二十三日。巴利の半月食(pakkhikaṃ)なり。

【九二】十四日、二十九日、十五日、三十日、これ布薩食(uposathikaṃ)にして布薩の日に特に施されるものなり。

【九三】一日、十六日。これ月旦食(pāṭipadika)なり。

【九四】衆僧食(saṃghabhatta)僧伽全體に施される食。

【九五】別房食(uddesabhatta)。某某比丘と特に指定されて施されたるもの。

【九六】請食(nimantana)。

【九七】樹下止に依る(rukkhamūlasenāsanaṃ n. p.)。樹下を住處とするなり。

【九八】溫室(jantāghara)。むしぶろ、坐浴室たり。

【九九】漚頭勒迦等。不祥、禪頭勒伽は翻梵語第十卷に紫と譯す。

【一〇〇】陳棄藥に依る(pūtimuttabhesajjaṃ n. p.)。腐爛藥とも云ふ、主として牛の大小便なり。

【一〇一】含消藥。消化を助ける

甲僧中に從ひて受具足を乞ふ、和尚は某甲なり、某甲自ら淸淨にして遮道法無しと說き三衣鉢を具す、某甲和尚は某甲なり、僧今某甲に受具足を與へん、和尚は某甲なり、誰が諸長老僧の某甲に受具足を與へ和尚は某甲なるを忍ずる是の長老は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ第三羯磨を說き竟んぬ。

僧某甲に受具足を與へ竟んぬ、某甲の和尚は某甲なり、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

若し汝は[八二]幾歲なりやと問へば應に未だ歲あらずと言ふべし、[八三]何時の若しは冬若しは春若しは夏有閏無閏是の時節を汝盡壽應に憶念すべし。

(2)卽の時應に[八四]四依を說くべし、汝某甲聽け、是の佛、婆伽婆、知見、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀受具足人の爲に四依を說きたまふ、是の法に依つて比丘の出家受具足せるもの比丘法を成ず、何ん等か四依なる、[八五]糞掃衣に依りて比丘の出家受具足せるもの比丘法を成ず、若し更に[八六]白麻衣、赤麻衣、褐衣、憍施耶衣、翅夷羅衣、欽跋羅衣、劫貝衣是の如き等餘の淸淨衣を得れば是の一切は[八七]盈長として得、是の中糞掃衣に依るを能く盡壽受用するや不や、若し能くせば當に能くすと言ふべし。[八八]乞食に依り比丘の出家受具足せるもの比丘法を成ず、若し更に[八九]爲作食を得ん、[九〇]月生食の月の[九一]八日二十三日、[九二]十四日二十九日、十五日三十日、[九三]月の一日十六日のもの、[九四]衆僧食、[九五]別房食、[九六]請食を若しは僧に若しは私に、是の如き等餘の淸淨食は是れ一切盈長として得、是の中乞食に依るを能く盡壽受用するや不や、若し能くすれば當に能くすと言ふべし。[九七]樹下止に依り比丘の出家受具足せるもの比丘法を成ず、若し更に[九八]溫室、講堂、殿樓、一重舍、閣屋、平覆屋、地窟、[九九]涎頭勒迦の臥具、漫頭勒迦の臥具、禪頭勒迦の臥具より下草敷、葉敷に至るまで是の如く等餘の淸淨房舍臥具、是の一切は盈長として得、是の中樹下止に依るを能く盡壽受用するや不や、若し能

【八二】幾歲。法臘幾歲なり、卽ち受具足後の歲なり。

【八三】何時云云。以下受具足せる時を終生記憶すべきことを言ふ。

【八四】四依(Cattāro nissayā)。衣食住藥についての比丘生活の根本原則たる四ケ條なり、次下に說く如し。(V. P. I. p. 58 參照)。

【八五】糞掃衣に依る(paṃsu-kūlacīvaraṃ nissāya pabbajjā)。糞掃衣とは納衣、塵布とも云ひ他の棄捨せる衣にしてこれを拾ひて着用することが原則なり。

【八六】白麻衣等、註五ノ五二以下參照。

【八七】盈長(atirekalābha)。餘得卽ち餘分特別のものとして得るなり、これ等の衣も人より布施さるる時は受けて差支なきも原則としては糞掃衣なることを知るべし。

如く白す。

汝某甲聽け、今は是れ至誠の時、實語の時なり、今僧中にて汝に問はん、若し實ならば當に實なりと言ひ、實ならざれば實ならずと言ふべし。汝は丈夫なりや不や、年二十に滿つるや未や、奴に非ずや不や、人の與に客作せずや不や、買得ならずや不や、破得ならずや不や、官人に非ずや不や、官事を犯かさずや不や、王家に陰謀せずや不や、人に債を負はずや不や、丈夫に是の如き病有り、若しは癩、癰漏、瘭疽、痟、癲病なり、是の如き病比ろ有りや不や、父母在りや不や、父母聽すや不や、先きに比丘と作らずや不や、若し作ると言はば清淨に持戒せしや不や、捨戒の時一心如法に還戒せしや不や、三衣鉢を具するや不や、汝の字は何等ぞ、和尙の字は誰ぞ。應に言ふべし、我が名は某甲、和尙は某甲なりと。「僧に白す、頗し未だ問はざる者有りや不や、若し未だ問はざる者は當に更に問ふべし、若し已に問へば默然したまへ。」と。戒師應に唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、是の某甲和尙某甲に從ひ受具足す、是の某甲僧中に從ひ受具足を乞ふ、和尙は某甲なり、某甲は自ら清淨にして遮道法無しと說く、三衣鉢を具す、某甲の和尙は某甲なるに僧今某甲に受具足を與へん、和尙は某甲なり、誰か諸長老僧の某甲に受具足を與へ和尙は某甲なるを忍ずる是の長老は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ初羯磨を說き竟んぬ。

第二に是の事を更に說かん、大德僧聽きたまへ、是の某甲和尙某甲に從つて受具足す、是の某甲僧中に從ひ受具足を乞ふ、和尙は某甲にして某甲は自ら清淨にして遮道の法なしと說く、三衣鉢を具す、某甲和尙は某甲なり、僧今某甲に受具足を與へん、和尙は某甲なり、誰か諸長老僧の某甲に受具足を與へ和尙は某甲なるを忍ずる是の長老は默然したまへ、若し忍ぜざれば便ち說きたまへ、是れ第二羯磨を說き竟んぬ。

第三に是の事を更に說かん、大德僧聽きたまへ、是の某甲和尙某甲に從ひて受具足す、是の某

是の長老は默然し誰か忍ぜざるは便ち說きたまへ、僧已に某甲を教授師と作して某甲を教ふるを忍じ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

卽の時教授師弟子の所に往き偏に著衣を袒ぎ蹁跪合掌するを教へて應に是の如く問ふべし、汝某甲聽け、今は是れ至誠の時實語の時なり、後僧中にて亦是くの如く問はば汝實ならば便ち實と言ひ實ならざれば便ち實ならずと言へ、我れ今汝に問はん、汝は是れ丈夫なりや不や、年二十に滿つるや不や、奴に非ずや不や、人の與に[八〇]客作せずや不や、買得ならずや、[八一]破得ならずや、官人に非ずや不や、官事を犯さずや不や、王家に陰謀せずや不や、人に債を負はずや不や、丈夫に是の如き病有り、若しは癩、癰、漏、瘭疽、痟、癲病なり、是の如き病比ろ有りや不や、父母在りや不や、父母聽すや不や、先きに比丘と作るや不や、若し作ると言はば淸淨持戒せしや不や、捨戒の時一心如法に還戒せしや不や、三衣鉢を具するや不や、汝の字は何ん等なりや、和尙の字は誰なりや、應に答ふべし、我が名は某甲、和尙は某甲と。敎授師問ひ竟りて應に還りて僧に白すべし、某甲に問ひ竟んぬと、戒師語る(べし)、若し淸淨なれば將來すべしと、將來し已りて僧を禮するを敎ゆ、僧を禮し已りて僧に從ひて受具足を乞ふ。「我れ某甲和尙某甲に從ひと受具足す、我れ今僧中に受具足を乞ふ、某甲は是れ我が和尙なり、僧我れを濟度し僧我れに受具足を與へたまへ、憐愍の故に。第二に我れ某甲和尙某甲に從ひて受具足す、我れ今僧中に受具足を乞ふ、某甲は是れ我が和尙なり、僧我を濟度し僧我に受具足を與へたまへ、憐愍の故に。第三に我某甲和尙某甲に從ひ受具足す、我れ今僧中に受具足を乞ふ、某甲は是れ我が和尙なり、僧我れを濟度し僧我れに受具足を與へたまへ、憐愍の故に。卽の時戒師應に僧中に唱ふべし、

大德僧聽きたまへ、是の某甲は和尙某甲に從ひて受具足す、是の某甲僧中に受具足を乞ふ、和尙は某甲なり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、我れ今僧中にて某甲に遮道法を問はん、是の

【八〇】客作。被傭人なり。
【八一】破得。戰爭により奴隷とせるもの。

衣憂多羅僧の七條なるを受く、若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと。次に問ふ、此の衣は是れ汝の有なりや不やと、答へて言はく是れなり、我某甲此の衣安陀會の五條なるを受く、若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと、第二に我某甲此の衣安陀會の五條なるを受く若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと、第三に我某甲此の衣安陀會の五條なるを受く、若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと。次に問ふ、此の[七五]鉢多羅は是れ汝の有なりや不や、答へて言はく是れなり、我某甲此の鉢多羅の應量なるを受く、長く用ふる故に、第二に我某甲此の鉢多羅の應量なるを受く、長く用ふる故に、第三に我某甲此の鉢多羅の應量なるを受く、長用の故にと。衣鉢を受け已りて應に[七六]和尚を求むべし、言ふべし、我某甲長老に和尚爲らんことを求む、長老我が爲に和尚と作りたまへ、長老和尚に依るが故に我某甲受具足戒を得と、師問ふべし、汝某甲能く某甲の爲に和尚と作るや不やと、若し能くすと言へば卽の時界場内の[七七]捨聞處著見處に置き[七八]戒師應に唱ふべし、衆僧和集し誰れか能く某甲の爲に[七九]敎授師と作ると、若し僧中に比丘有り我れ能くすと言はんに若し五法有れば立てて敎授師となすべからず、愛にて敎へ、瞋にて敎へ、怖にて敎へ、愚にて敎へ、敎と不敎とを知らず、五法成就すれば應に立てて敎師と作すべし、愛にて敎へず、瞋にて敎へず、怖にて敎へず、愚にて敎へず、敎と不敎とを知るなり。次に應に是くの如く唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、是の某甲和尚某甲に從ひて受具足を求む、某甲比丘能く敎授師と作る、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は某甲を當に敎授師と作すべし、某甲を敎ゆる爲の故にと、是の如く白す。

大德僧聽きたまへ、是の某甲和尚某甲に從ひて受具足を求む、是の某甲能く某甲を敎ゆ、僧某甲を敎授師と作して某甲を敎ふる故に、誰か諸長老某甲を敎授師と作して某甲を敎ふるを忍ずる

【七五】鉢多羅(Patta)。鉢なり。

【七六】和尚(upajjhāya)。戒和尚とも云ふ、戒を授ける師なり。

【七七】捨聞處著見處。五分に眼見耳不聞語處と云ふ、受戒壇上の作法を見ることを得るも耳に聞えざる處なり。

【七八】戒師(kammācariya)。受戒作法の儀式を司る師なり、羯磨師と言ふ。

【七九】敎授師(anusāsanācariya)。受者に受戒の作法を敎授するもの、上の和尚、羯磨師と共に受戒に於ける三師なり。

切出家を與ふるべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅罪を犯すと。赤眼、深眼、凸眼、水精眼、小眼、泡眼、一眼、無眼人も亦是の如し、出家受具足を與ふるべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅罪を得。象耳、馬耳、牛耳、羊耳、綣耳、一耳、無耳、戻鼻、鸚鵡、嘴鼻、牛鼻、獼猴鼻、長鼻、象鼻、平鼻、無鼻、大脣、馬脣、垂脣、無脣、猪鬚、牛鬚、驢鬚、無鬚、象齒、馬齒、牛齒、魚齒、狗齒、無齒、長項[六五]、短項、曲項、無項、太だしき長人、太だしき短人、太だしき黑人、太だしき白人、純青、純黃、純赤、純白、純黑人、戻脚、脚指殘截、陰一丸、𤵜不能男[六六]、截臂、截髀、截手、截脚、截指、五指不屈、截脣、截耳、截鼻、癩病、瘡陰、脚跛、拘手[六七]、曳臗[六八]、似鬼、盲眼、瞎[六九]、瞽[七〇]、雞皮體、攣[七一]、躄、癭[七二]、左手作、羊屎、(頭)短、肘短、瘖瘂[七三]、聾、年太だ小、太だ老、𤸎𤺺[七四]、不能行、不能坐、不能臥、不能立、是くの如く一切の僧を汚染する人に盡く出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅罪を犯す。

六、(1)佛諸比丘に語りたまへり、受具足の法に三事有り、現前して受具足を得、何ん等か三なる、一に僧有り、二に人有りて受具足を欲す、三に羯磨あり、是れを三と爲す。具足を受けんと欲する人初めて來れば應に次第に頭面もて一一足を執りて僧を禮するを敎へ禮し已りて受衣を敎ゆべし、應に問ふべし、此の衣を是れ汝有するや不やと、答へて言はく是れ我が衣なりと、敎ゆべし、汝我が語に效ふべし、我某甲此衣僧伽梨の若干條なるを受け若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと、第二に我某甲此の衣僧伽梨の若干條なるを受け若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと、第三に我某甲此の衣僧伽梨の若干條なるを受け若しは割截し若しは未だ割截せず是の衣を持すと。次に問ふ、此の衣は是れ汝の有なりや不やと、答へて言はく是れなりと、我某甲此の衣優多羅僧の七條を受く、若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと、第二に我某甲此の衣優多羅僧の七條なるを受く、若しは割截し若しは未だ割截せず、是の衣を持すと、第三に我某甲此の

【六五】長項。項は頸なり。
【六六】𤵜不能男。𤵜は陰病の名なり。
【六七】拘手。三本及び宮本に狗手とす。
【六八】曳臗。臗は尻なり。
【六九】瞎。一目なり。
【七〇】瞽。目無きなり。
【七一】攣。手足の曲る病。
【七二】癭。首に生ずるこぶ。
【七三】瘖。瘂なり。
【七四】𤸎𤺺。共に病名、行病なり。

象頭馬頭牛頭獼猴頭鹿頭贅頭平頭に頭七分に現ず生子も亦是の如し。諸母愛するが故に養育し長大にして執作すること能はず諸子を驅棄せり、(諸子)天祠、論議堂、出家舍に詣り是の諸處に飲食を覓めて遊行し次いで竹園に到れり。是の中六群比丘は喜んで罪事を作し好人は邊に住するを肯かず、若し住する者有らば餘比丘輕笑す、此の人は是くの如く惡なり何を以つて之れに近づくと、是の弟子も亦眼り師の罪行を作すを見て便ち捨て去る。六群比丘是人等を見て心に自ら思惟すらく、我れ若し好弟子を畜ふれば餘比丘輕笑し教へて我を捨て去らしむ、我等當に是の人を畜ふれば我れを捨て去ることを教ふる者無かるべし、設ひ教へんと欲する者あるも是の人醜陋なり、誰か當に喜ぶべきと、是の如く思惟し竟りて語りて言はく、汝何を以つて出家せざると、答へて言はく我等是の如く醜陋なり誰か我を度して出家せしむべきと、六群比丘言はく、汝能く我れに代りて次第に房を守り若し我が爲に守房人の食を送り、能く我れに代りて衣鉢を擔へば汝に出家を與へんと、答へて言はく、爾せんと、時に六群比丘卽ち出家を與へたり。時に人有り佛及び僧を請ぜり、六群比丘二因緣を以つての故に先きに弟子を遣して衣鉢を擔ひて去かしむ、一には行に遲れ二には共行を羞づ。是の時諸居士の信佛心淸淨なり、諸異道の弟子輩輕笑して言はく、此れは是れ汝等の福田供養する所の者なり、前行者、先食者來れりと、諸居士是の事を聞きて羞愧し是の事を以つて具に佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集め僧を集め竟りて佛知つて故らに問ひたまへり、六群比丘に問ふ汝實に爾するや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と。佛種種の因緣もて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ象頭馬頭牛頭獼猴頭鹿頭贅頭平頭に頭七分に現ずる人に出家を與ふるやと、佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より象頭の人乃至平頭人に出家を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅を犯ず」と。

(19)佛諸比丘に語りたまへり、黃髮人、綠髮人、赤髮、白髮、似赤髮、猪髮、馬髮、無髮の人に一

生ぜざるが故に。」

(16)【六三】人有り本出家の時婬を犯じ乃至畜生と共にす、是の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、本犯戒人は我が善法比尼を生ぜざるが故に。

人有り本出家の時盜を犯ず、乃至五錢若しは直五錢物なり、是の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、本犯戒人は我が善法比尼を生ぜざる故に。

人有り本出家の時故らに自手に人命を奪ひ更に異想無く異方便無し、是の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、本犯戒人は我が善法に比尼を生ぜざるが故に。

人有り本出家の時空無の過人法を自ら讃じて言はく我れに過人法ありと、是の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、本犯戒人は我が善法比尼を生ぜざるが故に。

(17)【六四】不見擯の人あり、戒を捨て復び還りて出家せんと欲し諸比丘の所に到り(て言はく)、大德我れに出家を與へたまへ、出家し竟れば我れ當に罪を見るべしと、諸比丘佛に問へり、此の人に出家を與ふべきや不やと、佛言はく應に出家を與ふべしと。出家し已りて言はく我れ是の罪を見ず、大德我れに受具足戒を與へよ、受具足し已りて我れ當に是の罪を見るべしと、應に與ふべきや不や、佛言はく是の人に受具足を與ふべしと。受具足已りて復た言はく是の罪を見ずと、更に擯すべきや不や、佛言はく若し一心和合僧を得れば更に擯せよ、若し僧和合を得ざれば卽ち擯せずと。

(18)佛王舍城に在しき、是の時諸鬪將の婦婿の征行久しく非人と通ぜり、是の諸非人形體不具なり、

【六三】已下四波羅夷を犯せるもの卽ち邊罪の人に受家受具を與へざるを說く、四波羅夷の條下參照。

【六四】不見擯。自ら罪を犯じてこれを認めず僧團より擯斥されたる人なり。

語りたまへり、「今より龍に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅罪を犯す、一切の非人も亦是の如し」と。

(13)佛舍衞國　瞻蔔園[六一]に在しき、一長者の子出家して長く病む、是の時宗親使を遣はして之れを呼べり、大德來り此の間にて病を治すべしと、病人卽ち往けり。是の人諸親族多く親族各ゝ請じて言はく、我れは今日我れは明日我れは後日と、諸人病比丘の爲の故に大いに財物を與へ是の病治す可らず遂に命終せり。是の病比丘を波羅陀と名づけ一沙彌有り、是の中間に於いて具足戒を受く、是の衆中に六群比丘有り、六群比丘言はく、新受戒比丘に大比丘分を與ふべからずと應に沙彌分を與ふべしと、師言はく何を以つての故に、答へて言はく受戒羯磨滿たざるが故にと、師云何んすべきを知らず、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく應に羯磨中に在りし比丘に問ふべし、是の羯磨滿なるや不滿なるやと、卽ち諸比丘に問へり、諸比丘言はく我れ羯磨中に在りと雖も憶せず知らずと、是の事を以つて佛に白せり、佛言はく、「今より諸比丘羯磨を聽く時當に一心に聽くべし餘を覺すると莫れ餘を思惟すること莫れ、常に專心に當に勤むべく當に敬重すべし、當に思惟し心心等同に憶念すべし、應に是の如く羯磨を聽くべし、羯磨を作す者は應に分別して言ふべし、是れ第一の羯磨なり、第二の羯磨なり第三の羯磨なりと、若し分別せずして說けば突吉羅罪を得」と。

(14)佛舍衞國に在しき、佛諸比丘に語りたまへり、「若し人有り惡心もて佛身より血を出せば出家を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、是の惡心出佛身血の人は我が善法比尼を生ぜざるが故に」と。

(15)人有り非法に非法想にて[六二]破僧し已り非法を見此の後罪を得、非法に法想にて破僧し已り非法を見此の後罪を得、非法に非法想にて破僧し已り疑ひ此の後罪を得、「是の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、破僧人は我が善法比尼を

【六一】瞻蔔園（Campakārāma）。

【六二】十三僧殘第十、十一條（第四卷）參照。

問ふて言はく、汝何んの患苦する所ぞ、汝も亦是の中に在りて惡業を作さずや、亦は是の惡業を思惟せずやと。諸比丘軟語もて急問するに答へて言はく、薩羅林中の諸賊比丘を劫し比丘を殺せり、是れ我が同業の親友にして我れも亦共に是の惡を作り、是の如く思惟せり、諸賊首を斬り血を流す、我れも出家せざれば亦當に是の如けんと、是の故に我れ怖れて地に倒れたるなりと。諸比丘云何んすべきを知らず共に佛所に到り是の事を以つて佛に白せり、佛諸比丘に語りたまへり、薩羅林中の賊放逸顚倒し諸比丘の命を奪ひ多く惡業を作せり、彼の諸比丘は多く是れ阿羅漢なり、「此の殺阿羅漢人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、殺阿羅漢人は我が善法比丘を生ぜざるが故に」と。

(12)佛舍衞國に在しき、是の時一龍有り信心淸淨にして龍身を羞ぢ厭ひ宮中より出で變じて人身となり諸比丘の所に詣りて言はく、大德我れに出家を與へたまへと、諸比丘思慮せずして便ち出家を與へたり。是の龍一小比丘と[五九]次にて一小房を得共に宿し明日乞食を行ぜり、是の龍福有り乞食して疾く得時に復た宮に歸りて食し食し訖りて先きに房に還り掩戸して坐せるに時熱し。龍の法は嗜眠すれば忽然として傾臥す、五因緣ありて龍身を變ぜず、一に生時二に死時三に婬時四に瞋時五に眠時なり、是の時龍の眠り重く身房中に滿てり、同房比丘後來りて此れを見心に怖れて聲を失せり、龍是の聲を聞きて疾疾に驚覺し[六〇]加趺坐に還れり。諸比丘大いに集まりて問ふて言はく、何を以つて大喚せるやと、答へて言はく此れは是れ蛇なりと、諸比丘云何んすべきを知らず是の事を佛に白せり、佛言はく、蛇是れ龍に非ずと、佛言はく呼び來れと、龍佛所に到り頭面もて佛足を禮し一面に坐せり、佛與に說法し示敎利喜したまへり、佛種種の因緣もて說法し竟りて卽ち遣去したまふ、佛龍に語りて言はく、汝本宮に還れと。是の龍說法を聞き已りて啼泣し手もて淚を押へ坐より起ち頭面もて佛足を禮し右遶して去れり、龍去りての後佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め已りて諸比丘に

【五九】次にて。順次の割當にての意。

【六〇】加趺坐。註十ノ四三參照。

本の異道に還れり、諸比丘是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因縁を以つて僧を集め僧を集め已りて佛諸比丘に語りたまへり、譬へば狗の飢羸せる美食を與んに食を肯んぜずして反つて不淨を食ふが如し、是の愚癡人も亦是の如し、善法を棄てゝ本の異道に還ると。佛種種の因縁もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「是の[五八]越濟人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、是の越濟人は我が善法比尼を生ぜざるが故に」と。

(10)佛舍衞國に在しき、一婆羅門有り母の命を奪ひ便ち自ら思惟せり、我れ大罪を作して母の命を奪へり、何處にて能く是の惡罪を除かん、我れ聞く沙門釋子能く除くと、卽ち諸比丘の所に到りて言はく、大德我れに出家を與へたまへと、諸比丘言はく汝諸婆羅門は不信輕慢にして長夜に惡邪にして佛法の怨家なり、何に由つて信を得て出家を欲するやと、婆羅門言はく、大德我れ本母の命を奪ひ我れ自ら思惟せり、極大罪を作して何處にて能く除かんと、我れ聞く沙門釋子能く大罪を除くと、是の故に我れ出家を欲すと、諸比丘云何んすべきを知らず、是の事を佛に白せり、佛言はく、「是の人殺母の罪有り、出家を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、殺母の罪あるものは我が善法比尼を生ぜざる故に、殺父も亦是の如し」と。

(11)佛舍衞國に在しき、諸比丘憍薩羅國より遊行して舍衞國に向ひ薩羅林に到れり、林中に賊あり、法を破り劫奪し諸比丘の命を斷じ諸城國邑に惡名流布せり。王力若しは聚落力もて圍捕し盡く諸賊を得たるに唯一賊走りて祇洹林に到り諸比丘の所に詣りて言はく、大德我れに出家を與へたまへと、諸比丘思惟せずして便ち出家を與へたり。是の諸賊に王勅して刑を行ず、諸比丘相語りて共に世間の罪報を觀んとす、小比丘言はく、我れも亦去かんと欲すと、答へて言はく意に隨へと、卽便ち共に去き一面に立ちて看たり、是の時諸賊首を斷じ血を流す、是の小比丘自ら思惟すらく、若し我れ出家せざれば亦當に是の如けんと、卽ち怖れて地に倒る、諸比丘水を以つて面に灑ぎ穌起平復せり、

【五八】越濟人(titthiyapakkantaka)。四分律に言ふ壞內外道にしてもと外道たりしものが佛教に歸入して出家しまた外道に還り復び佛教に歸せんとするものなり。

諸比丘驅出せり、比丘尼邊、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼邊に到りて皆捫摸し諸比丘尼學戒尼、諸沙彌沙彌尼盡く驅出せり、諸居士僧坊内に入りて宿するに亦諸居士を捫摸せり、諸居士言はく、沙門釋子中不能男ありて出家し受具足を與ふと、一人二人に語り二人三人に語り惡名流布して王舍城に遍ぜり。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集め已りて佛知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と。佛種種の因緣を以つて跋難陀を訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ、不能男に出家を與ふるやと、佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より不能男に出家受具足を與ふるべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅罪を得」と。佛言はく、[五六]五種の不能男有り、何ん等が五なる、一に生不能男、二に半月不能男、三に妬不能男、四に精不能男、五に病不能男なり、何ん等か生不能男なる、生れてより婬すること能はず是れ生不能男なり、何ん等か半月不能男なる、半月能く婬し半月婬すること能はず是れを半月不能男となす、何ん等か妬不能男なる、他の行婬を見て身分用をなす是れ妬不能男なり、何ん等か精不能男なる、他人の婬身に因つて身分用をなす是れ精不能男なり、何等か病不能男なる、若しは朽爛し若しは、[五七]墮し若しは虫噉ふ是れ病不能男なり、是れを五種不能男となす。生、半月、妬、精不能男是の四種の不能男に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、不能男は我が善法比丘を生ぜざるが故に」、是の病不能男先きに出家し受具足已れば若しは落、若しは朽爛若しは虫噉若しは不動なるも住するを聽す、不動なりと雖も若し戒を捨てゝ還た出家受具足を欲せんに出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に滅擯すべし、何を以つての故に、病不能男は我が善法比尼を生ぜざるが故に。

(9)佛王舍城に在しき、比丘有り、異道に出家を與へたり、小因緣有りて師と鬪諍し捨戒せずして

【五六】五種不能男。四分律には生黃門、犍黃門（去勢し或は根を切りしもの）妬黃門、變黃門、半黃門とす、これより見て精不能男は變黃門に相當し根が變現し男に遇へば女根起こり女に遇へば男根起こるものならん、他人の婬身に因つて身分用をなすとはこの意なるべし。新譯家にはこの變黃門の代りに灌灑半擇迦（澡浴の時根用をなす）と加ふ、變黃門は二根なる故にむしろ新譯家の說を正しとすべきか。

【五七】墮。根を切斷することなるべし、後に落とも言ふ。

是の薩羅林中の惡賊大いに罪事を作し比丘尼を劫奪して不淨事を作せり、是の賊大罪を得、何を以つての故に、是の諸比丘尼は多く是れ阿羅漢なり、「是の人比丘尼を汚がせるに出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば應に[49]滅擯すべし、何を以つての故に、比丘尼を汚がせる人は我が善法比尼を生ぜざるが故に」と。

(7)佛舍衞國に在しき、是の舍衞城中に一居士有り、無常對至して財物家屬妻子奴婢一切死盡せり、是の居士是の念言を作せり、沙門釋子は福樂成辦の人なり、我れ當に沙門釋子に效ひて、僧伽梨、欝多羅僧、安陀衞、鉢、漉水嚢、[50]錫杖、盛酥革嚢、革屣、針筒を作るべし、[51]是の如く作して便ち賊の如く住す何んぞ苦へんと、卽ち效ひて僧伽梨、欝多羅僧、安陀衞、鉢、漉水嚢、錫杖、盛酥革嚢、革屣、針筒を作れり、是の如く作り已りて密かに僧中に入りて住せり。諸比丘若しは集まり若しは集まらずして徐徐に問難せり、長老汝幾歲なりや、汝何の時節有りや、有閏なりや無閏なりやと、此の賊時節を知らず、更に軟語にて急問するに彼れ言はく、我れは盜かに作りて賊の如く住すと。諸比丘の少欲知足にして頭陀を行ずる有りて訶責せり、何を以つて比丘と名づけ、[52]和尙を具滿し阿闍梨を具滿し敎師を具滿するを得て微妙善法の比尼を得、何んぞ盜かに比丘と作りて賊の如く住するやと。諸比丘種種に訶責し竟りて是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集め僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、佛言はく、汝實に爾るや不や、答へて言さく實に爾り世尊佛種種の因緣もて訶責して言はく、和尙を具滿し阿闍梨を具滿し敎師を具滿するを得て微妙善法の比尼を得、何んぞ盜かに比丘と作り賊の如く住するやと。佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「是れを[53]賊住と名づく、是の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば便ち應に滅擯すべし、何を以つての故に、賊住人は我が善法比丘を生ぜざるが故なり」と。

(8)佛王舍城に在しき、是の時跋難陀釋子[54]不能男に出家を與へたり、是の人夜諸比丘を[55]捫摸し

【四九】滅擯(nāsana)。驅出とも云ひ比丘の資格を滅し擯斥して共住せざること。

【五〇】錫杖(Khakkhara)。比丘十八物の一、聲杖或は鳴杖とも譯す、もと驅虫の爲に持てるものなり。

【五一】三本及び宮本の「如是作便如賊住何苦」による。

【五二】具滿和尙云云。出家受戒の時は戒和尙、羯磨阿闍梨、教授師の所謂三師及び七人の證人を具滿せざるべからず、これを説くなり。

【五三】賊住(theyyasaṃkhta)。避難出家、饑嫌出家とも云ひ衣食住の安樂を得る爲に且つは法の安樂を得る爲に且つは法を盜まんが爲に出家受戒するものを云ふ。

【五四】不能男。黃門 (Paṇḍaka)なり、註一ノ五四及び下の本文參照。

【五五】捫摸。なでさすること。

然したまへり、王法を聞き已りて坐より起ちて頭面もて佛足を禮し佛を繞りて去れり、王去りて久しからず佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め竟りて諸比丘に語りたまへり、「今より父母放さゞれば出家を與ふることを得ず、若し出家を與ふれば突吉羅罪を得」と。

(6)佛舍衞國に在しき、爾の時諸比丘尼憍薩羅より遊行して舍衞國に向へり、薩羅林中に賊有り法を破りて比丘尼を劫奪し毀辱の事を作り、諸城國邑に惡名流布し若しは王力若しは聚落力もて圍み捕へて盡く諸賊を得たり、唯一賊ありて逃れ走り[四八]婆岐陀國に至り比丘の所に到り諸比丘に語りて言はく、大德我れに出家を與へたまへと、諸比丘思はずして出家を與へたり。諸佛の常法兩時に大會あり、春の末月と夏の末月となり、春の末月とは安居せんと欲する時諸六國の比丘來り佛の說法を聽き心に念ず、是の法夏安居の樂なりと、是れ初の大會なり、夏の末月とは安居、自恣、作衣竟りて衣鉢を持して來り佛所に詣り是の如く思惟す、我れ久しく佛に見えず、久しく修伽陀に見えずと、是れ第二の大會なり。諸比丘婆祇國より自恣作衣竟り衣鉢を持し遊行して舍衞國に至らんと欲す、小比丘言はく、我れ共行せんと欲すと、諸比丘答ふ、汝の意に隨へと、卽便ち共に去けり、諸比丘中道にて薩羅林を見て憶念して言はく、是の薩羅林中に本惡賊あり法を破りて比丘尼を劫奪し毀辱の事を作せりと、小比丘言はく諸長老惡賊は是れ我が同業の親友なり、我れも亦此の惡事を作すと、諸比丘云何んすべきを知らず漸漸に遊行して舍衞國に至り佛所に詣りて頭面もて佛足を禮し却きて一面に坐せり。諸佛の常法是の如き語を以つて客比丘を問訊したまふ、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからず道路疲れざるやと、念佛亦是の如き語もて客比丘を問訊して言はく、忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからず道路疲れざるやと、諸比丘言さく、實に忍足し安樂住し乞食乏しからず道路疲れずと、諸比丘是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集め已りて佛諸比丘に語りたまへり、

【四八】婆岐陀國(Sāketa)ノ婆は娑の誤傳、國は宮本及び三本には園とす。

洴沙王の急事を廢せり、是の病人差ゆるを得て平復し色力肥悅を得て戒を捨てゝ家に還れり。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、諸比丘を訶責せり、何を以つて比丘と名づけ是の諸惡重病人たる癩、癰、疽、癲、痟の病人に出家受具足を與へ爲に飯を煮羹を作り粥を作り湯を煮肉を煮、藥湯を煮て漬治し大小便器、唾壺を出し出入多事多緣にして誦經坐禪を廢し但だ作事を念ず、是の病人多く耆婆遍くすること能はず洴沙王の急事を廢す、是の諸病人差ゆるを得色力肥悅し手復して戒を捨てゝ家に還ると。種種呵し竟り是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ實に爾るや不と、答へて言さへ實に爾り世尊と。佛種種の因緣もて呵したまへり、何を以つて比丘と名づけ諸惡病人に出家受具足を與へ爲に飯を煮羹を作り湯を煮肉を煮藥湯を煮漬治し大小便器を唾壺を出し出入多事多緣にして誦經坐禪を廢し但だ作事を念ずるや、是の病人多く耆婆治するに遍くすること能はず洴沙王の急事を廢す、是の病人差ゆるを得色力肥悅し平復して戒を捨て家に還れりと。佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より是の如き惡重病有り、癩、癰、疽、癲、痟、病の人に出家受具足を與ふべからず、若し出家受具足を與ふれば突吉羅罪を得」と。

(5)佛[四六]迦毘羅婆城に在しき、爾の時淨飯王佛所に詣り頭面もて佛足を禮し一面に坐し合掌して佛に白せり、大德我に願を與へたまへと、佛言はく[四七]憍曇、佛汝に過願を與へずと、王言はく可得の願を我れに與へたまへと、佛言はく可得の願は當に與ふべし、今何ん等の願を求むと、王言はく佛出家の時我が心愁憂して忍びず喜ばず、難陀、羅睺羅後に諸子出家の時も我が心愁憂して忍びず喜ばず、今佛我れに願を與へたまへ、父母放さざれば出家を與ふることを得ずと、何を以つての故に、父母は子を恃みて榮とすと、佛言はく憍曇、我れ本心に念ぜり亦諸比丘の與に結戒せんと欲す、父母、放さざれば出家を與ふることを得ずと。爾の時佛淨飯王の與に種種說法し示教利喜し已りて默

【四六】迦毘羅婆城。佛の父淨飯王(Suddhodana)の國たる迦毘羅衞城(Kapilavatthu)なり。

【四七】憍曇。瞿曇(Gotama)に同じ、佛一家の姓なり。

何んの道に出家せるや、答へて言はく沙門なり、何ん等の沙門なる、答へて言はく釋子沙門なり、近遠を問ふに、答へて言はく竹園中なりと、宗親瞋り罵れり、沙門釋子故らに妄語を作せり、見て見ずと言ひ、聞きて聞かずと言へりと、一人二人に語り二人三人に語り惡名流布して王舍城に遍ぜり。諸比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ぜり、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具さに佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛諸比丘に語りたまへり、「今より出家を求むる人は兩事を應に僧に白すべし、一に出家二に剃髮なり、僧若しは集まり若しは集まらざるも兩事を白すべし、是の語を作せ「大德僧聽きたまへ、是の某甲出家剃髮を求め是の事を以つて僧に白す」と、若し已に剃髮して來らば僧若しは集まり若しは集まらざるも一事を應に白言すべし、「大德僧聽きたまへ、是の某甲は出家を求む、僧憶持したまへ」と、若し僧集まらざれば應に別房に行いて白すべし、言ふべし「長老是の某甲出家を求む、憶持したまへ」と。』

(4)佛王舍城に在しき、是の時　耆婆藥師二種の人を治せり、一に洴沙王、二に佛比丘僧なり、何を以つて洴沙王を治す、衣食を以つての故に、何を以つて佛比丘僧を治す、自ら信じ自ら欲し自ら愛し自ら淸淨なる故に。是の時諸居士惡重病の　癩、癰、疽、癲、痟の病あり、耆婆の所に到りて百金錢を與へて治病を求むるも肯かず、是の如くして乃ち五百に至るも肯かず、是の居士大いに愁憂し念じて言はく、耆婆は唯だ二種の人を治す、一に洴沙王を治す、衣食を以つての故に、二に佛比丘僧を治す、自ら信じ自ら欲し自ら愛し自ら淸淨なるが故に、今我等百の金錢乃至五百を與ふるも肯かず、是の諸沙門釋子は福德成辦の人なり、若し是の中に出家すれば耆婆當に我等是の諸病人を治すべしと、諸比丘の所に至りて出家を求めたり、諸比丘即ち出家受具足を與へたり、諸比丘諸病人の爲に飯を煮羹を作り糜を作り湯を煮肉を煮藥湯を煮て漬治し大小便器及び唾壺を出せり、出入多事多緣にして誦經坐禪を妨廢し但だ作事を念ぜり、是の病人多く耆婆治するに遍きこと能はず

【四四】耆婆(Jīvaka)。王舍城の良醫にして佛の信者、阿闍世王を入信せしめたる者なり。
【四五】癩・癰・疽・癲・痟。癰も疽も共にはれものなり、痟は頭のいたむ病なり、四分律には癩、癰、白癩、乾痟、顚狂とし、巴利律に kuṭṭhika, gaṇḍika, kilāsika, sosika, apamārika とす、

若し出家を與ふれば突吉羅罪を得」と。

(2)佛王舍城に城しき、跋難陀釋子人の負債し債主の放たざるに出家を與へたり、出家して數日乞食の時到り衣を著け鉢を持して王舍城に入りて乞食せるに是の債主見て之れを捉へ高聲に大喚せり、衆人來集して問へり、何を以つて爾るやと、答へて言はく是の人は我が債を負ひ償はずして出家せりと、衆人言はく是れ何んの道に出家せるやと、報じて言はく沙門なり、何ん等の沙門なる、報じて言はく釋子沙門なり、衆人言はく爾する莫れ、洴沙王令有り、債主放たざるも釋子中に出家すれば遮するを得ず、何を以つての故に、沙門釋子難作し梵行を行じて世事を捨つ、涅槃に向ふこと難きが故にと。諸居士瞋り訶せり、沙門釋子は是れ不負債處なり、負債の人債主放たざるも釋子中に出家すれば說くを得ずと、一人二人に語り二人三人に語り惡名流布して王舍城に遍ぜり。諸比丘有り、少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、跋難陀に問ふ、汝實に爾るや不やと、答へて言さく、實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ、債主放たざるに出家を與ふるやと、佛種種の因緣もて呵し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より負債人の債主の放たざるに出家を與ふるべからず、若し出家を與ふれば突吉羅罪を得」と。

(3)佛王舍城に在しき、[四三]一鍛金の小兒有り、來りて竹園僧坊に入り諸比丘の所に到りて言はく、大德我れ出家を欲す、我れに出家を與へたまへと、諸比丘思惟せずして出家を與へたり。是の兒の父母宗親遍く覓め次に竹園に到り諸比丘の所に詣りて問へり、大德是の如き是の如き小兒有るを見聞するや不やと、是の中比丘有り見ざる者は見ずと言ひ聞かざる者は聞かずと言へり、是の諸親里久しく覓めて得ず便ち捨て去れり。是の兒比丘と作りて久しからずして乞食の時到り衣を著し鉢を持して王舍城に入りて乞食せるに宗親之れを見て問へり、汝出家するやと、答へて言はく出家せり、

【四三】鍛金。鍛冶屋のことならん。

僧坊内にて共に婬欲を作せり、諸居士來り見て言はく沙彌釋子に淸淨行無し共に婬欲を作すと、一人二人に語り二人三人に語り惡名流布して舍衞城に遍ぜり。諸比丘(有り)少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具さに佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と。佛種種の因緣もて訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ、兩沙彌を畜ふるやと、佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり「今より兩沙彌を畜ふるを聽さず、若し畜ふれば突吉羅罪を得、若し二一沙彌を畜へ久しからずして受具足を欲するは無罪なり」と。

五、(1)佛王舍城に在しき、跋難陀釋子[四二]奴に大家の聽さゞるに出家を與へたり、出家し久しからずして乞食の時到り衣を著し鉢を持して王舍城に入り乞食せるに本の大家見て捉へたり、是の比丘高聲に大喚せり、衆人大いに集まりて問へり、何を以つて爾るやと、大家言はく此れは是れ我が奴なり、放たざるに自ら出家せりと、衆人言はく何道中に出家せしやと、報じて言はく沙門なり、何等の沙門なりや、答へて言はく釋子沙門なり、衆人言はく爾すること莫れ、洴沙王に令有り、若し奴の大家放たずして沙門釋子中に出家するも遮するを得ず、何を以つての故に、沙門釋子難作し苦行を行じ世事を捨つ涅槃に向ふこと難きが故にと。諸居士瞋り訶して言はく、沙門釋子は是れ無畏處なり、奴の大家放たざるに釋子中に出家すれば說くことを得ずと、一人二人に語り二人三人に語り惡名流布して王舍城に遍ぜり。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具さに佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに跋難陀に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、報じて言はく實に爾り世尊と。佛種種の因緣もて呵したまへり、何を以つて比丘と名づけ、奴の大家の放たざるに出家を與ふるやと、佛種種の因緣もて呵し竟り諸比丘に語りたまへり「今より奴の大家の放たざるに出家を與ふるべからず、

【四二】奴に大家。奴に奴隷大家はその主なり。

唯父子三人有り、居士自ら念ぜり、諸道中唯だ沙門釋子有り供養の樂を得諸の憂苦無し、是の中に出家すれば諸の不可なしと、思惟し已りて二兒を將ひて祇園中に到り出家を求めたり、諸比丘其の意を知らずして便ち出家を與へたり。數日を經乞食の時到り衣を著し鉢を持して二兒を將ひて舍衞城に入りて乞食し賣食肆、餅肆、[三七]糄糯肆、煎餅肆、[三八]餹餅肆、[三九]歡喜丸肆に詣れり、是の二小兒飢え諸餅食を見て父の摩訶盧より索めて言はく、阿父我れに食を與へよ、我れに餅を與へよと、父兒に語りて言はく、但だ索むるも價無ければ誰か當に汝に與ふべきと、二兒啼いて父を逐いて行けり、諸居士訶罵して言はく、沙門釋子は欲を斷ぜず僧坊内に比丘尼と共にして兒を生むと、一人二人に語り二人三人に語り惡名流布して舍衞城に遍ぜり。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具に佛に白せり。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに摩訶盧比丘に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて呵責したまへり、何を以つて比丘と名づけ十五歳に滿たざる人を沙彌と作すやと、佛種種の因緣もて呵し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より十五歳に滿たざる人は沙彌と作すべからず、若し作せば突吉羅罪を得」と。

(2)佛迦維羅衞國に在しき、是の時[四〇]毘瑠璃愚癡人迦維羅衞釋子を殺せり、時に長老阿難の親里の二小兒走りて阿難に詣れり、阿難殘食を以つて養畜せり。佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、是れ誰の小兒ぞと。答へて言さく是れ我が親里なりと、佛言はく何を以つて出家せざると、阿難報して言はく佛結戒したまへり、十五歳に滿たざる人は沙彌に作すべからずと、是の二小兒十五歳に滿たずと、佛阿難に問ひたまへり、是の二小兒能く僧の食上の烏を驅するや未やと、答へて言さく能くすと、佛言はく、「今より能く驅烏するものを沙彌と作すことを聽す、最下は七歳なり」と。

(3)佛舍衞國に在しき、是の時跋難陀釋子に二沙彌有り、一を[四一]卑陀と名づけ二を摩伽と名づく、

【三七】糄糯肆。おこしを賣る店なり。

【三八】餹餅。餹は豆屑の雜糖なり。

【三九】歡喜丸。律部五、三八三頁註參照。

【四〇】毘瑠璃(Viḍūḍabha)。舍衞國の波斯匿王の子にして迦毘羅城の釋迦族を滅せし王なり。

【四一】卑陀、摩伽。巴利律には Kaṇḍaka, Mahaka とし四分律には闍那、摩佉とす。

(3)佛王舍城に在しき、自恣竟りて二月南山國土[三六]に遊行せんと欲したまふ、是の時佛阿難に告げたまへり、汝諸比丘に語るべし、佛王舍城にて自恣竟り二月南山國土に遊行せんと欲す、誰れか佛に從ふを欲す、若し去かんと欲する者は集まりて佛を待てと。阿難言さく、教を受けぬと、卽ち出でて諸比丘に語れり、佛王舍城に在して自恣し竟り二月南山國土に遊行せんと欲したまふ、誰れか佛に從ふを欲す、去かんと欲する者は集まりて佛を待ちたてまつれと。爾の時王舍城に年少比丘多し、一歲二歲三歲四歲五歲なり、大比丘少なし、是の諸比丘是の如く思惟せり、若し佛に從ひて去けば處處に久住せず、種種供養の利あり、數數依止師を受け、來還復た速かなるも我が和尙阿闍梨去かず我等何を以つて去かんと、諸の小比丘盡くは佛に從はず。爾の時佛少比丘と共に行きたまひ還りて王舍城に到り佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、何を以つて少比丘佛に從つて行くやと、阿難答へて言さく、世尊是の王舍城年少比丘多く大比丘少なし、是の諸比丘是の如く思惟せり、若し佛に從ひて行けば處處に久住せず、種種の供養の利あり數數依止師を受け來還復速かなるも我が和尙阿闍梨去かず我等何を以つて去かんと、是の事を以つての故に多く佛に從はずと。佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛種種の因緣もて戒を讃じ持戒を讃じたまへり、戒を讃じ持戒を讃じ已りて諸比丘に語りたまへり、「今より比丘に五法成就有り滿五歲にして依止を受けざるを聽す」何ん等か五なる、一に死を知り二に不死を知り三に輕を知り四に重を知り五に波羅提木叉を知り(學)利廣說するなり、復た受戒して歲多しと雖も五法を知らざれば應に盡壽他に依止して住すべしと。長老優波離佛に問へり、大比丘應に小比丘に從ひて依止を受くべきや不やと、佛言はく、應に受くべしと。優波離復た問へり、大比丘應に小比丘を承事供養すべきや不やと、佛言はく禮足を除き餘は盡く作すべしと。

四、(1)佛舍衞國に在しき、是の時舍衞城に一居士有り無常對至して財物妻子眷屬奴婢一切死盡し

【三六】 南山國土(Dakkhiṇāgiri)。

僧は某甲の本異道なるに四月波利婆沙を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

是の中云何んが意を得、云何んが意を得ざる、是の本異道現前に應に佛法僧戒を讃じ諸異道を呵すべし、實に若し佛法僧戒を讃ずる時是の本異道の心に喜樂を生ぜず、乃至須臾にても諸異道を訶し實に時に憂愁し瞋諍せんに是れを意を得ずと名づく。若し佛法僧戒を讃ずる時是の本異道の心に喜樂を生じ、諸異道を訶し實に時に憂愁せず瞋諍せざれば、是れを意を得と名づく。

是の如く應に出家受具足を與ふべし、與ふる法は一心に集まれる僧に是の本異道坐より起ち偏に著衣を袒ぎ革屣を脫し僧中に入りて僧の足を禮し蹲跪合掌し應に是の如く言ふべし、「大德僧憶念したまへ、我れ某甲本異道なる善法を信じ出家せんと欲す、我れ先に已に僧中に四月波利婆沙を乞ひ僧先に已に我れに四月波利婆沙を與ふ、我れ某甲 本異道なる 已に僧中に 四月波利婆沙を行じ竟んぬ、我れ今僧に從ひ出家受具足を乞ふ、僧我れ某甲本異道なる四月波利婆沙を行じ竟んぬ、已に諸比丘の意を得、僧當に我れに出家受具足を與へたまへと、第二第三も亦是の如く乞ふ。是の中應に一比丘僧中に唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、是の某甲本異道なる善法を信じ出家せんと欲す、彼れ僧に從ひ四月波利婆沙を乞ひ僧先に已に四月波利婆沙を與へたり、彼已に僧中に四月波利婆沙を行ぜり、波利婆沙を行じ竟りて今僧に從ひ出家受具足を求む、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧是の某甲本異道の已に僧中に四月波利婆沙を行じ竟り諸比丘の意を得たるに當に出家具足を與へん、是の如く白す。

白四羯磨し

僧は是の本異道なる某甲に出家受具足を與へ竟んぬ、僧は忍じたまへり、默然するが故に、是の事是の如く持す。

十兒の啼聲を作すなりと。是の時佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、目犍連に問ふ、汝實に是の事を作すや不やと、目連答へて言さく、實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて目犍連を訶したまへり、汝時を知らず、量を知らず、限齊を知らず、汝人を度せんと欲せんに未だ二十に滿たざる人は寒熱、飢渴、蚊虻、蚤虱、蛇蚖、毒螫を忍ぶこと能はず、他人の惡語身中の苦痛悉く忍ぶこと能はず、滿二十歲の人は能く寒熱、飢渴、蚊虻、蚤虱、蛇蚖、毒螫を忍び他人の惡語及び身中の苦痛皆悉く能く忍ぶと。佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり「今より二十年に滿たざる人に受具足を與ふべからず、若し受を與ふれば[三三]波逸提罪を得。」

(2)佛舍衞國に在しき、佛諸比丘に語りたまへり、若し[三四]異道の人善法を信じ出家せんと欲すれば是の人に應に四月[三五]波利婆沙を與ふべし、若し四月を滿じて諸比丘の意を得れば應に出家を與ふべし。是の如く應に波利婆沙を與ふべし、一心に集まれる僧に是の本異道のもの坐より起ち偏に著衣を袒ぎ革屣を脫し僧中に入りて僧の足を禮し𧿹跪合掌し是の如き言を作せ「諸長老憶念したまへ、我れ某甲本異道なる今善法を信じ出家せんと欲す、我れ某甲本異道なる今僧中に四月波利婆沙を乞ふ、僧我れ某甲本異道なるに四月波利婆沙を與へ竟りて諸比丘の意を得れば僧當に我れに受具足を與へたまへ」と、第二第三も亦是の如く乞ふ。爾の時一比丘應に僧中に唱ふべし。

大德僧聽きたまへ、是の某甲本異道なる善法を信じ出家せんと欲す、今是の某甲本異道なる僧に從ひて四月波利婆沙を乞ひ是の如く言ふ、僧我れ某甲本異道なるに四月波利婆沙を與へ竟りて諸比丘の意を得れば僧當に我れに出家受具足を與へたまへと、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は某甲の本異道なるに僧當に四月波利婆沙を與ふべし、是の如く白す。

白四羯磨す。

【三三】波逸提罪。律部五、一九三頁九十波夜提法註參照。

【三四】異道。外道卽ち佛教以外の教なり。

【三五】波利婆沙(Parivāsa)。別住なり。

見、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀沙彌の爲に說きたまへる出家の十戒なり、凡そ是れ沙彌は當に壽を盡すまで護持すべし。何等か十なる、盡壽殺生を離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽殺生を離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽不與取を離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽不與取を離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽[三〇]非梵行を離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽非梵行を離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽妄語を離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽妄語を離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽飲酒を離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽酒、穀酒、蒲萄酒、甘蔗酒、能放逸酒を飲むを離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽高床大床に處るを離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽高床大床に處るを離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽華、瓔珞を著し香もて身に塗り香もて衣を熏ずるを離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽華、瓔珞を著し香を身に塗り香もて衣を熏ずるを離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽伎歌舞を作すを離れ往いて種種の樂器を觀聽せざるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽伎歌舞を作すを離れ往いて種種の莊嚴を觀聽せざるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽金銀錢寶を受畜するを離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽金銀錢寶を受畜するを離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。盡壽[三一]非時食を離るるは是れ沙彌の戒なり、是の中盡壽非時食を離るるを若し能くすれば當に爾か言ふべし。是の如く五法成就し十歲に滿ちて應に沙彌を畜ふべし、若し五法を成就せずして十歲に滿ちて沙彌を畜ふれば罪を得。

三、(1)佛王舍城に在しき、長老大目犍連王舍城中の[三二]和利等十七諸年少の樂人に受具足戒を與へたり、是の諸人哺時に飢極して僧坊內に高聲大啼して小兒の啼聲を作せり、佛知つて故らに阿難に問ひたまへり、何を以つて僧坊內に小兒の啼聲有りやと、阿難答へて言さく世尊長老大目犍連王舍城中の和利等十七諸年少樂人に受具足戒を與へたり、是の諸人哺時に飢極して僧坊內に高聲大啼して

【三〇】非梵行（abrahmacari-ya）、婬行を言ふ。

【三一】非時食（Vikalabhoja）。正午を過ぎて食を取ること。

【三二】和利（Upāli）。所謂十七群比丘の首なり、十大弟子中の優波利に非ず。

壽を盡すまで是れ佛の優婆塞として憶持したまへ、第三に我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依したてまつる、今より壽を盡すまで是れ佛の優婆塞として憶持したまへと。汝某甲聽け、是れ佛、[25]婆伽婆、[26]知見、釋迦牟尼、[27]多陀阿伽度、[28]阿羅訶、[29]三藐三佛陀の說きたまへる優婆塞五戒なり、凡そ是れ優婆塞は壽を盡すまで護持すべし、何ん等が五なる、盡壽殺生を離るるは是れ優婆塞の戒なり、是の中盡壽殺生を離るるを若し能く持すれば當に能くすと言ふべし、盡壽不與取を離るるは是れ優婆塞の戒なり、是の中盡壽不與取を離るるを若し能く持すれば當に能くすと言ふべし、盡壽邪婬を離るるは是れ優婆塞の戒なり是の中盡壽邪婬を離るるを若し能く持すれば當に能くすと言ふべし、盡壽妄語を離るるは是れ優婆塞の戒なり是の中盡壽妄語を離るるを若し能く持すれば當に能くすと言ふべし、盡壽飲酒を離るるは是れ優婆塞の戒なり、是の中盡壽酒、穀酒、蒲萄酒、甘蔗酒、能放逸酒を飲むを離るるを若し能くすれば當に能くすと言ふべし。我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依して出家せん、是の佛、婆伽婆、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀は出家なり、我れも亦佛に隨ひて出家す、和尚は某甲なり、第二に我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依して出家せん、是の佛、婆伽婆、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀は出家なり、我も亦佛に隨ひて出家せん、和尚は某甲なり、第三に我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依し出家せん、是の佛、婆伽婆、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀は出家なり、我も亦佛に隨ひて出家せん、和尚は某甲なり。我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依し已に出家せり、是の佛、婆伽婆、釋迦牟尼、多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀は出家なり、我も亦佛に隨ひて出家し竟んぬ、和尚は某甲なりと。

(2)爾の時應に問ふべし、汝幾歲なりやと、年に隨ひて答ふべし、何時出家せしや、冬春夏有閏無閏問に隨ひて答ふべし、此の事憶持すべし。戒師應に言ふべし、汝某甲聽け、是れ佛、婆伽婆、知

【二五】婆伽婆(bhagavā)、世尊、佛十號の一。

【二六】知見(vijjācaraṇasampanna)知見を具するもの、明行足、佛十號の一。

【二七】多陀阿伽度(tathāgata)如來、佛十號の一。

【二八】阿羅訶(arahaṃ)應供、佛十號の一。

【二九】三藐三佛陀(sammāsambuddha)、等正覺、佛十號の一。

法成就有り滿十歲にして應に共住弟子に具足を授くべし、何ん等か五なる、一に出家の法を知る、二に能く教師と作る、三に能く戒師と作る、四に能く依止師の法を知る、五に能く遮道の法と遮道ならざる法とを知るなり。復た五法成就有り滿十歲にして應に共住弟子に具足を授くべし、何ん等か五なる、一に能く弟子に清淨戒を教ゆ、二に能く[一九]阿毘曇を教ゆ、三に能く[二〇]比尼を教ゆ、四に弟子他方に在り愁苦して樂しまざれば能く致して來らしむ、若し自ら能く能はざれば他力に因つて致來す、五に弟子若し病めば能く供給す、若し自ら能はざれば能く他をして供給せしむ。是の如く五法成就し十歲に滿ち若しは過ぎて應に共住弟子に具足を授くべし、若し上の諸五法を成就せず十歲に滿ち若しは過ぎて共住弟子に具足を授くれば罪を得。

二、(1)若し比丘上の諸五法成就有り十歲に滿つれば應に他に[二一]依止を與ふべし、云何んが與ふべき、依止を欲求する所の比丘座より起ち偏に著衣を袒ぎ革屣を脫し胡跪し兩手もて長老の兩足を捉へ應に是の如く語るべし「我れ某甲比丘長老に從ひ依止を乞ふ、長老我れに依止を與へたまへ、我れ長老に依止して住せん」と、第二第三も亦是の如く乞ふ、長老應に言ふべし、汝の語の如しと、若し諸の五法成就し十歲に滿つれば應に他の依止を受くべし、若し諸の五法無くんば十歲に滿つるも他の依止を受くれば罪を得。若し比丘上の五法有り十歲に滿つれば應に沙彌を畜ふべし、云何んが畜ふべき、若し未だ剃髮せずして來らば是の時應に與に剃髮すべし、若し自ら袈裟有れば應に著せしむべし、若し無ければ和尚應に衣を與へて著せしむべし、[二二]長跪合掌を教へ戒師應に教ゆべし、[二三]我れ某甲佛に歸依し法に歸依し僧に歸依したてまつる、第二に我れ某甲佛に歸依し法に歸依し僧に歸依したてまつる、第三に我れ某甲佛に歸依し法に歸依し僧に歸依したてまつる、我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依したてまつれり、[二四]今より壽を盡すまで是れ佛の優婆塞として憶持したまへ、第二に我れ某甲已に佛に歸依し已に法に歸依し已に僧に歸依したてまつれり、今より

【一九】 阿毘曇(abhidhamma)經の義理を述べたる論なり。
【二〇】 比尼(vinaya)律なり。
【二一】 依止を學ぶ(Nissayaṃ dadāti)、弟子として依止することを聽す、即ち弟子を取ることなり、依止とは弟子として仕へ戒行を習ひ教を受くること、受具の後は阿闍梨の下にて五年間(巴利律は十年)依止すべしと規定す。
【二二】 長跪合掌、長跪は兩膝を地に著くる禮法にして合掌は十指を合し前に差出し首を屈する禮法なり。
【二三】 巴利律には沙彌の出家作法として先づ剃髮し、袈裟を著けしめ偏袒右肩して比丘の足を禮せしめ「歸依佛歸依法歸依僧」(buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi, dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi, saṃghaṃ saraṇaṃ gacchāmi)と三歸を三度唱へしむるとのみし本律の如く五戒を說かず、本律には優婆塞五戒も共に說く。
【二四】 從今盡壽是佛優婆塞憶持、四分には「優婆塞となるを聽したまへ」とし、巴利に今日より以後命終に至る迄で我れを歸依せる優婆塞として取り入れ給へ」(upāsakaṃ maṃ bhagavā dhāretu ajjatagge pāṇupetaṃ saraṇaṃ gataṃ ti)とする故に上の如く譯す。

住弟子に具足を授くることを得ずとて是の諸比丘十歳に滿ちて皆共住弟子に具足を授くや、法を知るも授け法を知らざるも亦授く、善なるも畜へ不善なるも亦畜へ、戒に住するも度し戒に住せざるも亦度す、是の中和尙法を知らず不善不住戒にして弟子も亦爾るを見る、他に出家受具足を與へて依止師と作り沙彌を畜ふると。彼の諸比丘種種に訶し竟りて是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛知つて故らに問ひたまへり、諸比丘に問ふ、汝實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて訶責したまへり、何んを以つて比丘と名づけ、佛和尙を聽し阿闍梨を聽し十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまひ、十歳に滿たずして共住弟子に具足を授くることを得ずとて是の諸比丘十歳に滿ちて皆共住弟子に具足を授くや、法を知るも授け法を知らざるも亦授く、善なるも畜へ不善なるも亦畜ふ、戒に住するも度し戒に住せざるも亦度す、是の中和尙法を知らず不善不住戒にして弟子も亦爾るを見る、他に出家受具足を與へて依止師と作り沙彌を畜ふると。佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より五法成就し十歳に滿ち若しは過ぎて應に共住弟子に具足を授くべし。」何ん等を五とす、一に滿十歳若しは過ぐ、二に持戒して破らず、三に多聞なる、四に力能有り如法に弟子の憂悔を除く、五に能く弟子の惡邪を拔く。復た五法成就有り滿十歳にして應に共住弟子に具足を授くべし、何等か五なる、一に信成、二に戒成、三に聞成、四に捨成、五に慧成にして弟子を能く讃じ能く敎へ善く信戒聞捨慧に入住せしむるなり。復た五法成就有り滿十歳にして應に共住弟子に具足を授くべし、何ん等か五なる、一に[一六]無學戒衆、二に無學定衆、三に無學慧衆、四に無學解脫衆、五に無學解脫知見知(成就)なり、弟子を能く讃じ能く敎へ善く戒定慧解脫解脫知見衆に入住せしむ。復た五法成就有り滿十歳にして應に共住弟子に具足を授くべし、何ん等か五なる、一に犯を知る、二に非犯を知る、三に罪の輕きを知る、四に罪の重きを知る、五に[一七]波羅提木叉を誦するを知り[一八]學利廣說するなり。復た五

【一六】無學戒衆等、無學戒蘊(asekhasīlakkhandha)とも云ふ、無學とは更に學ぶの要なき完全の意にして戒、定(samādhi)慧(paññā)解脫(vimutti)解脫知見(vimuttiñāṇadassana)の五法所謂五分法身を完全に具することなり。
【一七】波羅提木叉(Pātimokkha)戒律の條文をまとめたる所謂戒本なり。
【一八】學利廣說、巴利律に「箇條に隨ひ文句に隨ひてよく決斷す」(suvinicchitāni suttato anuvyañjanaso)と云ふ、波羅提木叉の條文を解しよく決斷することなり。

今の佛も亦是の如く問ひたまへり、優波斯那、夏安居忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからず道路疲れざるやと、優波斯那答へて言さく、實に忍足し安樂住し乞食乏しからず道路疲れずと、佛知つて故らに問ひたまへり、優波斯那是れは誰の善男子なると、答へて言さく是れは我が許なり、是れ何ん等を作すや、答へて言さく是れ我が共住弟子なりと、佛言はく、汝幾歳なる、答へて言さく二歳なりと、是の善男子は幾歳なる、答へて言さく一歳なりと。佛是の事を以つて僧を集めたまへり、僧を集め已りて佛種種の因緣もて優波斯那を訶したまへり、汝愚癡の人、何んが故に先來思惟して但だ衆を畜ふるを欲し二歳比丘一歳の共住弟子を畜ふるや、何を以つて比丘と名づけ、佛我等に和尚阿闍梨と作るを聽し十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまへりとて是の年少比丘共住弟子に具足を授くや、一歳二歳三歳四歳五歳の少長老比丘なりと、佛種種の因緣もて訶し竟り諸比丘に語りたまへり、「今より十歳に滿たずして共住弟子に具足を授くることを得ず、若し具足戒を授くれば突吉羅を犯ず」と。

(4)是の時諸比丘心に念ずらく、佛我に和尚を聽し阿闍梨を聽し十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまひ十歳に滿たずして共住弟子に具足を授くることを得ずと、是の諸比丘十歳に滿ちて皆共住弟子に具足を授けたり、法を知るも授け法を知らざるも亦授け、善なるも畜へ不善なるも亦畜へ、戒に住するも度し戒に住せざるも亦度せり。是の中和尚法を知らず弟子も亦法を知らず、和尚不善にして弟子も亦不善、和尚戒に住せず弟子も亦戒に住せざるを見る、是の時諸比丘自ら法を知らず不善不住戒にして他に出家受具足を與へ依止師と作りて沙彌を畜へたり。一比丘摩訶盧あり法を知らず不善不住戒にして空しく十歳に滿ち共住弟子に受具足戒を與へ小事を以つて弟子と鬪諍し弟子戒を捨てて還俗せり。諸比丘の少欲知足にして頭陀を行ずるもの呵責して言はく、何を以つて比丘と名づけ、佛和尚を聽し阿闍梨を聽し十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまひ、十歳に滿たずして共

子を看養畜するに兒の如き想ひにてし、共住弟子近住弟子の和尚阿闍梨を看ること父の如き想ひにてすべし、汝等是の如く展轉相依住して我が法中に於いて善法を增長せん。

(2)佛王舍城に在しき、是の時諸比丘心に念ぜり、佛已に我等に和尚阿闍梨と作るを聽したまひ已に十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまへりと、彼の年少比丘和尚と作れり、若しは一歲二歲三歲四歲五歲の少長老比丘師と作れり。是の中比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、諸比丘を訶責せり、何を以つて比丘と名け佛已に我等に和尚阿闍梨と作るを聽し、十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまへりとて年少比丘和尚と作るや、若しは一歲二歲三歲四歲五歲の、少長老比丘なりと。彼の諸比丘種種に訶し已りて是の事を以つて具に佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまへり、僧を集め竟りて佛知つて故らに諸比丘に問ひたまへり、汝等實に爾るや不やと、答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて諸比丘を訶したまへり、何を以つて比丘と名づけ佛已に我等に和尚阿闍梨と作るを聽し十僧現前白四羯磨受具足戒を聽したまへりとて年少比丘和尚と作るや、若しは一歲二歲三歲四歲五歲の少長老比丘なりと。佛呵責したまへりと雖も未だ結戒したまはず。

(3)佛舍衞國に在しき、爾の時長老[一二]優波斯那婆檀提子一歲にて共住弟子に具足を授け、和尚一歲弟子無歲にて共住し憍薩羅國の一處に夏安居せり。諸佛の常法兩時に大會あり、[一三]春の末月夏の末月なり、春の末月とは安居せんと欲する時諸方國の比丘來り佛の說法を聽き心に念ず、是の法夏安居の樂なりと、是れ初の大會なり、夏の末月とは[一四]自恣し作衣竟り衣鉢を持し來りて佛所に詣り是の如く思惟す、我れ久しく婆伽婆に見えず久しく[一五]修伽陀に見えずと、是れ第二の大會なり。是の時長老優波斯那是の中の住處に夏安居し自恣竟り作衣已りて衣鉢を持し自身二歲弟子一歲にて共に遊行し舍衞國に往き佛所に到りて頭面もて佛足を禮し一面に坐せり、諸佛の常法客比丘を問訊したまふ、夏安居忍するや不や、足するや不や、安樂住するや不や、乞食乏しからず道路疲れざるやと、

【一二】優波斯那婆檀提子(Upasena Vaṅgantaputta)略して優波斯那或は婆先と言ふ、近軍と譯す、舍利弗の弟子なり。
【一三】春末月云云。律部五、四四頁註參照。
【一四】自恣作衣竟。律部五、九頁註參照。
【一五】修伽陀(Sugata)。善逝と譯す、佛十號の一。

て問ひたまふ。今佛知つて故らに問ひたまふ。佛諸比丘に問ひたまへり、汝實に爾るや不やと答へて言さく實に爾り世尊と、佛種種の因緣もて呵責したまへり、何を以つて比丘と名づけ和尙阿闍梨無く袈裟衣を作るに如法ならず、衣を著するに如法ならず、及び身威儀皆如法ならず、聚落より聚落に至り城より城に至り國より國に至りて遊行する時、乞食を行ずる時飯を乞ひ羹を乞ひ佉陀尼を乞ひ、人の食に請ずる時飯を索め羹を索め佉陀尼を索め他の殘食鉢、殘飯殘羹殘佉陀尼殘漿を取り高聲大聲に食すること譬へば諸婆羅門の食するが如きや。諸外道異學嫉妬譏嫌し呵責して言はく、沙門釋子に善教無し、教を被らず調順無く調御法無し、袈裟衣を作るに如法ならず、及び身威儀皆如法ならず、聚落より聚落に至り城より城に至り國より國に至りて遊行する時乞食を行ずる時飯を乞ひ羹を乞ひ佉陀尼を乞ひ人の食に請ずる時飯を索め羹を索め佉陀尼を索め他の殘食鉢、殘飯殘羹殘佉陀尼殘漿を取り高聲大聲に食すること譬へば諸婆羅門の食するが如しと。佛種種の因緣もて訶し已り諸比丘に語りたまへり、今より[八]和尙阿闍梨と作るを聽す、[九]十僧現前白四羯磨受具足を聽す、云何んが白四羯磨受具足なる、衆僧一心に和合し一比丘僧中に唱へよ、

大德僧聽きたまへ、是の某甲、某甲に從ひて具足戒を受けんとす、是れ僧に從ひて受具足戒を乞ふ某甲なり、和尙は某甲なり、若し僧時到らば僧忍聽したまへ、僧は當に某甲に受具足を與へん、和尙は某甲なり、是の如く白す。

と、白四羯磨せよ、今より和尙に[一〇]共行弟子を聽す、(弟子)若し病めば應に看るべく死せんと欲すれば應に救ふべし、若し病めば應に隨病の飮食隨病の藥隨病の供給を與ふべし、若し弟子に財無くば和尙應に給すべし、若し和尙に無くば他より索めて與ふべし、若し少知識にして索めて得ること能はざれば乞食して好食を得て應に與ふべし。若し和尙病めば弟子も亦(應に)爾すべし。阿闍梨の[一一]近住弟子を看近住弟子の阿闍梨を看ること亦是の如し、今より諸有の和尙阿闍梨共住弟子近住弟

【八】聽作和尙阿闍梨、巴利律には單に和尙を聽すと言ふも次に、「是の如くして和尙を取るべし」(evañ ca pana bhikkhave upajjhāyo gahetabbo)と言ふ故に作るは和尙を持つ意の如きも下の文によれば「なる」の意とす。

【九】十僧現前云云、十人(或はそれ以上)の比丘が出席し白四羯磨の法により具足戒を受けて比丘となること、その方式は下に說く如し。

【一〇】共行弟子(Saddhivihārika)、同一住所に在りて教を受くる弟子なり、和尙の弟子を云ふ。

【一一】近住弟子(Antevāsika)、下に住するものの意、阿闍梨の下に住し教授を受くるもの、和尙に對する弟子(共行弟子)と區別して近住弟子とす。

〔十誦律〕卷の第二十一（四誦之二）

〔犍度部〕

一 七法中 二 受具足戒法第一

1 受具足戒法 （一四八a）

一、(1)三佛婆伽婆王舍城外に住したまひき、爾の時未だ比丘に四和尚、五阿闍梨と作るを聽したまはず未だ白四羯磨受具足戒有らざりき。時に諸比丘初めに未だ和尚阿闍梨有らざるを以つての故に袈裟衣を作るに如法ならず、著衣も亦如法ならず、及び身威儀皆不如法なり。又諸比丘聚落より聚落に至り城より城に至り國より國に至りて遊行する時、乞食を行ずる時飯を乞ひ羹を乞ひ六佉陀尼を乞ひ、人の食に請ずる時飯を索め羹を索め佉陀尼を索め、他の殘食鉢、殘飯、殘羹、殘佉陀尼殘糗を取り、高聲大聲に食すること譬へば婆羅門の食するが如し。一比丘七摩訶盧有り、苦痛を患ひ等侶有ること無く人の看視するもの無し、外學異道是の如き事を見て譏嫌呵責せり、沙門釋子に善教無く教を被らず調順無く調御法無し、袈裟衣を作るに如法ならず著衣も亦如法ならず及び身威儀皆如法ならず、聚落より聚落に至り城より城に至り國より國に至りて遊行する時、乞食を行ずる時飯を乞ひ羹を乞ひ佉陀尼を乞ひ、人の食に請ずる時飯を索め羹を索め佉陀尼を索め、他の殘食鉢、殘飯殘羹殘佉陀尼殘糗を取り高聲大聲に食すること譬へば諸婆羅門の食するが如しと。諸比丘有り少欲知足にして頭陀を行ず、是の事を聞きて心に慚愧し是の事を以つて具さに佛に白せり、佛是の因緣を以つて僧を集めたまひ僧を集め竟りて諸佛の常法は知つて問ひ知つて而も問ひたまはざること有り、時を知つて問ひ時を知つて問ひたまはず、益有りて問ひ益無くして問ひたまはず、因緣有り

【一】七法、以下四分律、五分律、巴利律等の犍度部(Khandhaka)即ち教團の制度規定、行事等を說く部分に相當す、他律に於いては比丘戒の次に比丘尼戒を述べ次に犍度部を說くが本律のみ比丘尼戒の前にこの犍度部をおく、又本律にはこの部を七法、八法、雜誦の三部とす。

【二】受具足戒法。(Mahākhandhaka) 出家入團の作法規定を說く。

【三】佛婆伽婆(Buddha Bhagavā) 婆伽婆は有德者の義にして佛の尊稱、世尊と譯す。

【四】和尚(Upajjhāya)、弟子に具足戒を授ける師のこと、法臘十歲以上にして有德有智持戒多聞なるを要す。

【五】阿闍梨(Ācariya)、師匠なり、卽ち弟子の行爲を矯正しその師範となり教授し得べき者の敬稱にして五夏以上にして律に明らかにして羯磨に堪能なる者は阿闍梨となりて弟子を教授し得るとす。

【六】佉陀尼、律部五、二八五頁註參照。

【七】摩訶盧(Mahallaka)、摩訶羅とも寫す、無知、老と譯す、愚鈍比丘のこと。

目次

律部 六

上田天瑞譯

國譯一切經

大東出版社藏版